

「無らい県運動」と教育—竜田寮児童通学問題を中心として—

## 一 「竜田寮児童通学問題」の発端

東日本大震災で避難した福島の子どもたちに、「放射能が移るから学校に来るな」といった心ない言葉が浴びせられ、通学を断念せざるを得ない事態も生じているという。ここで改めて想起されるのは今から 60 年くらい前、熊本市内で起きた通学拒否事件である。PTA が科学に背を向けて無法行為を繰り返し、日本国憲法および教育基本法が保障する子どもの「教育を受ける権利」を踏みにじり、保護者らの度重なる訴えにもかかわらず、この人権蹂躪を行政もマスメディアも市民も傍観したという「竜田寮児童通学問題」である。日本の教育史上、一大汚点ともいふべき「竜田寮児童通学問題」はどのように起こったのであろうか。藤野豊編・解説／編集復刻版『近現代ハンセン病問題資料集成＜戦後編第 5 巻＞竜田寮児童通学問題 I / 解説』（不二出版）によれば、その発端が次のように解説されている。

「未感染児童」という言葉がある。ハンセン病患者の親を持つが、自分は感染していない子どもたちのことである。これは隔離政策が生み出した冷酷な言葉であるが、そうした子どもたちは、親の隔離により生活に支障をきたした場合、療養所に付属する児童養護施設に預けられた。通学問題が勃発した 1954 年当時、全国に 7 施設が存在したが、多くの施設では、その子どもたちは地元の小学校・中学校に通学していた。それが許されなかったのは、松丘保養園（青森市）と菊池恵楓園（熊本県菊池郡合志町）に付属する施設のみであった。通学が拒まれた理由は、一般の保護者の偏見に基づく反対であった。

竜田寮は、菊池恵楓園に付属する施設である。しかし設置場所は恵楓園とは離れた熊本市黒髪町である。開設されたのは 1942 年 10 月、以来、子どもたちは寮内に設置された地元の黒髪小学校の分教場で学ぶことを強制されていた。その後、中学生は地元の中学校に通学できるようになったが、小学生については、地元の黒髪小学校の PTA の反対が強く、同校への通学は実現せず、竜田寮内の分教場で、ひとりの教員（教諭ではなく講師）が 1 年生から 6 年生までをひとつの教室で同時に教えるという教育環境を強いられていた。1953 年 11 月 28 日現在の児童数は 23 名であった。

しかしこうした現実には教育基本法に明記された教育の機会均等の理念に反する。熊本市教育委員会がようやく、竜田寮の子どもたちの黒髪小学校への通学を決定したのは、1953 年のことであった。

## 二 「竜田寮児童通学問題」の経過概要

昭和 30 年 2 月 20 日に発行された菊池恵楓園患者援護会編「恵楓」第 83 号（昭和 30 年 1・2 月号）31 頁以下等によれば、「竜田寮児童通学問題」の経過概要は次の通りである。

28. 11. 26 恵楓園長、黒髪小学校長宛に通学許可を求めたところ、「校長として異存はないが、決定はPTAの意向に従う他なし」旨を回答。
28. 11. 27 恵楓園長、PTA 会長宛に「黒髪小学校分教場児童の本校通学について」のPTAの意向を質す。
28. 12. 01 恵楓園長、熊本地方法務局に「竜田寮児童」の黒髪小学校通学を要望。
28. 12. 02 熊本地方法務局長、中央児童福祉協議会長、熊本県児童福祉協議会長、厚生省医務局長宛に解決方申告。
28. 12. 09 PTA 総会、熊本市教育委員会（以下、市教委。）に検討一任。
28. 12. 10 市教委開催、九州 MTL 理事長エカード女史より善処方を要望。
29. 01. 09 熊本地方法務局、2 月中に円満解決したいとの意向を発表。
29. 02. 16 法務、厚生、文部三者協議会で「らい療養所附設の保育所に収容中の児童を一般の学校に通学させるべき」との基本態度を決定。
29. 02. 28 PTA の通学反対派は「癩未発病児童黒髪校入学反対有志会」の名の下で反対集会を開催。
29. 03. 01 校区町民大会、通学反対決議。  
熊本地方法務局、市教委、恵楓園三者協議会で「昭和 29 年 4 月以降竜田寮児童を全面的に黒髪小学校本校に通学させること、恵楓園は竜田寮児童の健康管理を一層厳密にすること」の基本方針を決定。
29. 03. 06 PTA 総会は反対態度を強化。
29. 03. 11 市教委長による「竜田寮学童全員を市内小学校へ本年 4 月 1 日から通学させることを決定した」との声明。
29. 03. 12 PTA 総会、「許可すれば同盟休校」を決議。
29. 03. 13 市教委長による「竜田寮学童全員を市内小学校へ本年 4 月 1 日から通学させること」について市民の理解を求める第 2 回声明。
29. 03. 15 反対派、「ライ未発病児童の黒髪校入学反対町民大会」を開催、市内デモ行進。『町民の声』と称する機関誌を発行。
29. 03. 18 熊本地方法務局、「竜田寮児童は黒髪小学校に通学させることが相当」との声明。
29. 03. 25 熊本地方法務局主催懇談会の席上、反対派は「第 3 者の診断結果によっては反対しない」旨を表明。
29. 04. 02 市教委は「4 月 8 日の入学式から新 1 年生だけ 4 名全員を黒髪小学校に通学させ、2 年生以上は 5、6 月頃、健康診断を行ったうえ通学させる」という方針に転換し、市教委指示により新入学児童 4 名のみ熊大病院で健康診断。
29. 04. 07 市教委は PTA 反対派に「健康診断の結果、明 8 日より通学」を通告。反対派はこれを拒否、同夜の町民大会で同盟休校を決議。実行本部として校長室を占拠。
29. 04. 08 黒髪校本校入学式に竜田寮から 4 名の新 1 年生が登校するが、児童の登校拒否公

然として行わる。登校児童数僅少（76名）のため臨時休校。

PTA 総会「同盟休校継続、市教委の責任追及等」決議。

29. 04. 09 熊本地方務局より PTA 会長宛に警告。 登校児童数 276 名。
29. 04. 10 登校児童数 332 名。
29. 04. 12 反対派は寺子屋教室を校区内各所に開設。 登校児童数 312 名。
29. 04. 13 市議会文教委員会、調停に乗り出す。 登校児童数 346 名。
29. 04. 14 市議会文教委、恵楓園に対し、新 1 年生の 4 名をハンセン病に感染していないことを証明する精密検査を行い、その上で改めて通学させる、その間は竜田寮に引き取ってもらいたいという調停案を提案。園長は「筋の通らぬ調停」として許否。 登校児童数 346 名。
29. 04. 15 登校児童数 331 名。
29. 04. 17 入園者側より反対運動停止方を申入れ。  
熊大 YMCA が通学賛成街頭宣伝。 登校児童数 356 名。
29. 04. 19 法務、文部、厚生三省の第 2 回協議で「三省既定方針は変更する必要を認めず」とするものの、「関係者の自発的意思によって「らい」検診を受けることは、官側の関与しないところである」として、市議会文教委の調停案を事実上認める。 登校児童数 422 名。
29. 04. 20 登校児童数 425 名。
29. 04. 21 市議会文教委は「事態收拾のために 10 日間休校を教育委員会から指令すること、その間において問題の具体的解決をはかることの調停案を決定し、本 21 日午後 3 時から文教委員会を開き、右調停案について協議の結果、満場一致原案通り決定し、市教育委員会にこの旨通告した」との声明書を出す。  
市教委は「黒髪校を 1 週間ないし 10 日間休校すること、その間竜田寮児童 4 名の新入生に対する再診査を行うこと」との黒髪校同盟休校解決案を発表。
29. 04. 22 市教委長及び市議会文教委長、園を訪問し解決案について協力方を要請。園側は「竜田寮児童の黒髪校通学については、熊本市教委の決定を諒承してその完全な実施を期待し、2 年生以上 21 名の竜田寮児童をこの際黒髪校本校に通学させること」「竜田寮児童の診察はらい予防法第 21 条にテイ触しない範囲で実施さるべきこと」「竜田寮児童がライ患者であるかのように危険呼ばわりし、ことさらに嫌悪恐怖感をあおるような一切の行為の即時停止、学校の内外を問わず登校の自由意志を抑圧する一切の活動の即時停止」「同盟休校実行本部の校長室からの即時撤去」などの条件を嚴重申入れて要望に応じることを表明。 登校児童数 432 名。
29. 04. 26 黒髪小学校 PTA 有志、「市教委は既定方針に邁進すること、調停中の反対派町民集会について責任を追及し警告を発すること、PTA 総会に名をかりて開催せられる反対派の行動を徹底的に取締ること、反対派父兄に対し調停者は強力な指

導をすること、長期休校を無意義なものとする事は絶対に許されないこと」などを声明。

29. 04. 27 竜田寮からの新1年生児童4名、熊大で再診。
29. 04. 30 熊大は診察の結果、「4名の内3名は健康、1名は癩の症状はないが注意を要する」と判定。  
反対派、4名全員の通学拒否を主張。  
市議会文教委は「3名本校、1名分教場通学が適当」と声明。
29. 05. 01 熊本市議会文教委、市教委宛に「竜田寮児童の中、3名は黒髪校本校に通学せしめることが適当で、教委はそれで善処すること」との調停案を通告。
29. 05. 03 PTA 総会、4名共通学拒否、同盟休校（賛成派児童を除く）を決議。
29. 05. 04 入園者大会は来園の市教委全委員に4名全員通学を陳情。
29. 05. 05 反対派、市内で公聴会開催。  
入園者、外出直接陳情の許可を要請。
29. 05. 06 市教委、「3名本校、1名分教場」の調停案の受諾を決定し、発表。  
恵楓園長、「伝染の危険なきものは当然教育上の機会均等が与えられるべきもので、通学を拒否されることは重大なる人権の侵害と言わなければならない。今後あくまで合法的にこの通学問題の実現を期す」と声明。  
入園者、憤激して外出陳情を再度要請、園は必死の説得によりこれを鎮静。  
熊本地方務局、市教委の声明発表に関し“同決定は矛盾したものであり、4名とも通学させるべきである”との正式見解を発表。  
同局長、人権擁護課長、園を訪問し、全入所者に直接行動の自粛を要望。
29. 05. 07 市教委の指示により黒髪校再開、寮児童3名登校、1名は分教場出席。  
反対派の同盟休校、一応は解かれる。
29. 05. 14 入園者1名、通学促進のためハンスト。
29. 05. 15 新たに3名ハンスト。
29. 05. 17 更に1名ハンスト。
29. 05. 18 園の説得によりハンスト中止。
29. 05. 30 熊本地方務局長、市教委長宛に「3名の通学は、なお問題は残されるにしても、当時の事情としては已むを得ざるもの」としたうえで、「分教場に残された1年生の1名と2年生以上21名が通学できるよう特別の配慮」を要望。
29. 05. 31 熊本地方務局、市教委長宛に残存児童全員の通学許可方を要望。
29. 06. 02 第19回国会衆院文部委員会において本問題の質疑応答あり。
29. 06. 10 PTA 反対派、竜田寮解消を目的とする黒髪会結成を提唱。
29. 06. 25 癩予防デーにつき日米文化センターと市教委共催により市内で啓蒙講演会開催。
29. 07. 18 黒髪会結成、現PTA会長、副会長等を役員に選任。
29. 07. 24 法務省人権擁護局第二課長、園訪問し、事情を聴取。

29. 08. 02 反対派、来熊の厚生大臣に竜田寮解消方を陳情。
29. 08. 03 賛成派、厚生大臣に問題解決促進方を陳情。
29. 08. 07 厚生省医務局次長を囲み、市教委主催の懇談会。
29. 08. 10 恵楓園長、熊本地方法務局長宛に「遅くとも来る9月1日の第2学期より竜田寮全児童の黒髪小学校本校通学が当然実現されるものと期待してよいか、これが実現困難とすればその理由は、実現不可能であれば、いつ、いかなる方法で解決願えるか」を市教委に確かめるように要請。
29. 08. 11 熊本地方法務局、市教委宛に9月第2学期からの通学について照会。
29. 08. 21 市教委は熊本地方法務局宛に「第2学期始め9月1日予定の通学については、当初の基本線は堅持するものの、客観情勢が未だ十分成熟していないので、このまま実施すれば、静かなるべき児童教育上再び混乱惹起が憂慮されることから、現在の段階においては実施困難であり、客観情勢の好転を期待して善処したい」ので、通学は不許可旨を回答。  
黒髪会、市教委決定を支持、反対運動強化を強調。  
恵楓園長、「市教委は9月からの通学不許可につき公的機関として熊本市民並びに全国民が納得のゆくような理由を詳細明確に発表される義務がある」との声明を発表。
29. 08. 30 PTA 賛成派代表、通学不許可決定につき市教委長宛に抗議。
29. 08. 31 賛成派代表等、来熊の文部大臣に早期解決方を陳情。  
文部大臣、県庁での記者会見で「地元の話合いで円満解決を望む」旨を語る。
29. 09. 01 日本子供を守る会八代支部、文部大臣宛に通学早期実現方を陳情。
29. 09. 16 PTA 賛成派代表、国会陳情のために上京。
29. 09. 20 参院文部委、問題解決に乗り出す方針を決定。
29. 09. 23 参院文部委理事会、10月7日開催予定の委員会に参考人として賛成派代表1名、PTA 会長、市教委長、園長の4名喚問を決定。
29. 09. 24 賛成派代表舩熊、関係方面に陳情経過を説明。
29. 09. 26 「参院文部委召喚の件および今後の方針」を議題とするPTA 総会開催、通学反対を再確認、会長の外代表5名を上京せしめ現地調査の要請等を決定。
29. 09. 27 黒髪校区内で賛成派主催の国会陳情報告会を開催、反対派の妨害激しく遂に弁士に対する傷害事件を見るなど、緊迫した空気の中に終結。
29. 09. 29 PTA 賛成派、前記暴行事件につき「嚴重反省と陳謝を要望」旨声明。
29. 09. 30 入園者代表も同様声明。
29. 10. 01 黒髪会、明春新入学児をもつ家庭に文書を以て対策協議会方を提唱。
29. 10. 04 参院文部委各参考人等上京。反対派PTA 駅頭デモ。
29. 10. 07 参院文部委開催、参考人に反対派1名を追加、各参考人より意見聴取。同夜、同委員長の斡旋により懇談の結果、「現地で自主解決のため協力」に意見一致。

29. 10. 08 前期申合せ（なお、解決困難の際は同委が再び乗り出すこととなる。）を委員長より文部委に報告。
29. 10. 10 前記参考人等帰熊。
29. 10. 16 市教委長等来園、「解決は来年4月まで延期、明春新入学児の内2名を黒髪本校に、他は分教場に」との第1回解決案を提示し、園側は受諾できぬ旨を回答。
29. 10. 19 藤楓協会常務理事来園、前日反対派と医学的問題を中心に懇談した旨を入園者に説明。
29. 10. 20 市教委長は第1回案を修正した「新入学児および新3年制を市内一般小学校に通学せしめる」との第2回案を提示。
29. 10. 21 園側は、「黒髪本校に」との希望を附して、市教委長宛に再考を求む。
29. 11. 02 市教委長等、園訪問し、「問題の解決を昭和30年度の新学期まで先送りし、その段階で、黒髪小学校に入学した現1年生を除いて、新1年生と3年生を黒髪小学校を含む学区内の一般小学校に通学させ、新4年生以上は従来通り分教場で教育する、分教場（竜田寮）は昭和32年度限りで廃止する」との第3回案を提示。  
PTA 賛成派、恵楓園自治会、やむを得ずこの案を受諾。
29. 11. 14 市教委、第3回案を骨子とする解決原案（9項目案）を提示。
29. 11. 15 市教委長、園訪問し、前記原案について入園者・関係者と懇談、説得に当る。
30. 01. 08 熊本日々新聞、「再燃でない問題解決を」望む社説掲載。  
市教委開催、態度を協議。
30. 01. 10 市教委長は文部、厚生両省、参院文部委に報告協議のために上京。
30. 01. 12 PTA 臨時総会、昨年11月に市教委提示の9項目案を拒否、同盟休校の再開をほのめかして、「竜田寮からの直接通学反対」を市教委宛に申入れ。
30. 01. 17 市教委長、帰熊し、「新入学児逐年入学 新3年生以上は分教場」なる基本案が中央の協力支援を得た旨発表。
30. 01. 19 PTA 反対派、「9項目案拒否」を市教委宛に再度申入れ。更に市教委長自宅を深夜集団訪問し、反対陳情。
30. 01. 21 PTA 反対派約150名、市教委案反対を申入れ。  
これに対し市教委長は「9項目案が拒否されたため逐年入学の基本案に戻った」と事情を説明、協力方を要望。この際「竜田寮に代わる新養護施設の設置」なる解決私案（〇〇案）が判明。
30. 01. 23 PTA 総会、市教委再提示の9項目案及び基本案全面拒否、〇〇試案を支持、「猛省せざれば市教委の暴挙に総力で闘う」との要望書案を可決。
30. 01. 24 入園者、市教委長宛に基本案貫徹方を要望。
30. 01. 25 熊本県養護施設連合、市教委長宛に「PTA の反省を促す、市教委案全面支持、所信に向かって邁進せよ」との要望激励。

反対派実行委員会、23日総会決定の要望書を市教委長宛に手交、「今後の事態は市教委の責任」と強調。

市教委長は逐年入学の基本案を譲らず、交渉決裂。

30. 01. 26 PTA 実行委員、「市教委との実力斗争」を文書を以て各家庭に呼びかけ。  
文部省、市教委長と電話連絡、基本案堅持の市教委の態度を了承、全面支持を表明。
30. 01. 27 夜、反対派町民大会は校庭で篝火を焚き、「反対派ののろし」をあげる。
30. 01. 29 PTA 賛成派、熊本市公会堂で真相発表会開催、市教委基本案の支持を市民に訴える。  
反対派も市内公園で発表会を開き、市教委及び賛成派を攻撃。
30. 01. 31 市教委、黒髪校長宛に寮児を含む入学通知書を送付。
30. 02. 01 反対派、入学通知書送付について対策協議し、「死を賭して市教委の猛省を促す」と決議。
30. 02. 02 反対派委員3名、市教委事務局玄関前で無期限ハンストに入る。  
市教委長は「既定方針は変えぬ」と言明。
30. 02. 03 ハンスト続行。  
市教委流会。市教委長はPTA会長と善後策を協議するも結論を見ず。  
反対派住民、市議会文教委員宅を訪問し、協力方を要請。  
入園者、「あくまでも基本案堅持」を市教委宛に要望。
30. 02. 04 ハンスト続行。  
市教委長、PTA会長と打開策を協議し、市内養護施設宛に「寮児を他施設へ分散の上通学させること」に協力方を要請。  
反対派、ハンスト第二陣を編成し、各市教委員自宅前に座込みをも辞せぬ態勢。  
賛成派、「ハンスト放置は正義の妨害」と声明。  
療養所九州地区協議会代表、市教委長宛に「方針断行」を要望。
30. 02. 05 ハンスト続行。  
PTA会長、賛成派声明に「ハンストを放置しておらぬ」と反駁。
30. 02. 06 ハンスト者の衰弱が加わる。  
市教委は熊本北署にスト者保護方を依頼するも、同署は「介入の段階にあらず」と拒否。  
PTA総会開催、「状況次第で同盟休校、方法時期は委員に一任」と決議。
30. 02. 07 ハンスト者の容体悪化。  
市議会文教委は緊急会議、市教委を非難、「ハンストの早期解除、白紙の立場で解決を第三者に委任すべし」と声明。  
市教委は市議会文教委と同道し、熊本北署にハンスト者の強制撤去方を要望。万一を予想して日赤救急車の出動を要請し、医師看護婦等の出向を期せしむ。

PTA 会長、新養護施設までの間、「新 1 年生は理解ある第三者家庭から本校通学、新 2 年生はそのまゝ、新 3 年生以上は分教場」なる暫定案を発表。

反対派はこれを支持し、入園者は拒否。

高橋熊本商大、鰐淵熊大両学長が調停に乗り出す。

30. 02. 08 前記両学長の調停で関係者は「明るい見通しがついた」と共同発表、PTA、入園者双方に説得を開始。

同夜、ハンスト打切り。

30. 04. 18 1 週間遅れで举行された入学式に、熊本商科大学の施設に移った竜田寮の新 1 年生が出席。

31. 03. 熊本商科大学の施設に引き取られていた 1 年生 3 名が竜田寮に戻り、竜田寮から通学。

恵楓園長、「今后引続き徐々に分散に努力する」旨の方針を示す。

31. 04. 新年度の新 1 年生はなく、さらに 11 名の児童が 3 月末に親族や養護施設に引き取られた結果、4 月以降の竜田寮在籍の子どもは 9 名に減少。

32. 03. 26 結核性疾患で結核の国立療養所である再春荘に入院中の 1 名を残して全児童の分散が終了した後、竜田寮は廃止され、建物は熊本市に譲渡。

### 三 熊本市教育委員会等の対応

同委員会の対応は、黒髪小学校 PTA 反対派等の執拗な運動等により、①竜田寮児童の黒髪小学校への「全面通学案」から、②新 1 年生 4 名を先ず通学させ、その後、残りの 21 名を通学させる「2 段階通学案」、③新 1 年生 4 名を再診察の上通学させる「再診察通学案」、④新 1 年生 4 名のうち 3 名のみを通学させる「3 名案」、⑤昭和 30 年まで実施を延期する「実施延期案」を経て、⑥第三者家庭からの「別ルート通学案」へと次第に後退していくが、各案の内容等は次の通りである。

#### 1. 「全面通学案」

①熊本地方務局、熊本市教育委員会、並びに菊池恵楓園三者間に於ける協議決定事項（昭和 29 年 3 月 1 日）

人権第一四三号

昭和二九年三月三日

熊本地方務局長 土肥義雄

国立療養所菊池恵楓園長 宮崎松記 殿



## 竜田寮児童の黒髪小学校（本校）通学問題について

昭和二八年受理第一三二号の標記事件について、本月一日当庁において協議決定した事項を別紙協議書の通り作成し当事者双方の確認を得たので各一通を送附いたします。

### らい親族児童の通学に関する協議書

- 一、日 時 昭和二九年三月一日午前一〇時
- 二、場 所 熊本地方法務局長室
- 三、出席者
- |             |       |
|-------------|-------|
| 熊本地方法務局長    | 土肥 義雄 |
| 同 人権擁護課長    | 菅沼 幸夫 |
| 同 法務事務官     | 長谷野和之 |
| 熊本市教育委員会委員長 | 岡本 亮介 |
| 同 教育長       | 中満 清人 |
| 国立療養所菊池恵楓園長 | 宮崎 松記 |
| 同 庶務課長      | 福光 武男 |

#### 四、協議決定事項

前記菊池恵楓園長の申告にかゝる同園付属保育所竜田寮児童の熊本市立黒髪小学校本校通学問題（熊本地方法務局昭和二八年受理第一三二号教育上の差別待遇事件）に関し、関係者において協議の結果、同日別紙条項の通り当事者間において和解が成立した。よって出席者全員はこれを確認した。

### 和 解 条 項

- 一、熊本市教育委員会は、昭和二九年四月以降竜田寮児童を全面的に黒髪小学校本校に通学させる。
- 二、菊池恵楓園は、前項通学児童に対する健康管理を一層厳密にする。

#### ②昭和 29 年 3 月 11 日の熊本市教育委員長の声明

熊本市教育委員会は、本日の委員会で、熊本市黒髪町竜田寮学童全員を市内小学校へ本年四月から通学させることに決定いたしました。斯く決めます迄には、私達といたしましても独自の立場でいろいろと資料を集め、あらゆる角度から充分調べました結果の結論であります。

ご承知の通り、昭和二八年八月一五日に公布されました、らい予防法第三条によりますと、何人も患者または患者の親族関係のあらゆるものに対して、その故を以て不当の差別的取扱

をしてはならないと規定されてありまして、患者は勿論その子弟その他親族関係にあるものまで、人的道徳的立場からそれを保護しているのです。現在の医学を信頼するならば、竜田寮にいる学童から癩が他人に感染することは絶対にない筈であります。また子供達が生活している寮は専門の医師が常に厳重な衛生管理をしているのでありまして、預かっている子供の親や世間の方々に御心配をかけしないよう充分注意を払っているのです。

これらのことは、これまで国家が充分研究しつくした結果でありまして、厚生省や文部省は竜田寮の子供を一般の学校に入れて差支えないと発表しているのです。私達は国家の監督を充分信用してよいと考えます。また専門の権威者の一致した意見もそうでありまして、私達は現在の医学或は科学を認めます以上これを信用する外はありません。そのように竜田寮の子供は他人に癩をうつす心配が全然無いと共に、非常に気の毒な境遇にある子供達であります。その上学校まで外部から絶縁されて教育されていますことは人道上許されないことであります。幼稚園も小学校も一般の子供の中に温く迎え入れられ、せめて義務教育だけでも普通の人たちと一緒に教育を受けさせたいものであります。賢明な市民の皆様、特に学校教育職員や学童の保護者の温い同情や行き届いた心遣いでお子様を指導して頂ければ、竜田寮の子供も一般の子供も、どんなにか楽しい安心した新学期を迎えることでしょう。又そうして頂ければ子供の間にも何の問題も起らずに済むと存じますから、何卒皆様の御理解と御協力をお願い致します。(昭和二九年三月一日 GK 放送)

## 2. 「2段階案」

熊本市教育委員長の菊池恵楓園入所者に対する説明(昭和29年4月22日)

御紹介に与りました・・・市の教育委員長でございます。

皆さん方に大変御心配を懸けて恐縮致しておりますのですが、教育と云うものは正義であって、正義に立脚しなければ教育と云うものは成り立たないということは私は強い信念をもっておりますが、この社会の複雑性、そういう風な非常に複雑な社会のために、この正義の直線コースで行けないと、これは勿論吾々の人格、吾々の力、そういうふうなことが、その原因の一つになっておるのだらうと思っておりますけれども、そして皆さん方に、こういう事態に立ち至ったということは甚だ面目ない次第でありますけれども云訳ではありませんけれども、却々思い通りに教育行政が出来ないという、そこに生きた社会の複雑さがありまして日夜吾々はそれに非常に苦心して一生懸命に、皆さん方のためではない、正義のために人道のために我々はやっておるのであります。単なる皆さん方のためという心持ちではなしに、人道、正義というような心持ちで教育行政に携って行きたい。強くそれを主張して行きたいと願致しておりますが、今申しましたようなこの生きた社会というものが非常に複雑性がありまして、尤も吾々は力と云うことも先ほど申しましたが足りないところもある。人格の点においても足りないところはありますが、ご期待にいきなり沿うような事態にならないと云うこ

とは、あなた方、吾々にとって、甚だ頼りないと思われるかも知れませんが、吾々は自分の至らぬ所を盡して、魯鈍を盡して、そして吾々に鞭って一生懸命にやっておるつもりであります。その点の一つ御諒解願いたいと、そして、正義即教育というような立場に立っておりますけれども、そこに今直線コースでその目的地に却々到達することが出来ないところ、石ころがあったり或は溝があったりして、却々その直線コースをその儘実行出来ないところに吾々の悩みがあると思います。どうぞ一つ、一歩々々でも、力が足りなかったら、いきなりその目的地に達しなくても、一歩々々でも目的地に向かって進みたいと、その点皆さん方のこれからの御後援もまた得たいと、そういうことを念願して今日参ったのであります。

それから本日参りました直接の原因は、新聞紙が誤まりを伝えていることがございまして、皆さん方の非常に感情を刺激しておられるということをご想像致しまして、早速出掛けて参りまして、新聞紙の記事が虚構であるということをご断言致しまして折角今文教委員会の方々がこの斡旋の労をとられておりますので、吾々は出来るだけその線に添うて、この事が、この急迫した事態が、円満に解決致したいと、それから、これは園長さんに無理なことをお願いして、先ず四人を入れて呉れ、先ず入れることに直ぐ承諾して呉れ、第二段階の後に残った二一名は必ず委員会が責任をもって、一つの段階を踏んでそうして入れたいと、こう吾々は強い決心を致しております。その点の一つ吾々に御信頼頂いて、そしてこの事態を静観しておって頂きたいと、今日はその点を念願致して参ったわけでありまして。

どの点が新聞紙が虚構であるかと云うと、四人の子供を一応引取らせるといふようなことを書いてありますが、あゝいふことは絶対にありません。そう云うことは絶対ないんですからご安心下さいませ。そういうふうな虚構が新聞に出ておりましたが、この文教委員会の御斡旋の段階においてそう云う話が出たといふことはあるんですけども、現在においてはそう云うことは到底皆さん方も承服できないでしょうし、委員会の方も承服できないので、その点をはっきり申しておりますから、四人の子供を一応引かして、そうした事件のこの解決を何すると云うような線は現在の点においては出ておりませんし、どうぞその点は御安心なすって頂きたいと思っておりますから、どうぞ一つその点御諒承になって頂いて、委員会を、此の愚かな者達が揃っておるかも知れませんが、この委員会を信頼して頂いて、この吾々の魯鈍を盡して一生懸命やっている、これを買って頂いて、も一寸暫く一週間なり十日なり待つて頂きたい。この解決を待つて頂きたいと、これをお願いに上がったのですが、吾々を叱責する言葉が皆さん方から出てよろしいと思っております。吾々はそう云うふうな皆さん方の攻撃を受ける十分の資格があります。これは吾々の徳の足らない所、あるいは社会的な点で真直ぐに行けなかったと云うことは皆さん方のお叱りを受けるに充分だと思っておりますから、その点は十分お叱りになっても、吾々は喜んでそのお叱りを受けるつもりであります。どうぞその点で御諒解になりまして、何か又御質問でもありましたら、この機会に実はも少し膝を交えて皆さん方とゆっくり懇談をしたい機会を希っておりますのでありますが、目下この解決に奔走しておりますので、その暇がありませんが、委員会を一つ信頼して頂いて、今暫らくの皆さん方の御不満の心持ちを今暫く抑えて頂いて、そしてこの事件の解決を皆さん方見

守って頂きたいと、こう再度お願いしまして、私の御挨拶に代えます。

### 3. 「再診察通学案」

園訪問時に提示された市教育委員会の調停案（昭和 29 年 4 月 22 日）

- 一、竜田寮四名の学童は現状のまま黒髪校に通学させる。
- 一、右の四名の学童は恵楓園側の自発的意志によって、らい予防法第五条並びに第二十六条に触れない範囲で再診察を実施する。
- 一、この調停の前提条件として、同盟休校を解き、人権蹂躪に類する一切の発言行動を停止する。
- 一、同盟休校実行本部は残務整理が済み次第直ちに撤去する。
- 一、この調停案の趣旨、条件を徹底させるために要する期間及び再審に要する期間として、四月三〇日まで休校する。

### 4. 「3名通学案」

#### ①熊本市議会文教委員会調停案（昭和 29 年 5 月 1 日）

熊本市議会文教委員会では黒髪校問題の調停に乗り出してから長期に亘り凡ゆる角度から慎重に検討を続けて来たが、結局次のような結論に到達せざるを得なくなった。

- 一、本件は法理、科学、常識のさくそうした紛争であるが、一応関係当事者の理解の上に立って処理された権威者の判定はこれを信頼しこれを諒承すべきであると思われるので竜田寮児童四名中、三名は黒髪校本校に通学せしめることが適当と思われる。
- 二、教育委員会は右により善処されるよう希望する。

#### ②熊本市教育委員会の声明（昭和 29 年 5 月 6 日）

委員会でも数日にわたって審議した結果、ライ医学の権威九大医学部の樋口博士が「病状が現れない児童が他人にライ菌を感染させることは私の研究経験上ほとんどあり得ない」の言葉に照らしても現在症状が現われていないので感染の恐れはないが健康管理の行き届いている竜田寮において教育し観察されることが適当と考え、この調停案を受諾することを決定した。このことは調停案を無条件に受入れたのではなく当委員会独自の立場であらゆる角度から見て現在の段階においては情理ともにつくした正しいものと考えられるからである。なお一部には一名をあたかも患者の如く宣伝する向もあるやに聞き及ぶがこれはまったく悪質のデマであ

る事を公的機関の名において申し添える。

## 5. 「実施延期案」

### ①熊本市教育委員長の熊本地方務局長宛の回答（昭和 29 年 8 月 21 日付）

- 一、第二学期始め九月一日よりの通学については、本委員会当初の基本線は堅持するけれども、現在の段階に於ては実施困難である。
- 二、困難の理由として  
教育委員会の立場から見れば、社会の認識は稍深まって来たが客観情勢が未だ充分成熟していないので、このまゝ実施すれば、静かなる児童教育上再び混乱惹起が憂慮される。
- 三、高田次長を含む懇談会の席上における共通した意向を参酌し客観情勢の好転を期待して善処したい。

### ②熊本市教育委員会の解決原案（9 項目案）（昭和 29 年 11 月 14 日提示）

#### ㊦ 竜田寮児童通学問題解決原案

- 一、本問題の実施を昭和三〇年度新学期まで延期する。
- 二、昭和三〇年度以降新一年入学児童を校区内小学校に通学せしむる。
- 三、昭和三〇年度は新三年生も新一年入学児童と同様の取扱いをする。
- 四、昭和三〇年度新四、五年生は従来通り黒髪校竜田寮分教室にて教育する。
- 五、昭和三二年度末を限り黒髪校竜田寮分教室を廃止する。
- 六、養護施設に分散する竜田寮児童は県児童相談所に移管し措置児童として、それぞれの施設に寄託する。
- 七、恵楓園は患者携伴児童を成可く患者の原住地に於いて処理するよう努力する。萬止むを得ず竜田寮に収容せる児童の通学については教育委員会が責任を以て処理する。
- 八、竜田寮より県児童相談所に移管し各養護施設に分散寄託せる児童に対しては県並びに市費より一人につき月額計 3 千円を支給する。（但し義務教育期間に限る）
- 九、毎年一〇月に次年度通学者につき恵楓園側及び教育委員会と合同協議会を開き合議決定する。

## 6. 大達文相の声明

前述したように、熊本を訪れていた大達文相は、恵楓園等からの陳情に対し、昭和 29 年 8 月

31日、熊本県庁で行った記者会見で、「地元の話合いで円満解決を望む」旨を語ったが、前掲『近現代ハンセン病問題資料集成』戦後編・第6巻56頁によれば、その詳細は次の通りである。

(記者) 今朝程、黒髪小学校の問題で、すね、恵楓園の院長から陳情があったと思うんですが、それに対する大臣のお考えを最初にお伺いしたいんですが……。

(大達文部大臣) ま、詳しいことは分りませんが、どうも却々これはその、こういう問題は纏れ出すと、非常に難しい問題ですからね、一口に言うと。その点は、教育委員会、それからあれは恵楓園でしたかな、方の側の方としても、それから教育委員会の方も随分お困りだろうと思いますがね、私共の方からこうせよあゝあせよと云う指図をすべき立場でもなし、仮にそういう事であってもすね、こういう問題を、そう割り切って、纏れ出すと却々そう割り切って解決の出来ない問題だから、その辺は、ま、教育委員会の方からお話があるかも知れんけれども、理屈を云えば、それは、理屈は誰でも考えられるだろうけれども、問題の解決に余り理屈を云い立てると余計難しくなるかも知れぬ。結局、ま、特にこうしたらよかろうと云うことも私は思い付かんけども、ま、両方でよく話し合ってお決めになると云うことより外なかならうと思うんです。ま、教育委員会の方では却々、こういう問題が起ると、却々そのにっちもさっちも行かんようになるので、お困りだろうと思うけども、結局、ま、教育委員会で適当に善処されるということをご希望する以外にないですね。え。

(記者) そうすると、文部省の方としては、ノータッチというふうに見て宜しい訳ですか。

(大臣) ノータッチって、ま、どんなものかという話があればすね、私共詳しい話を知らんものだから、え、意見を参考の意見を云うということは出来ますけどもね、あんまり表だって新聞辺りにこうすべきだあゝすべきだという事を云うとだね、却って問題が余計紛糾するということになりやせんかと思うんです。ですから、ま、非常にデリケートな問題だから、あんまりこうだあゝだと云う事は云わん方がよかろうと思いませんね。

(記者) この間も厚生省の児童局長ですか、それから法務省の人権擁護局の第二課長ですか、来てこの問題について聞いて行かれたわけで、その前にもすね、去年辺り大分問題になった時には、去年いや今年の初めですか、文部省、厚生省、法務省三者の間でお話がなされて、その結果、ま、法務省の人権擁護局があゝというふうな見解を出されたようなわけなんです、お帰りになってすね、また更(マ)めてすね、この問題が起きた以上、三つの省の間ですね、話合いをなされると云うようなことはございませんか。

(大臣) さ、そいつは、そういう事あったんかな、熊本の問題についてね、こうしろあゝしろと云うことはね、それは云えば自分の役は済むかも知れんが、問題の解決にならず却って紛糾させるという事になりますからね、余程慎重にしなければいかんのだろうと思うんです。言って迷惑をかけても悪いですからね。

(記者) 大臣個人としてはですね、その非ライ児童を通学させることについてですね、どう考えておられますか。

(大臣) それは、その通学させる事についてはですね、円満に話合いがつけば、結構だと思うんです。けどそれが為に非常な紛糾が起っても困るし、これは理屈じゃないんだからね。

#### 四 竜田寮児童保護者等の訴え

##### 1. 陳情書・声明書

###### ①陳情書

###### 陳 情 書

###### 竜田寮児童通学問題について

政務ご多忙にもかかわらず、御来園頂きまして有難うございました。

既にご配慮を賜って居ります本問題について私共はこゝに改めて陳情書をお上げし問題解決のため一層の御尽力をお願いする次第であります。

御承知の如く四月の新入学期に於て、PTA 会長を中心とする反対派の人々は市教育委員会、文教委員会等の関係者に対し、政治的に或いは暴力的に圧力を加え理不尽に通学を拒否しようとしたのでありますが、一年生四名の中一名を除いた三名は何ら支障なく通学が出来ることは、私共の主張と社会の正義が因習と偏見に打克った証左であり、十数年来の懸案が漸く解決の緒についたものとして、恵楓園竜田寮児童にとっては大きい転換期であったのであります。

然し乍ら反面通学反対の暴力にも等しい無理難題の口実によって、その犠牲ともいふべき一名の児童が残されたことは、喜びにも増して大きな悲しみでありました。即ち権威ある園長の診断が一蹴され、加うるにライ医学が根本的に侮辱をうけたにも拘らず、園長も私共も譲歩と後退を余儀なくさせられ、反対派の要求する第三者にその再診断をあえて受諾したのであります。ところが全く予期もしなかつた“要観察”という漠然たる診断書が作られるに到り、一児童の夢がそして私共の最少の念願が一瞬にして破壊されたのであります。

我々は法治国の国民として且療養所生活を余儀なくされている者として、あくまで暴力を排し法に従い秩序を守っている次第であります。反対派の蔭に陽に行はれている策動と権謀には全くやる方のない憤怒を抱いているものであります。

本問題解決については、暴に報いるに暴を以てせずあくまで法の擁護によって解決していただきたく法務省局に対して全面的な期待をかけている次第であります。

通学問題は直接関係の父兄だけでなく、本園在園者千六百、更に全園の在園者一萬、ひいてはこれに関連のある全家族の切なる願いをお汲取り下さい。

小学生全員の通学問題をこの際全面的に解決いただきたく衷心よりお願いする次第であります。

以上

昭和二十九年七月二十四日

恵楓園入園者代表 ○ ○ ○ ○

法務省人権擁護局

第二課長 齊藤 巖 殿

## ② 声明書

菊池恵楓園患者救護会編『今日の焦点 竜田寮の子供たち 通学問題をめぐって』（1954年10月）19頁以下に掲載の竜田寮児童親権者代表および恵楓園入園者代表「声明書」の内容は次の通りである。

日本の教育史上に消すことの出来ない一大汚点を残し、今なお暗影を投じている竜田寮児童の通学拒否問題は、世人の等しく憂慮し、その視聴を集めているところであるが、地元民の冷淡無情な反対と、これを政治的に利用せんとする不純なる圧迫とによって、地元での解決は最早断ち切られた感を深くすることは全く遺憾の極みである。

本年二月文部、厚生、法務の三省は通学の妥当性を確認、又市教育委員会も全員通学を許可するとの声明を公表するにおよび、十有余年に亘る懸案がここに解決を計るものと信じていたのであるが、大多数の反対派は市教委の声明を事実上抹殺する如き暴力を行使し、生徒全員の登校を阻止、又同盟休校等の挙に出で竜田寮児童の人権も福祉も全くじゅうりんされたのである。然しわれわれはそうした暴挙にも隠忍自重しつつ、穏健合法的な努力を傾注して、市教育委員会並びに関係者の良識と社会正義を信頼しつつ、第二学期からの通学を目標に陳情請願を続けてきたのであるが、不純なる圧迫をうけた市教育委員会は、社会正義の信念と決断力を失い、第二学期からの通学も許可しない態度を決定、われわれの念願は無惨にも拒絶されたのである。あくまでも地元の円満なる解決を願って、出来る限りの方法で条理と精魂を傾注した嘆願を続けてきたが、そうしたことが何等の効果がないとするならば、地元での解決は不可能と云わざるを得ないのである。

ここに於てわれわれは意を新たにし、国家最高機関である衆参両院に陳情請願書を提出し、国会の公正なる善処方を要望するに到った次第である。

昭和二十九年九月二十一日

竜田寮児童の親権者代表

菊池恵楓園入園者代表

## 2. 保護者の訴え(1)



菊池恵楓園患者救護会編『今日の焦点 竜田寮の子供たち 通学問題をめぐって』(1954年10月) 28頁以下に掲載の竜田寮児童父兄会員「親の立場から」によれば、次のように訴えられている。

竜田寮児童の黒髪本校への通学問題が変にこじれて終わった事を大変残念に思います。

私は親の立場から苦衷を訴え御同情を賜り度いと存じ拙い文を作りました。或は独善に流れ公正を缺くかと心配いたしますが、止むに止まれぬ親心からと御推察の程願います。

さて話はもうかれこれ四十年も昔になりましょうか。修学旅行で熊本を訪れ本妙寺にお参りした事があります。そしてあの参道にさしかかった時、道の両側で物乞いをしている癩患者の様子を見て、大変嫌な気持ちを起こした事があります。今から考へると変な事ですが当時の私には、世にもいやらしい病気のあるものかと、驚き且つ哀れに思ったものでした。今私はあの頃の私の気持ちを思い浮かべて、変な割り切れないものがあります。通学反対の皆様のお気持ちは、過去何千年来培われて来た社会通念です。決して皆様だけがお持ちになるわけではありますまい。いやな病気である事は誰れよりも私自身充分知っています。癩が伝染病である以上いくら医学的に説明して理性としては分っても、何か知ら割り切れない感情の残るのは無理ない事と思われます。私は通学反対の皆様がお子様を熱愛されている親心に敬意を表します。若し万一と石橋をたたいて渡る様な御態度、百万人に一人千万人に一人でも傳染することがあったら、そして其の一人が我が子であったら・・・と考へられるお気持ちはよく分ります。絶対に安心出来ない限り反対されるのは当然の親心だと存じます。私にしても立場をかえたら或は皆様と同じではないかと思われます。

ただ此処で考へて戴き度いのは、癩患者に対する考へなり感情なりを、其のまま竜田寮児童に当てはめる事は無理ではないでしょうか、私は竜田寮児童が医学的に見てどうあるかと言う資格はありません。ただ理論上からは健康児である筈です。若し此の点について不安を持ってられるならそれは皆様が充分納得の出来る様にして戴き度い。児童の健康上の事については専門の医者の方で素人の私には何も分りませぬ。勿論理論上健康だと言う様な事も、私が申上げる筋合いでもありません。かゝる事は医者なりお役人方におまかせして私は親としての立場を申上げて、「割り切れないお気持ち」を割り切って戴き度いのです。

それはこうです。何度こんなに迄通学をお願いするか、と言う事です。御承知の様に竜田寮の子供は癩患者の親を持ち、生まれながら苦難の十字架を背負わされて居るのです。其の上頼り得る伯父伯母を持たぬ全く天涯孤独の子供達です。頑是ない幼児が母に分かれ父と離れて淋しく暮らしているのです。まだ乳房の恋しい幼児、さては学校でおまるを貰ってほめてくれる父の居ない子供達です。親の身になって見れば雨につけ風につけ、思わぬは我が子の身の上です。増して上級の子供を持つ時其の将来を考へますれば、本当に寝てもさめても心を痛めない事はありません。

両親揃って何不自由のない御家庭でも、お子様の将来に付いては随分と御心配されて居られる事でしょう。それが私達の子供と来ては全く悪条件の山積です。親は癩患者、財産は無

し、おまけに頼りになる親類縁者を持たぬのだから、どうしても自分自身で生活の道を拓いて行かねばなりません。皆様、こうした子供が果たして生涯を無事で暮らしていけるでしょうか。何にかと相談相手が無ければ世の荒波は乗り切れません。横道にそれ易い時論してくれる父が入ります。絶望の時励ましてくれる母が欲しいのです。親に言われぬ事を相談する親類が必要です。それ等一切が与へられないのです。財産でもあれば又考へ様もあります。どんな馬鹿でも金が物言う世の中です。然し財産のある者は竜田寮には子供を預ける筈がありません。天涯孤独一人ぼっちの子供には自分に頼る外ない事を知って戴き度い。私達の子供に限り見栄や意地で教育を要求するものではありません。

これだけの悪条件を背負って社会に出たとしたら、気の弱い子供は世を羨み身を果んで自ら死を撰ぶでしょう。強気の者は社会に反抗し悪の泥沼に自ら突入し果ては罪を犯して世間に御迷惑をおかけする様な事になるでしょう。私は思う。この子を救う道は教育を受けて技術を積み良識を養って正道を歩ませる以外にないと、大工にしろ左官にしろ一切の職業人として一人前になるにはどうしても人並みな教育を受けて置かねばならぬ。せめて義務教育だけは人並みに受けさせたい、これが親としての真実血の叫びです。

毎日の新聞記事に出ている青少年の犯罪は決して他人事ではない様に思われます。背筋のぞっとする感じです。ラジオの放送に社会悪を聞く時、我が子と置き換えて見ては、居ても立っても居られません。病人の神経過敏だと笑って済まされぬものがあります。生存競争の激しい現在、これ程悪条件の累積する子供達を犯罪から救い、自殺から助ける道は教育以外にないと思います。これは私の独断でしょうか。親馬鹿の取越苦勞でしょうか。私にはどうしても教育第一としか考へられないのです。才能に依って撰んだ職場で有能な人物として活躍する事が出来たら或は救われるのではありますまいか。

竜田寮の現状から見てどうしても人並みの教育だと言えましょう。いくら先生方が努力されても単級学校では無理でしょう。竜田寮教育が人並みの教育ではないと言へば、或は非常識な者は其の罪を先生に帰するかも知れないが私は先生の責任にも限度のある事を知っています。単級学校で設備もなくいくら先生が努力されても人間の力には限度があります。実情を御推察下さい。

教育の内でも特に社会性を養うには特定の人以外交渉を持たぬ竜田寮内の教育が問題になると思います。幼少の頃から多人数と交らず大きくなって実社会に出た時非社交的な点があつてはならないと思います。それでなくても此の悪条件、特に癩患者の子と言う絶大な悪条件では、他人も普通に扱ってはくれないだろうし自分自身にもひがみが出ます。こんな点は物心付いてからではもう遅すぎて善導は困難です。幼い時から多人数と交わる事に依つてのみ輔導されるのではないのでしょうか。非社交性はやがて反社会性に通ずるものがあるのではないのでしょうか。特定の少人数のみの生活では決して社会性は養い難いと存じます。自殺と犯罪は非社交性から生ずるのではないのでしょうか。私の独断でなければ幸いです。私にはどうしてもそんな気がしてなりません。とにかく小さい時から多人数に交わって心を鍛え知識を磨くことが大切だと思います。

さて長々と書きましたが私が申し上げたいのは理論でもなく意地でもありません。私はただ子供の将来を考へます時、本当に純粹無雜(ま)な気持ちから、どうか私達親の気持ちをお汲み取って下さって一日も早く解決して戴き度いをお願いする次第です。

割り切れない社会通念を親心に依って割り切って戴き度いのです。御不安の點に対してはあらゆる方法で取り除く様調停の方々をお願い致します。

思った儘のなぐり書きたゞ子供可愛さに書き綴りました。此の春以来幾晩泣いた事でしょう。子供の将来を考へて或る日は非觀し或る日は憤慨し長い長い半年でした。秋風に肌の寒ざる頃となりました。今宵も虫の声が哀れに聞えて来ます。竜田寮の子供の事を考へながら此の拙文を綴りました。私の頬には幾筋も涙が流れている事を知らずに眠っている事でしょう。どうぞ皆様此の心持ちをお察し下さいませ、お読み下さった事を感謝致します。(筆者は竜田寮児童父兄会員)

### 3. 保護者の訴え(2)

前掲『通学問題をめぐって』2頁以下に掲載の同「父母の希い」によれば、次のように訴えられている。

#### ①一母より

私達は医学を信頼し、人権の尊重、教育の機会均等のため、あくまで児童の全面的本校通学を希望します。世の多くの良識ある人々は、私達の願いを御諒解され、必ずや、私達に味方していただくものと固く信じます。正しいことがまげられるような世の中になっては大変です。

#### ②M子

今度の竜田寮児童の新入学生四名に対する地元PTA反対派側の行為は、法的にも人権侵害であり、児童の教育を考えますとき心外に堪えません。

それに新入学生4名は、権威ある先生の検診を受けており、一般児童と何ら変わるものではなく立派な健康体です。子供の教育は親の宝であると共に子供の財産です。今度の通学は、私達父兄の生命をかけての切ない御願いでございます。

通学反対の皆さん、権威ある先生と医学を信じて下さい。温い愛情を持って明るい教育の道の拓けますように御尽力を願って、明日の幸せを待つものでございます。

さかり住む吾子を思へばこみあげて涙はつきず暮れゆく庭に

#### ③K夫

同盟休校をされて居られる方々のことを思うと誠にすまないと存じます。然しながら私達にはそのような事態に立ち至った理由が全く判らないのであります。私達は四名の新入児の通学を引っ込めての話合いには絶対に承服できません。

それは何故かと申しますと、厚生、法務、文部三省より「通学させるべきである」という一致した方針が出されたからです。私達は竜田寮小学児童二五名本校通学の線をしばらく引っ込めて、市教育委員会の線である「とりあえず四名の新入学児童通学」の線まで譲歩しました。然も子供は私のまだ健康で一般社会人であるとき生まれたのにかゝらず、検診をさせて健康証明を受けました。この検診というものはらい予防法第五条によれば余程の疑いあるものでない限り診察は人権侵害として絶対に出来ないのであります。しかし私達はいたいけな四人の子供達にあらゆる忍従を背負わせて、「子どもの通学ができれば」とたゞひたすらに子供の明るい前途を希って、私達は「四名の新入学児童通学、それも検診の結果の健康証明により」という屈辱にも似た最低の線まで忍びに忍んで譲歩したのであります。

社会の皆さん、科学の進んだ今の世の中に医学の権威者である大学の先生の診定を信ぜず、第三者の正当なる批判にも耳を藉そうとされない反対派側の方々のこの度の処置に、私達はこれ以上まだ忍従せねばならないのでしょうか。

この上私達の譲歩できる余地がまだ残されていると言われるのでありましょか。

私達は、四名の新入児に限らず、全小学児童 25 名が、早急に本校に通学できるよう、その実現に皆様の御協力をお願いする次第であります。

#### ④新入学 1 年生の母より

私は竜田寮児童の父兄として黒髪校区の PTA 反対派の方々に左の要求を致すものであります。

##### 記

- 一、二年生以上の児童の即時通学。
- 一、未感染、非癩児と云う呼び方をやめること。
- 一、アジビラ、ニュースカー等での悪質な宣傳を辞めること。

現在ラジオや新聞に毎日報道されている竜田寮児童の通学反対運動を真に遺憾に存じます。病を病む親を持ったばかりにかくも冷たい憂き目を見る不幸な子供の立場になって、温かい心を持って迎えて下さい。御願ひ致します。

#### ⑤I 男

苦しみつつ世にうつたへ来し十幾年非癩児通学をひたすら願ふ。  
竜田やま青く芽を吹くこの朝明四人学びて強くなれと思ふ。

#### 4. 入園者の訴え

前掲『通学問題をめぐって』27頁以下に掲載の菊池恵楓園入園者「一般患者の立場から見た竜田寮問題」によれば次のように訴えられている。

竜田寮児童未感染児童とか非癩児童とか言ってジャーナリストは呼表するがこれは大きな誤りである、竜田寮児童は成程患者の子弟ではあるが、医学的診断と完全な健康管理による純然たる健康児である。法的にも社会的にも何等一般社会児童と異なる點は無いのに、此れを未感染とか非癩児とか呼表するならば全国の一般児童も皆んな非癩児であり未感染児童になる。此の様な間違った呼表名詞が慣習的に若し社会通念として定義付けられるならば、此れが謂る因習と成り偏見と成る。苟も文化的日本国の大きな誤った知識と言えよう。

良識あるジャーナリストよ宜敷く此の觀點を諒察されて間違った呼表名詞は即刻改めて「竜田寮児童」と正しく呼表すべきである。

扱て竜田寮問題も多大の憂慮を消耗して長期に亘りましたが、予防法第3条には差別的取扱禁止がはっきりうたってあるが罰則規定が附条されて無い。此れは厚生省の「エラー」と言える。何故なら差別的取扱は単に竜田寮問題のみで今始まったので無く過去50年間に亘って差別的取扱事例が、はっきりこれを立証しているにも拘わらず罰則条項が附条されて無い事はまさしく厚生省の「エラー」である。

社会がハンゼン氏病に対する認識が足ら無い限り当然差別的取扱がある事は嘗ての結核の歴史がかつきり物語っている此の觀點を厚生省は、得と自覚して、差別的取扱に対する何等かの罰則を即刻附条すべきである。

次は社会的啓蒙の點であるが、本病に対する正しい認識を社会に「アピール」しない限り因習的偏見は免かれぬだらう。其の事例として竜田寮問題が言える、医学的にハンゼン氏病の感染率は至極微弱である事が立証されており、且つて又竜田寮児童が黒髪小学校に通学する事に依って一般児童に感染的危険性は絶対にあり得無いと、はっきり確証したのに拘はらずPTA反対派側は此れを完全に無視している行為はまさしく啓蒙の足らない現われであると思う。此の點アメリカは大いに啓蒙されている其の一例としてK子ちゃんの件がある、K子ちゃんは熊本市内の或託児所に一般の赤ちゃんと一緒に預けられていた処、或アメリカ人の夫婦が来て多数居る赤ちゃんの内から選りに選ってK子ちゃんを貰い受ける事になり恵楓園の父母の許へ諒承を求めに来た処目出度くオーケーとなり可愛いK子ちゃんは近い内に新しい親と共にアメリカへ行くそうである。此れは最近同じ熊本市内で起ったビッグニュースであるが例の竜田寮問題と比較したら雲でいの差である。

其処で此の啓蒙アピールは一人厚生省のみに限らず各関係機関は大いに社会啓蒙をやる事を切に要望する次第であります。

PTA反対側に対する所感としては黒髪附近には元来回春病院が在った関係上、本病に対す

る、悪印象は良く解るが現在は嘗ての回春病院と時代が違ふばかりか、現代医学を信ずるだけの常識と時代感覚があっても良いと思う。まして竜田寮児童は医学的に保証された健康児であるのにもかゝらず公然と此れを無視するばかりか、法律まで無視する行為は凡そ現代人の常識とも見えむ。黒髪住民も法治国日本の一面ならば現代人らしい意識が有っても良いと思う。

竜田寮問題が早期解決と家族の被害未然防止と患者及び家族の人権擁護の三點から本問題が今後長引く事に依って、ハンゼン氏病行政の将来に非常な悪影響を来たす恐れがあるばかりか、法治国の名誉に懸ても此の竜田寮問題が早期に解決されなければ文化国日本の恥辱となる事を、憂慮して私の主張の結と致します。

昭和二九年七月八日

(入園者)

#### 5. 竜田寮児童親権代理人・宮崎松記の見解

菊池恵楓園長の宮崎松記は、竜田寮児童親権代理人として、国会陳情に関する昭和 29 年 9 月 21 日の「声明書」の中で、「一部 PTA 反対派の執拗悪質な通学拒否運動」をもって「竜田寮児童の人権を全くじゅうりんするものであることは勿論、不遇なる全国同病者並びにその家族の生活を脅かす深刻なる問題である」とし、次のように記している。

竜田寮児童の黒髪小学校本校通学問題については、かねて文部、厚生、法務三省間でその妥当性が認められ、また熊本市教育委員会の「全員通学許可」の再度の声明をも見たのであります。

然るに、一部 PTA の反対派の執拗悪質な通学拒否運動により、一般父兄は不必要なる恐怖と嫌悪の感情を煽られ、加うるに集団的心理に駆られて公正なる判断の自由を奪われ、熊本市教育委員会も亦再三にわたる公約を実行することを躊躇するに至り、現地解決は甚だしく困難となりましたことは誠に遺憾であります。

このことは何の罪もない竜田寮児童の人権を全くにじゅうりんするものであることは勿論、不遇なる全国同病者並びにその家族の生活を脅かす深刻なる問題であるので、茲に已むを得ず国家最高機関たる国会に対し我々の衷情を訴え、問題の早期解決を陳情請願するに至った次第であります。

昭和二十九年九月二十一日

竜田寮児童の親権代理人 宮崎松記

#### 6. 国立ハンセン病療養所長の見解

菊池恵楓園患者救護会編『恵楓』昭和 30 年 1・2 月号（昭和 30 年 2 月 20 日発行）2 頁以下に

寄せられた宮崎松記「科学と偏見」、そして、菊池恵楓園入所者自治会の求めに応じて寄せられた国立ハンセン病療養所長の竜田寮児童通学問題に関する見解（前掲『通学問題をめぐって』25頁以下）およびリデルライト養老院主事の見解（同2頁）は次の通りである。

### ①宮崎松記「科学と偏見」

今から約八一年前一八七三年（明治六年）にノルウェーの学者ハンセン氏によって癩菌が発見されて以来、医学的には、癩は癩菌による慢性伝染病であると定義されるに至った。

その後、結核菌が発見されるに至り、この両者は、形態的には勿論のこと、その他あらゆる性質が酷似している点から、これを細菌学的には抗酸菌という一つの範疇に入れられているような次第である。そして、これらの病原菌によって起る癩並びに結核の病変そのものも病理学的に非常に似ているので、癩、結核を抗酸性菌病と総称しているのである。

結核は主として肺その他の内部臓器を冒すために病変が外見せられないのであるが、癩は主として体表面の皮膚、特に顔面手肢のような露出部や抹消神経を冒すため、それによって起る畸形や物質欠損が直接見らるゝために非常に醜見を呈し、嫌悪、恐怖感を与える結果となる。そのため昔から、これが宗教的観念と結び付き、業病、天刑病などと呼称せされ、特殊な偏見が持たるゝに至った。

最近、結核の治療は長足の進歩を遂げ、これと同じ関係にある癩の治療もプロミン等の出現により劃期的な進歩を見つつあるのである。結核の場合は、菌が消滅し病変部が回復すれば、仮令如何なる物質の欠損や畸形が残ろうとも、病変の部位が外見せられない内部臓器にあるため、医学的な治療と同時に社会復帰が可能となるが、癩の場合は、病変部が前述のように直接外見せらるゝために、仮令医学的には治癒しても、残された物質欠損や畸形のために既往症の癩そのものが想起され、これが従来 of 偏見と結び付き直ちに社会復帰を困難ならしめる実情である。従って、如何なる病気もそうであるが、癩においては畸形や物質欠損を来たさない早期において治療することが、絶対的に必要なこととなる。

以前は、結核に対しても癆咳等の呼称によりかなり強い恐怖感と偏見が持たれていたのであるが、結核の科学的研究が進歩するに従って、これに対する認識が深まり、結核に対する偏見、恐怖の感情は殆ど払拭せられた感がある。

癩は病原菌こそ結核に先んじて発見せられたが、その後の研究の進歩に格段の相違が起り、癩の研究は結核のそれに比して極めて幼稚な立場にあると云わざるを得ない。

輝く陽光を受けて消え去る朝露のように、癩に対する日(マ)れなき偏見や恐怖心も学問の進歩によって漸次解消することを期待し、これが亦唯一の道であると考えられる。プロミンの出現によって、以前に見るような全身潰瘍だらけで頭先から足の先まで包帯を以って覆われているような重症者の姿は消えて、最近では癩療養所の様相も一変したと云わねばならない。

癩学の進歩により、結核と同様に感染の状態を知り、予防の方策が樹てられ、更に早期の治療により醜形を残すことなく癩が治癒することになれば、偏見や恐怖感は自然に解消する

筈である。

要するに、如何に癩問題が困難と雖も、これの解決は、只その科学的研究に俟つてのみ可能なはずである。

こゝに思い出すのは、大正六年頃と記憶するが、元回春病院長故リデル女史が、癩問題の解決は社会事象的或は宗教的立場のみを以ってしては困難であるとの考えにより、当時、一私立の回春病院に癩研究所を設置して、癩の科学的研究に乗り出した事は、大方の記憶にあることゝ思う。当時私は故リデル女史のその高邁なる卓見に万感の敬意を払ったことを思い出す。

今回、国立癩研究所の創設を見たことは、以上の意味において、洵に時宜に適したものとして、吾々はこれに絶大な期待を寄せるものである。

#### ②長島愛生園長・光田健輔

竜田寮の健康児童が十数年間、黒髪小学校に通学したと思っておりましたが、それが今回問題になったと聞いて驚いた次第です。これは矢張り癩遺傳の迷信から来たものと考えられますから、しばらく時間をかせいて絶えず啓蒙に努めたいものと切に考えます。

#### ③大島青松園長・野島泰治

- 一、明治初年熊本に於て神風連が電線の下を通過するに白扇を頭上にかざしたと同様、大ナンスンスの笑い草となるであろう。
- 一、「理くつはそうであっても感情が許さない」この故にいつの世でも「ライ」は犠牲になって来た。「ノーモア・クマモトス」のためにも頑張ってもらいたい。
- 一、大島青松園では長年職員及び島民の子弟児童と保育児童の共学をやつて来て、実害は何もない。今更ら大学の先生方の意見など笑止千万。

#### ④東北新生園長・上川 豊

拝啓 陳者竜田寮児童に関する近況を詳細お知らせいただき有難くいたしました。この問題がいま以つて解決を見ないことは誠に残念に思つてをります。

ことここにいたれば理としても現実問題であるから、何とか現地の当事者間で円満に解決するよう、他に最良の途はないと考えますので、今後の成行きは期待をかけてしづかに見守つておる次第です。

#### ⑤栗生楽泉園長・矢島良一



- 一、地方に取残されている封建性の根強さを今更の如く慨嘆を禁じ得ない。
- 二、憲法二十六条国民の権利、教育基本法に示されている教育の機会均等等、らい予防法第三条規定、不当差別的取扱いの禁止を堂々と進め一步も退かず。
- 三、全国九療養所（除菊池）の実情を明示して PTA の猛省をうながす。
- 四、同盟休校等の悪手段に徹底反抗する。

#### ⑥駿河療養所長・高島重孝

- 一、見解。感染発病していない健康児童の通学を拒否する理由はない。
- 二、解決方法としては、この問題は理論では解決できない。感情的なものがあるように推測出来る。もしそうだとすれば刺激を避けて当事者の良識にめざめるを俟つべきである。即ち局地的解決を計る方針をとるべきと考える。草津の如き以前から円満無事に通学している例がある。

#### ⑦杉村春三・リデル・ライト養老院主事の見解

拝復先般の御依頼確かに拝見申し仕りました。

御注文通りのテーマをいまずぐに、竜田寮問題に直接関連させて、しかも皆様方の立場から出すパンフレットに書く事は、更に混乱を招く恐れがあると考えられたので、この点関係者と充分協議いたし、それは取り止め別稿の如きものをつくりました。皆様方に一考をわずらわし度い事は、皆様は当事者であると云う事である。

一、

菊池恵楓園長及び入園者

当事者 黒髪校 PTA 会長

関係機関（教委、厚生省、教育庁、法務局、文部省、法務省）

二、PTA 会は賛否両派共に当事者ではありません。

然し所謂竜田寮問題は、その影響（現在の場合、マイナスの影響）は学童全部、PTA 会員、地域住民に及んでおり、単なる当事者間の問題の域を超えた段階に入っております。

この状態に突入したのは、只一方的に、所謂反対派のためだとばかり見て了う事、又見ようとする考え方は、むしろ賛成派から厳しく批判されて居り、又一般市民の聲でもあると判定せられます。

只反対派を屈服するとか、反対派を批判するとか、それに対して憤怒を表現するとの、そのような事では、客観的に問題は少しも解決するものではないと思います。

斯くした時期ですから、余程、慎重にお考えになって、いい指導者の下にパンフレットなど出して頂かないと、賛成派の人達からも一つの不満が出ると存じます。

要するに、当事者が状況に依って問題解決への熱意を失ったり、又運動を中止したり、又

単純な憤怒の継続のみで具体的に一つの手を打たないような官僚主義的な責任回避をされたのでは、本当に困るのは校内区の人達です。

本当にこれは、何とか解決して貰わねばなりませんし、療養所とか、厚生省は皆様方のために解決する義務があると存じます。このままでは、皆様方に百分の一も解って貰えぬ賛成派の苦しみなどは、どうしてくれるかと云う一つの烈しい不満が起きて居るのです。当事者の一方的意見だけで、現実の社会問題は解決しません。もっともっと市民と直接結びついて、その声を聞き又一緒に相談して正しい主張を最後まで遅しく、強く持ち続けられることを祈って止みません。

皆様の御希望が速やかに容れられないと云う事の分析が必要なのです。単に一部の反対分子の策動のみに依るものではありません。その策動に対して、抵抗力が與えられていない。全く、無防備の知性、それが問題なのです。

集団心理の動きと云った形に固定している現在の状態では、余程の強い印象を與える訴えでないと諒解されません。それは一つの広報宣傳の技術です。衆智をしぼっていいものを作って下さい。

数百名の賛成派だった人達がいま地域社会の中で、どんな気持で居るかと云う事を、よくお考えの上よく総合的な判断に依って立派に行動し、より多くの支持者を得られる様、御努力の程祈って止みません。 早々

六月二十六日

(リデル・ライト養老院主事)

## 7. 熊本地方法務局の見解等

前掲『近現代ハンセン病問題資料集成』戦後編・第5巻によれば、熊本地方法務局等の竜田寮児童通学問題に関する見解等は次の通りである。

### ①法務省、文部省、厚生省の打合せ会（昭和29年2月16日）

らい親族児童の通学に関する法務省、文部省、厚生省との打合せ会

一、日 時 昭和二十九年二月十六日

一、場 所 厚生省医務局次長室

一、出席者

法務省人権擁護局第二課長

検 事

斉藤 徹

法務事務卷

土屋正信

文部省初等中等局

初等教育課長	大島文義
全 初等中等局	
保健課長補佐	佐藤孫二
厚生省医務局長	曾田長宗
全 医務局次長	高田浩運
厚生省国立療養所課長	斉藤俊保
全 技官	曾根正陽
国立療養所菊池恵楓園長	宮崎松記

#### 打合決定事項

- 一、厚生省としては、らい療養所附設の保育所に収容中の児童につき周到な健康管理を行っているので他に感染させる虞れはないと認める。
- 一、文部省としては、らいを他に感染させるおそれのない健康な児童である限り一般の児童と区別することなく就学させるべきであるとする。
- 一、法務省としては、厚生、文部両省の見解によって判断すれば保育児童は一般の学校に通学させるべきものと思料する。

終

#### ②熊本地方法務局人権擁護課長声明（昭和 29 年 3 月 18 日発表）

##### 竜田寮児童の黒髪小学校通学拒否問題について

熊本地方法務局人権擁護課長 菅沼幸夫

旧冬十二月以来、新聞、ラジオにより屢々報道され、一般の関心を集めて来たらい患者と親族関係にある竜田分教場児童の黒髪本校通学拒否の問題については、来る四月新入学期を前に去る十一日既に市教育委員会は、その基本的方針を声明し、市内小学校に通学させると決定したことは周知の通りであるが、翌十二日黒髪校 PTA 緊急総会においては、さらに同問題につき紛議の結果、結論に至らず、一部では市教委が通学許可するときは、PTA の解散、一斉休校も敢えて辞せずという態度を示したもののようである。

これより先、熊本地方法務局においては、同通学拒否問題を人権侵犯事件として調査し、医学的見地を中心として慎重に検討するため、その都度屢々その結果が報道されたように、らい医学の臨床学細菌学その他の立場から、それぞれの権威者の意見を求めて、竜田寮児童が伝染源ではなく、一般児童と共学差支えないことを確かめ、一方、竜田寮同様の保育所を有する全国療養所六ヶ所に調査した結果、青森県松丘保養園を除いては、いずれも支障なく通学していることが明らかになった。勿論現在までそれら保育児童からまた一般教職員、児童にらい発生の事例は全くないことを了知した。

以上のように、専門医学の上からと、現実の面からとの証明が得られる限り、現代人として考えねばならないことは、一つには、人道的立場であり、次に法律制度の問題であろう。言うまでもなくこれは人間として又社会人としての自覚であり責任であると考ええる。

素より、竜田寮児童は、その親族の療養所収容とともに、温い養育が断たれ、その他の親族縁故者等の絶無乃至はその経済的理由によって養育が阻まれた者のみであって、一般家庭に在る他の同類子弟が一般小、中学校に通学し何等の紛議も生じていない現実を十分に認識しなくてはならない。まして、竜田寮児童が専門医の厳重な健康管理の下に置かれている点よりこれを見れば、むしろ、前記子弟に比し、健康管理の面において優れていることは確かである。

われわれは人間であると同時に常に社会人であり、自己の幸福追求に急なる余り、より不幸な者たちに対する思い遣りが欠けることになってはならない。前述の通り伝染源ではなく殊に健康管理に厳密を期され、一般健康者と何等変わるところのない児童が単にらいの親族という名のもとに、一般社会から閉ざされて、少年期という人生のなかで最も肝要な人格形成の時期において、一般児童と差別され、教育のひとしい機会が阻まれていることは、人権の尊重を基調とする民主主義社会の在り方ではないと思う。

さらに現代社会においては、われわれは日常の健康について一般に医師を信頼しこれに委ねることが通念であるから、らいに関する健康管理についても同様、その専門医に信頼する以外にはないのであり、又社会の規約ともいうべき法律制度を尊重すべきことは何人も異議のないところであろう。らい予防法第三条に「らい又はらいの親族の故をもって不当に差別してはならない」と規定し、又同法には「国立療養所長が伝染のおそれがないと認めるときは、収容患者の外出或いは外泊を許可することさえ出来る」ことになっている。

まして、患者でない而も伝染のおそれなしとの専門医の証明ある竜田寮児童が、何処に行こうと又その居住区域の学校に通学することも自由でなくてはならない。従って、これを制限し通学を拒むことは何人にも許されていないものと言わざるを得ない。

法務局は公正不偏の立場から、さきに記述したような重要な資料に基き、右のような見解において、竜田寮児童は黒髪小学校に通学させることが相当だとの結論に達したのであるが、次いで中央においても去る二月十六日法務、厚生、文部の三省間に同様の協議決定に至ったことは周知の通りである。

冒頭に述べたとおり市教育委員会においても基本的方針を明らかにしたところであるが、同委員会としても、おそらく多くの資料を基礎にして右のような観点から同様の結論に達したものと推測される。これに反し、なお黒髪校 PTA の一部がこれを否定し、剩え PTA の解散或いは一斉休校という論外の論を敢えてすることは、法律制度を無視した仕方であり、多数の暴力を以て教育の機会均等をよく圧するものと言えよう。深く猛省すべきことと思う。関係者は感情を捨て虚心且純粋な態度をもって、本問題の早期解決を図るべきであろう。もとより竜田寮児童を本校に通学させることによって多数児童の人権を無視することとはならないのである。

最近一部に取沙汰されていることで、過去一月及び二月中に竜田寮児童から恰も三名の発病者があったかの噂があるが、これについて法務局はその真偽を調査した結果、うち二名はそれぞれ某県下の父及び母の膝下に引取られ、他の一名は某県内の商社に住込就職のため退寮した者であって、いずれも発病したものではないことが明確となっている。右のことは秘密保持の立場から特定の場所等を掲げることが出来ないが、従来資料等についても疑念のある向に対しては、隔意のない質問に答えたいと思う。

要するに、世の親として子に対する愛情に優劣はないので、不幸な児童の健全な生育を唯一の希望として療育生活に日を送る患者の立場に代って、社会が竜田寮児童を温い愛情によって迎え、彼等に楽しく明るい生活を与えてやるのが、一面療養生活によって、社会をらいの汚染から護るという患者の協力に対しての大きな応酬ともなろう。

尚又国家公務員たる重責の上に在り且つ深層なる専門的学識と経験とを持ち、一面には国家の諮問機関としての存在であり国内のらい根絶に挺身している宮崎恵楓園長が敢えてらい感染の恐れある者を一般学校に通学を求めることがないのは常識的にも肯首されることであろう。此の際、旧来の習慣的偏見を棄て、感情を超えて高い知性と意識とによって、この問題が平和裏に解決されることを期待して已まない。

### ③法務省、文部省、厚生省の打合せ会（昭和 29 年 4 月 19 日）

らい親族児童の通学に関する厚生省・法務省・文部省三省との打合せ

一、日 時 昭和二十九年四月十九日

一、場 所 人権擁護局長室

一、出席者

人権擁護局長	戸田正二
全 第二課長	斉藤 徹
文部省初等中等局	
初等教育課長補佐	〇〇〇〇
全 初等中等局	
保健課長補佐	〇〇〇〇
厚生省国立療養所課	佐藤文雄
全	佐々木満
全	大塚 弘
熊本地方方法務局長	土肥義雄

打合決定事項

- 一、三省既定方針は変更する必要を認めず（三省一致）
- 二、当面の同盟休校の紛糾を収拾する為、PTA の提案による黒髪小学校新入学一年生である保育所児童四名について東大又は熊大の癩学者の検診を受けるという事については、らい予防法の精神にしたがえば、このような事情によっては、本人及び保護者の意思に反して検診をすることは問題であると思われるが、右関係者の自発的意思によって検診を（らいの有無について）受けることは、官側の関与しないところである（三省一致）  
右の検診を受ける為に要する経費の支弁は熊本市教育委員会がしても、その他の者がしても、之亦、官側の関与するところではない（三省一致）  
たゞし、右の検診の結果が陰性となった場合はそれで問題を収拾させるという条件ならば便宜上無意味とは考えないが伝えられる如く更にこの結果も信用しないという事で単に遷延に任せられるならば、無意味である（三省一致）
- 三、厚生省としては、国立療養所菊池恵楓園長の診断を反証なき限り支持するものであるから、特に再検討の必要があるとは認められず、従って、学者を斡旋することは引受け兼ねる。（厚生省）
- 四、事態の紛糾をここに至らしめた理由の主たるものは、有能なる校長及び教頭が病休中であること及び、居ないことによると考える。故にその点についての考慮を払わなければ問題の解決は困難であると思われる。  
当方としては、地元教育委員会の報告を求め速に解決を要望するつもりである。（文部省）

④熊本地方法務局人権擁護課長宛電文（昭和 29 年 4 月 20 日）

昭和二十九年四月二十日午後五時十分受

法務省人権擁護局気付熊本地方法務局長  
熊本地方法務局人権擁護課長 殿

電 文

人権擁護局長の指示は次の通りである。

- 一、これ迄の方針を依然として変更することなく熊本市教育委員会の（竜田寮）児童の通学許可の措置を至当なもの認め、これを従来通り支持すること。
  - 二、同盟休校については、これを強行する父兄は正当な理由なく自己の児童の教育を受ける権利を犯すものであって、学校教育上遺憾な行為と認められるので、委員会当局と協力して父兄等を説得し解決に努められたい。
- なお人権擁護局主催の打合せに出席した文部省、厚生省、係官も同局の意見に賛成した。

⑤検診についての熊本地方法務局人権擁護課長の見解（昭和 29 年 4 月 28 日）

自発的に診察をうけることとらい予防法第五条との関係についての  
熊本地方法務局人権擁護課長の見解

(昭和 29 年 4 月 28 日口述筆記)

児童の福祉について必要と判断した上での行動（求診察）であれば、必ずしも自由意思が抑圧されたという形での「強制」の意義には解せられない。

本問題についての診察は、らい予防法第五条の規定による診察とはその目的を異にしている。何となれば児童の福祉即ち通学させるために必要と判断したものである以上、あくまでも第五条による診察と結付けて解することは出来ない。

⑥熊本地方法務局の所見（昭和 29 年 5 月 6 日）

昭和二十九年五月六日

竜田寮児童の黒髪本校通学拒否問題に対する所見

熊本地方法務局

去る四月二十七日、八日の両日にわたって行われた四名の竜田寮児童に対する再審査の結果について、恵楓園（患者も含めて）市教委 PTA 間に論議が一致せず、円満解決の希望が失われるに至った今日、市教委は教育行政の立場から、社会常識を加えて情理兼ねつくしたものと見解に立って、文教委の最終斡旋案のとおり、児童四名のうち一名の要観察者を除き他の三名のみを通学せしめる旨の声明を発表したが、当法務局は、熊大において要観察と診断された者の総合判定について検討した結果、同書に記載の「客観的に察知せらるべき癩症状を発現しているとは認められないが今後注意して観察する必要があると申さねばならない。」という観察の要がある旨の一点により、当該児童が他の児童にらい伝染のおそれありとは考えられない。のみならず、らいの症状が発現していないことは明白であり、耳鼻咽喉科、小児科、神経科その他にも病変がないことは各科個々の診断にも明瞭で、皮膚科のみの特色を以て直にらいと診断されたものでない以上、伝染のおそれありとはなおさらいわれないものと判断して誤りはなからう。

しかしこゝまで到達して来れば、勢い、問題はらい専門医としての恵楓園長の診断と前述熊大における診査の結果が、対立するものであるかないかを考える必要も生ずるわけであるが、当局は両者の診断はあくまでも対立するものではなく伝染の危険はないとの結論に変わりはないと考える。

まして、らいの隔離観察的施設でない竜田寮に、らい予防上、観察を要する者は居ない筈

である。

この点我国のらい臨床家として屈指の権威者であり、らい指定医である国家の機関として、らいの治療及び絶滅に挺身している恵楓園長を信頼する外あるまい。

殊に同園長及び外一名のらい指定医による五月二日の診断は「らい患者でない。従って伝染の危険なきものと認む」となっている。

仮に一名の通学を拒否し竜田寮において観察するとしても一般家庭その他公共の施設場所には何等制限を受ることなく自由に入出入りすることができるのであって、この点市教委の通学に関しての措置と大きな矛盾を来たすものである。

殊に君子危きに近かよらず式の杞憂により差別することは、人道上許さるべきことではない。

未だ事理を弁えぬ一小児とは言え、明瞭な人権侵害である。

以上の見解に基づいて

全員通学せしむべきものと結論した。

⑦熊本地方務局長の市教委長宛要望書（昭和 29 年 5 月 31 日）

昭和二十九年五月三十一日

熊本地方務局長 土肥義雄

熊本市教育委員会

委員長 岡本亮介 殿

非癩児童の黒髪小学校通学問題について

標記問題について、当局は客年十二月国立療養所菊池恵楓園長より同園附属保育所（竜田寮）児童に対する教育上の差別待遇の故をもって申告を受け、人権侵犯容疑事件として調査を行って来たところであり、貴教育委員会においては当初より各種の困難ななかにも基礎資料の収集、事情調査等に最善を尽くされ、屢々委員会又は協議会を開催して審議検討の結果、去る三月一日には、当局において前記保育児童を本年四月以降全面的に通学させる旨の和解が成立するに至り、次いで同月十一日及び十二日の両回にわたり、かさねて通学させる旨の基本方針を声明されたところであり、

右は教育行政の公的機関として寔に妥当な措置であり、かねて敬意を表して来た次第であります。

しかるに貴教育委員会が公明なる識見をもって、黒髪校一般児童の保護者等に対し、保育児童にも均等な教育の機会を与えねばならぬとの理解を図るため、屢々の機会においてあらゆる努力を傾注されたにもかかわらず、一部偏見に基く感情によりついに円満な理解を得るに至らず、ために四月入学期に至り貴委員会は英断をもって、通学実現の第一歩として、とりあえず、本年度就学の保育児童四名の入学を許可されたことは、世論の強く支持する所で



あります。

然るに、黒髪校児童の一部保護者は、保育児童の通学拒否を企画して、義務教育史上に類例を見ぬ同盟休校を敢えてし、その目的貫徹のため、あらゆる手段と方法を用いて貴教育委員会の措置に反対したことは、すでに一地方の問題に止まらず、全国的な教育上の非常事態として多くの関心を呼ぶに至りました。剩え学校の一部施設を占拠してその対策本部とし、或は反対町民大会を主導し児童を使用してプラカードを掲げ、ビラを配布し貴委員会に対し或は市長、市議会に反対陳情デモを行うなど、その常軌を逸脱した反対運動は期せずして一般の批評とひんしゆくを買ったことは言うまでもありません。

貴委員会は教育行政の責任ある立場において同盟休校の最悪事態の収拾に腐心せられ、緊急事態として四月二十二日黒髪校の臨時休校を宣言し、市議会文教委員会のあっせんに応じ、保育児童四名に対する再診察の結果、熊大附属病院において要観察と判定されたもの一名を除き三名のみ通学させるに至ったことは、なお問題は残されているにしても蓋し当時の事情からして已むを得ざるものといわねばなりません。

貴委員会が過去半年の間絶えず両関係者の激烈な要求の中にあつて、あらゆる困難と闘われ機に臨み時に応じて善処し今日に至ったことに対して当職は心から敬意を表するとともに、不遇なる保育児童を愛情をもって温く迎え入れようと努力を払われたことに対して、深く感謝する次第であります。

然し乍ら、これら児童の問題はひとり義務教育の問題に止まらず、遠く将来にわたる社会生活上の重大問題でもありますから、現に通学の三名は勿論分教場に残された一年の一名と二年生以上二十一名もともに通学できるよう早急に特別の御配慮を頂きますようにこゝに要望してやみません。

## 8. 日本子供を守る会八代支部の陳情

前掲『通学問題をめぐって』21頁以下に掲載の日本子供を守る会八代支部「大達文相への陳情」(昭和29年9月1日)によれば、文相に対して次のように訴えられている。

先般来より色々な問題を含むために、仲々解決の糸口を見出さない竜田寮児童の黒髪本校通学問題に対し、私達日本子供を守る会八代支部は極めて遺憾に思い、子供を守る立場から速やかな解決を求めるものであります。

現在すでに癩病は遺傳ではなく傳染病であり、然も胎児傳染の仮説は有つても、その実例を見た事がないと云う事は周知の通りであります。

唯親が癩患者であるという事のために、何の病因もない子供達を白眼視し差別的に遇する事は、その子供達を冷い枠の中に閉じ込め、教育の機会均等又平等を侵害し人間としての自由を奪い、民主主義の根源を破壊する盲信的迷信であり、子供達の人権を剥奪する以外の何ものでもありません。

教育は封建的因習を傳へるものでなく、平和な住みよい文化的世界を作るための、新しいあらゆる科学を傳えるものであり、教育委員会はその大きな任務を遂行するために最も子供の事を考えてその福祉を図るべきであります。

然るに熊本市教育委員会は唯単に地元一部の父兄の反対、然も迷信を政治的に利用しているとまで云われている反対に、圧迫されあくまでも健康児として医学的に保証された竜田寮児童の黒髪本校通学は何ら一考する誠意も示さず、又色々な誹謗に堪へられず、その児童達の親の少数の人達が、親類知人に泣きついて引きとってもらったのに対し、通学に反対する人々の中で発病する子供が隔離されたのだ。本当に何時発病するか分らないのに、そんな子供達を家の子と同じ学校にやってもらっては困ると、反対理由の宣傳としている事などに対し私達は情なさや深い憤りを憶えるものです。

然も現在その反対派の人々の中には、寮児が健康体である事が否定する事が出来ず、遂に竜田寮を解消し、他の普通の施設の中に入れ、そこで教育したらどうかという話が出ていると聞いています。ここに至っては最早単なる対立を超え、何としてでも自分の体面だけは保とうとする古い因習に捉われた責任回避としてしか取れません。

他県ではすでに十年も前に解決を見た問題なのに、一部反対者の依固地な反対のため恵楓園の人々は今まで凡ゆる運動をして来たことから、実力行使も辞さないと決心していると聞きました。

問題ここまで来、地元での自主的解決が仲々困難になっている今日、子供を正しく育てる教育の総元締とし最も重要な地位におられる貴職に対し、地元反対民の誤解を速かに解き、一刻も早く、竜田寮児童が明るい子供とし一般家庭の子供と同じく、楽しく学校に行きすなほに育つよう教育、人権その他あらゆる立場より善処くださるよう、私達日本子供を守る会八代支部一同は心よりお願いする次第です。

(昭和二十九年九月一日)

## 9. 国会議員

菊池恵楓園入所者自治会の求めに応じて寄せられた国会議員の見解（前掲『通学問題をめぐって』26頁以下）は次の通りである。

### ①衆議院議員（自由）・松原一彦

理性に従って行動することが出来ず、伝統的な忌避の感性に支配されて此等の児童を失望させる人々のあることを恥しく思います。とってケンカして片づく問題ではない。この際は一步退いて次の機会を待ちたい。急がば廻れ、こうして自然融和のときが来ると思う。いつもいつもお気の毒な事ばかりで、せめて世論の蒙を啓きたいものです。

②衆議院議員（左社）・山花秀雄

先に陳情書を頂いた患者家族児童通学の件については、早速わが党厚生委員長谷川保氏をして、厚生委員会にて善処して頂くように致しました。なお関係委員会の法務に於ては人権擁護の面から、更に文部に於ても各々本問題につき党委員をして解決の努力をなしてくれるように申し入れております。

続出する種々の障害に耐えて皆さんも大いに御健闘あらんことを切に念じます。

③衆議院議員（改進黨）・並木芳雄

陳情書などの書類拝見しました。お申出の點についてはできるだけ努力いたしてみます。どうぞ皆さんによろしく。

④衆議院議員（左社）・淡谷悠蔵

斗病の御苦勞だけでも大変なところへ、あやまった社会通念から、不当な迫害と差別待遇をうけておられることに、いつも心をいためております。らい予防法の改正の政府の基本觀念にさえ、それがあらわれているのを見た際、社会一般の無理解を嘆く前に、為政者の勇氣と良識と愛情とを切に求めるために斗ったのでした。ハンゼン氏病に対する社会の正しい理解を深める運動は、それにつけてもますます真剣に進める必要があると切に考えます。

⑤衆議院議員（左社）・長谷川保

返事が大変遅くなりまして申訳ありません。昨日（五月十三日）の厚生委員会に於てこの問題を取り上げましたが更に本会議に於て緊急質問をするつもりでございましたが、自由、改進黨の態度がはっきりせず、或は本会議での緊急質問を阻止する事も考えられますが徹底的に追求し解決するつもりです。

⑥衆議院議員（左社）・鈴木茂三郎

陳情の黒髪小学校の通学拒否の件、早速党の国会対策委員会で検討致し尚党の厚生委員とも連絡し問題解決に努力中です。必ず皆さんの御期待に添うよう努力致します。なおこの問題は文部委員会でも取上げ検討中です。

五 通学賛成派と反対派との激しい応酬

いわゆる竜田寮児の黒髪小学校本校入学問題については、賛成派と反対派との間で激しい非難の応酬がみられた。藤野豊編・解説／編集復刻版『近現代ハンセン病問題資料集成＜戦後編第5巻＞竜田寮児童通学問題Ⅰ』（不二出版）および同『同＜戦後編第6巻＞竜田寮児童通学問題Ⅱ』に掲載された各資料によりつつ、この応酬の実際をみてみることにしよう。

## 1. 反対派による賛成派の非難

まずは反対派による賛成派の非難についてである。

1954年2月に出された「癩未発病児童黒髪校入学反対有志会」による呼びかけ文では、次のように記されている。

### ◎癩病未発病児童の黒髪校入学反対

#### ▲あなたの子供を恐ろしい癩の未発病児童と机を並べて

1. 勉強させてよいでせうか
2. 食事を共にさしてよいでせうか

#### ▲あなたの子孫はどうなっても構いませんか・・・

#### ▲黒髪校区は只今重大危機に直面しています依って左記に依り町民大会を開きますので奮ってご参加ください

記

- 一、二月二十八日（日）午後二時
- 二、木幡神社境内

1954年6月10日に「黒髪会結成準備委員会」から出された呼びかけ文では、次のように記されている。

### 黒髪会結成にあたりて

竜田寮児童の本校入学に端を発した黒髪校問題も御承知の如く市文教委員会の斡旋により四名中三名の通学により一應平穩に帰したる感がありますが、癩医学そのものがまだ未解明の部分の多い現在、例えば学校に於て健康管理が実施されても完全なる予防の実績を挙げ得るや否や甚だ疑問視される現状に於て子供達自身も又皆様方もなにか「モヤモヤ」した不安や焦燥を感じてゐられる事と思ひます。又恵楓園側は残りの二十一名と例の一年生一名を早急に通学させてくれとの強い要求運動をつづけており更にこのまま静観しておれば、来年度新入学の児童が大手をふって入学して来る事も予想されるので此の際同盟休校時の様な強固な気魄を振起して今後の事態に即應出来得る対勢の確立を計るこそ目下の急務と存じます。

此の度新しい構想の下に黒髪会を結成し当面の事態收拾に当ると共に皆様方の盛り上がる偉大なる熱と力によって本問題の根源である竜田寮を黒髪地区よりなくし清潔なそして健全

なる教育の場として黒髪校を守り抜くため努力しなければなりません。

もとより竜田寮の移転問題は、政府厚生大臣にその権限がありこれを動かすには縣知事市長の盡力にまつより途はありません。そこに黒髪会結成の意義があり、又黒髪校区全町民が強固なる団結の力が發揮され初期の目的が達成されるのです。尚本会は一時的のものでなく恒久的に維持経営し黒髪地区住民の福利増進と共に文化の向上を計り地域の発展の母体ともなって邁進したい念願でございます。

御多用中甚だ御迷惑ながら右の趣旨に御賛同くださいませ直接或は各町内連絡員を通じ、御入会下さる様御願ひ致します。

昭和二十九年六月十日

1954年7月に「黒髪会結成準備委員会」から出された『黒髪会発会特別号・町民の声』では、次のように記されている。

### 黒髪会に就て

第十一町内 前田市次郎

#### 序

最近、まだ正式に発会してもゐない黒髪会に就て、新聞や放送等に、兎角の批評が散見されます。その概ねは一知半解の知識を以て、憶測というよりも、故意に歪曲した論議ばかりで、吾々としては誠に笑止千万の事ではありますが、然し何と云っても、新聞や放送等の宣伝力は強大であります故に、或はこれらの論議に惑はされて、入会を逡巡されておられる方も、一部には居られることゝ思ひますので、私は発起人の一人として率直に所信を述べて皆様方のご参考に供したいと存じます。

#### ☆ 黒髪会発会の動機

黒髪校問題が一応収まった五月中旬、熱心な町内連絡員の方々より、PTAとは別個の団体を組織したらと云う提唱が行はれました。

その趣旨は、竜田寮児童の黒髪校通学に反対して同盟休校にまで発展した、所謂黒髪校問題も、市の文教委員会の調停案を一応うけいれて、四名中三名の児童を黒髪校にお預かりしようという線で、尖鋭化した事態を收拾したのであるが、過去に於ける竜田寮児童の発病の実績から考察しても、立田寮児童は絶対健康児ではなく、要観察児童であり、いつ発病するかも知れぬ児童であると思はれる。又癩の医学そのものが、まだ未解明の部分の多い現在の状態に於て、例え、学校に於て、健康管理等が行われても、完全な予防の実績を挙げ得るや甚だ心もとなく、父兄の不安、焦燥は益々増大するばかりである。故に吾々は当初の主張通り、竜田寮分校を整備拡充して、該当児童を寮内施設に於て教育するのが、一番適切な方法であると思ふ。然るに恵楓園側は自ら発表した発病者の実績を無視して、『竜田寮児童は絶対に健康児なり』と提言し、新聞・雑誌等の言論機関を駆使して、皮相な人道論と、公式的な科学万能主義を社会に流布させ、吾々の立場を窮地に追ひ込む作戦を探りつゝあるので

ある。

吾々は、此の挑発的行為に乗ぜられて事を構えるの愚を求めたくはないが、このデマ宣伝に対応する強力な団体を結成して、人道主義、科学主義の美名の下に隠れて、恐るべき病菌の媒介者を、平和な市中の小学校に持ち込み、少数者の人権擁護に藉口して、一千九百名の黒髪校児童の人権を蹂躪しようとする彼等の暴挙を防がねばならない。

又、一步を譲って、彼等の主張する『絶対健康児』の線に同調すると假定すれば、これは結局、竜田寮の存在を根本的に否定せねばならない結果となる。何故なれば『絶対健康児』が竜田寮と云う癩の子供の収容施設としての、看板を掲げた場所に存在することは、癩予防法第二十六条の『秘密保護』の条文に抵触するからであり、この点を推し進めていけばひっきょう、それは早急に竜田寮を解消し、収容児は一般養護施設に分散収容し、社会との無用な摩擦を排除すべきであるとの結論が出てくるのである。(この点に就ては別項に於て松本氏詳述)

いずれにしても、要は、黒髪校児童ばかりではなく、同じ人の親として、竜田寮児童の将来の幸福といふことも十分に考慮して、それをまず前提とした解決法を見出すべきである。・・・

#### ☆ 黒髪会の性格

前項の説明に依って、黒髪会設立の動機に就ては、大体お分かりの事と思ひますが、これで黒髪会の全部を語ったとは申されません。何故ならば、黒髪会はこの外に、もっと大切な目標を持つものであるからです。いはば、竜田寮問題はその目標の一つであり、当面の問題であります。その解決には会の全力を集中して、早急に事態の收拾に当ることは勿論であります。黒髪会はこの問題が解決すれば、直ちに消滅するものではなく、恒久的に維持運営して、全国的にも稀である、黒髪の文教地区としての特殊性を深く認識して、地域住民の精神的、物質的向上を目指す、いはゞ公民館運動のごときものに発展昇華さるべきものであることも併せて決議せられております。例えば地域内の先覚者の顕彰、埋もれた史蹟の発掘と紹介、其他有識者を招いての講演会、或は読書会等の計画も樹てられていゝと思ひます。・・・

#### ☆ むすび

(略)

町内の皆様！！

地域住民待望の結晶である黒髪会の門出に熱烈なる拍手を贈らうではありませんか。

1954年8月に「黒髪会」から出された『町の声(第二十一号)』では、次のように記されている。

私は要求する

十町内 T 生

八月十二日大阪毎日新聞、同じく十四日熊日に報導せられた記事に依ると、恵楓園関係者

は、九月新学期から立田寮就学児童全部を黒髪本校に通学させてくれと、再び法務局を介して、市教育委員会に要請した模様である。事実とすれば、何んと騒ぎを好む人人で有り、へいじょうな状態で円満に処理しようとする地元住民の苦心を踏みにじり、只だ無用に人心を刺激する愚かな行動するものかと驚く外なく、心の底からの怒りを感じ、今後絶対的妥協点は無い事を確認する者で有る。鬼面人をおどす、法務局に何の関係や有る。法務局は若し健康児なれば教育を受ける権利があり通学させるべきで有る。この原則的人権の侵害に対してのみ発言が出来るもので、教育行政には厚生省と同様何等命令し関与すべき機関で無い。特にわれ々の黒髪校に限定入学せしむべしと云って居らぬはずで有る。正規な公認せられた分校に就学する事が法規的に不都合が有るやいなや、若し無いとすれば、いかなる理由にもせよ、教育行政上の問題に主動的立場をしめる事には承服出来ぬし、一方、法務局の名を出す事に依り事を表面化して世を騒し、より健全により幸福に平和であれと願う社会の一部に動揺を起こさせ、真の目的である子供の教育の問題から遊離して、患者の意におもね、こゆ々と恵楓園関係者の感情問題、面目問題として無理に騒ぐ、問題化する事は、不純な工作と理由が有る様に私は感じる。世は疑獄ばやりで有り、国民は役人を信用せぬ時期である。

立田寮解消の件は厚生大臣は県庁前で心配するなど公言した。後事を託された大臣の代理と考えられた厚生省医務局次長高田氏は恵楓園の親方で、入学を吾々に懇願して結論も何も出さず帰京した。

吾々は根本的に不安で有り、全部が健康児なりと信じて居らず、立田寮よりの通学に反対で有り。一応現在通学の三名も可及的速やかに何等の処理をして引取ってもらい、吾々の子供がモルモットの様に、試験動物として置かれた現在の立場より解放せられると同時に、黒髪校を昔の様な明朗な教育の場で有らしめる様要求する。

厚生省の一福祉施設で有ってはならぬ。又、私はライ患者は御気毒と思ひ、其の幸福を願ふが、ライ病は絶対に撲滅すべきで有り、日本から、否、世界から一人の患者も出ない時機の来る事をのぞみ、其の方向に努力し、其為には在る程度の犠牲も止むを得ぬと思ふ。

それでも入学を主張するならば、医学的に科学的に、人道的に充分なる説明をして、吾々を納得せしめてもらうことを要求する。解らぬ、不明で有ると云う事は説明にならぬ。

1954年8月に「黒髪小学校 PTA」から出された「立田寮児童黒髪小学校通学に反対するものゝ考え方」では、次のように記されている。

立田寮児童黒髪小学校通学に反対するものゝ考え方と在り方

黒髪小学校 PTA

(前略)

●何故に反対したか(単なる偏見や感情論ではない)その理由。

宮崎園長は“立田寮児童は絶対健康児である”と証言、これは医学の常識であると附言されているが、これだけの事で理解納得のつく大衆はいないのである。強いて解答を求めた時

の答は“現在病気にかかってない子供は健康児である”とのみである。

これに対し私たちは端的に申せば、立田寮児童のその半数近くが無症状感染児童であると信じます。このことはライ医学に通ぜざる素人としての空想や、偏見による感情から出たものではない。

厚生省公衆衛生局技官佐分利利輝先生の説明（斎藤潔博士監修公衆衛生学 211 頁）によれば、らい予防方法のうち一般的な予防方法の第二項患者の隔離において、普通、らい患者の家族の小児の半数は、らいに感染するので患者の子供は生まれおちると同時に患者から離して育てる（後略）

この説明は同じく厚生省斎藤国立療養所課長の談話にも。未感染児童も出生と同時に隔離されたものは問題はないが、隔離までに親とある期間共同生活をしていた子供にはやはり問題が残っている。この両先生の説明により立田寮の児童は少くともその半数が保菌者であり無症状感染のものであるとの疑問と不審が起るのは当然である。又その衛生学の教うところによればウイルスの保菌者の連鎖によって伝承されるものでありますが、立田寮は患者の子供の収容されている宿舎であり、集団生活の場であるので、保菌者の連鎖による伝承の理念からみても誠に気味悪い場所であるとの深い疑問が起り不安が生じてくるのも当然ではないでしょうか。昨年十二月九日 PTA 総会のとき宮崎園長は立田寮児童は全部園内で出生したものである証言しておるので不安は増大するばかりであります。

又、実際において保菌者は病源として患者よりも遙かに大きい役割を演ずるものであるという医学常識からしても立田寮に於ける児童の集団生活が一種の危険区域と看做すことが無理であり、非人道、非科学的となるのでしょうか。

伝染病医学の要諦は病原体を発病量以上に大量感染の防止にあると特に注意されておりますが、宮崎博士の説明では却って不安を感じるばかりで少しも納得がゆかず逆に不安は増大するのであります。

而も立田寮に於いては過去十年間に左表の如く一五九名のうちから五名の入院患者が出たことは恵楓園の波多技官によって法務局の会談の節に発表されたものであります。

（表は略）

この五名の発病原因は栄養失調、その伝染経路は不明であるが寮外にて感染したものであるかもしれないと付言されたのである。

栄養失調による発病はどの伝染病においても一応は原因となるものらしく熱量の低下により抵抗力も免疫力も低下して発病を早めることは一般的な常識として承知していることであるが厳密なる監視が行われ専門的且つ予防的立場から児童の接触唇も重視して注意深い良心的管理が行われていた立田寮内から五名の患者が発生した事実は、事実無根であるという宮崎博士によれば寮内で発病したのではなく恵楓園に移してから発病したのでであると強弁するのであるが、素人観では鶏と卵の話の如き感を受ける又これはライ予防法第六条第四項によれば、ライを伝染させるおそれがあると診断した場合でなければ入所を勧奨することが出来ない規定されているので発病しない子供を恵楓園に入院させたとすればこれは正に人権問



題ではあるまいか、この申し開きにより不安はムシロ恐怖に進み園長に対する不信は増大するばかりであります。

更に、宮崎博士はライは結核と同じものである。ライの特効薬は結核に、結核の特効薬はライに夫々特効が現われるように、ライは体外面に結核は体内面に発生し畸形や物質欠損させる病気であると公表されたが結核と同質のものであり特効薬も共通の効果を見る程に相似的なものであるなれば、人工免疫法も発見されていゝ筈である。簡便な検出法もいまだに無い癩と結核が単に病状態だけの相似面のみを強調されておるが、結核の場合は少年時代は特に神経質なくらい気をつけねばならない。子供の結核は非常に厄介で、一見結核の症状を呈しないため発見がおくられて大事をひきおこすことが往々ある。このことは癩病の場合にも同様の注意がなされてよいのではないか。又濃厚感染は家族、同居人、友人などから受けるものが多く、屋外感染の三倍から七倍の数字が示す如く屋内に病原体が出て気づかぬときは全人員に感染すると注意づけられておるのであるが、いずれにしても集団予防が大切であることに留意すれば学校衛生の立場から又健康教育の面からみて学校伝染病予防規程には結核に関する諸規程は厳存するが、ライに対する規程は不幸にして発見できないのである。結核より感染度が低いといわれているが、結核と同じ慢性伝染病であり宮崎博士の云う如く同質のものであれば、少くとも衛生的見地、予防医学的立場からする学校衛生に関してのライに対する予防規定の制度があるべきものではなからうか。この規程が制定されて始めて一般大衆にも納得と理解が付き、らいに対する疾病秘匿という特殊事情も解消し、目指すらいの撲滅の目的も達し得る入院隔離が完全履行されるのでないであろうか。又らいは親から遺伝するものでない（このことは鹿児島県鹿屋市西俣小学校の場合と当熊本黒髪地区との相違点である。鹿屋市民多数のらいに対する（智識）は、“遺伝だから感染しない”この土台に立ってすべてがスムーズに運ばれたのである）しかし乍、ライの家系はあるらしく、これは或る人々が、子孫にライに罹り易い体質を遺伝するためと考えられている（衛生学二〇九頁）。更にらいに対する感受性という点においても、個人で違う抵抗力、又乳幼児と小児期に最も強くそれより年齢を経るにしたがって次第に弱くなる。

それで或る学者は高等学校は問題はないが出来れば中学校時代まで共学は実施しない方が望ましい。とりわけ小学校時代は共学はさけるべきであると考えている。

以上申し述べました件で宮崎博士や賛成派の謂うが如き単なる感情論や、偏見による恐怖嫌悪による反対ではないことが十分にご理解して頂けることゝ存じます。

#### ● 今日までの結論として

##### 念願する解決方法

本来吾々の通学反対の理由は、前述の如く立田寮の収容児は“要観察児童”であるとの認識の上に立っておりますが、同時に同寮の実体は特殊施設であると考えます。それについても一般の保育所とかわらないと公表されている。これについて厚生省医務局高田次長は“弱い子供だけ集った（宮崎園長はこれを絶対健康児と称する）場合には、それに相応した保育所の管理をやる。それから本人は別に異常は認めないけれども、その親が患者であった

場合には、必ずこの子供には出来るだけ気をつけて見るということは、これは医者なり管理者なりの当然の責務である。弱い子供を収容している児童の施設で、これは一般の施設であるから一般と同じような生活でも取扱えというのであれば困ります。やはり具体的な事情に応じた取扱いなり或いは健康上の注意なりを管理者なり医者なりが図っていくということは、これは当然のことです。”（八月七日熊本市教育庁会議室に於ける録音筆記より）

この高田次長の納得のゆく明確平意の説明によれば宮崎園長の主張とは完全に喰違いが生ずるのである。なお、熊本大学体質医学研究所長緒方博士の立田寮に対する見解は

“立田寮の児童は園長の管理下にありて、可<sup>(マ)</sup>なり厳密な監視が行われており、専門的且つ予防的立場から児童の環境歴も重要視して注意深い良心的管理が行われているところである。”

これは熊本法務局に対する答申の抜スイであるが、この証言と高田次長の説明とは符合一致するのであります。したがって立田寮の性格は正に要観察宿舎であることに間違いはありません。これに対しても園長は目を掩うが如き態度であくまでも普通の保育所であると断言しておるのであって、園長に対する不信はますます増大している現状であります。

陳情書に於いて申し述べました如く、いつまでも対立したる意見のまゝ推移することは、問題を益々こじらせるばかりでありますから、百歩をゆずって彼等の主張する「健康児」の線より解決点を見出すために、立田寮廃止の意志なき厚生省の方針を尊重して

“同寮収容児を幼児のみに限定し、学齢期に達したる児童は一般養護施設に分散収容して、其処より通学すべきである”

との解決点を提示主張している次第であります。なおこれについての見解を付け加えますならば、彼等は、一日も早く療養所外の潜在患者を療養所に収容してその伝染の根源を絶ちその撲滅を計ることを最高の命題としてその目的のための一手段として本校通学を強要しているのであります。又彼等の主張する「絶対健康児」が患者の子の収容所として一般に周知されておる立田寮に存在し、あまつさへ、其処より集団的に通学して来ることはライ予防法第二六条の秘密保持の条文を自ら破棄するもので、絶対健康児であれば、患者の子であるという悲運な烙印を取除いてやるためにも一般の養護施設に収容すべきが当然でありませう。患者の子供としては誰も気付かない一般養護施設に収容することが斯様な観点からも最善の方途であると考えられます。いずれに致しましても、この問題は、吾々の子弟は勿論、立田寮児童の真の幸福というものが第一義として考究さるべきものであります。以上申し述べましたところがライ予防法精神にも、児童憲章・児童福祉法等の立法精神にも合致する解決方法であると信ずるのであります。なお、人権侵犯、教育の機会均等に関しては直接吾々は関係なくこれは熊本市教育委員会との関連事でありますので別に申述べません。

(以 上)

1955年1月に「黒髪校PTA」から出された説明文では、次のように記されている。

黒髪校 PTA は立田寮児童の直接通学は何故反対するか？

立田寮児童は親が恵楓園に入院するとき連れて来たものでその半数は保菌者と云われております。このことを裏書きするように立田寮からは昭和十七年以来九名の発病者を出してあります。これは宮崎恵楓園長が参議院文部委員会の席上問ひ詰められて白状した立田寮の実体です。恵楓園や四、五名の賛成者はこの事実を殊更に隠して立田寮は一般の養護施設と同様で収容児童は健康児ばかりだから黒髪校に入れると云うのです。吾々は、発病の恐れのある子供であるから数年間嚴重に観察して大丈夫とタイコ判を押された子供だけライ患者の子供だと知られてゐる立田寮から出して健康な場所に移し、そこから小学校に通学させよと主張します。この処置のとられた子供は黒髪校に入れると云つてゐるのです。こうすれば立田寮児童も幸福になると思ふのです。皆さんはどちらが正しいと思ひますか！！黒髪校 PTA には賛成者は四、五名です。それにもかゝらず恵楓園と賛成者は恵楓園の職員看護婦を総動員し賛成者の一部は大学生、女学生を備つて二十九日公会堂で真相発表会と云うものをやり如何にも黒髪校 PTA 内で賛成者が多数居るような印象を社会に与へようとしてゐるのです。又黒髪校 PTA が自分達の学校に入れたい為に他の学校に厄介払いひをしてゐるなどと殊更に事実を曲げて悪質な宣伝にヤッキとなつてゐるのです。全市の有識者は一致して黒髪校 PTA の言ひ分には少しも無理がないのに何故恵楓園や賛成者が反対するのかを腹を立てゝゐるのが現在の状態です。

以上、反対派による賛成派の非難をみてきたが、この非難には実に激しいものがある。

## 2. 賛成派による反対派の非難

次は賛成派による反対派の非難についてである。1954年8月に「熊本市立黒髪小学校 PTA 有志一同」から出された「陳情書」では、次のように記されている。

### 陳 情 書

昨年十一月より熊本市立黒髪小学校に発生いたして居ります竜田寮児童通学拒否事件は、わが国の義務教育制度史上将来にわたつて拭う可からざる汚点を残すものであると同時に、良識ある国民が齎しく最早隠忍自重の域を脱して痛憤に堪えざる事件で有ります。私共は何故にこれまで文部省が本問題解決の為に一大英断を以つて事に臨み、強力なる勧告を熊本市教育委員会に対し為さなかつたかを甚だ遺憾に考えます。

希くば、文部省は本問題の処置について行政上の責任のある関係各省各機関と緊密なる聯繫の下に、私共日本の教育基本法に対して根本的疑念を抱かしめざるよう、更に今回熊本市教育委員会がとりたる奇怪極まる諒解に苦しむ措置に対し貴職の職権に基いて強力なる勧告を熊本市教育委員会に対して行い、それに依り九月一日付にて竜田寮児童にしていまだ黒髪小学校本校に通学を許されざる二年生より六年生までの学童全部を通学許可せしめるよう、と

くに要望いたします。

貴殿の御来熊に際し、私共は人道的見地・科学的良心の立場より、最早不純なる圧迫の下に正当なる機能を喪失したる熊本市教育委員会の現状を座視するに忍びず、敢えて非礼を顧みず右陳情致します次第でございます。

幸に貴殿の格別なる御配慮と日本教育基本法を護る重大なる貴職の責任に基いて、問題が早急に解決する事を重ねて懇請して止みません。

昭和二十九年八月三十日

熊本市黒髪小学校 PTA・有志一同

大達 文部大臣 殿

昭和 29 年 9 月 21 日に「黒髪小学校 PTA 有志」から出された「声明書」では、次のように記されている。

#### 声 明 書

今春世間の耳目をひいた竜田寮児童の黒髪小学校通学問題は、憲法、教育基本法、癩予防法に守られ、圧倒的な世論の支持を受け、市教委も一度全面通学と決定。まず一年生三名のみを入学せしめて事件は解決した様に見えた。しかるに頑迷な PTA 反対派は、正面から正義に拮抗し得ずと見るや、PTA の本旨を逸脱して政治目的の手段と化した町内会を結成し、竜田寮の廃止さえ叫びつつ、残余の寮児の入学を不当にも阻止し、科学的な説明に耳をかそうともしない。一方市教委も数をたのむ反対派の政治的圧迫に屈して当初の勇断を失い、延引裡(マ)に事を糊塗しようと努め、問題は四月以来何らの善展も見られないばかりか、悪化の一途を辿っている。法と正義と良識がこのような頑迷な多数によって歪曲されていいものであろうか。

ことに私達は同じ人の親として、かかる差別的待遇をうくる寮児の父兄患者に同情の念なきをえない。しかもこれら父兄は自ら立って反対の反対運動をとる自由ももたぬ人たちである。よって私達はこれらの人々に代って正しいものの実現に努力を誓うのである。既に参議院文部委員会は快く我々の陳情を受諾した。引き続き衆議院の文部、法務、厚生委員会も虐げられるもののために立上がる筈である。

量が正しいか、質が正しいか、その決着の時は遠くないであろう。

昭和二十九年九月二十一日

黒髪小学校 PTA 有志

昭和 29 年 9 月 29 日に「黒髪校 PTA (賛成派) 有志一同」から出された「声明書」では、次のように記されている。

## 反対派の暴行傷害についての声明書

竜田寮児童の黒髪校通学問題については、我々は癩医学を信頼し、法律の正しい実施のために、反対派 PTA に当初から理解と同情を懇請し続けて来た。然るに一般父兄への啓蒙運動さえ終始拒否され、総会その他の会合にも賛成者側の発言は不当に制圧され、遂には反対派は拒否運動を町内会に切り替え、その政治力により市教委にさえ牽制を加えて通学を妥当なりと認むる基本原則の実施を躊躇させ、PTA 間の話し合いは全く不能の状態に立至った。

よって我々は、癩予防の国策、教育、人権の自由、差別待遇の排除、のために、やむなく国会に陳情し、その経過報告会を九月二十七日に開催したのである。

然るに反対派は飲酒の上意識的に大挙来場し、妨害の目的を以って聞くに堪えざる暴言を浴びせたるのみならず、演壇を包囲し、備品を顛倒して演者を脅迫し、PTA 委員某女（二年五組部会長）の如きは、マイクを奪って辯士福永勝旗氏の前頭部に投擲するの暴挙を敢えてした。

今回の発表会は賛成者側としては最初の発言の機会であったが、状況一部のラジオ放送によって知られる如く、喧騒を極めた妨害があった。これによっても、問題当初以来賛成者側がいかんにかんて発言を拒否制圧されて来たかど判るであろう。

暴行を受けた福永氏は発表会に先立つ二回ほど「生命を覚悟せよ」との脅迫状を受けていたが、これは事実となって現われ、その打撲傷は裂傷皮下出血、静養五日間との診断を受けた。

右の暴行は立会警察官の現認する事実であるが、我々は女性の発作として敢えて問題としたくはない。たゞ正当な言論を暴力を以て妨害し、直接行動に出づるとき態度は断じて見逃すことは出来ない。この点については反対派 PTA の嚴重な反省懺悔と暴行者の衷心の陳謝と謹慎を要望してやまない。

若し、反対派側において何らその意志表示なく時は、我々はやむなく断固たる措置をとることを茲に声明する。

昭和二十九年九月二十九日

黒髪校 PTA（賛成派）有志一同

昭和 29 年 9 月 30 日に「入園者代表」から出された「声明書」では、次のように記されている。

## 傷害事件に対する声明書

去る九月二十七日夜開かれた竜田寮児童通学問題の国会陳情報告会の席上、通学反対派は意識的妨害戦術を以って各辯士に対し聞くに堪えざる罵言雑言を浴びせ公正なる報告と自由なる発言を全く封じ、あまつさえ福永勝旗氏に対しては暴力を行使し頭部に傷害を与えたのである。先に報告会が開かれるに当り福永氏に対しては再度に亘り“生命を覚悟して演説せよ”の強迫状が投げ込まれ、報告会を未然に阻止しようとして企てたのであるが、その目的を達せず遂に会場に於いてその悪辣非道ぶりを暴露したのである。

常に反対派は賛成者の言論を不当に圧迫し続けており今回初めて試みられた賛成者の発表会にも拘らず、これさえ終始妨害したことは見逃すことの出来ない由々しい問題であり、反対派の暴挙は社会の正義が許さないであろうことを確信する。かくした暴力は単に賛成者のみに向けられたものでなく、われわれに向けられた挑発行為であり、侮辱であると見なさざるを得ず誠に憤慨に堪えないものである。最悪の場合彼等に対するわれわれの憤りが表面化することを誰が否定することが出来ようか。

従来までの経過を省みる時、PTA 会長である〇〇氏の態度は不可解至極であり、最も公正であらねばならない地位に在り乍ら反対派を扇動するが如き言動は現に批判されるべきであろう。今回の傷害事件も無関係ではあり得ず会長外反対派の善処を要望するものである。

昭和二十九年九月三十日

入園者代表 〇〇〇〇

1955年に「ゆうかり会」から出された「黒髪校問題の真相を訴う」では、次のように記されている。

### 黒髪校問題の真相

#### 一、調停案が出るまで

竜田寮児童の黒髪校入学問題は、市教委の調停案を一PTAが拒否することにより一再び激しく盛り上がって来ました。そこでこの問題をよく理解するために、対立の焦点になっているところを説明してみたいと思います。

賛成派の立場 元来賛成派では、(1) 医学的に健康児と保証される以上、そして発病して病状が悪化しない限り伝染の危険はないとする科学的な立場と、(2) 分教室で一年から六年までの複式授業という変態方式による差別教育をなくすため(教育基本法に立ち)、(3) 癩患者の入園隔離をさせるためには、その子弟を所属の寮で保育させるという癩予防法の立場から、竜田寮児の全面的黒髪校入学を主張して来たのでした。然るに、反対派では、ライ医学に耳を傾けようとせず、ライ患者の子弟だから必ずライを伝染させると信じ、(信じないものにはそう信じさせる宣伝をし)、寮児の入学を一切拒否する運動を続けて来たのでした。

参議院文部委への陳情 そこで、賛成派は遂に参議院文部委員会に解決を求めたのでした。・・・その結果、堀委員長が仲介に入って、両派協力して円満解決に当る。若し地元で解決しようとしたなら、委員長が乗り出してゆく、という話合いが出来ました。この陳情には、松野・大麻両代議士を始め、谷口・園田・内村・藤田・吉田(重)・松前などの県選出代議士方が超党派的に支援してくださいました。果たして反対派の上京委員はこれほどの声援を受けたでしょうか。それというのもこの問題を熊本の恥だと皆さんが考えていられるからであります。

岡本委員長解決案 参議院での協力約束にも拘らず、反対派は帰ってくると、奇怪にも副会長名義で総会を招集し、出席した賛成派をウップンばらしとばかり吊るし上げて、協力する意志など少しも示しませんでした。そこで岡本市教育員長は新一年生の全面入学の原則に立って、一応の調停案を提出したのです。それはいわゆる九項目とよばれるもので、その要点は

- (1) 新一年生（七名）の中、二名を黒髪校に通学させ、他は一般福祉施設に分散、その所在地区の学校に通学させる。
- (2) 新三年（新二年は現一年が進級）三名は分散、その施設所在地の学校に通学さす。
- (3) 新四、五、六年生は竜田寮分室に残留。

というのです。岡本案は賛成派からいえば、反対派の言分を入れすぎたもので、賛成派はもちろん患者父兄側にも予想されたような強い不満が起りました。しかし、これ以上事を荒だてないという精神から、若し、反対派がこれを受け入れたら一応検討しようという気持ちになりかけたところでありました。

反対派岡本案拒否 しかるに反対派は岡本解決案を一蹴し、(1) 一名も入学せしめない(2) 現在在学の新二年生三名も他校区の施設に分散せよ、と主張しました。そこで市教委も反対派のあまりな無誠意に硬化し、新一年生の逐年全員入学を決議して、反対派に通告しました。驚いた反対派はそこで市教委に集団デモを敢行し、市教委と対決した結果、市教委は、前記九項目を再び提示し、これを受理しないなら、新一年生の全員入学の原則を実施すると返答したわけであります。だが反対派はPTAの臨時総会の結果、市教委の解決案を何ら反省するところなく、再度拒否したのであります。そして当日の会には地元の市会議員を招いてその応援を求めるなど、政治的に市教委を圧迫しようとする兆しを見せて参りました。

## 二、反対運動の三転

そこで、何故こうまで反対はしつこく拒否するか。その立場や理由について、真相を解剖してゆきましょう。反対派の運動は大別して次の三期にすることが出来るようです。

- 一、ライの盲目的恐怖時期
- 二、竜田寮移転運動時期
- 三、一般福祉施設へ転入主張時期

### (イ) ライの盲目的恐怖時期

ただライが恐い、という心理、これは患者野放しの本妙寺時代を見聞している中年以上の人々に多いことも無理からぬことでした。従ってどんなに児童が健康であっても、ライ患者の子弟というだけで、伝染性をもつ汚い危険物の様に思いこんで、同盟休校当初は「汚い汚いライの子供と一緒に勉強はしまい」というような事が、ポスターにかかれ、メガホン、マイクでも叫ばれて、ライの恐怖が何も知らない父兄に、過大に宣伝されたのです。そして

最近のライ科学の進歩（恵楓園だけでもプロミンが出来てから、二十六年以後二十九年末までに二十九名がめでたく退園、社会に出ています）を知らしめようとするどころか、出来るだけ医学的な啓蒙を避けようと努めたのが、医者である〇〇会長を中心とする反対派であったからおかしい話です。例えば PTA 副会長の〇〇医博は、ライ医学のことを知ろうとして、恵楓園の実体を視察調査しましたところ、反対派から、けしからん行動だということで、副会長をやめさせられ、業務上の圧迫さえ蒙ったのであります。

〇〇会長邸では鉄条網に電流、ことに奇怪千万なのは、PTA 会長であり、しかも自らが医師でもある〇〇県議会議長自身が、問題開始以来一度も恵楓園を覗いたこともなく、患者代表の気持をきいてやろうともしないことである。それどころか、患者が押しかけて来はしないかとビクビクして自宅に鉄条網をはり、ついには朝日新聞がすっぱぬいたように、それに電流まで通じた態度です。この人が患者の子弟の幸福のためだという看板を掲げて信用出来ぬことは説明するまでもありますまい。

こんなふうだから、校区内の開業医の大部分も発言を遠慮し、所見を述べる勇気を失ってしまったようです。

賛成派に物を言はせない 賛成派では問題勃起の当初から、啓蒙の機会を要望したのですが、ライの恐怖を悪宣伝する反対派には一向顧られず、たまに啓蒙的な発言をしようとするど、「簡単々々」と時間的に制止させられる状態でありました。

最近の例をあげると、一月十二日の総会での議事進行振りについて、〇〇会長は一月二十一日放送のラジオ九州（RKB）の録音で、公正な司会を務めていると弁解し、賛成派の発言を抑えようとした議長（その時は副会長が議長席を占めていた）を、不馴れの代理者がやったからだと言っていました。しかるに一月二十三日の臨時総会では、反対派委員の経過報告（その中で再々賛成派の個人名まであげて攻撃しました）以後は「不馴れ」といった近松副会長に議長席を譲り、賛成派の発言を阻止するままに放置したのであります。こういう有様では、参議院で安部キミ子議員が〇〇会長の公正を装う不公正振を辛辣に詰問（「恵楓」特集議事録三六頁以降）したのも無理からぬことが判ります。

それでも賛成派の有志は、どうせ圧迫されるとは知りつつも、PTA の会ごとに出て行って、発言し、何とかライ問題の啓蒙をしようと努めて来たのですが、賛成派の正論がこわいのか、いつも故意に発言は阻止され、一月二十三日の臨時大会などでは、某反対派実行委員は、賛成派の者を「精神異常」とののしり、それに対しての賛成派の弁明的意見さえ、全く発表を許しませんでした。

賛成派に暴行傷害 いつもこんな有様なので、言論発表のチャンスのない賛成派が立上がった昨年九月二十日の賛成派の戸外での演説会では、福永勝旗氏の発言を阻止しようとして、演壇を包囲し、罵言を浴せ、ついに反対派のある女性はマイクを投げつけて、福永氏に治療五日間の負傷を与えたことさえありました。賛成派の発言がこわくてならないのであれば、こうまで反対派は妨害したり、暴力をふるったりするわけではないのです。このようにして問題の解決はライ科学にかかっているのに、科学の説明を避け廻り、反対派のライの恐怖に対



する偏見は、依然として解消しそうもないのです。

#### (ロ) 竜田寮移転運動時期

さて、最近でさえそうですから、ストなどやった当初の反対派の運動がどんなに気狂いじみたものであったか想像がつかましよう。法務省、厚生省、文部省でも反対派のこうした非科学的、非人道的な態度を許すわけがなく、県下はもちろん、全国各地の新聞、ラジオも反対派の誤謬と無理解を一せいに批難したので、流石の反対派も、三名の竜田寮児の入学を認めざるをえなくなり（昨年四月）これで逐年入学の方針が確立したものと、私たちも世間一般に人々も安心した形でした。ところが、熊大の科学陣が保証して入学させたこの三名の入学に対してさえ、反対派某実行委員は、一生の誤りであったと、一月二十三日の臨時総会で公言して現在も尚しつこく反対している位ですから、全く医学に対する侮辱といえましょう。

奇怪な黒髪会の成立　黒髪校区に竜田寮が存在する以上は、年々寮児の入学を認めざるを得ないと判断した反対派は、そこで黒髪校区を健康な文教たらしめるためと称し、不可解にも責任者のない趣意書を回覧して、町内の顔利きが持って廻り、竜田寮移転推進のための町内会「黒髪会」というのを結成しようとして、強制的に捺印を求めて歩きました（これに対しては熊日その他でも痛切な批難の記事や投書がのりました）。しかもこの黒髪会の会長と副会長には、PTAの〇〇会長、〇〇副会長が就任しているのであります。それなのに〇〇PTA会長が、自ら公正な会長だと言っても、人は信用しないでしょう。それに、竜田寮が癩予防国策上、恵楓園に不可欠の付属施設であって、移転不能のこと（患者を隔離入園させるたは、子弟を引取って教育させてやらねばならないので）が、高田厚生省医務局次長を囲む賛否両派の会談で明示されますと、追い詰められた反対派は、更に巧妙な方向転換を行うことになったのです。

#### (ハ) 一般福祉施設への編入主張

反対派は、心の中では、ライの恐怖を捨て得ないでいるものの、これを口に出して名目とし、科学的に健康を保証された竜田寮児童の、入学を拒否することはできなくなったのです。従って、第二学期の末頃から「非癩児童の幸福」という美しい名目を、看板にかけることにしたのです。

美しい看板を掛ける　すなわち、竜田寮とはライ患者の子弟の保育所である。だから竜田寮児とはライの子だというレッテルをはることになる。これはライ予防法第二十六条（ライ患者の秘密をみだりにもらしてはならないという条項）に違反するし、寮児の幸福を損なうことになる。（この考えに対しては、議事録三十五頁で相馬助治議員が誤りを鋭く指摘しています）だから竜田寮からの通学は、児童の幸福のために宜しくない。一般福祉施設にこっそり入れこんで、人目につかぬように、その施設のある区域の小学校に入学せしめよ、と主張するのであります。

まったく、もっともな美しい理論で、原則としてどこにも反対すべき点はありません。賛成派としても、この様に彼等から、不潔、非健康のレッテルをはりつけられた竜田寮からの通学には考えさせられるものがあり、そのような不幸な児童をいつでも喜んで受け入れる施設が、何処にでも見つかる福祉社会が、日本に一日も早く来ることを切望しています。

だが、この反対派の主張の本音がどこにあるか、今迄の反対派のやり口を知っている者には、すぐに見えすくのです。

反対派の本音はこうだ 反対派はなんとか賛成派からつきこまれず、世間からも叩かれない名目をくっつけようと、もがいているのです。それで、こんな美しい看板をかけているのですが、実は黒髪校区に一般福祉施設がないので、それをもっけの幸にして、こんなことを言い出したのです。竜田寮児を一般福祉施設に入れることによって、その施設の所在地区の学校へ通学せしめる。だから黒髪校には一名も入れないですむ。そういう裏の裏のズルイ心底なのです。現に或る反対派委員などは「絶対にライ患者の子は嫌いだから入れない」と公言しています。それではお互いに協力して黒髪校区にそういう施設をつくったらどうか、と質ねますと、返事をしなかったり、仮定の質問には答えられない、などと遁辞を弄するのです。

どんなに反対派が「児童の幸福」という美名を看板に出しても、心の底ではライ患者の子はイヤだ、と考えているのであります。羊頭狗肉という言葉はこの人たちのために作られたのではないかとさえ思われます。

血も涙もないやり方 げんに、今無事に楽しく黒髪校に通学している一年生三名さえも「子供の幸福」のために、一般福祉施設に移せ、と反対派は市教委に強要しています。ところで、考えてごらん下さい。一年生という幼さで、しかも遠く家の人と別れて、親の愛情も受けられず、山かげの寮に入れられて、保母さんを母とも姉とも慕って暮らしているのです。それを他に分散させれば、今度は知らぬ寮に入り、馴れぬ保母さんにあずけられ、また新しく転校先でお友達を作らねばならないのです。それが一年生のいたいけな幼児の心にどういう影響を与えるか、もし人の親で血も涙もあるなら、反対派の人達でも、こんなムゴイことは言えないと思います。しかも児童の幸福のための分散と叫びながら、一方では現在竜田寮にいる新四、五、六年生は、そのまま残留しておこうとするのです。そしてそれを詰問すると、それは市教委の案だから我々の関するところではないと逃げをうつのです。

RKBの録音でボロを出す 本年一月二十一日のラジオ九州(RKB)の放送(社会の顔で、三十分間反対派を鋭く批判)の中で反対派の某夫人は、反対派が「今では意地でも入れてやらない」気持であると問わず語りに物語っていました。ほんとうにその通りです。だからこのように、何とかモットモらしい名目をつけて、いやが応でも療児の入学を拒否しようというのが、反対派の本音なのであります。

そして、世間をたぶらかすために、反対派のリーダーである黒髪校PTA会長名義では面白くないので、県PTA会長名義で、いわゆる〇〇解決案なるものを発表したのであります。

### 三、〇〇会長の第二施設案

前にお話ししました福祉施設へ転入するという考えを、更に方式化したものが、先般の熊日紙に発表された〇〇案で、竜田寮にいるとライの汚名がいつまでもつきまとうから、第二の施設を作ろうというのです。そして長島愛生園の実施例まで示されました。一見したところ、これも誠に結構な話であります。だが果たしてそうでしょうか。

#### イ、裏付けのない机上案

厚生省その他の援助をうけるような話であるが、厚生省では全然そうだんをうけたことなし、と当方には答えて来ているのであります。従って助成金が出るなどと云っても、〇〇会長だけのくるしまぎれの夢の中のウワゴトにすぎません。それを今にも出来るような錯覚を与えようとしているところなど、世間一般の政治家のヤリクリとどこやら似ているようです。

#### ロ、寮児を猫の子のように

それに寮児を自分勝手に猫の子のようにあっちへ移し、こっちに動かそうとして、悲痛な親達の心情を少しも思いやろうとしていません。殊に今迄反対派（〇〇氏が公正な PTA 会長であれば当然黒髪会長はやめるべきでしょう）であった人達が自分の面子をたてるために思いついた施設に竜田寮児を入れて、果たして子供が幸福になるでしょうか。

#### ハ、入学を一時保留の策動

もう一つは、こういう何時出来るかどうかわからぬ机上案を考え出して、四月からでも実現するものの様に世間に思い込ませ、実は何時できるかわからぬ遠い日まで竜田寮児の黒髪校入学をストップさせようという手ではないでしょうか。だから、それが出来るまでは、竜田寮児を黒髪校に入れておく、ということを一言半句ももらさない。児童の幸福を考えると〇〇氏としては、一体どういう心底なのでしょう。私たちだって、お互いに一日も早くそういう〇〇案を実現させるため協力したいのです。ただそれが出来るまでは、暫定的に竜田寮児を入学させてもいいと考えるのです。それでない限り、〇〇案は不評を挽回しようとする政治的な選挙対策のジェスチャーにすぎないといわれても仕方ありますまい。

#### ニ、第二施設も差別視される

もう一つの問題は、「竜田寮児をイヤなもの」という風に父兄に思いこませたのは、実は反対派ではなかったでしょうか。自分がキタナイというレッテルをはりつけながら、竜田寮児という名がつきまとうのが、子供の不幸だ、などという心情は、まことに苦々しい限りです。だから、〇〇案で第二の施設が出来て（仮りにそれを〇〇寮とっておきましょう）も、又反対派は「〇〇寮児は汚い、汚い」と叫びださないと誰が保証できるでしょう。

#### ホ、愛生園の通学児には頼被り

愛生園の第二施設だって、園ではなるべくなら匿しておきたいものなのです。それを新聞に書かせることも思いやりのないやり方ですし、愛生園ではそういう第二施設を作りながら、その一方、地元では附属の寮からその校区の学校に児童が現に通学して何の問題もないのですが、そういう自分に都合の悪い事実を一切頼被りをしているのはどういう理由か、理解するのに苦しみます。

#### 四、PTA の正しいあり方

最後に PTA のありかたについて私たちの考えを申し上げたいと思います。黒髪問題が政治や選挙に絡んでいるというのは報道人を初め世間一般でもっぱらの評判のようですが（実証はわざと挙げません）PTA 会長自身も政治的活動をしている人だから、この点は厳に自戒して、参議院での公の誓いを忘れず、心の底から公正に処理して、いやしくも世人の誤解を受けることのないよう努めて貰いたいと思います。

何故 PTA 役員はノサバルか 元来教育予算が少なく学校運営が PTA の援助によるところが多いから、PTA の発言が強くなるのです。それと、当局の予算を獲得するためには、県、市議などの、それもなるべくエライ方を会長にして、政治的に有利に解決しようとする学校側や父兄の心掛も悪いのです。それで PTA 幹部が先生よりも威張るということになります。黒髪問題では、校長室を占拠とか、先生方の委縮とかなってそれが現われています。それは結局私たちの子供の不幸となるのです。

選挙にネラワレル PTA 議員などになっている人を PTA の役員に選ぶのは望ましくない、というのは、文部省の意向でもあります。しかしどこの PTA でもそういう人を選びたがります。だから、推される人の方が遠慮すべきなのです。それを好んで（実は否応なしに、と弁解しているが）そういう PTA 役員になろうというものは、選挙に利用しようと内々肚の中で考えているからです。これは私たちの意見だけでなく、良識ある人は皆そう考えるのです。

「婦人朝日」二月号の「ねらわれる PTA」という婦人と選挙の特集記事をお読みになると、詳しい事例もでてきます。

学校給食もさせない PTA 黒髪校の教育は頑迷な反対派幹部と県会議長の PTA 会長の圧力に委縮して、先生の自主的立場はことごとく踏みにじられて来ました。事例は幾らでもありますが、ここには唯一例だけを挙げましょう。それは三名の竜田寮児がいるというだけで、ライがうつるといって、千九百の生徒にもミルクなどの給食を中止させ、給食のためにいる職員を二人も遊ばせているのです。しかもこの三名の療児は熊大でも健康と保証されているし、賛成派の子息とくんで一級にまとめられているので、他の千何百の生徒とは関係はない筈です。それを見ても「寮児の幸福」などというのは名目だけで、ほんとは無知と迷信からライを恐れているだけのことであることが、明瞭にわかりましょう。

## 早く正しい解決を

参議院文部委員会後の委員長を囲む関係参考人の懇談会で協力解決を誓ったのですから、対立している両派がどこかで妥協し、双方が譲歩して何とかこの問題を早く始末しなければ天下の笑い草です。外の県では皆おだやかに支障なく寮児の通学が実施されていることを思えば、熊本だけがゴタツイテいるのは確かに恥さらしです。PTA 会長も、参議院で啓蒙に努力することを誓い、公正な会長たることを公言したのであり、最近いくらかそういう態度が見えて来たのは嬉しいと思います。然しかつての青年将校みたいな反対派の強硬論に引ずられて、自分の見識や信念を断行し、賛成派と協力してゆく意志を欠いているのは残念なことです。へんに面子にからんで糊塗することは、要職にある人だけに惜しまれてなりません。市会議員に望む 又地元の市会議員の方々も、表面的には多数と見える反対派の暴力的示威に引きずられず、有識者の多い賛成派の意見にも耳を傾ける努力をして貰いたいと思います。総会などに出る賛成派はいつも少数ですが、大多数は愚劣な会には出ないと考えているので、潜伏賛成者や賛成派同情の中立派はおそらく PTA の過半数に達するでしょう。そういう人達はその暴力的な愚劣な総会などに出たってバカバカしいと思うから出かけないだけのことです。げんに、反対派 PTA をのぞく世論は圧倒的に賛成派を支持していることを忘れてはなりません。県、市当局や県、市会の議員は公正な判断と良識とで、政治的策動にのらないように努めて貰いたく、又私たちもそれを充分注意して見守ってゆきたいものです。

結局、私達は科学を信頼し、温かい人間性に立ち、親患者の立場と自分の立場とを置きかえて考えてみれば、解決は決して困難ではないと信ずるのです。それがわからないなら、わからぬ方こそ「精神異常」者なのであります。だから新学年からは今迄の PTA 役員は、今度の混乱の責めをとって総退陣すべきであります。賛成派側でも同時に PTA 役員などは一切辞退して、新しい第三者が公正な運営がされる日がくることを切望しているのです。

そして PTA をほんとうの PTA のあり方に帰して、学校をのびのびした教育の場たらしめたいと思うのです。これは一に黒髪校だけの問題ではなく、熊本全体の問題につながるものからです。

以上、賛成派による反対派の非難をみてきたが、この非難にも実に激しいものがある。反対派のそれに勝るとも劣らないものがある。

## 六 世論等

### 1. マスメディア

竜田寮通学問題については、次のような社説、記事等が散見される。

①昭和 29 年 4 月 1 日、熊本日日新聞、社説、「愛情の名において」

熊本市黒髪小学校の立田寮児童通学問題は、最悪の状態に立至った。市教育委員会は態度を改めないというし、黒髪校 PTA も休校姿勢を崩さぬというし、このまゝでは收拾は困難であろう。

教育委員会がとった措置は、筋道からいえば正しいといえる。医学的にも細菌学的にも危険はないといわれ、文部、厚生、法務三省も通学させるべきだと決定したからには、通学させることを決定したことに誤りはない。しかし、このような最悪の状態を引き起こすことを予測しなかった、あるいは、引き起させぬ万全の手を打たなかった、というやり方の上での誤りはあったといわなければならない。その点に関しては、委員会も何らかの責任を免れない。

黒髪校の PTA が、市教委の措置に対して反対する気持はよくわかる。たとえ髪の毛一筋程の不安であっても、そのおそれていることが、万一にも実際にあらわれたら、取返しのつかないことになるということを思えば、親として、子どもを愛する親として、反対しないわけにはいかぬという気持はよくわかる。しかし、その反対をするやり方には、われわれには納得がゆかないものがある。八日の朝、校門に貼られたビラには、こう書かれてあった。「らいびょうのこどもと一しようにべんきょうさせぬようしばらくがつこうをやすみませう」(原文のママ)

こういう文字をここに再録するだけでわれわれは心が痛む。しかし、考えていたゞくためには、あえてそれをしなければならぬ。これは、明らかに小学校の下級生を対象として書かれたものである。これは、故意に、白紙の子供たちに、強い印象を与える事を目的として書かれたものである。こゝには、愛情の名にふさわしからぬ憎しみが漏出している。露骨な人権の侮べつがある。こういうことには、われわれはいきどおりを感じないわけにはいられない。この前、反対のプラカードを立てデモをした時にも、子供をそのデモ隊の中に加えたことがあった。これは、それと同じやり方である。

この文字を読むと、それが、比較的文字に頓着しない人が書いたものだという印象をうける。それは「一しよ」と書かれねばならぬを、「一しよう」と書き、「ませう」と旧仮名で書いているにもかゝらず、「せぬよう」(旧仮名は「やう」と誤っている。つまり仮名遣の混乱をしていることでもわかる。とにかく運動の先頭に近いところにいる人たちがひきずり、思慮深い人も、やむを得ず引きずられているか、あるいは運動に反対の意思を表明していないということから、事態がますますルールを外れて行くのではないか、ということを感じる。

考えて見ると、こういう運動に反対するという事は、極めて困難なことである。実態からいうと、問題の児童の通学に賛成の人でも、そういうことが無ければ無いに越したことはないのである。それを純粹に人道的な立場から、反対している人たちに対して更に反対の意思を強く打ち出すということはなかなか出来るものではないのである。だから、通学反対の運動が行われれば、ひきずられて行くか、姿勢を低くしているかしかないということになり

勝ちなのである。

けれども、八日に七十六名に過ぎなかった登校児童が、九日には二百七十名に増えたということは、二百名前後の父兄が、通学に反対ではないということを行動で示したということになろう。これは、もっと多くの父兄たちも、かならずしも反対ではないが、大勢に引っぱられているということを示しているといつてよかろう。われわれが望みたいのは、問題の児童の通学に反対の人たちがルールを外れないで反対運動をするのは、それはその人達としては止むを得ないとして許されるが、通学に賛成、もしくは賛成とまでではないが、致し方ない、というような父兄に対して、圧迫的な態度に出ないようにしてもらいたいことである。特に、反対の人たちの中の、良識ある人たちにそのことを強く訴えたい。

立田寮児童の父兄が寮児を普通の学校に通学させたいと願うのも、黒髪校の父兄が、それを拒否したいと思うのも、どちらも、人の親としての愛情から出発している。真の愛情が閉ざされた愛情であるはずがない。他の愛情を無下に拒否するものであるはずがない。

黒髪校 PTA の運動が、愛情の名にふさわしい温かさと思いやりをもって進められることを望むものである。たとえ解決までには、なお多くの困難が残されていようとも。

## ②昭和 29 年 4 月 18 日放送、RKB、「社会の顔」、「拒まれた入学」

昭和 29 年 4 月 18 日放送の RKB 「社会の顔」では、黒髪校〇〇PTA 会長の発言が「拒まれた入学」と題して次のような形で報道されている。

<アナウンサー>熊本大学では、はっきり感染しないと、医学的に見ては何ら感染するおそれはないと云うことを強調しておられますが・・・

<〇〇氏>それはですね、一寸お言葉中ですが、これは熊本大学でですね、診断書を出しておられるけれども、たゞ単なる身体検査証であつてですね、吾々地元民が要望している精密な診断というものには程遠いものであると、それともう一つ、これは大きい、その見忘れられたことがあるんです。

科学と云うものは現在の断面しか決定できません。如何に医者が云つても、今日の健康であるということは明日の発病しないという前提にはなりません。そうすると、断定は今日の断定に於いてですね、こうであるから入れていゝではないか、明日もその通りに継続するんじゃないかと云うけれども、そういう継続をすると云っておられる人たちに対する不信があるんです。そこに非常なズレがある。

<アナウンサー>科学と云うものが信頼できないと云うわけですか。

<〇〇氏>そうじゃない、そうじゃない。科学は今日を決定しているんですよ。然し明日以降も、そういう人達は、発病しないんだと、しかし医者が今日健康であると云う一つの診断書はですね、明日以後絶対に不健康にならないという証拠にはならない、これはお分かりになると思うんです。そこに地元民のですね、その考え方と、現在健康であると云うも

のとの間にズレがあると私は思うんです。

<アナウンサー>それですすね、私ここに這入って参りまして、いろんなニュースとか学校に行くとは病気になるというビラも拝見いたしましたけれども、小学校特に子供は純真なだけにですね、同盟休校という措置は少し、私一寸考えますと・・・

<〇〇氏>あゝ、私は最悪な方法だと、冒頭に申し上げましたように、最悪な方法だと思います。然しその、何と云うかお母さんたちの声と云いますか、非常に不安です。だからその不安を解消するために、凡ゆる手を尽さなければならなかったと思う。その手の尽くし方にまだいくら不適切な点がありやしなかったか、関係者にですね、それで、そうして追い込まれた父兄達の最後の一つのレジスタンスだと思うんです。

<アナウンサー>PTAの会長であり、県会議長という重要な地位にあるこの〇〇さんが、今度の反対派の行動は最後に残された唯一の抵抗であると云われるのは、一体どうしたことでしょうか?! 黒髪校を特殊学校にしないようにと、ライの子供と一緒に勉強するのはよしましよと云うあくどい宣伝の言葉やビラが、今裂しい舌論の中で小さい旨を痛めながらその成り行きを案じている子供たちを傷つけないでおきましょうか?!

(1954年4月にとられた黒髪校〇〇PTA会長の発言録音筆記より)

### ③昭和29年5月8日、熊本日日新聞、社説、「黒髪校の開校を喜びつゝ」

“黒髪校一カ月ぶりに開く一歓声あげる児童”という。昨日の夕刊の見出しほど近ごろ明るい文字はなかった。誰もがホッとした感じであったという。もちろん、関係者の中には、これではまだ本当の解決ではない。問題はまだ残っている、と思っている人たちがいることだろうことは間違いない。しかし、“歓声あげる全児童”という言葉が、子供たちの喜びを表現した見出しであることは間違いない。この子供たちの喜びを、ふたゝび重い日々の中に閉じこめることのないようにだけは、これまでのところではまだ不満だと思っている人たちも、考えてほしいものである。とにかく子供たちが、学校に帰るといふ、あたりまえの状態が、長いいざこざのあとで、実現されたということだけでも、大きな喜びである。

この際、これまでの経緯について、とかくの論評を加えることは控えたと思うが、しかし、一つだけすべての人に考えていたゞきたいことがある。それは一熊本の人でない、よそからやって来た人が、こういうことを言ったのである。「なぜ、よその、同じようなケースでは問題が起らないことが、熊本では問題になったのだろうか。」

実は、考えて頂きたいというのは、この問いに対する答ではない。それは、その問に対する答は、やはり考えなくてはならないことである。しかし、こゝで考えて頂きたいことというのは、それとはちがう。それは、よそで問題とならないことが、熊本では問題になった、ということについてである。それがなぜかという疑問は他日の問題としてである。

よそで問題にならないことが、熊本では問題になった、ということは、冷静に、客観的に見ると、熊本だけに、偏執(特別なしこり)があったということである。誤解があつてはな



らないから、付け加えておくが、これは、良いとか悪いとかいう評価をふくまないと考えていただきたい。つまり、善悪というような判断を抜きにして、熊本だけが、特別な関心をその問題に示した、ということなのである。なぜ、そういう偏執が起ったか、ということは、先にも述べたように、別な問題である。

その偏執は、さらに、別なところにも現われている。というのは、これは、誰もが、言うことを差し控えたのかは知らないが、明らかに言われなかったことであるが、黒髪校のことは問題になったが、それと全然同じことが、桜山中学校（黒髪小学校を卒業したものは桜山中学校に行く、つまり、同地域内の中学校である）では問題になっていないことである。問題の拡大を恐れた、というよりは、やはり、黒髪校では、問題が新しく起った、だから、その“新しい”問題、というのに偏執したといえるのである。

繰り返すようだが、ふたたび、誤解を避けるためにいっておくが、これは、何も PTA の反対派が偏執したといっているわけではない。問題の所在点が偏執したといっているのである。

偏執は、さらに別なところにも表れている。それは、これも問題の拡大を恐れたから、誰も言いも、問題にもしなかったであろうが、原則の如何にかゝわらず、客観的に見るとき偏執であるといえることだが、熊本市内でも、他の、郡部でも、明らかに、立田寮の児童よりは、衛生的に管理されていない通学児童が存在するはずである。それらの児童とその学校および他の児童の問題は、一度も問題にならず、衛生的に管理を行っている立田寮児童だけが問題になった、ということである。これも偏執であることは間違いないと思われる。

さらに、以上のようなことは、いわば、平面的、空間的な偏執であると思われるが、時間的にも偏執が現われている。それは、この問題は、もう以前からの問題であったのであるが、それを、この新学期という一定時点で解決しようとして問題が提起されたということの中に現われているのである。

こう見て来ると、黒髪校の問題は、問題提起の動機とか、原因とか、その他の理由とか、異なった立場の事情とか、というものの如何にかゝわらず、その問題の現われ方に、大きな偏執があったと思われるのである。

その偏執が、問題を、こんなにまでこじらせてしまったのだということも出来るのではあるまいか。大方の一考を請いたい。

④昭和 29 年 5 月 7 日、熊本日日新聞、記事「法務当局発表 明らかな人権侵害 四名とも受け入れよ」

昭和 29 年 5 月 7 日の熊本日日新聞記事「法務当局発表 明らかな人権侵害 四名とも受け入れよ」によれば、昭和 29 年 5 月 6 日に発表された熊本地方法務局の見解が次のように報じられている。

人権擁護の立場から黒髪校問題の成行きを見守っていた熊本県地方法務局土肥局長、菅沼

人権擁護課長はさる四日態度決定のため福岡法務局に赴いていたが、六日市教委の声明発表に関し“同決定は矛盾したものであり、四名とも通学させるべきである”との正式見解を発表、同日市教委に対し通告した。要旨つぎのとおり。

市教委は教育行政の立場から社会常識を加えて情理をかねたものとの見解に立って文教委の最終斡旋案の通り四名の児童のうち一名の要観察者を除き三名のみを通学せしめる旨の声明を発表したが、当法務局は熊大において要観察と診断された総合判定について検討した結果、ライの症状が発現していないことは各科の診断でも明白でライと診断されたものでない以上伝染のおそれありとはなおさらいわれないものと判断して誤りはなかろう。熊大と恵楓園両者の診断はあくまで対立するものでなく伝染の危険はないとの結論に変わりはないと考えられる。

ましてライの隔離観察施設でない立田寮にライ予防止観察を要する者はいないはずである。この点わが国ライ臨床の権威宮崎恵楓園長を信頼するほかあるまい。ことに同園長と他のライ指定医による診断は「ライ患者でない。従ってライ感染の恐れなきものと認む」となっている。かりに一名の通学を拒否し立田寮で観察するとしても一般家庭その他、公共の施設、場所には何ら制限なく自由に入出入りすることができるのであって、この点市教委の通学に関しての措置は大きな矛盾をきたすものである。未だ事理をわきまぬ小児とはいえ明瞭な人権侵害である。以上の見解にもとづいて通学せしむべきものと結論した。

#### ⑤昭和 29 年 5 月 15 日、熊本日日新聞、社説「黒髪校のお母さんたちに」

黒髪校の問題が“円満解決”となって、一カ月の休校から開校されてから、もう十日近くになります。

“円満解決”という言葉を使いましたが、実はまだ、全くの円満解決ではないのです。解決したのは、休校という、子供たちにとっての不幸な状態から、ともかく、あたり前の授業に帰ったという意味でだけなのです。立田寮の子供たちと一しょにわが子を通学させることを不安に思って、それに反対した人たちの心から、その不安が、全部なくなったという意味での解決、ではないのです。

ですから、“円満解決”どころか、「反対」だった人たちの中には、大いに不満がある人も、ないとはいえないようです。

そういう人たちも、一カ月も休校が続く、子供たちは学校に行きたがる、このまゝではいけない、どうかしなくては子供たちが可哀そうだ、と思うようになったあの頃では、とにかく、早く学校だけは開いてもらいたい、という気にもなって、不満ながら、立田寮の子供の入学ということを承諾したのです。ところが、それから、日にちが経つにつれて、休校当時の、子供たちが可哀そう、という気持は記憶から薄らいで来る、残るのは、最初からあった不満だけ、ということになって来ていると思われます。

しかし、もう一たん決まってしまったことは、いまさらむし返すわけには行かない。だか

ら、その不満と、そして不安のはけ口がない、そういう気持ちになっている人たちも相当にあるのではなからうかと考えられます。

これが、さらに月日が、或は年月がたつうちには、そして別に何事も起らぬまゝに済んでいけば、その不満も不安も、いつの間にか消えて薄れていくものでありますが、(多分そうなるだろうと思えますし、そうなることを信じるのですが) 現在では、まだ、その不安と不満が、相当に、抑えられた心の中で、くすぶり、たまり、昂じて来ている時期だといえましょう。こういう時は、もっとも警戒しなくてはならないことは、そのうっ積した不満が、はけ口を求めて行くことです。はけ口を他に求める、というのは、たとえば、立田寮の子供にそのはけ口が向けられる。問題が沸トウしていた時の「賛成」派の人たちに向けられる。その家族に向けられる。学校の先生に向けられる、というようなことです。

全体として、あのような解決の仕方をした、ということに対する不満のはけ口が、そのような特定の個人に向けられる、ということは、つまり、そういう人たちに、憎しみの眼が向けられ、憎しみの行為がなされるということです。そして、そうすることによって、いくらか不満がおさまると感じることです。

“あれが、あの子供だ”とか、“あれと遊ぶな”とか、“あれは賛成派だった、あいつと口をきくな”とか、“あのオヤジは賛成派だった、あの子供と遊ぶな、あの家族と口をきくな”とか、“あの先生は賛成派らしかった、困らせてやれ”とか、はなはだしくなると“あの店のオヤジは賛成派だった、あそこから何も買うな”とか、というようなことが起るとすると、これは大変なことです。

いうまでもないことですが、これは、スジのちがった憎しみです。立田寮の子供に罪があるわけでないことはもちろんです。通学賛成の人たちでも、それが自分では正しいと思ったからこそ、そういう意見を出した人たちです。中には、感情的には割り切れぬものがあったのに、自分の正しいと思うことについて人たちもあるはずです。そういう人たちの家族や子供に、また何の罪もあるはずはありません。学校の先生にしても同じことです。

そういう人たちに、憎しみの気持を抱くということが、土台スジのちがったことであることはいうまでもないことですが、それが行為にあらわれるということにでもなれば、これはもう、全く無知な、低級な、わけのわからない行為だ、といわなくてはならないことです。

もし、黒髪校の多くの父兄母姉の人たちの中に、極めて少数、一人でも二人でも、そういう行為をする人が出たとするなら、いままでの反対のための運動も、そういう無知で低級で、わけのわからない運動であったのだと思われてもしかたがないといえるかも知れません。

反対運動もまた、やむにやまれない親の愛情から起ったものであったはずですが、それを、心ない一二の人たちの行為が汚してしまうことをわれわれは恐れるものです。

まだ、そんなことが起らないうちに、こんなことを書いておくのは、起ってからでは遅いからです。とりこし苦労かも知れませんが一つの老婆心なのです。

特に、子供たちの教育に日常直接の関係を持たれるお母さんたちに訴えたいと思うのです。

⑥昭和 29 年 6 月 17 日、熊本中央放送局、午前のニュース、「竜田寮の廃止を企てる「黒髪会」結成の動きについて」

最近熊本市黒髪校区で「黒髪校区一帯を文教地区とする為、立田寮を廃止する様住民の結束を求める」といった内容のスリ物が流されており、心ある人の批判をうけています。此のスリ物は「黒髪会結成趣意書というがり版ズリであり、会の発起人及び責任者の名前が載っては居らず、各隣保毎にまわして裏面に記名、なつ印を求めています。趣意として「黒髪校区を文教地区および商業地区として健全に発展させる意味から、立田寮を廃止する目的で、住民の結束を図る」といっており、さらに竜田寮の子供達の黒髪小学校入学に関して、

「現在の二年生以上の入学と、この前入学しなかった一人の子供の入学が行われることになれば、事態は未だ解決してはならず、問題は、これからである。この会は一時的な組織ではない。」としています。

これについて黒髪校 PTA 会長の〇〇龍之介氏は、「黒髪校区内には、まだ埋もれている文化財が多く、これらを整備して熊本市の文教地区として発展させることには賛成である。

この目的からすれば、やはり、立田寮は、何とか解消した方が望ましいと思う。私は文章にナツ印したが黒髪会の会長にスイセンされたら、引受けてもよいと思う」と語りました。又、黒髪校区のある父兄は「黒髪会結成趣意書というスリモノを見たが、発起人の名前も、又責任者の名前もないということはその意味が分からない。このような会が出来れば、政治的に利用されるオソレもあり、賛成出来ない」とこの様に語っています。

(ニュース原文より)

⑦昭和 29 年 6 月 25 日、熊本日日新聞、社説、「ライ予防デーに当たって」

<前略>

きょうは、貞明皇后の誕生日で、全国のライ予防デーである。“見られる”ということについて書いたのは、ライの患者が、どんなに“見られ”ているかについて考えて見たいからである。

貞明皇后は救ライ事業に強い関心を持っておられた。黒石原の国立療養所が恵楓園という名であるのも、皇后が楓の樹を同園に賜ったというところから来ていると聞いている。貞明皇后は、宮中で蚕をお飼いになるのに、病気にかゝって繭を作る力のない蚕でも、ていねいに別な器に移して、最後まで桑をお与えになったと聞いている。ライを病む人たちに対する格別な御関心も、故なきことではない。こゝにハタライている“見”方は、文字通り、一“視”同仁である。しかし、特に御関心というとき、それは、特に不幸な者に対する同情の「視」になる。貞明皇后のライを病む人たちに対する見方は、そういう見方である。

黒髪校の立田寮児童問題で、通学反対派の中のあるものの“見方”は、殴るよりも、罵るよりも、もっとひどい見方であったといえる。もっとも悪意のある見方、もっとも一視同仁

の“視”とは反対の見方、平等な人権を故意に差別づける見方であった。

同情に裏づけられた見方、と、嫌悪または憎悪に裏づけられた見方とは、けれども、ある点で一致する。といえは驚くかも知れない。いずれも、無関心な見方でない、という点で一致するのである。もっと突っ込んでいうと、ある見方を裏づけている同情が、さらに嫌悪に裏づけられている場合もあり得る。そういう場合は、多いといわなくてはなるまい。

少しの声はあるが、肺を病むものと、胃を病むものとの間に、現在では、社会は見方を異にしない。ライを病むものに対する場合は、はっきりと見方を異にするのに。

ライを病む人たちが、欲している“見られ”方が、どのような見られ方であるかは、考えるまでもない。同情にも、嫌悪にも裏づけられない見方である。肺と胃と、区別をつけない見られ方である。

黒髪校立田寮児童問題は、一応解決をついたと見られていたが、なお完全な解決とはいえないようである。四五日前の『読者の広場』への投書がそれを示している。問題の「黒髪会」というのがどんな組織になっているか知らないが、黒髪校区域内を文教的、商業的に発展させるために立田寮を他に移転させようとするものだと投書はいつている。放射能から“汚染する”というのと同じ意味で、立田寮が黒髪校区を汚染するといっているわけである。目的は、立田寮を他に移転することによって寮児の通学問題を抜本的に拒否しようというのであることははっきりしている。しかし、通学問題が紛糾したのはまだ宥せる。その問題の解決の手段として、立田寮を移転さすべき、というのは、そういうことが手段としてゆるされると思っているということは、人間の無視、人権の虐殺である。そこに見られているのは、人間ではなくて、病気だけである。人間は無視されている。その論理を推し進めるならば、立田寮があるのは、恵楓園があるからだ。恵楓園があるのは、患者があるからだ。通学問題を解決するためには、患者そのものを抹殺しなくてはならぬ、ということになる。こんなひどい見方を、黒髪の大部分の人がしているなどとは毛頭思わない。たゞ、恵楓園の人たちは、そういう見られ方が、なおもってあるのだということは知っていてほしい。

ほかの病気と区別をつけない無関心の見られ方を持ちたいと、恵楓園の人たちだけではなく、全国の療養所の人たちが思っていることは確かである。しかし、現実には、まだそこまで進んでいないことを知っていただきたいのだ。同情に裏づけられた見られ方も拒否したいであろう。しかし、現実には、まだそれでいくらかの満足をしなくてはならない段階にあることを知っていただきたいのである。その限りにおいては、社会は、徐々にではあるが、同情に裏づけられた見方をするものが多くなって行きつつあることは、信じていただきたいのである。このことは、第三の見方によっていうのである。

#### ⑧昭和 29 年 9 月 3 日 GK 放送、西日本新聞熊本支局長「熊本の動きより」

前掲『通学問題をめぐって』20 頁以下に掲載の西日本新聞熊本支局長・後藤安夫「熊本の動きより」によれば、竜田寮通学問題が次のように報じられている。

熊本市竜田寮に收容している非ライ児の黒髪小学校通学問題が、新学期を迎えて再び問題となり、三十一日には熊本市を訪れた大達文相にたいし、通学に賛成する PTA の人たちと、反発する PTA の人たちが、それぞれ陳情を行ったのであります。

この通学問題は、御承知のように今年の四月、熊本市教育委員会が竜田寮に收容している非ライ児童四名の黒髪小学校通学を認めたことから問題になり、ついに反対する PTA の人たちによって同盟休校までひき起したのであります。新学期を控えたさる八月二十日、四月に入学を認められなかった非ライ児童二十四名の通学について、熊本地方法務局から回答を求められていた市教育委員会が、「情勢は通学を許可する段階に達していない」として、新学期からの通学を許可しない態度をとったことから、再び問題化したのであります。この決定にたいし、恵楓園患者側では、『絶対承服できない』として、市教育委員会にたいし通学を許さない的確な理由と、根本的な原因を説明するよう要求し、通学に賛成する PTA の人たちもまた、この処置を不満として、通学許可を要望するに至ったのであります。

賛成派の人たちや、恵楓園の患者たちの主張は、健康である竜田寮の非ライ児童を単に客観情勢が通学の段階でないといった抽象論で通学を許さない市教育委員会の態度は不可解であり、教育基本法を無視するものである。竜田寮の児童たちにも一般の児童たちと同じように、黒髪校に通学できる権利と場所を与えてやるべきであるというのであります。これにたいし、反対派の人たちは竜田寮では幼少期の非ライ児童を保育し、学齢期に達した健康な児童たちは、健康な環境から通学させるようにすべきであり、健康な環境から通学するのであれば、あえて反対するものでないといっているようであります。この反対派の人たちのいい分は、結局現在のような竜田寮から黒髪小学校へといったコースで通学させるのはいけない。学齢期に達した健康な児童は一般の養護施設に分散收容して、そこからそれぞれの学域の学校に通学させるべきであり、そうならば黒髪小学校の通学も反対しないといったものようであります。

此の賛成、反対両派の陳情にたいし、大達文相は「難しい問題であり、文部省が指示したり勧告すべきものではない。地元の教育委員会と関係者の間で、よく話し合い円満に解決してもらおうほかない」といっているのであります。したがって、こんどの両派の陳情も問題を解決へ近づける曙光を見出すことはできませんでした。結局、問題の解決は熊本市教育委員会の態度にかかっているわけではありますが、市教育委員会が情勢が通学を許可する段階でないといった態度をとるにいたった気持も充分理解できるのであります。しかし、教育の機会均等が與えられている以上、賛成派の人達や恵楓園の患者たちが主張するように、健康と認められた竜田寮の児童たちを、単に情勢が悪いといっただけで通学を許可しないことは、やはり筋が通らないものがあるように思われます。

市教育委員会としても『情勢が好転したら健康な環境から通学させる』と一應通学の線は認めているようでありますし、大達文相もいっているように、単に理論だけで片づけてしまうには問題があまりにもデリケートであり、理論と感情の板ばさみの苦しい立場にあること

も理解できるのであります。だからといって、市教育委員会は教育基本法を無視するような態度は矢張り批判されるべきであり、教育委員会としてはなんとしても理論的に一本の筋を通すべきでありましょう。

教育委員会が積極的に問題解決に乗り出すようこの機会に希望しておきたいと思ひます。

(昭和二十九年九月三日 GK 放送 西日本新聞熊本支局長)

⑨昭和 29 年 9 月 28 日、熊本日日新聞、社説、「再燃した黒髪校問題」

<前略>

真の解決を急いで問題を再燃させることは、賢明とはいえない場合が多い。黒髪校の場合も、それを憂慮される。

しかし、再燃した問題はほってはおけない。どうにかしなくてはならない。

どうにかなるであろうか。いまのまゝでは、どうにもならない、という方が強い。参議院文部委員会で証人喚問を行うという、中央の問題になったが、参議院の委員会で、通学させるべきだ、という結論が出たとしても、それで直ちに解決するとは思えない。この前のように反対派が通学拒否ストに出る、という事態がもう一ペン起きないとも限らないだろう。どうにも仕様がなない。

第三者的に考えて見る。実は、第三者的に、ということが問題である。事件は黒髪校に起った。一応、黒髪校以外の校区の父兄は、第三者であり得る。しかし、では立田寮を、別な校区に移す、というようなことになった、と仮定すれば、その校区の父兄は、第三者ではあり得なくなる。そして、仮定すれば、ということは、仮定だけではなくて、実際に、そういうことも起り得るのである。誰もが、第三者ではあり得ないのである。だから、この問題について考えるには、一応、第三者、局外者ではあり得なくなるかも知れない、ということを考えておかななくてはならない。しかも、その上で、第三者的に考えてみなくてはならない。

そういう前提のもとで、第三者的に考えて見る。この事件は、理性と、感情の問題だといえる。

通学賛成の人の中にも、実際には、自分の子供と、立田寮の子供とが、隣り合わせの席にいるよりは、そうでない子供と隣り合わせの席にいる方が好ましく思う人もあるだろう。しかし、科学と細菌学が、それと、竜田寮児童の立場、その親たちの立場を考えると、自分の嫌悪の情を主張することは出来ない。理性がそう判断する。その判断に従わなくてはならない。そう考えて行動する人が賛成派の大部分だと思ふ。

通学に反対の人も、立田寮児童の子供や、その親たちの立場がわからないことはない。気の毒である、と思ふ。さらに、科学と細菌学が、安全と保証する以上、安全である、と思ふ。だが、“絶対に”安全か、というと、“絶対に”とは、科学は言わない。万に一ということもある。その、万に一、という確率の、その“一”が、自分の子供に当たったなら、という不安がある。その不安を残したままの状態におくことは、親の情として忍びない。親としては、

理性にしたがうよりは、情に殉じよう。そう考えて行動する人が、反対派の大部分であると思う。

その差は僅かだと思う。振子をどっちに振るか。それはほんのちょっとした振り方である。

(A) 万に一の不安から来る感情を理性によって抑えるように振るか。

(B) 理性の命じるところを、やむにやまれぬ感情の方に振るか。

あくまで第三者的に考えると、(A)のように振らねばならないのではなからうかと思うのであるが、その第三者的ということが難しいことは前に述べた。

事態はどうにもならないように見える。しかし、どうにかしなくてはならぬことも事実である。ちょっと、ほんのちょっと、振子の向を変えることは出来ないものであろうか。

#### ⑩昭和30年2月24日、熊本日日新聞、社説、「黒髪校問題の解決を喜ぶ」

黒髪小学校問題が円満に解決した。永い間、直接の関係者だけでなく、多くの人たちの心に、暗い雲をかぶせていたこの問題の解決は、その暗雲がからりと晴れたような喜びを与える。

問題の解決は、その解決のために働いたすべての人々の忍耐強い努力によってもたらされたものである。それらの人々の、その努力に感謝したい。

また問題の解決は、反対・賛成と、対立した意見をもつ人たちの、どちら側からも歩み寄りによってもたらされたものである。それらの人たちの、その歩み寄りの精神に感謝したい。

けれども、問題の解決は、もつれにもつれた問題の渦中に自ら身を挺して斡旋の労を執り、辛抱強く対立する意見の調停をはかった、高橋熊本商大短大学長と鰐淵熊大大学長の努力になんか負うところ大であったといわなくてはならない。両学長の労に深く感謝したい。

特に、問題解決の糸口が、高橋学長が、新学年度に入学する立田寮児四名を、責任を持って引取って世話をしよう、と提案した時から開けはじめたということは、何人をも感激させないではおかないであろう。われわれは、熊本名誉市民である高橋学長の高いヒューマニティ（博愛、人間愛）と、教育者としての温い愛情に、深い敬意を払わぬわけには行かない。また高橋学長の意思を汲んで、進んでそれに協力して、児童の世話を引受けることを決意されたという高橋学長夫人にも、同じ敬意を奉げたいと思う。

しかし、われわれはまた、この高橋学長の献身的なヒューマンな提案が示された時を契機として、対立する意見が急速に歩み寄りを見せ始めたということの中にも、深い感激を覚えられないではおられない。

高橋学長が、あえてこの問題の調停に進んで当り、それだけではなく、献身的に四人の児童を引取ろうという提案をした時、それは関係者すべての心を揺すったのである。一人の個人の高いヒューマニティが、関係者多数の心の中のヒューマニティを触発したのである。一般に、歩み寄りはまた譲歩であり、妥協であり、双方の折れ合いである。おのおのの双方の



意見をそれぞれ正しいと信じ、それを通そうとしたらこそその紛糾であったとしたなら、譲り合っただけの解決というものは、実は双方を完全に満足させるものとはいえないはずである。完全な満足がないということは、言葉を換えれば不満があるということである。その不満を、双方が互いに忍び合うというのが互譲の精神であって、これは、単に意見を通すという理論一本あるいはまた時には利害打算一本、というものよりは高い次元にある精神である。その高さはヒューマニティの深さによって支えられているものである。人間のヒューマニティが働かなくては、譲り合い、歩み寄り、ということは実現せられないのである。黒髪校問題が、関係者の歩み寄りによって解決せられたということは、高橋学長のヒューマニティに触発せられた関係者のヒューマニティが発露されたということである。それはヒューマニティの共鳴であり、協奏であるといえよう。われわれは、黒髪校の問題が、永い紛糾の最後に、高いヒューマニティの協奏ともいべき美しさの中で解決せられたことに大きな感激を覚えなくてはならない。

シェクスピアの名作「ロミオとジュリエット」は、永い間仇敵の間がらであったモンタギュー家とキュピレット家が、ロミオとジュリエットの死を契機として永年の確執を解いて結び合うことを物語っている。ロミオとジュリエットの生命を超えた深く激しい愛情の炎が、モンタギューとキュピレットの憎しみの氷を解かしたのである。「ロミオとジュリエット」の場合は二人の死という悲劇が契機となった。黒髪校の場合は、高橋学長の美しい提案が契機となった。ケースは異なるようであるが、ともにヒューマニティの共鳴・協奏である。

われわれは紛糾した問題が、ヒューマニティの協奏という美しさの中で解決されたことを心から喜びたい。そして、将来ふたたび同じ問題が繰返されないであろうことを信じるものである。もし、ふたたび問題が起るとなると、それは、この美しいヒューマニティの協奏を破壊するものであり、そういうことは、誰にも耐えられないことであるからである。

## 2. 読者の声等

### ①昭和 29 年 4 月 14 日、熊本日日新聞、「読者の広場」、「四名の非ライ児」

非ライ児童の通学を許すか、許さぬかについては私は判断に苦しむのであるが、この問題のとりあげ方について初めから熟慮の余地があったのではないかと思う。結論から云えば子供の幸福のためにとりあげられたこの問題が却って子供を不幸にってしまったように見える。純真な子供の心を大人の不手際で汚してしまったわけである。これを非ライ児童の立場からみると、入学を許された四名の児童はきっと喜び勇んで希望にもえて登校したに違いない。さて登校してみると学校は臨時休校である。児童達は自分達の運命と社会的な存在というものを幼な心にもはっきりと知らされ、小さな胸は不安におののいていることであろう。

此処に問題があると思う。ライそのものの肉体的な苦痛よりも自分達の社会的な存在というものを知ったときの苦痛の方が大きいのではないだろうか。なぜ問題をはっきり解決した

上で児童の処置をしなかったのであろうか。許可するにせよ、許可せぬにせよ、この問題が児童の将来にどんなに影響するかは十分に考えられ、慎重に処置できなかつたものだろうか。いま彼らは通学は許可されたが、彼らは自分達の運命と社会的な存在をはっきり知らされたのである。其の手は拭い取れないであろう。今後、児童の幸福のため慎重な処置を望んでやまない。(教員)

②昭和 29 年 4 月 17 日、熊本日日新聞、「読者の広場」、「子供の幸福は？」

◇黒髪校に新入学した子供の父兄です。かねて非感染児童の入学問題には大きな関心をいだきながらも、新入学を指折り数えて待っている子供には童心を傷つけることをおそれて何事も知らせず入学までにはなんとか解決することを祈りながら、それに大きな期待をかけていたのですが、入学の日子供は、何が何だかわけもわからず途中から引き返して来ました。この衝撃はきっと子供の一生を通じて忘れ得ない重大事件として残ることでしょう。何も知らず喜々として登校した子供に与えた大きな衝撃の責任を一体誰が持ってくれますか。きけば上級生の間では反対派と賛成派に分かれて仲たがいでいるとか。

恐るべき小学校だと思えます。いま町内は夜も昼もスピーカー合戦でまるで選挙運動の騒音です。童心を傷つけまいと祈った親心は微塵にくじけました。一体この問題をどう子供に説明したらよいでしょう。残念ながら非才の私には頑是ない子供に対して納得のゆくような説明の言葉を知りません。不思議なのは学校から家庭へ今日まで何の連絡もないことです。学校当局自身の見解も承知したいものです。とんだところに居住したものだと言嘆息しているのは私一人ではありませんまい。(黒髪町・S 生)

◇黒髪校の同盟休校は依然つづいています。その分散授業を見て全く子供たちに同情せずにはいられません。学校には立派な机やいすがあるのに一体いつまでこの状態をつづけさせようというのでしょうか。PTA の市教育委員会に対する解決案の三番に「市教育委員会が一人ずつライ未感染児童をひきとり自宅から通学させる」とありますが、私達第三者の立場からみてもたゞあきれられるばかりです。このようなことが解決案といえるのでしょうか。たゞ PTA 側の教育委員会に対する感情的な抗議としか思えません。このような解決案を出している以上いつまでも子供たちの幸福は得られないと思えます。(熊本市・一女子大生)

◇立田寮は観察を要するライ者の児童を収容する施設である。収容中の児童が、こゝから一般学校に通うことは非ライ児という看板を背負って歩くようなものだ。市民が驚き騒ぐのも当たり前である。非ライ児に対しても気の毒な取り扱いである。もし社会に出しても大丈夫というなら、立田寮におくことは適当でない。人知らず故郷に送り返すなどの方法をとるべきだ。非ライ児などというものはなくなり子供は伸々と育つであらう。

立田寮というものを棚上げにして、法務局に訴え、科学者を動員し、言論機関に宣伝し、大多数の抵抗で圧迫しようとするのは筋道が立たない。またこの問題を熊本市民の封建性に基づく、時代を知らぬ意見だというのも当たらない。抵抗を以て一部扇動者の策動だとす

るのもおかしい。これは大衆に期せずして起った反響である。ライとつながりを持つ立田寮を考慮に入れるとき法的解決はあてはまらない。医師の診断はただ現在を証明するに過ぎない。教委は問題を白紙に返して、もう一度更に深く検討すべきではないか。(熊本市・医師)

③昭和 29 年 4 月 19 日、熊本日日新聞、「読者の広場」、「弟たちが可哀想」

◇ぼくはある中学校の生徒です。ぼくらの父母はなぜライ病といわれた子供といっしょに勉強をすることに、はんたいするのだろう。ライ病は、その子供の両親はかかっている、かんせんしないうちに、はなされた子供はライ病ではないと新聞に書いてあったのをみても、私の父はあてになるものかといいます。ぼくはほんとうだから新聞に書いてあるのでしょうという「おまえたちはわからん。だまっている」とどなられました。アメリカ人が立田寮の子供をもらって育てるということが新聞に書いてありました。安心してもらったのだから、その子供はライ病ではないのです。

◇ぼくの弟はいまお寺で勉強しています。でも弟はなにもおぼえて来ないのです。それでも父は黙っています。弟がかわいそうでなりません。きのうは早く帰ってきたので、なぜ帰ってきたのかときくと、よその兄さんが帰れといったので帰ったといいました。父が出てきてどなったので、弟は泣きながらまたお寺にいきました。僕はうしろすがたをみて弟がかわいそうになりました。僕の弟のようにいやいやながらお寺の教室に行っている子供がたくさんいると思います。みんなかわいそうです。みんなが仲よく黒髪校へ行けるように、ほかのお父さん、お母さんも考えてください。(黒髪町・一中学生)

④昭和 29 年 4 月 21 日、朝日新聞、「声」、「黒髪校事件に」

◇黒髪校小学校問題について私の所感を述べて世の御批判を仰ぎたい。文明国では、ライはもはや極めて珍しい病気で、医学生の実験見学にも事欠く有様である。これは医学的考察など専門的なことを別にすれば、ライ者を同朋に持ったそれら先進諸国の人々の患者に対する隣人愛と、ライ者がその深い愛情に答えてのいじらしい公徳心との二つが相融和して、ライ撲滅を打立てたものとする。日本の現況は療養所入所中の者以外に、相当多くの在宅患者がいることは周知のことと思う。

◇ライはライ菌によって起こる伝染病である。しかしライ菌の感染力は、世人の恐れるほどには強くない。否、極めて弱いものである。その医学的実証として、ライ療養所職員中、ライ者の持つ結核菌の感染を受けた人は知っているが、ライを感染させられた人は知らない。専門的に言えば、ライは小児病とさえいわれる如く、幼少時代に感染するものである。そうあればあるほど、未感染児童自身の検診と、そのおきいする寮の管理を科学的に行えば、決してこの寮の非ライ児を恐れる理由は無い。

◇寮以外に各地に散在する在宅患者が実在する以上、そこから進学する児童もあるわけで、こうしたことこそ善処の対象にすべきである。未感染児童といわれる問題の子供達は、専門医がライに非ずと診断し、かつ専門的に監視を受ける特定の寮で起居しているのである。こうした寮の子供達の就学を拒む理由が私には分らない。もし PTA の一部の方々の非ライ児入学拒否が通れば、療養所に隔離されているライ者が自覚しているつつましい公德心の表現であり、ライ撲滅の根本たる隔離という原則は破られるであろう。今少し大らかな愛情で解決の道を発見すべきだと思う。(鹿児島・医師)

⑤昭和 29 年 6 月 19 日、熊本日日新聞、「読者の広場」、「不明朗な黒髪会」

◇黒髪校問題が一応大義名分に立って解決されてやっと正規の授業になって来た最近、また一部の反対側父兄が、非ライ児の入学許可ということには正面から立ち向かうことができないために、立田寮そのものの校区外移転を目的にしながら、町内の商業的文教的発展というモットモそうな名目をつけて「黒髪会」という大町内会を作ろうとして発起人や責任者の名もない文書を回覧して来ました。その文書には「本校」という文句もあり、連絡員は PTA の人です。これは町内会と PTA を混同したやり方ではありませんか。

◇私も近所づきあいや、店の買行のことも考えてやむなく署名捺印しましたが、考えてみると発起人の名を明記しない所に何か不明朗なものを感じます。それに PTA 会長が黒髪会に押されたら就任するとラジオ記者に答えているのも、あまり私達の意見を無視した一部だけの押付的予定行動のような感じがしてなりません。最近来年の選挙の下工作がはやっているようですが、黒髪会が明朗なものであるためには、県市議さんはこの会の役員から除外することが大切だと思います。

◇次に立田寮を移転しても、ライ問題そのものの解決にはならず、他校区にまた問題を押し付けるだけで、自己的といわれるでしょう。現在の入学児が万一発病するきざしでも出る時までには、私たち父兄は慎重にありたいものです。

◇第三に町内の総意と称して、個人の家庭（特に商売をやる）の自主的行動を牽制、圧迫することになります。この前の騒ぎの時には賛成通学者の店でお客がなく困ったところがありました。

◇最後に一ばん困るのは、PTA にさえ悩んだ学校側が、さらに大きい町内会の強い精神的干渉に困って、先生方の自主的教育が阻止されるということです。

我国からライをなくし、非ライ児を守るためにも市民の愛の世論が、正しい PTA の在り方を支援してください。そして私みたいに気弱で、つい印を押した人が取消を申出るまでに元気をつけて下さるようお願いします。(黒髪校区・ある母)

⑥昭和 29 年 9 月 5 日、熊本日日新聞、「読者の広場」、「立田寮は不健康な環境か」

◇立田寮児童の黒髪小学校通学問題も長期に亘る紛糾にこじれにこじれて、問題の本質を失っているのではないかとと思われるような複雑怪奇の様相をさえ呈している観がある。ところが先日大達文相が来熊の際、賛成反対夫々の立場から陳情合戦が行われたが、その時反対派の言の中に「立田寮の児童が真に健康体であるならば強いて通学に反対するものではない。しかしその場合は他の健康な環境に分散せしめて通学せしむべきである」という意味の言葉があったが私はこれについて一言したい。“他の健康な環境に分散せしめよ”ということは云うまでもなく立田寮が不健康な環境であるということであろうが、ここにも無反省なライ嫌悪症の露呈があるのであって、飽くまで現代科学の合理性のもとで抗酸性菌に起因する一慢性疾病に過ぎないライが、決してライ以上の何物でもなく又ライ以下の何物でもないことを信じている私たちライ療養所の職員から見ればまことに困った感情論であることを指摘したい。

◇立田寮が不健康な環境であるという判断は何によってなされるのであるか。立田寮はあの立田山麓の緑に囲まれた高台に、専任の保健婦、栄養士、保母に依って観察保護されている上に、給食、入浴、洗濯などの一切は完備された機械装置のもとで衛生的に能率的に処理され、しかも専門医の健康管理下に置かれているのだから、何処から見ても児童保育の環境として悪い条件であるとは考えられない。兎も角一度立田寮をとくどご覧になったら如何であろうか。ライ親族児童だというだけで直ぐ“穢ない”と洗面をつくる無反省さでは何時までたっても問題は解決されない。大達文相は「地元で自主的に解決さるべき問題だ」と云われたが自主的解決への途は何と云っても今少し対ライ感情の上に人間としてのモラルと知性とによる反省が行われねば望むべくもない。(恵楓園職員)

#### ⑦昭和 29 年 10 月 2 日、熊本日日新聞、「読者の広場」、「科学は絶対だ」

◇九月三十日の社説“再燃した黒髪校問題“を読んで、貴社のこの問題解決への善意と努力は了解しましたが、あの中「医学と細菌学が安全と保障する以上、安全であると思う。だが”絶対に“とは科学はいわない」という言葉について一言したいと思います。科学というものはそんな曖昧なものであってはならないと思うからです。科学者が安全であると保証する以上、それは絶対のものであって、万に一つの不確率があるならば、科学的立場に立っての保障などすべきでは断じてない。「私はライ医学の科学的立場にあるものとして、立田寮児童の絶対安全を保証する」とは宮崎恵楓園長の言明であるが、筆者がいわれるような「絶対にとはいわない」保障をもしする人があるとしたら、それは科学者として当然糾明されねばならないと思う。

◇それから筆者は通学反対の人々はもちろん賛成派の人の中にも、感情的にライを恐怖していることに変わりはない。ただ知性と理性の判断如何が賛成、反対に分けさせているような言葉であるが、これは率直に言えば筆者自身のライ恐怖感が前提になっているところから来る考え方ではないか。最初からライ恐怖感を止むを得ないものとしての肯定の上での言

葉であると思う。社会の良識を代表する指導的立場の発言として、そうした正しくない感情の是正を強調して欲しいと思う。(菊池恵楓園・職員)

⑧昭和 29 年 10 月 5 日、西日本新聞・県民の声、「先入観の脱却から」

去る二十七日熊本市立竜田寮ライ未感染児童通学賛成派陳情報告会場の熊本市子飼橋〇〇寺での乱闘騒ぎは県民相互のいまわしい姿を如実に示したものとして心寒く思われます。むかしのようライ患者を放置している時代と違って、現在は近代医療設備があることを認識するとともに恐怖の先入感から脱してもらったら解決するのではないのでしょうか。

子を育てる親の身になれば人の子に罪を課すことの不びんさが痛感されないはずはないと思います。むかし豊臣秀吉が諸大名を集め酒宴のさい、諸大名は加藤清正のさかずきをうけるのをちゅうちょしているなかに、秀吉は平気で清正のさかずきをほし諸大名を感服させたという。こんなまねをせよとはいわないが、大きい気持ちで未感染児童の通学だけは認める同胞愛によって幸福な社会が生まれるのではないのでしょうか。

⑨昭和 30 年 3 月 2 日、朝日新聞、「声」、「黒髪校の問題」

◇立田寮の非ライ児童の黒髪校通学問題が、熊本市名誉市長高橋商大学長の調停によって一応解決したことはまことに喜ばしいことでありますが、市教育委員会は当初全員を市内小学校に通学させると発表しながら、黒髪校 PTA の反対によって後退、ハンストによって逐年入学の最後の基本線すら危ぶまれる状態に追込まれ、この間県市両教組は全くの沈黙で何等積極的な態度を示さず、熊本に教組ありやの感を深くしたのは私一人ではありますまい。

◇問題の性質上ある程度の摩擦はあったとしても、同盟休校やハンスト騒ぎまで引き起こしたことは、教育県熊本として実に不手際であったといわねばなりません。本解決の紛糾を通し市教育委員会の弱体と、教組の無気力と、地域住民の反対運動の低劣さを見て失望にたえません。

◇問題解決を機会に冷静に過去を反省し、教育県熊本本来の姿に立返り、官民一体になって子供の幸福を守ってやって下さい。最後に三選桜井知事に対し強力な文教政策の推進をお願いすると共に、黒髪校全児童の幸福を心より祈ります。(熊本・教諭)

⑩昭和 30 年 4 月 13 日、西日本新聞、「県民の声」、「黒髪校 PTA に猛省を求む」

黒髪校 PTA は再び同盟休校を決議し、十一日の入学式が一週間延期されたと新聞は報じている。私は当初、PTA 反対派による子をもつ親の一人としてある程度の同情をもっていたのであるが、医学的診断の結果、問題の四名の未感染児童が現在危険性のないと診定され、し

かも一度既に盟休も行い、高橋商大学長のあっせんなどの歴史的過程を得たのち再び盟休によってことを決しようとする PTA の暴挙には極度の憎悪すら感ぜさせられるものである。熊本市内には親や祖父母がライにおかされてても扶養する家族のいる子弟は私の知っているだけでも相当あり、みな市内のいずれかの学校に通い、卒業しているのである。このさい、この四名をのみ問題にするのはむしろ滑稽ではあるまいか。四名の子供のために名前や身分を秘せというのが PTA 側の言分かも知らないが、はたして真意かも疑わしい。このさい、何もいわず、熊大鰐淵学長が説くように厚生省の措置がなされるまでも四名を入学させ、そして多くの子供の勉学の自由を奪わぬよう強く反省を求めるものである。(熊本市・一父兄)

## 七 傍観者の存在

通学反対派が賛成派を凌駕し、傍若無人な無法行為を繰り返すことができた背景として大きかったのは多くの傍観者の存在という事情であった。この傍観者は被害者でも直接の加害者でもなかったが、第三者では決してなかった。「いじめ」の場合と同じく、ここでも傍観者は不作為の加害者という、幫助犯ないし共同正犯の役割を演じた。止める人があまりにも少ないために、人権侵害が長期化し、エスカレートする。日本の人権侵害問題が欧米諸国のそれと大きく異なるところで、「立田寮児童通学問題」でもそれは同様であった。傍観者が問題を長期化させ、エスカレートさせた。

### (1) 厚生省、文部省、法務省

この傍観者において大きな地位を占めたのは、中央では厚生省であり、文部省であり、法務省であった。確かに、厚生、文部、法務の三省は、昭和 29 年 2 月 16 日に開かれた「らい親族児童の通学に関する法務省、文部省、厚生省との打合せ会」において、「厚生省としては、らい療養所附設の保育所に収容中の児童につき周到な健康管理を行っている所以他に感染させる虞れはないと認める。」「文部省としては、らいを他に感染させるおそれのない健康な児童である限り一般の児童と区別することなく就学させるべきであると考え。」「法務省としては、厚生、文部両省の見解によって判断すれば保育児童は一般の学校に通学させるべきものと思料する。」と決定した。法治主義の下では当然のこととはいえ、この決定自体は評価に値するものだった。この三省決定を受けて、昭和 29 年 3 月 1 日に開かれた熊本地方務局、熊本市教育委員会、菊池恵楓園の三者協議では、「らい親族児童の通学に関する協議書」が作成され、「熊本市教育委員会は、昭和二九年四月以降竜田寮児童を全面的に黒髪小学校本校に通学させる。」「菊池恵楓園は、前項通学児童に対する健康管理を一層厳密にする。」ことが決定されたからである。しかし、PTA 反対派の横やりでこの協議事項が棚上げになって行くにつれて、厚生省は菊池恵楓園の、文部省は熊本市教育委員会の、そして、法務省は熊本地方務局の背後に身を隠し、三省の存在感が急速に希薄化していった。その象徴が大達文相の姿勢であった。

「教育委員会の方では却々、こういう問題が起ると、却々そのにつきもさっちも行かんようになるので、お困りだろうと思うけども、結局、ま、教育委員会で適当に善処されるということを希望する以外にないですね。」「私共詳しい話を知らんものだから、え、意見を参考の意見を云うということは出来ますけどもね、あんまり表だって新聞辺りにこうすべきだあゝすべきだという事を云うとだね、却って問題が余計紛糾するということになりやせんかと思うんです。ですから、ま、非常にデリケートな問題だから、あんまりこうだあゝだと云う事は云わん方がよかろうと思いますね。」「熊本の問題についてね、こうしろあゝしろと云うことはね、それは云えば自分の役は済むかも知れんが、問題の解決にならず却って紛糾させるという事になりますからね、余程慎重にしなければいかんのだろうと思うんです。言って迷惑をかけても悪いですからね。」

熊本を訪れていた同相は、恵楓園等からの陳情に対し、昭和 29 年 8 月 31 日、熊本県庁で行った記者会見で、前述したように、「地元の話し合いで円満解決を望む」として、このように語ったからである。

それでは、地元の方ではどうだったのであろうか。菊池恵楓園長からの教育差別という被害申告を受けた熊本地方法務局の存在感は当初、特筆すべきものがあった。「立田寮児童」の、そして恵楓園入園者等の訴えに真正面から向き合っていたともいえた。たとえば、昭和 29 年 3 月 18 日に発表された熊本地方法務局人権擁護課長の声明も、次のようなものであった。

「専門医学の上からと、現実の面からとの証明が得られる限り、現代人として考えねばならないことは、一つには、人道的立場であり、次に法律制度の問題であろう。言うまでもなくこれは人間として又社会人としての自覚であり責任であると考える。」「素より、竜田寮児童は、その親族の療養所収容とともに、温い養育が断たれ、その他の親族縁故者等の絶無乃至はその経済的理由によって養育が阻まれた者のみであって、一般家庭に在る他の同類子弟が一般小、中学校に通学し何等の紛議も生じていない現実を十分に認識しなくてはならない。まして、竜田寮児童が専門医の厳重な健康管理の下に置かれている点よりこれを見れば、むしろ、前記子弟に比し、健康管理の面において優れていることは確かである。」「われわれは人間であると同時に常に社会人であり、自己の幸福追求に急なる余り、より不幸な者たちに対する思い遣りが欠けることになってはならない。前述の通り伝染源ではなく殊に健康管理に厳密を期され、一般健康者と何等変わるころのない児童が単にらいの親族という名のもとに、一般社会から閉ざされて、少年期という人生のなかで最も肝要な人格形成の時期において、一般児童と差別され、教育のひとしい機会が阻まれていることは、人権の尊重を基調とする民主主義社会の在り方ではないと思う。」「さらに現代社会においては、われわれは日常の健康について一般に医師を信頼しこれに委ねることが通念であるから、らいに関する健康管理についても同様、その専門医に信頼する以外にはないのであり、又社会の規約ともいべき法律制度を尊重すべきことは何人も異議のないところであろう。らい予防法第三条に「らい又はらいの親族の故をもって不当に差別してはならない」と規定し、又同法には「国立療養所長が伝染のおそれがないと認めるときは、収容患者の外出或いは外泊を許可することさえ出来る」ことになっている。」「まして、患者でない而も伝染のおそれなしとの専門医の証明ある竜田寮児童が、何処に行こうと又その居住区域の学校に通学することも自由で



なくてはならない。従って、これを制限し通学を拒むことは何人にも許されていないものと言わざるを得ない。」「法務局は公正不偏の立場から、さきに記述したような重要な資料に基き、右のような見解において、竜田寮児童は黒髪小学校に通学させることが相当だとの結論に達したのであるが、次いで中央においても去る二月十六日法務、厚生、文部の三省間に同様の協議決定に至ったことは周知の通りである。」「冒頭に述べたとおり市教育委員会においても基本の方針を明らかにしたところであるが、同委員会としても、おそらく多くの資料を基礎にして右のような観点から同様の結論に達したものと推測される。これに反し、なお黒髪校 PTA の一部がこれを否定し、剩え PTA の解散或いは一斉休校という論外の論を敢えてすることは、法律制度を無視した仕方であり、多数の暴力を以て教育の機会均等をよく圧するものと言えよう。深く猛省すべきことと思う。関係者は感情を捨て虚心且純粹な態度をもって、本問題の早期解決を図るべきであろう。もとより竜田寮児童を本校に通学させることによって多数児童の人権を無視することとはならないのである。」

しかし、このような法務局の態度も、PTA 反対派からの圧迫で熊本市教育委員会の方針が後退するのに応じて、変質していった。昭和 29 年 5 月 31 日の熊本地方法務局長の市教委長宛要望書では、次のように記しているからである。

「貴教育委員会においては当初より各種の困難ななかにも基礎資料の収集、事情調査等に最善を尽くされ、屢々委員会又は協議会を開催して審議検討の結果、去る三月一日には、当局において前記保育児童を本年四月以降全面的に通学させる旨の和解が成立するに至り、次いで同月十一日及び十二日の両回にわたり、かさねて通学させる旨の基本方針を声明されたところであります。」

「右は教育行政の公的機関として寔に妥当な措置であり、かねて敬意を表して来た次第であります。」「しかるに貴教育委員会が公明なる識見をもって、黒髪校一般児童の保護者等に対し、保育児童にも均等な教区の機会を与えねばならぬとの理解を図るため、屢々の機会においてあらゆる努力を傾注されたにもかかわらず、一部偏見に基く感情によりついに円満な理解を得るに至らず、ために四月入学期に至り貴委員会は英断をもって、通学実現の第一歩として、とりあえず、本年度就学の保育児童四名の入学を許可されたことは、世論の強く支持する所であります。」「貴委員会は教育行政の責任ある立場において同盟休校の最悪事態の收拾に腐心せられ、緊急事態として四月二十二日黒髪校の臨時休校を宣言し、市議会文教委員会のあっせんに応じ、保育児童四名に対する再診察の結果、熊大附属病院において要観察と判定されたもの一名を除き三名のみ通学させるに至ったことは、なお問題は残されているにしても蓋し当時の事情からして已むを得ざるものといわねばなりませんまい。」「貴委員会が過去半年の間絶えず両関係者の激烈な要求の中にあつて、あらゆる困難と闘われ機に臨み時に応じて善処し今日に至ったことに対して当職は心から敬意を表するとともに、不遇なる保育児童を愛情をもって温く迎え入れようと努力を払われたことに対して、深く感謝する次第であります。」

これによれば、法務局が、市教委に対し、その方針の後退について、「現実的な措置」として、人権擁護機関としての「お墨付き」を与えていることは明らかであろう。しかし、市教委の方針後退はこれだけではすまなかった。ここに至ると、法務局の態度も人権擁護機関のそれから傍観

者のそれへと転じて行った。市教委の方針後退を傍観するだけになって行った。

警察の態度も傍観者のそれであった。PTA 反対派等の無法行為等について「民事不介入」の態度を取り続けた。反対派が黒髪小学校校長室の無断占拠を続けたことについても、警察がそれを取締ることはなかった。あくまでも通学拒否を市教委に迫るために PTA 反対派委員 3 名が市教委事務局玄関前で無期限ハンストに入ったことから、昭和 30 年 2 月 6 日、市教委が熊本北署にスト者の保護方を依頼したところ、同署は「介入の段階にあらず」と拒否しているのである。

## (2) マスメディア

マスメディアも傍観者、それも有力な傍観者のひとりであった。ただ、マスメディアも傍観者という場合の「傍観者」の意味については説明が必要であろう。「立田寮児童通学問題」を全く取り上げなかったという意味での「傍観者」ではなかったからである。すでに紹介したように、全国紙などの場合はともかく、地元メディアにおいては大々的に、そして間断なく報道されたといっても過言ではない。問題は報道量ではなく、そのスタンスにあった。「立田寮児童」の、そして恵楓園入園者等の訴えに真正面から向き合っていたかどうかで、否といわざるを得なかった。それどころか、加害者に対してしばしば理解を示した。この意味での傍観者の役割を果たしたのがマスメディアであった。

ところで、PTA 通学反対派に対するマスメディアの見方というのは、概ね、次のようなものであった。

「黒髪校の PTA が、市教委の措置に対して反対する気持はよくわかる。たとえ髪の毛一筋程の不安であっても、そのおそれていることが、万一にも実際にあらわれたら、取返しのつかないことになるということを思えば、親として、子どもを愛する親として、反対しないわけにはいかぬという気持はよくわかる。」「問題の児童の通学に賛成の人でも、そういうことが無ければ無いに越したことはないのである。それを純粋に人道的な立場から、反対している人たちに対して更に反対の意思を強く打ち出すということはなかなか出来るものではないのである。だから、通学反対の運動が行われれば、ひきずられて行くか、姿勢を低くしているかしかないということになり勝ちなのである。」「けれども、八日に七十六名に過ぎなかった登校児童が、九日には二百七十名に増えたということは、二百名前後の父兄が、通学に反対ではないということを行動で示したということになる。これは、もっと多くの父兄たちも、かならずしも反対ではないが、大勢に引っぱられているということを示しているといつてよかろう。」「問題の児童の通学に反対の人たちがルールを外れないで反対運動をするのは、それはその人達としては止むを得ないとして許される・・・。」(昭和 29 年 4 月 1 日、熊本日新聞、社説、「愛情の名において」)

「通学に反対の人も、立田寮児童の子供や、その親たちの立場がわからないことはない。気の毒である、と思う。さらに、科学と細菌学が、安全と保証する以上、安全である、と思う。だが、“絶対に”安全か、というと、“絶対に”とは、科学は言わない。万に一ということもある。その、万に一、という確率の、その“一”が、自分の子供に当たったなら、という不安がある。その不安

を残したままの状態におくことは、親の情として忍びない。親としては、理性にしたがうよりは、情に殉じよう。そう考えて行動する人が、反対派の大部分であると思う。」(昭和 29 年 9 月 28 日、熊本日日新聞、社説、「再燃した黒髪校問題」)

それゆえ、通学反対派に対するマスメディアの批判も「行きすぎ」にしぼられ、次のように批評されている。

「その反対をするやり方には、われわれには納得がゆかないものがある。八日の朝、校門に貼られたビラには、こう書かれてあった。「らいびょうのこどもと一しようにべんきょうさせぬようしばらくがつこうをやすみませう」(原文のママ)……。これは、故意に、白紙の子供たちに、強い印象を与える事を目的として書かれたものである。こゝには、愛情の名にふさわしからぬ憎しみが漏出している。露骨な人権の侮べつがある。こういうことには、われわれはいきどおりを感じないわけにはいられない。この前、反対のプラカードを立てデモをした時にも、子供をそのデモ隊の中に加えたことがあった。これは、それと同じやり方である。」「われわれが望みたいのは、……。通学に賛成、もしくは賛成とまでではないが、致し方ない、というような父兄に対して、圧迫的な態度に出ないようにしてもらいたいことである。特に、反対の人たちの中の、良識ある人たちにそのことを強く訴えたい。」「黒髪校 PTA の運動が、愛情の名にふさわしい温かさと思いやりをもって進められることを望むものである。」(前掲「愛情の名において」)

「“黒髪校一カ月ぶりに開く一歓声あげる児童”という。昨日の夕刊の見出しほど近ごろ明るい文字はなかった。誰もがホッとした感じであったという。もちろん、関係者の中には、これではまだ本当の解決ではない。問題はまだ残っている、と思っている人たちがいることだろうことは間違いない。しかし、“歓声あげる全児童”という言葉が、子供たちの歓びを表現した見出しであることは間違いない。この子供たちの喜びを、ふたゝび重い日々の中に閉じこめることのないようにだけは、これまでのところではまだ不満だと思っている人たちも、考えてほしいものである。」(昭和 29 年 5 月 8 日、熊本日日新聞、社説、「黒髪校の開校を喜びつゝ」)

「黒髪校の問題が“円満解決”となって、一カ月の休校から開校されてから、もう十日近くなります。」「“円満解決”という言葉を使いましたが、実はまだ、全くの円満解決ではないのです。解決したのは、休校という、子供たちにとっての不幸な状態から、とにかく、あたり前の授業に帰ったという意味でだけなのです。立田寮の子供たちと一しょにわが子を通学させることを不安に思っ、それに反対した人たちの心から、その不安が、全部なくなったという意味での解決、ではないのです。」「ですから、“円満解決”どころか、「反対」だった人たちの中には、大いに不満がある人も、ないとはいえないようです。」「現在では、まだ、その不安と不満が、相当に、抑えられた心の中で、くすぶり、たまり、昂じて来ている時期だといえましょう。こういう時は、もっとも警戒しなくてはならないことは、そのうっ積した不満が、はけ口を求めて行くことです。はけ口を他に求める、というのは、たとえば、立田寮の子供にそのはけ口が向けられる。問題が沸トウしていた時の「賛成」派の人たちに向けられる。その家族に向けられる。学校の先生に向けられる、というようなことです。」「全体として、あのような解決の仕方をした、ということに対する不満のはけ口が、そのような特定の個人に向けられる、ということは、つまり、そういう

人たちに、憎しみの眼が向けられ、憎しみの行為がなされるということです。そして、そうすることによって、いくら不満がおさまると感じることです。」「これは、スジのちがった憎しみです。立田寮の子供に罪があるわけでないことはもちろんです。通学賛成の人たちでも、それが自分では正しいと思ったからこそ、そういう意見を出した人たちです。中には、感情的には割り切れぬものがあったのに、自分の正しいと思うことについて人たちもあるはず。そういう人たちの家族や子供に、また何の罪もあるはずはありません。学校の先生にしても同じことです。」「そういう人たちに、憎しみの気持を抱くということが、土台スジのちがったことであることはいまでもないことですが、それが行為にあらわれるということにでもなれば、これはもう、全く無知な、低級な、わけのわからない行為だ、といわなくてはならないことです。」「反対運動もまた、やむにやまれない親の愛情から起ったものであったはず。それを、心ない一二の人たちの行為が汚してしまうことをわれわれは恐れるものです。」「(昭和 29 年 5 月 15 日、熊本日日新聞、社説「黒髪校のお母さんたちに」)

「黒髪校立田寮児童問題は、一応解決をついたと見られていたが、なお完全な解決とはいえないようである。四五日前の『読者の広場』への投書がそれを示している。問題の「黒髪会」というのがどんな組織になっているか知らないが、黒髪校区域内を文教的、商業的に発展させるために立田寮を他に移転させようとするものだと投書はいつている。放射能から“汚染する”というのと同じ意味で、立田寮が黒髪校区を汚染するといっているわけである。目的は、立田寮を他に移転することによって寮児の通学問題を抜本的に拒否しようというのであることははっきりしている。しかし、通学問題が紛糾したのはまだ宥せる。その問題の解決の手段として、立田寮を移転さすべき、というのは、そういうことが手段としてゆるされると思っているということは、人間の無視、人権の虐殺である。そこに見られているのは、人間ではなくて、病気だけである。人間は無視されている。その論理を推し進めるならば、立田寮があるのは、恵楓園があるからだ。恵楓園があるのは、患者があるからだ。通学問題を解決するためには、患者そのものを抹殺しなくてはならぬ、ということになる。こんなひどい見方を、黒髪の大部分の人がしているなどは毛頭思わない。」「(昭和 29 年 6 月 25 日、熊本日日新聞、社説、「ライ予防デーに当たって」)

このような通学反対派に対する見方をいわば裏返しにしたものが通学賛成派に対する見方であった。すなわち、次のようなものであった。

「問題の児童の通学に賛成の人でも、そういうことが無ければ無いに越したことはないのである。それを純粋に人道的な立場から、反対している人たちに対して更に反対の意思を強く打ち出すということはなかなか出来るものではないのである。だから、通学反対の運動が行われれば、ひきずられて行くか、姿勢を低くしているかしかないということになり勝ちなのである。」「(前掲「愛情の名において」)、「通学賛成の人の中にも、実際には、自分の子供と、立田寮の子供とが、隣り合わせの席にいるよりは、そうでない子供と隣り合わせの席にいる方が好ましく思う人もあるだろう。しかし、科学と細菌学が、それと、竜田寮児童の立場、その親たちの立場を考えると、自分の嫌悪の情を主張することは出来ない。理性がそう判断する。その判断に従わなくてはならない。そう考えて行動する人が賛成派の大部分だと思う。」「(前掲「再燃した黒髪校問題」)

そこから、マスメディアによれば、反対派と賛成派の共通性がことさらに強調されている。

「立田寮児童の父兄が寮児を普通の学校に通学させたいと願うのも、黒髪校の父兄が、それを拒否したいと思うのも、どちらも、人の親としての愛情から出発している。」(前掲「愛情の名において」)

「貞明皇后は救ライ事業に強い関心を持っておられた。黒石原の国立療養所が恵楓園という名であるのも、皇后が楓の樹を同園に賜ったというところから来ていると聞いている。貞明皇后は、宮中で蚕をお飼いになるのに、病気にかゝって繭を作る力のない蚕でも、ていねいに別な器に移して、最後まで桑をお与えになったと聞いている。ライを病む人たちに対する格別な御関心も、故なきことではない。こゝにハタライている“見”方は、文字通り、一“視”同仁である。しかし、特に御関心というとき、それは、特に不幸な者に対する同情の「視」になる。貞明皇后のライを病む人たちに対する見方は、そういう見方である。」「黒髪校の立田寮児童問題で、通学反対派の中のあるものの“見方”は、殴るよりも、罵るよりも、もっとひどい見方であったといえる。もっとも悪意のある見方、もっとも一視同仁の“視”とは反対の見方、平等な人権を故意に差別づける見方であった。」「同情に裏づけられた見方、と、嫌悪または憎悪に裏づけられた見方とは、けれども、ある点で一致する。といえは驚くかも知れない。いずれも、無関心な見方でない、という点で一致するのである。もっと突っ込んでいうと、ある見方を裏づけている同情が、さらに嫌悪に裏づけられている場合もあり得る。そういう場合は、多いといわなくてはなるまい。」(前掲「ライ予防デーに当たって」)

「その(反対派と賛成派の一引用者挿入) 差は僅かだと思う。振子をどっちに振るか。それはほんのちょっとの振り方である。」(前掲「再燃した黒髪校問題」)

このようなスタンスから、反対派だけではなく、賛成派にも注文をつけて、問題解決のための「譲歩」を迫っている。

「ほかの病気と区別をつけない無関心の見られ方を持ちたいと、恵楓園の人たちだけではなく、全国の療養所の人たちが思っていることは確かである。しかし、現実には、まだそこまで進んでいないことを知っていただきたいのだ。同情に裏づけられた見られ方も拒否したいであろう。しかし、現実には、まだそれでいくらかの満足をしなくてはならない段階にあることを知っていただきたいのである。その限りにおいては、社会は、徐々にではあるが、同情に裏づけられた見方をするものが多くなって行きつつあることは、信じていただきたいのである。」(前掲「ライ予防デーに当たって」)

反対派の圧力などによって後退を重ねた市教委の方針についても、基本的に理解が示されている。

「市教育委員会が情勢が通学を許可する段階でないといった態度をとるにいたった気持も充分理解できるのであります。しかし、教育の機会均等が與えられている以上、賛成派の人達や恵楓園の患者たちが主張するように、健康と認められた竜田寮の児童たちを、単に情勢が悪いといっただけで通学を許可しないことは、やはり筋が通らないものがあるように思われます。」「市教育委員会としても『情勢が好転したら健康な環境から通学させる』と一應通学の線は認めているよ

うでありますし、大達文相もいっているように、単に理論だけで片づけてしまうには問題があまりにもデリケートであり、理論と感情の板ばさみの苦しい立場にあることも理解できるのであります。だからといって、市教育委員会は教育基本法を無視するような態度は矢張り批判されるべきであり、教育委員会としてはなんとしても理論的に一本の筋を通すべきでありましょう。」「教育委員会が積極的に問題解決に乗り出すようこの機会に希望しておきたいと思ひます。」(昭和 29 年 9 月 3 日 GK 放送、西日本新聞熊本支局長「熊本の動きより」)

両学長の調停に基づく「第三者家庭からの通学案」による「問題解決」についても、マスメディアからは手放しの賛辞が奉げられた。なかには、次のように、「高いヒューマニティの協奏ともいふべき美しさの中で解決せられたことに大きな感激を覚えずにはいられない」としたものもあった。

「黒髪小学校問題が円満に解決した。永い間、直接の関係者だけでなく、多くの人たちの心に、暗い雲をかぶせていたこの問題の解決は、その暗雲がからりと晴れたような喜びを与える。」「問題の解決は、その解決のために働いたすべての人々の忍耐強い努力によってもたらされたものである。それらの人々の、その努力に感謝したい。」「また問題の解決は、反対・賛成と、対立した意見をもつ人たちの、どちら側からも歩み寄りによってもたらされたものである。それらの人たちの、その歩み寄りの精神に感謝したい。」「けれども、問題の解決は、もつれにもつれた問題の渦中に自ら身を挺して斡旋の労を執り、辛抱強く対立する意見の調停をはかった、高橋熊本商大短大学長と鰐淵熊大学長の努力になかはずく負うところ大であったといわなくてはならない。両学長の労に深く感謝したい。」「特に、問題解決の糸口が、高橋学長が、新学年度に入学する立田寮児四名を、責任を持って引取って世話をしよう、と提案した時から開けはじめたということは、何人をも感激させないではおかないであろう。われわれは、熊本名誉市民である高橋学長の高いヒューマニティ（博愛、人間愛）と、教育者としての温い愛情に、深い敬意を払わぬわけには行かない。また高橋学長の意思を汲んで、進んでそれに協力して、児童の世話を引受けることを決意されたという高橋学長夫人にも、同じ敬意を奉げたいと思う。」「しかし、われわれはまた、この高橋学長の献身的なヒューマンな提案が示された時を契機として、対立する意見が急速に歩み寄りを見せ始めたということの中にも、深い感激を覚えなくてはならない。」「高橋学長が、あえてこの問題の調停に進んで当り、それだけではなく、献身的に四人の児童を引取ろうという提案をした時、それは関係者すべての心を揺すったのである。一人の個人の高いヒューマニティが、関係者多数の心の中のヒューマニティを触発したのである。」「黒髪校問題が、関係者の歩み寄りによって解決せられたということは、高橋学長のヒューマニティに触発せられた関係者のヒューマニティが発露されたということである。それはヒューマニティの共鳴であり、協奏であるといえよう。われわれは、黒髪校の問題が、永い紛糾の最後に、高いヒューマニティの協奏ともいふべき美しさの中で解決せられたことに大きな感激を覚えずにはいられない。」「われわれは紛糾した問題が、ヒューマニティの協奏という美しさの中で解決されたことを心から喜びたい。そして、将来ふたたび同じ問題が繰返されないであろうことを信じるものである。」(昭和 30 年 2 月 24 日、熊本日日新聞、社説、「黒髪校問題の解決を喜ぶ」)

しかし、この「問題解決」は、いうまでもなく、真の解決とは程遠いものであった。それを「ヒューマン性の共鳴」による「関係者の歩み寄り」による「解決」と賛美したところにマスメディアの基本的なスタンスがあった。

「竜田寮児童通学問題」について、マスメディアは多くを報道し、多くを語った。読者の耳目も集めた。県民・市民に与えた影響は想像以上のものがあつた。しかしながら、「竜田寮児童全員通学」という基本線を擁護するということについてみれば、マスメディアは傍観者でしかなかった。

### (3) 県民・市民

それでは、一般の県民・市民の場合はどうだったのであろうか。マスメディアの「読者の広場」欄や「声」欄等に寄せられた「意見」等から、それをうかがうことにしよう。通学反対派を支持する意見も確かにみられる。たとえば、次のような意見がそれである。

「立田寮は観察を要するライ者の児童を収容する施設である。収容中の児童が、こゝから一般学校に通うことは非ライ児という看板を背負って歩くようなものだ。市民が驚き騒ぐのも当たり前である。非ライ児に対しても気の毒な取り扱いである。もし社会に出しても大丈夫というなら、立田寮におくことは適当でない。人知らず故郷に送り返すなどの方法をとるべきだ。非ライ児などというものはなくなり子供は伸々と育つであらう。」「立田寮というものを棚上げにして、法務局に訴え、科学者を動員し、言論機関に宣伝し、大多数の抵抗で圧迫しようとするのは筋道が立たない。またこの問題を熊本市民の封建性に基づく、時代を知らぬ意見だということも当らない。抵抗を以て一部扇動者の策動だとするのもおかしい。これは大衆に期せずして起った反響である。ライとつながりを持つ立田寮を考慮に入れるとき法的解決はあてはまらない。医師の診断はただ現在を証明するに過ぎない。教委は問題を白紙に返して、もう一度更に深く検討すべきではないか。(熊本市・医師)」(昭和 29 年 4 月 17 日、熊本日新聞、「読者の広場」、「子供の幸福は?」)

第三者的な評論も散見される。

「ライそのものの肉体的な苦痛よりも自分達の社会的な存在というものを知ったときの苦痛の方が大きいのではないだろうか。なぜ問題をはっきり解決した上で児童の処置をしなかったのであろうか。許可するにせよ、許可せぬにせよ、この問題が児童の将来にどんなに影響するかは十分に考えられ、慎重に処置できなかつたものだろうか。いま彼らは通学は許可されたが、彼らは自分達の運命と社会的な存在をはっきり知らされたのである。其の手は拭い取れないであろう。今後、児童の幸福のため慎重な処置を望んでやまない。(教員)」(昭和 29 年 4 月 14 日、熊本日新聞、「読者の広場」、「四名の非ライ児」)

「黒髪校に新入学した子供の父兄です。」「恐るべき小学校だと思います。いま町内は夜も昼もスピーカー合戦でまるで選挙運動の騒音です。童心を傷つけまいと祈った親心は微塵にくじけました。一体この問題をどう子供に説明したらよいでしょう。残念ながら非才の私には頑是ない子供に対して納得のゆくような説明の言葉を知りません。不思議なのは学校から家庭へ今日まで何

の連絡もないことです。学校当局自身の見解も承知したいものです。とんだところに居住したものだ」と長嘆息しているのは私一人ではありますまい。(黒髪町・S生) (昭和29年4月17日、熊本日日新聞、「読者の広場」、「子供の幸福は？」)

「立田寮の非ライ児童の黒髪校通学問題が、熊本市名誉市長高橋商大学長の調停によって一応解決したことはまことに喜ばしいことではありますが、市教育委員会は当初全員を市内小学校に通学させると発表しながら、黒髪校PTAの反対によって後退、ハンストによって逐年入学の最後の基本線すら危ぶまれる状態に追込まれ、この間県市両教組は全くの沈黙で何等積極的な態度を示さず、熊本に教組ありやの感を深くしたのは私一人ではありますまい。」「問題解決を機会に冷静に過去を反省し、教育県熊本本来の姿に立返り、官民一体になって子供の幸福を守ってやって下さい。最後に三選桜井知事に対し強力な文教政策の推進をお願いすると共に、黒髪校全児童の幸福を心より祈ります。(熊本・教諭) (昭和30年3月2日、朝日新聞、「声」、「黒髪校の問題」)

しかし、このような意見は紙面上では少数派で、多くの読者からは反対派の行動を批判する声が寄せられている。その意味では、マスメディアのそれよりも入園者よりといえないこともない。

「黒髪校の同盟休校は依然つづいています。その分散授業を見て全く子供たちに同情せずにはいられません。学校には立派な机やいすがあるのに一体いつまでこの状態をつづけさせようというのでしょうか。PTAの市教育委員会に対する解決案の三番に「市教育委員会が一人ずつライ未感染児童をひきとり自宅から通学させる」とありますが、私達第三者の立場からみてもたゞあきればかりです。このようなことが解決案といえるのでしょうか。たゞPTA側の教育委員会に対する感情的な抗議としか思えません。このような解決案を出している以上いつまでも子供たちの幸福は得られないと思います。(熊本市・一女子大生) (前掲「子供の幸福は？」)

「ばくの弟はいまお寺で勉強しています。でも弟はなにもおぼえて来ないのです。それでも父は黙っています。弟がかわいそうでなりません。きのうは早く帰ってきたので、なぜ帰ってきたのかときくと、よその兄さんが帰れとிட்டので帰ったといいました。父が出てきてどなったので、弟は泣きながらまたお寺にいきました。僕はうしろすがたをみて弟がかわいそうになりました。僕の弟のようにいやいやながらお寺の教室に行っている子供がたくさんいると思います。みんなかわいそうです。みんなが仲よく黒髪校へ行けるように、ほかのお父さん、お母さんも考えてください。(黒髪町・一中学生) (昭和29年4月19日、熊本日日新聞、「読者の広場」、「弟たちが可哀想」)

「未感染児童といわれる問題の子供達は、専門医がライに非ずと診断し、かつ専門的に監視を受ける特定の寮で起居しているのである。こうした寮の子供達の就学を拒む理由が私には分らない。もしPTAの一部の方々の非ライ児入学拒否が通れば、療養所に隔離されているライ者が自覚しているつつましい公德心の表現であり、ライ撲滅の根本たる隔離という原則は破られるであろう。今少し大らかな愛情で解決の道を発見すべきだと思う。(鹿児島・医師) (昭和29年4月21日、朝日新聞、「声」、「黒髪校事件に」)

「黒髪校問題が一応大義名分に立って解決されてやっと正規の授業になって来た最近、また一部の反対側父兄が、非ライ児の入学許可ということには正面から立ち向かうことができないために、



立田寮そのものの校区外移転を目的にしながら、町内の商業的文教的発展というモットモそうな名目をつけて「黒髪会」という大町内会を作ろうとして発起人や責任者の名もない文書を回覧して来ました。」「立田寮を移転しても、ライ問題そのものの解決にはならず、他校区にまた問題を押し付けるだけで、自己的といわれるでしょう。現在の入学児が万一発病するきざしでも出る時までは、私たち父兄は慎重にありたいものです。」「町内の総意と称して、個人の家庭（特に商売をやる）の自主的行動を牽制、圧迫することになります。この前の騒ぎの時には賛成通学者の店でお客がなく困ったところがありました。」「一ばん困るのは、PTA にさえ悩んだ学校側が、さらに大きい町内会の強い精神的干渉に困って、先生方の自主的教育が阻止されるということです。」「我国からライをなくし、非ライ児を守るためにも市民の愛の世論が、正しい PTA の在り方を支援してください。そして私みたいに気弱で、つい印を押しした人が取消を申出るまでに元気をつけて下さるようお願いします。（黒髪校区・ある母）」（昭和 29 年 6 月 19 日、熊本日日新聞、「読者の広場」、「不明朗な黒髪会」）

「去る二十七日熊本市立竜田寮ライ未感染児童通学賛成派陳情報告会場の熊本市子飼橋〇〇寺での乱闘騒ぎは県民相互のいまわしい姿を如実に示したのものとして心寒く思われます。むかしのようライ患者を放置している時代と違って、現在は近代医療設備があることを認識するとともに恐怖の先入感から脱してもらったら解決するのではないのでしょうか。」「大きい気持ちで未感染児童の通学だけは認める同胞愛によって幸福な社会が生まれるのではないのでしょうか。」（昭和 29 年 10 月 5 日、西日本新聞・県民の声、「先入観の脱却から」）

「黒髪校 PTA は再び同盟休校を決議し、十一日の入学式が一週間延期されたと新聞は報じている。私は当初、PTA 反対派による子をもつ親の一人としてある程度の同情をもっていたのであるが、医学的診断の結果、問題の四名の未感染児童が現在危険性のないと診定され、しかも一度既に盟休も行い、高橋商大学長のあっせんなどの歴史的過程を得たのち再び盟休によってことを決しようとする PTA の暴挙には極度の憎悪すら感ぜさせられるものである。」「このさい、何もいわず、熊大鰐淵学長が説くように厚生省の措置がなされるまででも四名を入学させ、そして多くの子供の勉学の自由を奪わぬよう強く反省を求めるものである。（熊本市・一父兄）」（昭和 30 年 4 月 13 日、西日本新聞、「県民の声」、「黒髪校 PTA に猛省を求む」）

なかには、恵楓園職員からの反対派への反論も掲載されている。

「反対派の言の中に「立田寮の児童が真に健康体であるならば強いて通学に反対するものではない。しかしその場合は他の健康な環境に分散せしめて通学せしむべきである」という意味の言葉があったが私はこれについて一言したい。“他の健康な環境に分散せしめよ”ということは云うまでもなく立田寮が不健康な環境であるということであろうが、ここにも無反省なライ嫌悪症の露呈があるのであって、飽くまで現代科学の合理性のもとで抗酸性菌に起因する一慢性疾病に過ぎないライが、決してライ以上の何物でもなく又ライ以下の何物でもないことを信じている私たちライ療養所の職員から見ればまことに困った感情論であることを指摘したい。」「立田寮が不健康な環境であるという判断は何によってなされるのであるか。立田寮はあの立田山麓の緑に囲まれた高台に、専任の保健婦、栄養士、保母に依って観察保護されている上に、給食、入浴、洗

濯などの一切は完備された機械装置のもとで衛生的に能率的に処理され、しかも専門医の健康管理下に置かれているのだから、何処から見ても児童保育の環境として悪い条件であるとは考えられない。兎も角一度立田寮をとくにご覧になったら如何であろうか。ライ親族児童だというだけで直ぐ“穢ない”と洗面をつくる無反省さでは何時までたっても問題は解決されない。大達文相は「地元で自主的に解決すべき問題だ」と云われたが自主的解決への途は何と云っても今少し対ライ感情の上に人間としてのモラルと知性による反省が行われねば望むべくもない。(菊池恵楓園職員)」(昭和 29 年 9 月 5 日、熊本日新聞、「読者の広場」、「立田寮は不健康な環境か」)

菊池恵楓園職員からの社説に対する疑問の声も取り上げられている。

「九月三十日の社説“再燃した黒髪校問題“を読んで、貴社のこの問題解決への善意と努力は了解しましたが、あの中の「医学と細菌学が安全と保障する以上、安全であると思う。だが”絶対に“とは科学はいわない」という言葉について一言したいと思います。」「筆者は通学反対の人々はもちろん賛成派の人の中にも、感情的にライを恐怖していることに変わりはない。ただ知性と理性の判断如何が賛成、反対に分けさせているような言葉であるが、これは率直に言えば筆者自身のライ恐怖感が前提になっているところから来る考え方ではないか。最初からライ恐怖感を止むを得ないものとしての肯定の上での言葉であると思う。社会の良識を代表する指導的立場の発言として、そうした正しくない感情の是正を強調して欲しいと思う。(菊池恵楓園・職員)」(昭和 29 年 10 月 2 日、熊本日新聞、「読者の広場」、「科学は絶対だ」)

もっとも、このような紙面上の「世論」をもって、県民・市民の生の声を正確に反映したものと受けとめることができないことはいまでもない。県民・市民の多くは「サイレント・マジョリティ」に属した。そのこともあって、この新聞「世論」が反対派の無法行為を、そして、市教委の度重なる後退を阻止する抑止力となり得なかったことは、マスメディアの場合と同様であった。

## 八 賛成・反対両派と「無らい県運動」

通学賛成・反対両派による非難の応酬を論理の上だけから眺めると、賛成派の非難が反対派のそれを凌駕しているといっても間違いではない。賛成派の指摘するように、反対派の言動は昭和 28 年に旧予防法を改正して制定されたものの、強制隔離政策を廃止するどころか逆に強化した「らい予防法」でさえも認めないところのものだったからである。すなわち、同法は、患者の親族に関して、次のように規定していたからである。

第 3 条 何人も、患者又は患者と親族関係にある者に対して、その故をもって不当な差別的取扱をしてはならない。

第 21 条 都道府県知事は、入所患者をして、安んじて療養に専念させるため、その親族(婚姻の届出をしてないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)のうち当該患者が入所しなかったならば、主としてその者の収入によって生計を

維持し、又はその者と生計をともししていると認められる者で、当該都道府県の区域内に居住地（居住地がないか、又はあきらかでないときは、現在地）を有するものが、生計困難のため援護を要する状態にあると認めるときは、これらの者に対し、この法律の定めるところにより、援護を行うことができる。但し、これらの者が他の法律（生活保護法「昭和 25 年法律第 144 号」を除く。）に定める扶助を受けることができる場合においては、その受けることができる扶助限度においては、その法律の定めるところによる。

2 援護は、金銭を給付することによって行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他の援護の目的を達成するために、必要があるときは、現物を給付することによって行うことができる。

3 援護のための金品は、援護を受ける者又はその者が属する世帯の世帯主若しくはこれに準ずる者に交付するものとする。

4 援護の種類、範囲、程度その他援護に関し必要な事項は、政令で定める。

第 22 条 国は、入所患者が扶養しなければならない児童で、らいにかかっているものに対して、必要があると認めるときは、国立療養所に附置する施設において教育、養護その他の福祉の措置を講ずることができる。

それでは、反対派は、そのことを承知の上で、何故、このような法律違反の主張を行ったのであろうか。これには、官民一体になって展開された「無らい県運動」が大きく与っていたといえよう。「無らい県運動」は、周知のように、「社会浄化」と「同情」をその精神的な柱としていた。この「社会浄化」の行きつく先が、反対派の言動に典型的にみられるような、「らい予防法」さえをも超えた言動だったからである。すでに紹介したが、たとえば、次のような言動がそれである。

「立田寮児童は絶対健康児ではなく、要観察児童であり、いつ発病するかも知れぬ児童であると思はれる。又癩の医学そのものが、まだ未解明の部分の多い現在の状態に於て、例え、学校に於て、健康管理等が行われても、完全な予防の実績を挙げ得るや甚だ心もとなく、父兄の不安、焦燥は益々増大するばかりである。故に吾々は当初の主張通り、竜田寮分校を整備拡充して、該当児童を寮内施設に於て教育するのが、一番適切な方法であると思考する。然るに恵楓園側は自ら発表した発病者の実績を無視して、『竜田寮児童は絶対に健康児なり』と提言し、新聞・雑誌等の言論機関を駆使して、皮相な人道論と、公式的な科学万能主義を社会に流布させ、吾々の立場を窮地に追ひ込む作戦を探りつゝあるのである。」「本問題の根源である竜田寮を黒髪地区よりなくし清潔なそして健全なる教育の場として黒髪校を守り抜くため努力しなければなりません。」

「社会浄化」の担い手が官民一体に広がり、菊池恵楓園長の宮崎松記のような「癩医学」の「専門家」だけではなく、「癩医学」に乏しい「民衆」によっても唱えられるようになれば、当然のこ

とながら、「社会浄化」の内容が「癩医学」に基づくそれから、「不安感」に基づくそれへと大きく変質することは必定であった。また、それこそが人々を「無らい県運動」に駆り立てる原動力になったともいえよう。宮崎らの唱える「癩医学」は国際的には非科学的で虚偽に充ちていたが、この非科学的で社会防衛色の強い「癩医学」でさえも、反対派にとっては「皮相な人道論」、「公式的な科学万能主義」でしかなかったところに「無らい県運動」の恐ろしさがあった。

しかしながら、「社会浄化」だけで反対派の言動を割り切ることはできない。反対派の言動には「無らい県運動」のもう一つの精神的な柱である「同情」論も散見されるからである。たとえば、「竜田寮とはライ患者の子弟の保育所である。だから竜田寮児とはライの子だというレッテルをはることになる。これはライ予防法第二十六条（ライ患者の秘密をみだりにもらしてはならないという条項）に違反するし、寮児の幸福を損なうことになる。だから竜田寮からの通学は、児童の幸福のために宜しくない。一般福祉施設にこっそり入れこんで、人目につかぬように、その施設のある区域の小学校に入学せしめよ。」といった主張がそれである。「人目のつかない」ところで、「息を殺して」「ひっそり」と暮らす。これこそがハンセン病患者およびその家族が「幸福」を得る道だ。この誤った「善意」が「らい予防法」を超える言動に人々を駆り立てた。そして、この「善意」を踏みにじる賛成派の、あるいは患者の言動は社会的非難に値する「暴挙」に映った。「善意」は「敵意」に転化し、この「敵意」は反対派をしてより過激な言動に走らせた。

反対派の言動は、このように「らい予防法」でさえも認めないところのものだった。しかしながら、それにもかかわらず、PTAの多数を占めたのは反対派であり、賛成派の支持者は少数にとどまった。反対派の主張通り、竜田寮は廃止され、竜田寮児は黒髪校区外の各地の施設に分散收容されていった。これには反対派の政治力が大きく影響した。それもあって市教委が姿勢を次から次へと後退させていったことも大きかった。

しかし、それだけではなかった。賛成派の言動の中にも「無らい県運動」の浸透が認められるからである。「らい予防法」とこれによる強制隔離政策、そして、それらを帰結した非科学的で虚偽に充ちた「癩医学」は賛成派も所与の前提としていたということがその第一である。賛成派によれば、「今春世間の耳目をひいた竜田寮児童の黒髪小学校通学問題は、憲法、教育基本法、癩予防法に守られ、圧倒的な世論の支持を受け、市教委も一度全面通学と決定。」などの主張にみられるように、「らい予防法」をもって反対派を非難する論拠の一つとされているからである。強制隔離政策が憲法違反だといった視点は微塵も窺えない。

第二は「癩医学」に関してである。「竜田寮児童の黒髪校通学問題については、我々は癩医学を信頼し、法律の正しい実施のために、反対派PTAに当初から理解と同情を懇請し続けて来た。然るに一般父兄への啓蒙運動さえ終始拒否され、総会その他の会合にも賛成者側の発言は不当に制圧され、遂には反対派は拒否運動を町内会に切り替え、その政治力により市教委にさえ牽制を加えて通学を妥当なりと認むる基本原則の実施を躊躇させ、PTA間の話し合いは全く不能の状態に立至った。」「我々は、癩予防の国策、教育、人権の自由、差別待遇の排除、のために、やむなく国会に陳情し、その経過報告会を九月二十七日に開催したのである。」などの主張にみられるように、賛成派によれば、宮崎松記などの唱える「癩医学」をもって反対派を非難する論拠の最大の

ものとされている点である。プロミンの開発などによってハンセン病が全治しうる病気になっているにもかかわらず、強制隔離政策の継続の必要性を強弁するために、後遺症が残る限り全治していないとし、また、療養所内で行った断種・墮胎の正当性を糊塗するために、ハンセン病の感染においては「家族間感染」の占める割合が大きいとした「癩医学」の非科学的ないし虚偽性については何ら問題とはされていない。反対派によって、「私たちは端的に申せば、立田寮児童のその半数近くが無症状感染児童であると信じます。このことはライ医学に通ぜざる素人としての空想や、偏見による感情から出たものではない。」と論難される所以である。宮崎らの唱える「癩医学」を前提とする限り、この論難の非科学性を主張することは困難であった。

第三は「同情」論に関してである。賛成派においても、「不遇なる全国同病者並びにその家族の生活を脅かす深刻なる問題である。」「私達は同じ人の親として、かかる差別的待遇をうくる寮児の父兄患者に同情の念なきをえない。しかもこれら父兄は自ら立って反対の反対運動をとる自由ももたぬ人たちである。よって私達はこれらに人々に代って正しいものの実現に努力を誓うのである。既に参議院文部委員会は快く我々の陳情を受諾した。引き続き衆議院の文部、法務、厚生委員会も虐げられるものために立上がる筈である。」等の主張にみられるように、「同情」論をもって反対派を非難する論拠の大きなものとされているという点である。患者らが「同情」論批判に向かった場合、賛成派の態度が「同情」から「反感」ないし「敵意」に転じないという保証はなかった。

賛成派によれば、賛成派と反対派の非難の応酬をもって「量が正しいか、質が正しいか、その決着の時は遠くないであろう。」とされる。しかし、「量と質の争い」とはいえないことは上にみたとおりである。「量と質の争い」というのであれば、「らい予防法」とこれによる強制隔離政策が憲法に違反しないかが最大の争点とされるべきであった。後遺症が残る限り全治していないとし、ハンセン病の感染においては「家族間感染」の占める割合が大きいとした「癩医学」の非科学的ないし虚偽性も俎上にあげられるべきであった。昭和 28 年 3 月に内閣が国会に提出した「らい予防法案」を入手すると、入所者らは、旧法と比べてほとんど改善されていないとして強く反発し、予防法闘争と呼ばれるハンストや作業スト、国会議事堂前での座り込み等の激しい抗議行動に入っていたからである。しかし、それが争点とはならなかった。「無らい県運動」の枠内での「争い」という側面が強かった。「らい予防法」および「癩医学」に基づく「社会浄化」ないし「同情」か、それとも「らい予防法」さえをも超えた「不安感」に基づく「社会浄化」ないし「同情」か、という点がそれである。賛成派においても反対派においても、「らい予防法」が規定する家族に対する援護は完全収容の実現を目的にしており、「沈殿患者」を療養所に収容するためには、病気の恐ろしさについての教育と、家族の生活保障が何よりも重要だという発想に基づくもので、社会福祉一般の水準の低さと複雑な手続き、とりわけ生活行政の厳しさが、家族援護を予防法の下に置くことを下支えした。このような認識は欠けていた。そして、このように「無らい県運動」の枠内での「争い」だとすれば、反対派の非難が賛成派の非難を凌駕していくのは当然の成り行きであった。

## 九 国籍差別

竜田寮の保母だった森三代子は1955年2月22日、竜田寮にいた2組の姉弟4人を連れ出し熊本市島崎にあったカトリック系の児童養護施設「聖母愛児園」に託した。4人のうち姉2人は6歳で小学校入学直前。既に熊本商科大の高橋守雄学長と熊本大学の鱗淵建之学長による入学調停案が出されていたこの時期になぜ転出させたのか。森は「どんな理由があったのか記憶にない」と熊本日日新聞の取材に話している（「検証・ハンセン病史」）。

この経緯については菊池恵楓園などの資料によって明らかになっている。同年1月6日付の宮崎松記・菊池恵楓園長と岡本亮介・熊本市教育委員長との懇談記録には「反対派は竜田寮児童中、朝鮮人はその故をもって黒髪校入学は拒否すると主張（ただし、岡本委員長は市教委の立場で解決すると言明）」とある。その2日後、1月8日付の宮崎園長から岡本委員長あての「朝鮮人子弟の通学についての請願」には前述した2人の姉の名前が記してある。そして、2月22日付の記録には「新1年生六名中二名の朝鮮人児童は、黒髪校通学困難のため市教委の希望並びに親権者の同意により転出」と記されていた。この2人については黒髪小学校の「昭和三十三年度入学児童調」にも、竜田寮児童7人のうち、もう1人の男子と思われる児童（この児童も入学前に他施設に転出したとみられる）とともに「韓人」と記されている。

つまり、1955年度に入学予定の竜田寮児童7人のうち3人は在日の児童であり、入学反対派は国籍も理由にしてこの児童入学に反対。熊本市教委もこの理不尽な主張を容認し、恵楓園側を説得して転出させたことが分かる。竜田寮事件については入学賛成派、反対派双方の資料が多数残されているが、この事実については前述の恵楓園と黒髪小学校の内部資料以外に記したものは見当たらない。当事者である熊本市教委が発行した竜田寮事件について最も詳しい公刊資料とされる「熊本市戦後教育史」（1994年刊）の事件の項でも、1955年の入学予定者を当初7人としながら途中から4人と記述。人数が減ったことの原因や経緯については一切触れていない。児童を二重に差別する反対派の主張を行政側も受け入れ事件解決としたことは、関係者にとって公にできない汚点でありタブーであったことが推測される。

## 十 映画「あつい壁」

竜田寮事件から15年後の1970年に事件をモチーフにした劇映画「あつい壁」が製作された。菊池恵楓園のある合志市出身の中山節夫監督が長年温め続けていた企画に、多くの熊本県民が協力。熊本県民自主製作映画と銘打ち、日本の映画の自主製作、自主上映運動の先駆けともなった。

製作実行委員会世話人には県教育委員長で郷土文化誌「日本談義」主宰の荒木精之、熊本商科大学の蒲池正紀教授、洋画家の坂本善三らが名を連ね、詩人の緒方惇が事務局長を務めた。製作費用は一口300円の協力費募金でまかない、熊本県出身の俳優笠智衆、常田富士男らが手弁当で出演した。スタッフやキャストは恵楓園内に泊まり込んで撮影。恵楓園入所者も出演した。また、製作協力には県内の教職員が多数参加。製作実行委員会世話人の一人である映画評論家の藤川治

水はその理由について「事件が起きた時、何もやれなかったという負い目が教職員の間にあった」と語っている（熊本日日新聞「九州・沖縄シネマ風土記」）。

一方で、熊本市内では映画への反発もあり、学校の運動会シーンは菊池市で撮影し、熊本市内での学校上映も断られ映画館の「電気館」での上映となったという（熊本日日新聞「戦後 50 年、くまもと回廊」）。

「あつい壁」はハンセン病問題を真正面から描いた名作として、現在も各地で上映が続いている。数々のハンセン病差別事件が起きた熊本だが、それを反省し乗り越えようとする市民活動もまた、数多く生まれた。その先駆として「あつい壁」の自主製作、自主上映運動を評価したい。

## 十一 熊本地裁判決

ちなみに、国立ハンセン病療養所の入所者が起こした「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」に対し、2001年5月11日の熊本地裁判決は、周知のように、「遅くとも昭和三五年には、新法（らい予防法：引用者挿入）の隔離規定は、その合法性を支える根拠を全く欠く状況に至っており、その違憲性は明白となっていたというべきである」（解放出版社編『ハンセン病国賠訴訟判決』二八四頁）という画期的な判断を下した。違憲判断において決定的な要素となったのは、国際的な動向との著しい乖離という点であった。「遅くとも昭和三五年には」云々というのも、このような意味で理解されよう。同判決は日本の100年にもわたる強制隔離政策の歴史を詳細に分析しているが、これらの事実認定のうち主なものを要約すると、以下のようになる。

### (1) ハンセン病の医学的知見及びその変遷について

#### ハンセン病の治療

スルフォン剤の登場は、これまで確実な治療手段のなかったハンセン病を「治し得る病気」に変える画期的な出来事であった。スルフォン剤に始まる化学療法の進歩は、ハンセン病治療に光明をもたらしたが、昭和30年代後半にDDSの、次にリファンピシンの耐性菌が発現し、耐性の問題をいかにして克服するかが世界的に重要な課題となっていった。昭和五六年にWHOが提唱した多剤併用療養は、リファンピシン、DDS、クロファジミンを同時併用することでこの問題を解決しようとするもので、卓越した治療効果、再発率の低さ、「らい反応」の少なさ、治療期間の短縮等の点で画期的であった。ただ、わが国では、当時、新規患者が極めて少なく、多剤併用療法の対象者がほとんどいなかったことから、医療関係者の多剤併用療法に対する関心は薄く、画期的であるとの実感はすぐには持たれなかった。

多剤併用療法の場合の再発率は極めて低いとされているが、スルフォン剤による単剤療法の時代には、LL型、BL型患者の再発は少なくなかった。再発率のデータにはばらつきがみられるが、いずれにしても、長い期間を通してみると再発率は低いとはいえない。わが国で多くの再発者を出した要因としては、退所後のフォローアップが不十分であった点が挙げられており、わが国の

療養所中心主義ともいうべき政策の矛盾の一端がここに現れているということができる。再発後の治療については、昭和四六年以降のリファンピシンやクロファジミンの登場により進歩を遂げたことは間違いないが、それ以前においても、DDSを中心にその時々で使用可能な薬剤をも駆使しながら、それなりの治療効果を上げていたものと考えられる。

昭和 40 年ころ以降、スルフォン剤によって治療困難な「難治らい」と呼ばれる症例が現れるようになり、学会でもこのことがしばしば取り上げられた。昭和 46 年以降のリファンピシンの登場により、この問題はかなり克服されたものと考えられる。難治らいは医学的には重要な問題であったかもしれないが、わが国においてハンセン病政策全体を左右しなければならないほど多数の症例があったとは認められない（『ハンセン病国賠訴訟判決』136—144 頁）。

### 国際会議の経過

明治 30 年の「第一回国際らい会議」（ベルリン）でようやくハンセン病の伝染説が国際的に確立されたが、この会議では、「らい患者の隔離は、特に本疾患が地方病的あるいは流行病的に存在する地方では望ましい」などとされた。「癩予防ニ関スル件」制定から 2 年後の明治 42 年の「第二回国際らい会議」（ベルゲン）では、隔離は、患者の自発的施設入所が可能であるような状況の下で行うべきこと、家庭内隔離が不可能な浮浪患者の施設隔離は、場合によっては法による強制力の行使もやむを得ないこと、などが決議された。大正 12 年の「第三回国際らい会議」（ストラズブルグ）では、①「らい」の蔓延が甚だしくない国においては、病院又は住居における隔離は、なるべく承諾の上で実行する方法を採ることを推薦する、②「らい」の流行が著しい場所では隔離が必要であるが、この場合、a 隔離は人道的にすること、かつ、十分な治療を受けるのに支障のない限りは、「らい」患者をその家庭に近い場所に置くこと、b 浮浪者その他住居において隔離することができない者は、事情により病院、療養所等に隔離して十分な治療を施すこと、c「らい」患者により生まれた子どもは、その両親より分離し、継続的に観察を行うこと、などが決議された。「癩予防法」が制定された前年の昭和 5 年の「国際連盟らい委員会」（バンコク）の報告では、隔離がハンセン病予防の唯一無二の方法ということとはできないとして、予防対策としての治療の重要性が強調され、また、この報告では、隔離は伝染の恐れがあると認められた患者にのみ適用すべきであることが明記された。

戦後の昭和 21 年の「第二回汎アメリカらい会議」（リオデジャネイロ）においては、スルフォン剤であるプロミン及びダイアゾンの医療効果に関する研究成果が報告された。昭和 23 年の「第五回国際らい会議」（ハバナ）でも、スルフォン剤の著効が確認された。また、ハンセン病対策については、「らい療養所の存在場所は交通の便利な都市間の中央近くがよい。」「施薬所又は外来診療所ともらい管理には欠くべからざる重要性をもっている。これは交通の便利な、しかも人口密度の高い地域に設けるべき」、「非伝染性の患者は隔離することなく、一定の正規の監視下に置く。」

「らい患者及びその家族の社会的援助は対らい政策に基本的必要性を占めるものである。」「らい療養所を退所できる患者には社会復帰上の援助を与えること。」とされた。「らい予防法」が制定された前年の昭和 27 年の「WHO 第一回らい専門委員会」（リオデジャネイロ）には、世界を代



表するハンセン病学者が参加し、スルホン剤の治療効果の確認を踏まえて、ハンセン病対策のあり方が議論された。強制隔離についても、軽快の機会を以前にもまして与えるようになった最近の「らい」治療の目覚ましい効果を考えると、強制隔離に関する実施については再考慮を必要とする、などと報告された。

昭和 28 年の「第六回国際らい会議」(マドリッド)では、DDS を用いた在宅治療の可能性が再び強調された。同年の「MTL 国際らい会議」(ラクノー)では、「特殊らい法令は廃止され、一般の公衆衛生法規における他の伝染病線に沿って立法されることが望ましい」などとされ、①強制収容を廃止し、施設入所は患者の合意の下で行うこと、②施設入所は治療を目的とした一時的なものとし、軽快者を速やかに社会復帰させること、③外来治療の場で引き続き十分な治療を行うこととし、療養所だけでなく、一般病院、保健所や一般医療機関でも外来治療を行えるようにすることが強調された。各国のハンセン病に関する法制度をまとめた昭和 29 年の WHO 編『近代癩法規の展望』では、「隔離政策がどちらかといえば自由な所では、癩は減少し殆ど全く消失しているのに、一方、峻烈な対策が採られたにも拘わらず癩の発生は余り又は全く変わりが無い所がある」として、隔離政策の正当性・有効性に疑問が投げかけられた。

マルタ騎士修道会によって開催された昭和 31 年の「らい患者救済及び社会復帰国際会議」(ローマ会議)では、次の決議がなされた。①「らい」に感染した患者には、どのような特別法規をも設けず、結核など他の伝染病の患者と同様に扱われること。したがって、すべての差別法は廃止されるべきこと。②病気の早期発見及び治療に対し、種々なる手段を講ずること。患者は、その病気の状況が家族に危険を及ぼさない場合には、その家に留めておくべきこと。③入院加療は、特殊医療、あるいは外科医療を必要とする病状の患者のみに制限し、このような治療が完了したときには、退院させるべきであること。④各国政府に対し、高度の身体障害者のために、政府機関を通じ、彼らの保護および社会復帰に関し必要な道徳的、社会的、かつ医学的援助を与えるよう奨励すること。昭和 33 年の「第七回国際らい会議」(東京)では、「政府がいまだに強制的な隔離政策を採用しているところでは、その政策を全面的に破棄するように勧奨する。」「病気に対する誤った理解に基づいて、特別ならいの法律が強制されているところでは、政府にこの法律を廃止させ、登録を行っているような疾患に対して適用されている公衆衛生の一般手段を使用するように促す必要がある」との決議がなされた。ただし、日本の厚生省医務局長は、この会議において、日本におけるハンセン病の流行が極期を過ぎたとしながら、「まだ在宅の未収容患者が相当あり、これらが感染源となっているので早期に収容することが望まれる」と発表した。

昭和 34 年の「WHO 第二回らい専門委員会」(ジュネーブ)の報告では、①一般保健医療活動の中でハンセン病対策を行うこと、②したがって、ハンセン病を特別な疾病として扱わないこと、③ハンセン病療養所は、患者が一時入所する場であり、入所は短期間とし、可及的速やかに退所し、外来治療の場に移すこと、④療養所入所患者は最小限度に止め、「らい」の治療は外来治療所で実施するのを原則とすること、などが提唱された。そして、「こうした原則に適合しない特別の法制度は廃止されるべきである」とされた。昭和 38 年の「第八回国際らい会議」(リオデジャネイロ)では、「この病気に直接向けられた特別な法律は破棄されるべきである。一方、法外な法律

が未だ廃止されていない所では、現行の法律の適用は現在の線に沿ってなされなければならない。」

「無差別の強制隔離は時代錯誤であり、廃止されなければならない」として、昭和 31 年のローマ会議以降繰り返されてきたハンセン病特別法の廃止が一層強く提唱された（同 144—161 頁）。

#### 新法制定前後のハンセン病の医学的知見

ハンセン病が感染し発病に至るおそれが極めて低い病気であることは、国内外を問わず明治 30 年の「第一回国際らい会議」以降一貫して医学的に認められてきたところであり、戦前の内務省もその認識を有していたことが優に認められ、これを覆すに足りる証拠はない。わが国でプロミソンの治療研究が開始されてから 10 年を経過した昭和 31 年ころ以降も、わが国におけるスルフォン剤の優位性を揺るがず、スルフォン剤の評価が見直されたとか、見直さなければならない状況にあったことはうかがわれない。最も懸念された再発についても、昭和 30 年代に再発の問題がスルフォン剤の評価を根本的に見直さなければならないようなものであったとは認められない。スルフォン剤の登場は、不治の悲惨な病気であるという病観を大きく転換させるものであったというべきである。

厚生省公衆衛生局結核予防対策課が昭和 39 年 3 月にまとめた『らいの現状に対する考え方』においては、この当時までの医学的知見及び厚生省の認識が端的に現れている。「最近におけるらい医学の進歩は目覚ましいものがあり、・・・らいは治癒するものであること、らいが治癒した後に遺る変型は、らいの後遺症にすぎないこと、・・・らいの伝染力は極めて微弱であって、乳幼児期に感染したもの以外には、発病の可能性は極めて少ないことという見解が支配的となりつつあり、・・・らい治療薬の発達により、早期治療を行ったものについては、変型に至るものが少なく、又菌陰性になるまでの期間も随分短縮されてきた。」「こうした医学の進歩に即応したらい予防制度の再検討を行う必要があるが、その検討の方向としては、第一に患者の社会復帰に対する対策であり、第二は他にらいを感染させるおそれのない患者に対する医療体制の問題であり、第三は現行法についての再検討であろう」と述べられている（同 172—182 頁）。

#### 療養所以外の医療機関での治療等

抗ハンセン病薬は正規に使用できる医薬品に含まれていなかった。これもまた、療養所中心主義ともいえるべき厚生省のハンセン病政策の現われであって、ハンセン病の治療が受けられる療養所以外の医療機関は極めて限られたものとならざるを得なかった。「らい予防法」の下で、療養所以外の医療機関でハンセン病の治療を行っていたのは、京都大学、大阪大学等の大学病院や愛知県の外来診療所等、数か所であり、しかも、この中で、入院治療が可能であったのは、京都大学だけであった。これらの医療機関でハンセン病の治療が受けられることも、一般にはほとんど知られていなかった。

療養所における外来治療は、昭和 40 年代から少しずつではあるが、行われていた。しかし、医学的には在宅治療が可能な症例がほとんどであったろうと思われる昭和 50 年以降に少なからぬ新規入所者が生じているのは、多くの療養所が交通の便の極めて悪いへき地にあったことが大

いに影響していると考えられる（同 248—250 頁）。

## （2）戦前におけるハンセン病政策の変遷等について

### 「癩予防ニ関スル件」

ハンセン病は、明治 30 年に制定された伝染病予防法の対象疾病に含まれていなかったが、伝染説が確立された「第一回国際らい会議」（明治 30 年）以降、ハンセン病予防に対する関心が高まり、明治 40 年に「癩予防ニ関スル件」が制定された。この「癩予防ニ関スル件」では、財政上の理由もあって、療養の途がなく救護者のない者のみが隔離の対象とされ、公衆衛生の点からは徹底を欠き、むしろ、ハンセン病が文明国として不名誉であり恥辱であるとする国辱論の影響を強く受けたものといえるが、同時に、浮浪患者の救済法としての色彩を持つものでもあった。

内務省は、「癩予防ニ関スル件」を制定した明治 40 年、まず 2000 人の浮浪患者を収容する方針を決め、療養所の設置方針として、市街地への距離が遠くなく交通の便利な土地を選ぶことなどを決め、実際の療養所建設は地元住民の反対運動で難航した。結局、全国五か所に府県連合立療養所が設置されたが、これらは必ずしも方針通りの立地条件ではなく、特に、大島療養所は、瀬戸内海の孤島に置かれた。大正 4 年ころ以降、療養所長から、入所患者の逃走防止のために離島に療養所を設置すべきであるとの意見が度々出された。

設置当初の療養所内では、風紀が乱れ、秩序維持が困難な状況であった。そこで、大正 3 年に全生病院長であった光田が所内の秩序維持のために意見書を提出したことなどをきっかけとして、大正 5 年法律第 21 号による「癩予防ニ関スル件」の一部改正により、療養所長の懲戒検束権が法文化された。懲戒検束事由の定めは極めて抽象的であり、恣意的な運用の危険をはらむものであった。例えば、職員の指揮命令の服従しなかったという理由で、減食の処分の対象とされ、また、逃走し又は逃走しようとしたとか、他人を煽動して所内の安寧秩序を害し又は害そうとしたという理由で、監禁等の処分の対象とされた。このような懲戒検束権の法制化により、療養所長の取締りの権限が大幅に強化され、療養所の救護施設としての性格は後退して、強制収容施設としての性格が更に顕著となった。

わが国の公立療養所では、当初、男女間の交渉を厳重に取り締まったが、それでも所内での男女交渉は絶えず、出産に至ることも少なくなかった。そのため、療養所内での出生児の養育を許さない方針であった療養所側は、その扱いに苦慮するようになった。男女間の交渉を認めることが療養所の秩序維持に役立つと考えた光田が、大正 4 年から、結婚を許す条件としてワゼクトミー（精管切除）を実施したことをきっかけとして、全国の療養所でこれが普及するようになり、昭和 14 年までに 1000 人以上の患者にワゼクトミーが実施され、妊娠した女性に対しては、人工妊娠中絶が実施された。このような優生手術は、昭和 23 年の優生保護法制定まで、法律に明文の根拠なく行われていたものであった。患者本人及び配偶者の同意を得ないで優生手術が行われることが少なからずあり、優生保護法制定後も同様のことが皆無ではなかった（同 182—187 頁）。

## 「癩予防法」の制定

内務省は、大正 10 年、大正 19 年（昭和 5 年）までの 10 年間に、初の国立療養所を新設するとともに既存の五ヶ所の公立療養所を拡張して、病床数を 5000 床とする第一期増床計画を策定した。内務省は、大正 14 年、衛生局長の地方長官あて通牒により、事実上すべての患者を「癩予防ニ関スル件」による入所の対象とすることとした。ちなみに、内務省衛生局長予防課長の高野六郎は、大正 15 年発行の「社会事業」に掲載された「民族浄化のために」という論稿において、「癩予防の根本は結局の絶対隔離である」が、それは「民族の血液を浄化するために、又此の残酷な病苦から同胞を救うために、慈善事業、救療事業の第一位に数えられなければならぬ仕事である」と記述している。このような「民族浄化」の発想は、過酷な人権侵害を生んだその後の隔離政策に少なからぬ影響を与えたものと考えられる。

昭和 6 年に「癩予防ニ関スル件」がほぼ全面的に改正され、「癩予防法」との題名を附された上、旧法が成立した。この改正により、「癩患者ニシテ病毒伝播ノ虞アルモノ」が隔離の対象とされた。「業態上病毒伝播ノ虞アル職業」に従事することを禁止する規定や、「病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アルモノ」の消毒又は廃棄をなすことなどの規定も新設された。

内務省は、旧法成立前の昭和 5 年 10 月、「癩の根絶策」を発表した。これは、ハンセン病に対する恐怖心・嫌悪感をいたずらに煽り立て、国辱論も交えながら、ハンセン病患者をことごとく隔離する絶対隔離政策が唯一の正しい方策であり、これを行わなければハンセン病の恐怖から永久に逃れられないとの強迫観念を国民に植え付けるものである。癩根絶計画は直ちには実施されなかったが、昭和 10 年に 20 年根絶計画の実施が決定され、昭和 11 年からの 10 年間に療養所の病床数を一万床とし、さらにその後の 10 年間でハンセン病を根絶することとされた。第一期増床計画、旧法制定、20 年根絶計画等に伴い、昭和 5 年 3 月に初の国立療養所である長島愛生園が瀬戸内海の小島に開設されたのを始めとして、国立療養所の開設が続いた。

「無らい県運動」は、昭和 4 年における愛知県の民間運動が発端となり、その後、岡山県、山口県などでも始まった。しかしながら、日中戦争が始まった昭和 11 年ころから、この運動の様相が変化し、全国的に強制収容が徹底・強化されるようになった。戦時体制の下、全国津々浦々で、「無らい県運動」により、山間へき地の患者もしらみつぶしに探求するなどの徹底的な強制収容が行われ、これまで手が付けられていなかったハンセン病患者の集落もその対象となった。例えば、昭和 15 年 7 月には、多くのハンセン病患者によって形成されていた熊本県のいわゆる本妙寺部落で強制収容が行われ、1578 名が検挙された（同 187—192 頁）。

## 栗生楽泉園特別病室

戦後間もなく、戦時体制下における療養所内での過酷な人権侵害の実態が明らかになったのが栗生楽泉園特別病室事件である。この特別病室は、昭和に設置された重監獄で、厳重な施錠がなされ、光も十分に差さず、冬季には気温がマイナス一七度にまで下がるという極めて過酷な環境であり、全国の療養所で不良患者とみなされた入室者の監禁施設として利用された。特別病室に監禁された 92 人の監禁期間は、平均 40 日で、施行規則で定められた 2 か月の期間を超えて監禁

されていた者も多く、監禁期間は最長で1年半にも及んでいた。監禁と死亡との間に密接な関係があると厚生省が認めた者は計16人に上る（同192頁）。

### (3)「らい予防法」制定までのハンセン病政策の変遷等について

#### 優生保護法の制定とプロミンの予算化

昭和15年に制定された国民優生法は戦後間もなく廃止され、これに代わるものとして、昭和23年、「らい条項」を含む優生保護法が制定された。この優生保護法の審議過程において「らい条項」が特に問題とされた形跡はない。昭和24年から平成8年までに行われたハンセン病を理由とする優生手術は1400件以上、人工妊娠中絶の数は3000件以上に上る。

わが国の療養所においては、ある時期まで、優生手術を受けることを夫婦舎への入居の条件としていたことから、入所者は、結婚して通常の夫婦生活を営むために優生手術を受けることを甘受するか、あるいは、結婚して通常の夫婦生活を営むことを断念するか、そのどちらかを選択せざるを得ない状況に置かれていた。そのような意味での半強制的な優生手術が行われなくなったのは、おおむね昭和30年代前半で、完全には昭和40年代以降である。

プロミンの登場は、患者に大きな希望を与えたが、当初、プロミンを広く普及させるだけの予算措置が採られていなかった。これに対し、まず、昭和23年に多磨全生園でプロミン獲得促進委員会が結成され、これを中心にプロミン獲得運動が全国に波及し、ハンスト等も行われた。その結果、昭和24年予算で、患者らのほぼ要求どおりのプロミンの予算化が実現した（同194—195頁、243—244頁）。

#### 戦後の第二次増床計画と患者収容の強化

厚生省は、昭和25年ころ、すべてのハンセン病患者を入所させる方針を打ち立て、これに基づき、全患者の収容を前提とした増床を行い、患者を次々と入所させていった。昭和24年度から昭和28年度までに5500床の増床が実現し、療養所の収容定員が1万3500人となった。そして、昭和28年の調査で、未登録患者を含む推定患者数が約1万3800人とされたので、この時点でほぼ全患者の収容が可能となり、増床が終了した。療養所の増床に合わせて患者収容の強化が図られ、在宅患者が2769人（昭和25年12月末）から1112人（昭和30年12月末）に減少した。

昭和25年1月16日、栗生楽泉園で入所者同士の反目か3人の入所者が殺害されるという事件が発生した。このことは、同年3月17日の衆議院厚生委員会で取り上げられ、光田らが患者の取締りの強化を訴えた。また、同年3月17日の衆議院厚生委員会では、佐藤藤佐刑政長官は、新憲法下でも旧法の懲戒検束規定等に基づき懲戒処分を行うことができる旨の答弁をした。

参議院では、新たなハンセン病政策を検討するため、厚生委員会に「らい小委員会」が設けられたが、昭和26年11月8日、同委員会において、林多磨全生園長、光田長島愛生園長、宮崎菊池恵楓園長を含む5人の参考人からの意見聴取が行われた。この3園長発言は、結果として、新

法の内容に反映されることになり、また、その後のハンセン病行政にも大きな影響を与えた。

3 園長発言は、患者の完全収容の徹底とそのための強制権限の付与、懲戒検束権の維持・強化、無断外出に対する罰則規定の創設等を求めるものであり、その内容もさることながら、ハンセン病患者を「古畳の塵」に例えるなど、表現の端々にも患者の人権への配慮のなさが如実に現れており、当時の療養所運営の在り方をもうかがわせるものである。当然のことながら、この 3 園長発言に対する後の評価も、「新しい時代に全く逆行して患者の解放に歯止めをかけようとする証言」、「当時の日本のらい医学専門家の時代錯誤の見解」、「患者を罪人扱いして取り締まるという潜在意識が働いたと言われても仕方がない」などと厳しい（同 196—204 頁）。

## 新法の制定

日本国憲法施行に伴い、療養所入所者の人権意識が高まり、栗生楽泉園特別病室事件、プロミン獲得運動等を契機に入所者が団結して隔離政策からの解放を求める動きが活発になった。そして、昭和 26 年 2 月、患者らの全国組織である全患協が結成され、これを中心として、旧法の改正運動が盛んになった。この運動は、時代に逆行するものというべき 3 園長発言によって、一層の盛り上がりを見せ、三園長を糾弾する動きに発展した。昭和 28 年 3 月に内閣が提出した「らい予防法案」を入手すると、入所者らは、旧法と比べてほとんど改善されていないとして強く反発し、予防法闘争と呼ばれるハンストや作業スト、国会議事堂前での座り込み等の激しい抗議行動に入った。

長谷川衆議院議員は「癩予防と治療に関する質問主意書」において 15 項目の質問をした。これに対し、吉田内閣総理大臣は、昭和 27 年 11 月 21 日付けの答弁で、①「癩予防法」は憲法に抵触するとは考えない、②現行法の規定により、患者をその意思に反して療養所に収容することは可能である、③現行法の規定により、国立療養所の長が懲戒検束を行うことは可能である。④現行法については、新憲法施行後においてもこれに抵触するとは認められなかったので、改正を行わなかった、などと述べた。

「らい予防法案」は、昭和 28 年 6 月 30 日、内閣から国会に再び提出された。「癩は慢性の伝染性疾患であり、一度これにかかりますと、根治することがきわめて困難な疾病でありまして、患者はもちろん、その家族がこうむります社会的不幸ははかり知れないものがあります。」  
「癩を予防しますためには、患者の隔離以外にその方法がないのでありまして、・・まず勧奨により本人の納得を得て療養所へ入所させることを原則といたし、これによって目的を達しがたい場合に入所を命じ、あるいは直接入所させる等の措置が特例的にとられることとなっております。」同法案の提出理由が、このように説明された。衆議院厚生委員会は、昭和 28 年 7 月 4 日、採決により多数をもって原案通り可決すべきものと議決し、これを受けて、同日、衆議院において、「らい予防法案」が採決され、賛成多数で可決された。次いで、衆議院から「らい予防法案」の送付を受けた参議院では、昭和 28 年 7 月 6 日から厚生委員会において審議が行われた。厚生委員会では、退所規定を設けるなどの修正案が検討されたが、結局、採決により多数をもって「らい予防法案」を可決すべきものと決定されるとともに、新法附帯決議が全会一致で採決さ

れた。附帯決議では、近い将来、新法の改正を期する、などとされた。これを受けて、同年 8 月 6 日、参議院において、「らい予防法案」が採決され、賛成多数で可決された。衆参両議院での審議を通じて、そもそもハンセン病が伝染し発病に至るおそれの極めて低い病気であるということに着目した議論はほとんどなされていない。

新法は条文上「伝染させるおそれがある患者」のみを収容するというようになっていたが、ハンセン病と診断されれば、「伝染のおそれ」があるかどうかにかかわらず入所させなければならないというのが厚生省の解釈・運用であった。また、厚生省は、いったん「伝染させるおそれがある患者」と認められた以上は、治療を経るなどして一度や二度の菌検査で陰性となっても、直ちに「伝染のおそれのない患者」になるとは考えておらず、相当長期間の経過観察による厳格な審査を経なければ、「伝染のおそれのない患者」とは判断されないとした。

ハンセン病患者に対する隔離政策は、新法制定により継続されることになり、細目的事項を定めた通達が厚生省から出された。「らい予防法の施行について」と題する昭和 28 年 9 月 16 日付け「国立らい療養所長」宛厚生次官通知では、「外出の制限その他患者として守るべき義務を遵守して療養に専念するよう十分指導すること」、「外出の許可にあたっては、特に慎重を期するとともに、患者に対しては、この規定の趣旨を徹底せしめ、違反することのないよう指導すること」、「(許可を受けて外出する患者に対しては) 外出許可証明書を交付し、携帯させるよう配慮すること」とされ、患者が当然に守るべき事項が「患者療養心得」において定められ、文書、図画等の配布、回覧、提出の制限など、私生活にわたる事項が事細かに規制された。「らい予防法の運用について」と題する昭和 28 年 9 月 16 日付け「国立らい療養所長」宛厚生省医務局長通知では、「外出の許可期間は必要なる最短期間とし、経路地についても、目的地への最短経路を標準にして定めること」などとされた。「らい予防法の施行について」と題する昭和 28 年 9 月 16 日付け各都道府県知事宛厚生次官通知では、「無断外出患者等については、法第二八条の規定により拘留又は料金の刑が科されることになったことに注意すること」とされた(同 204—218 頁)。

#### (4) 新法制定後のハンセン病政策の変遷等について

##### 新法の改正運動

全患協は、昭和 28 年の予防法闘争に挫折したが、その後も新法附帯決議を軸に療養所内の処遇改善等の運動を継続した。そして、昭和 38 年には、大規模な新法の改正運動が行われるようになり、19 項目からなる「らい予防法」改正要望書が作成された。その主なものは、①国立療養所への入所は強制入所にならないように改め、入所でき難い者には指定医療機関を設けて管理できるようにされたい、②治癒した者には証明書を交付されたい、③入所者の外出は、予防上重大な支障をきたす恐れがある者を除いては、制限をしないように改められたい、④退所者の保障を法文化されたい、⑤各都道府県に指定医療機関を設け、在宅患者の医療を行われたい、⑥優生保護法の中の「らい」に関する規定を削除されたい、などである。全患協は、新法改正運動の一環として、まず、同年 8 月、厚生省、衆参両議院の社会労働委員会等に対する陳情を行った。この

際、厚生省医務局長は、全患協の陳情団に対し、「学問の進歩に伴って予防法を改正するのは当然であるが、長い伝統があるので一挙に国民の理解を得ることは難しい」などと述べた。全患協の運動は、新法改正には結び付かず、平成 8 年に至るまで、新法の改正法案が提出されたり、国会で新法の改廃について審議された形跡はない。そして、二度にわたる運動の挫折や入所者の高齢化もあって、その後の全患協の運動の重点は、新法の改正要請から療養所内での処遇改善に向けられるようになった（同 218—222 頁）。

## 退所について

戦後、プロミンの治療効果によって療養所内の菌陰性者が増え、多くの症状固定者、治癒者が現れるようになった。これに伴い、昭和 26 年に全国で 35 人の軽快退所者を出し、以降、次第に軽快退所者が増加していった。厚生省は、昭和 31 年に「らい患者の退所決定暫定準則」なる文書を作成し、各療養所長に示したが、当初療養所長以外には厳秘とされた。この準則は間もなく全患協の知るところとなったが、準則の退所基準が入所者らに広く周知されたと認めるに足りる証拠はない。同退所基準は、長期間の経過観察や頻回の菌検査を要求する極めて厳しいもので、しかも、注意すべきは、この準則が、退所の必要最小限の要件を定めたものにすぎず、各療養所においてより厳しい要件を設けることを妨げないとし、積極的に患者の退所を行わせる意図がなくとまで付け加えていることである。厚生省は、その後も、新たな退所基準を定めたことはなく、ましてや、「伝染させる恐れがある患者」に退所を認めると公式に表明したことは、一度もなかった。

退所基準が昭和 30 年代あるいは昭和 40 年代に一気に緩和されたことを認めるに足りる証拠はない。昭和 40 年代後半にリファンピシンが数日の服用で「らい菌」の感染力を失わせることが明らかになり、「伝染させるおそれ」を理由に患者を隔離することはおよそ無意味となった。昭和 50 年代以降、多くの療養所において、退所を希望する入所者に対し是が非でも退所を許可しないということはなくなった。しかしながら、このような療養所の方針が公式に表明されたことを認めるに足りる証拠はなく、入所者にだれもが自由に退所できることが周知されていたと認めるに足りる証拠もない。厚生省は、昭和 50 年代以降も、ハンセン病患者に対する人権制限の必要性を公式には否定していない。

昭和 50 年代以降、軽快退所者数については、逆に減少の傾向が見られる。その要因としては、入所による生活基盤の喪失のほか、入所期間の長期化、入所者の高齢化、社会に根強く残る差別・偏見の存在、社会復帰支援事業の不十分さが挙げられる。後遺症の存在が退所を妨げる要因となっている場合が多い。

多くの入所者は、療養所への入所により、社会での生活基盤を著しく損なわれており、ハンセン病に対する社会的差別・偏見が根強く存在する状況にあって、何の公的援助も受けずに療養所を出て社会復帰を果たすことは極めて困難であった。入所期間の長期化、入所者の高齢化、後遺症による身体障害などの要因が加われば、その困難さは一層増した。新法附帯決議の第七項は、「退所者に対する更生福祉制度を確立し、更生資金支給の道を講ずること」としている。そして、



その趣旨に沿うものとして、昭和 33 年に軽快退所者世帯更生資金貸付事業が、昭和 39 年に「らい回復者」に対する就労助成金制度が、昭和 47 年に沖縄における技能指導事業が、昭和 50 年に相談事業がそれぞれ創設された。しかしながら、退所者のための社会復帰事業は、入所者の置かれたに状況に照らすと、到底十分なものであったとはいえなかった（同 222—234 頁）。

#### 外出制限について

新法 15 条による極めて厳しい外出制限は、すべての入所患者に対し法律上当然に課せられているものであり、これに違反した場合の罰則も設けられているのであるから、同規定が存在する以上、外出制限自体が全くなくなるものではない。昭和 30 年代ころまでは、厳格な取扱いも存した。昭和 50 年代ころから、療養所においては、入所者の無断外出を積極的に取り締まることがなくなり、また、外出許可申請があった場合には、伝染させるおそれの有無にかかわらず、また、新法 15 条 1 項各号の許可事由の有無にかかわらず、これを許可する方向で運用していたことが認められ、入所者の拘束感・被害意識もこれに伴い次第に軽減されてきたものと考えられる。しかしながら、新法廃止のころまでに、厚生省や療養所が外出制限を事実上撤廃するなどということ公式に表明したことは一度もない。厚生省は、ハンセン病患者に対する人権制限の必要性を公式には否定していないのである（同 234—243 頁）。

#### 療養所に置ける生活状況の変遷

新法施行当時の療養所の生活状況は、極めて厳しいものであった。住環境については、12 畳半に 8 人あるいは夫婦 4 組が居住するということも珍しくなかった。医療面でも、人員不足が深刻で、十分な整備がなされるまで長い年月を要した。入所者に対する処遇改善は、大谷が国立療養所課長となった昭和 47 年以降の厚生省の一貫した政策の流れであった。これは、入所期間の長期化や入所者の高齢化により多くの入所者にとってもはや社会復帰が極めて困難な状況となり、隔離政策を廃止するだけでは到底妥当な解決が図られないという軌道修正の困難な現実を踏まえて、入所者に療養所で少しでも充実した余生を送らせたいという考えの現れでもあった。ただ、他方、厚生省は、このような処遇改善に必要な予算を獲得するために、大蔵省に対し、新法の隔離条項の存在を強調し、これを最大限に利用もしていた。隔離政策を掲げつつも、入所者に退所や外出を黙認する形で開放的な取扱いをしていた当時の厚生省の立場を如実に表している（同 246—248 頁）。

#### 患者作業について

戦前、入所者には身体的に可能である限り患者作業と呼ばれる労働が割り当てられ、職員の人員不足が恒常化していた当時の療養所の運営を支えていたが、戦後になっても、このような状況はなかなか改善されず、療養所運営は、患者作業に依存するところが大きかった。新法施行当時の患者作業は実に多種多様で、治療・看護部門から、給食、配食、清掃、理髪、火葬など、生活全般に及んでおり、中にはハンセン病患者に行わせることが不適當な重労働も含まれていた。新

法施行後、患者作業を拒否すれば懲戒処分をするといったような意味での強制はなくなった。しかしながら、療養所運営のかなりの部分を患者作業に依存していた状況で、患者作業の放棄は、入所者自身の生活・医療に直結する問題であったことから、多くの入所者は好むと好まざるにかかわらずやらざるを得ないというのが実情であった。患者作業によって後遺症を残した入所者が多く、「日本の療養所ほど障害の強い患者というのはありません。・・所内作業というのが、相当日本の患者さんの症状を悪くした」との証言もある。全患協は、このような患者作業を療養所職員に返上するいわゆる作業返還を運動の大きな柱として、ねばり強く活動を続けた。その結果、特に、昭和 40 年代以降に作業返還が進んだ（同 244—246 頁）。

#### 新法廃止までの経過

特に、昭和 48 年以降、入所者に対する処遇改善が進み、外出制限等も運用上厳格でなくなってくると、新法改正が実現しても現在採られている福祉的措置が後退するのではないかとの懸念から、全患協の中でも、新法改正に消極的な考えが表れるようになっていた。

元厚生省医務局長で財団法人藤楓協会の理事長である大谷藤郎が新法の廃止を呼びかけたことが契機となって、平成 6 年 11 月に所長連盟が「らい予防法改正問題についての見解」を、平成 7 年 1 月に全患協が「らい予防法改正を求める全患協の基本要請」を、同年 4 月に日本らい学会が『「らい予防法」についての日本らい学会の見解』をそれぞれ発表し、新法廃止に向けての機運が一気に高まった。これを受けて、同年 7 月、厚生省保健医療局長の私的諮問機関である「らい予防法見直し検討会」が設置され、同検討会は、同年 12 月 8 日、新法や優生保護法の「らい条項」の廃止等を提言した。厚生大臣は、見直し検討会の同報告を受け、平成 8 年 1 月 18 日、全患協代表者らに対し公式に謝罪し、通常国会への新法廃止法案の提出を表明した。新法を廃止し優生保護法の「らい条項」を削除することなどを定めた「らい予防法」の廃止に関する法律が平成 8 年 3 月に成立し、同年 4 月 1 日に公布施行された。廃止法の議決に際し、衆参両厚生委員会により、『「らい予防法」の見直しが遅れ、放置されてきたこと等により、長年にわたりハンセン病患者・家族の方々の尊厳を傷つけ、多くの痛みと苦しみを与えてきたことについて、深く遺憾の意を表すところである」とした上で、「ハンセン病療養所から退所することを希望する者については、社会復帰が円滑に行われ、今後の社会生活に不安がないよう、その支援策の充実を図ること」という附帯決議がなされた（同 251—252 頁）。

#### (5) ハンセン病患者等に対する社会的差別・偏見について

##### 旧来からの差別・偏見について

わが国で、医学的知見として伝染説が確立され、伝染説に依拠する「癩予防ニ関スル件」が制定された後も、社会一般には、ハンセン病が伝染病であるとの認識はすぐには広がらず、なお遺伝病であると信じているものも多かった。また、実際にも、ハンセン病が次々と伝染するような状況ではなかったことから、社会一般の伝染に対する恐怖心はそれほど強いものではなかった。

このような状況は、昭和4年ころから終戦にかけて全国各地で大々的に行われた「無らい県運動」による強制収容の徹底・強化により、大きく変わった。「無らい県運動」により、山間へき地の患者までしらみつぶしに探索しての強制収容が繰り返され、また、これに伴い、患者の自宅等が予防着を着用した保険所職員により徹底的に消毒されることなどしたことが、ハンセン病が強烈な感染力を持つ恐ろしい病気であるとの恐怖心をあおり、ハンセン病患者が地域社会に脅威をもたらす危険な存在であり、ことごとく隔離しなければならないという新たな偏見を多くの国民に植え付け、これがハンセン病患者及びその家族に対する差別を助長した。このような「無らい県運動」等のハンセン病政策によって生み出された差別・偏見は、それ以前にあったものとは明らかに性格を異にするもので、ここに、今日にまで続くハンセン病患者に対する差別・偏見の原点があるといっても過言ではない（同 252—253 頁）。

#### 戦後の差別・偏見について

厚生省は、昭和25年ころ、すべてのハンセン病患者を入所させる方針を打ち立て、これに基づき、全患者の収容を前提とした増床を行い、患者を次々と入所させていった。このような患者の徹底した収容やこれに伴う患者の自宅の消毒、「ライ患者用」などと明記された列車を仕立てての患者の輸送等は、ハンセン病が強烈な感染力を持つ恐ろしい病気であり患者は隔離されなければならないとの偏見を更に作出・助長した。

新法の存在は、ハンセン病に対する差別・偏見の作出・助長・維持に大きな役割を果たした。このような法律が存在する以上、人々が、ハンセン病を強烈な伝染病であると誤解し、ハンセン病患者と接触を持ちたくないと考えるのは、無理からぬところであり、法律が存続し続けたことの意味は重大である。瀬戸内海の孤島等のへき地に置かれた療養所の存在も、新法の存在とあいまって、人々にハンセン病が恐ろしい特別な伝染病であることを強く印象付け、差別・偏見の作出・助長・維持に大きな役割を果たした。

厚生省が、隔離の必要性がなくなった昭和35年以降においても、隔離政策を掲げ続け、これを療養所の予算獲得にも利用したことは、ハンセン病患者及び元患者に対する根強い差別・偏見を助長し、維持することにもつながった。ハンセン病の後遺症は、単に機能障害をもたらすだけでなく、ハンセン病患者として差別・偏見を受ける契機となることが多い。特に、退所者は、目に見える後遺症があれば、入所歴があることを完全に隠し通すことは困難であり、激しい差別・偏見にさらされることにつながる。又、在園者にとっては、これがただでさえ困難な社会復帰の大きな障害となってきた。

園名は、常に療養所から強制的に付けられたものとまではいえないが、このような園名を多くの者が使わざるを得ないこと自体、ハンセン病患者及びその家族に対する極めて強い差別・偏見の存在をうかがわせる（同 254—264 頁）。

#### (6) 被害の概観

## 原告らによる整理

原告らは、ハンセン病強制隔離政策によって受けた被害を、次のように整理した。第一は「スティグマによる被害」である。原告らは「烙印」を押され、排除され、隔離された。この差別・偏見の深さ、甚大さこそ、ハンセン病患者との「烙印」を押された者の傷の深さ、甚大さである。苛酷なスティグマは、原告らを家族から切り離した。原告らは、今なお、入所の際に断ち切られた故郷との絆、家族との絆を再び結ぶことができない。時の経過とともに被害は累積し、状況は悪化していく。自分が死にさえすればもう迷惑を掛けない、そういう存在だという、苛酷なまでのスティグマは、繰り返し原告らを苦しめ続け、その傷を深くしている。

第二は「隔離収容によって受けた被害」である。原告らは、家庭内・社会内生活基盤から切り離されて生活することを余儀なくされた。他者との自由な人格的交流を阻まれ、結婚や子孫を残す環境を奪われ、適切な治療の機会を奪われた。就学していた者は、学業を断念せざるを得なくなる。仕事を持っていた多くの原告らが職を辞せざるを得ない状況に追い込まれ、現実の収容により職を失っていた。原告らは、人間としての尊厳性を踏みにじられ、人格全体に立ち直ることのできない精神的打撃を受け、心身を大きく触まれた。自分は社会では無用の存在であるという強烈な人格否定の意識を植え付けられた。患者本人だけでなく、家族・親族も多大な被害を受けた。

収容に際してのあらゆる所持品の取り上げ、全裸検査、囚人服のような棒縞の服の着用、所持金に代わる園内通用券の交付、職員の横柄な態度、園名による屈辱、死体解剖承諾書への署名押捺、患者地帯と職員地帯の区別、過剰な予防着、消毒、療養所の閉塞性・自己完結性をあらわにしている火葬場・納骨堂等による心理的ショックも大きかった。患者は自己の容量を超えた怒りや悲しみにさらされた。終生隔離に伴う療養所からの厳しい外出制限、退所規定の欠如等に加えて、療養所の劣悪な住環境、極めて貧しい医療体制、極端に足りない職員、収容した患者によって賄われることを前提とした運営も、原告らに甚大な被害をもたらした。無断外出により、監禁されたり謹慎を命じられたり、何らかの不利益を受けた原告も多い。人の労働に対する侵害も看過し得ない。すべて収容者は、病状いかんに関わらず、奴隷的拘束ないし意に反する苦役ともいえるべき作業が義務付けられた。強制された患者作業の種類は、医療を始め生活全般にわたり、重労働や火葬作業も含まれ、実に収容者の9割以上が患者作業に従事させられた。にもかかわらず、作業の対価は極めて低額であった。患者作業は、収容者たちの障害を重くし、社会復帰の大きな妨げとなった。各療養所における医師・看護婦を始めとする医療スタッフの絶対的不足も顕著であった。そのため療養所は到底まともな医療施設とはいえなかった。本来医療福祉スタッフがなすべき仕事が、在園者の患者作業によって賄われていた。療養所においては、ハンセン病本体の治療からして貧しかった。

人間の性と愛に対する侵害も特筆される。絶滅政策をハンセン病患者の子孫にまで及ぼそうとしたのが、療養所内において子どもを生むことを禁止する優生政策、断種・墮胎の強制であった。断種は、収容者に犬畜生と同じに扱われたという非常に大きな屈辱感を与えた。女性にとって人生における大いなる喜びであるはずの妊娠が、療養所では恥であり、屈辱であり、恐怖であった。

療養所における優生政策が入所者にもたらした喪失感は年を重ねるごとに深まっていった。

第三は「退所者の被害」である。退所は、隔離施設からの離脱にすぎず、差別・偏見・迫害に直接的にさらされることを意味し、居住や就業の確保すらおぼつかない状況に置かれるだけでなく、国等による社会復帰支援等の不備・不在のために何らの独自の経済的な保障も受けられず、ハンセン病についてのフォローすら社会内で受けられないということになる。自らが療養所に在園していたことを家族にすら秘匿し続けながら、強いられるこのような生活は、いかなる意味においても社会復帰ではありえず、正に絶対隔離絶滅政策による被害を新たに受け続けることを意味した。

原告らは、被害をこのように整理した上で、この被害を次のように特徴づけた。特徴の第一は、被害の共通性で、「均一に社会から切り離され、収容所へと隔離され、苛酷な療養所での生活を強いられて今に至っており、その人格、人間としての尊厳を徹底的に破壊されたという点において、被害を共通している、その深刻さ甚大さにおいて異なるところはない」という点である。第二は、「新法の存在が、原告らを繰り返し攻撃し、累積的な被害を生み出してきた」という点である。第三は、「法が存続する限りにおいて、社会的な差別・偏見もそのまま存続し、かつて患者とされた者は少なくとも法廃止の時まで均質な被害を受けてきた」という点である。第四は、新法が廃止されても、原告らの被害は終わらないという点である。収容隔離によって完全に絶たれた社会との絆、重い後遺症、いつのまにか重ねてしまった齢、戻るべき家族の不在、根強く残る社会の差別・偏見のいずれもが、彼らの社会復帰を阻害している（同 52—78 頁）。

#### 共通被害の認定

原告らは、本件の共通損害を、社会の中で平穏に生活する権利と表現しているが、その中身として、個々に挙げているところは、極めて多岐にわたっている。このうち、財産的損害、特に逸失利益については、慰謝料算定の根拠を著しくあいまいにするものである上、本件において、これに一定の共通性を見いだすことは困難であるから、これを許容することはできず、また、身体的損害（断種、墮胎、治療機会の喪失、患者作業による後遺症の発生等）についても、個々の原告による差異が著しく、これを共通損害として、本件の賠償の対象とすることはできない。原告らが社会の中で平穏に生活する権利の中の主要なものとして取り上げる隔離による被害については、・・・時期を特定すれば、一定の共通性を見いだすことが可能であり、各療養所における取扱いの違い等、個々の原告間の被害の程度の差異については、より被害の小さいケースを念頭に置いて控え目に損害額を算定する限り、被告に不利益を及ぼすものではない。・・・ハンセン病に対する誤った社会認識（偏見）により、原告らが社会の人々から様々な差別的扱いを受けたことそのものを賠償の対象とすべきものではなく、そのような地位に置かれてきたことによる精神的損害を被害としてとられるべきであり、これにも、一定の共通性を見いだすことができる（同 307—309 頁）。

#### (7) 国の責任

## 厚生省の責任

厚生省が・・・隔離政策の抜本的な変換やそのために必要となる相当な措置を採ることなく、入所者の入所状態を漫然と放置し、新法第 6 条、第 15 条の下で隔離を継続させたこと、また、ハンセン病が恐ろしい伝染病でありハンセン病患者は隔離されるべき危険な存在であるとの認識を放置したことにつき、法的責任を負うものというべきであり、厚生大臣の公権力の行使たる職務行為に国家賠償法上の違法性があると認めるのが相当である。そして、厚生大臣は、昭和 35 年当時、・・・隔離の必要性を判断するのに必要な医学的知見・情報を十分に得ていたか、あるいは得ることが容易であったと認められ、また、ハンセン病患者又は元患者に対する差別・偏見の状況についても、容易に把握可能であったというべきであるから、厚生大臣に過失があることが優に認められることができる（同 274－275 頁）。

## 国会議員の立法上の不作為

・・・昭和 33 年に東京で開催された第七回国際らい会議では『政府がいまだに強制的な隔離政策を採用しているところは、その政策を全面的に廃棄するように勧告する』等と決議されていること、さらに、昭和 38 年の第八回国際らい会議では、『この病気に直接向けられた特別な法律は破棄されるべきである。一方、法外な法律がいまだ廃されていない所では、現行の法律の適用は現在の知識の線に沿ってなされなければならない。』とされたこと、同年ころの新法改正運動の際には、全患協が、国会議員や厚生省に対し、改正要請書を提出したり新法改正を求める陳情を行うなどの活動を盛んに行っており、・・・国会議員としても、このころに新法の隔離規定の適否を判断することは十分に可能であったこと、昭和 39 年 3 月に厚生省公衆衛生局結核予防課がまとめた『らいの現状に対する考え方』・・・からしても、新法の隔離規定に合理性がないことが明らかであること、その他、・・・新法の隔離規定が存続することによる人権被害の重大性とこれに対する司法的救済の必要性にかんがみれば、他にはおよそ想定し難いような極めて特殊で例外的な場合として、遅くとも昭和 40 年以降に新法の隔離規定を改廃しなかった国会議員の立法上の不作為につき、国家賠償法上の違法性を認めるのが相当である。そして、新法の隔離規定の違憲性を判断する前提として認定した事実関係については、国会議員が調査すれば容易に知ることができたものであり、・・・国会議員には過失が認められるというべきである（同 286－287 頁）。

## 十二 終りに

賛成派の主張と熊本地裁判決とを比較すると、大きな乖離が存することは一目瞭然であろう。ここに竜田寮問題の最大の不幸があった。賛成派の標榜した「人道主義」も「科学主義」も真のそれではなかった。「らい予防法」と強制隔離政策に、そして、「癩医学」に侵されていた。国民の代表が国会で可決成立せしめた法律といえども「悪法」の場合もあり得る。その場合は、違憲立法審査権を使って「悪法」を廃止しなければならない。このような日本国憲法の考え方について

ても理解は十分ではなかった。「悪法」批判という視点は見受けられなかった。熊本地裁判決は「量の民主主義」に警鐘を鳴らし、「らい予防法」と強制隔離政策は多数者の利益のために少数者の利益を犠牲にするという多数決主義の弊害を示した典型例だと批判したが、賛成派が「量の民主主義」に抗して「質の民主主義」を擁護し得たかという否といわざるを得ない。「質の民主主義」を擁護するためには、真の「人道主義」と「科学主義」を十分に身につける必要があったからである。

加えて、傍観者の存在も大きかった。中央と地方の、そして官と民からなる巨大な、この傍観者の群は、通学反対派の無法行為とこれによる市教委の憲法、教育基本法からの、更には「らい予防法」からさへの逸脱を抑止するどころか、黙認し、勢いづかせた。差別や偏見を目前にして沈黙するのは、それを助長することでしかなかった。しかし、傍観者も第三者ではなく加害者だということに人々が気づくことはなかった。日本国憲法および教育基本法が保障する子どもの「教育を受ける権利」が無知と偏見のために踏みにじられ、保護者らの度重なる訴えにもかかわらず、この人権蹂躪を行政もマスメディアも市民も傍観した。

2003年11月に発生したハンセン病患者宿泊拒否事件によって浮き彫りにされたのは、竜田寮問題から約50年経った21世紀に入っても、「無らい県運動」の影響が人々の間で根強く残っている日本の現状だった。今なお、「無らい県運動」を検証し続ける必要がある所以である。真の「人道主義」と「科学主義」を十分に身につけたとはいえない我々にとって、竜田寮問題はいまだ未解決の問題だといわざるをえない。

昨年の9月23日、熊本市内で法務省・厚生労働省・全国人権擁護委員連合会等の主催により「ハンセン病に関する親と子のシンポジウム」が開催された。パネリストの一人として出席した菊池恵楓園入所者自治会会長は、最後の発言において、同じくパネリストとして参加した熊本県内の中学校に通う中学生3名に対し、次のように要望した。

「ハンセン病差別には加害者、被害者、傍観者という構図が存在する。傍観者をなくすためには何が大事か、これからも考え続け、答えを行動に移して行ってほしい。」

この自治会長の遺言ともいべき要望は、21世紀に入っても、私たちがいまだその答えを見出し得ていないことの裏返しである。このことは、「無らい県運動」が再発した場合、抑止力が働かないために、人権侵害が長期化し、深刻化することを意味する。その意味で、それは一人、中学生の課題であるにとどまらず、すべての国民、市民にとって喫緊の課題であるといえよう。

### 十三 資料：関係者証言

最後に、資料として、以下の関係者証言（すべて熊本日日新聞「検証・ハンセン病史」より）を付け加えておきたい。（敬称略）

○1948～1954年度まで黒髪小学校竜田寮分校で音楽、図工、体育の補助教員を務めた松永宮子  
「竜田寮分校の宮崎常雄教諭から『手伝ってほしい』と頼まれ週2回通った。宮崎教諭か

らは『分校外で分校の話をしてはいけない。分校で分校外の話をしてはいけない』ことを約束させられた。児童の名も教えられず、私は下の名前で呼んでいた。あのころ（事件前）は分校の存在はすべてがタブーだった」

○恵楓園の宮崎園長が熊本地方法務局に人権救済の申し立てをした際、同行した竜田寮ケースワーカーの佐藤献

「事前の相談はなかった。それまで、通学問題について宮崎園長が特に熱心だったという覚えはない。園長は当時、国会での発言（三園長証言）で入所者からの信頼を失いかけていた。その信頼を取り戻すために通学問題を解決したいという気持ちがあったと思う」

○1954年の同盟休校時、黒髪小2年だった清藤喬生

「家の近くの倉庫に設けられた私設教室に通った。児童5、60人に退職教員1人でほとんど自習みたいなものだった」

○清藤の母綾子（デモにも何度か参加した反対派）

「PTAの役員の人たちが『（ハンセン病は）ありゃーうつるうつる』と言いなさるけん私もそうかなと思った」。賛成派の中心の江藤安純とは江藤が旧制五高生のころからの顔なじみ。「PTA集会で江藤さんが『そんなにうつる病気じゃない』としなさっても『いやうつる』と野次られたり小突かれたりしてですね。『かわいそうだなあ』と思うとりました」。それでも反対運動をやめることなど「とてでもできなかつた」。「集会でもデモでも役員の人たちが呼びに来て、行かんなら怒らるっですもん。反対せんなら村八分だった」。実際、開業医だった当時のPTA副会長は、恵楓園を見学したのをきっかけに通学賛成に転じたが、役員から外され病院への通院者も減少。校区外に引っ越した。

○竜田寮の保母だった森三代子

『きたないきたないらい病の子供』などという聞くに耐えない言葉をスピーカーから流す反対派のオート三輪の宣伝車が寮の周囲を回った。『あんな人たちだけじゃないからね。『学校に来て』』という人もいっぱいいるからね』と子どもたちを慰めた」。

○1954年当時、竜田寮にいて小学2年生だった女性

「通学問題が表面化するまでは近所の子から差別された覚えはない。それどころか門の外で一緒にケンケンパーをしてよく遊んだ。しかし、反対運動が始まってから、男の子たちが迫ってきて『らい病の子、らい病の子、うつる、うつる 寄るな』と石を投げられた。」以来、この女性は、恵楓園にいる母親と面会するたびに「寄るな、うつる」と泣きわめくようになった。「私自身も怖い病気だという意識を植え付けられてしまった。」この女性は2002年8月、ハンセン病国賠訴訟遺族原告として熊本地裁で証言。「母と私は、お互いの傷に触れないように距離を置いた接し方しかできませんでした。それが今、つくづく悔やまれてなりません」と涙交じりで語った。

○南小国町の医師、室原博

学生時代は熊本大花陵会（熊大YMCA）の会員。通学賛成派の支援団体として1954年5月、恵楓園を見学した際に、旧制五高時代の花陵会OBでもある宮崎松記園長から「お



おっぴらには言えないのだが、らい予防法は悪法だ」と聞いた。宮崎園長は「実は入所者の多くは新薬のプロミンで治っている。しかし、入所者を今、社会復帰させれば竜田寮事件のような差別に遭う。入所者の生活を守るためには悪法であっても、らい予防法は必要なのだ」とも話した。

## ハンセン病患者・家族の生存権と日本型社会政策

### 1. 戦前の日本の社会政策の特質

吉田久一は、日本の戦前の社会政策の特質を、次のようにまとめている(1)。

「救貧」よりは「防貧」を、また「防貧」よりは「教化」「風化」を優先している。「救貧」においても軍事等の特別な「救貧」を優先している。国の責任を回避する他方で、国による社会事業の厳重な監督が図られている。一般的な「救貧」においてはみるべきものがない。家族主義や隣保相扶助に基づく「自助」および「共助」が強調されている。社会事業への下賜金が天皇の「仁慈」を示すものとして行われている。「人的資源の保育育成」とその前提としての「国民生活の安定確保」という戦時国家の要請に基づいて社会事業が厚生事業へと転換されている。その厚生事業が戦争と運命を共にし、破綻・崩壊した。

風早八十二も次のように指摘している。

「資本の政策としての『社会政策』が、言葉の正確な意味において、最も反動的な『社会防衛主義』に化体を遂げる事実を見出すであろう。戦前のナチス体制下の『社会政策』、『日本型ファシズム』確立期の『社会政策』が、まさにそうであった…。」(2)

### 2. 方面委員制度

家族主義や隣保相扶助に基づく「自助」「共助」を担うべく方面委員制度が創設されたのは地方からであった。先駆的な動きはすでに大正期にみられた。1917（大正6）年に創設された岡山県済世顧問制度や、1918（大正7）年6月に創設された東京府慈善協会は救済委員制度や、同年10月に創設された大阪府方面委員制度などがそれである。

これらをもとに、1936（昭和11）年11月14日、勅令第398号「方面委員令」によって方面委員制度が正式に発足することになった。委員令では次のように規定された。

第一条 方面委員ハ隣保相扶ノ醇風ニ則リ互助共済ノ精神ヲ以テ保護指導ノコトニ従フモノトス

第二条 方面委員ハ方面毎ニ道府県之ヲ設置スベシ

第三条 方面ハ北海道庁長官又ハ府県知事関係市町村長ノ意見ヲ徴シ之ヲ定ム

2 前項ノ規定ニ依リ方面ヲ定ムル場合ニ於テハ市ニ在リテハ其ノ区域ヲ数方面ニ分チ町村ニ在リテハ其ノ区域ヲ以テ一方面トス但シ地方ノ状況ニ因リ特別ノ事由アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第四条 方面委員ノ定数ハ北海道庁長官又ハ府県知事関係市町村長ノ意見ヲ徴シ方面毎ニ之ヲ定ム

第五条 方面委員ハ北海道庁長官又ハ府県知事方面委員銓衡委員会ノ意見ヲ徴シ之ヲ選任ス

2 方面委員銓衡委員会ハ道府県之ヲ設置スベシ

3 方面委員銓衡委員会ノ組織ハ内務大臣之ヲ定ム

第六条 方面委員ノ職務左ノ如シ

一 担任区域内ニ於ケル居住者ノ生活状態ヲ調査スルコト

二 担任区域内ニ於ケル扶掖ヲ要スル者ノ生活状態ヲ審ニシ其ノ救護ニ遺漏ナカラシメ又ハ其ノ自立向上ヲ図ル為必要ナル指導ヲ為スコト

三 社会施設トノ聯絡ヲ密ニシ其ノ機能ヲ援クルコト

2 方面委員ハ其ノ職務ニ関シ関係市町村長ト聯絡ヲ保ツベシ

第七条 方面委員ハ名誉職トス

第八条 方面委員ノ任期ハ四年トス但シ特別ノ事由アルトキハ任期中ト雖モ北海道庁長官又ハ府県知事之ヲ解任スルコトヲ妨グズ

第九条 方面委員ハ方面毎ニ方面委員会ヲ組織スベシ

2 北海道庁長官又ハ府県知事必要アリト認ムルトキハ関係市町村長其ノ他適當ナル者ヲシテ方面委員会ノ組織ニ加ハラシムルコトヲ得

3 方面委員会ハ各方面委員ノ担任区域ヲ定メ及其ノ職務ノ聯絡ヲ図ル

4 関係市町村長又ハ其ノ委任ヲ受ケタル者ハ方面委員会ニ出席シ且意見ヲ述ブルコトヲ得

第十条 道府県ハ方面事業委員会ヲ設置スベシ

2 方面事業委員会ハ北海道庁長官又ハ府県知事ノ諮問ニ応ジ方面事業ノ聯絡統制其ノ他方面事業ニ関スル事項ヲ調査審議ス

3 方面事業委員会ノ組織ハ内務大臣之ヲ定ム

第十一条 方面委員、方面委員銓衡委員会、方面委員会及方面事業委員会ニ関スル費用ハ道府県ノ負担トス

第十二条 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ関スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ関スル規定ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

方面委員令は、隣保相扶、互助共済による保護指導という指導精神と、生活状態調査、要保護者自立向上の指導、社会施設との連絡などという職務を明確化し、1937（昭和 12）年 1 月から実施された。委員制度は道府県の設置とし、東京市・横浜市は除外された。方面委員は地方長官が選任することとされ、方面委員を指導する方面事業委員会が設置された。方面委員会に市町村長を出席させ、委員と市町村当局との連絡に留意したこともその特徴であった。1932（昭和 7）年 3 月、全日本方面委員連盟が結成された。ちなみに、1934 年度の委員数は 2 万 9254 人であった。国は社会政策の実施を「自助」「共助」という形で国民負担に転嫁し、この「自助」「共助」を国が監視・監督するという主客転倒した体制がここでもみられた。

### 3. 牧野英一と生存権

大正デモクラシーの民本主義を理論的に指導した牧野英一は、生存権は五箇条の御誓文に由来するとし、次のように問いかけた。

「五箇条の御誓文の第三に、『官民一途、庶民に至るまで、各其の志を遂げ、人心をして倦まざらしめんことを要す』と見えている。これを現代に訳して『生存権』と為すことは、甚しく当を失したことであろうか。」(3)

牧野は社会政策と生存権の関係についても次のように説いた。

「社会事業という新しい考え方は、右の伝統的な思想に対し、全く反対の立場に立つものである。…その独立に代えて共同連帯を意味し、その自尊に代えて相互扶助を意味する。…社会全体のために、社会の各員が総がかりで経営する事業であるというの意味に帰着するものである。」(4)、「そもそも、社会政策は、社会全体にわたっての政策である。単純な貧民問題、労働問題ではない。ただ、問題が、貧民に付き、労働者に関して特に焦眉の急に迫っているがため、先ずその一隅から、研究され計画され実行されるのである。」(5)、「社会政策は、単純な慈恵ではない。社会上の強者が弱者に対する好意によって解決すべきものでない。…社会全体としての統一融合に努力して、…少くとも生存競争、自然淘汰の自然の運行を出来るだけ円満ならしめねばならぬ。弱者の保護はかくの如くして社会の義務になるのである。」(6)

社会政策に占める国家の役割についても、牧野は「今や、国家の積極的な助長的な機能が重要視せられるので、国家は、できるだけ、国家及びその成員たる国民の発展を目的として活動を重ねねばならぬことになり、国家を単に権力の主体として考えることは許されないことになったのである。」(7)とした。その他方で、次のように主張した。

「社会政策を一般的に実行するがためには、国家の莫大な負担を予期せねばならぬ。…種々の子供政策が、或いは不徹底な制限に拘束されたり、又或いは単に立法論としてのみ横たわっているのは、多くは財政方面から来る支障のためである。」(8)、「子福者の保護をすることはこれを国家の任務と解しても、他方において母親の哺乳義務乃至親の子供に対する養育義務は固よりこれを高調せねばならぬ。…これに関連して、これに対応している一種の義務のことを考えて置きたい。それは、独身者、結婚したが子供のない者に対する課税である。…理論の基礎は社会的任務の平等な分配ということになるのである。」(9)

刑事政策と生存権についても次のように唱えて、社会政策としての刑事政策を展開した。

「われわれの刑法理論は、かような生存権の原理を刑法の分野に適用し展開しようとするにほかならぬのである。刑法によって国家がその保全を全うし、刑法によって犯人さえが国民としてその生を遂げるということを考えようというのである。」「かような生存権の原理のために、われわれは、刑法を刑事政策的に改正しようとするのである。」(10)、「最後の一人としての犯人にまで、その人格を尊重しようとするのが、わたくし共の主張の要点である。」(11)、「社会防衛主義と主観主義とからして、我邦の新刑法は出来たものと予輩は解する。…この社会防衛主義と主観主義とによって、刑法が社会政策的意義を有することになった。刑は、一方において、社会防衛に必要な限度において十分厳格に科せられねばならぬ。しかし、又他方において、刑は犯人に必要な限度に止めねばならぬということになったのである。累犯の刑を重くする。しかし、初犯者には刑の執行猶予がある。各犯罪に対する杓子定規的の刑の規定がなくなって、裁判官が自由に刑の量定をすることを得るというのも皆その趣旨に出ている。一方において社会の利益を最大限度に主張し、他方において刑罰即ち犯人の利益の剥奪をその最小限度に止めるのは、社会と個人とを調和するという趣旨に出ているものと謂わねばならぬ。それで現代の刑法における刑の目的は、正義のために応報をするというのではなくして、犯人を社会に同化せしめるという点に存するのである。」(12)、「刑罰をもって教育の方法なりというのは、甚しく常識に反するが如きでもあるのであるが、しかし、それは、従来の常識的な刑法理論が社会的機能の方面から批判を受け、実証的な見地から再構成された結論である。」(13)、「刑罰は教育的であらねばならぬ限り、リストのいうが如く、法律関係以上の或るものであるからである。法律関係以上の或るものとは、要するに、国家と個人—受刑者—とが相對峙するものではなくして、相同化するものであることを意味する。これを行刑論上の用語をもってするときは、刑の執行の目的は『善良なる受刑者を作ることではなくして、善良なる市民を作り上げること』に帰着することを意味する。…刑罰権の主体としての国家は、われわれの見解においては、犯罪人の最後の一人を仮借しない権威者ではなくして、犯罪人の最後の一人をも自己に包容せねば止まない教育家であるのである。」(14)

牧野の生存権論には戦争の影響が濃厚であった。総力戦のための生存権、これが牧野の生存権論の特徴であった。次のように力説されている。

「人権という考え方は、近代文化における個人の自覚に基づくものであるので、その意義において個人主義のものである。…権利は、更に積極的に動かされはたらかされねばならぬのであって、それ自身懶惰に眠ることの許されるものでない。…権利もまた当然な休息を超えてなまけるとときには国家の保護を受け得ないわけにならねばならぬのである。」(15)、「生存権という用語そのものは、かつての労働問題に関連して案出されたものであったが、今、かように、労働問題の理解が展開を進めるにつれて、生存権の観念も、また、その運用に新

たなるものあるを見ることになったのである。されば、われわれは、人的資源の尊重という理念において、日本精神乃至皇道…の一の示現を見受けることになるのでなかろうか。」(16)、  
「国家は、最後の一人の生存権を惜しむことによって、最後の一人までを戦わしめ得るのである。最後の一人の生存権という原理は、最後の一人までも戦わしめるの原理を包容して、更に高次に位する原理であるのである。」(17)

#### 4. 憲法第 25 条と生存権

貴族院議員となった牧野は敗戦後の 1946（昭和 21）年に開かれた第 90 回帝国議会貴族院における「帝国憲法改正案」の質疑において次のように発言した。

「私共は新しい憲法の原則として三つのものを要求致します。第一は生存権の原則であります。第二は改善刑、刑は犯人の改善を目的とすると云う改善刑の原則であり、そしてその第三は所有権を以って、私有財産権ではあるが、同時に公共性を持つものであり、それは義務を包含するものであると云う原則であります。」(18)

敗戦によっても牧野の生存権論は変わることはなかった。それは国家の役割についての見解についても同様であった。次のように述べられている。

「今、われわれは、解釈論の立場において新憲法をながめているのである。わたくしは、…第十二條及び第十三條における『公共の福祉』の語から国家の積極的な任務について考え方を広く展開し得るものであることを主張したい。そして、『公共の福祉』ということは、やがて『国民統合』ということになるのである。」(19)

皇道の維持についても次のように記されている。

「新憲法の下における民主主義としてあらゆる伝統を打破しようとしている一種の考え方が、世に行なわれている。政治的にも、経済的にも、そして家族生活においても個人の尊厳と両性の本質的平等とだけですべてを律しようとするのがそれである。その一つとして、皇道打破論が叫ばれている。固より、固定した形式においての皇道には批判すべき幾多のもののあることを認めねばならぬのであり、われわれは、強い決意をもって大きな改革をせねばならぬのであるが、それによって、われわれの伝統の中に存立している貴重なものまでも無批判になげうつことはゆるされないとせねばならぬ。…二十世紀の現代のわれわれのための皇道はこれを保持せねばならぬのである。」(20)

憲法第 25 条（生存権）に対する政府の見解も牧野と同様であった。戦後の転換によっても何

らの反省をもよびおこしてはいないのは牧野の「生存権」理論だけではなく、政府の理解も同様だった。愛知県知事からの「生活の保護を要する状態にある者は、生活保護法により保護を請求する権利を有するか」との疑義照会に対する厚生省社会局長の1949(昭和24)年3月付けの回答は、「保護請求権は法律上認められず、これは、新しく制定された日本国憲法とも矛盾しない」という旨のものであった(21)。このような「憲法第25条プログラム規定」説はその後、学界の通説的見解となり、判例理論としても確立していった。

## 5. 戦後と日本型社会福祉

民生委員法は昭和23年7月29日に法198号として公布、施行された。新憲法の下で福祉関係の法律も整備されたことから、方面委員令に代えて制定されたものである。しかしながら、民生委員の理念は新憲法のそれというよりは依然として方面委員のそれであった。方面委員令第1条は「方面委員ハ隣保相扶ノ醇風ニ則リ互助共済ノ精神ヲ以テ保護指導ノコトニ従フモノト」と規定していたが、民生委員法第1条も「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。」と規定していたからである。

民生委員の任務も方面委員のそれに類似していた。方面委員の任務について、委員令第6条は、「担任区域内ニ於ケル居住者ノ生活状態ヲ調査スルコト」、「担任区域内ニ於ケル扶掖ヲ要スル者ノ生活状態ヲ審ニシ其ノ救護ニ遺漏ナカラシメ又ハ其ノ自立向上ヲ図ル為必要ナル指導ヲ為スコト」、「社会施設トノ聯絡ヲ密ニシ其ノ機能ヲ援クルコト」を掲げていた。他方、民生委員の任務として、委員法第14条も「住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと」、「援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと」、「援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと」、「社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること」、「社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること」、「民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。」を掲げていたからである。

戦後も温存された、「自助」「共助」に多くを依存するという日本型社会福祉の特徴が人々に意識されることは、高度経済成長などの影響もあって少なかった。民生委員の「自助」「共助」の担い手という方面委員と類似の性格も社会の関心を呼ぶことはあまりなかった。しかしながら、1980年代に入ると、日本の社会保障は「戦前回帰」の傾向を露わにし始めた。『厚生白書』昭和61年度版に掲載の「社会保障制度の再構築の基本的原則」によれば、次のように説かれたからである。

すなわち、過剰な給付や過大なサービスによって経済社会の活力をそぐことがあってはならないという点が基本的原則の第1である。

「物価の安定と持続的な経済成長は国民生活を安定・向上させる前提条件であると同時に、社会保障制度を支える経済的基盤を維持・強化し、社会保障の充実に資するものである。また、社会保障制度が安定し有効に機能していくことは、活力ある長寿社会の前提となるものであるが、過剰な給付や過大なサービスはかえって経済社会の活力をそぐことにもなりかねないことに留意する必要がある。」

基本的原則の第2は、自助・互助・公助という役割分担の関係を明確化するという点である。

「第二点は、自助・互助・公助という言葉に代表される個人、家庭、地域社会、公的部門等社会を構成するものの各機能の適切な役割分担の原則である。健全な社会とは、個人の自立・自助が基本であり、それを支える家庭、地域社会があつて、さらに公的部門が個人の自立・自助や家族、地域社会の互助機能を支援する三重構造の社会、換言すれば、自立自助の精神と相互扶助の精神、社会連帯の精神に支えられた社会を指すものと考えることができよう。また、制度の再構築に当たっては、個人の尊厳や相互扶助の精神などを損なうことのないよう十分配慮する必要がある。」

基本的原則の第3は、世代間の公平と公正を確保するという点である。

「国民皆保険、皆年金体制の下で、基本的に社会の構成員の全てが社会保障の負担者であるとともに受益者であるという状況においては、社会保障の給付と負担の両面において公平かつ公正であることが重視されなければならない。特に、人口の高齢化に伴い避けることのできない負担増について国民的な合意を得るためには、同一世代内での公平と公正とともに、世代間の公平と公正をも確保することが重要である。」

基本的原則の第4は、公私の役割分担と制度の効率的運営を図るという点である。

「人口の高齢化とともに福祉サービスを中心として社会保障に対するニーズは拡大し、多様化、高度化していくが、これをすべて公的部門による現在のサービス供給体制のままでこたえていくことには制度的、財政的に限界がある。一方、生活水準の向上や所得保障制度の充実によって、国民一般の負担能力も拡大するとともに、自分のニーズに合ったサービスであれば自己負担であっても利用しようとする傾向がみられるようになってきている。このような観点から、公私の役割分担について改めて整理する必要がある。その際には、ニーズの優先度、受益と負担のバランス等に留意しつつ、給付の重点化を図り、社会保障がカバーすべき範囲、水準を適正なところに設定していく必要がある。」



「戦前回帰」の傾向が明らかであろう。それは戦前の方面委員の任務を受け継いだ民生委員の活動にも影響を及ぼすことになった。ちなみに、全国民生児童委員連合会によれば、平成 20 年度民生委員・児童委員の日活動強化週間キャッチフレーズとして、「広げよう 地域に根ざした 思いやり」が挙げられている。生存権は国家の国民に対する憲法上の義務ではなく、国民相互の倫理上の問題とされ、この「思いやり」を促進することが国家の権限・義務とされている。

## 6. ハンセン病患者・家族の生存権

1908（明治 40）年 3 月 18 日に公布された「癩予防ニ関スル件」（数次の改正を経て、昭和 6 年 4 月 2 日に「癩予防法」として公布）は、ハンセン病患者・家族の救護について次のように規定していた。

第三条 癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキ者ハ行政官廳ニ於テ命令ノ定ムル所ニ從ヒ療養所ニ入ラシメ之ヲ救護スヘシ但シ適當ト認ムルトキハ扶養義務者ヲシテ患者ヲ引取ラシムヘシ

必要ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ前項患者ノ同伴者又ハ同居者ニ封シテモ一時相當ノ救護ヲ爲スヘシ

前二項ノ場合ニ於テ行政官廳ハ必要ト認ムルトキハ市町村長(市制町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ市町村長ニ準スヘキ者)ヲシテ癩患者及其ノ同伴者又同居者ヲ一時救護セシムルコトヲ得

第五条 救護ニ要スル費用ハ被救護者ノ負擔トシ被救護者ヨリ辯償ヲ得サルトキハ其ノ扶養義務者ノ負擔トス

日清、日露の戦争に勝利し、「世界列強」の仲間入りした大日本帝国にとってハンセン病患者等は「国の恥」ということから、ハンセン病強制隔離政策の採用に踏み切ったが、「救護」という名の強制隔離に要する費用でさえも被救護者ないし扶養義務者の負担とするというのが、二度の戦争で財政難に陥っていた大日本帝国の社会政策であった。

「癩予防法」は全面改正され、昭和 28 年 8 月 15 日に「らい予防法」として公布されたが、この新法はハンセン病患者・家族の福祉についてはじめて規定を置いた。

第一条 この法律は、らいを予防するとともに、らい患者の医療を行い、あわせてその福祉を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

第二条 国及び地方公共団体は、つねに、らいの予防及びらい患者（以下「患者」という。）の医療につとめ、患者の福祉を図るとともに、らいに関する正しい知識の普及を図らなければならない。

第三条 何人も、患者又は患者と親族関係にある者に対して、そのゆえをもって不当な差別的取扱をしてはならない。

第十二条 国は、国立療養所に入所している患者（以下「入所者」という。）の教養を高め、その福利を増進するようにつとめるものとする。

第十三条 国は、必要があると認めるときは、入所患者に対して、その社会的更生に資するために必要な知識及び技能を与えるための措置を講ずることができる。

第十四条 国立療養所の長（以下「所長」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律二六号）第七十五条第二項の規定により、小学校又は中学校が、入所患者のため、教員を派遣して教育を行う場合には、政令の定めるところにより、入所患者がその教育を受けるために必要な措置を講じなければならない。

第十九条 都道府県知事は、居住地を有しない患者その他救護を必要とする患者及びその同伴者に対して、当該患者が国立療養所に入所するまでの間、必要な救護を行わなければならない。

第二十条 都道府県は、前条の措置をとるため必要があると認めるときは、一時救護所を設置することができる。

第二十一条 所長は、必要があると認めるときは、当該国立療養所の職員をして入所者が扶養しなければならない親族を訪問させる等の方法により、当該親族が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十号）による保護その他の福祉の措置を受けるために必要な援助を与えることができる。

第二十二条 国は、入所患者が扶養しなければならない児童で、らいにかかっている者に対して、必要があると認めるときは、国立療養所に付属する施設において養育、養護その他の福祉の措置を講ずることができる。

2 第十七条第一項の規定は、前項の施設に入所中の児童について準用する。

さすがに、新法では「救護」という名の強制隔離に要する費用でさえも被救護者ないし扶養義務者の負担とするという方針は放棄された。しかし、この新法の規定については注意が必要であった。というのも、「らい予防法」が規定した患者家族に対する「救護」ないし「養育、養護その他の福祉の措置」等は、全患者収容の実現を目的としており、「沈殿患者」を療養所に収容するためには、病気の恐ろしさについての教育と家族の生活保障が何よりも重要だという発想に基づくものだったからである。強制隔離政策の完全を期すための「福祉」でしかなかった点に注意しなければならない。ここでも、我々は治安政策と社会政策との結合を認めることが可能である。治安政策と直結するが故に、「自助」「共助」ではなく、「公助」の対象とされたといえよう。そして、このように家族援護を予防法の下に置くことを下支えしたのは、社会福祉一般の水準の低さと複雑な手続き、とりわけ生活行政の厳しさであった。そこでの「公助」が極めて貧困な水準にとどまったことはいうまでもなかった。「らい予防法」を違憲と断じた 2001 年 5 月 11 日の熊本地裁判決は、新法制定当時の療養所の生活状況について次のように分析しているからである。

新法施行当時の療養所の生活状況は、極めて厳しいものであった。住環境については、12畳半に8人あるいは夫婦4組が居住するということが珍しくなかった。医療面でも、人員不足が深刻で、十分な整備がなされるまで長い年月を要した。入所者に対する処遇改善は、大谷が国立療養所課長となった昭和47年以降の厚生省の一貫した政策の流れであった。これは、入所期間の長期化や入所者の高齢化により多くの入所者にとってもはや社会復帰が極めて困難な状況となり、隔離政策を廃止するだけでは到底妥当な解決が図られないという軌道修正の困難な現実を踏まえて、入所者に療養所で少しでも充実した余生を送らせたいという考えの現れでもあった。ただ、他方、厚生省は、このような処遇改善に必要な予算を獲得するために、大蔵省に対し、新法の隔離条項の存在を強調し、これを最大限に利用もしていた。隔離政策を掲げつつも、入所者に退所や外出を黙認する形で開放的な取扱いをしていた当時の厚生省の立場を如実に表している（同246—248頁）。

このような分析がそれである。それは患者家族の置かれた状況も同様であった。「憲法第25条プログラム規定」説がこれに大きく与ったことはいうまでもない。このような状況を改善するために厚生省によって処遇改善の努力が続けられたが、それはまたハンセン病強制隔離政策の延命を帰結するという新たな矛盾を生み出すことになった。治安政策と社会政策の結合が招来する悲劇の一つであった。

しかし、他方で、この社会政策との結合は、ハンセン病強制隔離政策を推進した官民一体の「無らい県運動」を担った人々に対して、「社会浄化」のための運動にとどまらず、「患者・家族の福祉」のための運動でもあるという大義名分を与えることになり、際限のない「患者狩り」に人々を駆り立てていく大きな要素の一つとなった。

## 7. 自治体専門職員の苦悩

国の誤ったハンセン病強制策隔離政策を検証するために国の第三者機関として設置されたハンセン病問題検証会議は、「らい予防法」の定める専任職員を三重県において1953（昭和28）年から1983（昭和58）年の県庁退職まで勤めた高村忠雄さんに対し、当時の患者収容状況についての聞き取りを行った。この聞き取りの内容は次のようなものであった。

### 「らい予防法」制定前の状況

昭和27年9月職員異動により、私は県衛生部予防課のハンセン病担当となった。当時は、患者や関係者はハンセン病のことを「本病」と呼んでいた。私はそれまで保健所で経理や統計事務の仕事に携わっていたが、本病に関する知識はほとんどなかった。戦後のGHQの指令により本病の所掌は警察部から衛生部に移管となっていた。また、直接患者に接する入所勧奨等は保健所が行い、療養所への収容等対外的なことを県衛生部が行うことになっていた。しかし、保健所では全体的に本病を敬遠する職員が多く（療養所の患者からの手紙を私の所に虫ピンで持ってきた女子職員がいた）、県庁でも私が担当となるまでは次々と担当者が替わっていた。なお、警察から保

健所への所掌変更の後、長島愛生園から専門医師を招いて県内全域を幾日もかけて巡回し、在宅患者に対する一斉検診が実施されていた。

#### 昭和28年の「らい予防法」に基づく「専任職員」への就任

昭和28年8月制定の「らい予防法」により、本病に関する全ての業務を衛生部が行い、保健所は本病に関係しなくなった。患者の秘密保持のため、本病を扱うのは県に一人と限る専任職員制度がとられたためである。専任者は当時の三級吏員であること、患者の家族生活援護のために社会福祉主事の資格を有する者であること等の条件があったが、条件にかなう者が誰一人この専任職員就任に応じる者はなかった。結局、当時「雇」という平職員であった私が上司の説得を受け、三級吏員への昇格と社会福祉主事の任命に併せ、1、2年での交替を条件に、承諾せざるをえなかった。しかし、結局その後の交代者は誰も現れず、定年まで私がこの職に従事することになった。

#### 「らい予防指定医」

「らい予防法」には「らい予防指定医」の規定があり、3年以上の本病に関する診療経験が必要であった。各県は各国立療養所の現職医師を指定医としたが、三重県では長島愛生園に勤務し退官していた本多正八郎医師が指定医であった。本多先生は光田医師の絶対隔離に対しては批判があり、昭和23年プロミンが出て、昭和28年にはその治療効果がかなり出ていたこともあって、軽症者については療養所に行かなくてもいいのではないかと saying していた。高齢者についても、これ以上は進行しないだろう、などと言っていた（現に20例ほどは療養所に送らなかった）。しかし、この本多先生のような考え方は少数派だった。指定医の考え方次第で県の対応も違が出てきたと思う。私自身は、この本多先生に病症の勉強や素人診断の仕方も教えてもらい、先生の薫陶を受けて、この病気は簡単に伝染するものではないのだという本質を知り、病気への恐怖や偏見もすっかり薄れていった。

#### 療養所入所の勧奨

昭和30年前半までは年間30名近くの新発生患者があり、厚生省やブロック別に再三行われた担当者会議では入所促進（無癩になるまで入れよ）が会議の旗印となった。在宅患者が全国的にも上位（7位）であった三重県は会議の席で結核予防課の佐分利技官より「もっと三重県は入所を進めるように」と指摘をうけたこともあり、連日のように入所の勧奨に患者宅を訪問した。兵庫県や愛知県も在宅者が多い（それぞれ1、2位）と指摘されていた。検診は、まず専任職員の私が本病の疑いのあるという人に会って話し合い、検診を受けるよう説得し、その後日を改めて指定医の本多先生による検診が行われた。検診は、重症者はもちろんであるが、保健所や市町村などからの通報や投書されてくる疑いのある者に重点をおいて行った。私が保健所から専任職員として引き継いだ書類の中には、ある人を本病と指摘し早急に処置を迫る多くの投書の束があり、当時の本病に対する世間の恐怖や偏見を物語っていた。投書は匿名ばかりであったが、一人の患者に30通来た例もある。通報や投書の多いケースでは、県としても入所勧奨に努めている旨釈明す

る必要がある。そこで、投書がきて世間が騒いでいるような患者の場合は、軽症者であっても、まずは入所を勧めていた。

入所勧奨はあくまで説得であり、「有無をいわせぬ強制収容」は警察時代のものであって私は知らない。患者自体が偏見を持ち自分が本病と言われると自殺騒ぎになったりする。そこで、説得をスムーズにするため、偏見を啓蒙するための薬を作りたかったが、県費単独では予算が付かなかった。しかし、一部の県ではかなり強固な手段があったと聞いている（愛生園にある鳥取療は無理やりトラックに積み込むなどして完全に無癩県になった記念に出来た）。ただ、入所の勧奨や説明を何度も何度も繰り返したことで、結果的に「強制」と見なされたであろうことは否定できない。平均すると4、5回の訪問で患者は入所に応じていたが、最長は5年越しで応じた人もいた。20回近く勧誘した人もいる。また、相手方次第では、法律に強制収容の条項があることも告げていたが、通常は、「このままだと悪くなるばかりだ。プロミンをやると病気は進行しないが、療養所に行かないと薬はないんだよ。」と言って説得していた。薬がないと目が見えなくなるスピードが早く最後は抵抗しなくなった。ものすごく敵対して入所を拒絶する患者であっても、私が帰るときは「今度はいつきてくれる」と頼る様子を見せることもあった。だれにも相談する相手がいないのだろうと思われた。

訪問先は、保健所所管当時からの在宅患者もあれば、新発生の患者もあったが、勧奨に訪問した私は罵詈雑言を浴びせられたり、時には身に危険を感じたことも珍しくなかった。帰宅して「俺はなぜこんな仕事をしなければならぬのか」と自問しながら眠れぬ夜もあった。しかし、近隣からの投書、保健所・役所を通じた通報などがあるケースでは、訪問を怠っていると、保健所が責められ、保健所は県を責め、結局私が上司である衛生部長から叱られることになり、このようにして各方面から入所処置を強く望まれると放置することができず、気をとりなおしては訪問を続けた。療養所は患者が欲しかった。年1回の療養所との懇親会で園長が「できるだけ俺の所へ連れてきてくれ。そうでないと予算が取れん」と言っていた。

## 患者の自殺・抵抗

小学校4年生の子どもが検診によりハンセン病と診断されたある父親は、病名を聞くと顔面蒼白となり、やにわに子どもを抱いて「お父さんと死のう」と叫び、高い二階の窓から飛び降りようとしたが、周囲に押しとどめられ、男泣きに泣き崩れた。子どもの入所治療を説得され、いったんは落ち着いて療養所に子どもを預けたものの、数日後「子どものことを頼む」という遺書を残して自殺を遂げた。数ヶ月後、病床にあった子どもの母親も苦悩が重なって死去した。入所勧奨の過程で直面した本病に関連する自殺事例は十指に余るが、今でも思い出すと非常に痛ましいことである。比較的軽症の新発生患者で、たった一度の訪問で納得し、入所を承諾したものの、病名にかなり強いショックを受けていた人がいたが、短気なことは絶対しないようにと再三にわたって話していたにもかかわらず、約束の出発の日時に迎えに行くと自殺をしていた。私の仕事がこの人を死に追い込んだのではないかと、当分の間は苦しい思いを消すことができなかった。

熊本県黒髪小学校の同盟休校事件は有名であるが、私も類似の事件が起こりかけたことがある。

ある小学生兄弟の父親が進行性のハンセン病であったが20回近い入所勧奨を行っても承諾せず、父親の病気が子どもを通じて同級生に感染するという噂がPTAに広がって同盟休校になりかねない事態となった。この事例では、患者宅は大きな屋敷で離れに納屋があったので、私は納屋に患者専用の一部屋を作らせ、子どもと接触させず、いわば家庭内の完全隔離をさせてようやくPTAの了解を得ることができた。しかし、プロミンの時代だったが、療養所に入所していないので治療はできなかった。一年後、父親は他病により死去されたと聞いたが、社会的偏見による劣悪な事例であった。

#### 療養所入所の付き添い

当時療養所への入所に一般列車は許されず、国鉄当局に患者輸送車両の配車申請を行い、一般列車の最前列に接続された。私たちが「お召し列車」とよんでいたもので、出入り口ドアには朱書で「らい患者輸送車」の張紙があり、次の列車に接続のために遠くの待避線に切り離されて数時間待つのは常のことであった。家族の付き添いはほとんど無く、冬は暖房が切れて患者と二人で寒気にふるえた。駅に着けば、長靴に白衣とマスクに手袋の駅員に誘導され、荷物置き場を通り抜けて療養所の車に乗ったが、患者席と職員席は区別されていた。私は軽症の患者にはこの方法を採らず、一般として何くわぬ顔で普通列車の付き添いを何度もやった。

#### らい予防法に対するスタンス

私は、昭和28年頃にはプロミンの効果がかなり出ていたのに、入所促進のらい予防法を作ったのは明らかに間違いだと思っていた。それで、らい予防法ができた直後の昭和29～30年頃の全国担当者会議で「プロミンができたのに、なぜ在宅治療ができないのか」と発言した。「三重県というとおり」と発言する声もかなりあった。しかし、厚生省の佐分利結核予防課技官（医師）らから、「入所促進を旗印にこれから全国で収容を進めていくときに、もってのほか」と怒鳴られた。また、DDSも出たあとの昭和40年ころ、私は在宅治療を厚生省に相談したが、「まだ時期が早い」、と言われた。昭和45年からはプロミゾールを藤楓協会三重支部から入手して、年2、3回の集団検診時に療養所に行かずともいいと軽症者に配って歩く事業も始めた。

国家賠償の裁判が起きてから、まるで自分が責められているような気がしていた。ただ、俺は30年専門職員をやってきてどうだったのか、無理強이었다のだろうか、強制したのだろうか、と自問してきた。本当の強制収容はしたことはないと思っても、結果的には強制してきたことになるのではないか、という思いがある。裁判の結果は原告に旗が上がったこと、生活がよくなったことは本当によかったと思う。

#### 8. 終わりに

本「熊本県無らい県運動検証委員会」は、熊本県において患者に対する入所勧奨および患者家族に対する援護などの業務に長年従事した元職員から聴き取りを行った（本報告書添付資料を参

照)。ここでも上の元三重県職員と同様の「思い」等が表明された。ただ、どちらかといえば「福祉」の面が強調された印象が強い。「福祉」とは何か、生存権とは何かを県民一人一人が改めて問い直す必要があることを痛感した。

- (1)同『日本社会事業の歴史（全訂版）』（2002年、勁草書房）を参照。
- (2)同「牧野刑法学への総批判（試論）4」『法律時報』49巻13号114頁。
- (3)牧野英一『法律と生存権』（1928年、有斐閣）の「はしがき」10～11頁。
- (4)同書67～68頁。
- (5)同書298頁。
- (6)前掲『現代の文化と法律（第5版）』（1924年、有斐閣）126～127頁。
- (7)前掲『自由の法律 統制の法律』（1944年、岩波書店）172～173頁。
- (8)前掲『法律と生存権』298～299頁。
- (9)同書287～288頁。
- (10)『改正刑法仮案とナチス刑法綱領』（1941年、有斐閣）41～42頁。
- (11)前掲『法律と生存権』48頁。
- (12)前掲『現代の文化と法律（第5版）』118～120頁。
- (13)前掲『自由の法律 統制の法律』188頁。
- (14)『刑法に於ける法治国思想の展開』（1931年、有斐閣）532頁。
- (15)『新憲法と法律の社会化』（1949年、日本評論社）180～181頁。
- (16)前掲『改正刑法仮案とナチス刑法綱領』41頁。
- (17)前掲『法律と生存権』72～73頁。
- (18)『帝国議会貴族院議事速記録72』（1985年、東京大学出版会）261頁。
- (19)『新憲法と法律の社会化』（1948年、日本評論社）184頁。
- (20)『刑法研究第14巻』（1952年、有斐閣）289頁。
- (21)村上貴美子『占領期の福祉政策』（1987年、勁草書房）242頁以下などを参照。

## 「無らい県運動」と修身・道徳・人権教育

### 一 生存権と修身教育

#### 1. 教育勅語の渙発

1872（明治5）年8月、文部省は国民皆学を求め、わが国最初の近代的学校を規定する「学制」を頒布した。富国強兵を担う有能な人材の育成と国家意識の形成、「日本人」の自覚の育成がその主な目的であった。富国強兵という国家目標を達成するために欧米の知識技術の受容が最優先された。立身出世主義的な教育観と実用主義的な学問観が重視され、近世までの儒教思想に基づく伝統的な道徳観から知識重視の教育への転換が図られた。それもあって、初等教育の教科のうち、道徳に関わる修身は6番目に掲げられた<sup>(1)</sup>。

1890（明治23）年2月に開催された地方長官会議は徳育問題を議題の一つに取り上げた。そして、①日本固有の倫理の教えに基づいて徳育の主義を確立すること。②徳育の主義が確立した後、師範学校から小中学校に至るまで、倫理修身の教科書を選定して、この教えを全国に広げ、かつ倫理、修身の時間を増加して徳育を盛んにすること。これらのことを確認して内閣に建議した。

この建議を契機として、総理大臣の山縣有朋と文部大臣の芳川顕正の責任の下に教育勅語を起草することになった。法制局長官の井上毅が起草したものを原案とし、これに枢密顧問官の元田永孚が協力して何度かの修正を加えて完成した。国民の誰もが心がけ、実行しなければならない徳目を掲げることを目的として作成された。天皇から直接国民に下賜されるという形式が採用された。教育勅語は1890（明治23）年10月30日に渙発された。

教育勅語は本文315字からなり、内容は3段に分かれる。第1段は、「教育ノ淵源」としての「国体ノ精華」を説いている。

第2段は、臣民（国民）が守り行ふべき14項目の徳目を列挙している。すなわち、「爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ従ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ報シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」がそれである。その意味するところは、「父母ニ孝（孝行）」（親に孝養を尽くすこと）、「兄弟ニ友（友愛）」（兄弟姉妹は仲良くすること）、「夫婦相和シ（夫婦の和）」（夫婦はいつまでも仲むつまじくすること）、「朋友相信シ（朋友の信）」（友達はお互いに信じあって付きあうこと）、「恭儉己レヲ持シ（謙遜）」（自分の言動を慎むこと）、「博愛衆ニ及ホシ（博愛）」（広くすべての人に愛の手をさしのべること）、「学ヲ修メ業ヲ習ヒ（修学習業）」（勉学に励み職業を身に付けること）、「智能ヲ啓発シ（智能啓発）」（知識を養い才能を伸ばすこと）、「徳器ヲ成就シ（徳器成就）」（人格の向上に努めること）、「進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ（公益世務）」（広く世界の人々や社会のためになる仕事に励むこと）、「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ従ヒ（遵法）」（法律や規則を守り社会の秩序に従うこと）、「一旦緩急アレハ義勇公ニ報シ（義勇）」



(正しい勇気をもって国のために真心を尽くすこと)、「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ (忠君)」という点にあった。

第3段は、前段で示した道が「皇祖皇宗の遺訓」であり、「古今」「中外」に対しても普遍性をもつことを説くものである。

教育勅語は、「国憲ヲ重シ国法ニ従ヒ」という「近代市民倫理」と儒教倫理を折衷したもので、芳川文部大臣は教育勅語渙発の翌日に訓令を発し、「聖旨ヲ奉体シテ研磨薫陶ノ務」を怠らず、特に学校の式日には生徒を集めて教育勅語を奉読した上で、生徒をよく諭して導き、心にとどめるようにすべきであると述べるとともに、教育勅語の謄本を全国の学校に配布した。芳川は東京帝国大学教授の井上哲次郎に教育勅語の注釈書の執筆を委嘱し、井上は1891(明治24)年9月に『教育勅語衍義』を出版した(2)。

## 2. 教育勅語による修身教育

教育勅語渙発後の修身科の授業は教育勅語に掲げられた徳目を教えることが基本とされた。尋常小学校では、「孝悌」、「友愛」、「仁愛」、「真実」、「礼敬」、「義勇」、「恭儉」等の徳目を教え、これらを通じた「尊王愛国ノ士気」と「国家ニ対スル責務ノ大要」を育成することが求められた。特に「女兒」に対しては「貞淑ノ美德」の涵養が重視された。1891(明治24)年11月に定められた「小学校教則大綱」第2条では、「修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ兒童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス」と規定された。これによって修身の授業時間は尋常小学校では週27時間のうち3時間、高等小学校では週30時間のうち2時間が充てられることになった。また、1886(明治19)年から教科書検定制度を始めていた文部省は、1891(明治24)年に小学校修身教科書用図書検定基準を定めて、修身科においても教科書を用いての授業をすることを求めた。検定教科書の内容は教育勅語と「小学校教則大綱」で示された徳目に依拠するものであった。儒教道德の中心である「孝」を基本原理とするものから、「忠君」や「愛国」という国家倫理を中心とするものへと転換された。これによって、明治政府の意図していた国民としての自覚を持った「日本人」を育成するという目標の基盤が整えられた(3)。

教育勅語および「小学校教則大綱」が制定されて以降の修身教科書の特徴の第1は、親愛、恭敬、義勇、公德、忠君、愛国という徳目に基づいて教材を配列し、系統的に道德を教えようとする「徳目主義」が中心だという点である。特徴の第2は「人物主義」である。徳目は抽象的な観念のために授業が形式的なものとなりやすく、実際の生活では徳目が相互に矛盾をきたす場合も生じることから、修身教科書では、二宮金次郎や楠正成、リンカーンやナイチンゲールなどの伝記や逸話、言行などの「例話」を用いて徳目を具体的に教える方法が用いられた(4)。

1903(明治36)年の「小学校令」の改正で小学校教科書の国定教科書制度が実施され、翌1904年から教科書の使用が開始された。4回の改訂を経て、1945(昭和20)年までに合計5期に及ぶ教科書が作成された。

第1期は1903(明治36)年～1909(明治42)年とされる。この期の国定修身教科書の特徴と

しては次のような点があげられる。明治初期の翻訳教科書に比べると、国家主義的かつ儒教主義的傾向をもつ。全5期の国定修身教科書の中では「個人」や「社会」などの近代的市民倫理の内容が重視された教科書である。特に高等小学校修身書には「公衆」、「社会の進歩」、「公益」、「博愛」、「自立宣言」、「人身の自由」、「他人の自由」などの教材が並び、欧米の近代的市民倫理が強く反映されていた。これらの点がそれである(5)。

第2期は1910(明治43)年～1917(大正6)年とされる。この期の国定修身教科書の特徴としては次のような点があげられる。近代市民倫理を重視した内容に代わり、「家」や「祖先」等の家族主義的な要素と「天皇」等の国家主義的な要素を整合的に結び合わせた家族国家観に基づく道徳が強調された。家族を国家と見立て、家族の情緒的な愛着と家父長に対する伝統的な忠誠の2つの要素を導き出し、この2つを天皇に結び付けた。たとえば、『高等小学校修身書』においては、「我が国は家族制度を基礎とし国を挙げて一大家族を成すものにして、皇室は我等の宗家なり。我等国民は子の父母に対する敬愛の情を以て万世一系の皇位を崇敬す。是を以て忠孝は一にして相分かれず(中略)忠孝の一致は実に我が国体の特色なり」(巻三)と記述されたこと。「忠君」と「愛国」が結びつけられ、「忠君愛国」という項目が新しく登場した。欧米人の逸話が削除され、二宮金次郎をはじめ日本人の逸話を用いた人物主義の傾向が顕著となった。これらの点がそれである(6)。

第3期は1918(大正7)年～1932(昭和7)年とされる。この期の国定修身教科書の特徴としては次のような点があげられる。大正デモクラシーといわれる時代の自由主義的・民主主義的な風潮は教育の分野においても反映され、世界的な潮流ともなっていた「児童中心主義」をスローガンとした大正新教育運動(大正自由教育)が展開された。こうした流れを受けて、この期の国定修身教科書でも国際協調、平和主義、民主主義などが重視され、社会倫理の教材が第1期国定修身教科書に次いで多くなっており、「公民の務」、「公益」、「衛生」、「勤労」等の教材が掲載された。国際社会に関する教材が初めて登場し、『尋常修身教科書』の「国交」では、「世界大戦役の終に平和会議がパリで開かれたとき、我が国もこれに参加しました。この会議の結果、出来上がったのが平和条約で、将来世界の平和に大切な国際連盟規約はこの条約の一部です(中略)我等も国交の大切なことを忘れず、つとめて外国の事情を知り、外国人と交際するに当たっては、常に彼我の和親を増すやうにところがけませう」(巻六)と国際協調の意義が記述された。しかし、第2期国定修身教科書で顕著となった国家主義的な教材が減少したわけではなく、「天の岩屋」、「大国主命の国土献上」、「八岐の大蛇」等の神国観念を強調した教材も置かれた。これらの点がそれである(7)。

第4期は1933(昭和8)年～1940(昭和15)年とされる。この期の国定修身教科書の特徴としては次のような点があげられる。昭和に入ると経済恐慌、満州事変、5・15事件、国際連盟の脱退等が連鎖的に続き、教育においても戦時体制が整備され、教員の思想問題に関わる抵抗と摩擦による事件が相次いだ。この期の国定修身教科書は青色表紙のものとなり、装丁も一新されたが、内容も大きく変化した。「忠君愛国」の精神を重視し、あるべき臣民(国民)の姿を説いた教材が多くなり、神国観念を強調することで軍国主義的で超国家主義的傾向を肯定する教材が顕著

となった。「国体」が強調され、戦時体制を支える臣民（国民）としての精神的な心構えが説かれた。たとえば、「テンノウヘイカハ、ツネニ、シンミンヲ、子ノヨウニオイックシミニナッテイラッシャイマス」（『尋常小学校修身書』巻二）として、家族国家観に基づいて臣民としての天皇の恩に報いること（報恩）が重視されている。これらの点がそれである(8)。

第5期は1941（昭和16）年～1945（昭和20）年とされる。この期の国定修身教科書の特徴としては次のような点があげられる。1937（昭和12）年の日中戦争の本格的な開始を契機として、政府は「挙国一致」「尽忠報国」「堅忍持久」をスローガンとした国民精神総動員運動を展開し、戦時体制を整えていった。文部省は、同年には国体の護持、君臣の大義を説き、天皇への忠誠こそが教育の根本であるとした『国体の本義』を刊行し、さらに1941（昭和16）年には『臣民の道』を刊行して、「世界新秩序の建設」を達成するための臣民の行動基準を示した。1941年には「国民学校令」が公布され、第1条で「国民学校ハ皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ皇国民ノ基礎的錬成ヲ為スヲ以テ目的トス」と規定した。教育が戦時体制に組み込まれていく状況は、修身教科書の内容にも大きな影響を及ぼし、「国民学校令施行規則」において、「教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キテ国民道徳ノ実践ヲ指導シ児童ノ徳性ヲ養ヒ皇国ノ道義的使命ヲ自覚セシムルモノトス」（第3条）とされ、修身は皇国の「道義的使命」を持つ教科として明確に位置づけられた。1941年に改定された第5期国定修身教科書では、第4期国定修身教科書の「国体」を強調する内容がさらに顕著となり、また軍国主義的で超国家主義的傾向が強められることで、戦争協力の要請に応えた内容となった。教科書には随所に戦争の挿絵や写真が挿入され、「軍神のおもかげ」といった戦争教材や神国観念を強調した教材が掲載された。たとえば、第2学年用の『ヨイコドモ』下巻の「日本ノ国」は、「日本ヨイ国、キヨイ国。世界ニーツノ神ノ国。日本ヨイ国、強イ国。世界ニカガヤクエライ国」という神国観念に基づく日本の優越性を強調した内容となった。これらの点がそれである(9)。

1904年から開始され、敗戦まで約40年間続いた国定修身教科書による修身教育は、国家の政治的な目的と動向を反映した内容となる傾向が強く、児童・生徒の「人格」の育成よりも極端な思想教育に近いものとなっていった。特に第4期、第5期の国定修身教科書の内容は、戦時体制を肯定し、これを補強する政治的イデオロギーが強く反映されたものとなっている。修身教育の改革論や批判論も一部にはみられたが、ほとんど影響をもつことはなかったといわれる(10)。

### 3. 日本型「生存権」の4つの側面と修身教育

日本型の「生存権」概念においては、家族主義や隣保相扶助に基づく「自助」および「共助」が強調された。これに対応して、修身教育では、この「自助」「共助」を支える「兄弟ニ友」、「夫婦相和シ」、「朋友相信シ」、「恭儉己レヲ持シ」、「博愛衆ニ及ホシ」、「学ヲ修メ業ヲ習ヒ」、「智能ヲ啓発シ」、「徳器ヲ成就シ」、「進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ」といった徳目の育成がめざされた。このような日本型「生存権」と修身教育との対応関係は、国家あつての国民の「生存権」だという点についても同様であった。これに対応する形で、修身教育では、「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ従ヒ」、

「一旦緩急アレハ義勇公ニ報シ」という徳目の涵養がめざされたからである。同じく、皇道あつての日本の国家だという「国体」理解に対応して、修身教育では、「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」という徳目の涵養がめざされた。その結果、尋常小学校の修身教育では、「孝悌」、「友愛」、「仁愛」、「真実」、「礼敬」、「義勇」、「恭儉」等の徳目教育を通じて、「尊王愛国の士気」と「国家ニ対スル責務ノ大要」を育成することが図られた(11)。

ただ、例外は、社会事業への下賜金にみられる天皇の「仁慈」についてで、教育勅語による修身教育においては「仁慈」に対応する徳目は置かれていない。「仁慈」は天皇に由来する統治者の徳目であつて、被統治者の徳目ではないとされたことによるものであろうか。

#### 4. 「無らい県運動」と修身教育

このような修身教育は人々をして「無らい県運動」に走らせるのに大いに役立った。「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ従ヒ」という徳目を涵養された臣民によれば、国のハンセン病強制隔離政策に従うことは臣民の法的な義務のみならず道義的な義務でもあつた。しかし、それだけではなかつた。「無らい県運動」の精神的な柱の一つの「社会浄化」は、「日本ヨイ国、キヨイ国。世界ニーツノ神ノ国。日本ヨイ国、強イ国。世界ニカガヤクエライ国」という神国観念に基づく日本の優越性の強調と容易に結びついた。日清、日露の戦争に勝利し、「世界列強」の仲間入りした大日本帝国にとってハンセン病患者等は「国の恥」ということから、ハンセン病強制隔離政策の採用に踏み切つたからであつた。強制隔離政策に従い、「患者狩り」をすることも、療養所での隔離生活を甘受することも、ともに「愛国」に至る道であつた。ハンセン病強制隔離政策の下で患者・家族に対して採用された、強制隔離を内実とする「救護」は、そして、強制隔離等に要する費用さえも被救護者ないし扶養義務者に負担させるという「救護」は日本型「生存権」概念の典型例だともいえるが、この「救護」も、日本型「生存権」概念の起源とされた「五箇条の御誓文」の第三にいうところの『官民一途、庶民に至るまで、各其の志を遂げ、人心をして倦まざらしめんことを要す』の発露とされた。これを受け入れることは「教育勅語」に、そしてまた、「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ（忠君）」という、臣民が最も守らなければならない徳目に沿う道であつた。修身教育を受けた臣民にとって、「無らい県運動」に抗するという選択肢は考えられないことであつた。

(1) 貝塚茂樹『道徳教育の教科書』（2009年、学術出版会）25～26頁などを参照。

(2) 同 28～30頁などを参照。ちなみに、国民道徳協会訳文によれば、教育勅語が次のように現代語訳されている。

「私は、私達の祖先が、遠大な理想のもとに、道義国家の実現をめざして、日本の国をおはじめになったものと信じます。そして、国民は忠孝両全の道を全うして、全国民が心を合わせて努力した結果、今日に至るまで、見事な成果をあげて参りましたことは、もとより日本のすぐれた国柄の賜物といわねばなりません。私は教育の根本もまた、道義立国の達成にあると信じます。（原文では改行）国民の皆さんは、子は親に孝養を尽くし、

兄弟・姉妹は互いに力を合わせて助け合い、夫婦は仲睦まじく助け合い、友人は胸襟を開いて信じ合い、そして自分の言動を慎み、全ての人々に愛の手を差し伸べ、学問を怠らず、職業に専念し、知識を養い、人格を磨き、さらに進んで、社会公共のために貢献し、また、法律や、秩序を守ることは勿論のこと、非常事態の発生の場合は、真心を捧げて、国の平和と安全に奉仕しなければなりません（原文は「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」－引用者挿入）。そして、これらのことは、善良な国民としての当然の努めであるばかりでなく、また、私達の祖先が、今日まで身をもって示し残された伝統的美風を、さらにいっそう明らかにすることでもあります。（原文では改行）このような国民の歩むべき道は、祖先の教訓として、私達子孫の守らなければならないところであると共に、この教えは、昔も今も変わらぬ正しい道であり、また日本ばかりでなく、外国で行っても、間違いのない道でありますから、私もまた国民の皆さんと共に、祖父の教えを胸に抱いて、立派な日本人となるように、心から念願するものであります。」

(3)唐澤富太郎『教科書の歴史』（1955年、創文社）3頁などを参照。

(4)前掲『道徳教育の教科書』32頁などを参照。

(5)同 33 頁などを参照。

(6)同 34～35 頁などを参照。

(7)同 35～36 頁などを参照。

(8)同 36 頁などを参照。

(9)同 37～38 頁などを参照。

(10)同 39 頁などを参照。

(11)同 30 頁などを参照。

## 二 生存権と憲法教育

### 1. 教育基本法の制定

1946（昭和21）年8月10日、教育に関する重要事項を調査審議するために吉田茂首相は内閣の諮問機関として教育刷新委員会を設置した。同委員会は、11月3日に日本国憲法が公布されたこともあって、翌月の12月27日、教育基本法の制定の必要性とその理念を内閣に建議した。教育の目的は「教育は、人間性をめざし、民主的平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の尊厳をたつとび、勤労と協和とを重んずる、心身共に健康な国民の育成を期することにある。」とされ、教育の方針も「教育の目的は、あらゆる機会とあらゆる場とを通じて実現されなければならない。この目的を達成するためには、教育の自律性と学問の自由とを尊重し、現実との関連を考慮しつつ、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力とによって、文化の創造と発展とに貢献するように努めなければならないこと。」とされた。1947（昭和22）年3月4日、教

育基本法案が閣議決定され、同月 12 日に枢密院会議にて可決、17 日に衆議院にて可決、26 日に貴族院にて可決され、同法が成立した。そして、31 日に公布された(12)。

教育基本法はその前文で次のように謳った。

「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法に則り、教育の目的を明示して、新しい教育の基本を確立するため、この法律を制定する。」

この前文を受けて、周知のように、第 1 条以下では次のように規定された。

#### 第 1 条（教育の目的）

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身とも健康な国民の育成を期して行われなければならない。

#### 第 2 条（教育の方針）

教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

#### 第 3 条（教育の機会均等）

すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

#### 第 4 条（義務教育）

国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

2 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。

#### 第 5 条（男女共学）

男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。

#### 第 6 条（学校教育）

法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

#### 第7条（社会教育）

家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。

#### 第8条（政治教育）

良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」

#### 第9条（宗教教育）

宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

- 2 国及び地方公共団体の設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

#### 第10条（教育行政）

教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである。

- 2 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

#### 第11条（補足）

この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

教育基本法の制定を受けて、1947（昭和22）年5月3日に文部省から「教育基本法制定の要旨」という次のような訓令が出された。

「このたび法律第25号をもつて、教育基本法が公布せられた。さきに、憲法の画期的な改正が断行され、民主的で平和的な国家再建の基礎が確立せられたのであるが、この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。思うに、教育は、真理を尊重し、人格の完成を目標として行われるべきものである。しかるに、従来は、ややもすればこの目標

が見失われがちであった。新日本の建設に当つて、この弊害を除き、新しい教育の理念と基本原則を打ち立てることは、今日当面の急務といわなければならない。

教育基本法は、かかる理念と基本原則を確立するため、国民の総意を表わす議会の協賛を得て制定せられたものである。即ち、この法律においては、教育が、何よりもまず人格の完成をめざして行われるべきものであることを宣言した。人格の完成とは、個人の価値と尊厳との認識に基き、人間の具えるあらゆる能力を、できる限り、しかも調和的に発展せしめることである。しかし、このことは、決して国家及び社会への義務と責任を軽視するものではない。教育は、平和的な国家及び社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。又、あらゆる機会に、あらゆる場所において行われなければならないのである。次に、この法律は、日本国憲法と関連して教育上の基本原則を明示し、新憲法の精神を徹底するとともに、教育本来の目的の達成を期した。

かくて、この法律によつて、新しい日本の教育の基本は確立せられた。今後のわが国の教育は、この精神に則つて行われるべきものであり、又、教育法令もすべてこれに基いて制定せられなければならない。この法律の精神に基いて、学校教育法は、画期的な新学制を定め、すでに実施の運びとなつた。

然しながら、この教育基本法を運用し、真にこれを活かすものは、教育者自身の自覚と努力である。教育に当る者は、国民全体に対する深い責任に思いを致し、この法律の精神を体得し、相共に、熱誠を傾けてその使命の達成に遺憾なきを期すべきである。」

## 2. 国会の「教育勅語等排除・失効確認決議」

連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）民間情報局の教育勅語に対する基本的な方針は、一時、新教育勅語の渙発も検討したものの、日本の民主化政策を効果的に推進するために「天皇制は支持しないが、利用する」という方針を採用したことから、教育勅語自体の評価には言及せず、学校の儀式などにおける教育勅語の神格的な取扱いを禁止するというものになった。他方、前述の教育刷新会議の教育勅語問題に関する態度も、①教育勅語をもって我が国唯一の淵源となる従来の考え方を排除すること、②式日等の奉読を禁止すること、③教育勅語を神格化する取扱いを止めること、というものであった。これに基づいて、文部次官通牒「勅語及詔書等の取扱について」が1946（昭和21）年10月8日に出された。

そのため文部省は当初、教育基本法（1947（昭和22）年3月31日施行）と教育勅語とは「矛盾するものではなく」、教育勅語には「天地の公道たるべきものが示されている」ので、「これを廃止する意思はない」という立場を取っていた。敗戦直後に文部大臣になった前田多門も新聞紙面において次のように述べていた。

「この歪み（排他的な軍国主義的な国家主義というものが出たために曲げられている点一引用者挿入）を取れば、結局教育勅語に還る、更にいへば五箇条の御誓文に還る、教育勅語



といふものを本当に見直して、謹読して実行に移していかなければならぬのぢやないかと思ふ。あれは、やはり一つのデモクラシーをお示しになってゐる。その趣旨は何だといふと、つまり国民であることはもちろん大切なことであるが、国民であるとともに人間でなければならぬといふことをお示しになったのだらうと思ふ。」(13)

高橋誠一郎文部大臣も、1946年3月20日の貴族院での答弁において、教育基本法の制定によって教育勅語は法的な効力を失うが、今後は「孔孟の教えとかモーゼの戒律とか云うようなものと同様なものとなって存在する」と表明していた(14)。

しかし、状況が一変した。占領軍民生局の強い働きかけによって、衆参両議院は教育基本法施行後の1948年6月19日に「教育勅語排除・失効確認」を決議したからである。このうち、衆議院の決議は次のようなものであった。

「教育勅語並びに陸海軍軍人に賜りたる勅諭その他の教育に関する諸詔勅が今日もなお国民道徳の指導原理としての性格を持続しているかの如く誤解されるのは従来の行政上の措置が不十分であったがためである。」「思うにこれらの詔勅の基本理念が主権在君並びに神話的国体観に基づいている護持事実は明らかに基本的人権を損い且つ国際信義に対して疑点を残すもとなる。よって憲法第九八条の本旨にしたがい、ここに衆議院は院議を以つてこれらの詔勅を排除しその指導原理的性格を認めないことを宣言する。政府は直ちにこれらの詔勅の謄本を回収し排除の措置を完了すべきである。」

このように、教育勅語が日本国憲法第98条に違反する「違憲詔勅」とされたことは、教育勅語が過去の文書としても権威を失い、かつ「効力を失う」ことを意味した。文部省は、この「国会決議」に基づき、1948年6月25日の次官通牒で、教育勅語謄本の「本省への返還」を求めた。この「国会決議」によって、教育基本法(1947年3月31日施行)は教育勅語に代わるものとして制定されたものであるという理解が一般化して広まっていった(15)。

### 3. 社会科の成立

GHQの民間情報教育局による修身教科書の評価は「修身教科書の詳細な分析は、問題となっている教科書が相対的に無害であることを示しており、全体に及ぶ禁止は適切なものではない」とするもので、戦時期の修身教科書に顕著に認められる軍国主義と超国家主義の内容を取り除けば問題はないというものであった。GHQは1945(昭和20)年12月31日に「修身、日本歴史及び地理停止に関する件」(いわゆる「三教科停止指令」)を出したが、その基本的な立場はあくまでも修身教科書の「書き直し」を命じたもので、修身科を改訂し教科として再開することを前提としていた。1946(昭和21)年3月に来日した第一次米国教育使節団がマッカーサーに提出

した『第一次米国教育使節団報告書』でも修身科の改訂再開という立場が採用されていた。次のように報告されていたからである(16)。

「民主主義的制度も他の制度と同様、その真の精神に適合しかつこれを永続せしむべき一つの倫理を必要とする。そしてその特有の徳目はこれを教えることができ、従ってこれは他におけると同様学校においても教えられるべきである。(中略)日本の伝統はフランス人に負ふ所が多いので、特別の倫理科を保護者も生徒も期待しているようである。日本人の現在もっているもの即ち礼儀を以て修身科をはじめるとすれば、それでよからう。」

戦後の新たな道德教育の在り方を模索する動きは、GHQ 側だけではなく、日本側、特に文部省でも進められた。1945(昭和 20)年、文部省内に公民教育刷新委員会が設置され、同委員会は同年 12 月に答申を提出した。答申は、修身科の方法面での欠点を特に指摘した上で、道德の知識と社会認識の教育との密接な関係を重視し、「修身ハ公民的知識ト結合シテハジメテ其ノ具体的内容ヲ得、ソノ徳目モ現実社会ニ於テ実践サレルベキモノトナル。従ツテ修身ハ『公民』ト一体タルベキモノデアリ、両者ヲ統合シテ『公民』科ガ確立サレルベキデアル」という方針を示した。

答申は新しい公民教育が目指すべき「根本方向」を次のように提示した。①道德、法律、政治、経済に関する諸問題についての普遍的な一般原理に基づく理解の徹底を図ること。②共同生活における個人の能動性の自覚を図ること。③社会生活に対する客観的具体的認識とそれに基づく行為の要請を図ること。④合理的精神の涵養と非合理的感情的な態度の排除を図ること。⑤科学の振興と国民生活の科学化、科学の社会的意義と役割の認識を図ること。⑥純正な歴史的認識の重視と実証主義的合理的精神の徹底を図ること。このような方向がそれであった。

委員会の「公民教育構想」は修身科を改訂することなく、新たな「公民科」の設置を提唱したもので、修身教科書と教師用指導書の改訂を求めた「三教科停止指令」の内容と相反した。GHQ 民間情報教育局は「構想」を「占領政策違反」として問題視し、再考を迫った(17)。

GHQ 民間情報教育局は日本側に「公民科」ではなく「社会科」の設置を求めた。歴史、地理を含めた広域総合科目としての「社会科」は「公民科」とは明らかに異質なもので、「公民科」は道德教育の役割を担う教材としての性格を持っていたが、「社会科」の実施は道德教育を担う明確な教科が教育課程から消失してしまうことを意味した。GHQ の意向もあって、社会科の設置が決定した。社会科の学習指導要領と社会科教科書の作成は、アメリカのソーシャル・スタディーズをモデルとして進められた。当時アメリカ教育学の主流となっていた経験主義に基づく教育内容と方法とが大きな影響力を持つことになった。従来の修身教育のように体系化した教科として道德教育を行うのではなく、社会における個人としての生き方を具体的かつ实际的に学ばせることが意図された(18)。後述の『あたらしい憲法のはなし』(1947(昭和 22)年 8 月)も新制中学校 1 年生用の社会科の教科書であった。

しかし、この社会科については日本側から道德教育の観点からの疑問や不安が寄せられた。た

例えば、「家庭において信仰が篤く行われているときは別として、ほとんど無信仰に近い現在のわが国の実情にあつて、宗教的情操の問題に無関心の態度を示してもよいものかどうか。合衆国のように、一応教会や日曜学校での祈りの生活が、学校や校外においてそれぞれ自由な形で営まれていて、それを前提として社会化が行われる場合とは、事情が大いに異なるであろう。」といった声がそれであった(19)。

#### 4. 憲法教育の展開と棚上げ

『あたらしい憲法のはなし』の発行

文部省は、1947（昭和 22）年 8 月 2 日に新制中学校 1 年生用の社会科の教科書として『あたらしい憲法のはなし』を発行した(20)。この『あたらしい憲法のはなし』は同年 5 月 3 日に公布された日本国憲法の精神や中身を中学生向けにやさしく解説するためのもので、新憲法の意義が次のように解説されている。少し長いが、要約せずにそのまま紹介することにしよう。

「みなさん、あたらしい憲法ができました。そうして昭和二十二年五月三日から、私たち日本国民は、この憲法を守ってゆくことになりました。このあたらしい憲法をこしらえるために、たくさんの人々が、たいへん苦心をなさいました。ところでみなさんは、憲法というものはどんなものかごぞんじですか。じぶんの身にかかわりのないことのようにおもっている人はいないでしょうか。もしそうならば、それは大きなまちがいです。

国の仕事は、一日も休むことはできません。また、国を治めてゆく仕事のやりかたは、はっきりときめておかなければなりません。そのためには、いろいろな規則がいるのです。この規則はたくさんありますが、そのうちで、いちばん大事な規則が憲法です。

国をどういうふうに治め、国の仕事をどういうふうにやってゆくかということを決めた、いちばん根本になっている規則が憲法です。もしみなさんの家の柱がなくなったらどうでしょう。家はたちまちたおれてしまうでしょう。いま国を家にたとえると、ちょうど柱にあたるものが憲法です。もし憲法がなければ、国の中におゝぜいの人がいっても、どうして国を治めてゆくかということがわかりません。

それでどこの国でも、憲法をいちばん大事な規則として、これをたいせつに守ってゆくのです。国でいちばん大事な規則は、いいかえれば、いちばん高い位にある規則ですから、これを国の「最高法規」というのです。

ところがこの憲法には、いまおはなししたように、国の仕事のやりかたのほかに、もう一つ大事なことが書いてあるのです。それは国民の権利のことです。この権利のことは、あとでくわしくおはなししますから、こゝではたゞ、なぜそれが、国の仕事のやりかたを決めた規則と同じように大事であるか、ということだけをおはなししておきましょう。

みなさんは日本国民のうちのひとりです。国民のひとりひとりが、かしこくなり、強くならなければ、国民ぜんたいがかしこく、また、強くなれません。国の力のもと、ひとりひ

とりの国民にあります。そこで国は、この国民のひとりひとりの力をはっきりとみとめて、しっかりと守ってゆくのです。そのために、国民のひとりひとりに、いろいろ大事な権利があることを、憲法できめているのです。この国民の大事な権利のことを「基本的人権」というのです。これも憲法の中に書いてあるのです。

そこでもういちど、憲法とはどういうものであるかということをおしえておきます。憲法とは、国でいちばん大事な規則、すなわち「最高法規」というもので、その中には、だいたい二つのことが記されています。その一つは、国の治めかた、国の仕事のやりかたをきめた規則です。もう一つは、国民のいちばん大事な権利、即ち「基本的人権」をきめた規則です。このほかにまた憲法は、その必要により、いろいろのことをきめることがあります。こんどの憲法にも、あとでおはなしするように、これからは戦争をけっしてしないという、たいせつなことがきめられています。

これまであった憲法は、明治 22 年にできたもので、これは明治天皇がおつくりになって、国民にあたえられたものです。しかし、こんどのあたらしい憲法は、日本国民がじぶんでつくったもので、日本国民のぜんたいの意見で、自由につくられたものであります。この国民ぜんたいの意見を知るために、昭和 21 年 4 月 10 日に総選挙が行われ、あたらしい国民の代表がえられて、その人々がこの憲法をつくったのです。それで、あたらしい憲法は、国民ぜんたいでつくったということになるのです。

みなさんも日本国民のひとりです。そうすれば、この憲法は、みなさんのつくったものです。みなさんは、じぶんでつくったものを、大事になさるでしょう。こんどの憲法はみなさんをふくめた国民ぜんたいのつくったものであり、国でいちばん大事な規則であるとするならば、みなさんは、国民のひとりとして、しっかりとこの憲法を守ってゆかなければなりません。そのためには、まずこの憲法に、どういうことが書いてあるかを、はっきりと知らなければなりません。

みなさんが、何かゲームのために規則のようなものをきめるときに、みんないっしょに書いてしまつては、わかりにくいでしょう。国の規則もそれと同じで、一つ一つ事柄にしたがつて分けて書き、それに番号をつけて、第何条、第何条というように順々に記します。こんどの憲法は、第一条から第百三条まであります。そうしてそのほかに、前書が、いちばんはじめにつけてあります。これを「前文」といいます。

この前文には、だれがこの憲法をつくったかということや、どんな考えでこの憲法の規則ができているかということなどが記されています。この前文というものは、二つのはたらきをするのです。その一つは、みなさんが憲法をよんで、その意味を知ろうとするときに、手びきになることです。つまりこんどの憲法は、その前文に記されたような考えからできたものですから、前文にある考えと、ちがったふうに考えてはならないということです。もう一つのはたらきは、これからさき、この憲法をかえるときに、この前文に記された考え方と、ちがうようなかえかたをしてはならないということです。

それなら、この前文の考えというのはなんでしょう。いちばん大事な考えが三つあります。

それは「民主主義」と「国際平和主義」と「主権在民主主義」です。「主義」という言葉をつかうと、なんだかむずかしく聞こえますけれども、少しもむずかしく考えることはありません。主義というのは、正しいと思う、もののやりかたのことです。それでみなさんは、この三つのことを知らなければなりません。まず「民主主義」からおはなししましょう。」

そこから、民主主義の意義、国際平和主義の意義、主権在民主主義の意義、象徴天皇の意義、戦争の放棄の意義、基本的人権の尊重の意義、憲法の最高法規制についても次のように各解説されている(21)。

### 民主主義の意義

「こんどの憲法の根本となっている考えの第一は民主主義です。ところで民主主義とは、いったいどういうことでしょうか。みなさんはこのことばを、ほうぼうで聞いたことでしょうか。これがあたらしい憲法の根本になっているものとすれば、みなさんははっきりとこれを知っておかなければなりません。しかも正しく知っておかなければなりません。

みなさんがおゝぜいあつまって、いっしょに何かするときのことを考えてごらんください。だれの意見で物事をきめますか。もしもみんなの意見が同じなら、もんだいはありません。もし意見が分かれたときは、どうしますか。ひとりの意見できめますか。二人の意見できめますか。それともおゝぜいの意見できめますか。どれがよいでしょう。ひとりの意見が、正しくすぐれていておゝぜいの意見が、まちがっておとっていることもあります。しかし、そのはんたいのことがもっとも多いでしょう。そこで、まずみんなが十分にじぶんの考えをなしあったあとで、おゝぜいの意見で、物事をきめてゆくのが、いちばんまちがいが無いということになります。

そうして、あとの人は、このおゝぜいの人の意見にすなおにしたがってゆくのがよいのです。このなるべくおゝぜいの人の意見で、物事をきめてゆくことが、民主主義のやりかたです。

国を治めてゆくのもこれと同じです。わずかの人の意見で国を治めてゆくのは、よくないのです。国民ぜんたいの意見で、国を治めてゆくのがいちばんよいのです。

つまり国民ぜんたいが、国を治めてゆく……これが民主主義の治めかたです。

しかし国は、みなさんの学級とはちがいます。国民ぜんたいがひとところにあつまって、そうだんすることはできません。ひとりひとりの意見を、きいてまわることもできません。そこで、みんなの代わりになって、国の仕事のやりかたをきめるものがなければなりません。それが国会です。国民が、国会の議員を選挙するのは、じぶんの代わりになって、国を治めてゆく者をえらぶのです。だから国会では、なんでも国民の代わりである議員のおゝぜいの意見で物事をきめます。そうしてほかの議員は、これにしたがいます。これが国民ぜんたいの意見で物事をきめたことになるのです。これが民主主義です。ですから、民主主義とは、国民ぜんたいで、国を治めてゆくことです。みんなの意見で物事をきめてゆくのが、いちば

んまちがいがないのです。だから民主主義で国を治めてゆけば、みなさんは幸福になり、また国もさかえてゆくのでしょう。

国は大きいので、このように国の仕事を国会の議員にまかせてきめてゆきますから、国会は国民の代わりになるものです。この「代わりになる」ということを、「代表」といいます。まえに申しましたように、民主主義は、国民ぜんたいで国を治めてゆくことですが、国会が国民ぜんたいを代表して、国のことをきめてゆきますから、これを「代表制民主主義」のやりかたといえます。

しかしいちばん大事なことは、国会にまかせておかないで、国民が、じぶんで意見をきめることがあります。こんどの憲法でも、たとえばこの憲法をかえるときは、国会だけできめないで、国民ひとりひとりが、賛成か反対かを投票してきめることになっています。このときは、国民が直接に国のことをきめますから、これを「直接民主主義」のやりかたといえます。あたらしい憲法は、代表制民主主義と直接民主主義と、二つのやりかたで国を治めてゆくことにしていますが、代表制民主主義のやりかたのほうが、おもになっていて、直接民主主義のやりかたは、いちばん大事なことにかぎられているのです。だからこんどの憲法は、だいたい代表制民主主義のやりかたになっているといってもよいのです。

みなさんは日本国民のひとりです。しかしまだこどもです。国のことは、みなさんが二十歳になって、はじめてきめてゆくことができるのです。国会の議員をえらぶのも、国のことについて投票するのも、みなさんが二十歳になって、はじめてできることです。みなさんのおにいさんや、おねえさんには、二十歳以上の方もおいででしょう。そのおにいさんやおねえさんが、選挙の投票にゆかれるのをみて、みなさんはどんな気がしましたか。いまのうちに、よく勉強して、国を治めることや憲法のことをよく知っておいてください。もうすぐみなさんも、おにいさんやおねえさんといっしょに、国のことを、じぶんできめてゆくことができるのです。みなさんの考えとはたらきで国が治まってゆくのです。みんながなかよく、じぶんで、じぶんの国のことをやってゆくくらい、たのしいことはありません。これが民主主義というものです。」

### 国際平和主義の意義

「国の中で、国民ぜんたいで、物事をきめてゆくことを、民主主義といいましたが、国民の意見は、人によってずいぶんちがっています。しかし、おゝぜいのほうの意見にすなおにしたがってゆき、またそのおゝぜいのほうも、すくないほうの意見をよくきいてじぶんの意見をきめ、みんなが、なかよく国の仕事をやってゆくのでなければ、民主主義のやりかたは、なりたたないのです。

これは、一つの国について申しましたが、国と国との間のことも同じことです。じぶんの国のことばかり考え、じぶんの国のためばかりを考えて、ほかの国の立場を考えないでは、世界中の国が、なかよくしていくことはできません。世界中の国が、いくさをしないで、なかよくやってゆくことを、国際平和主義といいます。だから民主主義ということは、この国

際平和主義と、たいへんふかい関係があるのです。こんどの憲法で、民主主義のやりかたをきめたからには、またほかの国にたいしても、国際平和主義でやってゆくということになるのは、あたりまえであります。

この国際平和主義をわすれて、じぶんの国のことばかり考えていたので、とうとう戦争をはじめてしまったのです。そこであたらしい憲法では、前文の中にこれからは、この国際平和主義でやってゆくということを、力強いことばで書いてあります。またこの考えが、あとでのべる戦争の放棄、すなわち、これからは、いっさい、いくさはしないということをかきめることになってゆくのであります。」

### 主権在民主主義の意義

「みなさんがあつまって、だれがいちばんえらいかをきめてごらんください。いったい、「いちばんえらい」というのは、どういうことでしょうか、勉強のよくできることでしょうか。それとも力の強いことでしょうか。いろいろきめかたがあつてむずかしいことです。

国では、だれが「いちばんえらい」といえるでしょう。もし国の仕事が、ひとりの考えできまるならば、そのひとりが、いちばんえらいといわなければなりません。もしおゝぜいの考えできまるなら、そのおゝぜいが、いちばんえらいことになります。もし国民ぜんたいの考えできまるならば、国民ぜんたいが、いちばんえらいのです。こんどの憲法は、民主主義の憲法ですから、国民ぜんたいの考えで国を治めてゆきます。そうすると、国民ぜんたいがいちばん、えらいといわなければなりません。

国を治めてゆく力のことを「主権」といいますが、この力が国民ぜんたいにあれば、これを「主権は国民にある」といいます。こんどの憲法は、いま申したように、民主主義を根本の考えとしていますから、主権はどうぜん日本国民にあるわけです。そこで前文の中にも、また憲法の第一条にも「主権が国民に存する」と、はっきりかいてあるのです。主権が国民にあることを「主権在民」といいます。あたらしい憲法は、主権在民という考えでできていますから、主権在民主主義の憲法であるということになるのです。

みなさんは、日本国民のひとりです。主権をもっている日本国民のひとりです。しかし、主権は日本国民ぜんたいにあるのです。ひとりひとりが、べつべつにもっているではありません。ひとりひとりが、みなじぶんがいちばんえらいと思って、勝手なことをしてもよいということでは、けつしてありません。それは民主主義にあわないことになります。みなさんは、主権をもっている日本国民のひとりであるということに、ほこりをもつとともに、責任を感じなければなりません。よいこどもであるとともに、よい国民でなければなりません。」

### 象徴天皇の意義

「こんどの戦争で、天皇陛下は、たいへんごくろうをなさいました。なぜならば、古い憲法では、天皇をお助けして国の仕事をした人々は、国民ぜんたいがえらんだものではなかったのです。国民の考えとはなれて、とうとう戦争になったからです。そこで、これからさき国

を治めてゆくについて、二度とこのようなことのないように、あたらしい憲法をこしらえるとき、たいへん苦心をいたしました。ですから、天皇は、憲法で定めたお仕事だけをされ、政治には関係されないことになりました。

憲法は、天皇陛下を、「象徴」としてゆくことに決めました。みなさんは、この象徴ということをはっきりしらなければなりません。日の丸の国旗を見れば、日本の国をおもいだすでしょう。国旗が国の代わりになって、国をあらわすからです。みなさんの学校の記章を見れば、どこの学校の生徒かがわかるでしょう。記章が学校の代わりになって、学校をあらわすからです。いまここに何か眼に見えるものがあって、ほかの眼に見えないものの代わりになって、それをあらわすときに、これを「象徴」ということばでいいあらわすのです。こんどの憲法の第一条は、天皇陛下を「日本国の象徴」としているのです。つまり天皇陛下は、日本の国をあらわされるお方ということでもあります。

また憲法第一条は、天皇陛下を、「日本国民統合の象徴」であるとも書いてあるのです。「統合」というのは「一つにまとまっている」ということです。つまり天皇陛下は、一つにまとまった日本国民の象徴でいらっしゃいます。これは、私たち日本国民ぜんたいの中心としておいでになるお方ということなのです。それで天皇陛下は、国民ぜんたいをあらわされるのです。

このような地位に天皇陛下をお置き申したのは、日本国民ぜんたいの考えにあるのです。これからさき、国を治めてゆく仕事は、みな国民がじぶんでやってゆかなければなりません。天皇陛下は、けっして神様ではありません。国民と同じような人間でいらっしゃいます。ラジオのほうそうもなさいました。小さな町のすみにもおいでになりました。ですから私たちは、天皇陛下を私たちのまん中にしっかりとお置きして、国を治めてゆくについてごくろうのないようにしなければなりません。これで憲法が、天皇陛下を象徴とした意味がおわかりでしょう。」

### 戦争放棄の意義

「みなさんの中には、今度の戦争に、おとうさんやいさんを送りだされた人も多いでしょう。ごぶじにおかえりになったのでしょうか。それともとうとうおかえりにならなかったのでしょうか。また、くうしゅうで、家やうちの人を、なくされた人も多いでしょう。いまやつと戦争はおわりました。二度とこんなおそろしい、かなしい思いをしたくないと思いませんか。こんな戦争をして、日本の国はどんな利益があったのでしょうか。何もありません。ただ、おそろしい、かなしいことが、たくさんおこっただけではありませんか。戦争は人間をほろぼすことです。世の中のよいものをこわすことです。だから、こんどの戦争をしかけた国には、大きな責任があるといわなければなりません。このまえの世界戦争のあとでも、もう戦争は二度とやるまいと、多くの国々ではいろいろ考えましたが、またこんな大戦争をおこしてしまったのは、まことに残念なことではありませんか。

そこでこんどの憲法では、日本の国が、けっして二度と戦争をしないように、二つのこと



をきめました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といいます。「放棄」とは、「すててしまう」ということです。しかしみなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。

もう一つは、よその国と争いごとがおこったとき、けっして戦争によって、相手をまかして、じぶんのいいぶんをとそうとしないということをきめたのです。おだやかにそうだんをして、きまりをつけようというのです。なぜならば、いくさをしかけることは、けっきょく、じぶんの国をほろぼすようなはめになるからです。また、戦争とまでゆかずとも、国の力で、相手をおどすようなことは、いっさいしないことにきめたのです。これを戦争の放棄というのです。そうしてよその国となかよくして、世界中の国が、よい友だちになってくれるようにすれば、日本の国は、さかえてゆけるのです。

みなさん、あのおそろしい戦争が、二度と起こらないように、また戦争を二度とおこさないようにいたしましょう。」

#### 基本的人権の尊重

「くうしゅうでやけたところへ行ってごらんさい。やけただれた土から、もう草が青々とはえています。みんな生きいきとしげっています。草でさえも、力強く生きてゆくのです。ましてやみなさんは人間です。生きてゆく力があるはずです。天からさずかったしぜん力があるのです。この力によって、人間が世の中に生きてゆくことを、だれもさまたげてはなりません。しかし人間は、草木とちがって、ただ生きてゆくというだけではなく、人間らしい生活をしてゆかなければなりません。この人間らしい生活には必要なものが二つあります。それは「自由」ということと、「平等」ということです。

人間がこの世に生きてゆくからには、じぶんのすきな所に住み、自分のすきな所に行き、じぶんの思うことをいい、じぶんのすきな教えにしたがってゆけることなどがが必要です。これらのことが人間の自由であって、この自由は、けっしてうばわれてはなりません。また国の力でこの自由を取りあげ、やたらに刑罰を加えたりしてはなりません。そこで憲法は、この自由は、けっして侵すことのできないものであることをきめているのです。

またわれわれは、人間である以上はみな同じです。人間の上に、もっとえらい人間があるはずはなく、人間の下に、もっといやしい人間があるわけはありません。男が女よりもすぐれ、女が男よりもおとっているということもありません。みな同じ人間であるならば、この世に生きてゆくの、差別を受ける理由はないのです。差別のないことを「平等」といいます。そこで憲法は、自由といっしょに、この平等ということもきめているのです。

国の規則の上で、何かはっきりとできることがみとめられていることを、「権利」といいます。自由と平等とがはっきりみとめられ、これを侵されないとするならば、この自由と平等はみなさんの権利です。これを「自由権」というのです。しかもこれは人間のいちばん大事

な権利です。このいちばん大事な人間の権利のことを、「基本的人権」といいます。あたらしい憲法は、この基本的人権を、侵すことのできない永久に与えられた権利として記しているのです。これを基本的人権を「保障する」というのです。

しかし基本的人権は、こゝにいった自由権だけではありません。まだほかに二つあります。自由権だけで、人間の国の中での生活がすむものではありません。たとえばみなさんは、勉強をしてよい国民にならなければなりません。国はみなさんに勉強をさせるようにしなければなりません。そこでみなさんは、教育を受ける権利を憲法で与えられているのです。この場合はみなさんのほうから、国にたいして、教育をしてもらうことを請求できるのです。これも大事な基本的人権ですが、これを「請求権」というのです。争いごとがおこったとき、国の裁判所で、公平にさばいてもらうのも、裁判を請求する権利といって、基本的人権ですが、これも請求権であります。

それからまた、国民が、国を治めることにいろいろ関係できるのも、大事な基本的人権ですが、これを「参政権」といいます。国会の議員や知事や市町村長などを選挙したり、じぶんがそういうものになったり、国や地方の大事なことについて投票したりすることは、みな参政権です。

みなさん、いままで申しました基本的人権は大事なことですから、もういちど復習いたしましょう。みなさんは、憲法で基本的人権というりっぱな強い権利を与えられました。この権利は三つに分かれます。第一は自由権です。第二は請求権です。第三は参政権です。

こんなりっぱな権利を与えられましたからには、みなさんは、じぶんでしっかりとこれを守って、失わないようにしてゆかなければなりません。しかしまた、むやみにこれをふりまわして、ほかの人に迷惑をかけてはいけません。ほかの人も、みなさんと同じ権利をもっていることを、わすれてはなりません。国ぜんたいの幸福になるよう、この大事な基本的人権を守ってゆく責任があると、憲法に書いてあります。」

## 憲法の最高法規性

「このおはなしのいちばんはじめに申しましたように、「最高法規」とは、国で、いちばん高い位にある規則で、つまり憲法のことです。この最高法規としての憲法には、国の仕事のやりかたをきめた規則と、国民の基本的人権をきめた規則と、二つあることもおはなししました。この中で、国民の基本的人権は、これまでかく考えられていましたので、憲法第九十七条は、おごそかなことばで、この基本的人権は、人間がながいあいだ力をつくしてえたものであり、これまでいろいろのことのであってきたえあげられたものであるから、これからもけっして侵すことのできない永久の権利であると記しております。

憲法は、国の最高法規ですから、この憲法できめられてあることにあわないものは、法律でも、命令でも、なんでも、いっさい規則としての力がありません。これも憲法がはっきりきめています。

このように大事な憲法は、天皇陛下もこれをお守りになりますし、国務大臣も、国会の議

員も、裁判官も、みなこれを守ってゆく義務があるのです。また、日本の国が、ほかの国ととりきめた約束（これを「条約」といいます）も、国と国とが交際してゆくについてできた規則（これを「国際法規」といいます）も、日本の国は、まごころから守ってゆくということを、憲法できめました。

みなさん、あたらしい憲法は、日本国民がつくった、日本国民の憲法です。これからさき、この憲法を守って、日本の国がさかえるようにしてゆこうではありませんか。」

占領政策の転換に伴う占領後期における学校での憲法教育の棚上げ

『あたらしい憲法のはなし』でも生存権については言及がなかった。これには、戦後も政府が採用し、やがて判例の採用するところとなっていた「憲法第 25 条プログラム規定」説が影響したといえようか。憲法教育における民主主義の理解が「量の民主主義」のそれにとどまり、違憲立法審査権に関わる「質の民主主義」の理解にまで及んでいなかったことも問題といえた。それでも、このような問題点を抱えながらも、修身教育から憲法教育への転換は画期的な意義をもつものであった。しかし、それも長くは続かなかった。朝鮮戦争の始まった 1950（昭和 25）年には『あたらしい憲法のはなし』は副読本に格下げになり、1951（昭和 26）年には教材としても廃止されたからである(22)。

このような教育憲法が「無らい県運動」を阻止する力をもちえなかったことは改めて詳述するまでもない。

(12)文部科学省教育基本法室編「参考資料・昭和 22 年教育基本法制定時の経緯等に関する資料」のうち、「教育基本法の制定の経緯」などを参照。

(13)朝日新聞 1945 年 10 月 4 日朝刊を参照。

(14)前掲『道徳教育の教科書』47～49 頁などを参照。

(15)同 49～50 頁などを参照。

(16)同 42～44 頁などを参照。

(17)同 44～45 頁などを参照。

(18)同 45～46 頁などを参照。

(19)馬場四郎『社会科の本質』（1948 年、同学社）39～40 頁などを参照。

(20)田波政博編『復刻 あたらしい憲法のはなし』（1987 年、新泉社）」、永原慶二「戦後教育改革と社会科教科書」大江志乃夫他『復刻 あたらしい憲法のはなし』（1987 年、永絵夢社出版局）102 頁以下などを参照。

(21)ちなみに、小熊英二『増補改訂日本という国』（2011 年、イーストプレス）110 頁は「当時は、第 9 条をはじめとする日本国憲法は、「日本の誇り」とされていたとあってよい。戦争に負けて、科学力でも経済力でもアメリカに勝てない国だけど、憲法だけは自慢できる、というふうには。」と述べている。

(22)前掲『増補改訂日本という国』113 頁以下などを参照。

### 三 生存権と道徳教育

#### 1. 「道徳の時間」の設置

1950（昭和 25）年 5 月に第 3 次吉田内閣の文部大臣となった天野貞祐は、吉田内閣の意向を受けて、同年 11 月 7 日、全国都道府県教育長会議で、次のように発言した。

「最近各学校の実情をみると、これ（修身科一引用者）が必要ではないかと考えるようになった。（中略）そこで、教育の基礎として口先でとなえるものではなく、みんなが心から守れる修身を、教育要綱といったかたちでつくりたい。」

天野の発言については、「再軍備のためのイデオロギーとして準備されたもの」という批判も強かった。ただ、読売新聞が行った 1950 年 12 月 8 日の「修身科復活是か否か」と題する誌上討論形式の世論調査では、天野の提起した「修身科」の復活に約 64%が賛成とのことであった。

しかし、教育課程審議会は 1951（昭和 26）年 1 月に「道徳教育を主体とする教科あるいは科目を設けることは望ましくない」という内容の答申を出した。そこで、天野文相は同年 11 月 14 日に、教育勅語に代わる国民の道徳の基本を「国民実践要領」として示した。その前文は次のように謳っていた。

「国家独立の根源は国民における自主独立の精神にあり、その自主独立の精神は、国民のよって立つべき道徳の確立をまって初めて実現する。道徳が確立しない限り、いかなる国の国民も独立独行の気概を欠き、その国家は必ずや内部から壊敗し衰滅する運命をもつ。」

この前文を除くと、国民実践要領は「第 1 章 個人」、「第 2 章 家」、「第 3 章 社会」、「第 4 章 国家」からなっている。そのうち、第 1 章は「人間の尊厳」、「自由」、「責任」、「愛」、「良心」、「正義」、「勇氣」、「忍耐」、「節度」、「純潔」、「廉恥」、「謙虚」、「思慮」、「自省」、「知恵」、「敬虔」からなっている。また、第 2 章は「和合」、「夫婦」、「親子」、「しつけ」、「家と家」からなり、第 3 章は「公德心」、「相互扶助」、「規律」、「たしなみと礼儀」、「性道徳」、「世論」、「共同福祉」、「勤勉」、「健全な常識」、「社会の使命」からなっている。

このうち、「相互扶助」では、「互いに助け合うことは、他人の身を思いやるあたたかい親切な心を本とする。」と記述され、「共同福祉」では、「社会のつながりは、それぞれ異なった分野に働く者が社会全体の共同福祉を重んずるところに成り立つ。」「すべての人間生活は和をもって尊しとする。」と記述されている。

第 4 章は「国家」、「国家と個人」、「伝統と創造」、「国家の文化」、「国家の道徳」、「愛国心」、「国家の政治」、「天皇」からなっている。このうち、「国家」では、「国家生活は個人が国家のためにつくし国家が個人のためにつくすところに成り立つ。」と記述され、「愛国心」では、「国家の盛衰興亡は国民における愛国心の有無にかかると記述されている。」「真の愛国心は人類愛と一致する。」と記述されてい

る。さらに、「天皇」では、「われわれは独自の国柄として天皇をいただき、天皇は国民的統合の象徴である。それゆえわれわれは天皇を親愛し、国柄を尊敬せねばならない。」と記述されている。

このような内容をもつ国民実践要領であったが、言論界が猛反発したこともあって、同 11 月 27 日に天野文相はこれを白紙撤回した。問題はひとまず収まることになった<sup>(23)</sup>。

岡野清豪文部大臣から諮問を受けた教育課程審議会は、1953（昭和 28）年 8 月 7 日に答申「社会科の改善、特に地理・歴史・道徳教育について」を提出した。答申は、社会科の中での道徳教育の役割を強調した。この答申に基づき、同月 22 日、文部省は「社会科の改善についての方策」を出して、社会科改訂の方向を進めていった。

1955（昭和 30）年の保守合同によって絶対安定多数を確保した自民党は、学校教育の刷新、祖国愛の涵養、国民道義の確立、をその政策に掲げた。清瀬一郎文部大臣は、1956（昭和 31）年 3 月 15 日、教育課程審議会に対して、「小学校中学校教育課程ならびに高等学校通信教育の改善について」を諮問した。また、1957（昭和 32）年 7 月 30 日に文部大臣になった松永東文部大臣は、翌 8 月 5 日の記者会見において、「国際社会において信頼と尊敬を受けるに足りる日本人の育成」、「新しい技術をじゅうぶんに身につけた国民の育成」、「人間としての品位ある国民の育成」の 3 つの柱を示しながら、「修身や倫理というものを独立させる方がよい。」「はっきりした指針を与える必要からも道徳教育を独立強化にしなければならない」と述べ、道徳教育への積極的な措置を講ずる必要を強調した。

このようなこの文部大臣の意向を踏まえて、審議会では、道徳教育のための特設時間の設置が大筋で合意されていくことになった。教育課程審議会は、1957（昭和 32）年 11 月 9 日、道徳教育の徹底強化をはかるために道徳の時間を特設すべきだとの中間発表を行い、1958（昭和 33）年 3 月 15 日に「小学校・中学校教育課程の改善について」を答申した。答申は道徳教育の現状を「その実情は必ずしも初期の効果をあげているとはいえない」と分析し、「新たに道徳教育のために時間を特設する」こと、この時間は「毎学年、毎週一時間以上とし、従来の意味における教科としては取り扱わない」こととした。

答申は特設時間における道徳教育は「道徳的実践力のかん養を図る」ものであると位置づけ、次の 4 点を指導目標として掲げた。①日常生活の基本的な行動様式を理解させ、これを身につけさせるように導くこと。②個性の伸長を助け、生活態度を確立するように導くこと。③道徳的心情を高め、正邪善悪を判断する能力を養うこと。④国家・社会の成員として必要な道徳的態度と実践的意欲を高めること。この 4 点を掲げた。

1958（昭和 33）年 8 月 28 日に学校教育施行規則が一部改正され、「道徳の時間」が小学校、中学校において、各教科、特別教育活動、学校行事と並ぶ一領域として教育課程の中に位置づけられた。同年 9 月から同授業が義務づけられた。文部省は小学校、中学校の『学習指導要領 道徳編』を告示し、「道徳の時間」の目標、内容、指導計画および指導上の留意事項を示した。

「道徳の時間」の設置については強い反対もみられた。日教組は「道徳の時間」の立場を、「一部特権階級のための教育—支配者の要求する服従の道徳教育である。彼らの利権を守るための手

段としての道徳教育である。この道徳は平和、人権、真実、自主性の人間形成の教育の道徳教育の基本的問題と対決しこれを否定しようとする道徳教育である」と位置づけた。そして、1958（昭和33）年8月に発表した「時間特設・独立教科による『道徳』教育について」において「道徳の時間」特設への反対の立場を明確にした。日本教育学会も反対の立場を採用した。1957（昭和32）年11月に、日本教育学会の教育政策特別委員会は、「道徳教育に関する問題点（草案）」を発表した。そのなかで、「近代民主主義政治のもとで、個人の自由と良心の問題である道徳とその教育について、公権力が一定の方向づけやわくづけをすることが、はたして妥当であるか」と疑問を投げつけ、「政府の作業は、国民の間から新しい道徳が生み出されるような条件をつくること」であると批判した。

このような動きもあって、1950年代、激しい政治的対立の中で設置された「道徳の時間」は、その後の教育においても十分に機能することはできなかった。教育現場における「道徳の時間」の実施率は総じて低いものであった(24)。

1960（昭和35）年7月に成立した池田隼人内閣は、高度経済成長の達成とそれを支える人材養成としての「人づくり」を重視した。この流れを受けた教育課程審議会は、1963（昭和48）年7月11日に「学校における道徳教育の充実方策について」を答申した。答申は、道徳教育の基本は人間尊重の精神であり、国家社会の倫理はこれに基づいて確立されなければならないとした上で、普遍的原理の大綱を示した教育基本法を「真にわが国にふさわしい実践的指針たりうるように、その内容を具体化していかなければならない」とした。そして、答申は、今後の道徳教育の基本方針として次の点をあげた。①個人の価値をたつとぶとともに国家社会のよき形成者たる自主的精神に充ちた心身ともに健康な日本国民の育成をめざすこと。②日常生活の中から生きた教材を選ぶとともに、古今東西の教えに学び、日本の文化、伝統も生かして内容を充実すること。③世界における日本の地位と果たすべき重要な使命にかんがみて、国民としての自覚を高め、公正な愛国心を育てること。④宗教的あるいは芸術的な面からの情操教育が一層徹底するよう、指導内容や指導方法について配慮すること。

答申「充実方策」を踏まえ、文部省は1964（昭和39）年から1966（昭和41）年にかけて、小学校、中学校の学年別に『道徳の指導資料』を編集し、教師用として各学校に配布した。こうした推進の試みは、文部省の道徳担当の教科調査官と一部の熱心な研究者と教員によって細々と勧められていったというのが当時の実態であった。しかし、各教科書会社が「道徳」の副読本を編集・発行し、NHKが「道徳」番組を制作し始めると、「道徳の時間」に対する批判やアレルギーも少しずつ薄らいでいった(25)。

## 2. 「期待される人間像」から「心のノート」

### 「期待される人間像」

1963（昭和38）年6月24日、荒木萬壽夫文部大臣は、中央教育審議会に「後期中等教育の拡充整備について」を諮問した。諮問は、特に後期中等教育において国民の資質と能力の向上を図

る切実な課題であるとした上で、「今後の国家社会における人間像はいかにあるべきかという課題を検討する必要がある」として、「期待される人間像について」の検討を求めた。「期待される人間像」は、高坂正顕を主査とする中教審第 19 特別委員会で審議され、同委員会は 1965（昭和 40）年 1 月 11 日に「中間草案」を発表した。そして、翌 1966（昭和 41）年 10 月 31 日に中教審答申別記として「期待される人間像」が公表された。

「期待される人間像」は、「第 1 部 当面する日本人の課題」と「第 2 部 日本人にとくに期待されるもの」からなり、第 2 部は「第 1 章 個人として」、「第 2 章 家庭人として」、「第 3 章 社会人として」、「第 4 章 国民として」からなる。第 1 部では、「今後の国家社会における人間像はいかにあるべきか」という課題に応えるために、次の 3 点からの課題の考察が必要であるとしている。①現代社会は技術革新の時代であり、それは人間性を歪める危険を内包する。そのため、今後の日本人は人間性の向上と人間能力の開発が要請されること。②今日の世界は、文化的にも政治的にも一種の危機状態にある。そこでは、日本の使命を自覚し、世界に開かれた日本人であることが要請されること。③日本の民主主義の概念には混乱があり、十分に日本の精神風土に定着していない。民主主義を確立するためには、一個の確立した人間としての自我を自覚し、社会的知性を開発し、少数意見を尊重する姿勢が求められること。この 3 点である。

第 2 部では、恒常的かつ普遍的な諸徳性（価値）と身につけるべき実践的な規範が掲げられている。「第 1 章 個人として」で掲げられるのは、「自由であること（本能や衝動を鈍化し向上させることができること、自由の反面には責任が伴うこと）」、「個性を伸ばすこと（他人の個性も尊重、個性の開発と家庭、社会、国家の意義）」、「自己をたいせつにすること（享樂以上に尊いものがあることを知ること）」、「強い意志を持つこと（和して同じないだけの勇気を持つ人、しかも他人の喜びを自己の喜びとし、他人の悲しみを自己の悲しみとする愛情の豊かさを持ち、かつそれを実行に移すことができる人）」、「畏敬の念を持つこと（生命—父母の生命、民族の生命、人類の生命—の根源に対する畏敬の念、宗教的情操、人間としての使命）」である。「第 2 章 家庭人として」で掲げられるのは、「家庭を愛の場とすること」、「家庭をいこいの場とすること」、「家庭を教育の場とすること」、「開かれた家庭とすること」である。「第 3 章 社会人として」で掲げられるのは、「仕事に打ち込むこと」、「社会福祉に寄与すること（社会連帯の意識に基づく社会奉仕の精神）」、「創造的であること（自己の仕事を愛し、それを育て、それに自己をささげることができる建設的な人間）」、「社会規範を重んじること」である。「第 4 章 国民として」で掲げられるのは、「正しい愛国心を持つこと（個人の幸福も安全も国家によるところがきわめて大きい。国家を正しく愛することが国家に対する忠誠である。真の愛国心とは、自国の価値を一層高めようとする心がけであり、その努力である。）」、「象徴に敬愛の念をもつこと（天皇への敬愛の念をつきつめていけば、それは日本国への敬愛の念に通じる。天皇を象徴として自国の上においてきたところに、日本国の独自の姿がある。）」、「すぐれた国民性を伸ばすこと（われわれは、このこまやかな愛情に、さらに広さや深さを与え、寛容の精神の根底に確固たる自主性をもつことによって、たくましく、美しく、おおらかな風格ある日本人となることができるのである。）」である。

「期待される人間像」については天野貞祐「国民実践要領」との類似性を指摘する見解もある

が、「期待される人間像」の論議は、天皇や愛国心、さらには宗教的情操に関するものを軸として展開され、その後の学習指導要領に少なからず影響を与えた。たとえば、1978（昭和 53）年の『中学校学習指導要領』では、道徳で、「自然を愛し、美しいものにあこがれ、人間の超えたものを感じとることのできる心情をやしなうこと」が明示され、目標には「人間尊重の精神」、「生命に対する畏敬の念」が加えられた。現行の学習指導要領でも基本的に継承されているとされる(26)。

#### 臨時教育審議会

1984（昭和 59）年 9 月、「戦後教育の総決算」をスローガンとして内閣直属の諮問機関として「臨時教育審議会」が設置され、同審議会は 1987（昭和 62）年までに 4 つの答申を提出した。道徳教育との関係では、1986（昭和 61）年 4 月 23 日の第二次答申が「徳育の充実」を掲げ、次のように提言した。初等教育においては、基本的な生活習慣のしつけ、自己抑制力、日常の社会規範を守る態度等の育成を重視し、中等教育においては、自己探求、人間としての「生き方」の教育を重視すること。また、児童・生徒の発達段階に応じ、自然の中での体験学習、集団生活、ボランティア活動・社会奉仕活動への参加を促進すること。

臨教審のこのような答申を受けて、1989（平成元）年度に改訂された学習指導要領では、自ら学ぶ意欲と社会の変化に対応できる人間の育成が強調され、「自ら考え主体的に判断し行動する力を育てる教育の質的転換」がめざされた。学習指導要領の「道徳」の目標に、人間尊重の一層の深化を図るために「生命に対する畏敬の念」が加えられるとともに、「主体性のある」日本人の育成が強調された。「生命に対する畏敬の念」は、「期待される人間像」における「宗教的情操」の解釈と関連して、「生命のかけがえのなさや大切さに気付き、生命あるものを慈しみ、懼れ、敬い、尊ぶことを意味する」と説明された。

道徳の内容については、小学校・中学校ともに、「主として自分自身に関すること」、「主として他の人とのかかわりに関すること」、「主として自然や崇高なもののかかわりに関すること」、「主として集団や社会のかかわりに関すること」に整理され、内容の重点化が図られた。その内容は、小学校低学年 14 項目、中学年 18 項目、高学年 22 項目、中学校 22 項目となった。臨教審の 4 つの答申は、その後の教育改革の基本路線を提示し、これに基づいた教育政策が具体化されていった(27)。

#### 「生きる力」

1996（平成 8）年 7 月の中教審答申「21 世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）」は、これからの学校教育のあり方として、「ゆとり」の中で「生きる力」を育成することを掲げた。「生きる力」に関しては、「いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」、「自ら律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性」、「たくましく生きるための健康や体力」を重要な要素として掲げた。中教審答申を踏まえて、1998（平成 10）年 12 月に学習指導要領が改訂された。道徳教育に関しては、「生きる力」の育成を図るために、



豊かな心と未来を拓く実践力の育成が強調された。学校の教育活動全体で取り組むべき道徳教育の要としての「道徳の時間」の役割が強調され、校長や教頭の参加と他の教師との協力的な指導を取り入れること、また、ボランティア活動や自然体験活動などの体験活動を生かす多様な指導の工夫が求められた。道徳の内容の重点的な指導が強調され、小学校においては、道徳の内容は低学年、中学年、高学年という学年段階ごとに示され、中学校では全体で33項目となった。

中教審は1998（平成10）年6月30日に「新しい時代を拓く心を育てるために一次世代を育てる心を失う危機―」を答申した。この「心の教育」答申では、次代を担う子どもたちが、未来への夢や目標を抱き、創造的で活力に満ちた豊かな国と社会をつくる営みや地球規模の課題に積極果敢に取り組み、世界の中で信頼される日本人として育っていくよう、社会全体で「生きる力」を身につける取り組みを進めることが大切であるとした。答申では、「生きる力」の核となる「豊かな人間性」が次のように定義された。①美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性、②正義感や公正さを重んじる心、③生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観、④他人をおもいやる心や社会貢献の精神、⑤自立心、自己抑制力、責任感、⑥他者との共生や異質なものへの寛容などの感性や心。そして、答申は、学校の教育活動全体で行う道徳教育の「かなめ」としての「道徳の時間」の役割とその活性化を提言するとともに、ボランティア活動、自然体験活動、郷土の文化・伝統に親しむ活動といった体験的な道徳教育の必要性を求めた(28)。

道徳教育の中にはじめて「人権を尊重する心」が「豊かな人間性」の1つとして登場した。1994（平成6）年の第49回国連総会で、1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年間で「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されたことが影響したものと考えられる。人権教育が「道徳教育」の中に位置づけられた。

#### 「心のノート」

2000（平成12）年3月15日の参議院文教科学委員会で、自民党の亀井郁夫議員が「道徳の教科書がない」ことを指摘し、道徳の冊子を作るべきではないかと提案し、中曽根弘文文部大臣も「研究して作ったらいいのではないかと」応じたことが直接的な契機となった。文化庁長官の河合隼雄を座長とする「心のノート作成協力者会議」を中心に、100名あまりの学識経験者や小・中学校教員が協力して作成した。小学生向け3種類（1・2年生、3・4年生、5・6年生）と中学生向けの合計4種類があり、表題は、小学校1・2年生向けは「こころのノート」、他は「心のノート」とされた。文部科学省は、2002（平成12）年4月に、全国の小・中学校に無償配布した。文部科学省は心のノートの全国配布にあたり、『心のノート』について（依頼）（2002年4月22日付）という文書の中で、教科書でも副読本でもない「補助教材」とであると発表した。柴原弘志・文部科学省初等中等教育局教育課程教科調査官名義で都道府県・政令指定都市教育委員会宛てに送付した平成13年12月10日付『心のノート』の活用にあたってでは、『心のノート』のみを使用して授業を展開するというのではなく、あくまで「理解を助けることができる冊子」とであると強調したうえで、結びの語で「人間として生きていく上での大いなるプレゼントになり、生かされるものとなるようにしていきたい」と表明した。

中学生用の「心のノート」で掲げられている項目は次のようなものである。

「あなたがしるす心の軌跡」、「はじめの一步」、「いまここに 24 の鍵がある」、「心で見なければ」、「自分を見つめ伸ばして」、「この人生の主人公」、「元気ですか あなたの心とからだ」、「ステップアップのために」、「自分のことは自分で決めたい」、「自分の人生は自分で切り拓こう」、「自分をまるごと好きになる」、「心の姿勢」、「思いやる心を」、「君がいるから」、「礼儀知らずは 恥知らず?」、「「思いやり」って・・・なんだろう?」、「太陽みたいにからきら輝く生涯のたからもの」、「同じ一人の人間として」、「いろいろな立場があり考えがある」、「ありがたい心の贈り物に・・・」、「コミュニケーションは心のキャッチボール」、「この地球に生まれて」、「かけがえのない生命」、「悠久の時間の流れるこの大自然」、「かみしめたい 人間としての生きるすばらしさ」、「生命を考える」、「社会に生きる一員として」、「あなたはいつも 1 人じゃないから」、「縛られたくないのはみんな同じ」、「自分だけがよければいい・・・そんな人が多くなったと思いませんか?」、「この学級に正義はあるか!」、「集団、そして一人一人が輝くために」、「考えよう『働く』ということ」、「家族だからこそ」、「この学級が好き」、「ここが私のふるさと」、「我が国を愛し その発展を願う」、「世界の平和と人類の幸福を考える」、「一人一人が厳守すべきものがある」、「マっていました!」、「日本人としての自覚をもって 真の国際人として世界に貢献したい」、「あの人からのひと言」、「あなたに伝えたいことがある」、「道徳の時間に感じたこと 考えたこと」、「新しい出発」、「私の自画像」

これらのうち、「思いやる心を」では、「思いやりがあって感謝の心が芽生え、そこからまた思いやりが生まれる」と記述されている。

また、「かけがえのない命」では、「私がただ一つの存在であるように 私が二つとない存在でないように いまこの時を生きるだれもが 私と同じ唯一無二の存在 ただ一度きりの尊い命をもち 他のだれとも違う かけがえのない命をもつ」と記述されている。

「生命を考える」では、「命とは何なのか。いま、自分がここに息づいていることの偶然性。そして、一度しか抱きしめることができないという有限性。さらに祖先から受け継ぎ、子孫へと受け渡していく連続性。」などと記述されている。

「あなたはいつも 1 人じゃないから」では、「みんながあなたを支えてくれる あなたもみんなを支えている」と記述されている。

「自分だけがよければいい・・・そんな人が多くなったと思いませんか?」では、「公德心とは、社会生活で私たちが守るべき道。この世の中で生きていくうえで、他者への配慮や思いやりを大切にして、社会の中で自分の在り方、生き方を考えることは当然のことです。でもいまの世の中、自分だけがよければいいという人が多すぎると思いませんか。電車やバスの車内での悪いマナー、空き缶やたばこを無頓着にポイ捨てする人、平気で割り込みをしてくる人・・・こういう人が「公德心のない人」と呼ばれるのです。」「社会連帯とは、一人一人が、助け合いながら、ともに手をたずさえて、安心して生活できる明るい社会を築いて行くことです。」と記述されている。

「考えよう「働く」ということ」では、「「働く」というと、単にお金を稼ぐためだと思いがちだけれども、実は、生きがいや自己実現にもつながっている。自分の大切な人の生活を支えるこ

とでもあり、自分の夢を実現するためのものであるという意味で、個人の幸福追求の手段だということができただろう。その一方で、勤労は社会への貢献でもあるということを忘れてはいけない。」などと記述されている。

「家族だからこそ」では、「ほおっておいてほしい 干渉しないでほしい 黙っていてほしい その気持ち、わかります。…親の言うことは聞きなさい、口答えはやめなさい、素直になりなさい…そんなことは言いません。でも、家族のだれもがあなたを愛し、支えようとしていることに気づいてほしい。」などと記述されている。

「我が国を愛し その発展を願う」では、「私たちが暮らすこの国を愛しその発展を願う気持ちは、ごく自然なこと。」「日本を愛することが、狭くて排他的な自国賛美であってはならない。この国を愛することが、世界を愛することにつながっていく。」と記述されている。

「日本人としての自覚をもって 真の国際人として世界に貢献したい」では、「日本人としての自覚をもって、国際社会の中で独自性をもちながら、世界に貢献していくことが求められている。」などと記述されている。

これらの構成や記述については、次のような批判ないし指摘もよせられた。①国家による「心」の統制を意図したもので、検定を経ることなく、国からの上位下達で配布された。②記述が誘導尋問的である。③「いい子」であることを求め、ネガティブなものを排除する傾向がある。④「感じる」という面が強調され、「考える」が少ない。⑤あらゆる問題の解決を個人の「心」の問題に還元しようとする「心理主義的」な傾向があり、危惧される。このような批判ないし指摘がそれである(29)。

### 3. 教育基本法の改正

#### 教育国民会議の提言

2000(平成12)年12月22日、総理大臣の私的諮問機関の教育改革国民会議は、「新しい時代にふさわしい教育基本法」の検討を盛り込んだ報告書「教育を変える17の提案」を発表した。提案は、第一分科会の審議報告として提出された同年7月の「日本人へ」(文責 曾野綾子)という文章が基本となっていた。この文章は「物質的豊かさと平和の中で」、「善と悪の狭間で」、「人生の最初の教師」、「教室で道徳を教えるのにためらう必要があるか」、「教師へ」、「地域、社会、最後は自己責任」、「奉仕の志」、「道は厳しいが」からなる。そのうち、「地域、社会、最後は自己責任」は次のような内容であった。

「(地域、社会、最後は自己責任) …教育は本来、父母、当人、社会が共同して行うものであり、そのすべてが効果に責任を有する。親だけが悪いとか、社会が自分を裏切ったから自分はだめになった、などというのは口実にすぎない。」「自分の教育に責任があるのは、まず自分であり、最終的に自分にある。」「(奉仕の志) 今までの教育は、要求することに主力をおいたものであった。しかしこれからは、与えられ、与えることの双方が、個人と社会の中

で温かい潮流を作りたい。個人の発見と自立は、自然に自分の周囲にいる他者への献身や奉仕を可能にし、さらにはまだ会ったことのないもっと大勢の人々の幸福を願う公的な視野にまで広がる方向性をもつ。」「そのために小学校と中学校では2週間、高校では1カ月間を奉仕活動の期間として適用する。これは、すでに社会に出て働いている同年代の青年たちを含めた国民すべてに適用する。」「そこで初めて青年達は、自分を知るだろう。力と健康と忍耐する心を有していることに満足し、受けるだけでなく、与えることが可能になった大人の自分を発見する。障害者もできる範囲ですべての奉仕活動に加わるから、彼らもまた新しい世界を発見し、多くの友人を得るだろう。」「私たち人間はすべて生かされて生きている。…そのことに感謝を忘れないことだ。」「(道は厳しいが)変化は、勇気と、時には不安や苦痛を克服して、実行しなければ得られない。私たちは決して未来に絶望していない。」「道は厳しい。しかし厳しくなかった道はどこにもなかった。だから私たちは共通の祖国を持つあなたたちに希望し続ける。」

同提案では、「教育の原点は家庭であることを自覚すること」、「奉仕活動を全員が行うようにすること」、といった提言のほか、次の4つの提言も行われた。①小学校に「道徳」、中学校に「人間科」、高校に「人生科」などの教科を設け、専門の教師や人生経験豊かな社会人が教えられるようにする。②そこでは、死とは何か、生とは何かを含め、人間として生きていく上での基本の型を教え、自らの人生を切り拓く高い精神と志を持たせる。③人間性をより豊かにするために、読み、書き、話すなどの言葉の教育を大切にする。特に幼児においては、言葉の教育を重視する。④学校教育においては、伝統や文化を尊重するとともに、古典、哲学、歴史などの学習を重視する。また、音楽、美術、演劇などの芸術・文化活動、体育活動を教育の大きな柱に位置付ける。⑤子どもの自然体験、職場体験、芸術・文化体験などの体験学習を充実する。また、「通学合宿」などの異年齢交流や地域の社会教育活動への参加を促進する。これらの提言がそれである。

このうち、小学校から高校までの各学校段階に道徳教育のための教科の設置を求めた提言は、その後の教育再生会議が提言した道徳の「教科化」に繋がる議論の起点となった(30)。

## 教育基本法の改正

教育改革国民会議の提言を受けて、文部科学大臣は、2001(平成13)年11月26日に中教審に対して「新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について」を諮問した。中教審は2003(平成15)年3月20日に教育基本法の改正を求める答申を提出した。2006(平成18)年12月22日に教育基本法が改正され、同日付で公布、施行された。改正された教育基本法は、公共の精神などの「規範意識」を大切にし、それらを醸成してきた伝統と文化の尊重など、教育の目標として「今日特に重要と考えられる」事項を新たに追加している。教育の目的および目標については、旧法に規定されていた「人格の完成」に「公共の精神」や「伝統と文化の尊重」を新たに加え、生涯学習社会の実現と教育の機会均等などを規定した(第1条から第4条)。

道徳教育に特に関係するものとしては、第2条が「教育は、その目的を実現するため、学問の

自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。」として、以下のような内容を規定した。①幅広い知識と教養を身につけ、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。②個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。③正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。④生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。⑤伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。これらの内容が規定された。

教育基本法の改正を受け、学校教育法第 21 条は、義務教育の目標として、基本法と同様の目標を規定し、学校で取り組むべき道徳教育の内容を示すように一部改正された(31)。

#### 学習指導要領の改訂

教育基本法の改正に伴い、文部科学省は、2008（平成 20）年 3 月に、小・中学校の学習指導要領を改訂（高等学校は 2009 年に改訂）した。平成 20 年度版の学習指導要領では、「道徳の時間」を要として全教育活動を通して児童・生徒の人格形成を図ることを求める一方、道徳教育の推進を担当する「道徳教育推進教師」を設け、どの学校においても確実に道徳教育が効果をあげていくことができるような指導体制の充実を求めた。

平成 20 年度版学習指導要領では、平成元年度版学習指導要領の柱であった「生きる力」の理念を改めて掲げ、学校の集団生活としての機能を十分に生かした道徳教育の一層の充実を図ることや、幼稚園、高等学校を含めた学校段階ごとのにおける重点目標を明確にし、より効果的指導の充実を図ることが求められている。「生きる力」とは「豊かな人間性を重要な要素」とするものであると説明され、ここに「豊かな人間性」とは「美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性、正義感や公正さを重んじる心、生命を大切に、人権を尊重する心などの基本的な倫理観、他人を思いやる心や社会貢献の精神、自立心、自己抑制力、責任感、他者との共生や異なるものへの寛容などの感性及び道徳的価値を大切にする心である」と捉えられている（『中学校学習指導要領解説 道徳編』（2008 年、文部科学省）3 頁）。

学習指導要領では「人権を尊重する心」もあげられている。「子どもの自制心や規範意識の希薄化、生活習慣の確立が不十分である」との認識に基づき、「人間としてもつべき最低限の規範意識、自他の生命の尊重、自分への信頼感や自身などの自尊感情や他者への思いやりなどの道徳性を養うとともに、それらを基盤として、法やルールの意味やそれらを遵守することなどの意味を理解し、主体的に判断し、適切に行動できる人間を育てること」などが重要な課題であるとしている（同 4～5 頁）。

道徳教育の目標は、学習指導要領の「第 1 章 総則」の「第 1 教育課程編成の一般方針の 2」及び「第 3 章 道徳」の「第 1 目標」において次のように説明されている。

「道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の

精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。」(「第1 教育課程編成の一般方針の2」)、「道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。」(「第3章 道徳」の「第1 目標」前段)

改正された教育基本法における教育の目標と学校教育法第21条の一部改正に伴う義務教育の目標とに対応して、道徳教育の目標については、従来の目標に加えて、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し」「公共の精神を尊び」「他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し」が加えられた。そして、この道徳教育の目標に基づいて、「道徳の時間においては、…各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的实践力を育成するものとする。」

(「第3章 道徳」の「第1 目標」後段)とされ、「道徳教育を進めるに当っては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内容が生徒の日常生活にいかされるようにする必要がある。」(「第3章 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の4の前段)とされた。そこでは、日常的な生活指導を道徳的な価値にまで深める場が「道徳の時間」であるという位置付けが与えられた(32)。

## 道徳教育の内容

中学校の学習指導要領では、「主として自分自身に関すること」、「主として他の人とのかかわりに関すること」、「主として自然や崇高なもののかかわりに関すること」、「主として集団や社会とのかかわりに関すること」に分けて整理され、合計24の価値項目が示されている。

このうち、「主として自分自身に関すること」では次のような価値項目が挙げられている。「望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。」「より高い目標を目指し、希望と勇気を以って着実にやり抜く強い意志をもつ。」「自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任をもつ。」「真理を愛し、真実を求め、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく。」「自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する。」

「主として他の人とのかかわりに関すること」では次のような価値項目が挙げられている。「礼儀の意義を理解し、時と場所に応じた適切な言動をとる。」「温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ。」「友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励ましあい、高め合う。」「男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する。」「それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解して、寛容

の心をもち謙虚に他に学ぶ。」「多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる。」

「主として自然や崇高なもののかかわりに関すること」では次のような価値項目が挙げられている。「生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。」「自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。」「人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きること喜びを見いだすように努める。」

「主として集団や社会とのかかわりに関すること」では次のような価値項目が挙げられている。「法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。」「公德心及び社会連帯の自覚を高め、より良い社会の実現に努める。」「正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。」「自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。」「勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。」「父母、祖父母に敬愛の念を深め、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築く。」「学級や学校の一員としての自覚をもち、教師や学校の人々に敬愛の念を深め、協力してよりよい校風を樹立する。」「地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。」「日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。」「世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する。」

#### 4. 新教育基本法・学習指導要領と「愛国心」

改正された教育基本法は、「愛国心」について次のように規定した。

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

ちなみに、旧基本法第1条および第2条は次のように規定していた。

第1条 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身とともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第2条 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

改正された主な点は、新教育基本法の第2条では、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」という文言が明記されたことである。教育基本法の改正に対応して、改正された学校教育法も「愛国心」について次のように規定した。

第21条 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

これを受けて、中学校学習指導要領の「第1章 総則」の「第1 教育課程の一般方針の2」は、「愛国心」について次のように記述した。

「学校教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。」

新学習指導要領の総則には、「伝統と文化を尊重し」、「公共の精神を尊び」とともに、「我が国と郷土を愛し」という表現が新たに加えられた。

中学校学習指導要領「第3章 道徳」の「第2 内容」のうち「4 主として集団や社会との関わりに関すること」でも、その8～10として、「地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛



し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。」「日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。」「世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する。」が掲げられた。

これらの規定は、「国家は個人の人格や幸福を軽んずべきではなく、個人は国家を愛する心を失ってはならない(「国民実践要領」)や「個人の幸福も安全も国家によるところがきわめて大きい。世界人類の発展に寄与する道も国家を通じて開かれているのが普通である」(「期待される人間像」)などの理解の延長線上に位置するもので、「国家を自らの存在の外側に置くのではなく、自分の生き方の問題として国家と向き合い、国家を自らに内在化させて考えるというもの」(33)であった。

## 5. 「自立自助の精神、相互扶助の精神、社会連帯の精神に支えられた社会」の道德教育

戦後における道德教育の展開を上に見てきた。道德教育に与えられた役割は戦前の修身教育のそれと基本的に類似のものだといって決して誤りではない。戦前の修身教育では、上述したように、日本型生存権における「自助」「共助」の強調に対応して、「兄弟ニ友」、「夫婦相和シ」、「朋友相信シ」、「恭儉己レヲ持シ」、「博愛衆ニ及ホシ」、「学ヲ修メ業ヲ習ヒ」、「智能ヲ啓発シ」、「徳器ヲ成就シ」、「進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ」という徳目の育成が図られた。それは戦後の道德教育でも同様で、すでに紹介したように、次のような徳目の育成が図られたからである。

すなわち、「主として自分自身に関すること」では、「望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。」「自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任をもつ。」「真理を愛し、真実を求め、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく。」「自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する。」という徳目。

また、「主として他の人とのかかわりに関すること」では、「礼儀の意義を理解し、時と場所に応じた適切な言動をとる。」「温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ。」「友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励ましあい、高め合う。」「男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する。」「それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解して、寛容の心をもち謙虚に他に学ぶ。」「多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる。」という徳目。

「主として自然や崇高なもののかかわりに関すること」では、「生命の尊さを理解し、かけがえない自他の生命を尊重する。」「自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。」「人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きること喜びを見いだすように努める。」という徳目。

さらに、「主として集団や社会とのかかわりに関すること」では、「法やきまりの意義を理解し、

遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。」「公德心及び社会連帯の自覚を高め、良い社会の実現に努める。」「正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。」「自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。」「勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。」「父母、祖父母に敬愛の念を深め、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築く。」「学級や学校の一員としての自覚をもち、教師や学校の人々に敬愛の念を深め、協力してよりよい校風を樹立する。」という徳目。

これらの徳目の育成が図られている。

国家あつての国民の「生存権」だとされ、これを支える徳目として、修身教育では「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ従ヒ」、「一旦緩急アレハ義勇公ニ報シ」という徳目の涵養が課題とされたが、道德教育でも、「地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。」「日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。」「世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する。」という徳目の涵養が問題とされている。

皇道あつての日本の国家だとされ、これを支える徳目として、修身教育では「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」という徳目の涵養が不可欠だとされたが、道德教育でも「すぐれた伝統の継承」などの徳目が掲げられている。社会事業への下賜金にみられる天皇の「仁慈」に対応する徳目が道德教育においても置かれていないことは修身教育の場合と同様である。

ただ、修身教育と道德教育との間には重要な相違もみられる。①道德教育における「世界の平和と人類の幸福への貢献」の強調。②修身教育における「尊王・勤皇」の強調と道德教育におけるその後退。これらの点がそれである。

## 6. 「無らい県運動」と道德教育

修身教育と同様、道德教育もまた人々をして「無らい県運動」に走らせるのに寄与したといえる。道德教育においても、「主として集団や社会とのかかわりに関すること」では、「法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める」ことが説かれたからである。道德教育においても、「地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。」「日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。」という徳目の涵養が図られたことも大きかった。しかしながら、これらの徳目にも増して人々を「無らい県運動」に走らせるのに寄与したと思われるのは、「温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ」という徳目であった。「無らい県運動」は「同情」を精神的な柱としていたからである。「無らい県運動」の精神的

なもう一つ柱の「社会浄化」も道徳教育に反するものではなかった。むしろ、「公衆衛生」を媒介として、「望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする」という徳目、あるいは、「生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する」という徳目と結びつけることは十分に可能であった。

もともと、道徳教育では、「正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める」という徳目も掲げられていた。この徳目からすれば、ハンセン病強制隔離政策は許されないということにもなりえた。しかし、人々がこの矛盾に気づくのは不可能に近かった。というのも、戦後もハンセン病強制隔離政策を継続した「らい予防法」は、その第3条で、「何人も、患者又は患者と親族関係にある者に対して、その故をもって不当な差別的取扱をしてはならない。」と規定しており、国はハンセン病患者の強制隔離をもって、患者を差別するものではなく、患者等の福利を図るものと喧伝していたからである。龍田寮児童の黒髪小学校本校への入学に賛成したPTA有志でさえもこの喧伝を受け入れ、「らい予防法」および「癩医学」に基づく「社会浄化」ないし「同情」は所与の前提としていたのである。反対派との違いは、「らい予防法」および「癩医学」に基づく「社会浄化」ないし「同情」か、それとも「らい予防法」さえをも超えた「不安感」に基づく「社会浄化」ないし「同情」か、という点にすぎなかった。賛成派においても「無らい県運動」自体は何ら問題にはされていないのである。「らい予防法」が規定する家族に対する援護は完全収容の実現を目的にしており、「沈殿患者」を療養所に収容するためには、病気の恐ろしさについての教育と、家族の生活保障が何よりも重要だという発想に基づくもので、社会福祉一般の水準の低さと複雑な手続き、とりわけ生活行政の厳しさが、家族援護を予防法の下に置くことを下支えした。このような認識は賛成派においても欠けていた。これには、その第25条第1項で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定した日本国憲法の下でも、日本型「生存権」概念が温存されたことがとりわけ与ったといえよう。

(23)前掲『道徳教育の教科書』50～53頁などを参照。

(24)同 55～59頁などを参照。

(25)同 59～63頁などを参照。

(26)同 64～67頁などを参照。

(27)同 67～68頁などを参照。

(28)同 68～69頁などを参照。

(29)同 69～70頁などを参照。

(30)同 71頁などを参照。

(31)同 72～73頁などを参照。

(32)同 91～97頁などを参照。

(33)同 179頁。

## 四 生存権と人権教育

### 1. 人権教育のための国連 10 年と国内行動計画

#### (1) 人権教育に関する国連の取組み

1946（昭和 21）年に国連で採択された「ユネスコ憲章」は、その前文で「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」とし、人権に裏打ちされた教育の重要性を謳った。以後、この憲章に基づいた活動を展開してきたユネスコは、1993（平成 5）年、モンテリオールで、「人権と民主主義のための教育に関する国際会議」を開催した。この会議では、「人権のための教育と民主主義は、それ自身人権であり、人権の実現のための必要条件である」との声明が出され、「人権と民主主義のための教育に関する世界行動計画」が採択された。

同じ年に、国連は、ウィーンで世界人権会議を開催した。同会議では、その行動計画において、人権教育の重要性が強調され、人権教育を通じて人権の保障を確かなものにするため、「人権教育のための国連 10 年」が提唱された。それを受けて、1994（平成 6）年の第 49 回国連総会では、1995（平成 6）年から 2004（平成 15）年までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とする決議が採択された。

「人権教育のための国連 10 年」では、その目的である「人権文化で世界を満たす」ために、次のことをめざすとした。すなわち、「人権と基本的自由の尊重の強化」、「人格及び人格の尊厳に対する感覚の十分な発達」、「すべての国家、先住民及び人種的、民族的、種族的、宗教的及び言語集団の相互間の理解、寛容、ジェンダーの平等並びに友好の促進」、「すべての人が自由な社会に効果的に参加できるようにすること」、「平和を維持するための国連の活動の促進」が、それである。

ここで注目されるのは、「人権教育活動は、女性、子ども、高齢者、少数者、難民、先住民、極貧の人々、HIV 感染者あるいはエイズ患者等の人権を強化することになる」とした上で、この目標実現のために取組まれている活動においては、「人権の実現に影響を与える特別な地位にある人々—警察官、刑務所職員、法律家、裁判官、教師及び教育課程作成者、軍人、国際公務員、開発及び平和維持に携わる人々、NGO、メディア、公務員、議会関係者など—に対する研修について特別の注意を払うべきである」としている点である。

この国連総会では、「人権教育のための国連 10 年」の具体的なプログラムとして、国連事務総長から人権文化で世界を満たすことを主眼とした「人権教育のための国連 10 年」行動計画が併せて報告された。

「人権教育のための国連 10 年」の終了をうけ、2004（平成 15）年の第 59 回国連人権委員会では、「人権教育のための世界計画」を提案する「人権教育の国連 10 年フォローアップ決議」が採択された。この「人権教育のための世界計画」では、終了時限を設けずに、3 年ごとの行動計

画を策定することとし、第一期の 2005（平成 16）年から 2007（平成 18）年は初等中等教育に焦点をあてることとされた。

## （2）日本政府の取組み

### 人権問題に取り組む国の基本的立場

日本政府によれば、人権問題に対して取り組む国の基本的立場が、次のように説明されている。すなわち、その第 1 は、「すべての人権及び基本的自由は普遍的価値である。また、各国の人権状況は国際社会の正当な関心事項であって、かかる関心は内政干渉と捉えるべきではないこと」である。第 2 は、「人権保護の達成方法や速度に違いはあっても、文化や伝統、政治経済体制、社会経済的発展段階の如何に関わらず、人権は尊重されるべきものであり、その擁護は全ての国家の最も基本的な責務であること」である。第 3 は、「市民的、政治的、経済的、社会的、文化的権利等すべての人権は不可分、相互依存のかつ相互補完的であり、あらゆる人権・権利をバランス良く擁護・促進する必要があること」である。第 4 は、「我が国としては、「対話」と「協力」の姿勢に立って、国連等国際フォーラム及び二国間対話等において、我が国を含む国際社会が関心を有する人権問題等の改善を慫慂するとともに、技術協力等を通じて、必要かつ可能な協力を実施する」である。

このほか、「人権分野での取組を強化していく考えであり、政府として国連等国際フォーラムへも積極的に参画し、二国間の人権対話を推進する」ことも謳われている。

### 1997 年の人権教育のための国内行動計画

「人権教育のための国連 10 年」の決議を受けて、日本でも、1997（平成 8）年に、国内行動計画が策定された。同計画の「基本的な考え方」で注目されるのは、次のように記述されている点である。

「人権教育は、国際社会が協力して進めるべき基本的課題である。」「人権教育の推進に当たっては、このような国際的潮流とともに、…地域改善対策協議会意見具申に述べられている…ような認識を踏まえることが重要である。」「翻って我が国社会を見ると、依然として、様々な人権問題が存在している。また、近年、著しく国際化、ボーダーレス化が進展している状況下において、広く国民の間に多元的文化、多様性を容認する「共生の心」を醸成することが何よりも要請される。このため、各種の啓発と相まって、人権に関する教育の一層の充実を図る必要がある。さらに社会の複雑化、個々人の権利意識の高揚、価値観の多様化等に伴い、従来あまり問題視されなかった分野においても各人の人権が強く認識されるようになってきたことから、新たな視点に立った人権教育・啓発の必要性も生じてきている」

このような「基本的な考え方」を踏まえて、国内行動計画は、次に、「あらゆる場を通じた人権教育の推進」（学校教育における人権教育の推進、社会教育における人権教育の推進、企業その他

一般社会における人権教育等の推進、特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進)を謳っている。そして、この「特定職業従事者」として、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者が上げられている。ちなみに、国連では、このほか、裁判官などへの人権教育の必要性も強調されている。

「重要課題への対応」では、次のように記述されている。

「人権教育の推進に当たっては、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人等の重要課題に関して、それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する。」

国内行動計画の大項目の最後は「計画の推進」である。ここで注目されるのは、次のように記述されている点である。

「様々な差別意識の解消を図り、すべての人の人権尊重の意識を高めていくためには、地方公共団体その他の公的機関、民間団体等の果たす役割が大きい。…これらの団体等が、それぞれの分野において、本行動計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本行動計画の実施に当たっては、これらの団体等の取組や意見に配慮する。」「この計画の推進状況について、定期的にフォローアップを行い、その結果を施策の推進に反映するとともに、この計画自体を必要に応じ見直す」

国の国内行動計画を受けて、その後、自治体でも順次、行動計画が策定された。福岡県でも1998(平成9)年に行動計画が策定された。

この国内行動計画は画期的なことで、全体としてみれば評価に値する。しかし、個別的にみると、問題がないわけではない。たとえば、ハンセン病についてなどがそれで、ハンセン病に対する差別や偏見の解消に向けては、ハンセン病資料館の運営、啓発資料の作成・配布等を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及を推進するとしか記述されていない。これが不十分なことは、国立ハンセン病療養所入所者が、国内行動計画策定の翌年の1998(平成9)年に、被害救済などを求めて、「らい予防法」違憲国賠訴訟を熊本地裁に提訴したことからも明らかであろう。被害の実態調査を踏まえた行動計画にはいまだなっていない点も問題であろう。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」

2000(平成12)年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定、施行された。この法律は、人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めた

ものである。

法律では、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされた。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の施行を受けて、2002（平成 14）年には、法務省及び文部科学省が中心となって、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定された。国の人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進施策についての指針が示された。基本計画では、「人権教育の現状」が、次のように分析されている。

「学校教育については、・・・知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題も指摘されているところである。」「（社会教育では）・・・知識伝達型の講義形式の学習に偏りがちであることなどの課題が指摘されている」

「人権啓発の現状」についても、次のように分析されている。

「（法務省の人権擁護機関の人権啓発については）昨今、その内容・手法が必ずしも国民の興味・関心・共感を呼び起こすものになっていない、啓発活動の実施に当たってのマスメディアの効果的な活用が十分とは言えない、法務省の人権擁護機関の存在及び活動内容に対する国民の周知度が十分でない、その実施体制や担当職員の専門性も十分でない等の問題点が指摘されている」

このように法務省人権擁護機関の人権啓発活動に対しては厳しい指摘がみられる。他方、自治体の啓発活動については、「地域に密着したきめ細かい多様な人権啓発活動が様々な機会を通して展開されている」など、高い評価が与えられており、民間団体、企業の啓発活動についても、期待が表明されている。

「人権教育・啓発の推進方策」のうち、「学校教育」に関して掲げられている施策のうちで注目されるのは教職員などに対するもので、次のように記述されている。

「教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていく。また、教職員自身が学校の間等において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行っていく。さらに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく」

「社会教育」についても、「人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけで

はなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められる」とし、そのために必要な施策を推進していくとしている。施策の筆頭に上げられるのは家庭教育の充実である。

他方、「人権啓発」で注目されるのは、人権啓発の方法として、「対象者の発達段階に応じた啓発」、「具体的な事例を活用した啓発」、「参加型・体験型の啓発」が掲げられている点である。このうち、「具体的な事例を活用した啓発」については、次のように記述されている。

「人権上大きな社会問題となった事例に関して、人権擁護に当たる機関が、タイミング良く、人権尊重の視点から具体的な呼びかけを行うことなどは、広く国民が人権尊重についての正しい知識・感性を錬磨する上で、大きな効果を期待できる。特に、その具体的な事例が自分の居住する地域と関連が深いものである場合には、地域住民が人権尊重の理念について、より身近に感じ、その理解を深めることにつながるので、その意味で、具体的な事例を挙げて、地域に密着した啓発を行うことは効果的である。なお、過去の具体的な事例を取り上げるに当たっては、そこで得られた教訓を踏まえて、将来、類似の問題が発生した場合にどう対応すべきかとの観点から啓発を行うことも有意義である。その場合、人権を侵害された被害者は心に深い傷を負っているということにも十分配慮し、被害者の立場に立った啓発を心掛ける必要がある」

「参加型・体験型の啓発」についても、次のように記述されている。

「国民の一人一人が人権感覚や感性を体得するという観点からすると、(各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施、人権啓発映画・啓発ビデオの放映等、啓発主体が国民に向けて行う啓発など)・・・受身型の啓発には限界がある。そこで、啓発を受ける国民が主体的・能動的に参加できるような啓発手法(例えば、各種のワークショップや車椅子体験研修等)にも着目し、これらの採用を積極的に検討・推進すべきである」

基本計画のうち、「各人権課題に対する取組」では、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害などが取り上げられている。国内行動計画において掲げられた施策に加えて、新たな施策も追加されているために、かなり詳しい内容になっている。

たとえば、女性の人権については、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対するあらゆる暴力を根絶するための施策などが追加されている。

子どもの人権についても、「子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるような社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)」ことが追加されており、「家庭教育を



支援する取組の充実に努める」ということも追加されている。

高齢者の人権についても、「(介護者等による肉体的虐待、心理的虐待、経済的虐待(財産侵害)等の) 事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し高齢者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する」ということが追加されている。

同和問題についても、障害者の人権についても、「雇用主に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。(厚生労働省)」ことなどが追加されている。

外国人の人権についても、「外国人児童生徒に対して、日本語の指導を始め、適切な支援を行っていく。(文部科学省)」ことなどが追加されており、「(就労における差別や入居・入店拒否、在日韓国・朝鮮人児童・生徒への暴力や嫌がらせ等の) 事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し外国人の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)」ことが追加されている。

ハンセン病についても、「正しい知識の普及を図ることにより、ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病及びその感染者への理解を深めるための啓発活動を推進する。学校教育及び社会教育においても、啓発資料の適切な活用を図る。(法務省、厚生労働省、文部科学省)」

「(入居拒否、日常生活における差別や嫌がらせ、社会復帰の妨げとなる行為等の) 事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しハンセン病に関する正しい知識とハンセン病患者・元患者等の人権の重要性について理解を深めるための啓発活動を実施する(法務省)」ことが掲げられた。

国の基本計画の策定を受けて、自治体でも順次、基本計画が策定された。たとえば、福岡県でも 2003(平成 14)年には、人権が尊重される心豊かな社会の実現に向けて、「福岡県人権教育・啓発基本指針」が策定された。

## 2. 道徳教育としての人権教育の展開

### (1) 学習指導要領

学校教育については、文部省により「学習指導要領」が定められている。中学校のそれについても「中学校学習指導要領」が定められており、同要領は、「第 1 章 総則」、「第 2 章 各教科」、「第 3 章 道徳」、「第 4 章 総合的な学習の時間」、「第 5 章 特別活動」からなる。同要領では、学校教育における道徳教育の目標および内容が規定されており、内容については合計 24 の価値項目が示されている。

すなわち、「1. 主として自分自身に関すること」では、「望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする」こと、「より高い目標

を目指し、希望と勇気をもって着実にやり抜く強い意志をもつ」こと、「自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任をもつ」こと、「真理を愛し、真実を求め、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく」こと、「自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する」こと。「2. 主として他の人とのかかわりに関すること」では、「礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる」こと、「温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ」こと、「友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合う」こと、「男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する」こと、「それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解して、寛容の心をもち謙虚に他に学ぶ」こと、「多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる」こと。「3. 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること」では、「生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する」こと、「自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める」こと、「人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きること喜びを見いだすように努める」こと。「4. 主として集団や社会のかかわりに関すること」では、「法やきまりの意義を理解し、遵（じゅん）守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める」こと、「公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める」こと、「正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める」こと、「自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める」こと、「勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める」こと、「父母、祖父母に敬愛の念を深め、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築く」こと、「学級や学校の一員としての自覚をもち、教師や学校の人々に敬愛の念を深め、協力してよりよい校風を樹立する」こと、「地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める」こと、「日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する」こと、「世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する」こと。

これらの価値項目がそれである。

ところで、国民の人権意識の涵養にとって学校教育の果たす役割は極めて大きなものがある。日本の学校教育における人権教育の特徴は、それが上のような道德教育の中で行われているという点にある。すなわち、「温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し感謝と思いやりの心をもつ」こと。「男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する」こと。「それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解して、寛容の心をもち謙虚に他に学ぶ」こと。「多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる」こと。「生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する」こと。「法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義

務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める」こと。「公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める」こと。「正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める」こと。「勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める」こと。こういった観点から、人権教育が行われていることである。

## (2)人権学習用教材の作成

この人権教育のために、多くの都道府県教育委員会では、人権学習用教材が作成されている。群馬県でも、中学生・高校生用人権学習用教材として『共に生きる』が作成されている<sup>(34)</sup>。同種の教材としては優れたものといってよい。群馬県総合教育センターでは作成の理由が次のように紹介されている。

「人権教育では、人権に関する知識を理解するだけでなく、人権を尊重することの正当性、侵害されることの不当性や問題性を直感的にとらえる感性や人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を育成することが重要です。そのため、生徒自らが活動や話し合いを行うなど参加体験型の学習をとおして、主体的に人権感覚や技能を育成する指導方法が有効です。

中学生・高校生用学習教材「共に生きる」は、こうした方法を取り入れ、身近な活動事例を中心に構成されています。また、生徒の活動を支援できるよう学習シート集を合わせて作成しました。」<sup>(35)</sup>

この『共に生きる』は、「はじめに」、「本書を活用するにあたって」、「第1章 あなたとわたし」、「第2章 人とよりよい関係を築くために」、「第3章 共に生きる」、「第4章 人権課題について」からなっている。冒頭の「はじめに」では、次のように記述されている。

「人は生涯の中で様々な体験を通して、それぞれ固有の喜び、悲しみなどを経験しますが、誰でも共通する願いをもって生活しています。（原文では改行）それは、人はだれでも「幸せに生きたい」と願っていることです。（原文では改行）同時に、家族や友だちなど、自分の身の回りの多くの人も幸せになって欲しいと願っています。そして、それは世界中の人々が幸せになることにつながっています。（原文では改行）私たち一人一人が等しくもっている、人としての権利「人権」については、『世界人権宣言』の中で、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」としています。（原文では改行）これは、昭和23年12月10日に開催された国際連合総会において、第二次世界大戦での人命軽視や人権侵害のために、多くの尊い命が奪われたことに対する反省から生まれました。（原文では改行）日本において、本格的に「人権」や「基本的人権」が保障されるようになったのは、昭和22年5月3日から日本国憲法が施行されたのが始まりと言えます。自由に生きる権利（自由権）、平等の権利（平等権）、人間らしく生きる権利（社会権）などの基本的人権の尊重は、日本国憲法の基本的原理の一つで、誰も侵すことの出来な

い永久の権利として保障されています。さらに、憲法は、この自由と平等の権利は、公共の福祉に反しないかぎり、最大限に保障されるとあり、時として人権の衝突も生じており、裁判所の判断が必要な場合もあるのを忘れてはなりません。（原文では改行）現在、この「人権」を踏みにじる行為や様々な人権問題が存在しています。（原文では改行）学校・家庭・地域社会など、普段何気なく過ごしている日常生活の中にも、人権という視点から見ると、様々な問題があることに気づきます。例えば、何気ない気持ちで相手を傷つけてしまう言葉、いじめ、車椅子の人が困っているちょっとした段差などです。（原文では改行）21世紀を迎え、誰もが個人として尊重され、互いが認め合い、すべての人々が幸せの実現をめざす、「人権の世紀」と言われる社会づくりが求められています。（原文では改行）これからの社会を築いていく中学生・高校生の皆さんが、この学習教材を通して、人それぞれのちがいを個性の豊かさとしてとらえ、一人一人の個性とつながりを大切にすることを学習し、自分の可能性を最大限に伸ばし、生きる力を身に付けて、人権尊重社会を実現して欲しいと願っています。」

「第1章 あなたとわたし」は、「1 自分らしさ」、「2 ちがい」からなっている。また、「第2章 人とよりよい人との関係を築くために」は、「1 対立の受け止め方」、「2 コミュニケーションの能力を高める」、「3 身近な「じんけん」」からなる。「第3章 共に生きる」は、「1 権利について」、「2 私たちの権利」、「3 豊かな社会と人権の尊重」からなっている。「第4章 人権課題について」は、「1 男女共同参画社会の実現」、「2 子どもたち」、「3 高齢者」、「4 障害のある人たち」、「5 同和問題」、「6 外国籍の人たち」、「7 HIV感染症などの人たち」からなっている。このうち、「人権課題について」では1～7について次のように各記述されている。

#### 男女共同参画社会の実現

「人間の社会は、男性と女性によって成り立っており、一人一人の個性が尊重され、互いに協力することによって、学校、家庭や職場において、望ましい社会が形成されます。（原文では改行）今日、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会の実現が求められています。しかしながら、現実には知らず知らずのうちに固定的な性的役割分担にとらわれていることはないでしょうか。互いに異性についてのよさを認め合うにはどうしたらよいのでしょうか。」

「性別による固定的な性的役割分担意識を解消し、男女が互いに尊重し合える社会を実現するためには、何に気づき、考え、行動していけばよいのでしょうか。」「男女共同参画社会への取り組みは、みなさん一人一人の意識の自己点検から始まります。誰もが自分を大切に思い、相手を思いやる関係を築いていくことが人権尊重の基本です。そして、男女共同参画社会を築いていくために、現実にある男女の差別や人権侵害に「気づき」、改善に向けて自

ら「実践して」いきましょう。」「男女共同参画社会は、男性も女性も一人の人間として権利を保障されている社会ですが、現実には女性であることを理由に起こる人権侵害として、ドメスティック・バイオレンス（夫や恋人から受ける暴力）やセクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）、ストーカー行為、就職差別などがあります。今まで、被害者が泣き寝入りをしてしまう場合が多く、潜在的な人権侵害として深刻な問題でしたが、新しい法律も整備されつつあります。学校においては、人権侵害だと考えられる事例が生じたら、担任、教区相談担当の先生、管理職の先生等に、早く相談することが大切です。」「Q 男女共同参画社会を実現するためにどのように務めたらよいのでしょうか？」「A ○ 異性の有している見方や考え方を知り、相手のよさを認め合うようにしましょう。○ 自分の異性に対する姿勢を見直し、相手の人格を尊重するようにしましょう。○ 日常の学校生活における諸課題について、男女が互いに協力して解決し、充実した学校生活を送りましょう。○ 社会において男女が協力して、楽しい職場や明るい家庭を作りましょう。」

#### 子どもたち

「私たちを取り巻く社会においては、様々な国内の法令や国際条約の趣旨に沿って、「児童の最善の利益」に基づき、子どもの人権を守るため様々な取組がなされています。しかし、みなさんを取り巻く環境は、非行をはじめ、児童虐待、児童売春、薬物乱用等の問題が発生しています。特に、いじめ、不登校、児童虐待などは、子どもの人権侵害として社会問題にもなっています。学校は、家庭や地域社会と一体になって、これらの問題を解決しようと様々な対策を行っています。（原文では改行）ここでは、そうした社会に生きる子どもの人権に関わる問題について考えましょう。」「「いじめ」は、大変に残酷で重大な人権侵害です。「いじめ」は誰よりもいじめる側が悪いのであり、許されない行為です。また、「いじめ」をはやしたてることや、「いじめ」を見ているだけで何もしない行為も、いじめる行為と同様に許されません。（原文では改行）このような考えに立ち、クラスや学校からいじめをなくしましょう。」「子どもの虐待とは、保護者（親権者）が児童（18歳未満の者）に対しておこなう身体的虐待、性的虐待、養育拒否、心理的虐待を意味します。虐待は子どもの心と体に深い傷あとを残し、時には生命を奪うこともあります。」「Q いじめをなくすにはどうしたらよいのでしょうか？」「A ○ いじめについては、それが原因で自殺や殺傷事件、あるいは不登校に至る場合があり、重大な人権侵害であることを認識しましょう。○ 学校内に、思いやりや正義、信頼をいきわたらせ、いじめは卑劣な行為であるとの考えを確認しましょう。○ いじめがなくなる原因としては、他人に対する思いやりやいたわりといった、人権尊重の意識が育っていない点が、根底にあると考えられます。」「笑顔の似合う先生に――この人について 誰もがみんなこう思う。誰もがこう言う。（原文では改行）一番自分たちを心配してくれ 一番相談に乗ってくれる先生だと……。 （原文では改行）（略）私たちのがんばった姿を喜ぶ笑顔の似合う先生と 私たちの心で結んだ友好条約。（原文では改行）この条約は切れることがない。（原文では改行）これから先、どんなことがあつて

も けっして切れることはない。(原文では改行) そうですね? 先生。(卒業生の手紙より) (文部科学省「中学生道徳教育推進指導資料」から)」

## 高齢者

「「高齢者」とは何歳からをいうのでしょうか。高齢者の体力は、年齢の若い人よりも劣るかもしれません。しかし、長い人生において、その心とからだに蓄えられてきた思考力と判断力は、私たちの暮らしの中に活かされ、社会を発展させてきました。(原文では改行) しかしながら、平均寿命の大幅な伸びや、少子化により、社会の高齢化が進む中で、就業差別や、高齢者の財産にかかわる経済的虐待、介護の必要な人への肉体的・心理的虐待などの人権問題が生じています。その課題を考察してみましよう。」「あなたが持っている高齢者のイメージはどんなもののでしょうか?(原文では改行) 一口に高齢者といっても、その姿はいろいろです。上の例から、生活(暦)年齢と生理的年齢や精神的年齢とは必ずしも一致しないということがわかります。一人一人異なる個性を持った、人生の先輩と考えたら、私たちにとって高齢者はかけがえのない人たちとなるはずです。(原文では改行) 一定年齢で「高齢者」を規定することは難しいことですが、統計的データは諸政策には不可欠なことから、WHO(世界保健機構)では、65歳以上を高齢者と規定しました。」「社会への奉仕活動等を通して、自ら充足感を得られ、心が満足し、生きがいのある人生を送ることができます。また、個人の立場を越え、他人や社会の利益を大切にすること、公共のために尽くそうとする態度を育むことができます。そして、自らも社会の一員として、互いを支え合う社会の仕組みを実感し、充実感が生まれ、自己実現していくことにつながり一人一人の幸福となります。」

「Q 高齢化が進む社会では、高齢者をどう考え、何をしていくことが必要なのでしょうか?」「A ○ 高齢者は、地域社会に尽くし、文化や伝統を育ててきてくれた人々であり、自分の人生を大切に生きてきた人生の先輩として感謝と尊敬の念を持ちましよう。○ 高齢者は、郷土を作り上げてきた人々であり、様々な機会を通して、地域社会の一員としての自覚や、郷土を大切にすること、心を育ててくれる人として認識しましよう。○ 高齢者との相互理解や連帯感を深める機会等に積極的に参加するよう努めましよう。○ 高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の課題について学習するとともに、社会福祉の増進に寄与する態度を持ちましよう。」

## 障害のある人たち

「「障害のある人」を含むすべての人にとって、住みよい平等な社会を実現するために、ノーマライゼーションの理念の普及や啓発活動が進められており、社会制度や環境整備が行われています。しかし、社会には、まだ、障害者にとって利用しにくい施設、設備が多いなどハード面での障壁や、資格取得や雇用面での不利益に代表されるようなソフト面での障壁も多く存在し、無知や経験不足に起因する障害者に対する偏見や差別も払しょくされていない現状があります。社会のすべての人々が、障害にある人に対して理解を深め、配慮してい

くことが必要です。」「障害者とは、「身体障害、知的障害または精神障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」と障害者基本法（1993年改正）では定義されています。（原文では改行）1981年に始まった「国際障害者年」から、「完全参加と平等」を目標に啓発活動がなされ、障害のある人の視点に立った町づくりもなされてきています。日本でも、障害のある人に対する認識や、周りの環境が良い方向に進んできています。しかし、実際には、さまざまなバリアがあるのも事実です。そのバリアを取り除くための「バリアフリー」という考え方を広めていくことが大切です。」「障害があるからといって、特別な目で見ることなく、お互いに違いを認め合い、1人の人間として理解していくことが大切です。これから求められているのは、心のバリアフリーかもしれません。」

「「バリアフリー」の考え方からさらに進んだ考え方として、「ユニバーサルデザイン」が生まれてきていますが、これは、誰もが使いやすいように、後から環境を整備するのではなく、はじめから誰もが（健常者や障害者の区別なく、子どもからお年寄りまで）使いやすいという観点でデザインすることです。」

「Q 障害者の人が望む暮らしやすい社会とはどんな社会ですか？」

「A 一人一人が個性を持った存在であるということを理解し、私たちの一人一人が暮らしやすい社会こそ、障害のある人にも暮らしやすい社会です。」

#### 同和問題

「同和問題は、日本社会の歴史的発展の中でつくられてきた身分階層構造に基づき、同和地区に生まれ育ったことを理由に差別される我が国固有の人権問題です。この問題は、ここで取り上げた結婚にかかわる差別ばかりでなく、就職差別や差別落書き、最近ではインターネットを使った差別なども発生しています。同和問題の解消に向けて、あなた自身の生き方について考えてみましょう。」

「平成12年度実施の県民意識調査の結果から、子どもの結婚相手が同和地区出身者の場合、保護者としてどのように対応するかを見ると、約7割の保護者が「子どもの意志を尊重する」と答えています。前回、平成2年の調査の51.0%が、平成12年の調査では70.5%と、10年間で約20%近く上昇しています。（原文では改行）しかし、現実には今も「相手が同和地区出身者だから」という理由だけで保護者から結婚を反対されるという差別がなくなっていないことが、資料から読み取れたと思います。（原文では改行）私たちは、こうした差別を解消していくため、努力していかねばなりません。」

「誰でも自分の好きな職業を選択し、働く権利があります。しかし、自分が就職したい会社の採用が、自分の能力や適性ではなく、家族構成や生活信条などによって決定されていたらどうでしょうか。誤った固定観念は、人を傷つけ、偏見や差別につながっていくのです。」

「Q 同和問題は、その人個人ではなく、同和地区に生まれたからということだけで起こる人権侵害であることに気づいたのでしょうか。私たちが、同和問題解消のためにできることは何なのでしょう？」

「A ○身の回りの差別を他人事とせず、自分自身の問題として、人々と協力しながら解決しましょう。○同和地区に対する偏見をなくし、合理的な自己確立、社会規範の確立を目指しましょう。○同和問題を人権問題としてとらえ、人権意識を

高め、残されている心理的差別を解消しましょう。○ 家庭や地域、職場の中に残されている差別意識を解決するため、差別や偏見が起こらない相互に信頼できる人間関係をつくりましょう。」

#### 外国籍の人たち

「急速に国際化が進む現代社会において、我が国においても、在留する外国籍の人たちの人数は、45,231人（平成15年12月現在）になっています。憲法においては、日本国民を対象としていると解されるものを除き、在留する外国籍の人についても、基本的人権の享有を保障しています。ところが、習慣等の違いから、外国籍の人に対する就職差別、入居・入店拒否等の様々な人権問題が発生しています。（原文では改行）みなさんが「真に国際人」になるために、どのようにしていったらよいのでしょうか。」「外国人」という言い方があります。では、「外国人」と「日本人」の違いは何なのでしょう。国際化が進む世の中では、外国人も日本人も同じ地球に住む1人の人間なのです。」「私たちの周りには、たくさんの外国籍の人たちがいます。その中には、外国籍であるというだけで、様々な問題に直面する人も見られます。そうした人に対して、私たちにできることは何なのでしょう。（原文では改行）就職・結婚・住まいを探すなどの際に、外国籍であるということで断られるケースも多いのです。勿論、今日、日本の社会の認識が大きく変化し、そうした差別も少なくなりつつありますが、依然として外国籍の人を取り巻く状況には様々な課題が見られます。」「日本人は地理的特徴や、文化的特殊性のために、外国人との交流に慣れていないと言われていました。日本において、外国人は長い間、異質な存在として見なされてきました。そして今もなお、私たちの心の中には、まだまだその意識が残っているのかも知れません。（原文では改行）しかし、世界には国の数だけ、あるいは民族や個人の数だけ文化があります。国際化が進む現在、日本の国の文化を含め、外国のあらゆる文化はその風土や民族に根ざしたものです。異質な文化を異質だからと排除するのではなく、お互いに理解し認め合う必要があるのではないのでしょうか。」「Q 私たちが国際人として、これから考えていかなければならないことは何ですか？」「A ○ これからの社会は、国際的相互依存関係が深まっていく状況にあり、国際的視野に立ち、世界の中の日本人としての自覚を持ち、国際社会で生きる能力を身につけましょう。○ 世界の国々は、その国独自の文化・伝統を持ち、国民が誇りをもって生活していることを理解しましょう。○ 国によっては、ものの考え方や、生活習慣が異なりますが、差別や偏見をもたず、公平・公正に接し、同じ人間として尊重し合しましょう。」

#### HIV 感染症などの人たち

「今日、正しい理解や知識の不足から HIV 感染症やエイズ患者に対する偏見や差別意識が生まれ、医療、住居、就職その他日常生活の様々な場面で人権問題となって現れています。また、ハンセン病患者、元患者に対する人権問題も HIV 感染者と同様、正しい知識の不足か



ら生じたもので、隔離政策がこの差別意識を継続させてきたと言えます。（原文では改行）そこで、基本的人権尊重の観点から、すべての人の尊さや生存することの大切さを広く伝えるとともに、HIV 感染者・エイズ患者、ハンセン病患者・元患者の人たちに対する偏見や差別意識の払しょくに向けて、どのように取り組んだらよいのでしょうか。（原文では改行）基本的人権の視点に立ち、HIV 感染者・エイズ患者、ハンセン病患者・元患者の人たちとの、共生・共存について理解を深めましょう。」「エイズは、研究の進展に伴い、その原因が HIV といわれる非常に感染力の強いウイルスであり、うつりにくい病気であることが分かっています。しかし、今なお誤った認識や偏見が存在しています。患者や感染者が、偏見や差別に苦しむことがないように、私たちは HIV 感染者やエイズ患者に対して、正しく理解し偏見や差別をなくしていくことが必要です。」「グラフから、現在、世界の HIV 感染者は、ますます増加し、2002 年には 4,200 万人に達しています。日本も先進国で唯一 HIV 感染者が増加しています。国内の HIV 新規感染者数は 1995 年の 277 人が 2002 年には 614 人に倍増しています。（原文では改行）日本の感染ルートでもっとも増加しているものは異性間の性交渉です。特に 10～20 代の割合が増えています。安易な性交渉は、人格を商品化するという倫理上の問題だけでなく、HIV を始めとした多くの性感染症に感染する可能性を高くします。このことに男女の区別はありません。」「ハンセン病は、らい菌による感染力の極めて弱い感染症ですが、感染しても発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しています。（原文では改行）したがって、ハンセン病患者を隔離する必要は全くないものですが、日本では、明治 40 年に隔離政策がとられたのを始めとして、平成 8 年にらい予防法が廃止されるまで、ハンセン病患者を療養所に入所させ、一般社会からの隔離政策がとられました。（原文では改行）家族や親族などとの関係が絶たれたり、入所者自身の高齢化等により、社会復帰が困難な状況にあります。（原文では改行）平成 13 年 5 月に、ハンセン病患者・元患者に対する国の損害賠償責任を認める、熊本地裁判決を受け、国によるハンセン病患者等に対する補償、名誉回復、福祉増進の措置が図られています。」

「Q HIV 感染者やエイズ患者、ハンセン病の患者や元患者の人たちに対して、私たちができることは何でしょうか？」「A HIV 感染者やエイズ患者、ハンセン病で差別を受け、苦しんでいる人がいます。HIV 感染者やエイズ患者が自分の病気を公表しても、差別なく暮らしていける社会が、私たちにとっても暮らしやすい社会であるはずです。（原文では改行）誤った認識や偏見をなくし、一人一人を大切に、共に生きていくことが、今求められているのです。」

### (3)同(2)

熊本県でも、人権学習用教材として『人権・同和教育のための教材開発実践資料集』が作成された<sup>(36)</sup>。作成の理由が次のように紹介されている。

「(前略) 人権尊重の精神や豊かな感性などを取り扱う人権学習においては、この能動型の学習の実現を強く求めています。たとえば、教材と出会った児童生徒が、主体的にそのよさをつかみ、自分自身が感じたこと考えたことを出し合い磨き合って、互いの人権感覚を高めていくというような学習です。(原文では改行) そのためには、児童生徒の実態に応じたよい教材と出会うことが、第一の条件となります。そこで、発達段階に即した身近な素材を指導者のねらいにより教材化し、主体的に人権学習に取り組んだ事例を集めて「人権・同和教育のための教材開発実践資料集」を作成いたしました。(後略)」(36)

この資料集は「教材資料」を 83 頁以下で掲載している。「障害者・高齢者問題」に関する教材資料 13 編、「同和問題」に関する教材資料 5 編、「いじめ」に関する教材資料 4 編、「差別問題」に関する教材資料 2 編、「子どもの権利」に関する教材資料 1 編、「女性問題」に関する教材資料 1 編、「エイズ・ハンセン病問題」に関する教材資料 1 編、「外国人の人権」に関する教材資料 1 編、その他の教材資料 3 編となっている。これらの教材で目につくのは、「もし? あなただったら…」と題された一連の資料である。たとえば、資料 1 では、「ピクニックならワシも一緒に行こうかな」というおじいさんの声に対する「おじいちゃんは年なんだからお家でテレビでもみていれば」という家族の声や、「通れない」という視覚障害者の声に対する「みんな置いているからいいよね」という歩行者の声を紹介した上で、「「障害者」や「高齢者」というだけで、心に壁をつくっていませんか?」と題して、次のように記されている。

「からだが不自由な方やお年寄りにはやさしく。」頭ではわかっているけど、いざとなると…。どうでしょう? 厄介者扱いしてしまう、何となく疎遠にしてしまう、など障害者や高齢者の気持ちを無視した行動をとってはいませんか。差別するつもりはなくても、知らず知らずのうちにつくってしまっている心の壁。あなたなら、どう取り除きますか?

資料 10 でも、「私は仕事があるのに…。」という女性社員の声に対する「これ、急いでコピーね。」「タバコ買ってきてよ。」「お客さんよ、お茶出して!」という男性上司の声や、「返してよ!」という小学生の声に対する「や〜い!」「取れるものなら取ってみな!」という同級生の声を紹介した上で、「いじめの辛さは、受けた人じゃないとわからない」と題して、次のように説かれている。

今、いじめが大きな社会問題になっています。いじめが原因で、学校に行けなくなったり、最悪の場合、自ら命を絶ってしまうなど痛ましい事件が次々と起っています。また、子どもの世界だけでなく、大人の陰湿ないじめも増えています。いじめる側はからかう程度の軽い気持ちでも、いじめられた方の心の傷の深さは、はかり知れません。相手を敬い、大切に思う心を子どものころから養いたいものです。

資料 12 でも、「太郎さんは家事に協力的で助かるんですよ。」という嫁の声に対する「息子に何させてるの…。」という姑の声や、「私はずっと仕事を続けたいの!」という妻の声に対する「女は結婚して家庭に入るのが一番の幸せよ。」と舅・姑の声や、「おじいちゃん、私ホームラン打ったよ」という女の子の声に対する「これからはもっと女の子らしい遊びをきなさい。」という祖父の声を紹介した上で、「男は仕事。女は家庭。」そんな古い考え方が、今だに根付いている」と題して、次のように説かれている。

女性は「家事や育児をして家を守るべき」「子どもが小さいときは、母親は家にいるべき」という固定的な考え方を、私たちは押し付けて、女性の「社会に出て働きたい、活動したい」という願いと機会を奪ってはいないでしょうか。「女性だから…」という理由で自分の夢が閉ざされてしまう人がいるという悲しい現実。全ての人の生き方が尊重される社会にしたいですね。

資料 20 でも、「どうして採用取り消しなんですか!」という当事者の声に対する「いろいろ調査させてもらった結果なんだよ。」という企業の採用担当者の声や、「ねえ、遊ぼうよ!」という当事者の声に対する「キミとは仲良くしちゃいけないって、パパから言われているんだ。」という近所の子ども声や、「結婚しようって約束したじゃないか!」という当事者の声に対する「両親があなたのこと知ったとたん反対されて…。」という恋人の声を紹介した上で、「どうして住まいや出身地だけで差別する人がいるんだろう?」と題して、次のように説かれている。

同和地区の出身というだけで、仲間はずれにしたり、就職や結婚のときに、差別する人がまだ大勢います。データによると、「同和地区」・「同和問題」を認知した時期は 15 歳未満のときがもっとも多く、また、認知した方法は「身内・仲間から聞いた」割合が最も高くなっています。親が持っている偏見を、子どもにいつの間にか押し付けているのです。大人が持つ、子どもへの影響力を今一度考えてみる必要があるのではないのでしょうか。

それ以外の「教材資料」の中にも、同じように当事者の声によったものが散見される。たとえば、資料 11 では、「人の値打ち」と題して、次のような声が紹介されている。

いつか、モンペをはいてバスに乗ったら 隣座席の人が「おばはん」と呼んだ よそいきの着物に羽織を着て汽車に乗ったら 人は私を「奥さん」と呼んだ どうやら人の値打ちは着ている着物で決まるらしい

講演会が開かれると 有名な大学の先生だといえば 内容が退屈でも 人々は耳をすませて聞き 良かったという どうやら人の値打ちは 肩書で決まるらしい

名もない人の話には 人はそわそわして 帰りをやたらと急ぐ 話より買い物が先と どうやら人の値打ちは 学歴で決まるらしい

立派な家の娘さんが 部落にお嫁に来る でも生まれた子どもはやっぱり部落だといわれる  
どうやら人の値打ちは 生まれた場所で決まるらしい  
人々はいつの日 このあやまちに気付くのだろう

資料 13 の中では「住みよい町」と題して、次のように説かれている。

車いすで生活している青年・Uさんは話します。

「車いすでリフトつきバスに乗ると、乗り降りに時間がかかるので、露骨にいやな顔をされたり「人に迷惑をかけたらいかんよ」と言われたりすることがあります。わたしはもう慣れましたけど、もし、初めて車いすで外出した人がこんな言葉をかけられたら、もう外に出たくなるんじゃないかな。若い人は好意的で、乗り降りを手伝ってくれたりするんです」

車いすでも利用できるリフト付きバスは平成 6 年に導入され、その台数は徐々に増えています。

「わたしたち障害者にとって住みよい町は、きっとみんなにとっても住みよい町であるはずだと、わたしは思うのですが…」

Uさんの言葉を、あなたはどう受けとめますか。

資料 28 も、「姉からの手紙」と題された中学 2 年生の次のような作文を掲載している。

私の姉は、耳が不自由です。生まれた時から耳が聞こえません。その姉は今、大阪にいますが、私がこの作文に姉のことを書こうと思ったのは、姉から届いた母あての一通の手紙を見せてもらったのがきっかけでした。

私は手紙を読んで、涙があふれてきました。それは、手紙のほとんどが、姉の聞こえない耳の事だったからです。それには、本当にたくさんの『まさかお姉ちゃんが…! ?』というような、信じられない出来事などが書いてありました。中でも、一番ショックだったのは、「今までずっと耳のことで馬鹿にされていた。」「何度も自殺を考えて、その寸前まで行ったことがあった。」と書いてあったことです。「自殺」という言葉が姉の口からでてくるなんて…。姉が耳のことで馬鹿にされていたなんて、姉の耳の事を馬鹿にする人たちがいたなんて、全然知りませんでした。だって姉は、いつも明るくて、元気で、おもしろくて、一緒にいるだけで楽しくて…。

姉は、「お母さん、私が生まれる前、障害をもって生まれてくるって知ってたくせに、なんで産んだの?」とも書いていました。私は、姉を馬鹿にした人たちが許せません。…姉のつらさを思うと、私の目に涙があふれて、今にもこぼれそうになりました。でも、ぐっとこらえました。なぜかって、「負けない」という言葉が目にとびこんできたからです。「耳の事で馬鹿にされたからって、死ぬなんて大馬鹿だ。お母さんが大事に育ててくれたのに。」  
「お母さんのおかげでしゃべれるようになったんだから。」

『そうだ。お姉ちゃんはしゃべれる。ちょっと口調が変かもしれないけど、ちゃんとしゃべれる。補聴器をしたら、耳が聞こえる。いや、補聴器をしなくても、口の動きを見て、目で聞ける。言葉が聞こえる。普通の人と、ほとんど変わらないじゃないか。お姉ちゃんはこのことができるのは、お母さんのおかげだといっている。』

私はうれしかったです。どういけばいいのかわからないけれど、姉は、障害をもって生まれてきたからこそ、人一倍強く、人一倍やさしく、人一倍明るいのではないかと私は思います。それに、もっとうれしかったのは、今、大阪でいつも一緒にいる友だちに、耳のことで馬鹿にされていた話を、勇気を出してうちあげたら、泣きながらこう言ってくれたそうです。

「私、絶対そんなことしない。絶対馬鹿にしないから。」

姉の事を馬鹿にしない人がいる。姉の心を支えてくれる人が、家族以外にもいる。本当に心の底からうれしく思います。

そして最後に、姉はこう書いています。「今は、死にたいって思わない。精一杯生きていたいって思う。」

(中略)

いつ、私が病気や事故で障害者になるかもしれないのに、私は弱虫です。こころが弱いからいじめられている人を見ても助けられない。少しの勇気も出せないのです。こんな自分は悲しいけど、ほとんどの人が私と同じではないでしょうか。障害者と自分がもし逆の立場だったら?!自分がされて嫌な事は他の人も同じです。もう一度よく考えて。私も、見て見ぬふりをしてきた人も、一緒になって馬鹿にしたり、いじめたりしていた人も、いじめた人も、いじめをうけていた人も、強い心がもてればいいなと思います。そう思うだけじゃなくて、本当にそうなればいい。『やさしさ』も忘れずに…。

私はこれから、見て見ぬふりをするのではなく少しの勇気を持ちたいと思います。誰かがいじめられている時、その場で助けてあげられなくても、その人の心の支えになりたい。手をさしのべてあげるやさしさをもって…。それからちょっとずつでもいい弱い心を強い心に変えていきたいと、心から思っています。

資料 29 も、「いじめられる人、障害者の気持ちを考えて」と題した小学生 6 年生の次のような作文を掲載している。

(前略) この前読んだ雑誌に「いじめられる人が悪い」という読者の声ののっていました。そしてその意見の賛成派が九パーセントありました。その賛成派の人たちはいじめられた事がないからそんな事が言えると思います。

いじめをなくすという事はむずかしいと思います。でもいじめは、絶対になくさなければいけないと思います。

まずはいじている人が自分がいじている人もちゃんと一人の人間としてみてほしいです。そうすれば今よりずっといじめはなくなって、それをずっと続ければ、いつかはいじめ

のない世の中ができてくると思います。それにいじめられる人も強い心をもってほしいです。それで自分の命を無駄にしてほしくないです。

きずついている人は、いじめを受けている人だけではありません。体がちょっと不自由なだけに差別をされてつらい思いをしている人もたくさんいます。私も前に人権集会に行って、左手の指が不自由な人の発表を聞きました。私はその発表を聞いて、はじめて体が不自由な人たちの思いが分りました。でも、障害者の人たちは差別されても、一生けんめいに、くじけないで生きています。本当はとつてもつらいのにがんばって明るく生きようとしていると思います。そんな人たちは私たちよりも、もっと強い心を持っていると思います。障害者の思いが、みんなに分かってもらえれば差別はなくなると思います。私はそんな障害者の方々が私たちより人間らしいと思います。いじめや差別をする人たちより、ずっと人間らしい心を持っていると思います。いじめなどする人はいじめを受ける人などの気持ちを考えればいじめも差別もなくなると思います。

私は絶対にいじめはしたくないです。

ここでは、傍観者にならないための「小さな勇気」、「弱い心を強い心に変えていく」ことの重要性も訴えられている。

資料 19 では、「こんなこと、ありませんか？」という形で、人権意識を問う設問も用意されている。

☆「女のくせに」「子どものくせに」「年寄りのくせに」と言われたり言ったりしたことありませんか

女性を低く見たり軽く見たりする意識がありはしませんか。年齢によって人を分けへだてしていませんか。

☆「チビ」「ノッポ」「デブ」などと言ったり言われたりしたことありませんか。

体型や容姿で人を判断してはいませんか。

☆体の不自由な人を笑ったり特別な目で見ただけのことではありませんか。

口では言わなくてもそう思ったことはありませんか。

☆外国の人をじろじろ見たり、「あ、外人」などと言ったり、または「変な人だ」と思ったりしたことありませんか。

肌の色や言葉の違いで自分とは違う人間だという意識がありませんか。

☆自分の出た学校のことで、「なんだ〇〇学校か」などと言われたりしたことありませんか。学歴で人の価値をはかっていますか。

☆「貧乏人のくせに」と言われたり、言ったりしたことありませんか。

財産の多い少ないで人の上下をつくっていませんか。

☆都会の人に「いなかも」などと言われたことはありませんか。自分がそう言ったことはありませんか。

生まれた所や、住んでいるところを悪く言われるのは、だれでもいやな気持ちになるものです。

☆エイズに感染している人に差別の目を向けていませんか。

正しい知識を持たず、思い込みで差別をしていませんか。

病気とその人の人格は関係ありません。

☆同和地区に生まれた人の悪口を言ったり、悪口を言っているのを聞いたことはありませんか。

結婚の話があったとき、相手の家柄や親の職業などを気にしたりしていませんか。

各人権課題について問題の所在などを解説する教材資料も用意されている。「子どもの人権」に関する資料 8、「同和問題」に関する資料 11、資料 15、資料 18、資料 22、「障害者の人権」に関する資料 13、「エイズ・ハンセン病と人権」に関する資料 14、「高齢者の人権」に関する資料 16、「外国人の人権」に関する資料 27 などが、それである。エイズやハンセン病についても、次のように解説されている。

私たちは、エイズ（後天性免疫不全症候群）やハンセン病のことをどれほど正しく理解しているでしょうか。

平成十年末現在、エイズ患者は全世界で百九十八万人、感染者は、約三千万人と推計されています。また、日本では、患者・感染者五千六百三十三人が報告されていますが、人権侵害の配慮から市内の患者数までは公表されていません。

この患者・感染者の人たちは治療に専念しながら、毎日毎日 HIV（エイズ・ウイルス）と闘い、精一杯生きています。

ところで、エイズ・ウイルスは、職場や学校などの集団生活の中で感染することはありません。しかし、単なる恐怖心やエイズに対する正しい知識の不足から患者や感染者を排除したり、拒否したりといった差別や偏見がおきています。

ハンセン病（らい菌による感染症）においても、感染力は非常に弱く、仮に感染しても完治する病気です。

しかし、これまで、らい予防法（平成八年四月廃止）の存在により、ハンセン病（下）患者は施設に隔離され、その家族を含め社会からいわれなき差別を受け、これまで不幸な人生を強いられてきました。

このように、私たちの病気に対する正しい知識の欠如や理解の不足により患者・感染者やその家族をいかに苦しめてきた（苦しめている）かについて反省し、正しい知識や理解を深め、人間として「共生」する社会、健康と生命（いのち）を大切にするやさしいまちを創っていくことが大切なのです。

資料 21 では、「女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV 感

染者・ハンセン病患者など、刑を終えて出所した人等、犯罪の被害者などの人権問題への取組みを重要課題として位置づけ、啓発活動の推進や社会参加促進のための環境づくり・支援、相談体制の整備などの取組みを進めます。」としたうえで、重要課題について、その「現状・問題点」と「取組みの方向」が簡潔に整理されている。たとえば、「同和問題」についてみれば、「現状・問題点」としては「教育面、就職面、産業面での較差」「就職、結婚等に際しての差別意識」「差別落書き、差別発言」が挙げられ、「取組みの方向」としては「同和問題への理解の促進」「同和問題解決に向けた態度や行動力の養成」「条例に基づく、差別事象の発生防止」「適正な採用選考の推進など」が掲げられている。

問題解決に向けた具体的な提言が見られるのも本「教材資料」の特徴である。「ぼくのやさしい町づくり紹介」と題された一連の資料がそれで、たとえば、資料3では、「お手伝いをするうえで大事なことは」として、「困っているとき助け合うことは当たり前のこと。思いきって声をかけてみましょう。」「黙っていきなり車いすを押したり、目の不自由な人の手をひっぱたりするのは、絶対にやめましょう。」「親切のつもりでも、相手がそれを望まないことであれば、よろこばれません。手伝う前に何をしてほしいのかを確かめましょう。」「人前であまりオーバーなサービスをしたり、同情の言葉をかけたりすることは、時には相手の気持ちを傷つけます。思いやりをもって心がけましょう。」と提言されている。また、資料23から資料27では、「段差があるところにスロープがあればとっても便利!」「まちには、車いすで入れるトイレが必要!」「まちにベンチがあるとお年寄りや松葉づえの人が助かる!」「その(黄色いブロックの一引用者)上に自転車や荷物を置いたりしてはいけないんだよ。」「(スロープやトイレの設備の作り方は一引用者)『やさしいまちづくり条例』や『ハートビル法』に定めてあるんだよ。」「障害のある人のための設備はどこにあるの?案内表示があるといいな!」「車いすのまま乗れるバスがあるといいな!」として、それぞれについて短い解説が記されている。

#### (4)人権についての不十分ないし誤った理解

この日本の道徳教育としての人権教育については、西欧諸国の人権教育と比較して、次のような問題があるとされる。西欧諸国における人権教育の実践事例集・テキスト(37)は、理念的権利としての「人権」と法的権利としての「人権」の区別および両者の間の相互の連関について説明を加えているが、日本の人権教育は、一般的に、道徳的・理念的なものとしての「人権」に言及することはあっても、西欧諸国のように道徳的なものと法的なものとの区別および相互連関について説明を加えることはないという点などが、それである(38)。人権教育の「思いやり」、「やさしさ」への志向性の強さも指摘されている(39)。意識・感情の問題への抽象化等の点もあげられている(40)。人権教育における法的権利性の欠如という指摘(41)も重要であろう。

人権教育の現状については多くの分析がみられる。たとえば、2002(平成14)年の人権教育・啓発に関する基本計画では、前述したように、この点について、次のように分析されている。

「学校教育については、…知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方



法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題も指摘されているところである。」「(社会教育では)・・・知識伝達型の講義形式の学習に偏りがちであることなどの課題が指摘されている」

知的理解にとどまっている点や知識伝達型の講義形式という点について、その改善が図られなければならないというのは、確かにその通りであろう。

より根本的だと思われることは、人権についての不十分ないし誤った理解が、日本の人権教育が道德教育として展開されていることに由来しているという点である。この点の克服なくして、日本の人権教育の問題を本質的に解決することは困難であろう。人権についての不十分ないし誤った理解の具体例としては、たとえば、次のような理解があげられる。①人権は大昔から変わらないもので、いわば常識という理解。②人権の見方は国によって異なるもので、日本には日本なりの人権の見方があるという理解。③人権は個人を守るものだという理解。④人権は個人の心の問題だという理解。⑤皆、価値観が違うから、何が人権か、また、人権を守るかどうかは多数決で決めるしかないという理解。⑥人権は努力目標だという理解。⑦私の携わっている行政分野は人権とは直接関係がないという理解。⑧人権を考える上で公正・中立が大事だという理解。これらの理解は、知的理解に基づくもの、あるいは、知識伝達型の講義形式によるものというよりは、道德教育としての人権教育によるものだといえるからである。

## (5)法教育

法務省法教育研究会「最終報告書」

2001(平成13)年6月12日に出された司法制度改革審議会の「最終意見書」は司法制度改革のための「国民的基盤の確立」をも掲げ、その「第2 国民的基盤の確立のための条件整備」において、次のように提言した。

「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる。このため、教育関係者法曹関係者が積極的役割を果たすことが求められる。(原文では改行)法や司法制度は、本来は、法律専門家のみならず国民全体が支えるべきものである以上、今後は、司法参加の拡充に伴い、国民が司法の様々な領域に能動的に参加しそのための負担を受け入れるという意識改革も求められる。(原文では改行)そのためには、学校教育を始めとする様々な場において、司法の仕組みや働きに関する国民の学習機会の充実を図ることが望まれる。ここでは、教育関係者のみならず、法曹関係者も積極的な役割を果たすことが求められる。」

これを受けて、司法教育の充実について検討を重ねてきた法務省の法教育研究会は最終報告書「我が国における法教育の普及・発展を目指して－新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために－」を2004(平成16)年11月4日に法務省に提出した。

報告書は、「はじめに」、「第1 法教育の意義」、「第2 法教育の現状と課題」、「第3 法

教育が目指すもの」、「おわりに」からなっている。そのうち、「第1 法教育の意義」は「法教育とは何か」および「我が国における法教育の必要性」からなるが、「法教育とは何か」では、法教育が次のように定義される。

「「法教育」とは、広く解釈すれば、法や司法に関する教育全般を指す言葉である。しかし、より具体的には、アメリカの法教育法(Law-Related Education Act of 1978,P.L.95-561)にいうLaw-Related Educationに由来する用語であって、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を特に意味するものである。これは、法曹養成のための法学教育などとは異なり、法律専門家ではない一般の人々が対象であること、法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育であること、社会に参加することの重要性を意識付ける社会参加型の教育であることに大きな特色がある。」

重要なのは「我が国における法教育の必要性」である。次のように説かれているからである。

「今日、…法教育の重要性がますます高まってきているが、その背景には、我が国の社会の変化がある。(原文では改行) 1990年以降、我が国は、自由で公正な社会をよりよく実現するために一連の改革に取り組んできた。その重要なねらいの一つは、行政改革や規制緩和などに示されるように、行政による過剰な事前規制を見直し、社会の内にある多様な活力を積極的に引き出していこうという点にある。しかし、規制緩和などが進められていくに伴い、国民が自由に活動できる範囲が広がる一方で、自由な活動から様々な紛争が生じることが予想され、こうした紛争を法に基づいて公正に解決する必要が生じる。また、今後、国際化がますます進展していくにつれて、様々な文化的背景や価値観を持った人々の間での交渉が日常化していくことによって、今まで以上に透明なルールによる紛争解決が求められることになる。平成13年から本格的に始まった司法制度改革は、このような法に基づく公正な紛争解決が迅速に行われるために、司法・裁判制度の改革を実現しようとするものにほかならない。

(原文では改行) また、これと同時に、一連の改革を通じて、国や地方自治体の活動などの公共的な事柄について、国民の参加がより一層求められるようになってきている。司法制度改革においても、法や司法制度は、本来、法律の専門家のみならず国民全体で支えられるべきものとされ、司法を支える国民的基盤を確立するために、平成21年5月までには国民が一定の刑事裁判に参加する裁判員制度が開始されることとなった。これは、国民が法や司法を利用するだけでなく、司法を支えるために能動的に参加することが求められていることを意味する。(原文では改行) このような制度改革が実りあるものとなるためには、何よりもまず、国民一人ひとりが、自らの権利と責任を自覚し、国民の自律的な活動を支える法や司法の役割を十分に認識しなければならない。その上で、法律専門家の助力を得ながら、紛争

に巻き込まれないように必要な備えを行い、仮に紛争に巻き込まれた場合には、法やルールにのっとった適正な解決を図るよう心がけるとともに、自ら司法に能動的に参加していく心構えを身に付ける必要がある。（原文では改行）法及び司法に関する学習機会を充実させることが必要とされるのは、まさに、このような要請に応えるためであって、それゆえ、このような教育においては、法律の条文や制度を知識として暗記するのではなく、法やルールの背景に、どのような目的や価値があるのか、司法や裁判がどのような役割を担っているかを自ら考えることを通じて学び、司法制度を正しく利用し、適切に参加する力を身に付けておかなければならない。（原文では改行）他方、知識を覚えることにとどまらず、実生活で生きて働く力として、思考力、判断力、表現力などを高めることを重視する法教育の基本的な考え方は、これまで積み重ねられてきている教育改革の観点からも求められているものといっている。平成14年4月から実施された新学習指導要領では、「生きる力」の育成を基本的なねらいとされており、「生きる力」の一つとして、自ら学び自ら考える力を育成することが挙げられている。このような教育の流れは、「急速かつ激しい変化が進行する社会を一人一人の人間が主体的・創造的に生き抜いていくために、教育に求められているのは、子どもたちに、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力（中略）などの〔生きる力〕をはぐくむことである。」とする、中央教育審議会答申（平成15年10月）にも現れている。（原文では改行）また、教育改革において、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成が目指され、その一つとして国家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成が挙げられている点にも注目しなければならない。（原文では改行）以上のように、法教育は、司法制度改革と教育改革の流れに沿うものであり、国民一人ひとりが、自由で公正な社会の担い手となるために欠くことのできない資質の育成を目指すものにほかならないのであって、現在、我が国において、その普及・発展を図る必要性が極めて高くなってきていると考えられる。」

「第3 法教育が目指すもの」も、「我が国において目指すべき法教育」、「子どもの成長に応じた法教育」、「中学校で実施されるべき法教育の内容と教材」、「法教育の受け手である子どもの立場からの感想」、「法教育を普及させるための今後の課題」からなる。このうち、「我が国において目指すべき法教育」は、「自由で公正な社会を支える「法」的な考え方を育てること」および「法教育で取り扱うべき主たる内容」からなる。また、「子どもの成長に応じた法教育」は、「子どもの成長や発達の過程への配慮」および「小学校、中学校、高等学校における法教育の展開」からなる。さらに、「中学校で実施されるべき法教育の内容と教材」は、「四つの教材の中学校社会科公民的分野における位置付け」および「四つの教材のねらいと趣旨」からなり、「法教育の受け手である子どもの立場からの感想」は、「ルールづくりに関する模擬授業」、「私法と消費者保護に関する模擬授業」、「司法に関する模擬授業」からなり、「法教育を普及させるための今後の課題」は、「法教育の重要性の周知」、「学校教育における法教育と関係者への期待」、「学校教育における法教育と家庭、地域社会、職場との連携」、「普及を更に促進

していくための取組み」からなる。

そのうち、「自由で公正な社会を支える「法」的な考え方を育てること」では、次のように説かれている。

「我が国における法教育は、国民一人ひとりが自由な活動を行っていく上で、法及び司法が果たすべき役割について理解を深め、あらかじめ紛争を予防し、また、紛争を適切に解決するために必要な、基礎的な素養を身に付けるためのものであると同時に、国民一人ひとりが自由で公正な社会の担い手として、公共的な事柄に主体的に参加する意識を養うものでなくてはならない。（原文では改行）自由で公正な社会とは、様々な考え方をもち、多様な生き方を求める人々が、お互いの存在を承認し、多様な考え方や生き方を尊重しながら、共に協力して生きていくことのできる社会である。法は、本来、このような共生のための相互尊重のルールとして、国民の権利を守り、また、国民の責務を明確にすることによって、各人の自律的な活動を促進し、その生活をより豊かにするものであって、ただ単に国民を規制するだけのものではない。また、司法とは、すべての当事者を平等・対等の地位に置く公正な手続を通じて、法に基づく権利の救済を図り、ルール違反に対処することにより、法秩序の維持・形成を図るものである。（原文では改行）こうした法や司法の意義について学ぶことにより、法によって自らの権利が守られているとともに、他者の権利をもまた尊重しなければならないという権利と責任の密接な関係について十分に認識を深め、自らの在り方に深くかかわる法やルールを定める過程に積極的に参加することの重要性と、法を利用して紛争を解決することの合理性などを体得することになる。それによって、国民一人ひとりが法にかかわっていくことは、自由で公正な社会を国民一人ひとりが支えていくことなのだという、立憲民主主義社会の担い手として公共的な事柄に参加する責任感と、このようにして定められた法を守らなければならないという規範意識がはぐくまれることになろう。（原文では改行）したがって、我が国における法教育は、個人の尊厳や法の支配などの憲法及び法の基本原理を十分に理解させ、自律的かつ責任ある主体として、自由で公正な社会の運営に参加するために必要な資質や能力を養い、また、法が日常生活において身近なものであることを理解させ、日常生活においても十分な法意識を持って行動し、法を主体的に利用できる力を養うことが目指されるべきである。」

「法教育で取り扱うべき主たる内容」でも次のように説かれている。

「以上のようなねらいを実現するために、法教育においては、次のような領域を中心にして、学習機会の充実を図ることが望ましいと考えられる。」「ア 法は共生のための相互尊重のルールであり、国民の生活をより豊かにするために存在するものであるということを、実感をもって認識させるために、ルールをどのようにしてつくるのか、ルールに基づいてどのように紛争を解決していくのかについて主体的に学習させる。」「イ 個人と個人の関係

を規律する私法分野について、学習機会の充実を図る。その際には、日常生活における身近な問題を題材にするなどの工夫をして、契約自由の原則、私的自治の原則などの、私法の基本的な考え方について理解させるとともに、企業活動や消費者保護などの経済活動に関する問題が法と深くかかわっていることを認識させる。」「ウ 一人ひとりの人間が、かけがえない存在として相互に尊重されるべきであること及び自律的かつ責任ある主体として自由で公正な社会の運営に参加していく必要があることを認識させるとともに、それに必要な資質や能力をはぐくむために、個人の尊厳、国民主権あるいは法の支配などの憲法及び法の基礎にある基本的な価値や国と個人との関係の基本的な在り方について、一層理解を深めさせる。」「エ 司法とは、法に基づいて、侵害された権利を救済し、ルール違反に対処することによって、法秩序の維持・形成を図るものであることを認識させるとともに、すべての当事者を対等な地位に置き、公平な第三者が適正な手続を経て公正なルールに基づいて判断を行うという裁判の特質について、実感を持って学ばせる。」「このような領域を中心として法を学ばせるに当たっては、自由で公正な社会の担い手として、自分自身で考え、その意見を積極的に分かりやすく述べ、また自分と異なる見解にも十分配慮して、討論や合意形成などができる能力を身に付けさせるように努めることが重要である。」「また、法によって自らの権利・自由が守られているとともに、他者の権利・自由もまた尊重しなければならないという権利と責任の密接な関係について認識を深めさせ、相互尊重のルールである法を守る重要性を理解させることにより、規範意識を涵養する点にも配慮することが必要である。」

研究会報告書については、次のような評価が有力である。日本における法教育推進には、①社会科教育研究者と初等中等教育教員によって研究・実践されてきた法教育、②1990年代前半から法律家団体によって提起・推進されてきた司法教育、③司法制度改革の一環として提起された司法教育、の3つの流れがあるが、報告書は、この3つの潮流の合流であり、「主権主体としての国民」と「人権主体としての国民」の2つの観点を提示した。ただし、重点は「人権主体としての国民」の方ではなく、司法制度改革審議会意見書が提起した司法制度改革の一環としての司法教育を基調とした、「主権主体としての国民」の方にある。このような評価である(41)。

#### 新学習指導要領

2008（平成20）年1月17日の中央教育審議会の答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」もこのような流れに沿ったものであった。同答申でも、その「2. 現行学習指導要領の理念」の「「知識基盤社会」の時代と「生きる力」」および「5. 学習指導要領改訂の基本的な考え方」の「(4) 思考力・判断力・表現力等の育成」において次のように説かれたからである。

「このような知識基盤社会化やグローバル化は、アイディアなどの知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させるとともに、異なる文化・文明との共存や国際協力の必要性を増

大させている。(原文では改行)「競争」の観点からは、事前規制社会から事後チェック社会への転換が行われており、金融の自由化、労働法制の弾力化など社会経済の各分野での規制緩和や司法制度改革などの制度改革が進んでいる。このような社会において、自己責任を果たし、他者と切磋琢磨しつつ一定の役割を果たすためには、基礎的・基本的な知識・技能の習得やそれらを活用して課題を見だし、解決するための思考力・判断力・表現力等が必要である。しかも、知識・技能は、陳腐化しないよう常に更新する必要がある。生涯にわたって学ぶことが求められており、学校教育はそのための重要な基盤である。(原文では改行)他方、同時に、「共存・協力」も必要である。国や社会の間を情報や人材が行き交い、相互に密接・複雑に関連する中で、世界や我が国社会が持続可能な発展を遂げるためには、環境問題や少子・高齢化といった課題に協力しながら積極的に対応することが求められる。このような社会では、自己との対話を重ねつつ、他者や社会、自然や環境と共に生きる、積極的な「開かれた個」であることが求められる。(原文では改行)また、グローバル化の中で、自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々と共存していくためには、自らの国や地域の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けることが重要になっている。」「子どもたちの学力に関する各種の調査の結果は、いずれも知識・技能の活用など思考力・判断力・表現力等に課題があることを示している。今回の改訂においては、各学校で子どもたちの思考力・判断力・表現力等を確実にほぐくむために、まず、各教科の指導の中で、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、観察・実験やレポートの作成、論述といったそれぞれの教科の知識・技能を活用する学習活動を充実させることを重視する必要がある。」「知識・技能の活用など思考力・判断力・表現力等をほぐくむためには、例えば、以下のような学習活動が重要であると考えた。このような活動を各教科において行うことが、思考力・判断力・表現力等の育成にとって不可欠である。」「これらの学習活動の基盤となるものは、数式などを含む広い意味での言語であり、その中心となるのは国語である。しかし、だからといってすべてが国語科の役割というものではない。それぞれに例示した具体の学習活動から分るとおり、理科の観察・実験レポートや社会科の社会見学レポートの作成や推敲、発表・討論などすべての教科で取り込まれるべきものであり、そのことによって子どもたちの言語に関する能力は高められ、思考力・判断力・表現力等の育成が効果的に図られる。(原文では改行)このため、学習指導要領上、各教科の教育内容として、これらの記録、要約、説明、論述といった学習活動に取り組む必要があることを明示すべきと考える。(原文では改行)その際、生命やエネルギー、民主主義や法の支配といった各教科の基本的な概念などの理解は、これらの概念等に関する個々の知識を体系化することを可能とし、知識・技能を活用する活動にとって重要な意味をもつものであり、教育内容として重視すべきものとして、適切に位置付けていくことが必要である。」

この答申を受けて同年3月に告示された小学校・中学校の新学習指導要領も、「今回の改訂の基本的な考え方」として、「教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を

育成」および「道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成」とともに、「知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視、授業時数を増加」を掲げた。もっとも、新学習指導要領によって従前の法教育に何か新しいものが加えられたかということも必ずしもそうではない。「思考力・判断力・表現力等の育成」という観点からその意義が再確認されたにとどまるともいえる。

ちなみに、従前の学習指導要領（教科等）における法教育関連の記述のうち、「ルールづくり（法の順守も含む）」に関するものをみると、小学校では「約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。」「公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にし、進んで義務を果たす。」「だれに対しても差別をすることや、偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める。」などと記述され、中学校では「家族や地域社会などの機能を扱い、人間は本来社会的存在であることに着目させ、個人と社会とのかかわりについて考えさせる。その際、現在の家族制度における個人の尊厳と両性の本質的平等、社会生活における取決めの重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる。」「家庭や家族の基本的な機能を知り、家族関係をよりよくする方法を考える。」「法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。」「公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。」「正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。」などと記述されていた。

また、「私法と消費者保護（契約）」に関するものをみると、小学校では「自分たちの生活は地域の人々や様々な場所とかかわっていることが分かり、それらに親しみをもち、人々と適切に接することや安全に生活することができるようにする。」「地域の人々の生産や販売について、次のことを見学したり調査したりして調べ、それらの仕事に携っている人々の工夫を考えるようにする。」「身の回りの物や金銭の計画的な使い方を考え、適切に買い物ができるようにする。」と記述され、中学校では「身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解させるとともに、価格の動きに着目させて市場経済の基本的な考え方について理解させる。」「国民生活と福祉の向上を図るために、国や地方公共団体が果たしている経済的な役割について考えさせる。その際、社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、社会保障の充実、消費者の保護、租税の意義と役割及び国民の納税の義務について理解させるとともに、限られた財源の配分という観点から財政について考えさせる。」「販売方法の特徴や消費者保護について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができる。」と記述されていた。

「憲法の意義」に関するものをみると、小学校では「日本国憲法は、国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること。」と記述され、中学校では「人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせるとともに、法の意義に着目させ、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解させ、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせる。また、日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについての理解を深め、日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解

させる。」と記述されていた。

さらに、「司法（裁判員）」に関するものをみると、小学校では記述はなく、中学校では「法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させるとともに、民主政治を推進するためには、公正な世論の形成と国民の政治参加が大切であることに気付かせる。」と記述されていた。

ただ、新学習指導要領では、裁判員制度教育については、小学校6年と中学校3年で扱うこととされ、それに対する様々な授業プランが出されている。この点は大きな変化といえなくもない(43)。

### 従順な国民の育成

法教育の導入については、次のような分析がみられる。

「法教育の導入は司法制度改革（構造改革の要）の一環であり、その前提には、「法化社会の到来」という予測があり、法曹の増員とともに、裁判への国民の動員という狙いがある。

「統治主体」の形成や国民の司法参加という美辞麗句が使われるが、それらは口実にすぎない。」「そもそも紛争の増加という予測自体が、規制緩和を前提としたものであることを忘れるべきではない。また、法教育においては、水平的関係における法、すなわち、主として私法が対象とされているが、「統治主体」として自らを形成するためには、垂直的關係における法、すなわち、公法、とくに憲法や刑法を対象とすることが必要だからである。ここには明らかな矛盾が存在する。」「法教育は、直接的には裁判員制度との関係が深く、自由主義と民主主義のどちらからも、その「参加」の側面が評価できるという理由で支持されうるものであるが、その本質は「従順な国民」の育成である。しかも、そのような新保守主義的な政治的狙いは、経済における新自由主義をこそ根源としている。」(44)

## 3. 日本型「人権」教育の限界

### (1) 日本国憲法や国際人権条約等との乖離

#### 基本的人権の位置づけ

日本国憲法や国際人権条約等における基本的人権の保障と日本型「人権教育」との乖離は随所にみられる。その主なものの一つは、基本的人権の位置づけをめぐってである。

世界人権宣言の前文は、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」とし、次のように謳っている。

「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、(原文では改行)人権の無視及



び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、(原文では改行) 人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、(原文では改行) 諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、(原文では改行) 国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、(原文では改行) 加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、(原文では改行) これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、(原文では改行) よって、ここに、国際連合総会は、(原文では改行) 社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。」

20 世紀は二度にわたる世界大戦を経験し、「人類の良心を踏みにじった野蛮行為」をもたらした。このようなことを二度と起こさないためには基本的人権を保障する必要がある。これが戦後の国際社会における基本的人権の位置づけである。

このような位置づけは、日本国憲法でも享有されているところのものである。その前文も、次のように謳っている。

「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。(原文では改行) 日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有するこ

とを確認する。(原文では改行) われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

(原文では改行) 日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」

このように「全世界の国民が、等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と記している点に、世界人権宣言を超えた日本国憲法のすぐれた先見性が存する。

サンフランシスコ講和条約の前文も看過することはできない。次のように謳っているからである。

「(前略) 日本国としては、国際連合への加盟を申請し且つあらゆる場合に国際連合憲章の原則を遵守し、世界人権宣言の目的を実現するために努力し、国際連合憲章第 55 条及び第 56 条に定められ且つ既に降伏後の日本国の法制によつて作られはじめた安定及び福祉の条件を日本国内に創造するために努力し、並びに公私の貿易及び通商において国際的に承認された公正な慣行に従う意思を宣言するので、(原文では改行) 連合国は、前項に掲げた日本国の意思を歓迎するので、(後略)」

日本は、あらゆる場合に国際連合憲章の原則を遵守し、世界人権宣言の目的を実現するために努力するとしていることを忘れてはならない。にもかかわらず、日本型「人権教育」においては、このような視点が欠落しているといわざるをえない。たとえば、前述の中学校学習指導要領では、「法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。」(「第 3 章 道徳」の「4 の (2)」) としており、人権尊重の位置づけが「社会の秩序と規律を高める」という点に求められている。群馬県教育委員会作成の中学生・高校生用「人権学習用教材『共に生きる』」でも、「私たち一人一人が等しくもっている、人としての権利「人権」については、『世界人権宣言』の中で、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」としています。(原文では改行) これは、昭和 23 年 12 月 10 日に開催された国際連合総会において、第二次世界大戦での人命軽視や人権侵害のために、多くの尊い命が奪われたことに対する反省から生まれました。」(「はじめに」) としつつも、結論的には、「社会における法律やきまりは、社会秩序を与え、トラブルを防止し、自分たちの権利や生活を守るため、人間が考え出した英知です。これを遵守することは、自他の権利を尊重し、自分の義務を果たすことであり、その結果として個人の自由が保障されます。」(同 16 頁) としている。

この「社会の秩序と規律」と「世界平和の礎」との間に大きな乖離が存することは明らかであろう。ちなみに、グラハム・パイク=ディヴィット・セルビー著/中川喜代子監訳=平田昌樹訳

『ヒューマン・ライツ楽しい活動事例集』（1993年、明石書店）は、「人権について、なぜ、教え・学ぶのか」について、次のように解説している。

「1985年5月、イギリスは、学校における人権の教育と学習に関するヨーロッパ評議会の代表委員会の『勧告書』に署名した。『勧告書』は、「“人権”について理解し、体験することは、民主主義社会や他民族社会で生きるすべての青少年にとって、体験すべき基本的要素である」としている。“人権”に関する概念は、若いときに身につけるべきものであり、それは可能なことでもある。例えば、紛争を暴力によらないで解決することや、他人を尊敬することは、就学前や小学校の生活の中で経験することができる。“人権”についてのより理論的な概念を青少年たちに教える機会は、…中学校や高校において、とりわけ、歴史、地理、社会科、道徳ならびに宗教教育、国語、文学、時事問題、経済学などにおいて提供されるであろう。」「『世界人権宣言』の理念に基づく1985年のヨーロッパ評議会の『勧告書』は、脅威や危機の時代に、健全な民主主義社会の必要条件としての効果的な“人権教育”の重要性を指摘し、学校教育を通して、“人権”や自由を尊重する態度の育成に加盟国が努めるよう勧告している。『勧告書』が支持している個人の尊厳と自由、責任、寛容、機会の均等、公平などを尊重するような民主的価値は、暴力やテロリズムの増加、青年層にみられる人種差別の再発や外国人に対する排斥の態度、世界に広がっている貧困や不平等などを覆う若者たちの幻滅感などの諸問題が、地域的、国内的、あるいは世界的なレベルで問われているときにこそ必要とされるものである。さらに問われている問題として、民主的な社会において深刻な性差別が依然として存在すること、さまざまな情報の氾濫によるプライバシーの侵害、さらには増加する失業者や資源の枯渇、環境破壊などによる人権の侵害などをあげることができよう。」（同書8頁）

#### 人権の道徳的側面と法的側面

人権の道徳的側面と法的側面という点も、日本国憲法や国際人権条約等における基本的人権の保障と日本型「人権教育」の乖離が認められる点である。

道徳の中でも社会道徳と法とは、内容的に重なるところは多い。また、第2次世界大戦後の国際社会においては、法の名の下に「人類の良心を踏みにじった野蛮行為」が行われたということへの反省から、人権のもつ「道徳的権利」性が強調され、たとえば、ドイツ基本法第1条は、「人間の尊厳は不可侵である。これを尊重し、および保護することは、すべての国家権力の義務である。」と規定している。日本国憲法もその第97条で、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」と規定し、また、第98条第1項で、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と規定している。国民の代表が制定した法律といえども、基本的人権を侵害することは認めていな

いのである。前掲『ヒューマン・ライツ―楽しい活動事例集』も、人権の道徳的側面と法的側面について、次のように解説している。

「“権利”とは、私たちに与えられているものである。法律に規定された“権利”は、法的権利と呼ばれる。それらは法律が変わると変わってしまう。法的権利は、裁判で擁護され、保証され得るという意味で、あらゆる権利の中でも最も確実・堅固な権利である。しかしながら、法的権利がすべてではない。私たちは、また、道徳、公正、正義に基づく権利を求める。…このような権利は、道徳的な権利と呼ばれる。道徳的権利は法律の中に明文化されていることもあるが、明文化されていないこともある。1918年まで、イギリスでは、国会議員を投票する権利は男性だけに与えられていた。参政権を求める女性のキャンペーンは、民主的な参加のための道徳的権利を、法律に反映させることを要求した。1918年に、議会在30歳以上の女性の参政権を読めたことで、権利は道徳的かつ法律的なものとなった。」（同9頁）

しかしながら、そのことは人権の道徳的側面と法的側面とを区別しなくてもよいということの意味しない。法には道徳とは異なり公的な強制力が伴うということから、法が介入するのを適当とする分野と道徳に任せたい分野とが異なるからである。のみならず、戦後の国際社会では、前述の基本的人権の位置づけに関わって、公的な強制力による人権の保障という観点から、人権概念における法的側面が重視される傾向にある。世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものとされる国際人権規約は、社会権規約と自由権規約とからなり、1966（昭和41）年の第21回国連総会において採択され、1976（昭和51）年に発効し、日本も1979（昭和54）年に批准した。この国際人権規約をはじめとして、その後、採択された各種の国際人権条約によって、人権概念の国際的な平準化と、この平準化された人権の国際的な枠組みでの保障体制の整備とが図られている。

日本政府も、人権問題に取り組む国の基本的立場において、前述したように、「すべての人権及び基本的自由は普遍的価値である。また、各国の人権状況は国際社会の正当な関心事項であって、かかる関心は内政干渉と捉えるべきではない」としている。1998（平成10）年11月19日付の「国連規約人権委員会が出された日本政府に対する勧告」も、戦後のこのような国際的な動向との関係において理解されなければならない。

しかしながら、日本型「人権教育」においては、人権の法的側面は軽視ないし無視される傾向にある。公的な強制力による人権の保障という視点は欠如しており、人権は国際的な問題だという視点も欠如している。差別文書を大量にばらまいたということで名誉棄損罪に問われ、有罪判決を受けたある被告人は、法廷で、「人権侵害は、道徳的には悪い行為であっても、犯罪ではない」と弁明した。このような誤った理解は人々の間でまだまだ根強い。

人権の道徳的側面の理解についても、大きな乖離が認められる。たとえば、前掲『ヒューマン・ライツ―楽しい活動事例集』では、法的な権利にはなっていないものの、道徳的に求められるべ

き人権としての「道徳的な権利」に焦点が当てられている。これに対して、たとえば、前掲『共に生きる』では、「法的な「権利」としての「人権」は、本書の「はじめに」にも述べられていますが、それぞれの幸せを満たしうるものではありません。例えば、どんなに法律で規定し、整備された制度を作っても、病気になることは防ぎきれないからです。人間が人間らしく幸せに生きるためには、法律や制度による人権の保障の他に、何より一人一人の努力も大きいのです。人権尊重の社会を普段の努力によって築き、守り、そして支えていくのは私たち自身の責務でもあるのです。」（同 14 頁）、「一人一人が、社会生活の中でともに手を携え、協力し、誰もが安心して生活できる豊かな社会を創るためには、どのようなことに取り組んだらよいでしょうか。（原文では改行）そのためには、人々は、自他共によりよく生きようとしていることをお互いに自覚し、お互いを尊重し、互いに助け合い励まし合うことから始めましょう。」（同 15 頁）、「社会生活でのきまりを守り、自他への配慮や他人へのやさしさと思いやりを大切にしましょう。」（同 16 頁）という点が強調されているからである。

#### 人権問題に占める国の位置づけ

国際人権規約は、その前文で、次のように謳っている。

「この規約の締約国は、（原文では改行）国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものであることを考慮し、（原文では改行）これらの権利が人間の固有の尊厳に由来することを認め、（原文では改行）世界人権宣言によれば、自由な人間は市民的及び政治的自由並びに恐怖及び欠乏からの自由を享受するものであるとの理想は、すべての者がその経済的、社会的及び文化的権利とともに市民的及び政治的権利を享有することのできる条件が作り出される場合に初めて達成されることになることを認め、（原文では改行）人権及び自由の普遍的な尊重及び遵守を助長すべき義務を国際連合憲章に基づき諸国が負っていることを考慮し、（原文では改行）個人が、他人に対し及びその属する社会に対して義務を負うこと並びにこの規約において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識して、（原文では改行）次のとおり協定する。」

このように、各種の国際人権条約においては、「自由な人間は市民的及び政治的自由並びに恐怖及び欠乏からの自由を享受するものであるとの理想は、すべての者がその経済的、社会的及び文化的権利とともに市民的及び政治的権利を享有することのできる条件が作り出される場合に初めて達成されることになる」という観点から、「人権を享有することのできる条件」の創出が重視されている。国は「人権保障のための適当な立法措置、行政措置その他の措置をとること」、国は「人権侵害となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するためのすべての適当な措置をとること」、国は「すべての政策及び計画において人権の保護及び促進を考慮に入れること」が「条件の創出」である。国は人権教育の特別な対象とされているのも、同様の観点から

である。このように、国は「すべての政策及び計画において人権の保護及び促進を考慮に入れること」ということになると、人権と関係のない行政分野は存在しないということになる。

この「人権保障のための適当な立法措置、行政措置その他の措置をとること」に関わって、「国連規約人権委員会が出された日本政府宛ての勧告」は、その「主な懸念事項及び勧告」の 8 で、次のように勧告している。

「委員会は、人権侵害を調査し、不服に対し救済を与えるための制度的仕組みを欠いていることに懸念を有する。当局が権力を濫用せず、実務において個人の権利を尊重することを確保するために効果的な制度的仕組みが要請される。委員会は、人権擁護委員は、法務省の監督下であり、またその権限は勧告を発することに限定されていることから、そのような仕組みには当たらないと考える。委員会は、締約国に対し、人権侵害の申立てに対する調査と救済のための独立した仕組みを設立することを強く勧告する。」

また、「人権侵害となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するためのすべての適当な措置をとること」に関わって、同勧告は、その「主な懸念事項及び勧告」の 16 で、次のように勧告している。

「委員会は、婚姻の解消又は取消の日から 6 か月以内の女性の再婚の禁止及び男性と女性の婚姻年齢の相違のような、女性に対する締約国の差別的法律が国内的法秩序に依然として残存していることに懸念を有する。委員会は、女性に対する差別を規定するすべての法律の条項は規約第 2 条、第 3 条及び第 26 条に適合せず、廃止されるべきことを想起する。」

ちなみに、2001（平成 13）年 5 月 11 日の熊本地裁の「らい予防法」違憲判決を受けて制定された「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（略称、ハンセン病問題基本法）」（平成 20 年 6 月 18 日法律第 82 号）は、その前文で、次のように謳っている。

「「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病の患者であった者等が地域社会において平穩に生活することを妨げられ、身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことについて、平成 13 年 6 月、我々は悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びするとともに、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制定し、その精神的苦痛の慰謝並びに名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表することとした。この法律に基づき、ハンセン病の患者であった者等の精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題は解決しつつあり、名誉の回復及び福祉の増進等に関しても一定の施策が講ぜられているところである。（原文では改行）しかしながら、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題

が多く残されている。とりわけ、ハンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、また、ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。ここに、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、この法律を制定する。」

さらに、国連規約人権委員会の日本政府宛ての勧告は、国は特別な人権教育の対象だということに関わって、その「主な懸念事項及び勧告」の 32 で、次のように勧告している。

「委員会は、裁判官、検察官及び行政官に対し、規約上の人権についての教育が何ら用意されていないことに懸念を有する。委員会は、かかる教育が得られるようにすることを強く勧告する。裁判官を規約の規定に習熟させるための司法上の研究会及びセミナーが開催されるべきである。委員会の一般的な性格を有する意見及び選択議定書に基づく通報に関する委員会の見解は、裁判官に提供されるべきである。」

国連 10 年でも、「人権の実現に影響を与える特別な地位にある人々—警察官、刑務所職員、法律家、裁判官、教師及び教育課程作成者、軍人、国際公務員、開発及び平和維持に携わる人々、NGO、メディア、公務員、議会関係者など—に対する研修について特別の注意を払うべきである」とされている。

しかし、日本型「人権教育」においては、人権問題に占める国の位置づけは曖昧である。「人権を享有することのできる条件」の創出が取り上げられることも少ない。国が人権侵害をすることがあるという点に焦点が当てられたり、国が特別な人権教育の対象だとされたりすることもあまりない。生存権についていえば、日本型福祉における「自助」「共助」の強調に対応して、「多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる」こと、「生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する」こと、「法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める」こと、「勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める」こと、などが説かれている。これに対し、「公助」に関わる違憲訴訟（たとえば、朝日訴訟や「らい予防法」違憲訴訟など）は射程外とされている。

前掲『共に生きる』でも、「自助」「共助」が強調され、「社会への奉仕活動等を通して、自ら充足感を得られ、心が満足し、生きがいのある人生を送ることができます。また、個人の立場を越え、他人や社会の利益を大切にす心、公共のために尽くそうとする態度を育むことができます。そして、自らも社会の一員として、互いを支え合う社会の仕組みを実感し、充実感が生まれ、自己実現していくことにつながり一人一人の幸福となります。」（同 22 頁）とされている。わずかに、ハンセン病問題に関わって、「隔離政策がこの差別意識を継続させてきたと言えます。

(原文では改行) ハンセン病は、らい菌による感染力の極めて弱い感染症ですが、感染しても発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しています。(原文では改行) したがって、ハンセン病患者を隔離する必要は全くないものですが、日本では、明治 40 年に隔離政策がとられたのを始めとして、平成 8 年にらい予防法が廃止されるまで、ハンセン病患者を療養所に入所させ、一般社会からの隔離政策がとられました。(原文では改行) 家族や親族などとの関係が絶たれたり、入所者自身の高齢化等により、社会復帰が困難な状況にあります。(原文では改行) 平成 13 年 5 月に、ハンセン病患者・元患者に対する国の損害賠償責任を認める、熊本地裁判決を受け、国によるハンセン病患者等に対する補償、名誉回復、福祉増進の措置が図られています。」(同 30 頁) と述べられているぐらいである。

しかし、これでは、「障害者権利条約」にいう「合理的配慮」や「間接差別(合理的配慮の否定)」などを教えることは不可能ではないか。2006(平成 18)年 12 月に第 61 回国連総会において採択され、2008(平成 20)年 5 月 3 日に発効(日本政府は 2007 年 9 月に署名したが未批准)した「障害者権利条約」は、次のように各規定しているからである。

## 第 2 条 定義

この条約の適用上、

(略)

「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。

「合理的配慮とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

## 第 4 条 一般的義務

締約国は、障害を理由とするいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。

- (a) この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置をとること。
- (b) 障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (c) すべての政策及び計画において障害者の人権の保護及び促進を考慮に入れること。
- (d) この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの条約に従って行動することを確保すること。



- (e) 個人、団体又は民間企業による障害を理由とする差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 障害者による利用可能性及び使用を促進し、並びに基準及び指針の整備に当たりユニバーサルデザインを促進するため、第 2 条に定めるすべての人が使用することのできる製品、サービス、設備及び施設であって、障害者に特有のニーズを満たすために可能な限り最低限の調整及び最小限の費用を要するものについての研究及び開発を約束し、又は促進すること。
- (g) 障害者に適した新たな技術（情報通信技術、移動補助具、装置及び支援技術を含む。）であって、妥当な費用であることを優先させたものについての研究及び開発を約束し、又は促進し、並びにその新たな技術の利用可能性及び使用を促進すること。
- (h) 移動補助具、装置及び支援技術（新たな技術を含む。）並びに他の形態の援助、支援サービス及び施設に関する情報であって、障害者にとって利用可能なものを提供すること。
- (i) この条約において認められる権利によって保障される支援及びサービスをより良く提供するため、障害者と共に行動する専門家及び職員に対する研修を促進すること。

2 締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、これらの権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、また、必要な場合には国際協力の枠内で、措置をとることを約束する。ただし、この条約に定める義務であって、国際法に従って直ちに適用可能なものに影響を及ぼすものではない。

「障害者権利条約」がこのように規定しているのに対して、前掲『共に生きる』では、次のような記述がみられる点に注意しなければならない。

「これからの社会は、国際的相互依存関係が深まっていく状況にあり、国際的視野に立ち、世界の中の日本人としての自覚を持ち、国際社会で生きる能力を身につけましょう。」「世界の国々は、その国独自の文化・伝統を持ち、国民が誇りをもって生活していることを理解しましょう。」（同 28 頁）

#### 人権保障に占める当事者運動の重要性

「障害者権利条約」の採択などもあって、21 世紀の人権条約の特徴として、「非当事者による非当事者のための非当事者の人権」から「当事者による当事者のための当事者の人権」へのパラダイムの転換があげられることが多い。このパラダイムの転換に対応して、「障害者権利条約」では、差別概念における「医学モデル」から「社会モデル」への転換が図られるとともに、「当事者参加」が保障され、次のように規定されている。

#### 第 4 条 一般的義務

(略)

3 締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施に当たり、並びにその他の障害者に関する問題についての意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む。）を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。

同様の動きは、国内法でもみられる。ハンセン病問題基本法はその第6条で、次のように規定している。

「国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病の患者であった者等その他の関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」

しかしながら、日本型「人権教育」では、人権問題に占める当事者運動の意義が曖昧である。「思いやりの心に」という標語にみられるように、当事者をもって「権利の主体」ではなく「保護の客体」（「守ってあげる人」等）という理解がいまだ根強い。そして、それは、たとえば、法務省人権擁護機関によって人権侵害だとして勧告が出された「黒川温泉宿泊拒否事件」の遠因の一つを形成している。同事件については、次のような指摘がみられる。

すなわち、今回のアイスター事件については、ハンセン病と回復者に対する差別の二重構造が明らかになった。ホテル側の表面的な差別の背後に、社会の広範で深刻な差別構造が存在している。菊池恵楓園自治会がホテル側の形式的な謝罪を拒否したところ、抗議の手紙やファックスが殺到した。こうした抗議の存在こそが正面から見据えるべき問題の本質だと考えられる。回復者たちが同情されるべき存在としてうつむいて控えめに暮らす限りにおいては、この社会は同情し、理解を示す。しかし、この人たちが強いられる忍従に対して立ち上がろうとすると、社会はそれに理解を示さない。それが差別・偏見であることに気づいていない。

このような指摘である。このように国が弱者を守ってあげるという「法的パターンリズム」は場合によっては人権侵害に転嫁しうる。しかし、日本社会の「格差社会」化という事情も与って、この「法的パターンリズム」を再評価する動きも目立つ。たとえば、田中成明は、次のように説いている。

「各人の全体的な人生構想において周縁的ないし下位にある関心や欲求を一時的に充たすために、長期的な人生構想の実現を取り返しのつかないほど妨げたり、そもそも何らかの人生構想を自律的に形成・追求する能力自体を決定的に損なったりするおそれの大きい場合などに、一定のパターンリズム的干渉を行うことは、本人の人格的統合を損なわないのみか、むしろ、その統合的人格の発達・確保にとって不可欠である。」「パターンリズムの正当化を以上のように考えると、生命・身体の安全や健康の維持などに限らず、道徳・経済活動・社会保障などに関しても、さまざまなパターンリズム的干渉が原理的に正当化できるであろう

う。」(45)

このような再評価の動きは、日本型「人権教育」にも影響を及ぼしている。法務省人権擁護機関が実施している「子どものための SOS ミニ・レター」でも、子どもたちの「自ら保護を求め」声が数多く寄せられている。これも、日本型「人権教育」の皮肉な成果というべきであろうか。

ちなみに、前掲『共に生きる』では、この点が次のように記述されている。

「高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の課題について学習するとともに、社会福祉の増進に寄与する態度を持ちましょう。」(同 22 頁)、「障害があるからといって、特別な目で見ることなく、お互いに違いを認め合い、1 人の人間として理解していくことが大切です。これから求められているのは、心のバリアフリーかもしれません。」(同 23 頁)、「私たちは、こうした差別を解消していくため、努力していかねばなりません。」(同頁)、「私たちが、同和問題解消のためにできることは何なのでしょうか？」(同 25 頁)、「同和地区に対する偏見をなくし、合理的な自己確立、社会規範の確立を目指しましょう。」(同 26 頁)、「家庭や地域、職場の中に残されている差別意識を解決するため、差別や偏見が起らない相互に信頼できる人間関係をつくりましょう。」(同 26 頁)

熊本県教育委員会編『教材開発実践資料集』においても、当事者の声が掲載されているものの、当事者の権利主体性について説くところはみられない。「教材資料」では随所で「心づかいの大切さ」が強調されている。たとえば、資料 5 では「心づかいも大切なんだ！」と題して、「おじいちゃんの話」が次のように紹介されている。

おじいちゃんが言いました。「やさしいまちづくりで一番大切なことは、心づかいなんだよ。どんなに設備が整っていても、それだけで、十分ということはないんだ。スロープで車いすを押してあげたり、荷物をもってあげたり、ちょっとした心づかいで、障害のある人やお年寄りはとても助かるんだよ。」

この資料 5 では、「熊本的心」も取り上げられ、次のように紹介されている。

県民一人一人が持ちたい心として提唱されているもので、「助け合い 励まし合い 志高く」という言葉で表わされています。ノーマライゼーションとともに「くまもと・やさしいまちづくり」の理念となるものです。

しかし、これでは、この「心づかい」が道徳的な性格のものか、法的な性格のものかは不明である。場合によっては、上から目線の恩恵的なそれということにもなりかねない。ちなみに、「障

「被害者権利条約」では、この「スロープで車いすを押してあげたりするとか、荷物をもってあげたりする」などをもって、国ないし社会が恩恵としてではなく義務的に行うべき「合理的な配慮」と位置づけ、この「合理的な配慮」の欠如を「障害者の社会参加」を妨げる「間接的差別」としているのである。

#### 生存権をめぐる乖離

生存権をめぐる日本の人権状況については、国際社会の評価は厳しいものがある。それを反映して、国連社会権規約人権委員会の2001（平成13）年9月24日付の日本政府宛ての「最終見解」では、数多くの「主な懸念される問題」が指摘されている。それは、たとえば、次のようなものである。

第10 委員会は、締約国が、規約の規定の多くが憲法に反映されている事実があるにもかかわらず、国内法において規約の規定に対し、満足のいく方法で効力を与えていないことに懸念を有する。委員会は、立法及び政策形成過程において、規約の規定が十分に考慮されておらず、また、立法上及び行政上の計画、また国会での議論において、規約の規定がほとんど言及されないことについても懸念を有する。委員会は、さらに、規約の規定に直接的効力を持つものはないとの誤った根拠に基づき、司法の決定が、一般的に規約に言及していない事実があることについて懸念を表明する。締約国がこの立場を支持することにより規約上の義務に違反していることは、さらなる懸念事項である。

第12 委員会は、締約国が非差別原則を漸進的に実現すべきであり、「合理的」あるいは「合理的で正当と認められる」例外がある問題であると解釈していることに懸念を有する。

第13 委員会は、日本社会において、少数者集団、とりわけ部落及び沖縄コミュニティー、先住性のあるアイヌの人々、並びに在日韓国・朝鮮の人々に対する、特に雇用、住宅及び教育の分野で法律上及び事実上の差別が存続していることに懸念を有する。

第14 委員会は、また、婚外子に対する法的、社会的及び制度的差別が存続していることについて、特に相続及び国籍に関する権利が制限されていることに関し、懸念を有する。

第15 委員会は、日本社会において、議会、公務部門、行政、及び民間部門における、専門的及び政策決定地位においての広汎な女性差別、及び男女の間に依然存在する事実上の不平等について懸念を表明する。

第16 委員会は、2001年に国内法が制定されたにもかかわらず、家庭内暴力、セクシュアル・ハラスメント及び児童の性的搾取の事例が引き続き存在することに懸念を表明する。

第17 委員会は、また、男女の間に同一価値の労働に対する賃金に事実上の不平等が依然として存在すること、特に、多くの企業では、主として専門的な要職に昇進する機会がほとんどあるいは全くない事務員として女性を雇う慣行が続いていることについて

も懸念を有する。これらの不平等は、1997年の男女雇用機会均等法改正のような締約国によってとられた立法上、行政上、及びその他の措置にもかかわらず残存している。

- 第 18 委員会は、締約国が、1957年の強制労働の廃止に関する条約（105号）、1958年の雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（111号）、1989年の原住民及び種族民に関する条約（169号）のようないくつかの重要なILO条約を批准していないことにつき懸念を有する。
- 第 19 委員会は、締約国が公的部門及び私的部門の両方での、過大な労働時間を容認していることに重大な懸念を表明する。
- 第 20 委員会は、労働者は45歳以降、十分な補償なしに、給与を削減され、あるいは解雇される恐れがあることに懸念を表明する。
- 第 21 委員会は、全ての公務員について、教師を含め、不可欠な政府の業務に従事していない公務員についてまで、ストライキを全面的に禁止していることについて懸念を有する。これは（締約国は留保しているが）、規約の第8条2項に違反し、また、人事に関する委員会による代償措置があるにもかかわらず、結社の自由と団結権の保護に関するILO87号条約に違反する。
- 第 22 委員会は、報告された原子力発電所事故、及び当該施設の安全性に関する必要な情報の透明性及び公開が欠如していることに懸念を有するとともに、原子力事故の予防及び処理のための、全国規模及び地域社会での事前の備えが欠如していることに懸念を有する。
- 第 23 委員会は、また、受給適格年齢が60歳から65歳に段階的に引き上げられることを内容とする公的年金制度に関する最近の改革の結果に懸念を有する。退職年齢と公的年金の受給適格年齢が一致しない場合、65歳より前に退職を余儀なくされる者については収入の損失が生じ得る。
- 第 24 委員会は、最低年金制度が存在しないこと及び男女間の収入格差を永続化させる年金制度における事実上の男女不平等が存続していることについて、さらに懸念を有する。
- 第 25 委員会は、障害者に対して、特に労働及び社会保障の権利に関連して、法律上及び慣習上の差別が依然として存在することについて懸念をもって留意する。
- 第 26 委員会は、主として民間の財源から資金が調達されている、アジア女性基金により「従軍慰安婦」へ提供された補償が、当該慰安婦によって受け入れられる措置とはみなされてきていないことに懸念を表明する。
- 第 27 委員会は、阪神・淡路大震災後に兵庫県により計画し実行された、大規模な再定住計画にもかかわらず、最も震災の影響を被った人々が必ずしも十分に協議を受けず、その結果、多くの独居老人が、個人的注意がほとんどあるいは全く払われることなく、全く慣れない環境に起居していることに懸念を有する。家族を失った人々への精神的又は心理学的な治療がほとんどあるいは全くされていないようである。多くの再

定住した 60 歳を越える被災者には、地域センターがなく、保健所や外来看護施設へのアクセスを有していない。

第 28 委員会は、阪神・淡路地域の被災者のうち、貧困層にとっては、自らの住宅再建資金の調達がますます困難になっていることに懸念をもって留意する。これらの者の中には、残余の住宅ローンの支払いのために、住宅を再建し得ないまま財産の売却を余儀なくされた人々もいる。

第 29 委員会は、全国に、特に大阪の釜ヶ崎地区に、多数のホームレスの人々がいることに懸念を有する。委員会は、締約国がホームレスを解消するための包括的な計画を策定していないことにさらに懸念を有する。

第 30 委員会は、強制立ち退き、とりわけ仮の住まいからのホームレスの強制立ち退き、及びウトロ地区において長い間住居を占有してきた人々の強制立ち退きに懸念を有する。この点に関し、委員会は、特に、仮処分命令発令手続においては、仮の立ち退き命令が、何ら理由を付すことなく、執行停止に服することもなく、発令されることとされており、このため、一般的性格を有する意見 4 及び 7 に確立された委員会のガイドラインに反して、あらゆる不服申し立ての権利は無意味なものとなり、事実上、仮の立ち退き命令が恒久的なものとなっていることから、このような略式の手続について懸念を有する。

このように、国連の「懸念」は多岐にわたっている。しかし、日本型「人権教育」では、これらの問題はほとんど取り上げられていない。たとえば、労働についても、道徳教育の「補助教材」副教材とされる「心のノート」では、「考えよう「働く」ということ」の個所で、「働く」というと、単にお金を稼ぐためだと思いがちだけれども、実は、生きがいや自己実現にもつながっている。自分の大切な人の生活を支えることでもあり、自分の夢を実現するためのものであるという意味で、個人の幸福追求の手段だということができだろう。その一方で、勤労は社会への貢献でもあるということを忘れてはいけない。」などと記述されるだけである。これでは、働きたくても働けない現実があること、働いても生活できない非正規雇用などの現実があること、などは視野に入っていない。

高齢者の人権についても、前掲『共に生きる』では、「高齢者は、郷土を作り上げてきた人々であり、様々な機会を通して、地域社会の一員としての自覚や、郷土を大切に作る心や態度を育ててくれる人として認識しましょう。」（同 22 頁）とされており、郷土愛という観点から論じられている。

女性の社会的差別についても、「心のノート」では、「いまここに 24 の鍵がある」の個所で、「異性を理解し、尊重して 異性を正しく理解して 相手の人格を尊重する鍵」と記述されるだけである。男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）は、前文で、次のように謳っている。

「我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。(原文では改行) 一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。(原文では改行) このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。(原文では改行) ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。」

しかしながら、この「社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」という基本法の立場は、日本型「人権教育」では残念ながら享有されていない。前述の熊本県教育委員会編の「教材資料」でも言及はない。このように、日本型「人権教育」の場合、生存権をめぐる乖離はより顕著なものがある。これでは、生存権をめぐる内外の乖離とその解決の方向を正しく理解させることはできない。内外摩擦を引き起こす要因の一つとなりかねない。

## (2) 「無らい県運動」と道徳教育としての「人権」教育

問題は、このような道徳教育としての人権教育によっては「無らい県運動」と同種の動きの再発を防止し得ないのではないかという点である。というのも、たとえば、新型インフルエンザの流行に際して同種の動きが一部住民にみられたからであり、東日本大震災および福島原発の問題が起きたときに福島県からの避難者に対して避難先で「放射能はうつるから福島県人はお断り」といった風評が流れたからである。再発防止のための人権教育が求められているといえよう。そのためには上述したような日本型「人権」教育の限界を打破していかなければならない。人権教育における内外の乖離を埋めることが喫緊の課題となっている。現在の日本では、格差社会、無縁社会の進行も与って、「無らい県運動」と同種の動きの再発の可能性は減少するどころか、ますます高まっているからである。

(34)群馬県教育委員会「群馬県人権教育充実指針」(平成19年3月)などを参照。

(35) [www.center.gsn.ed.jp/curriculum/data/jinken/tomomain/tomoinde.htm](http://www.center.gsn.ed.jp/curriculum/data/jinken/tomomain/tomoinde.htm)などを参照。

(36)熊本県教育委員会『平成13年度人権・同和教育推進資料 人権・同和教育のための教材開発実践資料集』(平成14年3月)などを参照。

- (37)たとえば、R・ペットマン福田弘＝中川喜代子訳『人権のための教育－授業にすぐ使える活動事例集』（1987年、明石書店）、G・バイク＝D・セルビー＝中川喜代子訳『ヒューマンライツ－新しい活動事例集』（1993年、明石書店）などを参照。
- (38)北川善英「人権教育論の課題－憲法学からの問題提起」全国法教育ネットワーク編『法教育の可能性－学校教育における理論と実践』（2001年、現代人文社）50頁などを参照。
- (39)阿久澤麻里子「私たちにとって『人権』とは」ヒューマンライツ大阪編『人権教育への提案』（2001年、解放出版社）などを参照。
- (40)前掲・北川善英「人権教育論の課題－憲法学からの問題提起」47頁などを参照。
- (41)生田周二『人権と教育－人権教育の国際的動向と日本の性格』（2007年、部落問題研究所）101頁などを参照。
- (42)中村浩爾「司法改革の実相－裁判員制度と法教育を中心に－」中村浩爾他編著『権力の仕掛けと仕掛け返し－憲法のアイデンティティのために－』（2011年、文理閣）55頁などを参照。
- (43)渡邊弘「新学習指導要領と法教育」『民主主義教育 21』Vol.2（2008年）などによれば、この裁判員制度教育の特徴として、①裁判員制度の是非について問うことがないこと、②裁判員としての参加が原則として義務とされていることについて批判的に分析する契機をもっていないこと、③現在の日本の刑事裁判が抱える様々な問題点に触れることがないこと、が挙げられている。
- (44)前掲「司法改革の実相－裁判員制度と法教育を中心に－」56頁。
- (45)同『法学入門－法と現代社会－』（2000年、放送大学教育振興会）86頁。

## 五 日本型「人権教育」の課題

### 1. 乖離を埋める必要

人権教育における内外の乖離を放置することは許されない。国際社会における日本の地位、日本人に対する信頼をも危うくしかねない。サンフランシスコ講和条約において、あらゆる場合に国際連合憲章の原則を遵守し、世界人権宣言の目的を実現するために努力することを、世界に対して誓ったことを忘れてはならない。

乖離を埋めるために、今後の人権教育において必ず触れられなければならないことの主なものを列挙すると、その第1は、世界人権宣言などで謳われている基本的人権の位置づけを採用し、これを広く国民に対して教育することである。そうでないと、平和と人権の関係が曖昧となり、人権が国内問題に、そしてまた、個人的な問題に矮小化されかねない。この位置づけを踏まえて、多くの国においては、人権は国際的な問題とされていること、人権侵害に対して厳しい刑罰が規定されており、差別的言動も、表現の自由の保障になじまず、刑罰的規制の対象とされていることを理解させる必要がある。



今後の人権教育において必ず触れられなければならないことの第2は、人権の法的側面についても教育することである。そうでないと、公的な強制力による人権の保障という枠組みを理解することはできない。1998（平成10）年11月19日付の「国連規約人権委員会が出された日本政府に対する勧告」などにも触れつつ、各種の国際人権条約による人権概念の国際的平準化と国際的な枠組みでの人権保障についても取り上げる必要がある。これらを通じて、「人権侵害は法的にも許されないことだ」という認識を涵養する必要がある。

第3は、「人権を享有することのできる条件」の創出についても教育することである。国は「人権保障のための適当な立法措置、行政措置その他の措置をとること」、国は「人権侵害となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するためのすべての適当な措置をとること」、国は「すべての政策及び計画において人権の保護及び促進を考慮に入れること」、国は人権教育の特別な対象だということ、などがそれである。これを具体的にいえば、たとえば、次のようなことがあげられよう。

- ①「国連規約人権委員会が出された日本政府宛ての勧告」の「主な懸念事項及び勧告」の8で、パリ原則に基づく国内人権機構の設置等が国連から勧告されていること。
- ②人権侵害となる法律の改廃に関わって、「らい予防法」違憲判決とこれを受けて「ハンセン病問題基本法」が制定されたこと。
- ③どの分野も人権と関わっており、人権と関係のない行政分野は存在しないこと。

「国連規約人権委員会が出された日本政府宛ての勧告」の「主な懸念事項及び勧告」の32で、「委員会は、裁判官、検察官及び行政官に対し、規約上の人権についての教育が何ら用意されていないことに懸念を有する。委員会は、かかる教育が得られるようにすることを強く勧告する。裁判官を規約の規定に習熟させるための司法上の研究会及びセミナーが開催されるべきである。委員会の一般的な性格を有する意見及び選択議定書に基づく通報に関する委員会の見解は、裁判官に提供されるべきである。」と勧告されている点、あるいは、国連10年の中で、「人権の実現に影響を与える特別な地位にある人々—警察官、刑務所職員、法律家、裁判官、教師及び教育課程作成者、軍人、国際公務員、開発及び平和維持に携わる人々、NGO、メディア、公務員、議会関係者など—に対する研修について特別の注意を払うべきである。」とされている点も取り上げる必要があろう。

ちなみに、阿久澤麻里子・米田眞澄・森実『人権教育への提言～義理人情から人権へ』（2001年、解放出版社）では、次のように説かれている。

「これまでの人権教育が「人権を大切に」と訴える場合、人権を大切にすることを要求されているのは人権教育の受け手である個人だ。確かに、お互い一人ひとりが他人の人権を尊重することは大切なことだ。しかし、もともと、「人権を大切に」というのは、個人の人権を容易に侵害する権力をもった国家に対して要求した言葉だったはずだ。このことを私は何回

でも繰り返したい。(原文では改行) これまでの人権教育は、幼児教育から成人教育にいたるまで、「お互いの人権を大切に」と、人権を侵害してはならない個人の義務ばかりを強調してきたのではないか。私たち一人ひとりに他人の人権を侵害してはならない義務があるのは当然だ。私たちは、他人の権利を侵害してまで自分の権利を主張したり、行使したりすることはできない。…しかし、このことだけに終始してきたのではないだろうか。このことを踏まえて、次のステップが必要であるにも関わらずにだ。(原文では改行)「お互いの人権を大切に」と私たち一人ひとりに呼び掛ける人権教育には、人権を確保する国家の責任という視点が決定的に抜け落ちている。今必要なのは、私たちは、なぜ国家を必要とするのか、国家は何のためにあるのかという出発点に立ち返り、国家は私たちの人権を確保するためにどのような役割があるのか、もたせるべきなのかといった個人と国家の関係を問いかける視点をもつことである。」

これは極めて重要な視点であるといえよう。たとえば、前掲『共に生きる』も、次のように記述して、人権を侵害してはならない個人の義務ばかりを強調しているからである。

「一人一人の人間は姿や形が異なるように、人それぞれ、必ず、固有のよさがあります。その個性を生かし、伸ばしていくことは、人間の生涯をかけての課題でもあり、個性を発揮することは、人間としてもっとも幸福なことのひとつであると言われています。」「人権を大切にするためのキーワードの一つに「自尊感情」(セルフエスティーム)があります。この言葉は、「自分のことが好き」と思う気持ちです。自分のことを大切に思うことが、人を大切にする、人権を大切にしようという気持ちにつながります。」(同2頁)、「人は、生活の状況、それぞれの立場や事情もあり、考え方も多様です。また、一人一人異なる個性を持っていて、個性はその人だけが持つ独自性であることを認識することが必要です。社会生活を営む中で、相手の立場や考えを尊重し、それぞれの個性を認め合い、お互いに認められることで、人間として成長していくことを学びましょう。」(同3頁)、「自分も相手も大切にしようという言葉によるコミュニケーションを身に付けましょう。」(同6頁)、「コミュニケーションが成立するためには、話す姿勢(話し手)と相手を理解しようとする気持ち(聞き手)が大切です。」「コミュニケーションを支えている技法「傾聴」と「アサーティブネス」(非攻撃的自己主張)について学習を進めていきましょう。」(同7頁)、「人権は、決して難しいものでも、抽象的なものでもありません。私たちが日常生活を営んでいく上で一番基本のルールといえるのではないのでしょうか。」(同10頁)、「お互いの人権を尊重する基本的ルールの一つとして、各自が「権利を主張する」ことは、同時に「社会的責任を負う」ということを認識することが大切です。「権利」と「責任」は、コインの表裏の関係と同じで、私たちの日常生活における人間関係の中で尊重されなければなりません。」(同12頁)、「生命とは、かけがいのないものであり、生命を尊び、いとおしむことによって、自分もまた多くの人たちによって生かされていることが分かります。」「他人に迷惑をかけるような

行動を取ることをないようにしましょう。」（同 16 頁）、「男女共同参画社会への取り組みは、みなさん一人一人の意識の自己点検から始まります。」（同 18 頁）、「いじめをなくすにはどうしたらよいでしょうか?」「いじめがなくなる原因としては、他人に対する思いやりやいたわりといった、人権尊重の意識が育っていない点が、根底にあると考えられます。」（同 20 頁）

人権問題に占める国・自治体の位置づけが不明な点は、熊本県教育委員会編『教材開発実践資料集』の場合も同様である。「熊本とハンセン病」についても、次のように記述されているだけである。戦後の「無らい県運動」において県が果たした役割については何も触れられていない。

「「病気を正しく理解しないことが差別と偏見をさらに助長し、誤った憶測は肥大化し、真実のごとく人の意識に根づいていったのです」

これは、ハンセン病を扱った映画「あつい壁」の中山節夫監督の言葉です。

長年にわたって隔離生活を余儀なくされ、仕事も家族も故郷も捨て、名前さえ隠さざるを得なかった多くの人たちの存在は、偏見と差別の悲惨さ、無知の恐ろしさ、真実を知ることの大切さを問いかけています。

国立療養所菊池恵楓園の由布雅夫園長によれば、ハンセン病の感染力は極めて弱く、治療のための特効薬も開発されているとのこと。

市内のある学校では、卒業式や児童会の行事に元患者さんを招くなど、温かい交流が始まっています。また、講演会の啓発活動が広く行われるなど、ハンセン病に関する正しい理解が次第に浸透しています。」

必ず触れられなければならないことの第 4 は、「非当事者による非当事者のための非当事者の人権」から「当事者による当事者のための当事者の人権」へのパラダイムの転換に関わって、人権保障や人権救済に占める当事者運動の重要性を教育することである。被害当事者は、「保護の客体」ではなく「権利の主体」であること、そして、この点を認めないことは場合によっては人権侵害になりかねないことを、「黒川温泉宿泊拒否事件」などを具体例にして、教育する必要がある。「法的パターンリズム」の問題点についても言及する必要がある。法務省人権擁護機関が実施している「子どものための SOS ミニ・レター」などが示す子どもたちの状況にかんがみた場合、この点の重要性をいくら強調しても強調しすぎるということはなからう。

## 2. 生存権をめぐる内外の乖離を教育する必要

国連社会権規約人権委員会の 2001 年 9 月 24 日付の日本政府宛ての「最終見解」の「主な懸念される問題」など、生存権をめぐる内外の乖離を教育することも不可欠である。生存権の保障については、「人権を享有することのできる条件」の創出がとりわけ重要ということなどもあって、

日本型「人権教育」と「あるべき人権教育」との乖離はより大きなものがあるからである。「自助」、「共助」のみならず、「公助」についても取り上げる必要がある。具体例には事欠かない。たとえば、次のようなことがそれである。

「少数者集団、とりわけ部落及び沖縄コミュニティー、先住性のあるアイヌの人々、並びに在日韓国・朝鮮の人々に対する、特に雇用、住宅及び教育の分野での法律上及び事実上の差別が存続すること」。「議会、公務部門、行政、及び民間部門における、専門的及び政策決定地位におけるの広汎な女性差別、及び男女の間に依然事実上の不平等が存在すること」。「家庭内暴力、セクシュアル・ハラスメント及び児童の性的搾取の事例が引き続き存在すること」。「男女の間で同一価値の労働に対する賃金についての事実上の不平等が存在すること」や「多くの企業において、主として専門的な要職に昇進する機会がほとんどあるいは全くない事務員として女性を雇う慣行があること」。「1957年の強制労働の廃止に関する条約（105号）、1958年の雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（111号）、1989年の原住民及び種族民に関する条約（169号）のようなくつかの重要なILO条約が未批准であること」。「公的部門及び私的部門の両方で過大な労働時間を容認していること」。「労働者は45歳以降、十分な補償なしに、給与を削減され、あるいは解雇される恐れがあること」。「全ての公務員について、教師を含め、不可欠な政府の業務に従事していない公務員についてまで、ストライキを全面的に禁止していること」。

「原子力発電所事故、及び当該施設の安全性に関する必要な情報の透明性及び公開が欠如していること」。「原子力事故の予防及び処理のための、全国規模及び地域社会での事前の備えが欠如していること」。「退職年齢と公的年金の受給適格年齢が一致しない場合、65歳より前に退職を余儀なくされる者については収入の損失が生じ得ること」。「最低年金制度が存在しないこと」。

「男女間の収入格差を永続化させる年金制度における事実上の男女不平等が存続していること」。「障害者に対して、特に労働及び社会保障の権利に関連して、法律上及び慣習上の差別が依然として存在すること」。「阪神・淡路大震災後に兵庫県により計画し実行された、大規模な再定住計画にもかかわらず、最も震災の影響を被った人々が必ずしも十分に協議を受けず、その結果、多くの独居老人が、個人的注意がほとんどあるいは全く払われることなく、全く慣れない環境に起居していること」。「家族を失った人々への精神医学的又は心理学的な治療がほとんどあるいは全くされていないようであること」。「多くの再定住した60歳を越える被災者には、地域センターがなく、保健所や外来看護施設へのアクセスを有していないこと」。「阪神・淡路地域の被災者の中には、残余の住宅ローンの支払いのために、住宅を再建し得ないまま財産の売却を余儀なくされた人々もいること」。「全国に、特に大阪の釜ヶ崎地区に、多数のホームレスの人々がいること」。「国がホームレスを解消するための包括的な計画を策定していないこと」。「仮の住まいからのホームレスの強制立ち退きが行われていること」。

これらの具体例を用いて、生存権をめぐる内外の乖離と、それを埋めるための「生存権等を享有することのできる条件」などについて踏み込んだ教育をすることが喫緊の課題となっているといえよう。

### 3. ハンセン病問題から学ぶ

このような観点からみた場合、ハンセン病問題は、日本の人権教育にとって、文字通り「宝の山」といっても過言ではない。世界人権宣言などで謳われている基本的人権の位置づけを採用し、これを広く国民に対して教育することという課題についていえば、ハンセン病強制隔離政策と戦争とは表裏一体の関係にあり、この意味において、人権の意義、「人権と平和」の密接不可分な関係を理解する上で格好のテーマといえよう。それは、人権の法的側面についても教育すること、あるいは、「人権を享有することのできる条件」の創出について教育することという課題についても同様であろう。ハンセン病問題の何よりの特徴は、それが憲法違反の「らい予防法」によって引き起こされた人権侵害問題だということにあり、そこで問われたのは国会議員の立法不作為であり、ハンセン病問題の解決を促進するための立法措置だったからである。人権保障や人権救済に占める当事者運動の重要性を教育することという課題の場合も同様で、ハンセン病問題こそは最適の教材ということになる。全国ハンセン病患者協議会（後に全国ハンセン病療養所入所者協議会に改称）の患者運動こそは日本国憲法の下におけるもっと優れた当事者運動の一つといってよいからである。生存権をめぐる内外の乖離を教育するという課題にとっても、ハンセン病問題に学ぶ意義は大きいといえる。日本型「生存権」概念が生み出した悲劇の最たるものの一つがハンセン病患者・家族の隔離だったからである。

ハンセン病問題をハンセン病問題だけにとどめてはならない。日本の人権教育の改善に生かしていかなければならない。熊本県に求められているのはその機関車の役割を果たすことである。

年度	年度末現在者数		
	男	女	合計
明治42	91	24	115
" 43	108	27	135
" 44	125	28	153
大正元	135	38	173
" 2	134	41	175
" 3	142	43	185
" 4	157	43	200
" 5	158	44	202
" 6	169	52	221
" 7	168	50	218
" 8	175	59	234
" 9	170	56	226
" 10	177	61	238
" 11	163	61	224
" 12	171	71	242
" 13	225	93	318
" 14	232	101	333
昭和元	277	125	402
" 2	349	140	489
" 3	361	144	505
" 4	410	160	570
" 5	477	177	654
" 6	506	199	705
" 7	519	212	731
" 8	528	231	759
" 9	568	255	823
" 10	575	264	839
" 11	692	307	999
" 12	718	322	1040
" 13	700	319	1019
" 14	683	319	1002
" 15	738	355	1093
" 16	770	382	1152
" 17	743	382	1125
" 18	725	382	1107
" 19	734	373	1107
" 20	589	319	908
" 21	587	316	903
" 22	601	348	949
" 23	640	372	1012
" 24	650	393	1043
" 25	687	424	1111
" 26	915	562	1477
" 27	968	592	1560
" 28	994	612	1606
" 29	1010	618	1628
" 30	1029	649	1678
" 31	1038	653	1691
" 32	1060	664	1724
" 33	1073	661	1734
" 34	1049	655	1704
" 35	1009	626	1635
" 36	983	624	1607

年度	年度末現在者数		
	男	女	合計
" 37	979	621	1600
" 38	983	616	1599
" 39	967	611	1578
" 40	959	611	1570
" 41	933	591	1524
" 42	924	583	1507
" 43	910	573	1483
" 44	902	576	1478
" 45	889	574	1463
" 46	874	571	1445
" 47	861	568	1429
" 48	851	559	1410
" 49	840	549	1389
" 50	812	538	1350
" 51	790	535	1325
" 52	775	535	1310
" 53	759	530	1289
" 54	745	525	1270
" 55	739	511	1250
" 56	710	499	1209
" 57	701	490	1191
" 58	687	477	1164
" 59	670	473	1143
" 60	655	467	1122
" 61	638	458	1096
" 62	618	451	1069
" 63	597	445	1042
平成元	576	441	1017
" 2	551	437	988
" 3	537	427	964
" 4	515	417	932
" 5	487	407	894
" 6	472	402	874
" 7	454	383	837
" 8	438	373	811
" 9	421	357	778
" 10	394	342	736
" 11	376	327	703
" 12	362	321	683
" 13	355	311	666
" 14	312	284	596
" 15	287	273	560
" 16	265	263	528
" 17	244	239	483
" 18	231	227	458
" 19	213	214	427
" 20	205	201	406
" 21	199	195	394
" 22	185	189	374
" 23	172	184	356
" 24	165	175	340
" 25	149	164	313

昭和23年度 癩子防費

科目 款 項	説明種目	予算現額	決算額	予算残額		附記	明細説明
				翌年度繰越額	不用額		
第十六項 癩子防費		380,200	341,480	38,719			
	第四目 手当及び給与金	9,000	9,000				
	第五目 賃金	9,000	9,000				
	第八目 旅費	100,000	75,371		24,629	流用増額 第十目役務費44,000	
	検査旅費	51,000	47,885		3,115		不用額を生じたのは出張件数が予定より少なかったためである
	輸送旅費	38,000	22,470		15,530		不用額を生じたのは出張件数が少なかったためである
	講習会旅費	11,000	5,016		5,984		不用額を生じたのは講習会の開催が少なかったためである
	第九目 消耗品費	44,500	43,804		696		
	薬品費	37,395	37,295		100		
	消耗器材費	4,104	4,104		0		
	被服費	3,000	2,406		594		
	第十目 役務費	217,700	213,305		4,395	流用増額 第十目役務費44,000	
	印刷製本費	175,000	172,587		2,413		不用額を生じたのは予算節約したためである
	通信費	2,700	718		1,982		不用額を生じたのは連絡事項が少なかったためである
	広告料	40,000	40,000		0		

昭和24年度 癩子防費

款項	目	予算額		予算決定後増加額		流用増減額	予算現額	支出済額	翌年度繰越金	不要額	節			附記	明細説明	
		当初予算額	追加更正予算額	計	前年度継続費繰越額						予備費支出額	種別	予算現額			支出済額
第十三項 癩病子防費	旅費						2,502,770				旅費	153,320				
	雑手当						57,600				雑手当	57,600				
	賃金						14,400				賃金	14,400				
	需用費											消耗品費	7,800			
												燃料費				
												食料費				
												印刷製本費	130,000			
												光熱水費				
												通信運搬費	4,000			
												広告料	60,000			
											原材料費	2,073,650				

注)熊本県立図書館が昭和24年度の「熊本県一般会計・特別会計歳入歳出決算書報告書」を所蔵していないため、県議会会議録の記載をもとに作成。





昭和28年度 らい病予防費															
款項	目	予算額			予算決定後増加額		流用増減額	予算現額	支出済額	翌年度繰越金	不要額	部		附記	明細説明
		当初予算額	追加更正予算額	計	前年度繰越費繰戻額	予備費支出額						予算現額	支出済額		
第2項 予防費	第12日 らい病予防費	6,212,526		6,212,526				6,212,526	891,999		5,320,527	種別	予算現額	支出済額	特別勤務手当
												旅費	666,474	425,241	
												雑手当	25,080	24,800	
												寝金	43,500	39,130	
												消耗品費	39,500	30,373	
												倉庫費	66,000	45,610	
												通信運搬費	27,300	22,415	
												借料及び租料	5,364,360	290,000	
												原材料費	39,016	24,430	
												保険料		696	

昭和29年度 らい病予防費															
款項	目	予算額			予算決定後増加額		流用増減額	予算現額	支出済額	翌年度繰越金	不要額	部		附記	明細説明
		当初予算額	追加更正予算額	計	前年度繰越費繰戻額	予備費支出額						予算現額	支出済額		
第2項 予防費	第12日 らい病予防費	1,570,000		1,570,000				1,570,000	959,591		610,409	種別	予算現額	支出済額	特別勤務手当
												旅費	664,000	428,882	
												雑手当	34,000	11,200	
												寝金	43,000	5,060	
												消耗品費	13,000	12,117	
												燃料費	98,000	98,000	
												倉庫費	58,000	25,510	
												通信運搬費	27,000	17,122	
												借料及び租料	593,000	359,600	
												備品費	12,000	2,100	
第16日 らい患者家族生活援護扶助費		2,602,000	2,602,000	2,602,000				2,602,000	2,426,557		175,443	種別	予算現額	支出済額	扶養手当12,903 勤務形手当16,190 勤続手当9,625
												職員手当	56,000	53,156	
												役員給	149,000	149,000	
												旅費	153,000	100,003	
												消耗品費	1,000	730	
												印刷製本費	5,000	4,373	
												通信運搬費	21,000	20,115	
												扶助費	2,217,000	2,098,090	
												借料及び租料			
												原材料費			

昭和30年度 らい病予防費															
款項	目	予算額			予算決定後増加額		流用増減額	予算現額	支出済額	翌年度繰越金	不要額	部		附記	明細説明
		当初予算額	追加更正予算額	計	前年度繰越費繰戻額	予備費支出額						予算現額	支出済額		
第2項 予防費	第10日 らい病予防費	1,342,000		1,342,000				1,342,000	1,265,099		76,901	種別	予算現額	支出済額	特別勤務手当
												旅費	380,000	373,619	
												雑手当	28,000	27,800	
												消耗品費	24,000	13,170	
												燃料費	34,900		
												倉庫費	23,000	20,575	
												通信運搬費	25,000	24,810	
												借料及び租料	587,000	587,000	
												備品費	12,500	12,500	
												原材料費	27,000	5,025	
第12日 らい患者家族生活援護扶助費	5,400,000	5,000	5,405,000	5,405,000				5,405,000	4,632,555		772,445	種別	予算現額	支出済額	扶養手当10,200 勤務形手当21,090 勤続手当1,764 期末手当29,535 勤続手当14,768
												職員手当	91,000	86,957	
												役員給	209,000	119,767	
												旅費	120,000	119,707	
												消耗品費	19,000	3,780	
												印刷製本費	8,000	5,800	
												通信運搬費	80,000	71,650	
												貸入金補助及び交付金	12,000	6,379	
												扶助費	4,866,000	4,218,375	
												借料及び租料			

昭和31年度 らい病予防費

款項	目	予算額			予算決定後増加額		流用増減額	予算現額	支出済額	翌年度繰越金	不要額	部		附記	明細説明
		当初予算額	追加更正予算額	計	前年度繰越費繰越額	予備費支出額						予算現額	支出済額		
第2項 予防費	第9目 らい病予防費	934,000		934,000				934,000	547,842		386,158	雑費 415,000 雑手当 13,000 消耗品費 3,000 燃料費 14,000 会費費 8,000 通信運搬費 13,000 借料及び租料 455,000 原材料費 13,000 役員給 313,000 旅費 325,000	317,769 13,000 2,448 3,040 13,000 185,600 12,085 313,000 118,125		不用額を生じたのは予算締約したと刑務所出所 のらい患者の護送が予定より少なかったためである
	第11目 らい患者家族生活援護扶助費	7,122,700		7,122,700		148,750		7,126,750	4,159,296		2,967,454	職員手当 125,675 消耗品費 4,000 印刷製本費 7,000 通信運搬費 47,000 負担金補助及び交付金 16,075 扶助費 6,479,000	313,000 118,125 扶養手当24,581 勤労手当32,655 旅費手当44,460 勤労手当22,330		不用額を生じたのは扶助費において予算どおり支 出を必要としなかったためである。予備費は第32節 負担金補助及び交付金へ支出したのである

昭和32年度 らい病予防費

款項	目	予算額			予算決定後増加額		流用増減額	予算現額	支出済額	翌年度繰越金	不要額	部		附記	明細説明
		当初予算額	追加更正予算額	計	前年度繰越費繰越額	予備費支出額						予算現額	支出済額		
第2項 予防費	第11目 らい病予防費	909,000		909,000				909,000	465,821		443,179	旅費 402,000 職員手当 12,000 消耗品費 2,000 燃料費 14,000 会費費 8,000 通信運搬費 12,000 借料及び租料 455,000 原材料費 4,000	283,611 12,000 1,610 2,540 12,000 151,200 3,060		
	第12目 らい患者家族生活援護扶助費	5,086,000	△1,000,000	4,086,000		150,000		4,231,872	3,639,901		591,971	役員給 370,000 旅費 135,000 職員手当 155,000 消耗品費 4,000 印刷製本費 7,000 通信運搬費 43,000 負担金補助及び交付金 163,872 扶助費 3,354,000	370,000 135,000 155,000 3,999 6,000 43,000 163,872	22,000 40,000 60,000 28,000	予備費は第32節負担金補助及び交付金へ支出した のである

表1 らい予防事業成績

	検診人員	新発見者	入所勸奨	一時救護	収容	従業禁止	入所又は従業禁止により生活費の補給又は生活扶助をなした件数		消毒若しくは廃棄件数
							らい予防法によるもの	生活保護法によるもの	
1952年	269	40		—	41	—	—	—	—
1953年	450	26		—	27	—	—	—	—
1954年	145	34	235	8	35	—	252		35
1955年	212		175	1	29	—	92		28
1956年	46		134	1	25	—	101		25

註) 熊本県衛生部『衛生年鑑』『熊本県衛生年報』より作成。「らい予防事業成績」は1952-1956年の間だけ記載されている。空欄はママ。斜線部は欄自体がないもので、1952-53年度は「入所勸奨」の欄が存在しない。

表2 らい患者移動状況

年度	前年末の患者	本年中増			本年中減			本年末患者	年末時の一時救護患者
		新発見		その他	入所	死亡	その他		
		在宅患者	浮浪患者						
1952			40		41				
1953			26		27				
1954	137	32	2	—	35	15	—	121	—
1955	121	25	1	—	29	15	9	94	—
1956	94	27	2	—	25	9	4	85	1
1957	85	15	—	—	16	11	—	73	—
1958	73	16	—	2	19	4	1	67	—
1959	67	18	—	1	19	2	—	65	—
1960	65	10	—	2	10	2	1	64	—
1961	64	9	—	3	14	3	1	58	—
1962	58	17	—	1	12	4	—	60	—
1963	60	13	—	—	6	3	—	64	—
1964	64	3	—	—	4	6	7	50	—
1965	50	6	—	—	3	4	2	47	—
1966	47	6	—	—	4	1	15	33	—
1967	33	5	—	—	4	3	2	29	—
1968	29	4	—	—	2	1	2	28	—
1969	28	—	—	—	1	2	6	19	—
1970	19	—	—	1	1	1	1	17	—
1971	17	6	—	—	3	1	—	19	—
1972	19	5	—	—	5	1	1	17	—
1973	17	3	0	0	3	0	0	17	—
1974	17	4	0	1	4	2	0	16	—
1975	16	1	0	0	1	0	0	16	—

註) 熊本県衛生部 『衛生年鑑』『熊本県衛生年報』から作成。1954～1956年は「らい患者移動状況」、1957年から「未収容らい患者状況」に項目が改称される。

表3 らい予防法による生活援護状況

年度	生活援助		教育援助人 員	住宅援助人 員	出産援助 人員	生業援助人 員	葬祭援助 人員	らい患者家族生活援 護費(千円)	らい病予防費 (千円)
	世帯	人員							
1952									1,354
1953									6,212
1954								2,602	1,550
1955								5,405	1,342
1956								7,122	934
1957	1,118	3,511	965	720	—	—	5		909
1958	990	2,987	979	832	—	—	1	4,070	1,242
1959	940	2,687	925	869	1	—	1	3,968	1,083
1960	864	2,480	886	846	—	—	—	3,750	733
1961	826	2,334	816	849	—	—	—	4,705	470
1962	866	2,257	815	991	3	—	—	6,321	1,014
1963	893	2,205	796	1,041	—	—	—	7,530	502
1964	881	1,967	704	960	—	—	1	7,993	965
1965	805	1,747	602	718	1	—	1		
1966	797	1,730	538	675	—	5	4		
1967	777	1,646	560	675	—	9	4		
1968	711	1,506	528	561	—	15	2		
1969	696	1,469	514	514	—	21	4		
1970	711	1,375	465	455	—	7	3		

註) 熊本県衛生部 『熊本県衛生年報』 などより作成。空欄は不明箇所。「らい予防法による生活援護状況」の記載は1957年度から。

表4 国立療養所年報（昭和25～28年度版）

i) 入居前居住地別患者数（熊本県）

	1951年3月末	1952年3月末	1953年3月末
松丘保養園	1	0	1
東北新生園	0	0	0
栗生楽生院	4	4	4
多磨全生園	2	2	2
駿河療養所	3	2	3
長島愛生園	17	17	13
邑久光明園	5	5	5
大島松青園	3	2	2
菊池恵楓園	336	521	524
星塚敬愛園	43	49	58
計	414	602	612

ii) 入所前居住地別患者数（菊池恵楓園）

	1951年3月末	1952年3月末	1953年3月末
福岡県	145	287	298
佐賀県	71	74	91
長崎県	119	191	194
熊本県	336	521	524
大分県	91	125	145
宮崎県	50	52	62
鹿児島県	104	98	105
外地（外国）*1	91	44	41
計	1007	1392	1460

註) 昭和28年度版より「外国」と表記

iii) 未収容患者数推移（熊本県）

	1951年4月末	1951年6月末	1951年10月末	1952年3月末
福岡県	23	33	24	15
佐賀県	15	15	16	12
長崎県	66	73	63	57
熊本県	282	279	167	151
大分県	85	85	68	64
宮崎県	170	156	114	106
鹿児島県	251	254	251	239
計	892	895	703	644

註) 昭和26年4月10日、1,000床拡張工事竣工

iv) 一斉検診時治療法別患者数（昭和25年4～8月）

	入院	通院	往診	売薬	放置	その他	計
鹿児島県	0	0	0	50	208	0	258
熊本県	0	9	5	134	0	84	232
愛知県	0	21	0	63	63	34	181
全体	38	101	27	393	848	176	1583

註) 昭和26年度版より作成。「備考」によれば栃木県、岡山県は「実施せず」、山梨県、奈良県は「該当者なし」となっている。

表5-1 優生保護法による優生手術件数

区分	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不詳	計	手術を受けた者の居住地	
											市部	郡部
昭和25年度		-		7		-		-				
昭和26年度	-	7		3		-		-		10		
昭和27年度										2		
昭和28年度	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1	-
昭和29年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
昭和30年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
昭和31年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
昭和32年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
昭和33年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
昭和34年度	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-
昭和35年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
昭和36年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
昭和37年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
昭和38年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
昭和39年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
昭和40年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
昭和41年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
昭和42年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
昭和43年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
昭和44年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
昭和45年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
昭和25年度	-	-				-		-				
昭和26年度	-	1		1		-		-		2		
昭和27年度										10		
昭和28年度	2	5	4	2	2	-	-	-	-	15	-	15
昭和29年度	1	4	4	3	1	-	-	-	-	13	2	11
昭和30年度	1	5	-	1	2					9	-	9
昭和31年度	1	2	1	1	1	1	-	-	-	7	-	7
昭和32年度	3	1	2	-	1	1	-	-	-	8	1	7
昭和33年度	1	1	1	1	-	-	-	-	-	4	-	4
昭和34年度	-	-	3	-	2	-	-	-	-	5	-	5
昭和35年度	2	2	2	3	-	-	-	-	-	9	-	9
昭和36年度	-	1	3	1	-	-	-	-	-	5	-	1(ママ)
昭和37年度	-	-	1	-	1	-	-	-	-	2	-	2
昭和38年度	-	3	18	22	7	-	-	-	-	50	6	44
昭和39年度	-	-	-	1	-	1	-	-	-	2	-	2
昭和40年度	-	-	1	1	-	-	-	-	-	2	-	2
昭和41年度	-	1	1	-	-	-	-	-	-	2	-	2
昭和42年度	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
昭和43年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
昭和44年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
昭和45年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 昭和25～27年度は市郡別の項目なし。昭和27年度は合計のみ記載。

表5-2 優生保護法による人工妊娠中絶実施件数

区分	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不詳	計	手術を受けた者の居住地		理由別、妊娠月数
											市部	郡部	
昭和25年度	22	42		27		8		1		100			3ヶ月以前46件、4～5ヶ月23件、6ヶ月以上18件(計87件)
昭和26年度	3	14		13		14		-	-	44			3ヵ月以前33件、4～5ヵ月8件、6ヵ月以上3件
昭和27年度	-	4	3	4	3	-	-	-	-	14		14	第3月3件、第4月5件、第6月1件
昭和28年度	3	8	12	5	2	3	-	-	-	33	1	32	第2月以内7件、第3月15件、第4月9件、第5月2件
昭和29年度	1	6	6	12	2	2	-	-	-	29	7	22	第2月以内4件、第3月16件、第4月6件、第5月3件
昭和30年度	5	6	7	2	3	1	-	-	-	24	4	20	第2月2件、第3月18件、第4月3件、第5月1件
昭和31年度	1	3	4	2	2	4	2	-	-	18	3	15	第2月以内3件、第3月14件、第5月1件
昭和32年度	3	-	-	1	1	2	1	-	-	8	-	8	第2月以内5件、第3月3件
昭和33年度	2	5	9	13	5	3	-	-	-	37	2	35	第2月以内5件、第3月27件、第4月1件、第5月4件
昭和34年度	1	1	4	2	5	-	-	-	-	13	1	12	第2月以内8件、第3月5件
昭和35年度	3	1	1	2	3	-	-	-	-	10	-	10	第2月以内4件、第3月3件、第4月1件、第5月2件
昭和36年度	1	2	1	-	-	-	-	-	-	4	-	4	第2月以内3件、第3月1件。第5月が「母体の健康」と入れ替わっている。
昭和37年度	-	1	-	1	1	1	-	-	-	4	2	2	第2月以内2件、第3月2件
昭和38年度	-	3	-	-	-	-	-	-	-	3	1	2	第2月以内1件、第3月2件
昭和39年度	1	1	2	-	-	1	-	-	-	5	2	3	第2月以内2件、第5月3件
昭和40年度	-	1	-	-	1	-	-	-	-	2	2	-	第2月以内1件、第3月1件
昭和41年度	-	1	1	-	1	-	-	-	-	3	1	2	第2月以内1件、第3月1件、第4月1件
昭和42年度	-	1	1	-	-	-	-	-	-	2	1	1	第4月2件
昭和43年度	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	1	第2月以内1件
昭和44年度	-	2	1	-	-	-	-	-	-	3	1	2	第2月以内2件、第3月1件
昭和45年度	-	1	-	1	-	-	-	-	-	2	-	2	第3月1件、第4月1件

注)熊本県衛生部『衛生年鑑』『熊本県衛生年報』より作成。昭和36年度から「区分」が「第3条該当第3号該当」から「当事者の同意によるもの／らい」に変わっているが、昭和45年度には再びもとに戻っている。『菊池恵楓園50年史』によれば、昭和28～33年度の子宮摘出・人工妊娠中絶・優生手術の実施件数は以下の表5-3に示したものであり、表5-1および表5-2に示した件数は療養所以外で実施されたものと考えられる。

表5-3 診療件数調

治療別	昭和28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
子宮摘出	4	2	7	4	5	4
人工妊娠中絶	26	18	15	1	7	8
優生手術	0	10	9	16	14	9



表6 熊本県未収容患者数推移

資料名	時期	未収容患者数	患者異動・推定患者数
無癲方策実施に関する件(1947年11月)	1947年4月末現在	305	
「国立療養所長会議協議事項」(1948年10月)「府県別未収容患者調」	1947年1月末現在	305	22年中療養所へ送致した数 56人
	1947年12月末現在	128	
	1948年4月末現在	310	
国立療養所長会議議題(1949年6月)「癲患者救護年報」	1948年3月末現在	312	本年中の患者増加 新発見27人 逃走・帰郷1人 その他0人 本年中の患者減少 入所16人 死亡33人 その他42人
	1949年4月末現在	239	
昭和25年度らい予防事業について(1950年4月)「昭和24年度(昭和24年3月～25年3月)らい患者救護月報」	1949年3月末現在	261	本年中の患者増加 新発見312人 脱走13人 その他なし 本年中の患者減少 入所61人 死亡27人 その他17人
	1950年3月末現在	481	
国立療養所々々長庶務課長会議資料(1951年6月)「未収容患者数」	1950年3月末現在	290	本年中の患者増加 新発者77人 脱走4人 その他5人 本年中の患者減少 入所85人(*75人) 死亡134人 その他13人
	1951年3月末現在	284	
昭和27年度らい予防事業について(1952年4月)「昭和25年度らい患者救護成績」	1950年4月末現在	481	患者増加 新発見77人 脱出帰郷4人 その他5人 患者減少 入所85人 死亡135人 その他63人
	1951年3月末現在	284	
『国立療養所年報』(昭和25・26年度版)	1951年4月末現在	282	
「九州の癲問題」(1951年7月)「第二表 九州各県未収容癲患者数」	1951年6月10日	282	推定数500人
『国立療養所年報』(昭和27年版)	1951年6月末現在	279	
『国立療養所年報』(昭和28年版)	1951年10月末現在	167	
『国立療養所年報』(昭和28年版)	1952年3月末現在	151	
「らいについて」(1954年10月)「(4)昭和28年3月末現在未収容患者数調」	1953年3月末現在	144	推定未収容患者200人 計344人
「らいについて」(1954年10月)「(3)らい患者移動状況」(29年3月31日現在)	1954年2月末現在	125	新発見の在宅患者4人 入所4人
	1954年3月末現在	125	

## ■生活援護記録

番号	入所年	特記事項
1	1943（昭和18）年	「長男の嫁□□（病気（二男）になったため別居、長男は死亡）ももう少し色々な世話をするように直接□□に対し指導しておいた」（昭和36年□月□日）、「本人不在のため後日再診問する（在宅患者検診の除中に訪問）」（昭和42年□月□日）
2	1946（昭和21）年	近郊に住む恵楓園の看護婦にもれることを恐れており、「そんなことはないから元気を出すよう指導」と記載あり。
3	1946（昭和21）年	長男の入所により申請。76番の台帳に混入している。
4	1947（昭和22）年	二男の入所により申請。
5	1948（昭和23）年	昭和23年□月入所という記載も見られる。
6	1948（昭和23）年	「長男の嫁もらいのことで相当悩みあるようすだった。母親としてできるだけ努力して解決するよう話した」（昭和45年□月□日）、「長男□□も昨年□月結婚し…しかし嫁にはあくまで病気のことは内緒にしており気を使っているとのことである」（昭和47年□月□日）、「同居するについては嫁に対しい患者の件はまったく話さず内緒にしているため非常に気を使っているようだ。しかし、嫁も別に気かけないらしく問題なくスムーズにいつている」（昭和47年□月□日）
7	1948（昭和23）年	夫の入所により申請。長男も昭和18年□月、二女も昭和26年□月に入所している。
8	1948（昭和23）年	「援護金の送金について、これまで直送してもらっているが□□は字も読めなく書けないため近所の人に頼んではいが、秘密保持上好ましくないので、この点考慮してほしいとのことであった」（昭和48年□月□日）、「又それぞれの嫁にはらいの病人のことは話してなく、そのため非常に嫁達に気を使っている」（昭和48年□月□日）
9	1948（昭和23）年	「世帯主の話によれば、入所者が予科練時代に敵の瓦斯弾によって今日のような状態になったので近所の人でもその事実を知っているというが事実がそうだとすれば軍隊在隊時に障害年金の裁定が考えられるが現在その恩恵に浴していないことを考えれば世帯主の家柄を保たうとする言い草に過ぎないと思う。なお母親は「長男□□の入園と同時に気が変になって家でしたまま家に帰ってこないという」（昭和37年□月□日）
10	1949（昭和24）年	「上記資金により□□を経営したものらい患者家族ということもあって経営ははかばかしくなく…生活資金の大部分を患者である□□□□に援助してもらっていた状態である。したがって□□□□から療養に専念できないので家族援護を申請したものである」、「□□を開業したものであるが、らい患者関係の店ということで客はなく」等の記載が見られる。
11	1949（昭和24）年	最終的に「院外労務」による収入増が援護打ち切りの理由となっている。
12	1949（昭和24）年	「此のケースは夫が昭和18年菊池恵楓園に入所したため」という記載も見られる。
13	1949（昭和24）年	表紙に入所日の記載ないが、「調査記録」欄で昭和24年□月となっている。
14	1949（昭和24）年	世帯から3人が入所。「二女の□□は大阪方面に転出（事実上は長女の□□と同じくこの病気の家族であることを気にして家出したものと思われる）」（昭和35年□月□日）。長女について「その周囲の環境から□□□□と一緒にいる様子である」と注記されている。
15	1949（昭和24）年	配偶者が星塚敬愛園に入所
16	1949（昭和24）年	昭和24年□月に配偶者が入所し、昭和29年までは生活保護法による援助。その後、生活困難となったため昭和35年□月□日から、らい予防法にもとづく生活援護をうけている。
17	1949（昭和24）年	訪問時、入所している家族の面会に行っても不在だったため、近所の人に状況を確認し、「熊本に行っている」との返答をうけている。また「本人を扶養することについては次男、三男とも積極的ではなく、特に次男については、援護費が廃止された場合妻との関係で家庭内で問題が起こることは従来の経過からみて充分予想される」との記載あり。同伴は強制収容の例であり、添付されている昭和45年□月□日起案の報告書から、そのことがうかがえる。「2. 指導および措置 □□の入所時、県、保健所、役場で相当強力な勸奨（本人は強制収容されたこと云っており、最近□□町役場に何らかの事後措置を、申し立てにいつている。）を実施しており、母□□の存命中の生活保障を条件の一つとして収容していることは事実である。」

19	1950（昭和25）年	担当者は、民生委員の案内で患家に訪問している。「養女が病気により家庭を嫌悪」との記載あり。
20	1950（昭和25）年	兄妹で入所しており（兄が昭和26年〇月、妹が昭和25年〇月入所）、先に退所した兄が申請。他県に転出して援護廃止。
21	1950（昭和25）年	二男が入所。長男について「〇〇は今年〇月頃目のまわりと頬が腫れた…〇〇は15年程前、保健所から検査を奨められた事もあり、自分でもらいではないかと考えているようである。ただ今更検査を受けて入所しなければならないようになったらとの危惧を持っている。そのため〇〇〇〇の仕事は今はない」（昭和58年〇月〇日）という記載がみられる。昭和40年代に入っても、保健所が家族検診を勧めていたことが分かる。
22	1950（昭和25）年	訪問調査の際、民生委員から自転車を借りて家族宅まで行っていたことが記載されている。
23	1950（昭和25）年	「要援護者〇〇〇〇は現在菊池恵楓園に入所している〇〇〇〇の一女であるが、らい病の発覚のため婚家先より離婚された母〇〇〇と共に（以下略）」との記載あり。
24	1950（昭和25）年	「本ケースは従来〇〇福祉事務所で扶助を行っていたものであるが福祉主事が調査の結果養子〇〇〇〇が菊池恵楓園に入所していることが判明していたので衛生部に移管」（昭和39年〇月〇日）、「養子〇〇〇（入所中）の実家と実母、兄弟も同じ〇〇〇〇内にいるが誰一人として〇〇〇（母）から遠ざかり世話をしてくれないので見るに見かねて遠縁の〇〇〇さんがせわをしている状態（母は会話不能）」（昭和41年〇月〇日）等の記載があり、結局、遠縁の〇〇〇が家等を相続する条件で最後まで入所者の養母の面倒をみることになり、養母の死亡により援護廃止となっている。
25	1951（昭和26）年	「S25. 〇月頃発病」とあるが、どのようにして病気とわかり、入所したかについては記載なし。「本人は現在自宅と園内の夫宅で半分ずつ生活」（昭和57年〇月〇日）という記載が見られる。
26	1951（昭和26）年	配偶者の入所によるもの。世帯から〇人が入所しており、二女の入所日（昭和27年〇月）のみ記載あり。このことを担当者が確認したのは昭和37年〇月〇日になってから。「この家族は〇人が菊池恵楓園に入所していることが判明し、気の毒のような世帯であった。併し乍ら家は立派で最近新築したような形跡があり、どう云うふうにして建築資金を調達したのか疑問にもつ。今後この点を調査してみたい」（昭和37年〇月〇日）、「孫〇〇〇が体が弱く皮フが余りよくないので専門医に見せたいと述べていた。依って一家より〇人も入所しているのだから早い機会に受診するよう指導した」（昭和38年〇月〇日）、「孫〇〇〇については専門医に受診した結果一種の皮フ病でらいではない事が判明し安心していた」（昭和39年〇月〇日）、「その他〇〇〇が皮フ病に患っている模様なるも近くの病院に通っているが、何時迄も良くならない。依って小学校に入学する前熊大で健康診断をしておくよう指導した」（昭和40年〇月〇日）、「〇〇〇長男〇〇〇は皮フ病がなかなか良くならず困っているとのこと（カサとのこと）来年は小学校入学であるので早く治療するよう指導した」（昭和40年〇月〇日）
27	1951（昭和26）年	「本人も夫と同様菊池恵楓園に数年在所して〇月〇〇日に軽快退所し、現在地に一人世帯で暮らしていた。本人は視力もほとんどなく…」（昭和38年〇月〇日）等の記載があり、夫の軽快退所後、他県にいる長男のもとに転居している。
28	1951（昭和26）年	「〇〇〇〇からの引揚者で患者は内地に帰ってから患ったらしい」（昭和37年〇月〇日）、「こと患者のこととなると非常に心配し入所してから1度も帰省しないのでどうしていいか頭が痛い」と漏らしていた。依って次回の訪問調査時、患者の近況を知らせてやりたい」（昭和38年〇月〇日）等の記載に加え、近所の人が相当親身になって世話をしている様子が何度も記載されている。
29	1951（昭和26）年	昭和26年〇月に配偶者が入所し〇〇県で生活援護をうける。昭和35年に熊本県に移住し申請。「また、娘の〇〇〇の将来について患者家族なるがゆえに進学、就職の点で心配していたが、そんなことは心配せずに将来自立をめざすよう指導した」と記載。
30	1951（昭和26）年	入所者の子供は「母の病気のことには知らず、会ったこともない」ため、他の兄弟の実子として扱われており、「本人もその気持ち」「当然本人にわかる時がくるが話す気になれず、まだ当分今のままで」という家族の発言が記載されている。
31	1951（昭和26）年	内縁関係にあった夫が入所。内縁関係の清算により援護廃止。

32	1951（昭和26）年	余白に、扶養義務者の2名が「水俣病で7年前に死亡」という書き込みあり。
33	1951（昭和26）年	残された子供が義務教育を終わる段階で「卒業後就職するよう指導」「担任とも連絡」「退所を指導」等の記載あり。
34	1951（昭和26）年	「本ケースは父母が共に菊池恵楓園に入所し、申請した2人の子供は共に県立□□学園に入所し、収容保護をされていたが同園が精薄児のみの施設に方針をかえることになったため退園を余儀なくされ」親族が申請（昭和34年□月□日）。
35	1951（昭和26）年	34番と同じ。父母ともに入所していたが、母親の方が先に軽快退所して申請。両親が入所している間、子供は□□学園や□□□童園などに収容されていた。
36	1951（昭和26）年	「社会環境上の問題点」欄に「秘密保持上の問題」という記載がある。「3. 生活歴 昭和26年□月夫の体の異状で検診を受けたところ、らいとわかり、その時本人も検診を受けたところ異状があり、検査の結果らいと判明。その結果昭和26年□月□□日夫婦と子供3人の一家全部□□□を引き揚げ菊池恵楓園に入所す。4. 現況 …その上、らい患者ということで就職等はなかなかむづかしい点があり」（昭和49年□月□日）とある。しかし、「なお本人もらいで昭和46年□月退所となっているが本人は患者ではなく夫が患者として入所した関係上、生活の必要上入所したまでのことである」（昭和57年□月□日）と記載されている。「□□及び□を援護世帯に編入したとき、もし万一その事実が知られた場合差別を受けるおそれがあるので、援護世帯には組み入れないでほしいということであった。県としてはらいという疾病の持つ特殊性からプライバシー保護を最優先すべきだという観点から□□の申し立ても受け入れて□□及び□は援護世帯には編入しないこととする」（平成4年□月□日）
37	1951（昭和26）年	地元の有力者の親類であったが、親族から援助を受けていなかったことが記載されている。
38	1951（昭和26）年	「訪問時本人も在宅していた、本人は□月□□日に菊池恵楓園を軽快退所し□□中学3年に在籍していた。本人の父も現在入所中」（昭和□□年□月□日）、「本人も今年の3月中学を卒業し就職するか進学するか迷っている。早く態度を決定するよう指示。一応義務教育を終るので□月より廃止する旨伝えた。具体的には後日患者と面接のうえ決める」（昭和□□年□月□日）等の記載あり。
40	1951（昭和26）年	「昭和3年頃、夫が発病により退職」、□□に移住し□□商を営んできたが「夫□□の病状が年月とともに悪化し昭和26年暮に恵楓園に入所した」（昭和40年□月□日）、3男の離婚問題が解決し再婚も決まっていたが「恵楓園に入園中の父親の問題のため相手方からことわられたとのこと」（昭和47年□月□日）
41	1952（昭和27）年	入所者と内縁関係になったあと、前夫と離婚して援護申請したが、「戸籍上手続き未了」のため却下。前夫の死亡により再申請。不正受給をうけていたため、のちに財産の処分を強いられている。
42	1952（昭和27）年	本人以外のものも含む、ハングル表記の書類が添付されているが、内容については不明。
43	1952（昭和27）年	42番からの世帯分離。「この家庭も□□□の家庭であるが他の□□□家庭より清潔にしている」（昭和37年□月□日）、「学校で父が患者であることから嫌味を言われることと父が園内で問題を起し家でも□□と夫婦間のいざこざがあることにがまんしきれず、移住したらしい」（昭和43年□月□日）、「□□は□□□ということを感じているので自分自身であり気にならないよう注意した」（昭和45年□月□日）などの記載が見られる。また、娘について「相手を本気で好きだと話し母親や恵楓園の中絶のすすめにも頑として拒んでいる」（昭和□□年□月□日）、「今回も恵楓園及び母□□はおろすよう強硬に説得したがどうしても産むとって聞かなかった模様」（昭和□□年□月□日）などの記載あり。
44	1952（昭和27）年	71番の同居人として記載されている（但し、性別は男となっている）。本籍は□□□□となっており「外国人登録証有」と注記されている。「両親とも□□□」で本人が幼少の時に双方行方不明となり、入所中の祖母（伯母を消してある）を頼り、熊本に転居して申請。祖母は園内で「□□□と結婚」と注記されている。
45	1952（昭和27）年	長女が入所。しかし「四女□□はL型の在宅患者であり父の□□から指導医の検診を受けるよう説得してもらうことにした」（昭和42年□月□日）という記載もある。四女は在宅のまま死亡しており、「四女□□の3人の子供の健康状態については□□から感染を受けているおそれもあるので注意しておくよう指導した」（昭和43年□月□日）とある。

46	1953（昭和28）年	昭和21年に父が入所、昭和28年に母が入所している。申請人である長男は「肢体不自由（眼疾）」で施設に入所していたが満20歳となり児童福祉法による援護を受けられなくなったため申請。母については、「昭和28年入所（恵楓園の非公式の話によればいいではないらしい）」（昭和43年□月□日）ことが記載されている。
47	1953（昭和28）年	申請者について「夫母共にらい患者であったため、幼少時代は夫母と共に恵楓園で生活す……妻□□□にもらいの事は充分話をし、理解を得ており別に問題はないとのことである」（昭和49年□月□日）
48	1953（昭和28）年	「就職している子どもたちに生活を安定させ自立できるよう」に「度々（強く）指導」の記載あり。
49	1953（昭和28）年	「昭和26年□□発病、2年間は人目につかない山中に小屋住いしていたが病状悪化に伴い28年恵楓園に入所する」（昭和42年□月□日）という記載が見られるが、これは最も収容が強化されていたころである。
50	1953（昭和28）年	「2人とも配偶者には□□の入所の件は知らせておらず死亡しているように話してあるという」（昭和60年□月□日）、「娘の車で恵楓園に行き、孫が砂場で遊んでいる時に□□がどこかのおじいちゃんということで通りかかるというようにして会わせているとのこと。孫がもう少し大きくなればそれもできないかと思っているという」（平成元年□月□日）、「夫は近所の目を気にして帰宅することもない」（平成3年□月□日）
51	1954（昭和29）年	夫が実母の星塚敬愛園への入所により鹿児島県へ行き、その後不通。「かわいそうな家庭」「できがいい息子」「育栄資金など考え進学させるよう指導」「担任とも連絡」などの記載がみられる。
52	1954（昭和29）年	患者は夫が炭鉱夫として働いていた福岡県□□郡□□町の社宅で「発見され」入所。残された夫は大分県に移転するも子供を残して家出。協議離婚成立後、子供だけ熊本県に移転。「訪問時、患者（入所者）在宅。それまで住んでいた家主との折り合いが悪く同じ□□の患者家族の部落の中に引っ越して」、「今春卒業する□□は准看養成所に合格したが高校進学の希望が強いと云っていたが准看養成所に進学するよう今後指導する」等の記載あり。
53	1954（昭和29）年	長男の入所により申請（台帳は再申請時のもの）。のちに申請者本人がハンセン病と診断され、恵楓園に入所したため、援護廃止。
54	1955（昭和30）年	多磨全生園に入所。
55	1955（昭和30）年	長男が星塚敬愛園に入所したため。二男、三男も入所していた模様で、余白に「恵楓園」「愛生園か光明園」というメモがあり、担当者は把握できていなかったようである。
56	1955（昭和30）年	長男・二男は病気発覚を（とりわけ結婚問題）おそれて他道都府県に行き、不通。中学生の子供は親の病気の件、知らず。他都道府県に暮らす長男・二男について「まだまだ都市周辺などは偏見の強さがうかがわれた」との記載あり。
57	1955（昭和30）年	昭和30年□月に母が大分県から入所。長女に婿養子を取り下の娘2人を養育させるはずが、長女と婿は借金をつくり失踪したため、入所者の母と娘2人で熊本県に移住し申請。
58	1955（昭和30）年	長崎県より移管。「訪問時、不在。隣家の□□さんより事情を聞く」（昭和41年□月□日）、「夫□□も実際には園内におらず、自宅から同じ□□部落の□□□□□に常雇いとして働いている」（昭和43年□月□日）等の記載あり。
59	1955（昭和30）年	他都道府県で生活援護を受けていたが、台風で倒壊したために夫が入所している恵楓園のある熊本県に転居し、申請。「而し□□□を夫としている□□□の家庭は□□□の生活環境そのもので、家の中から子供に至るまで非常に不潔である」との記載あり。
60	1955（昭和30）年	夫が星塚に入所。嫁について「義父の病気のことは知っていたのでらいについて正しい理解をするよう説明」（昭和45年□月□日）と記載あり。
61	1955（昭和30）年	長崎県からの移管。申請者の親がリデル・ライト記念老人ホームに収容され、そこで亡くなっている。

62	1956 (昭和31) 年	調査票の欄外に、鉛筆書きで「北署□□さんの■●…妻のオイ」とのメモあり。
63	1956 (昭和31) 年	「夫の発病入院後、親の反対を押し切り勘当同然で結婚したものであり、現在も里に帰るよう言い続けている状態である」(昭和57年□月□日)、「本人は不必要な程秘密のことを気にしているが□□団地には遠隔地の住民が多くその点では気にしなくとも済む様子で…ただ近くに住む□□□□の事は知っているらしく□□が出産祝をしようとした時、これを拒否したという」(昭和58年□月□日)、「子供には父親は遠くに仕事に行っていると言ってある」(平成11年□月□日)
64	1956 (昭和31) 年	「夫□は理解力が乏しいためかよく勘違いする。15才から入院していれば無理もないところもあるが」(昭和56年□月□日)といった記載が見られる。
65	1956 (昭和31) 年	入所者とは内縁関係。「入院中の□氏の帰宅が多すぎるので療養所に連絡のうえ注意してもらうこととする」(昭和42年□月□日)、「本人は近所のいやがらせもあり転居を希望している」(昭和45年□月□日)等の記載あり。
66	1957 (昭和32) 年	「2. 社会環境及び生活意欲度 扶養義務者も病型よりして入院の際極秘の中に入ったため連絡を一切絶っている現状で近隣に対する深い交際もない状態である」「3. 指導方針及措置 ロ. 近隣に対しては努めて明るく交際し秘密保持の精神を保持するように指導した」(昭和32年□月□日)、「嫁は現在お産のため里帰りしている。嫁も本病を理解しており、別に問題なく仲良くやっているとのこと」(昭和47年□月□日)
67	1957 (昭和32) 年	「昭和32年□月□日検診を行った結果斑紋らいと認定し、32. □. □菊池恵楓園に入所し、加えて長男□□が期を同じくして行方不明となったため(以下略)」と記載。
68	1957 (昭和32) 年	入所者である夫は「□□□」であると注記されている。二男も発症したという記載がみられる。
69	1957 (昭和32) 年	「入所中の□□□(本人の夫)は症状も固定化し長期の帰省中である。(恵楓園は社会復帰準備のためということでした承している。)来年□月には正式に退園したいが、小学校に2人も在学しているので、この点が心配で最終的にはきめかねないでいる」(昭和42年□月□日)と記載あり。
70	1958 (昭和33) 年	申請者の先妻と長男が入所している。入所日は長男のもの。「なお63・□・□県からといて尋ねてきたものがあり、年金収入など聞いたという(福祉事務所か?)いづれにしても、以後は他の者がきても何も答える必要はないと言っておく」(平成1年□月□日)
71	1958 (昭和33) 年	内縁の妻が申請。「(精薄)」という注記が見られる。「従来□□福祉事務所生活保護法による扶助を受けていたものであるが内夫(□□□)□□□(日本名□□□□)と昭和□□年□月に婚姻したので本法による援護に切替えるものである」(昭和37年□月□日)という記載が見られる。
72	1958 (昭和33) 年	他ケースからの「世帯分離」により生活援護の対象になったもの。
73	1958 (昭和33) 年	本ケースは他県からの移管。2つのケースが一冊に纏められているが、当初、実母が申請者となっていたが、長男の入所後に行方不明となっていた嫁が戻ってきて申請したためと思われる。また、「家族全員が恵楓園に入所して空家になっている」家を借り受けていることや四女が園内の患者と同棲をはじめたことで、県の担当者や恵楓園も交えて話し合いがもたれたことも記載されている。
74	1958 (昭和33) 年	「去る□月□日診断の結果妻□□□が癩と診定(ママ)され□月□日入所したため」「□□□□は畠に留守のため隣でいろいろ話したが、近所の者も□□□□の妻□□□□が恵楓園に入院していることは知っていた」との記載あり。
75	1959 (昭和34) 年	昭和34年□月□日入所の記載も見られる。夫が出稼ぎ先の福岡で指定医により診断を受け、恵楓園に入所。家族は妻の郷里の熊本に移住し、申請。
76	1959 (昭和34) 年	「一時、夫の病気のことで住宅内でいろいろ問題があったようであるが現在のところうまく行ってるようである」(昭和49年□月□日)、「転居当時、偏見の問題があったが現在は解決した」(昭和50年□月□日)、「問題が自治会レベルで大騒ぎとなり県へ押しかけてくる可能性もある」といった記載が見られる。

77	1959 (昭和34) 年	「□□□の離婚の原因は表向きは1性格の不一致、2子供の養育にとり適切だと判断したことの2点である。しかし実際は□□□に男性がいるかららしいことを夫が知ったこと及び夫の入所のことを近所の電気屋が知り、□□□の友人に話し、それが□□□の耳に入ったこと等ではないかというものである」(昭和60年□月□日)
78	1960 (昭和35) 年	昭和37年□月□日、軽快退所しており、最も入所期間が短い例である。
79	1960 (昭和35) 年	鹿児島県からの引継文書(昭和37年□月□日)が保存されており、差出人は「名瀬保健所」で、返信は鹿児島県衛生部宛でなく名瀬保健所宛にするよう記されている。家族は入所者の退所に備えて□□□を営んでおり、「なお社会復帰のうへは恵楓園の軽快退所者をできるだけ雇用したいとも云っている。事業の運営資金として藤楓協会から資金を受けたいので県で協力してほしいと要望をうけた」という記載あり。
80	1960 (昭和35) 年	「患者が風邪のため無断帰省していたので療養所で治療するよう指導する」(昭和39年□月□日)、「正式には患者であり園外での居住は禁止である。たてまえと実態との乖離であるが、社会復帰への準備段階として取扱わざるをえない」(昭和57年□月□日)といった記載が見られる。
81	1960 (昭和35) 年	内縁の夫が入所。
82	1960 (昭和35) 年	「夫は□□□で、佐賀県から夫がいる恵楓園のある熊本県に移住し申請。訪問時に「内縁の夫(本人とは違う)」の存在を確認。「なお調査面に疑わしい処があったので恵楓園について調査したところ本人の夫ではないように思われた。而その男は□□□の夫であると積するので、この手を尊重して廃止する」と記載。
83	1961 (昭和36) 年	「このケースは調査の結果、生計中心者の□□が昭和33年頃より病気になり、それまで小規模に□□を営んできたが、36年□月の末に検診を行った結果らい(結節、重症)と診断され直ちに□月□日菊池恵楓園に入所したため」(昭和36年□月□日)
84	1961 (昭和36) 年	二男の生後二ヶ月で入所している。「高校修学要件検討 学費、通学費等修学に要する経費については親せき等の援助によって充足されており、高校修学が当世帯の自立更生に役立つと思われる。よって生活保護(局)第1-3により世帯内高校進学を認めることとする」(昭和□□年□月□日)。なお、担当者によって入所者の病状の認識が異なり、「病状は軽く、足に弱い後遺症があるのみ」(昭和51年□月□日)とある一方で、「手足の後遺症が相当あり」(昭和52年□月□日)という記述も見られる。
85	(再) 1961 (昭和36) 年	昭和26~28年にかけて入所し、軽快退所。昭和35年末に「指定医の再診、入所勧奨」をうけて再入所。「長男の扶養家族とした方が長男の所得税も安くなり健保の家族となれば保険税を払わなくとも良いこと等を詳しく説明。市役所の職員もその方を勧めているという。本人及長男はそうすれば夫(及び父)の病気のことを話さなければならぬのではないかと恐れているようであるが、その心配はなく手続き等も簡単であること等を説明して…」(昭和57年□月□日)
86	1961 (昭和36) 年	申請者は内縁の妻。入所者である夫が「□□□」であることが注記されている。「訪問時、本人は不在であったが患者が帰省していた(園の証明書持参)」(昭和39年□月□日)と記載あり。
87	(再) 1961 (昭和36) 年	「このケースは昭和26年に一応菊池恵楓園に入園していたものであるが途中で脱走し、昭和35年恵楓園では脱走処分していたもので今回は病状悪化で自発的に入園する意向になったが、その間闇の薬を購入して在宅治療していた結果…」(昭和36年□月□日)、「…夫入所当時とは意外に体格もよくなっていた。理由としては患者在宅中は妻も相当精神的に又肉体的な苦労があったようで現在に至ってはその苦労がなくなって体もよくなったようだ…」(昭和37年□月□日)
88	1961 (昭和36) 年	「36. □. □□から□□日までに亘って、妻□□並びに子供3人の検診の結果、妻□□は即時入園。子供2名は要注意者となり…町内に居住する□□保健所□□□氏からとこの生活の実態を総合して…」(昭和38年□月□日)、「本人を保健所に呼んで調査した」(昭和39年□月□日)、「…この家族については□□保健所の□□□技師が近所のためよく面倒を見られているとのことであった」(昭和40年□月□日)との記載がある。他の記録から、□□□技師が保健師であることが分かっている。

89	1962 (昭和37) 年	88番の□□□技師と同一人物であると思われる。□□□■から県のらい担当者への手紙が添付されている。「妻の□□が恵風園に診断の結果、病型N型の病気であることを恵風園から連絡があったので□月□□日□□保健所の協力を得て入所勧奨を行なった結果、診断の結果病名を言われていない、又私とその病名であれば離婚されるので入所しないとして強い態度であったがその後家族間の協議が解決入所する意志になったので□月□□日現地に本人の収容に出向き□月□□日に恵風園に収容したものである。…なお入所時には下着の新調並びに熊本まで出る旅費もなかったため、□□保健所を介して藤楓協会から3000円の見舞金入所促進費を送って夫同伴入所」(昭和37年□月□日)、「役場員等の話によれば妻□□が帰省しているということであったので家の中を調べたが姿は見えないので誤認と思う」という記載も見られる。1960年代に入っても、保健所が検診やその他の予防事業に関わっていたことを示すケースである。
90	1962 (昭和37) 年	「入園者氏名」の欄に「別名」も記載されている唯一の例。どちらが本名(または園内で用いた氏名)かは不明。
91	1962 (昭和37) 年	「患者は親類の祝儀のため帰っているもので園の許可は受けていない」(昭和38年□月□日)、「小さい子供もいることだし余り帰らないよう注意指導した」(昭和39年□月□日)、「主人□□が帰宅中で再々帰っているのか問うたところめったに帰らないとの返事であったが、前回訪問時も帰宅していることから病状として外形上も普通人とその変わったところはないので辛抱して真面目に治療して早く社会復帰するよう指導した」(昭和40年□月□日)、「恵風園から連絡あり。本人(夫)□□は無断で長期に帰宅して□□□として働いていることが判明した…園の連絡によると□□の病状は軽快退所の段階でなく菌も陽性であり治療の必要がある」(昭和42年□月□日)、「入所中の夫□□より電話あり。住んでいた□□の借家が市営住宅で家が長屋式であり、特に最近、近隣の者が入所中の夫の件で時々変な事を言う時があり家族の者がそのことを非常に気にして悩んでいたため思い切って転居することにした」(昭和47年□月□日)、「長女□□、腹痛で近くの医院にいったが保険がないためたくさんとられたとのこと。1日だけの通院であり今回程度のもはやむを得ないがもし今後長期間を要する病気等については、医療保護の手続をとる旨指導しておいた」(昭和48年□月□日)、「長男□□□、□□□□高校1年在学中である…当世帯の自立助長に効果が期待できるので同一世帯認定として、世帯内高校就学を認めることとする」(昭和□□年□月□日)等、記載。
92	1963 (昭和38) 年	昭和39年□月前半に軽快退所。「最近夫に面会にも行ってないことが判明したので、市内在住であるためとき折面会に行くよう注意した」(昭和39年□月□日)
93	1963 (昭和38) 年	夫が入所。「訪問時、本人在宅、□月□日長女□□□を出生」という記載があることから、「本人」(妻)が出産直前の状態で夫は入所したことになる。
94	1963 (昭和38) 年	「患者が無断帰省していたので早く園に帰るよう進めた」(昭和40年□月□日)、「入所中の□□は盆のために帰省し、月末退所するが、本人の話によれば病気は軽快しているが後遺症(手足及び顔面の委縮)のため退所することができないとのことであった。今後園内にて面接し、社会復帰について指導を行う必要がある」(昭和42年□月□日)等が記載あり。
95	1964 (昭和39) 年	「また、近所の人達も病気のことを気にしてあまり寄りつかないとこぼしていた」(昭和42年□月□日)、「□□は園に退所願いを出して帰宅しており12月末まで診察、検査を行ない正式許可が出る予定である…地元が偏見の強い地域なので、つらいことがあっても頑張るよう励ました」(昭和44年□月□日)
96	1965 (昭和40) 年	「夏休み中に熊本市内にて予防上子供2人の検診を行うことを本人にも積極的に了解したので指定医と連絡の上実施する」(昭和42年□月□日)、「長女□□が最近父(入院中)のことについて聞くので困っており、どう話したらよいか相談を受けた。(本人にしてみれば行方不明か病気で入所中のどちらを話すか)本人は子供の将来(就職結婚)のことを考えれば離婚ということも考えているらしい。また現在行方不明ということで子供には話をしたい気持ちもあるよう」(昭和44年□月□日)、「子どもも元気で通学しており、この夏には園に行つて父親にも会って、父親の病気のこと説明したとのことであった。病気に対する偏見から父との間に断たりをつくらぬよう気をつけるよう指導した」(昭和44年□月□日)、「一人世帯であり施設への入所をすすめられているが「主人も面会に病気が気をひけてこないでしょう」と拒んでいる」(昭和56年□月□日)との記載あり。



97	1965 (昭和40) 年	「訪問時本人菊池恵楓園に行き不在、依って役場に行つて調査する。調査結果本人の家は以前相当な資産家であつたが患者が病気に罹つてからは私財も使い果たし…」という記載あり。
98	(再) 1966 (昭和41) 年	最初の入所は昭和30年□月。昭和33年□月に無断退所していたが、昭和41年□月に再入所して生活援護を申請。
99	1967 (昭和42) 年	「S32年頃病弱 (この頃発病したと思われる) となり□□□を失職…夫□は附近の住人を相手に無免許にて□□□を行ない自立生活する…夫□が本年□月□□皮フ科に入院、入院中らいと診断され8月□□日入所」という記載がみられる。
100	1967 (昭和42) 年	「昨年□月熊大付属病院にてらいと診断され□月指定医の検診後入所治療のあるため□月菊池恵楓園に入所する」(昭和43年□月□日)、長男の看病のために「入所中の□□帰宅し、病院で世話していることが判明した。□□の病状からして長期間の帰宅は問題もあり、子供に接しよくすることにより感染のおそれもあるので、親類等に相談して帰園するよう説得した」(昭和43年□月□日)、入所者は月に3~4回程、帰省していたが、「□□の帰宅が非常に多い様子なので、□□に治療に専念するよう指導した。病状は相当快方にむかっている状況である。なお□□の帰宅をとがめる部落人からの投書が□□保健所に度々あるので、□□保健所に対して今後は直接県庁に連絡するよう部落民に話してもらふことにした」(昭和45年□月□日)とあり、この後も何度も「治療専念」を指導・説明したという記載が月1回の帰省になるまで見られる。「ただ1~2カ月に1回園に行くも薬をもらうだけで1週間であらう園に滞在する模様で、入所の実態が維持されているとは言い難い。(もっとも他の入所者も大同小異で園の方針なのかも?)」(平成1年□月□日)と、担当者の対応も変化している。
101	(再) 1968 (昭和43) 年	最初の入所は「S□年発病(博多)、恵楓園入所」とある。昭和38年頃に無断退所して昭和43年に再入所したもの。「児童扶養手当については□□の入所後の日が浅いこと、秘密保持の関係上受給の手続きはとらせないこととする」(昭和43年□月□日)、「長男□□は元気で学校に通学中で成績も上位とのことである。順調に自立への過程をたどっており、本人にもあと一息頑張るようにはげました」(昭和45年□月□日)との記載あり。本人から担当者への感謝の手紙が2通添付されている。
102	(再) 1969 (昭和44) 年	昭和38年□月に最初の入所。一時、軽快退所し、生活保護に切り替えていたが、再入所したため申請している。
103	1969 (昭和44) 年	「なお□の病気伝染について調査した結果では(□、妻の話)親族等に一人も病人はおらず、満州で知らない間に誰からか感染したらしいということであった」(昭和44年□月)、「□□町□□の借間住いをしている。家賃月2,500円-近くに親類の者が多くいるが夫の病気を秘密にしているため、たいへん気を使っている様子である」(昭和46年□月□日)、「□□在住時からすると元気があり、秘密にする必要もなくなったので□□が楽しいといっていた」(昭和56年□月□日)
104	(再) 1969 (昭和44) 年	入所者は一時軽快退所し、以前勤めていた職場に復職している。熊本に転居した理由として「援護を受給中夫の病状が回復し再び就労を開始。収入がありながら援助を受けている事が近所に知られてしまい、色々と噂が立ち始めた」(昭和59年□月□日)ことが記載されている。
105	(再) 1970 (昭和45) 年	再入所によるもの。最初の入所は昭和29年□月で昭和35年の初めに軽快退所したが、昭和45年に再入所し申請。「昭和29年夫□□発病、恵楓園に入所。当時夫□□炭鉱に働いていたが、らいということがすぐ近所にわかり、夫入所と同時に事実上住宅を封鎖された状態となり…」(昭和51年□月□日)
106	1971 (昭和46) 年	「□□□町□□□□□□に家賃10,000円で借家住いしていたが夫がらい患者であるという噂がでたため妊娠中の□□はいたたまれず急ぎ現在地へ転居したものである」(昭和53年□月□日)、「□□□(長男)の湿疹ができなかなかなか治らない。夫のこともあるので心配であるといっている」(昭和56年□月□日)、「長男□□□は今年から保育園に通うようになった。昨年今年と書類による申請を行ったが証明(夫の入所証明)の件で審査通らず、ある人を介して町の福祉課の担当者と直接交渉、書類手続きなしで入園できた」(昭和57年□月□日)、「秘密のことを非常に気にしているようである」(昭和51年□月□日)、「夫はほとんど家に居て園には検査のために行く程度検査の結果は不安定のように子供との接触は避けるよう注意されており、家でも注意しているが、親子の事でもあり、一緒に入浴することもある」(昭和58年□月□日)

107	1972 (昭和47) 年	福岡県からの転入で、移管についての福岡県作成の書類が添付されている。それによれば、昭和47年□月□日に北九州市立□□病院皮膚科で「医師疑として届け出」され、同□□日に九州大学付属病院の指定医の診察をうけ、同□□日に「恵楓園送致」となっている。「妻の出生地であることから周囲の目を気にして本件に転入したものである」（昭和54年□月□日）、「恵楓園にも近所から勤められているのでわからないように気をつけているとのこと」（平成11年□月□日）、「長く住んでいるといろいろ役をするように言われるが、なるべく受けないようにしている。夫は顔を覚えられるのを嫌うので出る必要がある時は必ず自分が出る。近所の人と話している時に恵楓園の話が出るとドキドキする。（決していい話ではないので）とにかく近所の人にわからないように気をつけているが、嘘をつき返すのはつらい」（平成15年□月□日）
108	1973 (昭和48) 年	「□□の病状について 妻□□□□の話によると…足先の神経どん麻が始まったのは相当前で十年位の年月を経ていると思われる。昭和41年斑紋がひどくでて個人の病院にかかったりし、昭和42年には□□□□病院皮膚科に約6ヵ月入院（肝臓も悪かったとのこと）したこともあったとのこと。その後病状もおさまり放置していた47年末頃から再び斑紋が目立ち始め全身に及ぶようになり、特に□月頃になると発熱を伴うなど悪化し、□月に入ってから顔面に斑紋がひどくなり…これまでの間、治療を受けた医師からも全くらしい疑いをもたれず今日に及んでいたが□月□□日□□□□の実家に帰った折り□□□□病院に行き、本病がわかり、□月□□日指定医の検診を行ない、□月□□日菊池恵楓園に収容す」（昭和48年□月□□日）、「夫入所当時は相当に心の動いや親類関係等の問題があったとのことであるが」（昭和49年□月□□日）、「夫の病気がいつ治るか見通しがつかないこと、更に妻の方の兄弟や親類実家にも秘密にしているが最近ふしぎがられて夫のことをよく聞かれるため非常にくろうしていること」を理由に妻が離婚を求めていたが、「なお、らい予防上の問題から今回の争点となっている部分については、いっしょに話し合い今後解決していく旨説明した」（昭和49年□月□□日）とある。最終的には「妻の家族も病気に理解をしめしたことで」離婚には至らなかったが、その遠因がらい予防事業にあったことを担当者は認めていたといえる。
109	1974 (昭和49) 年	昭和40年□月、夫が福岡県から恵楓園に送致されたのにあわせて熊本に転居。入所日は長男のもので、夫の死亡後、長男の入所を理由に申請を継続している。「本件は…福岡県の援護ケースを引き継いだものである。国籍は□□で登録証をもっている。妻□□□□もらい患者で、入園はしていないが菌は陰性であるといっている」（昭和40年□月□□日）。「入所中の夫、ほとんど帰宅している状態であり、伝染病防止及家族援護の趣旨を説明、療養に専念するよう指導しておいた」（昭和46年□月□□日）、また、長男以外の子供が通っていた小学校の担任教師の名前も明記されており、県の担当者、担任教師、恵楓園事務官の三者で話し合いをもったことが記載されている。
110	1974 (昭和49) 年	「昭和44年頃から本人はらいの症状を感じているようでこの頃左足の薬指がじんじんする等の症状があり昭和45年右手の薬指を切断した。昭和49年□月頃まゆ毛の脱毛が始まった。この間熊大皮膚科にも診察に行ったが判明せず、昭和49年□□□□病院に診察に行ったら疑いの診断を得、□月□□日恵楓園に入所、現に至る」（昭和50年□月□□日）、「夫は…現在は週一度くらいは帰り□□□程度はしてくれる。病状は軽く自宅に帰ったらという話もあるが、本人は世間体を気にして帰る気はなさそうである」（昭和50年□月□□日）
111	(再) 1975 (昭和50) 年	最初の入所は昭和30年□月。その後、転園を続けて昭和37年□月に他園を軽快退所し、恵楓園に再入所。
112	19■3年	内縁の妻が申請。この内縁の妻について「脳が悪い持病があり頭が少々弱いように思われる」と注記している。
113	記載なし	「涙を流して一家の悲惨を訴えた」との記載あり。
114	記載なし	二人の兄、一人の姉が入所していたことを示す記載はあるが、その他は不明。

116	不明	<p>「□□（申請者）に面接。□月□日□□福祉事務所福祉課長から□□の件について「らいの疑いがあるのではないだろうか、診察をうけるようにしどうしてもらいたい」との意向があると部落の人がいつているのを聞いたと区長が役場に相談に来た。役場はそれを受けて福祉課に相談に来たので管轄が異なるのでどうしたらよいか相談に来課し□□の□□医院のレセプト持参し相談あり。レセプトによると「頑癩」になっており、一応医師の診断もあることであり今のところ本人の自発的な申し出がない限り他の病院等で受診させることは不可能であると回答。□月□日には□□保健所次長から□□の件で電話があり□□の附近の人がこのままでは村八分にする勢いだから何らかの手を打って欲しい」旨電話がありその後□□福祉からも積極的に受診するよう勧めたことと電話連絡を受けた。当方としては一応診療科で治療を受けているとのことであり又らいの疑いは医師による届出がない限り安直に行動できない旨回答。その後社会課からも区長・役場等から色々催促があるのでどうにか処置してもらいたい旨の相談があったので□□と面接したものである……2ヶ月前に恵楓園にも診察に行き皮膚専門の医師の受診を勧められたものである（恵楓園受診55. □. □内科受診）」（昭和55年□月□日）</p>
-----	----	--

熊本県には「らい予防法」に基づく生活援護を記した台帳である『保護記録』が58冊保管されていた。『保護記録』は主に、申請者の家族・親族関係や収入などの生活状況や扶養能力を記した「援護台帳」と、担当者が申請者の生活状況を記録した「ケース記録」によって構成されている。作成者は検証委員会事務局の立ち会いの下、「無らい県運動」に関するもの、強制隔離政策によって生じた「人生被害」に関わるものを閲覧し、一部を転記して上記の表を作成した。『保護記録』は申請者ごとに個別にファイルにまとめられている場合と、複数の申請者がまとめてファイルされている場合があった。また、台紙もなく、紐で綴じられていたものもあった。申請者にはそれぞれ整理番号がつけられていたが、個人の特定を避けるために作成者により入所日の古い順から並べ替え、新たに番号をつけ直している。また「」内は『保護記録』の記載をそのまま転記したもので、原則、誤字脱字などは改めていない。但し、個人の特定につながるおそれがあると思われる箇所は、閲覧の段階で検証委員会事務局によりマスキングを施し、さらに作成者で一部改めている。□は人名・地名・日付、■は判読不能な箇所を指している。但し、台帳は完全に整理されておらず、再申請や世帯分離などもあってケースが重複している場合がある。

## 戦後熊本県会会議録

### ■昭和 23 年

[6 月定例県議会]

△衛生委員会委員長の報告(岩本弘：10 番)

第一号議案歳入歳出追加予算中、歳出につきましては第七款保健衛生費四百四十二万九千三百三十四円でありまして…癩病予防費三十八万二百円…癩病予防費は癩撲滅のための患者検診、収容、予防思想の普及徹底のための諸経費であります。以上追加予算について報告いたしましたのであります。

### ■昭和 24 年

[3 月臨時県議会]

△衛生委員会委員長の報告(泉万次郎：30 番)

第十二項ライ病予防費三十七万七千七百七十円、これは本病の予防対策としまして、ライ病は遺伝病であると一般に信ぜられておりましたが、これは伝染病でありまして、早期検診ならびに収容を主眼点としこれが周知徹底につとむるとともに、未収容患者の収容に要する諸経費で、財源は半分国庫補助となっております。

[6 月定例県議会]

△一般質問

質問：橘武徳(36 番)

まず第一に、陛下のご巡幸に関するお礼言上の議を決議されたのでありますが、知事はこの陛下のご巡幸の記念に何かお考えになっているかどうかをお尋ねいたします。(以下略)

答弁：桜井三郎県知事

なお記念事業というふうなことではないのでありますけれども、今回の巡幸にあたりまして、とくに御予定外でありましたが、恵風(マ)園前に御車を御留めになりまして御慰めの御言葉がありましたのであります。ライ患者等が非常に渴望しておりますフレミン(マ)について特段の配慮をするというようなことも私共も考えているのであります。救ライ事業を更に一段とどうするということも、今回の御巡幸に更に合するものであろうというふう考えるのであります。

△衛生員会委員長の報告(泉万次郎：30番)

第十二項ライ予防費の諸手当四万五千円は、いずれも政府職員の特殊勤務手当に準じて伝染病防疫作業従事職員に対する特殊勤務手当で、即ち危険手当で、その額は作業に従事した日一日について次の区分によって支給せんとするものであります。A級は作業の性質環境等が特に危険または困難なとき一人一日につき四十円、B級は作業の性質環境等が比較的危険または困難なとき一人一日につき三十円、C級は作業の性質環境等が特に危険または困難でないとき一人一日につき二十円となっており、財源は国庫補助十八万七千八百円で、残余は一般歳入からであります。ライ病の消滅については予防思想の啓蒙運動に、また未収容患者の収容に平素から相当の努力のあとがみえておりますが、九州でもライのもっとも濃厚である本県下には未収容の患者三百二十名をかぞえる現況であります。今般特効薬プロミンの出現によって患者にとってはまさに闇夜に光明を得たように感激にむせんでおります。先般衛生員一行恵風(マ)園に出張し実状をつぶさに調査いたしました、この施療によって一日もすみやかにこれら不幸な患者を救わんとするものであります。プロミンは一患者一日の注射代五十円を要し、月一万五千円になるわけですが、非常に高価なものでありますから、これを国費並びに県費をもって支弁し、更に一般の県民の同情によってまかないたいという案であります。(中略)第十六目(マ)優生保護審査会費四十二万五千二百二十一円、これは優生保護法によって優生手術及び人工妊娠中絶に関する適否の審査、その他この法律で定める優生保護上必要な事項を処理するために県優生保護委員会及び縣下十二ヶ所の地区優生保護委員会を設け、これが運営費を追加するもので、県委員会の費用は全額国庫負担であります、地区委員会の費用は別途二十四号議案として手数料徴収条例を提案しております通り全額手数料でまかなうことになっております。(中略)第二十四号議案、一六八頁であります、「熊本県地区優生保護審査手数料徴収条例制定について」これは予算ところで説明申し上げましたように縣下十二ヶ所の地区優生保護委員会の経費は申請者からの手数料でまかのうことになっておりますので、この徴収条例を提案した次第で、手数料の額は本省からの内示のあった通り一件三百円としたものであります。これは優生保護法第十三条により本人の同意を得て医師が申請しますから申請人は医師であります。また極貧者で金銭支払の能力なしと認められる者は、民生委員の申請により生活保護法の医療給付規定によって支給することになりましょう。即ちこの県及び各地区の優生保護審査会の認定の結果はきわめて責任重大なりといわなければなりません。

[10月定例県議会]

△衛生員会委員長の報告(泉萬次郎：33番)

第十二項癩予防費、これも同様に予算の組替によるものでありまして更生(マ)するわけであり、(中略)第十七項營繕費現在菊池恵楓園に県下ライ患者の一部を収容しておりますが、なお

県下におおむね三百三十名も未収容患者がおりまして、この中重患は是非入院加療を要するのですが、恵楓園は現在すでに定員を超過して収容不可能の状態にありますため、同園内に一時救護所を設置せんとするものでありまして、財源はさきにご議決願いましたプロミンの購入が予想より安価に入手できましたので余裕を生じましたものと、なお救ライ協会からの寄付五十万円と合せ百万円をもって四十七坪余の木造平屋収容所を新築するものでありまして、これに伴う患者収容の検診旅費も合わせて組替えんとするものであります。

## ■昭和 25 年

[3 月定例県議会]

### △質問

森岡光義(42 番)

第二には議長は議会の代表者としての職責を忘れてはいないかという点であります。五十五年の長い間本県ライ患者のために神の如き愛をそそがれた救ライの母ヘンナ(ママ)・ライト氏の臨終を見舞われたことがありますか。三月一日の告別式は NHK から全国に放送され、知事や市長の弔辞はありましたが県会議長の弔辞のなかったことはひとしく不思議に思っておりますが、これはどうしたことでしょうか。慈善家としてはナイチンゲールにまさり、愛の教育者としてはペスタロッチにも劣らないライト氏なれば、故人臨終のあの言葉までも録音して全国に中継放送したではありませんか。このような世界的人物を遇する道を知らないということは文化国民の一代恥辱であります。議長として県民を代表し議会を代表する大久保君が、この告別式を市井の世話やき婆さんと同列に考え、これに出席せずまた代表者を派遣しなかったということは、君がいかに知性が低く、いかに議長というものの職責の希薄であるかということをお話しているということです。大久保議長よ。本員は県民の将来のために、将来再びかくのごとき過誤のなからんことをこの議場において百八十万県民並びに県議会に誓われんことを忠告するものである。

大久保盛輔議長

お答えいたします。(中略)第三のライト女史のお葬式にご会葬を申し上げなかったことは、私まことに遺憾に存じております。その点森岡議員のご忠告に対してつつしんで拝聴いたします。

山中大吉(43 番)

緊急動議であります。只今四十二番議員の質問のうちにありますライト女史の弔慰について遺憾の意を表されましたが、遅ればせながら議会代表が墓前に参拝して弔慰を表せられんことを動議いたします。

[「賛成」]

大久保盛輔議長

只今四十三番より緊急動議が出まして、ご賛成がありましたので議題に取扱います。ライト女史の弔慰について議会を代表して遅ればせながら墓前に行って弔慰を表してはどうかということではありますが、ご異議はありませんか。

[「異議なし」]

△衛生員会委員長の報告(泉萬次郎：33番)

第十三項ライ病予防費、これは患者がたくさん発見されておりますので本年度は菊池恵楓園の中に一千個の病床を設けてこれを全部収容しようとするものであります。(中略)第十八項衛生諸費、この中にはいわゆる…優生保護委員会費…営繕費を含んでおります。この営繕費は冒頭に申上げた通り、本年度は玉名保健所それから隈府、人吉、本渡、山鹿、御船にいずれも百五十坪の庁舎を建築しようとするものであります。国庫からの補助金が六百四十五万円、それに地元からの協力を得まして本年度に完成しようとするものでありまして、ならびに保健所の支所を五ヶ所だけ設けようとするわけであります。第十一款統計調査費その第一項衛生等経費は、法定伝染病あるいは届出伝染病の発生転帰状況、医療施設、社会保障の面にいたるまでの統計を調査するものであります。(中略)第十四卷諸支出金第七項元九州療養所職員恩給金、これは菊池恵楓園が国立移管になる前九州各県共同で療養所を経営しておったのでありますが、当時退職した七人に対する恩給であります。

[8月定例県議会]

△答弁：蟻田重雄衛生部長

次に、結核の問題につきましてご質問になり、おしかりがあったような気持がしたのであります。かつて県会で三十九番議員からの熊本の結核をどうするかというようなことでご質問をうけました時に、私は熊本の結核の問題について出来るだけの努力をばらいますということを申し上げておいたはずであります。戦後の結核が多くなった、たしか二十三年から二十四年におきまして二番の罹患数になっております。そこで伝染病というものは衛生行政のうちで結核行政というも

のは根本的の平時行政であります。衛生行政の大半をつぶしているといつてよろしいものであります。その最も大切なことは結核患者の収容施設という問題については、前の私の答弁以来私は営々といたしましてその獲得拡充につとめとるのであります。現在の届出数を見ますと、端数を切りまして覚えやすく申し上げますと、本年中六千名ということに相なっております。その六千のうち三千名というのがこれが厚生省指示の数であります。しかるに、熊本県下にあるところの全部を集めましてのベッド数はどうかといいますと千四百三床ということになっております。(中略)結核予防の大切なことは自宅患者を皆無にする、いわゆる感染源を皆無にするということが大切であります。(中略)次に療養所のベッドの問題であります(中略)なお避病舎をライ病院的に四つあるいは五つの村で大きな病院組織にしまして(中略)なお菊池病院を今度恵楓園の支所といたしまして、今までの国立病院を廃止しまして、菊池療養所という名前に変えまして、二百四十ベッドというものは予算的措置を中央においては決定しております。

## ■昭和 27 年

[5 月定例県議会]

△質問：西本初記(21 番)

次に結核対策について衛生部長におたずねいたします。(中略)なお、レプラにたいしまして部長は非常に恐れられますが、私は最も恐るべきものは伝染病では何といても結核だと思ふんです。勿論レプラ患者にたいする予算と結核予防にたいする予算とは雲泥の差がありますが、これを一人当に割ってみますと、結核のほうがはるかに安いのであります。私が先般医学博士を相手に、六人でありましたが、レプラは伝染病ではないと申しましたけれども、実に乱暴な意見だと申されましたけれども、私は、われわれ社会通念でいうところの伝染病でない、こういう意見であります。私はレプラにたいするようなあの恐れをもつて結核にたいしていたら、恐れをなしたならば、結核の撲滅が出来ると思ひます。私の村にきてご調査いただければ結構であります。決してレプラはあなた方医者が恐れるようなそういうものではありません。[笑声]同居生活しておつてもうつつっておりません。夫婦生活をして、三十年、四十年しておつてうつつっておりません。しかも発生系統を調べてみますと、お父さんがレプラであつたから子供もレプラであるということはない。もうそのさいには誰も彼も死んでしまつて誰もおらないところに突然として出る。こういうところがあなた方ただ本の上で勉強されたのと素人の私達の実際調べたものとの違いであります。[拍手、笑声]

## ■昭和 28 年

[3 月定例県議会]



△衛生常任委員会委員長報告：橘武徳(36番)

衛生常任委員会のご報告を申し上げます。(中略)第七款保健衛生費第一項医務費十五万二千二百八十円の追加は…第二項の予防費百三十七万五千円の追加は、今回菊池恵楓園内にあるライ患者一時救護所を国に売却いたしますが、その設立のさいに救ライ協会から寄附を受けたいきさつもありますので、その売却費の半額を救ライ協会に補助する経費(後略)

[9月定例県議会]

△衛生常任委員会委員長報告：西山勗(28番)

次に一般経常費分の追加予算であります、七四項、第七項保健衛生費第一項医務費第九目優生保護費十四万一千百四十円は、優生保護法の規定によりまして悪質遺伝患者にたいして優生手術を実施する委託費でありまして、全額国庫支出金であります。

■昭和 29 年

[3月定例県議会]

△衛生常任委員長報告：西山勗(28番)

第二項予防費一億一千百四十一万円は、そのほとんどが国庫補助をとものう事業でありまして、結核、法定 伝染病、性病、ライ病、寄生虫等の予防ならびに精神障害者の対策費用等となっております。

△質問：西本初記(21番)

次はいま話題になっておりますレプラの問題についてお尋ね申し上げます。これは衛生部長の所管か、あるいは教育長の所管か、両方にかかると思いますが、衛生部長にお尋ね申し上げたいと思います。未感染児童がはたして同一学校に収容できないかどうかということでございます。もしこれが医学的に考えまして、未感染児童が同一学校に収容できないということになりますと、未感染児童なるものは、単に竜田寮にいたるところの二十三人だけではありません。全国いたるところにおるわけであります。ただあすこに集団しているためにああいうような問題が起きたように思いますが、もしこれが各市町村に起つた場合にはどうなるか、なおまた成人して社会生活をする場合に社会生活はできないじゃないか、結局未感染大人も一つどこかに収容しなければならぬじゃないかという、こういう由々しいところの問題が起つてくるのであります。去るいく日かの

新聞を見ますと、アメリカ人がその子供をもらって帰った記事が出ておりますが、われわれはもっと温情をもってこういう人にはむくいてやらなければならぬものと思うのであります。医学的には心配はいらないという決断がつけば、これは教育長の問題になると思いますが、果敢にこういう問題について善処してやってほしい。勿論市教育委員会の問題でありましようけれども、県といたしましても当然考えるべき問題じゃないかと思う次第でございます。これにつきましてはそれぞれの所管からご答弁をお願いいたします。

▲答弁：衛生部長：蟻田重雄

二十一番議員のライに関しますとくに未感染児童の通学問題で、ただいま非常な大きな話題をなげております問題につきまして、私なりあるいは教育委員長の意見を述べろというお話でございます。私、行政上の筋といたしましては、熊本市にありますあるいは県にあります療養所が、たとい国立でありましよう、また問題が市の問題でありましよう、最高の指導権と行政権をもっておりますことは、これはマアたしかな事実でございます。しかしながら、学問上からの判定といいます問題、これが必ずしも私は地域社会の問題を解決するものじゃないというようなことと考えておりますのであります。県会を通じまして、おそらくこの問題が私の答弁をお求めになりますというようなことを考えておりますのであります。幸いにしていままで出ませぬでしたので、やれやれと実は考えておった次第でございます。〔笑声〕ところがどうしても白か黒か右か左かと言えというようなお話なのでございます。言いたいことはやまやまなのでございますが、しかるにどうも、かねがね蟻田放言というような言葉がしばしばいわれておりますので、厚生省の方からきついカン口令がしかれておりました、非常に影響的なものの言い方を絶対するなという実はカン口令がまいておるのでありますので、ただ一言、これは私の意見ではないのであります、これは厚生省側が本来、厚生、法務が集まりまして、人権擁護問題といたしまして提唱いたしました時の考え方といたしまして、厚生省側が言うておりますことは、これは県議会で申し上げても、私個人の意見ではないと思うので、申し上げたいと考えております。

これは患者から生まれたと同時に離れ、または家庭から同時に離れました、いわゆるそういう患者の側近からすぐに離れました子供というものは、これはこの発病というものは、絶無とはいわれないが、非常に少い(マ)、よつてもって感染という問題にいたしましても非常に弱い、ただ全国的に青森の松ヶ岡(マ)の療養所と熊本市とだけが分校で、あとは一般普通の学校へ入学しておる。そこでこれは教育の機会均等というような面から考えますと、厚生省側といたしましては、いまのような見方をいたしておりますことは、これは私の個人の見意(マ)ではありませぬので申し上げていいじゃないかと考えますのであります。それから先般ロックヘーラー(マ)研究所のオルソンという技術者がライの研究もいたしておると思うのであります。私のところへまいりまして、ライの問題で質問を出したことがございます。その問題は、ドクター蟻田はライをどういうふうに考えるかというような言葉をはじめ言いましたので、それは収容の問題か、あるいはまたいまの療養所におけるコントロールの問題かといいましたらば、これはライというものをど

ういうふうに扱ったら一番いいと思うか、ということにつきたのでありますが、なかなかむづかしい問題で、ただいま熊本ではとくに大きな問題になっているので、これはマア学問の上からは国際的のなんら線もないので申し上げたいが、自分としてはここであなたにさえハッキリしたことを言いたくないということをお願いしたところが、非常におもしろいことを申していきました。世界全体を私は廻っておるが、ライはやはり開業医者が取扱っていくべき問題じゃないか、ということをお願いしました。といいますと、ライは解放せいということじゃなかろうかと思うのであります。これだけぐらいにしてどうぞご了承願いたいと思います。

▲答弁：教育委員会委員長：福田令寿

二十一番議員のご質問にお答え申し上げます。

ただいま地方の問題になっておりますいわゆるライの未感染児童を普通の学校に通学させていかどうかという問題であります。第一に未感染児童という言葉ははなはだ不適當であって、やがては感染するだろうというような暗示を与える言葉でございます。[「同感々々」]これはぜひ改正すべき言葉だと思うのであります。広く考えますならば、私ども一般の人間はすべてこれは未感染人間であります。そういうことからして、やがては発病するかも知れないというような懸念をもってみられますから、いろんな問題が起るのじゃないかと考えますが、医学上の立場からは、権威者はみな、発病せざる人は他の人に病気を感染させる危険はない、これは医学上の権威者の結論であります。また法の上から申しましても、患者じゃないものを患者扱いにすることは許されないのでありますから、健康児を普通の学校に通学させることはあいならぬということの理屈はどうも立たないのであります。さらにこれを人道上の立場から考えますならば、勿論差別待遇をしてはならぬということもハッキリいたしております。さような根拠からいたしまして、理論的には竜田寮の児童が普通の学校に通学することは当然であるという結論が出るのでございます。ただし、世の中の事は何事も理屈通りにいくというわけのものではござりませぬ。事が理論通りに実行できればきわめて簡単でありますけれども、いろいろな事情がこれにまわりついてまいりまして、ことに人情というものがからみついてまいりますと、親がわが子と思う親心といいますか、ぼんのう心といいますか、こういうものが非常に理論通りに事を行おうとする場合の支障となるわけでありまして、一方恵楓園における患者たちは、自分の子供たちがぜひ普通の学校に通学できるようにこい願ってやまないのであって、これも一面の親心であります。また普通の学校に子供を送っている父兄、父母は、どうも危険がありそうな子供たちが普通の学校にくるのは困るんだ、自分の子供がもし感染したらどうだろうという親心からして問題が起っておるわけでありまして。理屈でこうだから、そんな迷信のような親のぼんのうで邪魔をされては困るといってしまえば、それまででございますけれども、世の中のことはそう簡単にはまいらないのであります。思いおこしますのは「浅しとてせけばあふるる川水の姿や民の心なるらん」という御歌がございまして、これは昭憲皇太后の御歌でございます。その通りであります。どうもこれは迷信だ、つまらぬ浅薄な考えだといって、それをせきとめてしまえば、やはりどこかにあふれ出ないともかぎらないのであります。その昭憲皇太后がライに非常なご関心をおもち

になり、ライ患者のためにどれだけのお恵みをおたれになったかということは、みなさまよくご存知の通りであります。瀬戸内海の一孤島愛生園に住まっておりました患者、身体も不自由でありついに目も見えなくなってしまって、四十一才をもって世を去った明石海人という患者は「みめぐみはいまくかしこ日本の本のライ者に生れてわがくやむなし」という歌をうたったのでございますが、この歌の全般を見ますと、ライは遺伝病のごときひびきをもっておりますが、それはマア訂正するとしても、日本のライ病人と生れて、日本の人と生れてライ病になっても「わがくやむなし」それはなぜであるかといいますと「みめぐみはいまくかしこ」あの昭憲皇太后のあのご仁慈のほど言葉にも筆にもつくされないほど身にしみる深いものがある、かような御恵を受ける身分はたといライ病であっても自分は何んのうらみもないと言っておるのであります。ここまで人間の心がやわらいでまいりますことが政治の秘訣であり教育の秘訣であろうと思っております。私は普通の学校に竜田寮の子供を入れてもらっては困るという親心はわからないじゃないが、それは理論からすればどうも浅薄な議論としかとれぬのでございますが、さればといて、これを無理におしつけることもどうだろうと思われるのであります。要は教育の力により、指導の力によりまして、そういう人の心をやわらげまして、啓蒙いたしまして、やはりそういう人にたいして一般社会は思いやりがあり「みめぐみはいまくかしこ」という気持ちをもつところまでもっていかなければ、いま無理に法がこうである、理屈がこうであるといつて、無理やりに即時断行、一般学校に通学させようといういき方をするということは、かえって必要もないアツレキを生じ、おもしろからざる結果を生じやしないかということ懸念するのでございます。以上私のお答といたします。[拍手]

△質問：西本初記(21番)

…次はレプラ問題、これは医学上の見解からは衛生部長のあたらずさわらずのご答弁がございましたが、だいたい白か黒かは判定がついたようであります。また福田委員長のご説明から申しましてもだいたい判定はついたようであります。残すは、たださきほどのように、簡単なことが世の中のことは理屈通りにいかないという点にあるようでございますので、今後この点につきましては県の善処を要望しておきます。(後略)

[12月定例県議会]

▲衛生常任委員会委員長報告：西山勲(28番)

本委員会に付託されました議案は、第一号及び第二号議案歳出予算のうち、衛生部の所管に属するものでありまして、先ず第一号議案第七款保健衛生費追加総額千七百五十一万二千元で、この内訳は、予防費八百八拾五万三千元、これは結核予防費としてパス、マイシンの購入費百九十万五千元、ライ患者の家族生活援護扶助費六百八拾五万五千元であり(後略)

□昭和 30 年

[3 月定例県議会]

▲衛生常任委員会委員長報告：西山勲(28 番)

第十二項国庫支出金返納金中衛生関係返納金は、結核予防費補助返納金六百二十二万八千円、らい予防費補助返納金(後略)

▲衛生常任委員会委員長報告：西山勲(28 番)

第一議案昭和三十年度四月、五月、六月熊本県歳入歳出暫定予算の歳出面におきまして第七款保健衛生費七千五百八万八千円が計上されておりますが、この予算は三ヶ月分の必要かつやむを得ない最小限度の予算であります。内容を簡単に申し上げますと、第七款保健衛生費第一項医務費…第二項予防費一千五百七十五万円は、そのほとんどが国庫補助を伴う事業でございまして、結核、法定伝染病、性病、ライ病等の予防及び医療費、ならびに精神病障害者の対策費用となっております。

[6 月定例県議会]

▲衛生常任委員会委員長報告：倉重末喜(36 番)

第一号議案昭和三十年度熊本県歳入歳出予算のうち歳出面の第七款保健衛生費の予算総額は、三億四千五百十五万二千元でありまして、この内訳は、第一項の医務費一億三千百万六千元、第二項の予防費は休戦三百三十五万九千元…このうち新規事業といたしまして、ライ患者として療養所に入所いたしている者の生活を援護するに要する経費としてライ患者生活援護費五百四十万…が計上されています。

## 聞き取り①

Aさん（85歳、男性、昭和26年6月27日入所、入所時26歳）

聞き取り日時／2011（平成23）年2月10日

聞き取り場所／菊池恵楓園内自室

## ハンセン病と認識した経緯

出身は天草です。家は農業でした。田んぼが8反、畑が5、6反、それに山がかなりあり、うちの村では大きな方だったと思います。当時は薪が売れたので雑木林はかなり収入になりました。3人きょうだいで、2つ上の兄貴と9つ下の妹がいました。

15、6歳の時、お腹に斑紋がちょっと出ました。自分が病気かもしれないと疑いを持ったのはそのころです。高等科を卒業した後、熊本市内の簿記学校に1年間行き、1942（昭和17）年に天草に帰りました。18歳のころ、手に異常が出ました。肉が垂れ、小指が曲がり、自分で間違いなく病気だと思いました。しかし病気に対する知識もなかったし、治療などについては何も分かりませんでした。

父親がまだ元気だったので、本渡市の個人病院に診察に連れて行ってくれました。その先生はハンセン病に詳しくたのだと思います。大風子油の注射を1カ月に1回ぐらい打ちに通いました。先生は「京都にいい薬があるのだけどなあ」と言っていました。今考えると、プロミンが京都の病院にあることを知っていたのですね。そのころは戦時中で、非常に厳しい時代でしたので、とても京都で治療を受けることはできませんでした。本渡の病院には2、3年ほど治療に通いました。

## 病気と分かってからの社会の扱い

19歳の時、父親が亡くなりきょうだいだけになりました。兄もハンセン病で私より病状が進んでいましたが、当時は食糧難の時代、増産、増産で治療どころではありませんでした。農作業は今のようには機械ではなくて、牛、馬が相手だったので体は相当無理していました。

きょうだいだけになってからも、村で一番米を出したこともあり貧乏はしていませんでした。経済的には苦勞はしていなかったのですけれども、だんだん体が不自由になってきました。そのころは、病気に対する世間の特別扱いもそうまでなかったと思います。

戦後になってから、病気が特別扱いされるようになったと思います。妹はきょうだい病気で学校に行かないようになり、小学校を卒業しても上の学校には進みませんでした。兄貴と私が恵楓園に入所して、半年ぐらいして神戸のお坊さんのところに行き、4、5年後に亡くなりました。

私たちきょうだい病気を選挙に利用されたこともありましたが。親戚が村長選挙に出た時のことですが、対立候補が「自分が当選したら（私たち）きょうだいを恵楓園に入所させ

る」と言って選挙運動をしていたそうです。そのころ、病人は世間に嫌われていましたから。

部落で公民館を建てた時、最初のころは私も手伝いに行っていました。しかし、途中から行かない方がいいかなと思って顔を出さないようにしました。その代わり、公民館を建てるために海を埋め立てる土はうちの山から出しました。木材もずいぶん寄付しました。一軒当たり 2、300 円の負担でしたけれど、私たちは土地と材木で 7000 円分を払いました。公民館が完成し祝賀会があったのですが、兄貴は呼ばれませんでした。後から何か届けられましたが、兄貴はそれを受け取りませんでした。その他にも、私たちが知らないだけで、そのようなことはいろいろあったと思います。

### 菊池恵楓園に入所した経緯

私たちきょうだい病気が多いということが噂になり、1950（昭和 25）年春ごろから村の衛生係が恵楓園に入所するよう勧めに来るようになりました。特に翌年 4 月ごろから盛んに来るようになり、「恵楓園が増築されたので、今ならいいところに入れるから、今のうちに入った方がいい。恵楓園がいっぱいになったら、長島愛生園に行くことになる。あそこに入ったら一生出られんよ」と強制的に勧めました。村の医者がまず検診に来て、後から確認するために恵楓園の先生が来ました。恵楓園の先生は、「2 年も恵楓園で治療すれば大丈夫だから」と入所を勧めました。私は「恵楓園に入れば帰ることはない」と分かっていたのですが、恵楓園に行く決心をしました。

決心はしたのですけれども、田植えを済ませてからにしたいと思っていました。きょうだいにもう一人、腹違いの兄がいるのですけれども、その兄に家を引き継いでもらうつもりでした。しかし、その兄は漁師だったため農業ができなかったため、田植えをしてから入所したかったのです。「植え付けが終わるまで恵楓園に行くのを待ってくれんか」と村の係に頼みましたが、「決まったことだから駄目」と言われました。

村の係は、腹違いの兄に「あのきょうだいは恵楓園に入ったらもう帰ってこられないので、財産はあんたのものになるよ」と言っていたと後で聞きました。私に言ったことと兄に言っていたことは、まったく違っていたのです。

天草に検診に来た恵楓園の先生には、入所してからもお世話になりました。その先生に恵楓園に来て 1 年ぐらいして、「先生は私に 2 年も恵楓園にいれば大丈夫と言いましたね」と言ったら、「そんなことを言ったことはないよ」ととぼけられましてね。「ウソまで言わなくてもいいのに」と腹が立ちました。

恵楓園には船で来ました。1951（昭和 26）年 6 月 26 日の夜明け前、人目につかないように、親戚が港まで連れて行ってくれました。兄貴も一緒でした。兄貴は目が悪くなり、神経痛がひどくなっていたのですが、私は右手が悪かっただけで、他は大したことはありませんでした。26 歳の時でした。

九州商船の船と聞いていたので、客船とばかり思っていたのですけれども貨物船でした。なか

なか船が出ずに牛深の港を出たのは午前 10 時ごろ、御所浦などの島に何カ所か寄りながら、天草のあちこちから集められた 13 人が乗り込みました。小学 1 年と 5 年ぐらいの子どももいました。小学 1 年の子には、お母さんがついて来ていました。夫婦で来た人は、ご主人が奥さんに付き添っていました。

三角港に着いたのは真夜中、港には恵楓園からトラックが迎えに来ていました。荷台にみんな乗せられて、夜の 2 時ごろに恵楓園に着きましたが、その晩は疲れと不安で眠れませんでした。朝方、電車の汽笛が聞こえてきて、天草の港にいるような感じがしました。“4、5 年ぐらいここで生きられるならいいだろう”と思いました。

### 入所による人生設計の変化

恵楓園に入り、一時収容所で 1 週間ほど検査などを受けた後、寮に入りました。18 畳に男 5 人の部屋で、押し入れが 1 人に 1 つずつありました。「何も心配しなくていいから。お金もいらなから」と村の係の人が言っていたので、家から持参したのは身の回りのものだけ入れたトラクター一つでした。お金も持って来ませんでした。

とはいっても作業をしないと小遣い銭がないので、いろいろやりました。病棟の清掃、食事の運搬、残飯引き、不自由な人の付き添いなど何でもやりました。賃金は 1 日 30 円ぐらいでした。1 日 8 時間労働じゃないですよ。1 日 24 時間労働ですよ（笑）。

入所したころは、往診を頼むと寝ている布団の横までゴザを敷き、先生が長靴のままで上がり治療をしていました。看護婦さんは顔いっぱいマスクで覆っていたので、最初はびっくりしました。それに、花をもらおうと薬で消毒するんですよ。薬で消毒すると花は駄目になりますよね。お金も消毒して外に持ち出していました。それが普通でした。

治療は入所してからずっと受けていました。そのころはプロミンがすでにあり、薬を注射していましたが、あまり効果がありませんでした。新薬が出ると、先生が試されるのですけれども熱が出たりして不安定でした。

いろいろ都合があり、偽名にした方がいいと思いい名前を変えました。妹との手紙のやりとりの関係もあってですね。今も偽名のままにしています。

入所して 2 年ぐらいして、天草出身で同じころ入所した女性と結婚しました。私は 28 歳、相手は 27 歳でした。結婚して 1 年ほどして、妻が病気になり手術を受けました。先生によると、盲腸と同じぐらい簡単な手術ということでしたが、手術して 3 時間後に亡くなりました。子宮筋腫ということでした。

その後はずっと独身でしたが、一人よりも二人の方がいいだろうということで、1969（昭和 44）年に今の妻と再婚しました。私が 44 歳、妻が 39 歳の時です。

若いころは、園を抜け出して熊本市内の新市街まで映画をよく観に行きました。友達 2、3 人と一緒に自転車に乗ってですね。須屋の坂がまだ舗装されておらず砂利道でした。帰りには夜泣きそばを食べたこともあります。食堂には入れませんでした。お金もなかったですしね。



恵楓園にいと外との接触はありません。ただ選挙の時は外から来ていました。ここの票は、親せきもないし、どこにも関係を持っていないわけです。町長選挙や議員選挙があると、普段来ない人が園に黙って頼みにやってきました。ここにも親分のような人がいて、票を取りまとめていましたし、私もずいぶんやりました。

私が入所した時の園長は宮崎園長でした。園長が回診で病棟に来られると、一緒にいる総婦長さんたち周りがピリピリして、近寄りがたい雰囲気がありました。恵楓園が変わり始めたのは1960（昭和35）年ごろからです。そのころ東京から来た園長は、自分から自治会事務所に来て、座り込んで話をしたそうです。田尻園長だったと思います。

仕事を放棄したり、ストなんかも起こしました。1961（昭和36）年には4・4制闘争で本館前に座り込みもしました。この時私は評議会の記録係でした。医療従事者の勤務時間を48時間から44時間にするとということになり相当もめましたよ。どういうことで妥結したかは忘れただけ。

レクリエーションも始まりました。最初に行ったのは宇土半島の誰もいない島、10人ぐらい一緒にバスで行きました。帰りには宇土市でお土産に小袖餅を買いました。バスの外には出られないので、職員の人に頼んで。外の人と接触するわけでもないの、園外という感じはしませんでした。

恵楓園に来て、楽しみということは特別なかったですけれども、1975（昭和50）年ごろから菊づくりを始めました。だいぶん作りました。20年ぐらい作りましたよ。賞もいろいろいただきました。県の衛生部長賞や藤楓協会賞、園長賞が5回ですかね。園長賞がここでは最高位ですよ。菊づくりが楽しみでしたが、体が動かなくなったのでやめました。

無菌状態になったのは1972（昭和47）年ごろです。新薬が効いて無菌になりました。検査の時、先生が浅間山荘事件をテレビで見っていたのを覚えています。無菌になっても再発が心配で、しばらく薬を飲み続けていましたが、先生にその必要はないと言われ、今は飲んでいません。無菌になっても外に出ようとは考えませんでした。生活ができませんしね。

## 聞き取り②

Bさん（88歳、女性、昭和27年4月20日入所）

聞き取り日時／2011（平成23）年2月10日

聞き取り場所／菊池恵楓園内自室

### ハンセン病を認識した経緯

出身は熊本県の球磨です。実家は農家で、父は村会議員で学校委員もしていました。そのころはどこの家庭も子たくさんで、うちも10人きょうだいでした。姉と兄がおり、私は上から3番目でした。

私とは12歳離れた一番下の妹の子守りのため、女の子が来ていました。その子守りの子は私と同じ年ぐらいで、小学校6年を終えてうちに来たと思います。よく一緒に寝起きし接触していました。その子はよくやけどをしたり眉が薄くなったりしたので、母が「この子はおかしい」とよく言っていました。その後、だんだん症状が出てきて、母はその子を故郷に帰したようでした。我が家には1年半ほどいたと思います。その後、その子は自分の家の部屋に隔離され、そして亡くなっただらしいという話を聞きました。

私は高等科を卒業し、熊本市内の家政女学校に2年間だけ行きました。それから里に帰り、家の仕事を手伝っていました。

終戦前の1945（昭和20）年の春ごろ、お婆の葬式で天草に行った時、主人の両親と話す機会がありました。そこで、私を息子の嫁に…となったようです。その時主人は戦地におり、結婚したのは1947（昭和22）年春でした。主人は山の仕事と農業をやっていました。

1948（昭和23）年の春、長男が生まれました。妊娠中から体調がおかしく、出産後に顔や体中に斑紋が出ました。もしかしたら、ハンセン病かもしれないと思いました。というのは、家政女学校の時、「らい予防週間」の際、恵楓園から先生が2、3人おいでになり、講堂に集まって話を聞いたことがありました。黒石原に療養所があることや、ハンセン病の症状について写真を見せながら説明されました。説明されたのは優しい女の先生でした。その時「そういう病気があるんだなあ」と思いました。その時、ハンセン病を病んだ人が黒石原の療養所に入っているということが印象に残っていたのです。

それに、小学6年の時を並べていた、仲が良かった同級生の女の子が、女学校の時に発病して恵楓園に入所したということもありました。だから療養所があることは分かっていました。

実家の母もとても心配していました。子どものころ、病気の子守りの子と一緒に暮らしていたので、その時感染したのではないかと思っていたのではないのでしょうか。私も内心“自分は病気ではないか”と恐れていました。

それに、当時はみんな貧しかったので、戦争中はコーリャン（モロコシの一種）や大豆かすなどを配給されて食べていました。男性はいないので畑仕事も全部やっていました。貧しい食生活

と過剰な肉体労働でした。そういうことも発病と関係していると思います。

#### 菊池恵楓園に入所した経緯

長男の乳幼児健診を受けに行った時、お医者さんが長男よりも私の顔を見て、さっと何かを書かれました。私が病気であるということが分かったのだらうと思います。顔に斑紋が出ていましたから。

しばらくして、町の衛生課から様子を見に来てくださいました。来た人は中年の男性で、一人でした。私が畑に一人でいた時に私服で来られ、「あなたは療養所で治療をせんといかんね。ここから離れないといかんよ」と言われました。その時、私が一人で畑にいるのがよく分かれたと思います。きっと注意して見てもらっていたのでしょうね。それから2回ぐらい見に来られましたが、その時も畑にいました。家に来て消毒をしたりすることはありませんでしたので、義父母は私が病気ということを知りませんでした。でも、主人には、私の病気のことを話してあったのかもしれない。主人は分かっていたと思いますが、何も言いませんでした。

私は、心の中に病気かもしれないという恐れがあったので、何とかして治療をしなければいけないと思っていました。しかし家のことで精いっぱい、家を出るに出られませんでした。その後、義父が亡くなり、義母もリウマチで寝付いてしまいました。その介護と子育てで、それは悲惨なものでした。保健所の人は、畑に来られてからはもう見えませんでした。

翌年（昭和24年）の暮れ、長女が生まれました。出産後、いったん症状が治まりました。1951（昭和26）年には次女が生まれましたが、もうそのころになるとだっこしてあげることもできませんでした。顔や体中に斑紋が出ており、手も曲がりかけていて力を入れて伸ばしたら伸びるという感じでした。「だんだんこうして曲がっていき、見られないようになるのだらうな」という考えはありましたが、とにかく家の方を何とかしなくてはということでした。

寝たきりだった義母が、義父の三年忌の時、お経を聞きながら息を引き取りました。私は「義母の最期をみとったら、とにかくここを離れなくてはいけない」と考えていました。そのころ、私の精神状態も少しおかしくなっていました。何かお知らせが放送されると、「早く出て行きなさい。早く出て行きなさい」としか聞こえなかったのです。当時の社会というのは、「この病気にかかったら、絶対にいてはいけない」ということになっていました。「病気の人は家にいてはいけない」という風潮になっていたと思います。

恵楓園には主人が連れて来てくれました。近所の人に分からないよう、夜中に船で出ました。「これでもう帰って来ることはない」、それは分かっていました。長男は4歳、長女は3歳、次女は8カ月でした。一番辛かったのは、子どもたちを置いてきたことです。

#### 病気と分かってからの社会の扱い

主人に連れられて恵楓園に来たのは1952（昭和27）年4月、うっそうとした森の中という感

じでした。今の正門の脇に門衛さんがいました。警察の方です。そこで一時収容所に案内されて、診察を受けました。主人も診察には立ち会ってくれました。主人に何を言って別れたのか、ただ胸がいっぱいでした。

ここに来てすぐ、ひどい症状の人を見てびっくりしました。足を切った人や鼻がなくなった人などが私の前を通るのを見て、“ああ、こういうことか”と思いました。“ここで暮らさないとしょうがないのだ”と。

一時収容所に2、3日いて、寮に入りました。27号の古い共同部屋でした。12畳に3人だったと思います。浴衣や帯が入った諸品箱を一つ渡されました。寮に入ったらすぐに「仕事に行ってくれ」ということで、身体が不自由な方の付き添いに行きました。不自由な方は6人部屋におられ、私も自分の布団を持って住み込みました。一緒に寝泊まりして、食事や排泄の世話をしました。その方は沖縄の人でしたが、何日目だったか、私が寝付いている時に亡くなりました。もう何十人もお見送りしましたが、その方が入所して最初にしたお見送りでした。

とにかく、自分のことより胸の中は子どものこと、家のことでいっぱいでした。しかし“もう絶対に帰られない”と思っていました。そのため、自分の気持ちにけりをつけたいと、その年の秋、天草の家に帰りました。近所に帰ったということが知られないように隠れて家にいました。しかし、子どもたちと顔を合わせてもどうしようもないので、破れ障子から眺めるだけで会いませんでした。

翌年の6月、田植えの時家に帰ったことがあります。その時、親戚から煮炊きはしてはいけなと言われ、私は別の所にいました。“ここは帰るところではない”と思いました。私より子どもが辛かったと思います。長女は保育所に入れてくれませんでしたから。それから一度も天草の家には帰りませんでしたけれども、長女が高校3年の時に、「お母さん、最後の体育祭だから見に来て」と言ってくれました。だから、その時は隠れて見てきました。

恵楓園に入って名前を変えました。里にも婚家にも迷惑をかけてはいけないという思いでした。園の中は自分のことだから、何とかあります。自分で気持ちを立て直し、動きさえすればいいのですけれども、外の人の苦勞はどうにもなりません、思うばかりで。自分のことより、外の家族のことが心配でした。

## 入所による人生設計の変化

私が恵楓園に入った時、天草の家にまだ生後8カ月の次女を残してきたので、実家の母が見かねて天草に来て面倒をみてくれました。私が母を一番苦勞させています。母は苦勞ばかり重ねて、還暦の時に亡くなりました。天草に来てくれてから、3年目ぐらいでした。次女も離乳食が合わなかったようで早く亡くなりました。

しかし、母が亡くなっても球磨の実家は教えてくれませんでした。私が母の死を知ったのは四十九日が終わってからでした。それはそうだと思います、迷惑ですもの。私はいない人になっているのですから。しょうがないので、まだ雪が残っていた阿蘇に行き、時間を過ごして帰ってき

ました。

一度、兄が私に「死んでくれ」と言ったことがあります。「死んでも同じことじゃないの。家を出ているから関係ないじゃないの」とその時言ったのですが、やはりそうではないらしくて。兄は農業でがんばっていたので、ハンセン病を出している家庭だということを知られるのは迷惑だったのだと思います。一番下の弟の結婚が破談になったということも伝わってきました。でも結局はその方と結婚できたということです。

本当にずいぶん周りに心配を掛けました。兄たちが一番きつかったと思います。私の知らないところで、私よりも残った家族の方がいろいろと社会的に制約を受けたと思います。らい予防法が廃止されてから、初めて母と兄の墓参りに行くことができました。

### 長男の発症そして入所

長男が小学6年の時、学校の旅行で熊本市に出てきたことがあり、水前寺まで会いに行きました。その時、顔の表情が少しおかしいなと感じ、心配していました。長男はその後、学校の健康診断を受けた時、背中に斑紋が見つかり、ここに連れられてきました。“来てしまったのか”と、その時はきつかったですね。

子どもが園に入っても、一緒に暮らせるわけではありませんでした。当時は親子でも別々で、長男は少年舎に入りました。長男には「あなたはこれまで自分の名前でやってきたのだから、それでしか生きられないのだから、名前は変えてはいけません」と言って、名前は変えさせませんでした。

長男は私を「お母さん」とは呼びませんでした。小さい時から離れて暮らしていたので呼びつけていなかったからでしょう。心では言っていたのかもしれませんが、「お母さん」と呼ぶことはとうとうなかったですね。

長男は中学を終えると、長島愛生園の邑久高校新良田教室に行きました。そこで、2年の夏休みに寝袋を担いで北海道旅行に出て、そのまま帰って来なかったそうです。野生人ですね。結局、恵楓園に帰ってきました。それから自分で住み込みの仕事を見つけて、いろいろやりました。私も「自分の人生だからいろいろやってみたら」と言いました。でも勝手にやっていたので、それではいけないと思い、園長先生にお願いして自主退園にさせていただきました。

### 家族それぞれのその後

長女は地元の高校に進学し、夏休みにはここに遊びに来ていました。部屋には連れて来られませんので、県に造っていただいた面会室に泊まったこともあります。長男をとってもかわいがってくれていた園の先輩に勧められて、長女には『世界文学全集』を毎月送っていました。長女は、「いろんな本を読むことで、辛さをあまり感じなかった」と言っています。長女は高校を卒業し、私の一番下の妹が経営する会社に入りました。妹は神奈川の短期大学を出て給食会社を興してお

り、妹は「姉さんが園にいたので、私はがんばられた」と言ってくれます。

子どもたちは、私が病気ということを明かしてそれぞれ結婚してくれました。その点では本当に恵まれました。

主人が一番きつかったと思います。主人一人で子どもを育てたのですから。私は家を出る前、主人に「もう私は帰ってこられないので、いい人を見つけて再婚してほしい」と頼んで来ました。しかし、主人は再婚しませんでした。主人は、長女が高校に入学すると宿舎に入れて和歌山に出稼ぎに行き、調理の仕事をしたようです。定年後は天草に帰ってきました。お酒が好きで、嬉しいにつけ悲しいにつけ飲んでいたので糖尿病になり、入退院を繰り返しました。ですから、1996（平成8）年にらい予防法が廃止になった時には、「やっと介抱ができる」と嬉しかったですね。それからは、何と言われても、誰に言われることもないのだから、腹を据えて主人と一緒にしばらく暮らしました。「一市民になれた」と、その時が一番嬉しかったですね。翌年、主人は亡くなりました。

どこを押しても涙が出るのですよ、体中から。

### 聞き取り③

Cさん（84歳、男性、昭和25年5月9日入所）

聞き取り日時／2011（平成23）年2月14日

聞き取り場所／菊池恵楓園内自室

#### 小学3年生ごろ、ハンセン病を認識

私がハンセン病を罹っているのではないかと気付いたのは、小学3年ごろ（昭和10年ごろ）だと思います。右手の指先が赤く腫れて曲がってきたからです。当時、なぜ私がハンセン病のことを知っていたかという、私が6歳ごろ、病死した父親が施設には入ってはいませんでした、ハンセン病に罹患しており、ハンセン病の病状を母親から聞いていたからです。それで父親と同じ病気になったと思いました。

私の両親は父親が21歳、母親が18歳で結婚し、二人とも若かったこともあり生活は当初から大変苦しかったようです。私にはきょうだい8人おり、私は3番目で私の上には兄と姉がいます。現在、姉は91歳になりましたが長崎で健在です。下の3人は父が亡くなった後、母が再婚して生まれたきょうだいです。手が赤く腫れた時、母親は家業の豆腐とこんにゃく製造業が忙しく、病院に診察に連れて行ってはくれませんでした。

私の症状に気付いた同級生の女子からは、「Cの手は、きゃあーくされの手」と差別的な言葉を浴びせられたこともあり、辛くて心の中で泣きました。以来、昼食時の弁当も隠れて独り食べました。体操の授業では、私が病気であることを知らなかった先生から「手をちゃんと伸ばさんか」と叱られ、叩かれたこともありました。それまでは私は勉強がよくできる方で、特に算数が得意で、学校からは成績優秀者として私一人が表彰されたこともありました。病気が分かっからは、勉強するのも嫌になり、その後、高等科に進学しましたが1、2カ月で退学しました。青年学校にも行きましたが、14歳ごろ仕事に就きました。重労働の土方の仕事を飯場に泊り込みながらしました。また福岡の田川の炭鉱でも働きました。病状は発病したままの状態であり、ひどくはなりません。

もっと大きな町に出て働いてみたいと思い、人吉の〇〇〇に徴用希望を出していたのですが、17歳の時徴用令状が着て、長崎の川棚の海軍工廠<sup>こうしょう</sup>に赴き、そこからさらに呉の海軍工廠に出張させられ、1年2カ月ほど軍艦の魚雷造りをしました。作業にあたっては病気がばれないように指を曲げて、隠しながら仕事をしました。

戦後、1947（昭和22）年ごろ、鹿児島島の病院で診察を受け、薬を球磨郡の自宅まで送ってもらうようにしましたが、丸3年経っても病気はよくなりませんでした。1950（昭和25）年、役場の人が訪ねてきて「よか施設があるから、その施設に行ったら病気が治る。お金は一銭も取られないし、食事もただで国がみてるよ…」と諭され、私と罹患していたすぐ下の弟が菊池恵楓園に入所することになりました。役場の人は、私たちが病気であることをどこからか聞いて来られたと思います。私自身も、母に苦勞をかけるより施設に入った方がいいだろうと入所を決心

しました。

## 菊池恵楓園に入所して

1950（昭和 25）年 5 月 9 日、弟と一緒に菊池恵楓園に入所しました。入所にあたっては役場の人が 1 人付き添いました。布団や身の回りの物を持って人吉駅に行くと、他に約 20 人ほどがいて一緒に貸切の車両に乗り込みました。上熊本駅で降りたら園からトラックが迎えにきていました。全員が荷台に乗り込み菊池恵楓園に向かいました。園には寝具が揃っていたので、持参した布団は実家へ送り返しました。

園では最初に診察が行われました。そして 3 年間ほど治療を受けましたが、その後、治療は行われませんでした。もともと症状は小学校 4 年ごろからひどくなっていませんでした。園に先に入所していた人は、私より症状が重い人ばかりでした。園に入るまでは、自分の病気が他人に分からないように、知られないようにといつも緊張し、気を付けていて、地獄のような思いをしていたこともありましたが、入所してからは“ここは極楽”と思えました。

しかし、入所時の宿舎は 36 畳 18 人定員の部屋であり、当時 13～14 人が一緒に寝起きしていました。夫婦舎には小部屋がありました。入所時は「何年かしたら、また元の社会に出られる」と思っていました。付き添ってきてくれた役場の人も「2、3 年で園から出られる」と言っていました。巡視員がいたりして、園は刑務所みたいな所とも思うようになりました。

入所後は何度か実家に帰省することができ、2 晩ぐらい泊まることもできました。私らきょうだいが菊池恵楓園に入ったということは村の人も知っていたと思いますが、村の人からは別に何も言われず、私の家族に対する中傷や差別的な行為もなかったと思います。実家の商売（豆腐製造）に何か差し障りがあったということもなかったと思います。村の人はみんなやさしかったです。

入所者には園内での仕事が割り当てられていました。私は最初、洗濯やご飯炊きをしました。その後の 1951（昭和 26）年、農園の仕事をしてほしいと言われ農作業をしました。しばらくしたら、今度は養豚場で働いてほしいと言われ、豚の飼育をしました。しかし養豚の仕事が嫌になり 1 カ月ほどで仕事を放棄して逃げ出しました。それで監禁室に入れさせられました。

昭和〇年〇月、園で知り合った 2 歳年上の〇〇〇と結婚しました。私が 26 歳の時です。どのような経緯で妻と知り合ったかは、もう当時のことは忘れました…。知り合ってから半年ほどで結婚したと思います。そして 4.5 畳 1 間の夫婦寮で新婚生活を始めました。

2010（平成 22）年 12 月、「死んでも未練はない」と心臓の手術を済生会病院で受けましたが、それまでは球磨の出身ということもあり焼酎を飲むのが楽しみでした。また若いころから巡視員に分からないように壁を乗り越えて園を抜け出し、菊池電車で熊本市の繁華街へちょくちょく出かけて遊ぶのが楽しみでした。私は病気が表面上は分からなかったためか、巡視員に見つかっても、見逃してくれたことがありました。無断外出が見つかった他の人は監禁室に 1 週間ほど入らされたようです。監禁室へ閉じ込められる罰は、私が入所後 10 年ぐらいは行われていたようで、



時代が変わったのでしょうか、その後はなかったようです。

もし私が幼いころ、病気にならず成長していたら、小学校高等科は卒業でき、たぶん会社勤めでもしていたのではないかと思います。でも、園で暮らせて今では良かったと思っています。外（施設外）で暮らしていれば、このように長生きはできなかつたかもしれません。

#### 聞き取り④

Dさん（81歳、男性、昭和25年7月28日入所、入所時20歳）

聞き取り日時／2011（平成23）年2月15日

聞き取り場所／菊池恵楓園自室

父親と同じ病気では…と思う

私は1950（昭和25）年7月28日、20歳の時に菊池恵楓園に入所しました。戦前、熊本市健軍町の三菱航空機製作所（三菱重工業健軍工場）に勤めており、仕事は重労働で食べ物もあまりなく栄養失調の状態でした。

終戦になり鹿本地方の実家に帰ることができ、近くのタケノコの缶詰工場で働きました。そのころから手が少しずつだるくなってきました。そして麻痺するようになって、1948（昭和23）年、工場での作業中に火傷を負ってしまいました。その際、近くの病院にかかりましたが、私が14歳の時に亡くなった父親が自宅療養のハンセン病患者であったので、「自分も父親と同じ病気にかかっているのでは…」と思いました。もし父がハンセン病でなかったなら、私自身は病気のことを知らなかった（気付かなかった）と思います。

それから菊池恵楓園に入所するまでずっと工場で働いていましたが、自然と右手が効かなくなり仕事ができなくなりました。それで、以前からハンセン病の療養施設であると知っていた菊池恵楓園に、自分自身の意思で入所することにしました。その当時、菊池恵楓園のことをみんな「黒石」と呼んでいました。

私自身が病気のことを理由に地元で差別的な扱いを受けたことはありませんでしたが、父親が病気だったので、私が幼いころからちょっとした差別はあったのかなと思います。

入所に際しては役場の人に頼み、入所日には県の人や保健所の人、医師も見送りに来ていたように思います。菊池恵楓園からの迎いのトラックの荷台に私1人だけが乗って入所しました。園では改築工事が行われていました。そのためか、あまり患者を園に受け入れていなかったように思います。

入所後、割り当てられた仕事に励む

入所して、しばらく落ち着いて、園長の宮崎松記先生の診察がありました。入所の手続書類などは書いた記憶はありませんが、係の人から口頭で質問を受け、それを係の人が書類に記入していたようです。入所しての最初の印象は、言うてはならないことかもしれませんが、自分の症状は神経だけだったけれど、自分よりもっとひどい症状の人がいてびっくりしたことです。

最初の収容施設（家族者＝患者居住棟）は36畳18人部屋でしたが、みんな、ほとんど仕事に行っており、部屋に戻って来ても部屋には居る人は少なかったです。

当初、「治療が終わり治ったら、すぐ外（園外）に出られる」と言われ、私も「治ったら表（園

外)に出よう」と思っていたのですが、だんだんここ（菊池恵楓園）で暮らしていこうという気持ちになってきました。

入所して1年後、故郷まで片道60kmぐらいを自転車で帰省したことがありました。佐世保からの入所者で自転車で帰省した人もいたと聞きました。病気のことを気にして、公共交通機関の利用を避けたからだと思います。園外への外出を巡視員の目を盗んで試みたことがありましたが、それに気付いた巡視員から「見たら言わん（注意しない）わけにはいかん」と言われ、その後、再び巡視員の目を盗んで菊池電車の大池駅から熊本市内に出かけたこともありました。電車の中では不快な思いをすることはありませんでしたが、顔に障害があった人で「途中の駅で電車から降ろされた」という話を聞いたことがありました。

病気の治療はプロミンが効くということで、園ではプロミン5mgを注射で1年ぐらい打ち続けました。しかし、私のような神経的な症状には効かなかったようです。プロミン以外の（一般的な）治療は傷口のガーゼ交換ぐらいでした。飲み薬を飲んだことは特にありません。

園内では仕事が割り当てられ、私は1953（昭和28）年3月まで手伝夫の係として病棟に泊まり込みで看護の手伝いをしました。各病棟には看護師が2人ぐらいしかいなく、2人の看護師が8人収容の5病室と個室10室、合わせて50人ぐらいの患者を看っており、それを補助するために入所者の中から病棟主任が1人、副主任が1人つき、また外部から毎月交代で女性の手伝婦2人が来て食事の際の介護や用意、後片付け、食器洗いなどしていました。

手伝夫係であった私の仕事は、病棟への朝昼夕3度の食事の配膳などでした。朝は味噌汁、昼と夕食のメニューは今よりは欠しかったけれど、おかずの種類はいろいろありました。サバの煮付けなどもバケツで運ばれてきて、各病棟の手伝夫（婦）さんが受け取りに来てそれぞれ分けていました。初めのところはバケツで食事を受け取りに行っていたのですが、後では配膳用のトロッコが出来ました。

そのころは入所者が1600人から1700人ぐらいいて、入所者がいちばん多かった時代です。冬になると、部屋の暖房は木炭火鉢だけで、その木炭が園に一度に何十俵も運ばれて来て、病棟全体の手伝夫（婦）の係がそれを倉庫に片付け、また木炭を受け取りに来た人に分ける作業をしていました。私も21歳ごろで元気でしたが、作業は大変でした。そのような力仕事と大変な仕事は若い入所者が受け持ちました。

さらに仕事の一つに亡くなった患者さんの入棺がありました。亡くなった人の消毒（お清め）までしました。本当に大変でした。そして園内の火葬場まで運びました。火葬係3人も入所者でした。今では考えられないことです。

また、そう大きな風呂ではなかったのですが、風呂掃除も大変でした。そのころ、私は39度の熱を出して病気になり入院してしまいました。

昭和28年4月からは、看護師も増員され、入所者がそれまでやってきた仕事は軽減されました。それで私も包帯とかガーゼ交換を行う外科の副主任になりました。態勢は主任が1人と副主任2人で、仕事は全体の作業を把握して作業がうまくいくように指示をすることでした。実際に包帯を巻く人などは他に多くいました。また、看護師に付いて分棟にも出かけ、歩行が不自由な

患者に看護師が傷口を消毒してガーゼを当てた後の包帯巻きの作業をしていました。要するに看護師の仕事を入所者で分担していました。

将来は納骨堂だけ残ればいい

1953（昭和 28）年、前年に入所してきた女性と結婚しました。新居となった 1951（昭和 26）年に出来た夫婦舎は 10 軒長屋で、隣とは壁 1 枚で仕切られており、4.5 畳の 1 部屋にそれぞれお縁・玄関・炊事場・トイレが備えてありました。

冬はとても寒かったです。暖をとるのは大きな火鉢ぐらいで、夜は半纏をいっぱい着込んで寝ていました。朝 6 時ごろには起きていましたが、園内一帯は霜でいっぱいでした。夏は暑くても扇風機はなく、園内で作られるアイスキャンデーを食べるのが楽しみでした。

そのころの主な娯楽と言えば、園内ラジオか、週 2 回上映される映画でした。当時は薪でお茶を沸かしていましたが、1965（昭和 40）年近くになってガスになりました。その夫婦舎では 1987（昭和 62）年まで暮らし、その後、現在の住居に移り住みました。

当時、結婚して夫婦になった入所者は優生手術を受けていました。手術が嫌でも結婚した者はみんな優生手術を受けなければならないといった雰囲気がありました。仮に子どもが出来たら、その子の育児を誰かに頼まなければならないわけで、迷惑をかけられないという思いが入所者の中にあっただと思います。また、特に自分がハンセン病の患者になって、それまでたどってきた思いを子どもにはさせたくないという強い思いもありました。私も妻もそのような思いを子どもにはさせたくない、苦勞をさせたくないという思いで優生手術を受けました。

1996（平成 8）年 5 月に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、その後ハンセン病国賠訴訟で全面解決がなされましたが、世間の人たちが入所者を見る目が特別に変わったということはないように思います。

1977（昭和 52）年、園内に入所者のゲートボールチームが出来ました。それまでは野球が盛んに行われていました。今日、菊池恵楓園ゲートボールチームは外（合志市）のチームとで交流を行っていますが、その外のメンバーの 1 人が（「らい予防法の廃止に関する法律」が施行された際）「おめでとう」と言ってくれたぐらいです。今、改めて言うことではないかもしれませんが、チーム発足当初、園外チームとの交流を呼びかけた際、園外の反対意見により実現しませんでした。しかし、園外チームに他所の地域から入ってきてリーダーになった人や役場の人の取り持ちで、1981（昭和 56）～1982（昭和 57）年ごろから交流が行われるようになり、今も続いています。他にも園外との交流では囲碁や将棋があります。

これまでの私の歩みを振り返れば、菊池恵楓園に入所していたからこそ今日まで長生きできたと思っています。園外で生活していれば、自分のことで周囲に迷惑をかけたのではないかと案じたり、病気になっていたりしていたかもしれないと思っています。

今日、菊池恵楓園の将来構想が語られていますが、現在の入所者は 70 歳代がいちばん多く、現実的なことを考えなければならないと思います。私自身としては将来、園の納骨堂だけ残れば

いいと思っています。

聞き取り⑤

Eさん

(80歳、男性 昭和17年入所、入所時11歳)

聞き取り日時／2011(平成23)年3月9日

聞き取り場所／菊池恵楓園自治会事務所

何も理解できなかったまま入所

私は11歳の時、菊池恵楓園に入所しました。ハンセン病を認識したきっかけは小学6年時、学校で行われた健康診断でした。検診を受けたころには眉毛が薄くなっていましたが、自分では何も自覚症状を感じていませんでした。学校医から「大学病院にみせた方がいい」と診断を受けて、早速、大学病院(熊本医科大学)に診てもらったところ、大学病院では詳しいことは告げられず「菊池恵楓園にみせてみては」ということで、菊池恵楓園の診察を受けたところ、「ハンセン病に間違いはない。すぐに入所しなさい」ということになりました。しかし、自分の身に起こった状況がよく理解できず、またそもそもハンセン病という病気のことにもよく知らず、なぜ、菊池恵楓園に入らなければならないのかが分かりませんでした。「(入所)せん!」と言って、その日は家に逃げ帰ったことを覚えています。

今思うと、最初に診察した学校医も大学病院も、ハンセン病と診断を下したら、らい予防法に基づいて保健所への届け出とかその後の処置や消毒なんかを、診断を下した病院がしなければならなかったことから、その手続きの煩わしさを避けるために菊池恵楓園へ送ったのではないかと思います。

私が小学2年生の時に父親が亡くなっており、一人っ子であった私は小さいころから戸主としての自覚を持っていました。当時、日本は戦時下にありましたが、まだ戦況はそう逼迫しておらず、徴兵検査を受けて兵役の義務を何年か果たせば、また故郷に帰ってこられるという望みを持っていました。それで母親は「早く(菊池恵楓園に)行って、早く病気を治して、徴兵検査を受けてほしい」という強い願望があったようで、後日、母親に諭されて入所を決心しました。私にも戸主としての自覚と、母親の願望に応えるためにも、菊池恵楓園に入所して病気を治すことを決心しました。とにかく、当時は兵役・納税・教育が国民の三大義務であり、軍国少年でもあった私自身も母親と同じ気持ちになったわけです。

母親は入所後も私に会うために毎月、菊池恵楓園を訪ねてくれました。実家があった阿蘇の山奥から、まだ夜が明ける前に提灯を灯してバスが通る里まで何時間も歩き、バスから菊池電車に乗り継いで…。そして私に面会した後、再び同じ道りを帰っていきました。当時の母親の気持ちを思うと、大変辛かっただろうし、せつなかつただろうし、かわいそうでたまりません。

戦前・戦後に多感な成長期を過ごす

1942（昭和 17）年、菊池恵楓園の寮「少年舎」に入り、園での生活が始まりました。少年舎には男女合わせて 40 人ほどの子どもたち（小学 1 年～高等小 2 年）が集団生活を送っていました。入所者で少年舎世話係の夫婦を「お父さん」「お母さん」と呼び、上級生を「兄さん」「姉さん」と呼んでいました。当然、園内には小学校もありましたが、学校法で認められた学校ではなく、園の自治会が運営する寺子屋みたいな学校でした。先生も入所者が担当していました。しかし、教育内容や教科書などは外（園外）と一緒にでした。それまで私は田舎の純朴な少年であり、一人っ子でもあり、少年舎のような集団生活の経験はなく、何もかも分からないことばかりでした。たぶん、そのころの私は相当なストレスを感じていたと思います。

少年舎の日課は、午前中に学校での授業や治療が行われ、午後は寮に帰って授業の予習や復習、宿題などをしました。特に戦時中でもあったことからしつけが厳しく行われました。それは子どもの立場からすれば半強制的なものでした。例えば「一日一善」ということで、毎日必ず何か一つ良い行いをしなければならず、夜、小集会が開かれ世話係の父母の前で発表しなければなりません。何も発表することがないと、父母から小言やひどい時にはつるし上げにあいました。だから「玄関先の下駄を揃える」とか、何か一つでも良い行いをするように気をつけていました。

世話係の父母のことですが、例えば、私の母親が面会に訪れた際、ていねいに挨拶しても、母親の田舎なまりの言葉をいちいち取り上げ横柄な態度で対応し、人としての温かさがまったく感じられず、今でも思い出すと腹が立つことが多くありました。

1945（昭和 20）年 3 月、14 歳の時に園内の高等小学校 2 年を卒業し、少年舎から一般舎へ移りました。一般舎は男と女に分かれ、若い人も年寄りも混じっていました。職員が少なかったため、ほとんどの園内作業を入所者自らがやっていました。「患者が患者を見る」、「入所者が入所者を見る」という、ほぼ完全な自治で行われていました。患者作業の内容も重・中・軽と分かれており、子どものころから「チビ、チビ」と呼ばれ、体が小さく虚弱だった私は軽作業を任せられました。作業内容は主に竹ぼうきを使っての決められた場所の清掃で、ちゃんと手当てをもらいました。

菊池恵楓園には 1926（昭和元）年 6 月の自治会発足時から互助会組織があり、運営はそれぞれに支給される手当てから 5 分を天引きして充てていました。入所者には実家から仕送りのある者が少なかったため、互助会制度が作られたと聞いています。

戦争中の思い出として、今でも記憶に残っている大きな出来事が、昭和 20 年 5 月 13 日の空襲です。当日の午前中に再春荘が爆撃されて、午後は菊池恵楓園に 20kg 爆弾 6 発が落とされました。そのうちの 1 発が、私が住んでいた隣の 13 号室の防空壕側に落ち、8 人が生き埋めとなり友人 2 人が犠牲となりました。

戦後、それまでバリバリの軍国少年だった私は、敗戦が信じられずに悔しい思いをしました。でも、時が経つにつれて戦後の時代の変化についていけるようになりました。びっくりした変化の一つに、熊本の進駐軍が菊池恵楓園にもやってきて、寮に DDT の散布を行ってノミや蚊がいなくなったことです。また、外国人が着ていた衣料などのララ物資が菊池恵楓園にも届けられる

ようになり、服のサイズはなかなか合わなかったけれど、入所者の服装が変化しました。しかし、1949（昭和 24）年ごろまではまだまだ食糧事情が改善されませんでした。そのため園近くのクヌギ林を開墾して畑を作ることになり、その作業に携わると日当として麦ご飯のにぎりめしをもらえましたが、体が弱かった私は作業に加われなかったので、同室の人が私の名を語ってにぎりめしをもらってきてくれたりしてくれました。うれしかったですね。

菊池恵楓園は外部と隔絶された社会ではありましたが、園外と同じようにさまざまな仕事があり、自分たちで何でもしなくてはならなかったので、みんな多忙でした。不自由者棟へ布団を担いで泊り込み、24 時間の世話をするという患者作業もありました。大変な重労働であったため、「自分は菊池恵楓園には病気を治しに来たので」と患者作業を断る入所者もいたと聞いています。入所者には相互扶助の義務があり、私は虚弱でできなかつたけれど、多くの入所者は条件が悪い重労働でも引き受けざるを得なかつたようです。私の場合、自治会事業としてやっていたアイスキャンデーの製造と販売に携わったことが忘れられません。アイスキャンデーが入った大きな箱を自転車（運搬車）の荷台に載せて、園内を回って売りました。1951（昭和 26）年当時、アイスキャンデーの価格は1円か50銭だったでしょうか。

#### 画期的な変革をもたらした「プロミン」

戦争が終わったということよりも、入所者にとって最も大きな出来事となったのが1948（昭和23）年11月から菊池恵楓園でも始まった新治療薬プロミンの投与（注射）です。だから（ハンセン病の歴史を論じる時には）「戦前」「前後」というくくり方より、プロミンの「投与前」と「投与後」という時代のくくりの方が、ハンセン病患者にとっては意味があります。

戦後、それまで新聞やラジオでハンセン病の新治療薬が開発されたというニュースや話題になった薬、例えばセファランチンなどがありましたが、実際の治療効果は欠しく、副作用などが強いものであったことから、患者の期待をたびたび裏切っていました。プロミンの時にも、私は駄目で元々と思いきや投与に応募しました。当初、菊池恵楓園へのプロミン割り当て数量が少なかったため、投与希望者の131人に対してくじ引きで選ばれた私を含め32人の患者から投与が始められました。新薬ということで、その投与には不安もありましたが、個人差があつたにせよ、プロミン注射によって体に大きな傷があつた人も治っていきました。私の場合もプロミンは大変よく効いて、1カ月過ぎるか過ぎないうちに、薄紙をはがすようにというより、みるみるうちに顔の腫れもすうっ〜とひいていき、半年を経たないうちに元気になりました。

また、自分でもびっくりしたのは、その半年で背が5~10cmも伸びたことです。それから私の青春時代の始まりとなり、患者作業の土方や養豚、オート三輪車の運転などもできるようになりました。

プロミン投与のくじから外れた人は、まさに阿鼻叫喚の様相となりました。このプロミンの治療効果は、経験した患者でないと分からないと思います。

プロミン以前の治療といえば、大風子油の注射ぐらいでした。大風子油注射は入所してすぐか



ら始まりました。冬場になるとその大風子油はラードみたいになって、それを大きな注射針の付いた注射器で毎日手足の筋肉部に打つわけです。その痛みと云ったら本当に耐えられない激痛で、今の子どもたちには到底耐えられないでしょう。足に注射したら2、3日は歩けなかったのです。しかも、注射をしてもだんだん体（注射した筋肉部分）がその大風子油を吸収しなくなり、そこから化膿して発熱して、それで切開して膿を出すということの繰り返しとなっていました。たぶん、大風子油注射の治療効果なんてなかったと思います。しかし、そのころは大風子油注射しか治療法はなく、みんな病気を治したい一心で激痛の注射に耐えていたと思います。

プロミンで病気が治るといことが分かると、園内の雰囲気ガラリと変わりました。みんなの行動が意欲的になってきて、戦後の民主主義と相俟ってモノが言える雰囲気となってきました。プロミンという存在が民主化への大きな後押しとなったと思います。

1970（昭和45）年、私は同じ入所者の〇〇と結婚しました。1951（昭和26）年に夫婦舎棟ができていましたが、その後も夫婦舎が足りずに、結婚した男性は夜になると女部屋の妻の所に戻るとい通い婚状態でした。夫婦部屋ができて、やはり部屋が足りないので大部屋をカーテンで仕切って使っていたこともあり、人権もプライバシーも何もなかったようです。私が結婚したころには空き部屋がはじめており、また知人夫婦が不自由舎に移り、その空いた夫婦舎を私たちのために譲ってくれました。

入所者の中では、結婚したことを「結婚」という言葉を使わずに、「ぜんざい」と呼んでいました。それは隠語かとも思われましたが、一般社会的な婚礼をはばかってそう呼んだのか、それとも夫婦善哉の「ぜんざい」なのか、食べ物の「ぜんざい」なのか、よく分かりません。また、20歳そこそこの新婚夫婦であっても、お互いのことを「爺さん」「婆さん」と呼び合っていました。

## 同じ過ちを繰り返さない社会に

誰もがプロミンによってハンセン病が治るといことを確認したことが、らい予防法を変えてほしいとい大きな流れになっていったと思います。しかし、社会的にはまだまだハンセン病のことが理解されておらず、弁護士さえ予防法の存在を知りませんでした。1953（昭和28）年のらい予防法改正運動は、強制収容とか、外出禁止とか、就業禁止とか、消毒とか、届出など、人権に関わる条項だけでも改正してほしいとい運動でしたが、世論の後押しも法曹界の後押しもなく、目的を達成できませんでした。

1996（平成8）年、らい予防法が廃止されると決まった時は、「（入所者は）らい予防法によって守られてきた。それがなくなったら入所者の生活はどうなるのだろう」と、入所者の中に小さなよめきが起こり、不安感があつたことも事実です。国賠訴訟の際、入所者は不安感を多少持ちながらも、またいろんな事情を持ちながらも裁判と闘つたと思いますが、次第に「民主主義の時代に良心的な考えを持っている人が大勢いるから大丈夫」とい思いになりました。しかし2003（平成15）年、宿泊拒否の事件が起こつた時は「ああ、またか〜」と思いました。入所者

はもううつむかないで社会を歩けると思っていたので。

ハンセン病の歴史は、偏見や差別と闘いながら歩いてきた歴史であると思います。何もハンセン病のことだけではありませんが、同じ過ちを二度と繰り返さない社会であってほしい。

## 聞き取り⑥

Fさん（78歳、男性、昭和24年9月入所、入所時16歳）

聞き取り日／2011（平成23）年3月10日

聞き取り場所／菊池恵楓園自治会事務所

### 16歳で宣告

私がハンセン病を宣告されたのは16歳の時です。左のコメカミに赤いブツブツが出たので、母親に付き添われて地元の総合病院の皮膚科を受診したところ、「これはハンセン病です」とはっきり言われました。「熊本にある療養所に行かないと治療ができないから、そこに行きなさい」と言われました。1948（昭和23）年12月28日、今日が1年の御用納めという日でした。

その前年の1947（昭和22）年に学制制度が変わり、翌23年3月、私たちが最初の新制中学卒業生になりました。そのころ、くちびるにちょっと異常が出たのですが、その時の診断は「顔面神経炎」でした。私の父親は、私が小学校に上がる年に日中戦争で亡くなっていたので、父親代わりになっていた鹿児島のおじが「顔面神経炎はいま外科治療で治るから」と、鹿児島の当時「県立医専」と呼んでいた病院に入院させました。2カ月入院して外科治療をしました。それで卒業したその年は、退院後、自宅療養をしていました。

感染したのは、恐らく3、4歳のころだろうと思われます。近所にハンセン病にかかっていたきょうだいがいて、私をよく可愛がってくれていました。母親は近所の人から「遊ばせん方がいいんじゃないか」と注意されていたようですが、私になついて遊ぶものだから引き離すこともできずにいたそうです。後に母親は面会に来た時、そのことをよく言いました。「やっぱりあの時にうつったんだろうかね」と。母は明治生まれですからハンセン病は遺伝病だと思っていたようです。

感染が幼児の時、発病は多分13歳の時だったと思います。昔でいうと高等科1年、今の中学1年の時です。1945（昭和20）年の終戦の年、私は学徒動員で兵隊と一緒に、地元の山間部で担架で土を運び出す作業をしていました。当時は運動靴もなく裸足だったので、汗をかくと真っ黒に汚れるはずだけど、私の足首は両方ともさらっとしてきれいなんです。なぜだろうと思いました。後々考えると、あの時がハンセン病の初期症状で知覚麻痺が起こっていたのだらうと思います。

そのころの昼食というと、カライモを2つ3つ、それと前の晩に母親が炒ってくれた大豆です。もし今のような飽食の時代であれば、発病しなかったのでは思います。食糧難の時代で体力がなかったんでしょうね。悪い時期に生まれてきたと思います。

療養所に行けば殺されるかもしれないとか、一生出られないと思っていたので、自殺しようと、夜中に国鉄の線路の上に座ったこともありましたが、しかし、鉄道自殺は家族に迷惑がかかると思い、その時は思いとどまりました。しかし、今でもあの線路の感触は忘れられません。冬だった

のですが、なぜだか分かりませんが、冷たい鉄の塊が気持ちよかったです。

## 菊池恵楓園での生活

入所したのは1949（昭和24）年9月。近所に分からないように、弟たちにも知らせずに夜中に出てきました。おじが夜汽車で連れて来てくれました。まだ夜が明けないうちに熊本駅に着きました。まだ戦後の混乱期で、駅前には爆弾の跡やガレキがありました。ムシロ囲いの一時休憩所みたいな所があって、そこでお金を払って毛布を借りて休みました。そして朝になって電車でもここ（菊池恵楓園）に来ました。

門衛の受付を通過して入所しました。診察があり、間違いはないということで入所手続きをしたのですが、その時言われたことは今でもよく覚えています。それは「名前は本名にしますか、偽名にしますか？」、そして「死んだ時は解剖するので、書類に名前を書いて承諾印を押して下さい」と言われ、同意の印を押しました。職員の方はもちろん丁寧な口調でしたが、その日のことは鮮明に覚えています。「本名か、偽名か？」と言われた時、おじと顔を見合わせると、何ともいえない辛そうな顔をしていました。おじが「本名でいいでしょう」と言ってくれたので、何だかホッとしたのを覚えています。その後、一時収容所に1人で一晩泊まりました。そこは15畳くらいの何もない部屋でした。食事は麦ご飯とエビの佃煮だったと思います。あの時の匂いは今も忘れません。もちろんご飯は食べられませんでした。

その翌日に寮が決まり、36畳間の大部屋に入りました。15、16歳から年寄りまで20人近くが暮らす雑居です。部屋の真ん中に火鉢があり、自在鉤じざいかぎに鉄瓶が下がっていました。20人の部屋ですが、夜になるとなぜか人数が減ります。というのは、既婚者は夜になると女部屋に泊まりに行くのです。他に病棟の付き添いで行く人もいたりして、夜は10人くらいになりました。

若い新患者の私の作業は朝昼晩の食事運搬でした。中央炊事場にバケツと桶を持って2人で食事を取りに行くのです。今の自治会事務所辺りに炊事場がありました。その後、正月が過ぎ、そろそろ療養所に慣れてくると、不自由者の付き添いに行ってくれと言われました。人の手を借りないと何もできない人の世話です。朝の洗面の介助から寝具の上げ下ろし、部屋の掃除、三度の食事の世話をします。私は一晩泊まったらびっくりして、その日の夕方、布団をかついで寮に逃げ帰りました（笑）。手の不自由な人、足の不自由な人、いろんな人がいるのでびっくりしたのです。丸1日ただけで逃げ帰ってしまいました。その後付き添いの強制はされませんでした。

現在78歳で、療養所に入って60数年になりますが、その間いろんな作業をしました。後半の40年は自治会事務所の仕事に携わりましたが、それまでは不自由者の付添夫、病棟の重病人の看護、食事運搬夫などいろいろやりました。入所者は一番多い時で1700人、そのうちの900人はみんないろんな作業に就いていました。

結婚したのは1958（昭和33）年3月、25歳の時でした。家内とは3つ違いです。若いころは所内結婚に反対で、反感を持っていました。患者を療養所に閉じ込めておく政策の一つだと思っ

ていたからです。しかし、療養所に落ち着かなくてはならないという覚悟を決めたので結婚することにしたのです。家内の父親は籍を入れた正式な結婚を望んでいたもので、独立した夫婦の籍を作りました。結婚して数カ月して、私の母親と家内の父親が療養所に来て挨拶を交わしました。義理の父親は、籍を入れてくれたということで大変喜んでいました。優性手術は家内が妊娠しなかったため、しませんでした。

趣味の写真を本格的に始めたのは平成になってからです。最初は友達からもらったミノルタのカメラで撮っていました。熊日の写真展には毎年出品しました。何年だったか、新人賞をもらいました。その後、一般の部で何度か入選しました。スポーツはテニスと卓球をしました。これは外との交流があって、九州でも 1、2 の選手が来て、指導してくれたりしました。1955（昭和 30）年以前のころです。1975（昭和 50）年からは合志町の指導でゲートボールも始めました。これは鹿児島島のグループと交流があります。

## 母の愛情

入所後、実家に帰ったのは 1956（昭和 31）年 12 月の 1 度きりです。1949（昭和 24）年秋に入所して 7 年目には菌陰性になっていました。その時だけ実家に帰って 2 晩泊まりました。その前に、母が「きょうだいのために籍を抜いてくれないか」といった手紙をくれたのです。というのは、弟が公務員になったために身元調査が厳しくて、「兄が療養所にいるのが辛い」と母に言ったそうです。「三男も、いま高校卒業前の勉強を夜中まで一生懸命しているが、次男同様にそういうことで苦しむのかと思うと、母親として辛い」と言って、私と弟たちの間で苦しんでいるようでした。きょうだいたちにも苦勞をかけました。籍は快く承諾して抜きました。しかし籍を抜いたからといって、その後の母親の愛情は変わりませんでした。母は、毎年 1 回は必ず面会に来てくれていました。うちの母ぐらい面会に来てくれた人はいないと思います。母親がいたから生きてこられたかなと思います。

母が亡くなったのは 1989（平成元）年、65 歳でした。もちろんお葬式には出席はできなかつたし、亡くなったのも知りませんでした。母は私の誕生日の前日に亡くなっていました。私の誕生日にはいつも 10 万円くらい送ってくれていたのですが、その年は 1 週間くらい前に、「明日送るからね」と住所の確認を兼ねて電話をくれました。今年はえらく早いなと思っていましたが、送って 2、3 日して倒れて亡くなったようです。姉から連絡があり、私が知ったのは初七日の法事が済み、親戚もお客も帰った後です。臨終に立ち会えず顔を見ることもできなかつたので、ここのお寺に 3 日間こもってお経の本を読んでいました。それから、それまで母から貰った 300 通くらいの手紙を、座る場所がないくらい広げて全部読みました。亡くなった実感がわきませんでした。その手紙は今ほとんど処分しましたが、昭和 31 年の除籍してくれというあの手紙は、唯一捨てられずに持っています。

## 差別の中での光明

昭和 30 年代半ばからは、外に出るのは自由ではあったけれども、常に「らい予防法」が頭をよぎっていました。熊本市内からタクシーに乗っても、「恵楓園まで」とは絶対言えなかったです。初めは「菊池方面に」と言って、近くまで来てから「恵楓園まで」と言っていました。ところが 1996（平成 8）年の予防法廃止になった途端、ストレートに「恵楓園までお願いします」と言えるようになったのは不思議です。廃止になった途端に解放されたようです。

母が面会に来るのにも、歳を取ってからは「ヒザが痛い」とよく言うので、「駅からタクシーでおいで」と言ってもやっぱり電車を乗り継いで来ていました。「お金がもったいない」とは言っていました。よく聞くと、タクシーに乗る時に「恵楓園までお願いします」というのが母親も言えなかったそうです。そういう点では、らい予防法というのは…、社会の偏見、差別、重圧は…。病気になった本人よりも、家族の方が辛かったと本当に思います。生活はあるし、近所付き合いはあるし、仕事もあります。きょうだいや母親のことを思うと本当に辛いです。

らい予防法があったころは目に見えるところ、見えないところで差別を受けていました。1965（昭和 40）年ごろだったと思いますが、3人で熊本市内の食堂に入ったことがあります。うどんを注文して、その丼をよく見たら3人とも欠けた丼だったのです。あれはショックでした。お客が療養所の人間だと分かったのでしょうか。その丼は使った後捨てたのだと思います。その時は涙が出るほど辛かったですね。それからパチンコ店では、「あんたたちには売られん」と断られたこともあります。また、私は自転車で熊本市内まで行っていたので、菊池電車にはめったに乗らなかったのですが、乗車拒否の話はよく聞きました。入所者ばかりでなく、職員も病人と間違えられて降ろされたというのを聞きました。

そんな時、1968（昭和 43）年だったか、『あつい壁』の撮影で中山節夫監督が来ました。私も担当者でお手伝いさせてもらっていて、チケットを売ったお金を水道町にある事務所に持って行ったりしていました。ある日、ちょうどお昼どきで、監督が「昼飯はまだだろう？」と言って、近くのすし屋に連れて行ってくれたことがあります。そんなふうにストレートに食事に誘ってもらったことがなかったので、大変うれしかったことを覚えています。（一般の人にとっては）当たり前のことなのでしょうが、それまでの私にとっては当たり前ではなかったのです。監督は何のこだわりもなく、ごく当たり前のように食事に誘ってくれたのです。それがすごくうれしくて感動しました。

啓発活動は長くやっていますが、最近は話を聞く人たちの理解が深くなってきたように思います。ここに見学に来る人たちは事前によく勉強しておられます。子どもたちも多く来ますが、大人たちのような差別の記憶がないから理解もより深いようです。終わって帰る時には握手を求めてきますからね。そういった子どもたちがきちんとした知識を持ってくると、偏見もなくなるかなと思います。

## 聞き取り⑦

Gさん（70歳、女性、昭和31年9月入所、入所時15歳）

聞き取り日時／2011（平成23）年3月11日

聞き取り場所／菊池恵楓園自治会事務所

### ハンセン病の感染に気付いた時期

中学2年の終わりごろでした。既に母が菊池恵楓園に入所していて、面会に行った時に、「Gは寝てばかりいる」と言われたことがあります。そのころとても眠たくて、それが症状のハシリだったのかもしれない。

高校への進学を考えていたので補講を受けていましたが、汗が異常に出るんです。住んでいた八代の田舎から街中へ出ることもありましたが、長く歩くと足が腫れて、特に足の腹が痛くなるんです。帰りには、靴を脱いで草の上を歩いていたような感じでした。

体育祭の練習後に顔が火照って真っ赤になったこともあり。30分以上、火照りがとれず、なにかおかしいなと感じていました。養護の先生から、「顔が腫れている」と言われたこともあります。熊本弁で「すかばれている」と言うのでしょうか。冬になると、しもやけがひどく、血行障害も出て、そういったことから病気を自覚しました。

八代であった健康博覧会に行った時に、展示の中にマスクをしているハンセン病患者さんの資料などがあって、後ずさりして見たことを覚えています。顔に出ていた発疹が母と同じで、“あら、母の病気かな”と思いました。それまで、恵楓園に入所した母を面会に行っても、母の病気がハンセン病と知りませんでしたから、それ以来、私の顔が真っ赤になっていると言われたりすると、母と同じ病気だと思えるようになり、そのことが一番イヤでした。

### 先に母が入所

母の入所は1951（昭和26）年7月、私は10歳、5年生でした。

八代の田舎の自宅に保健所だか役場だかから2、3人がやってきて、入所を勧めていました。毎日来ていたんじゃないかというくらいよく来ていました。当時、母も顔が腫れぼったくなっていた感じがありました。でも、「子どもたちが小さいから」と言って入所をいやがっていました。母は1916（大正5）年生まれですから、当時30歳くらいだったでしょう。時々、父と母が家の中の片隅で深刻に話していて、その様子を“なにかイヤなことが起きている”という感じで見ていました。

うちの近くにも昭和26年に入所した人がいました。26年といえば、恵楓園の1000床増床が完成したころです。「無らい県運動」と直接は関係ないと思いますが、そのころ「風が薫る恵楓園」という恵楓園のパンフレットを見たことがあります。入所者が小鳥の飼育や菊作り、バレー

ボールをしている様子が載っていて、「みんな楽しく暮らしています」といった内容でした。1000床増床を機に患者自治会が作ったものです。国の関係者がこのパンフを見て「よく出来ている」と300部増刷したことが、恵楓園の文芸誌『菊池野』に書かれています。パンフの実物が残っていればいいんですが…。

母が入所する日は、父と本家のおじが、母と10歳の私と5歳、3歳の弟をリヤカーに乗せて駅に向かいました。駅にはすでに列車が停まっています、車内は人吉球磨地方からの人が大勢乗っていました。駅のホームは予防着を着た白装束の人でいっぱい、その様子は子どもの目からは怖くて、泣いている子どもたちもいました。列車には、母と父、弟2人が乗り込み、私はおじが引くりヤカーに乗って帰りました。家に帰り着くまで泣いてばかりいたことを覚えています。

### 母入所後の様子

母の入所後に周りからいじめられるようなことはありませんでしたし、嫌われるようなこともありませんでした。農作業をしながらラジオを聴いていた人から、「きょうも黒石の人が出とったバイ」と言われることがありました。「黒石」とは恵楓園がある黒石原のことで、それだけで恵楓園の話題と分かるんですね。ラジオには「療養の時間」といったかな、そんな番組があったのです。

特に弟の担任の先生がとつても優しく接してくれたので、理由を聞いたら、「俺のオヤジも黒石におるもん」という話でした。ただ、中学生の時に同級生の男子から「あんたの母は、らいだろう。あんたも診察を受けたら」と言われたことがありました。

### 入所のきっかけ

中学を卒業したのが1956（昭和31）年春です。

それから半年間は家で農業の手伝いをしていました。5月に麦刈りをしますが、鎌を持つ右手の小指が完全に伸びないことに気付きました。麦刈りの後は田植えになります。今度は手が冷たくなり、かじかんで植えつける苗を分けることができません。その年の夏に母の実家がある佐賀へ行きましたが、そのころ“診察を受けよう、恵楓園に入ろう”と思いました。

その年の9月のことです。園に入所している母に面会した時に、「私もおかしいので、診察して」と園の医師に診てもらったところ、菌が検出されました。いったん帰宅して、父に「私も入所します」と話しました。

入所する時は、1人で八代からバス、列車、電車を乗り継いで園まで来ました。家を離れる時、父は私に何も言わず、私はただ「行くよ」とだけ言って家を出ました。2人の弟がバス停まで見送りましたが、バスが走り出すと、窓から2人の姿が次第に小さくなっていくのが辛かったですね。でも私は、“一生懸命に治療をすれば治る、家に帰られる”と思っていたので、その時はあまり悲観してはいませんでした。



## 園での生活

入所後は治療薬プロミンの投与がずっと続きました。後に DDS という錠剤に替わります。ただ、私はこれらの薬に対する反応が強くて神経の痛みがひどかったのです。一緒にその痛み止めの注射も続けていました。入所の前は本当に3年くらいで帰られると思っていました。でも、その後4年間は岡山県の高校に通学しましたし、身体の痛みもひどかったので、次第に社会復帰は考えられなくなりました。

9月に入所して、高校に進学するまでの半年間は恵楓園の一般寮にいました。男女別の建物でひと部屋12畳に3人です。母と一緒に住めませんでした。同じ寮でしたが、母と隣の部屋で暮らしました。親子で入所している人もいましたが、みんな同じ部屋ではありませんでした。

寮では社会復帰のための講座も開かれ、女性は和洋裁などを習っていました。教えるのは園の職員が多かったです。

## 念願の高校進学

岡山県にある長島愛生園内の邑久高校新良田教室へ進学したいと思い、母と同じ寮にいる女性から参考書を借りて、中学3年の授業を聴講しました。聴講をしている子は私の他にはいませんでした。試験は恵楓園であり合格。岡山に着いた時に恵楓園の籍を抜いて、高校がある愛生園の人間になったんですよ。入所者への国からの援助の関係などがあつたんでしょう。

熊本から岡山へ行くのは貸切列車でした。今思えば、それも差別的ですね。

高校は1クラス30人で、4年制です。私たちは3期生でした。ただ、私たち1年生は31人いたんです。それは、東京から父に「旅行に行く」とだまされて連れて来られた生徒がいましたから。生徒は全国から来ていて、おかげで全国に知人ができました。

学校の授業は普通に行われましたが、先生は白い予防着に帽子姿でした。そして、4年間で1度も職員室に入りませんでした。職員室の先生に用事がある時には呼び鈴を押すんです。先生はシャワーを浴びて帰宅していました。生徒の私たちに病気があるんですから、（帽子など）外してほしいとは思わなかったですね。病気が他の人にうつることはないと分かっているけど、まだそんな状況でした。

卒業後、20人くらいは社会復帰したと思います。私は身体も弱かったし、母が恵楓園にいたこともあって園に戻ることにして、1961（昭和36）年の1月、20歳になって戻ってきました。

実は高校に在学中から、園内の文芸誌『菊池野』で働かないかという誘いがありました。私が作文好きで園内誌などに投稿、入選していたのを知ってのことでしょう、編集部のポストを一つ空けてあったそうです。恵楓園に戻りすぐに『菊池野』の編集部員となりました。当時は園内に印刷所がありました。編集部は編集長と部員の書記が2人。1年交代でしたが、私は1年ごとに更新の手続きをして長く続け、1989（平成元）年に編集長になりました。

ただ、次第に私のことを弟たちが気にするようになりました。弟が勤めている自動車整備工場に、（恵楓園と隣接する）再春荘療養所の車がやってきて、何かの拍子にプロパンが爆発したんだそうです。働いていた人がやけどで水膨れができたのを見た誰かが、「らい病のようになったみたい」と言ったのを聞いて、気にするようになりました。以来、弟は昼間にはあまり面会に来なくなりました。

#### 恋愛結婚後に夫婦寮へ

結婚は1970（昭和45）年です。

恋愛結婚でしたが、母がなかなかウンと言わなかったのです。夫は10年間くらい結核病棟にいたので、「もっと元気な人を」といった願いがあったのでしょうか。確かに胸板なんか薄いですもの。2年近く過ぎて、「しょんなかタイ」と納得したんです。結婚したら園内の夫婦寮に入りました。入寮前に「今回は〇〇夫妻が入寮を希望しているがどうか」という話が寮内で諮られたそうです。ええ、希望の部屋を選ぶことができました。

#### 妊娠中絶を経験

優生施策のことですが、当時、男性の断種手術はしていませんでした。妊娠が分かったら女性が中絶手術を受けます。妊娠に気付いたのは1972（昭和47）年。受診すると、「来週には手術をしますので、同意をしてください」と書類を渡されました。それが、わら半紙にガリ版刷りのなんとも粗末な用紙で。署名、捺印をしましたが、“しょうがないのかな”という思いでした。一緒に避妊手術も勧められましたが、断りました。なぜなら希望を持って生きていきたいから。

手術後は入院することもなく、その日のうちに帰宅。すると、母が赤飯を炊いて待っていたんです。“妊娠中絶をしてきたばかりなのに”、と気持ちは複雑でしたが、「おろした子どもでも、女だから生まれたことにせにゃいかん」と言っていました。30歳になっていたかな。

後に中絶のカルテの開示請求をしました。夫の断種のカルテはありませんでしたが、中絶の方がありました。前にも触れましたが、避妊手術については「本人希望せず」とありました。中絶を受け入れない選択肢もあるにはありました。私の後、沖縄出身の女性が恵楓園で妊娠、そのまま沖縄に帰り社会復帰したそうです。でも、私の周りにはみんな中絶をしていました。

#### 1996（平成8）年、らい予防法廃止

らい予防法が廃止になったのは平成8年のことです。

それから私たちの生活も園内の環境も大きく変わりました。いちばん良かったのは、園外に出る時に外出証明書を持ち歩かなくてよくなったことです。廃止以前は、パチンコ店に行った人が、

店の人から「許可はもらって来たな」と言われた話などを聞きました。私も常にいざとなったらそれを出さなくてはならないという気持ちがありましたから。

そういった環境ですから、以前は恵楓園にも巡視がいました。私は、つかまることはありませんでしたが、追っかけられたことはありました。今の農業公園のある一帯でクリ拾いをしていた時、見つかって「帰りなさい」と言われたことを覚えています。巡視は私が15、6歳のころ、1958（昭和33）年か1959（昭和34）年まではいました。

ただ、予防法が廃止になって、「みんな園を出なきゃいけないんじゃないか」、「出た後、自分たちを誰が引き取るというのか」という話も持ち上がったようです。園外での生活を選んだ人もいますが、私は母が存命だったこともあり、それはありませんでした。

#### らい予防法違憲国家賠償訴訟について

熊本地裁への提訴が1998（平成10）年、勝訴判決が出たのが2001（平成13）年です。

私は、ハンセン病の姉がいるということが弟の周囲にバレたら困るので、原告にはなっていません。実際は名前が出ることはなく原告番号だけで済んだのですけどね。裁判を支援する気持ちはありましたから、ずっと傍聴しました。勝った時は、そりゃあうれしかったです。

園内では提訴時、原告たちが排斥されるようなところもあり、辛い思いもされていました。鹿児島から原告参加している方々は、裁判が終わった後、夜に鹿児島まで帰られていました。恵楓園に泊まればいいのと思ったのですが、園全体では裁判に反対だったので、それはできなかったんですね。マスコミや裁判を支援する関係者も泊まれませんでした。ホント、勝って良かったです。

#### 温泉旅館の宿泊拒否で大きな問題に

黒川の温泉ホテルの宿泊拒否問題が起きたのは、判決から2年後のこと。判決後は啓発活動も盛んにされていたのですが、この問題でらい予防法廃止が改めて注目されることになりました。拒否の姿勢が分かりすぐに抗議をしましたが、ホテル支配人はハンセン病のことをよく知りませんでした。“もっともっと啓発活動に力を入れなきゃ”と思いましたね。

問題が明らかになってからというもの、偏見と差別に満ちた電話は鳴りっぱなし。手紙も次から次に、気分が悪くなるほど届きました。“人間はここまで悪く考えることができるのか”と思いました。特に、夫の故郷で起きたことだけに辛い思いもありました。一泊旅行は県の「ふるさと訪問事業」です。といっても、実家まで里帰りして土を踏むわけではありません。夫は20年以上、訪問先に黒川を希望していましたから、気持ちをへし折られて辛かったです。

もちろん、私たちを応援するメッセージも多く届きました。特に子どもたちからのメッセージは力になりました。そういう気持ちが若い人から広がっていけば、ハンセン病に限らず、多くの偏見や差別もなくなっていくと思います。

## 故郷への変わらぬ愛慕

私は、小中学校時代の友達との交流は全くありません。

特に嫌われることもなかったのですが、（平成7年に）父が亡くなってから故郷に帰ったことはありません。弟も故郷の家を出ていますから帰る場所もないんです。以前、50年ぶりにいどこに会ったことがあり、「墓参りに来たら寄って」と言ってくれましたが、行っていません。通った学校にも行きたい、おしゃべりもしたいけど、行っていません。

昨年（平成22年）、本を出しました。故郷のだれにも渡していません。熊日マイブック賞までいただきましたが、名前が違う（本名を使っていない）から、いいかなと思っています。ただ、表紙に中学時代の写真を使っていますから、本が故郷で出回ったらイヤだと思うだけです。

『菊池野』などにある作品を読んで、いとこのお嫁さんは、“Gさんじゃないかな”とっているようです。このいとこの家には行くことができますが、他には行けません。今は、行ってあげよかったという思いがあります。弟たちも、子どもや孫たちまでには何も話すことができません。そのことは寂しいです。

## 継続的な啓発活動の推進を

園内で無らい県運動の話をして直接聞いたことはありません。でも、妊娠中に入所した人もいましたし、列車に乗ってきた親子4、5人全員が入所したこともありました。私の場合も、強制的ではありませんでしたが、自宅に保健所の方がしょっちゅうやって来ていて、園に入所せざるを得ないような雰囲気だったと思います。

どこの地区に誰がいて、というふうにハンセン病の患者をシラミつぶしに調べ上げた時代がありました。そういった無らい県運動は誤りだったと言ってほしいです。そして今日、ハンセン病の啓発活動も粘り強く続けてほしいと願います。これからも温泉旅館の宿泊拒否といったことが急に起きてしまいかねません。県も一時、各地でハンセン病資料展を開いていましたが、今は聞きません。継続的に開くことが大切だと思います。

## 聞き取り⑧

Hさん（82歳、男性、昭和24年入所、入所時21歳）

聞き取り日時／2011（平成23）年3月17日

聞き取り場所／非公開

### 兄のすすめで受診、そして発病の宣告

炭坑に勤めに出ていたころから眉毛が抜けていたのですが、そのころはまだ自分がハンセン病であるとは気付いていませんでした。職場で黒石原に菊池恵楓園があるという話を聞いた時もそうです。その職場に勤めたのは1年ほど、毎日眉を描いて出勤しました。兄貴から「一度診察に行ってみたらどうか」と言われたのである大学病院に行ってみました。そこでハンセン病と分かったわけです。大学病院からすぐに村の医院に連絡をしたので、医院の方でも私が病気だということを知っていました。そこでその医院に通院して薬をもらっていました。ただし、本病の薬というわけではなく、症状を緩和するようなものだったと思います。

病気が分かってからも勤めには出ていました。それ以前に1年ほど船員として船に乗っていましたが、そのころも足はだるかったですね。アメリカ船に乗って硫黄島にも行きました。朝鮮戦争が始まる前の韓国にも行きましたよ。船にはトラックが45台乗っていて、何を積んでいるのかは知りませんでしたが、荷台には物資が満載でした。おそらく武器や弾薬だったでしょうね、朝鮮戦争前だったから。それがちょうど終戦直後の1946（昭和21）年、私が18歳の時でした。

### 入所を反対した母の痛切な思い

菊池恵楓園に入ったのは病気が分かって1年後の1949（昭和24）年、強制収容でした。村の医院の方から県に連絡が入ったようで、県の衛生課と役場の衛生係らしき人の2人が私のもとに訪ねてきました。もしかしたら恵楓園の職員だったかもしれないですね。

「園に入らなかつたら、今度は警察から来るようになる」と言われました。私としては鼻が詰まっていけないから早く入所したかったですけどね。その人たちが自宅に来て、私は裸になって針でいろいろ調べられました。その様子を、ちょうど訪ねて来た近所の娘さんが見ていました。病気のことはすぐ近所に広まってしまいましたが、もしかしたらその娘さんが近所の人に話したのかもしれないですね。だからと言って、特に近所の様子にそう変わりはありませんでしたよ。

2人が訪ねてきて入所まで時間はありました。身支度する暇もなかったという感じではないです。園の車が迎えに来て、他に女性が1人、すでに乗っていましたので、園にはその人と2人で行きました。

入所する際、母には反対されました。入所したらもう一生会えないという思いがあったのでしょう。入所後、1度だけ自宅に帰ったことがありますが、その時にはすでに母は亡くなっていたので、再会は果たせませんでした。妹とは会いましたが、兄には会えませんでした。入所者の中

には、家族にハンセン病患者である自分の存在をひた隠しにされたという人もいますが、私の場合は入所する前に近所に知られてしまったものだから、隠されたりすることはありませんでしたし、近所の人からも何か言われるということはありませんでした。今は兄も妹もすでに亡くなり、弟がいるだけ。毎年、年賀状のやりとりはしています。

## プロミン治療の効果

プロミン治療を始めたのは入所して2カ月後ぐらいから、1949（昭和24）年のことです。最初は園の方から、プロミンの治療希望者10人を募りました。プロミンの成績が良かった（効果が高かった）ものだから、その後30人を追加で募りました。その中に私も選ばれたので、治療を始めることができました。そうしたところ、すぐに鼻づまりは治まってしまい、病状も落ち着きました。

それから他県の療養所に1年ほど行って、また恵楓園に帰り、1953（昭和28）年に現在の場所に移りました。恵楓園で同じ寮にいた人から、「若くて元気なうちによその療養所にも行った方がいい」と言われたのがきっかけです。療養所は全国にありましたから、それでまず、その人について他の療養所に移ったわけです。

しかし、元気になったからと言って、自宅に帰ろうとは思いませんでした。臨時ですがこちらで土木作業などの仕事もしていましたし、1年後には結婚もしましたしね。

病気をしたことによって人生がガラリと変わりました。療養所への入所勧奨のため、役場から自宅に1週間おきぐらいに係の人が来ましたし、入所する際に「2～3年すれば良くなるから」と言われていましたが、入所してから家に再び帰るといった気持ちはなくなりました。私が病気であることが近所にも知れてからは、なんとなく村にもいづらかったですし、仕事もできなくなりました。病気が分かったころにはまだ手に症状は出ていなかったのですが、仕事をしすぎてこんなにふうに（不自由に）なりました。

## 24畳に5人の共同生活

恵楓園に入所した1949（昭和24）年ごろは、まだ巡視の目が厳しかったんですよ。警官上がりの人が巡視をしていたので、内緒で塀を乗り越えて外出したこともありますよ。それ以前には強制収容で連れて来られた人もいますね。ただ、収容時にひどいことをされたという話はあまり聞いたことがありません。

その後こちらに移ってきたわけですが、当時700人ほどの入所者が今ではもう102人。こちらに移ってきた当時、食べ物は良かったですね。しかし、働かないことには何も買えないから、小遣いを稼ぐために一生懸命仕事をしました。家からの送金はなかったので、ラジオを買うにしろ何を買うにしろ自分で稼がなければいけなかったのです。

当時は24畳の部屋に5人が雑魚寝するような住居環境でした。結婚してからは4組の夫婦が

一部屋に住みました。個室になったのは1年ぐらい経ってから。夫婦のどちらかが亡くなったら夫婦室から出ていくという決まりがあり、空きが出たら順番に入居していました。

根本的な問題は一般社会との交流断絶

今振り返れば、発病して眉毛が抜ける前に入所して治療を受けていたらよかったと思います。現在、過去のハンセン病患者の強制収容が議論されていますが、私は強制収容でかえって良かったと思います。そうでもしないときちんとした治療を受けられなかったし、自分から率先して入所するようなことはなかったから。

国賠訴訟にはこちらの原告団の1人として参加しました。隔離政策の問題点の1つは、自由に外出できなかったことです。入所して治療できたことは良かったのですが、一般社会とハンセン病患者を完全に分け交流を断絶させてしまった、そこに問題があったと考えています。ハンセン病は治る病気であるにもかかわらず、何か特殊な病気であるかのような印象を与えましたから。

国賠訴訟後は園外から多くの人を訪れるようになり、園の雰囲気もずいぶん変わりました。こうやって園外の人と話せるようにもなりましたね。

## 聞き取り⑨

Iさん（94歳、男性、昭和16年7月30日入所、入所時25歳）

聞き取り日時／2011（平成23）年3月29日

聞き取り場所／非公開

### 中国大陸の戦地で発病

私は20歳の時に入隊し中国大陸に5年派兵されました。そのころハンセン病を発病しました。

体のある部分に感覚がないところがあったので、軍医に診てもらったところ、診察した軍医は腕組みをして「う～ん」とうなり考えているような様子で、なぜ軍医がこのような態度を取ったのかびっくりしました。そして具体的な病名を告げられなかったことで、頭が真っ白になりました。また、診察を終えた軍医が聴診器や両腕までクレゾール液の中に入れて洗っていたので、“どうしてかな”と思いました。カルテに書かれていたのは症状だけ、病名の記述はなかったようです。

「らい」という病名を初めて告げられたのは、当時、熊本市健軍にあった陸軍病院を退院する時でした。そこで初めて、「私の病気はこんな病気だったのか」と知りました。その後、転院を繰り返しました。赤痢の患者と一緒に部屋に閉じ込められ、食事はおもゆだけの時もありました。今考えれば、あのような環境でよく赤痢が感染しなかったものだと思います。私は普段通り元気であったのですが、カルテが横文字で書いてあったためか、付き添いの衛生兵がそのカルテを読めなかったのか、私の病気がかなり悪いものと思われ、赤痢患者と一緒に部屋に隔離されたのだと思います。私と同室の赤痢患者が毎日のように亡くなっていました。看護婦さんが来て「横に寝ていて怖かったですよ」と気遣ってくれましたが、私は「戦地では戦死者を扱っているから怖いことはないですよ」と答えたりしていました。

### 「しばらく旅行に行く」と入所

陸軍病院に半年ほど入院した後、軍医は私を菊池恵楓園に連れて行きました。ところが恵楓園は満床で新規の入所者は受け入れられないということ。入所できなければ自分はどのような生き方をしたらいいのかと思案しながらも、実家に帰って療養することになりました。父親はすでに亡くなっており、母親と、離婚して子どもと一緒に帰ってきている姉を合わせて4人で暮らしていましたが、私の病気のことには母親以外、家族にも近所の人にも秘密にしてありました。

実家で2カ月ほど過ごしましたある日、陸軍病院で入院していた友人から「自宅で療養しているようなら、私が入所している園に来ないか」と便りが来ました。それで、自分の意思でこちらの園に入所することにしました。自由入院です。病院のことは母親以外には知らせませんでした。そのため、家族や近所の人には「しばらく旅行に行ってくる」と言って家を出ました。母親は「行



くな、行くな」と言いながら途中まで付き添ってきました。その際、新市街にあった写真館に立ち寄り、母親と2人で写真を撮りました。兵役当時もらった勲章を記念にと思い服に着けたところ、写真場のご主人が「この人は勲章をもらった人だ」と他の従業員に呼びかけ、私に親切な言葉をかけてもらった覚えがあります。

園にはほぼ体一つで入所しました。1941（昭和16）年7月30日、私が25歳の時でした。入所を決めたのは、病気を治すことを第一に考えたからです。入所後、私は2～3年で病気を治して退園できると思い、真面目な態度で治療を受けました。しかし、他の古い入所者からは「この病気は真面目に治療を受けても一生治らない。一生ここにいななければならない」と言われがっかりしました。その後、退院（退所）することは本当にできませんでした。

当時は警察の監視下に

入所後、母親とは手紙のやりとりだけはしましたが、姉らとは何のやりとりもしませんでした。しかし、今日では連絡を交わしています。入所して10年ぐらいして、親善交流で菊池恵楓園に行ったことがあります。そのついでに、私は母親に墓参りをしたいと連絡したら、母親から「実家に帰ってもらうのは難しい」と返信があり、実家の近くで会うことになりました。母親は姉と一緒にやって来ました。姉の長男はすでに結婚していたので、私は姉を気遣い「嫁さんには何と説明して私に会いに来たのか」と尋ねたところ、姉は「パーマに行ってくる」と家を出てきたそうです。その後、3人で墓参りをした帰り道、人影があったので母は慌てて私を連れて脇道に隠れました。私は腹を立てて「私がどんなに悪いことをしたら、人から逃げなければいけないのか」と怒ると、母は無言のまま涙を浮かべていました。その時はもう本当に情けなく感じました。

病気の私が「旅行に行ってくる」と言って突然いなくなったものだから、後日、駐在所の警察官が「息子はどこに行ったのか」と母親に尋ねに来たそうです。母親は「息子は行方不明です。その行方不明者を捜すのが警察の仕事でしょう」と答えたそうです。不思議なことに、警察は私の病名をちゃんと知っていたのです。

しかし、役場の方は私の病名（病気）を知らなかったようです。役場に「今から療養所に入ります」と言いに行ったら、係の人が「病気は治ったんでしょ、今は若い男が皆召集されて戦地に行っているの、あなたは役場に入ったらどうですか」と言ってくれました。要するに役場は警察とは異なり、私の病名（病気）のことを把握していなかったようです。

一年中休みなし 選挙権さえ与えられない生活

戦前と戦後の入所者を取り巻く変化ですが、戦前、私たちには選挙権がありませんでした。特に戦時下は園（施設）に無断で一步外に出たら巡視に捕まっていました。私も無断外出で捕まって監禁室に入れられたことがあります。大変厳しかったです。

療養所での仕事も1年中365日、病室や不自由棟の付き添いをさせられました。盆も正月も休

みはありませんでした。兵役の体験があった私は園の防衛部長という役を命じられて、防空壕掘りの責任者となりました。この手が曲がったのも一日中防空壕を掘ったからです。若くて元気な方でしたので毎日が重労働の連続でした。畑を拓き芋を栽培したりする奉仕作業では奉仕会の会長を命じられ、戦時下の自給自足の生活を維持するために、他の入所者と一緒に重労働をさせられました。毎日、つるはしを持って一生懸命やっていたものだから、夕方になると指を一本一本開かないといけなくらいに曲がっていました。そのため、病気を治すために入所したのに、かえって病状を悪化させる結果になりました。

#### プライバシーも何もなかった療養生活

1940（昭和 15）年 7 月の「本妙寺事件」のことは、陸軍病院入院中に新聞で知りました。それで直接は知りませんが、その当事者が何人かこちらにも入所してきたようで、「夜明けに襲われた」と言っていました。

私は 1941（昭和 16）年 7 月 30 日に入所したわけですが、その数日後の 8 月 5 日、熊本から 50 数名が強制収容でこの園のトラックに乗せられて入所してきました。収容する際は事前に収容日を告知して準備をさせて、収容日当日は警察官が県職員に同行して収容したと聞いています。親子きょうだい引き裂かれ、若い奥さんは子どもを抱いたまま旦那さんと泣き別れですよ。入所する 5、6 歳ぐらいの男の子が付き添いで来ていたお母さんと別れ際、泣きすぎる様子は今でも忘れることができません。

入所の際には持参の下着類まで枚数を調べていました。「〇〇（入所者名）、おこし〇枚」と記帳するわけです。若い女性にとっては本当に屈辱的だったと思います。そしてそれらの衣類を熱湯消毒するわけですが、当時の衣類は熱湯をかけたら硬くなり固まってしまう素材のものが多く、着られなくなって本当に哀れでした。

その後 1 カ月ほどした 9 月にも、同じく熊本から強制収容で 50 数名の入所者がありました。そのため熊本県人会の会員が 130 人ぐらいとなりました。それからしばらくして、後で入ってきた強制収容者が、「早く（故郷へ）帰りたい」と私の所に相談に来ました。一部の入所者の中には無断で故郷に帰ってしまった人もいました。ここは何の囲い（壁や塀）も張り巡らされておらず木が植えてあっただけで、自由に出入りができたからです。

戦前、独身のころは 12 畳の部屋に 8 人が住んでいました。結婚してからは 12 畳の部屋に 4 夫婦が入っていました。部屋には何の仕切りもなく、それぞれに与えられていた（置かれていた）火鉢が境界線代わりになっていました。そのことで若い医者と議論したことがありますよ。医者が「あのような大部屋の狭い部屋で夫婦生活ができるなんて考えられない」と言うものだから、私は「あんた方が夫婦舎を造ってくれないから、こんな生活をしなければならない。園の外で普通の生活をしていたら、箆笥のきしむ音でも気兼ねして生活したでしょう。それがここではできない。早く夫婦舎を造ってほしい」と反論しました。それに対して医者は「予算がない」とか何とか答えたと思います。

夫婦舎が出来た時、入居の条件は「断種」でした。しかし、私は絶対断種をしませんでした。ある日、事務所に行った時、園の職員が「あなたは断種がまだだったでしょう。断種しても夫婦生活には関係ないですよ。先生方（医師）の都合のいい時を伺って、切って（手術をして）もらいなさい」と言いました。私は「何で私が先生の都合を伺わなければならないのですか、私に用事があったら、先生の方から私の都合を聞いてやってくるのが当たり前でしょ」と反論しました。

1944（昭和 19）年に結婚した時、すぐ役場に行き入籍届けを出しました。そして園長先生に婚姻届を示して、「ここでは園長権限が与えられているんですが、私たちは国家が認めた夫婦です」と告げ、断種をせずに夫婦舎に入りました。

なぜ、強制隔離を継続したのか

治療は熱心に受けました。ある時、園長先生の回診で「あなたは何年か前には菌が検出されていたが、今はなくなったね」と言われたことがありました。付き添っていた婦長さんが、「この方だけは真面目に治療を受けていますよ。注射を怠けたことはありません」と、園長先生に言って先生を納得させてくれました。五体満足だから、故郷に帰った際には銭湯にも行っていました。

でも元気になったからといって、園から外に出たい（退所したい）とは思いませんでした。戦後、母親が「帰郷しないか」と言っていました。私はそれを断って「この園を守るのだ」という思いでがんばりました。新しい世の中に出ることより、ここの園の不自由な人たちを守るために役割を果たしたいと思いました。それで歴代の園長とは入所者の待遇改善をめぐってだいぶ議論をしました。また、私は傷痍軍人でもあったので、傷痍軍人活動を相当やりました。

らい予防法の廃止後、熊本で国賠訴訟が起りましたが原告団には参加しませんでした。アドバイスはいろいろしましたが、自らが進んで関わることはありませんでした。

当時の強制収容のやり方については、その背景には当時の社会状況も影響したと思います。偏見とか差別があったのは仕方なかったかもしれませんが、不審に思うことは、なぜ行政より警察がハンセン病患者の強制収容に関わっていたかということです。戦後そのような事情は一変したものの、治療薬プロミンの出現以後、ハンセン病は治る病気になったにもかかわらず、らい予防法は廃止されず隔離が続きました。国際的な機関から「日本はいつまで強制隔離をしているのか」という指摘があっていたそうですが、私もなぜ強制隔離を続けなければならないのかと疑問を感じていました。

戦前からずっと「隔離は必要ない」と唱えていた小笠原さんという医師がいました。私は彼の考えに敬服していましたが、世論からは袋叩きにあったそうです。隔離が長く続けられたことは大変残念なことです。

温かく迎え入れてくれた家族・隣人

1976（昭和 51）年に母が亡くなった後、「もう俺は隠れていないぞ」と宣言し、故郷に帰ってみました。甥の嫁は「おじさんは他県で商売でもしているのかと思っていました。療養所にいるなら見舞いに行かないといけない」と、私を温かく迎えてくれました。また、懐かしい故郷の人々も温かく接してくれて、偏見や差別などは感じませんでした。案外、残された家族も苦労はしていなかったようでした。

甥の嫁は私の病気のことをよく理解してくれており、「私はおじさんのことを秘密にはしませんよ」と言って、嫁が亡くなる 10 年ほど前まで毎年、近所の人を伴って園を訪れてくれました。そのため私が良い所に住んでいると故郷の人の間にも広がり、帰郷するたびに歓待されました。それでずいぶん気が楽になりました。また最近では「毎日のようにテレビや新聞に出ていますね」とも言われています。

私の母親から古い教育を受けていたのか、甥はなかなか私に会いに来てくれませんでした。ある年、甥の嫁が甥を伴って面会に来てくれました。甥の第一声は「おじさん、（肌が）きれいになりましたね」でした。そして、面会に来なかったことを詫びてくれました。

とにかく、この病気になってから人と会うのがいちばん怖かったですね。なぜ見かけや外見が悪いだけで不公平な扱いを受けなければならなかったのか、差別を受けなければならないのか。人は美しいものにあこがれますが、私たちみたいに手足が不自由になっても人並みに見てもらいたいという思いがあります。今でもまだまだ偏見は残っていると思いますから。見かけで人を評価しないことですね。

## 聞き取り⑩

Jさん（73歳、女性、昭和24年5月17日入所／カルテには「5月18日入所と記載」、入所時12歳）

聞き取り日時／2011（平成23）年6月20日

聞き取り場所／菊池恵楓園自室

学校から親に渡された手紙「しばらく学校を休んでほしい」

小学校入学前、私の手足にはよくおでき（腫れ物）ができており、これが病気の始めではないかと思っていますが、その原因は今でもよく分かりません。小学2年の時、学校の足洗い場で滑って転び、額を切ったことがありました。それで病院で傷口を縫ってもらい、後日、傷が治り包帯を外してみたら眉毛が無くなっていました。驚いた祖母は再び私を病院に連れて行きました。医師は「それは薬焼けだから、大丈夫」と言いましたが、その後、眉毛が生えることはありませんでした。だから、既にこのころにはハンセン病にかかっていたのではないかと思っています。

そのころ家族は私を養女にしてくれたお婆と祖母の3人暮らしで、父は既に離婚していませんでした。

当時は眉毛が抜けたら（ハンセン病なので）「一緒に遊ぶな」などと、いろいろと言われており、あまり学校へ行きたくなかったですね。また学校へ行っても、うその理由を言って早退していました。また、わが家で近くの子どもたちと一緒に遊んでいたら、その子の親が連れ戻しに来たりしていました。親は自分の子に病気が感染するのではないかと怖かったのでしょうね。私の生まれた地区は、そんなにハンセン病を嫌う所ではなかったのですが。その後、3年生の1学期まではどうにか学校に登校しましたが、学校から「しばらく学校を休んでほしい」という親宛ての手紙を持たされ、行かなくなりました。

1949（昭和24）年の正月ごろから顔が腫れてきて、症状が目立つようになってきたと思います。私一人で家で遊んでいるところに熊本県の衛生課の方が来て、「（専門の）病院があるから（診察に）行きませんか」と言われました。多分、県には私の症状のことで投書かなんかが寄せられたからやって来たのだらうと思っています。その日、親は田んぼで農作業をしていたと思います。

3回目の訪問の時、私は「学校もあるし友達もいっぱいいるし」と拒みましたが、県の方は「注射して（良くなれば）3年して帰れるよ」と言われ、ついに私は「行ってみましようかね」と同意しました。そうしたら県の担当者は外で農作業をしている親を探しに行きました。その晩、親から「今日は誰か来らしたろ」と聞かれ、私は「病院に行こうと、何べんも来なはったよ」とこれまでの経緯を説明し、初めて私の入所のことで家族と話し合いました。それまでは、親は毎日の農作業でクタクタに疲れて帰宅し、夕食後は風呂に入ってすぐ寝るといった生活の繰り返しでしたから、日常的に親子で何かを話題にして話し合うことなんか、ほとんどありませんでしたから。

祖母は入所に反対しましたが、親族には幼い子もおり、例えば私の病気がその子に感染して私

のような病気になったらなどと気遣って、入所することに同意したことを親に告げました。

入所日には菊池恵楓園から医師と看護婦さんと運転手さんの3人がトラックでやって来ました。トラックに乗るためには自宅から大きな通りまで出なければならなかったのですが、うわさかなんかを聞いたのか近所の人がいっぱい並んでおり、「がんばって行っておいでね」と声をかけてくれました。また、餞別などももらいました。それで、私と付き添いのおばがトラックの荷台に乗って入所しました。

入所の翌日に園長先生の診察がありました。付き添ってきたおばは、私が園の生活に慣れるまでと言って児童寮（少女寮）に1週間泊まってくれました。当時、児童寮には中学3年の人を含め12~13人の子どもたちがあり、「お父さん」「お母さん」と呼んでいた係の人が世話をしてくれていました。

### プロミンの副作用に苦しむ

入所した最初の日には面会所で寝ましたが、翌日、少女寮に連れて行かれた時、その入所者は皆病気であることが分からないほどきれいで、私だけ症状がひどかったですね。それで、付き添ってきたおばに、「私はここ（少女寮）で、除け者にされないだろうか」と言ったことを今でも覚えています。その時は、私一人が除け者にされることがいちばん怖かったのです。だから、おばが泊まってくれたのだと思います。でも、実際にそうされることはありませんでした。それはお父さん、お母さんの教育が良かったからでしょうね。寮は家族的で、年上の人を「〇〇姉さん」、年下の人を「〇〇ちゃん」と皆が呼んでいました。

園での治療は大風子油から始まりました。既にプロミンもありましたが、量が少なく全体に行き渡らなかったため、くじ引きで当たった患者から投与が行われていました。私は半年ほど大風子油で治療をして、その後プロミンとなりました。投与は小さい私たちでも大人と同じ量で1回に5mgもあり、注射が終わったら、皆倒れそうになり「ゲエゲエ」と吐きながら寮へと帰って行きました。

私にはプロミンがよく効いたのか、顔の腫れがみるみるうちに引いて良くなりました。またプロミンでらい菌も私から消えたと思っています。でも神経痛は残りました。患者はほとんどが副作用で手足の筋肉が細くなってあまり自由が利かなくなり、麻痺や神経痛に苦しみました。それでもプロミンの治療には泣きながらでも耐えました。治療を嫌がっていた私は、看護婦らから「（プロミンを投与しないと）死ぬよ！」と言われたことがあり、“このまま死んでもいい”と思うほど本当に辛い時期がありました。

プロミンの投与で顔の腫れがひいた時、おばは私を一度里帰りさせて近所の人に病気が良くなったことを見せたいという気持ちがあったようです。しかし「里心がわいて、園に戻りたくない」と言うのではないかと案じて、結局、園の学校を卒業するまで里帰りは1度もできませんでした。1952（昭和27）年、祖母が亡くなりましたが、本当はその時、実家に帰りたかったですね。

当時、園内の小学校は男女各12~13人の計26~27人で、1~3年生、4~5年生が一緒に、そ

れに 6 年生というクラス編制でした。しかし中学校では児童寮を拡張したためか 1、2 年生がそれぞれ 30 人、3 年生は 60 人もいました。病気で入所した子どもより患者の親と連れ立って入所した子どもの方が多かったからでしょう。後では、園内の先生に加えて小中学校とも外部から 1 人ずつやって来て教えていました。また卒業式も本校から校長先生らがやって来て執り行うようになりました。町の小中学校の「分校」ということになったからだと思います。私は 1954（昭和 29）年、1 年遅れで中学校を卒業しました。

#### 心が休まった実家への帰郷

1945（昭和 20）年後半、当時は国全体がまだまだ貧しかったでしょうけど、園の施設も設備も貧弱で、冬は寮の中でも隙間風が吹いてきたりして寒くて寒くて、着る物も冬の下着も何も持っていないでなかなか寝付けませんでした。皆は外でバレーボールなんかしていましたが、私は体が弱く神経痛もひどかったのでスポーツはできませんでした。それで寮母さんから短歌をすすめられました。それが短歌の始まりです。また、指先が不自由でもかぎ針で編み物をすることができました。そのようなことが楽しみの一つでした。昭和 30 年代になると、園の公会堂にテレビも設置され、映画も定期的に上映されるようになりました。鶴田浩二と岸恵子が出演した「ハワイの夜」（昭和 28 年）という映画は、ラブシーンがあるため子どもたちは見てはいけないということになりましたが、中学 3 年生の男子は「どうしても見る」と言っていたのを覚えています。

園での食事ですが、入所当時、昼はカライモなどの代用食が中心でした。施設の板張りの床に食膳がコの字形に据えられていました。コの字の外に下級生が座り、中に上級生が座りお給仕していました。炊事場からリヤカーで運ばれてきたご飯はおひつに入れてあり、お汁はバケツに入れてありました。食事後は炊事当番の上級生が後片付けや洗い物をしていました。

昭和 29 年に中学校を卒業し、私は独身不自由寮に入りました。寮は 1 棟に 4 部屋があり、1 部屋は 12 畳で 5 人が同居していました。その中から寮長を選び生活をしました。集団生活には慣れていたつもりでしたが、年齢的にはいちばん若く新たな寮での生活に慣れるまでは、年上の人からいろいろと注意されたり叱られたりして、泣いたこともたびたびありました。

1960（昭和 35）年に年金制度ができて、最初に頂いた年金は、半年に 1 回だったか 3 カ月に 1 回だったかよく覚えていませんが、外部から公会堂に販売に来られていた銀丁デパートや亀屋さんから着物を買いました。

30 歳の時に 10 歳年上の男性と結婚しました。主人が亡くなってもう 24 年経ちますが、主人はとても良い人で、気が短い私をよくみてくれました。

独身寮にいたころも結婚してからも実家へはちょくちょく里帰りしました。公共交通機関の利用は避けて夜遅く車で実家に向かい、1 週間ほど実家に泊まって早朝に園に戻ってくるというパターンでした。実家ではあまり外に出ず、身の回りの片付けなどをしました。特に独身寮にいたころは実家に帰ると心が休まりました。

昨今は脚が弱り電動車椅子を使っていますが、やはり車椅子に頼るより自分の脚で歩いた方が  
良いと思い、寮の廊下をできるだけ歩くように努めています。



## 聞き取り⑩

Kさん（69歳、男性、昭和32年2月1日入所、入所時15歳）

聞き取り日時／2011（平成23）年6月23日

聞き取り場所／菊池恵楓園交流荘

### 病気発見の遅れで症状が悪化

私が自分の病気を認識したのは、実はこの菊池恵楓園に来た時でした。

父は目が不自由だったために分からなかったのですが、祖父が私の歩き方がおかしいということに気付き、病院に行くように勧めてくれました。それが小学5年生のころです。右足が垂足になり、市民病院や大学病院などさまざまな病院に診察を受けに行ったのですが、どこに行っても「小児まひ」という診断結果でした。そのため、足のためにはいいだろうと思い、自宅から2kmほど離れた病院に歩いて通院し、電気治療や注射等の治療を受けていました。

1955（昭和30）年、その年に県内に初めてできた県立の小児まひの療養所に入り、足の角度を上げてクギ（医療用ボルト）で固定する治療を受けました。クギは骨がくっついた時に抜くようになっていたのですが、合計3本入れた中で1本は今でも残っています。元々、足の裏にハンセン病特有の傷があったのですが、医師は気付いてくれませんでした。感覚のない足に固定するためのクギを入れたために、足の裏の傷もひどくなりました。恵楓園に入所してから外科の先生に、「こんな手術をしたのだから傷ができるのはしょうがないよ」と言われました。のちに左足も垂足になったのですが、現在は補助具で足を固定できるので、歩行に支障はありません。

小児まひの療養所では他の子どもたちと共同生活を送ることになっていたのですが、それが可能かどうか判断するため、入所前にさまざまな聞き取りを行っていました。小児まひの症状の一つに高熱が挙げられるのですが、私にはそのような症状はありませんでした。父が「風邪程度ならあるけれど、高熱が出たり続くようなことはないですよ」と療養所の医師に話しているところを私は横で聞いていました。その医師はそこの療養所以外での診察経験がほとんどなかったために、たぶんハンセン病の知識を持っていなかったのではないかと思います。

その後、手の方も悪くなりました。当時の担当医師に、「先生、指で丸の形を作れない」と訴えたところ、「冬だからできないんだよ。春になったら大丈夫」と言われましてね。その診察をした医師が、実はその後にこの恵楓園に異動してきているんです。私が入所した当時の整形外科にその医師がおり、後にここの園長にもなりました。

祖父の付き添いで、当時入院していた小児まひの療養所から熊大の病院に行き診察を受けましたが、病気をつきとめることはできませんでした。

後日、小児まひの療養所に熊大から整形外科の教授が来られました。“いったい何の診察なんだろう”と不思議に思いましたね。その教授は恵楓園にもよく行かれていたようです。「エへへと笑ってごらん」と言われたので笑ったところ、「もういいよ」と、たったそれだけで診察は終了しました。その医師が私の病気を見つけたんです。

ハンセン病の知識を持っている医師ならば一発で病気を見抜けるんですが、知識がない医師は気付かなかった。足にハンセン病特有の傷があっても気付かなかったんですね。

それからすぐ恵楓園の医師が訪ねてきました。その時も、園から来た医師とは知らず、“どこのお医者さんなのかな”と思っていましたが、当時、私は高校受験を控えており、「診断書の都合で診てもらおう」と言われ受診しました。診察の結果、私がハンセン病であることが確実にってから、たぶん父が呼ばれて告知をされたんだと思います。面会日ではない日に見舞いに来たことがあり、その時も“何なんだろうなあ”とは思いました。

今になって思えば、私がハンセン病であると分かってから診察が変わりましたね。例えば、それまで外科治療でガーゼを交換する時にはそのまま膿盆に入れていたのですが、ある日から膿盆の上に新聞紙を敷いてその上にガーゼを置くようになりました。恵楓園に入所してから、“ガーゼ交換のやり方が変わったのはそういうことだったんだ（ハンセン病が分かったからなんだ）”と気付きました。

その後、熊大病院に入院することになり、婦長の付き添いで熊大病院に向かいました。しかし、到着後すぐ「ここには入院室がありませんから別のところに行きます」と言われて連れてこられたのが、ここ恵楓園です。恵楓園に着いてから、「親は（ここに来たことを）知っているんですか？」と尋ねたところ、「知っています。後でいらっしゃいます」と言われました。それまで私にはまったく病名が知らされなかったのです。

ハンセン病の知識がある先生が診察していれば

小学5年生で足が悪くなった時すでに病気の症状が出ていたのだから、あのころにハンセン病の知識がある先生に診察を受けていれば、まったく運命が変わっていたでしょうね。そのころはすでにプロミンが開発されていたから、おそらく片足が悪くなるだけで済んでいただろうと思います。不必要な手術をしたりで体力を落として病状を悪化させたのでしょう。もう途中からは息ができない状態でしたから。友達が小児まひの療養所に見舞いに来て私を笑わせたりしていたのですが、それも痛い、胸を動かしても痛いんですね。友達からは「顔が歪む病気があるだろ。おまえは顔面神経痛だよ」と言われました。当時は、自分の鏡を見るような時代ではなかったから、（自分の顔の変化に）全然気付かなかったんです。たしかに、小児まひの療養所に入所した当時の写真を見ると、背筋はちゃんとしているんですね。でも、恵楓園に来るちょっと前の秋に撮った写真では背筋が少し曲がった状態になっているし、顔も歪んで腫れぼったくなくなっていました。それでも医者は分からなかったんですね、毎日一緒にいたのに。

足にハンセン病特有の傷があったし、小児まひの症状にはない知覚麻痺が私にはあったにもかかわらず、医者はハンセン病を突き止めることができませんでした。知覚麻痺があるかどうかは針一本で分かるものなんです。だから、たぶん誤診ですね。ハンセン病と診断されるまでずいぶん時間が経過したのだから、病状がさらに次の段階に進んでしまった（悪化してしまった）。小児まひの療養所は熊本県の施設でしたが、県からはそのことについて私本人はもちろん親にも

何の説明もなければお詫びもありませんでした。それどころか、施設に入っていた時の療養費を請求されると親は言っていましたから。親はたぶん県を訴えたかったでしょうけれども、そうすると（私がハンセン病療養所にいるのが）分かってしまうからできなかったんでしょうね。私としては、今思えばきちんと県としての姿勢を見せてほしかったですね。

## 二重の住民票と二枚の選挙権

恵楓園に来た時には、そんなにさびしいという気持ちはありませんでした。小児まひの療養所にいたからすでに家族とは離れていましたし、学校も療養所の分校に通っていましたから。ただ、以前の療養所にいた時に、夕方ごろになると近くを長い貨物列車が通っていたんですよ。それを見ていつも寂しい思いをしていたんですが、恵楓園でも夜休んでいる時に遠くから豊肥線の汽車の汽笛が聞こえて来て、それを聞くととても寂しくてですね。私がここに来たころはまだ外出禁止だったのですが、それでも時々抜け出して熊本市内にあるわが家に帰っていました。

中学生のころ、一度だけ巡視に見つかったことがありますよ。ちょうど園に戻ってきた時に門の前で出くわして。だからくると反対方向を向きましたね。巡視が「どこに行くのか？」と聞いてきたから、「腹がすいたら御代志に買い物に行く」と伝えると、巡視は「売店があるだろう」と言ってきました。その時は午後だったので、「売店は午前中しか開いてないから」と言い返すと、「あっそうか、困ったなあ」と。「いや、もういいです。帰ります」と言って園内に戻りました。そうしたところ、翌日に中学校に行くと、「昨晚、どこかに行ってたろ？」と先生から尋ねられ、先生と言っても入所者の先生だったから、「しょっちゅうはつかまるなよ」と言われました。園は広いし、刑務所ほど規則が厳しいわけではないから、巡視が回るタイミングによっては園外に出られるチャンスもあったわけです。とは言っても、塀があつて監禁室もあるわけだし。塀をよじ登るにもその前には深く掘られた防火水槽もありましたしね。

それと、入所してすぐにある入所者から、「名前は変えた方がいいよ」と言われました。というのが、その方は強制収容で入所されたから、近所の人にも恵楓園にいるのが知られていたんですね。そのため後日、自宅近所の婦人会が面会に来たそうなんです。自分は会いたくなかったのに、名前を尋ねて来られたものだから会わざるを得なかった、と。そういうことがあるから、私に名前を変えることを勧めたんですね。今でも時々あるんですが、慰問と称して少しの時間だけ来園した人が、後で（恵楓園の中は）ああだったこうだったと話したことが周囲に変な形で伝わり、かえって差別偏見をばらまいてしまう。別に慰問が悪いというわけではないのですが、そういうこともあるという話です。

恵楓園に入所してすぐ少年舎に入りました。少年舎は通常中学3年卒業までしかいられないのですが、入所したのは中3の2月。通常ならば1カ月しかいられなかったのですが、中学2年の2学期から通常の学校ではなく療養所の学校に行っていたので、周りから「この学校で勉強をやり直して岡山の邑久高校に進学したらどうか」という話があり、1年間少年舎に住んで学校に行きました。だから、私は中学校の卒業証書を2枚持っているんですよ、小児まひの療養所内に

あった中学校のこここの中学校のとですね。前者の分は親の方に送られたので私は知りませんでした。

実は住所も2つあったんですよ。入所した時、ここで勝手に役場に届け出て作っているんですよ。だから、うちの住所とこの住所の2つあったんです。つい最近まで、両方に選挙権（投票所入場券）が届いていました。うちの弟が家を建てる時に、親の扶養から外す手続きをした際に初めて二重に住所があることが分かりました。それで熊本市からは抜いてもらいました。その時から選挙権は1つになりました。入所した時に勝手にここの住所にして役場に届けるといふことは結構あったみたいですね。

少年舎での生活ですが、足に傷があったために他の皆と十分には生活できなかったですね。学校も3分の1ぐらいは休んでいました。高校にも行くには行ったんですけども、足の調子が悪くて途中で入院したので、休学してこちらに帰ってきました。それからそのまま岡山には帰らなかったですね。結局、岡山には1年半ほどいたんですが、学校に行ったのは3カ月、ほとんど入院していました。

通常の歩行はかかとを着いてからつま先で蹴る形ですよ。でも垂足の人が使えるのはつま先だけ、極端に言えばつま先立ちで歩行をしているようなものなんです。しかも足首を固定する手術を受けていたから足首が曲がらない、だからつま先だけで蹴るような歩き方です。そのような歩き方だから、以前からある傷が悪化する、でも痛くないから歩く、歩くと悪化する、悪くなっても痛くないから無理がきくでしょ。だからまた歩く、そして傷がさらに悪化する、その繰り返しでした。だから、途中で考えたことがあったんです。傷を治すためにはずっと寝たままでもいいのだけれども、一生それでいいのか、それとも歩いても痛くないんだから少々傷が悪化してもいいから歩くのか。出した結論は後者でした。だから、高校のころはほとんど入院していましたが、こちらに帰ってきてからは動き回るようになりました。若い時はどうしても動き回りたものだから。

#### 退所の可能性が消え将来への希望も消えた

こちらに帰ってきてからは病気の治療に専念するはずだったのですが、すぐに園内作業が待っていました。「人手が足りないから臨時で出てほしい」とのことで、数年後には園内の印刷所で働くようになりました。

その後、体が無菌状態になり退所の話が持ち上がりました。そのため当時の田尻園長の診断を仰いだところ、「君は出ない方がいいだろう」と言われましてね。病気の型とかそういうものが原因だと思います。その後は、治療に対しても少しやる気がなくなりました。何年か前になりますが、カルテを見た先生が「ここだけ空白がある（治療を受けていない期間がある）」と言われて、何でだろうと…。自分でも忘れていたんですね。よくよく考えて、“あっそうだ、あの時園長から退園しない方がいいと言われて、やる気がなくなったんだ”と思い出しました。もうここ（園内）で遊んどこうとか、将来、弟たちが結婚することになっても自分は式に出られないんだとか、

いろいろ考え思い悩むのがイヤで、そのころ希望というものをほとんどなくしていました。それまで体が回復して退園するのは当然のこととっていたし、ごくわずかですが退園する人もいましたから、そこに望みを持っていたし、退園後のために車の免許も取っていたわけですからね。

#### 病名も告げられないままの入所

強制収容の話になりますけど、何をもって強制収容と捉えるかによって意味合いが違ってくると思います。強引に手錠をかけてでも引っ張ってきたのを強制収容と捉えるか否か。例えば、私が小児まひの療養所にいたころ、風邪をひけばそこで治療を受けられた。でもハンセン病の場合は治療する場所がここしかない。だから入所せざるを得ない状況に国がしていたということ自体、私は強制収容だと思います。ハンセン病と分かれば、何も考えずにここに収容してしまう。私が入所した1957(昭和32)年当時はすでにプロミンも開発されて外部での治療も可能だったのに、らい予防法が続いていたために、国の主導でここでしか治療が受けられないシステムになっていました。

私の場合、病名も告げられずに、熊大病院からどこのものか分からないバスに乗せられてここに連れてこられました。実は恵楓園のバスだったんですけども、たしか園の名前などは書かれてなかったと思います。「恵楓園」と書かれていてもたぶん分からなかったと思います。当時は恵楓園という名前そのものを知らなかったから。でも、バスに乗った時に「何かおかしいな」とは思ったんですよ。「もしかするとこれで熊本市内も見納めになるんじゃないか」という気がしていました。

#### きょうだいの子や孫に辛い思いをさせたくない

いちばん辛かったのはきょうだいの結婚にまつわる出来事でした。妹に結婚話があった際、相手側が私のことを調べて破談になったということを知ったことがあります。妹から直接は聞いていないけど…、聞きづらいんですよ。近くには住んでいるのですが、お互いに聞きづらいし言いづらい。園内でのことよりも、そういった園外で起きたことの方が辛かった。今では弟が孫を連れて遊びに来たり、盆正月は帰省して両親の墓参りに行っています。でも、両親が生きていたころは、弟の嫁に私のことを伝えてはいなかったようです。だから、嫁から「お兄さんはどこにいるんですか？」と聞かれずいぶん困ったそうです。

国賠訴訟前に私のことをどうしても話さなければいけない事情ができたので嫁に話したそうですが、なんということではなかったとのことで、それから双方行き来できるようになりました。しかし、国賠訴訟前に母はすでに他界していたし、父もほとんど意識がない状態になっていましたから、勝訴したことを伝えることは叶いませんでした。

父が元気だったころ、一度だけ私に「(自分がハンセン病療養所にいることを) 周りに言ってもいいんじゃないか」と言ったことがあります。でも、私は「(親である) あなたたちはいいよ。」

でも、きょうだいには子どもや孫がいるんだよ。いどこにも。だから伝えない方がいい」と言って、思いとどまらせました。弟の子どもや孫に辛い思いをさせたくないという気持ちがありました。

#### 強制収容で断ち切られた大切な絆

時代がそうだったとはいえ、当時は国がやることに対して県は何でも追随してしまった、県だけじゃなく学校の先生だってそうですよ。小児まひの療養所の関係者も一度だってここに見舞いに来たことはなかったんですから。小児まひの療養所にいた友達から自宅の方に手紙が届きましたが、その返事も書けませんでした。そういった人たちに今さらここにいるなんて知らせられないですよ。恵楓園に入所する前に築き上げた人間関係、絆を完全に断ち切られてしまったのですから。国の言うことを鵜呑みにすると、このような事態を引き起こしてしまう。もっと一人ひとり考えてモノを言う世の中になればいいと思います。

恵楓園の将来構想の一つとして、園内に保育園を誘致するという話がありますね。園では 69 歳になる私が若い方なんです。だから保育園ができて子どもたちの笑い声が響くようになれば、園も活気づくと思います。実は、恵楓園の支援（ボランティア）に入っている方の子どもさんと交流がありまして、親に用事がある時には私が代わりに保育園に迎えに行ったりしています。そのように小さいころから親しくすることによって、子どもたちがハンセン病に対して正しい知識を得ることができると思っています。子どもは心が真っ白だから話したことがストレートに入っていく、だからすぐに理解してくれます。大人はどうしてもそれまで培った知識や先入観を打ち消すのに時間がかかったり打ち消せなかったりするから、その結果偏見があったりするんですよ。

## 聞き取り⑫

Lさん（82歳、男性）

聞き取り日時／2011（平成23）年6月24日

聞き取り場所／菊池恵楓園入所者自治会事務所

### 化膿した傷の診察から発病が判明

私がハンセン病にかかったのではないかと思ったのは、1955（昭和30）年ごろ、25～26歳だったと思います。既に結婚していました。当時は喫煙をしていて、タバコの火を右脚のふくらはぎに当ててしまったのですが、熱さを感じなかったのです。後でその部分を見たら火傷の水疱ができていました。10cm四方ぐらいの膨らみでしたが、痛くもないんですよ。痛くなかったので2カ月ほどそのままにしていました。

また、普段はかかと部分が飛び出た草履を履いていましたが、ある日、かかとの裏に傷ができて、そこからばい菌が入り化膿してしまいました。なかなか治らないので町の外科に行きました。医師は「これは、どうってことはないから、（皮膚を）削ればいいよ」と言って、かかとにできた小指が入るぐらいの穴のふち（皮膚）を削って、軟膏を付けて包帯で巻いてくれました。2カ月ぐらい通院しましたが、別の内科の病院に行ったら、「いつから、そんな症状があるのですか」と尋ねられたので、「半年以上になります」と答えたら、その内科医が「九大附属病院を紹介するから、そこに診せに行ってください」と紹介状を書いてくれました。

それで2、3日後、九大附属病院に行きました。朝すぐに受付をしてくれたのですが、診察まですずいぶん待たされました。午後2時か3時ごろになってようやく医師が5人ほどやってきて、「脚や下半身を見せてください」と言い、「ここは痛いですか」と足を突きました。私は「痛くないですよ」と答えたら、「ああ、そうですか。手の方はどうですか」と聞かれ、「左手もそう痛くはないですよ」と答えました。診察は2時間以上続きました。診察後、先生たちは診察室の奥に行ってひそひそと話をしていました。今思うとたぶん、医師らはこの病気のことを分かっていたのでしょ。

九大附属病院に私を紹介してくれた医師は、後になって私の病気のことを「僕は早くからこの病気のことを分かっていた。でも、個人的に言うといけないから、九大附属病院で診察を受けてから病名を教えてもらった方がよいと思った」と、話してくれました。

### 患者作業の報酬はそのまま仕送りに

九大附属病院で診察を受けた際も病名は直接告げてもらえませんでした。「後で県の方から通知が来ますので…」ということでした。その後、県から通知が着て、文面には『〇日ごろ、県の方から（自宅に）来ます』と書いてありました。

当日の朝10時ごろ、県の方が来られました。駅から自宅までは2kmほどありましたが、「こ

こ（自宅）まで車で来るといけないだろうから、駅に置いて歩いてきた」と言われました。私は「ああ、そうですか」と答えました。そして県の方と一緒に駅まで歩き、車に乗り菊池恵楓園に向かいました。

私は県の方に、「車で御代志駅まで連れて行ってください。その後は一人で歩いて行きます」と言って、駅の近くで車を降りました。そして、近くの駄菓子屋に立ち寄り、店のおじさんに「私は恵楓園に来たけど、ここ（菊池恵楓園）から（自宅に）帰る人はいるんですか」と尋ねてみました。すると「さあ、よく分からんけどね」と答えがありました。私は自分の荷物をその駄菓子屋に預け、菊池恵楓園に向かいました。なぜ、駄菓子屋に荷物を預けたかという、園の患者さんから直接園の様子を聞いてみて、園の評判が悪いということであれば、預けている荷物を引き取って、実家に帰るつもりでいたからです。

そうしたら、出迎えの係の人（入所者）2人が、「あなたのような人であれば、そう長く治療しなくてもいいよ」と迎えてくれました。私はそれで安心して入所してもいいという気になり、預けていた荷物を駄菓子屋に引き取りに行きました。

入所後、最初の1週間は一時収容所に泊まりました。その後、16畳4人部屋（東9寮）に移りました。同室の人たちは私によくしてくれました。当時はまだ食料が乏しく、同室の人から食べ物をよく頂きました。私が入所した当時、菊池恵楓園には入所者だけでも1200人ぐらいいました。

入所後、「仕事をした方がいいよ」と言われ、翌日から患者作業を始めました。仕事は同じ患者さんを看ることで、三食の準備やその後片付け、身の回りの掃除をしました。患者さんの中にはやかましい人もいましたが、私と同郷の方などは「何でも相談に乗ってやるから何でも話してもみて。力になるから」と言ってくれたりもしました。

仕事に対しては報酬ももらっていました。当時は1日当たり30円ほど、3カ所で仕事をしていましたので、月に1000円弱の収入になったでしょうか。もらった給料はほとんど使うことはなく、実家へ送金していました。

## 入所を決意させたのは妻の言葉

入所前に一度だけ、「いい病院（菊池恵楓園）があるから、そこで治療をすればすぐ治りますよ。安心して治療に行ってください」と言われて、県の方に付き添われて菊池恵楓園に行ったことがあります。その際に、園の方から「病院名から、病気のことは分かったでしょう」と尋ねられました。「はっきりは分かりませんが、薄々は分かっていた」と言うと、「病名は、らい病です」と言われました。病名をはっきり聞いたのはその時が最初だったので、がっかりしました。

一時収容所で診察がありました。医師からは「このままここにいてもいいですよ」と言われたのですが、仕事先の炭鉱に何も話をしていなかったのも、いったん帰宅しました。

その後、1～2カ月炭鉱の仕事に通っていましたが、県の方から「菊池恵楓園に行かれませんか」



と催促がありました。そこで、炭鉱にも事情を話して休みをもらい、家族にも事情を話して入所することにしました。当時は子どももまだ2歳と小さく、家計のことも心配でした。妻には病気のことを隠せるなら隠そうと思っておりましたが、妻は私の突然の話に「早く菊池恵楓園に行って治してください」と言ってくれました。それで県の方に連絡して、迎えに来てもらい入所することにしたのです。

#### 無断退所後、体調悪化で再入所

3カ月ほど菊池恵楓園にいたら、だんだん佐賀にある実家に帰りたくなりました。それで園の塀を乗り越えて帰ろうとしたら、ちょうど守衛さんがいて、「ダメダメ、出られん」と怒られ連れ戻されました。

またある日、妻から「熊本駅まで出て来られませんか」と連絡があったので、守衛さんに相談しましたが、結局外出はできませんでした。2年後、私は無断で園を抜け出すことに成功し、夜道を歩いて先の駅(黒石)から菊池電車に乗りました。そして藤崎宮から上熊本まで市電で行き、それから国鉄の汽車に乗って佐賀の鳥栖まで行き、佐賀の実家に帰りました。帰宅後は採石場のトラック運転手として1年ほど働きました。その間、病気の治療はできませんでしたが、職場に同じ病気の同僚がいて、「俺たちは年を取っているのもう飲んでもいい」と言うので、その人たちから薬を分けてもらったこともあります。

しかし、採石場の仕事はきつくお金もあまりもらえなかったもので、これではいかんと別の所の仕事に移ったりしましたがうまくいかず、結局、また園に戻りました。戻っても叱られたりはありませんでした。家族には「また治療に行ってくるよ」と言い残して入所しました。妻も雑誌などで、病気のことをよく知っていたようでした。

菊池恵楓園に戻ってからは薬の副作用か夜になると熱が出るようになり、食欲もなくなり、よくひどい汗をかくようになりました。足も熱が出て真っ赤になってしまっ、熱こぶができたりしました。そのような症状が2カ月ほど続いたせいで身体が衰弱してしまいました。

それから1年が過ぎるころになって、ようやく体調も良くなってきました。それで再び園を抜け出し、名古屋で起こった大水害跡の瓦礫撤去の仕事をしに行きました。その後は名神高速道路工場の仕事に移りました。当時、日当が500～600円でしたが、助かりました。

ところが体がまたむくんできて、声も鼻声になりました。それで自宅に帰省し、それから妻の実家(水俣)に3日ほど身を寄せましたが、体調が悪くむくんでいる体を他人に見られるのはよくないからと、夜、知り合いのタクシーを呼んで駅まで行き、汽車に乗り換えて菊池恵楓園に再入所しました。妻の両親には、私の病気のことは妻から話してありました。また、近所の人も薄々知っていたかもしれませんが、私や家族が病気のことで、何か嫌な思いや差別を受けたことはありません。

子どもには私が病気で入所していることを内緒にして、(県外へ)働きに行っているということにしていましたが、子どもが15～16歳、高校に入学したころでしょうか、私は自分の病気の

ことを話しました。子どもは（落ち着いていて）「早く言ってくれればよかったのに」と言いました。また、ある時、妻に「嫌なことがあったりするといけないから、離婚してもいいよ」と言ったことがありますが、妻は「今になって別れるのはね。お互い病気になるのだから。悪くなつてからのことは悪くなつた時に考えればいいから」と答えてくれました。

現在、私の籍は園にありますが、目が不自由になった 30 年ほど前からは、園近くの住宅団地で妻、息子と一緒に暮らしています。これまでの生活を振り返って、病気のことで気がねしなければならぬことがストレスになり、胃潰瘍になったこともありました。ただ、園内での生活が嫌になったことはありません。

### 聞き取り⑬

Mさん（85歳、女性、昭和15年12月21日入所、入所時15歳）

聞き取り日時／2011（平成23）年6月30日

聞き取り場所／菊池恵楓園自室

おじの面会に行き、そのまま入所

私が菊池恵楓園に入所したのは1940（昭和15）年12月21日、15歳の時でした。病気が分かったのがその年の秋です。顔に赤い斑紋が出たので、熊本の大学病院で診察を受けました。その時、私には病気のことは全く知らされなくて、親と一緒に熊本市内に来られたことをうれしく思っていました。でも病院からの帰り、親が黙り込んでいるので、どうしたんだろうと不思議に思った記憶があります。

当時、ここは「九州療養所」と言われていました。また、この辺りの地名から「黒石原」とも呼ばれていたそうで、父親の弟であるおじがハンセン病で入所していました。幼いころから黒石原におじがいるということを周りの人から聞かされていたので、何となく知っていましたが、黒石原が何なのか、おじが黒石原で何をしているのか、子どもだったので全く分かっていませんでした。おじが家にいたころの記憶はまったくありませんが、祖母はおじを家族の中で最初にお風呂に入れていたらしく、当時、幼かった私だけに感染したのではないかと、母がちらっと言ったことがありました。母にとって姑である祖母に逆らうことはできなかったようです。

祖母はよくおじに面会に来ていたようで、当日の12月21日もおじの面会ということで、祖母に連れられて来て、そのまま入所したのです。私としては斑紋があるだけで痛みもないし、自分が病気だということもよく分かっていませんでした。普通の面会は、正門から入り受付の巡視さんに面会ということをご報告し仕切りのある部屋で会うのですが、私はおじの部屋に直接連れて行かれたのです。おじのいた建物は大変古かったので、ちょっと驚きました。おじとしては、私が15歳なので少女舎に入りたいようでしたが、16歳からは大人の入る普通舎になるということで、初めから普通舎に入ることになりました。一般的には「新隔離」という新患者さんが数日間入る部屋があって、まずそこに入るのですが、私の場合はそういうこともなく、診察などもなく、すぐに36畳の大部屋に入りました。

その部屋にはさまざまな年齢の人たちが15、16人いました。子どもだったからか、初めはあまり深刻には考えていませんでした。でもその後、親やきょうだい、友達と別れなければならないと思った時には、やはり悲しい思いをしました。入所して間もなく、親しくしていた学校の友達から手紙をもらいました。私が別れも言わずに急にいなくなったから、驚いて手紙をくれたようです。でも、返事は書けませんでした。彼女とはそれっきりです。

「私はここに働きに来たようなもの」

入所してすぐに看護婦さんのお手伝いや掃除婦など、いろいろな仕事をしました。私はここに働きに来たようなものでした。中でも一番きつかったのは1947（昭和22）年12月から始めた結核病棟での看護と病人の世話、掃除などです。それまでは専門の人たちが掃除などに来ていたのですが、それが廃止され寮の義務になりました。誰も行きたがらないものだから一番若かった私が行ったのです。そこで目が見えなくなってしまいました。戦時中から戦後にかけて栄養事情が悪かったんでしょうね、目にきたんです。それに、男性には付き添い部屋が別にあっただんですが、女性は患者さんと同じ広間で一緒に生活しなければならなかったのです。特にお掃除が大変でした。働き始めてしばらくすると目がチクチク痛み始めたのですが、12月だから交代する人もいなくて、我慢して働いていました。するとある朝、起きてお化粧をしようと鏡を見たら見えなくなっていました。そして翌年のお正月に眼科病棟に入院し、その後1年ほどいました。

入所後、初めは大風子油を皮下注射していました。当時はそれが一般的な治療でした。2年くらいで斑紋が引いたから、大風子油も全く効かないことはなかったようです。その後、眼科病棟に入院していた1948（昭和23）年ごろ、新薬のプロミンが出てきました。まだ研究段階の薬だったのですが、試験的に試すことができる30人の中に選ばれたのです。プロミンは神経らいには効かないのですが、コブができる結節らいには劇的に効いたようで、私は結節は出ていないものの熱コブが出ていたので、プロミンで治すことができました。

#### 通い婚での新婚生活

結婚したのは1943（昭和18）年の末、18歳の時です。そのころ、福岡からあるお金持ちの方が寮の裏に家を作って入所し、そこできれいな女性が面倒を見ておられました。私の主人になる人はその人とお付き合いがあり、私もそこに出入りしていましたから、その人たちの間で話がまとまったんでしょうね。昔は女性が少なくて、そして結婚のお世話をする人がいっぱいいたのです。1951（昭和26）年に夫婦寮ができましたが、そのころはまだなかったので通い婚での結婚生活でした。

当時、主人は片手と片足がちょっと不自由でしたが元気でした。主に事務所や売店、印刷所などの仕事のかたわら、原稿を書いて東京の機関誌に出したりと文化的な活動をしていました。音楽も好きでマンドリンを弾いていました。また、盆踊りの「恵楓音頭」の歌詞は、終戦後に主人が作ったものです。20何番まであったと思います。長いものだから巻紙のようなものを書いていたようでした。

園内ではよく映画が上映されていましたが、盲人は見ることができなくて、部屋に寂しくいるしかありませんでした。それまでは、放送部だった主人が新聞や小説などを読んで流してくれるのを聞くくらいしか娯楽はありませんでした。それではかわいそうだということで昭和26年に盲人会ができました。私も必然的に入会して、いろんな活動をやっていました。

#### 音楽バンド設立、ドラムを担当

心に残っているのが、1962（昭和 37）年ごろに結成されたハーモニカを中心としたバンド部です。目は見えなくてもハーモニカは吹けますからね。「火の国ハーモニカバンド」といって、私はドラムを担当していました。ハーモニカ 4 人、ドラム 1 人、木琴 2 人、それとギターです。男性は 2 人だけで、あとは全部女性です。「丘を越えて」などを演奏していました。

1969（昭和 44）年には民謡部と一緒に鹿児島に行って公会堂で演奏したこともあります。昔は高速道路もありませんから、鹿児島へは、バスで朝出発して夕方着くぐらい時間がかかっていました。それでも若かったから皆元気でしたね。その後、1976（昭和 51）年 6 月 24 日に高松宮ご夫妻がここにお見えになったことがあります。その翌日の 25 日に福岡の電気館という所で演奏をしたのを最後にバンド部は解散しました。盲人会も結成からもう 60 年。人がいなくなってしまったから、いまだに私は役員をさせられています。今は NHK の「ラジオ深夜便」で昭和 20 年代の音楽を聞くのを楽しみにしています。

俳句を始めたのは 1995（平成 7）年ごろからです、前年に主人が亡くなり、盲人会の世話係の方から「日記のつもりで作って見ないか」と言われて始めたのがきっかけです。特別に俳句の勉強はしていません。五、七、五の中に季語を入れるのがちょっと難しいのですが、自己流で、感じて自然に出てくる言葉を並べているだけです。今年 1 月、母の法事で帰省した時に、「大寒や初めて来たる 父母の墓」という俳句ができました。俳句を作る者も園ではもう 3 人になってしまいましたね。

入所 70 年、今では懐かしい思い出に

きょうだいたちも皆元気で、現在も交流を続けています。私がここに入った時妹たちは小さかったから、私がどこに行ったか知らなかったと思います。妹たちや弟の結婚も大変だったと思います。特に弟は家取りですから難しかったらしくて、私のことは隠してお嫁さんをもらったそうです。父親は早く亡くなるし、姑は厳しくて、母も苦労したと思います。

今は違えます。今年は母親の十三回忌で、「どうしても帰って来い」と言ってくれたので帰省することができました。中でも神奈川にいる妹夫婦には特に良くしてもらっており、2002（平成 14）年には東京見物をさせてもらいました。その時初めて飛行機に乗りました。また、熱海や鎌倉、箱根などあちこち連れて行ってくれました。妹の連れ合いはとても優しい人で、母にも良くしてくれたそうです。初め私はお婆ということになっていましたが、後に姉ということに打ち明けたら「お姉さんが元気なら東京見物でもさせなさい」と言ってくれたそうです。今もいろんなものを送ってくれます。本当にありがたく思っています。

入所してもう 70 年になります。他の人からは「この病気が分かった時は死にたいと思った」とよく聞かされましたが、私はそんなことを思ったことは一度もありません。また、よその園では消毒をされたりとか、人間扱いされなかったようなことも聞きます。でも私は、ここでそんな思いをしたことはありません。病気も思いのほか軽かったから、いろんなことがありましたが、

今ではすべて懐かしい思い出になりました。かつて不自由者のお世話をしていましたが、そのころの不自由者は本当にかわいそうでした。今は皆に良くしてもらって恵まれています。私もお陰さまで長生きさせていただきました。感謝しています。

#### 聞き取り⑭

Nさん（86歳、男性、昭和25年5月入所、入所時25歳）

聞き取り日時／2011（平成23）年7月5日

聞き取り場所／菊池恵楓園自室

入所して治療すれば6カ月ぐらいで治る

菊池恵楓園に入所したのは1950（昭和25）年5月で、私が25歳の時でした。戦前、私は一兵卒として満州に派兵されていました。軍事教練の際、銃の操作をする指の感覚がなく、うまくできなかった時にハンセン病にかかっているのではないかと意識しました。軍医からは、「お前の周囲にらい病の人はいなかったか」と質問されましたが、私には全く思い当たることがなかったので、「そのような人はいません」と答えました。

その後、そのまま時間が過ぎました。そして、幸いなことに私は終戦を迎える前（昭和20年2、3月ごろ）に内地に送還されて、千葉の陸軍病院に入院しました。そして広島、千葉、長野と転院し終戦を迎えました。ところが終戦後も軍隊に復帰させられ三度、千葉に送られ、10月にやっと故郷の実家に復員できました。

実家では5年ほど農業の手伝いをしました。ある日、役場の保健課に勤めていたおじが「この病気の人はあと1、2年すると、菊池恵楓園に收容されるようになる」と知らせに来ました。

菊池恵楓園には半強制的に入所させられました。両親は「入所することは、殺されに行くようなものだ」と反対しましたが、私は菊池恵楓園に入所することにあまり不安はありませんでした。というのも、当時はすでに治療薬のプロミンがあり、入所して治療をすれば6カ月ぐらいで治ると言われていたからです。“6カ月ぐらいで治るんだったら…”と入所したのですが、実際には6カ月どころか一生、菊池恵楓園で生活することになってしまいました。

入所当日、私たちを輸送するため客車1両が貸し切っており、球磨郡内から集まってきた入所者19人と一緒に乗り込みました。

菊池恵楓園では「本日19名の方が新たに入所します」との園内放送が事前にあっていたためか、大勢の人々が集まって私たち19人を迎え入れてくれたのでびっくりしました。

#### プロミン注射で顔いっぱい熱こぶ

菊池恵楓園に入所後、プロミン注射による治療が始められましたが、私の場合、熱こぶが顔いっぱいになるようになりました。それでも入退院を繰り返しながらプロミンでの治療を続けました。1日でも早く良くなって故郷に帰りたいという気持ちが強くあったからです。だから少々熱があってもどんどんプロミン注射をしてもらいました。それが逆効果になったのでしょうか、顔が腫れて、身体に神経痛が出て、手足が曲がってしまい、この症状のまま自然と今日の状態になってしまったわけです。ただ、1955（昭和30）年ごろになってからは、菌検でハンセン病の菌

が検出されなくなりました。それはプロミンの治療効果であったろうと思っています。

プロミン治療が病状に適合し良くなっていった人もいたわけですが、全く合わなくて途中でやめたという人もいました。プロミン注射による副作用がひどかったころの私のカルテには、「病気が重い」と赤鉛筆で書かれていたそうです。そのころ、プロミンを注射していたという患者さんから話を聞いてみると、「自分にはプロミンが合わず治療をやめた」という人が相当いました。私はどんどんプロミン注射を打ってもらいました。それが逆効果になったんでしょうね。しかしプロミン注射をやめようとは思いませんでした。私の頭の中に「プロミンで病気は半年で治るという」言葉が強く残っていたものですから。当時、プロミンの他に治療薬としては錠剤がありましたが、私は服用しませんでした。

### 同郷の女性と結婚、夫婦舎に移る

入所当時、菊池恵楓園は家族舎と不自由舎とに分かれており、最初は家族舎で生活をしましたが、熱こぶが出て入退院を繰り返すようになってからは不自由舎に移りました。

家族舎は 32 畳の広さで、若い者から年配まで 18 人が一緒に住んでいました。しかし、夜になると家族舎には私ともう 1 人の 2 人だけになってしまいました。結婚していた人は女性の部屋に泊まりに行っていたためです。

また昼も、詰所に働きに出かけたり、小使いで出かけたり、お寺に泊り込みに行ったり、園内の印刷所に仕事に行ったりで半数はいなくなり、一緒にご飯を食べていた人は 9~10 人ぐらいでした。私も、包帯巻きの作業を手伝ったことがありましたが、熱こぶにより入退院を繰り返すようになると、その包帯巻きの作業もできなくなりました。

1955（昭和 30）年の結婚後は夫婦舎に移りました。結婚した相手は同年入所してきた 20 歳の女性で、同郷の出身でもあったことから顔なじみになり結婚に至りました。当時、結婚することを「ぜんざい」と呼んでいましたが、その語源は分かりません。私たちは結婚のお祝いに甘酒饅頭を知人や友人に配りました。

今年は結婚して 57 年となります。数年前、熊日新聞から金婚式の表彰がありましたが、新聞紙面には「私たちの名前を出さなくていい」と申し出ました。

私が入所する前ぐらいまでは食糧事情が悪かったと聞いていますが、1951（昭和 26）～1952（昭和 27）年ごろからはだいぶ改善されてきたと思います。1954（昭和 29）年ごろからは給食に栄養士が加わって、良くなってきました。また、私自身の体調も良くなってきました。

入所当時の娯楽の中心は、「さわらび劇団」という患者さんによる劇団の芝居でした。私が詰所で書記をしていたころ、その芝居の衣装を公会堂いっばいに虫干したことがあります。刀からカツラまで揃っていて、「こんな衣装まであるのか!!」と驚いた記憶があります。そのころは大々的に芝居が演じられていたんですね。芝居がある日は近所（園外）の若い者まで観に来て、何かヤジを飛ばして、トラブルが起こったこともあったと話に聞いています。

私が入所した 1950（昭和 25）年ごろは、夏の盆踊りとか映画上映も盛んでした。盆踊りでは



入所者の中の大工さんたちによってやぐらが建てられ、そのやぐらの周りを皆が三重にも四重にもなって踊りました。私も盆踊りの歌い方を担当したことがあります。映画は日活の石原裕次郎の時代です。映画は園外（近所）からも見にきていました。

らい予防法廃止後、待遇もだんだん改善

入所後、これまで実家へ帰省したのは、実父が亡くなった時と家が新築された時の2回しかありません。実家からは家族がしばしば訪ねてきてくれています。

1996（平成8）年のらい予防法廃止後は、私たちの待遇もだんだん良くなってきました。年に何回もレクリエーションなどで園外に堂々と出かけます。社会の取り巻く状況や見る目もずいぶん変わってきました。昔は、施設から一歩外に出たら捕まって監禁されていたと聞いています。私が入所したころも、施設内を散歩していたら「あんた、どこに行くか？」と巡視員に聞かれたことがあります、“まだ（巡視員の目が）厳しいかな”と思ったことがありましたが、それ以降はあまりそのようなこともなくなり、外にも自由に行けるようになってきました。

1999（平成11）年、私は菊池恵楓園の盲人会に入りました。現在、会員は28名です。目が不自由になる前までは園内の散歩もでき、また私が傷痍軍人であったことから、無料の乗車券を利用して長野県や四国全域を旅行したこともあります。今は午後のサークルでカラオケや民謡などの練習に参加しています。

聞き取り⑮

Oさん（82歳、男性、昭和21年7月15日入所、入所時17歳）

Pさん（77歳、女性、昭和26年5月18日入所、入所時17歳） ご夫妻

聞き取り日時／2011（平成23）年7月6日

聞き取り場所／菊池恵楓園自室

病名を知らぬまま入所

（Oさん）

私は天草の出身です。父親は回船業を営んでいました。農業もやっていたので、半農半漁ですね。男ばかりの4人きょうだいで、私は3男です。子どものころはメジロを追いかけたり、学校をさぼって魚釣りをしたり、遊び好きの悪ごろでした。

戦争が始まったのが小学生の時なので、「男として生まれたからには兵隊さんになれ」、その一点張りの教育を受けてきました。ですから、先生から海軍で志願兵を募集していると勧められ、高等科2年を卒業したと同時に、長崎県佐世保市の相浦海兵団に入団しました。海兵団ではものすごく鍛えに鍛えられました。一人が悪いことをすれば全体責任で皆叩かれました。

そのころ、お尻の上の方に赤い斑紋ができ半しびれがありました。そこを叩かれると変な痛みがありました。叩かれると耐えられないほどで、その痛みがやがて大げさに見えたらしく、「このくらいで、貴様はなんだ」と、また余分に1発叩かれました。だから叩かれる時は、竹が痛い部分に当たらないようにお尻を出していました。それが病気の始まりでした。

海兵団を卒業して操舵練習生になり、終戦を迎えました。長崎に原爆が落ちた時、佐世保軍港の島で手旗の練習をしていました。ピカッと空が光りドーンと音がして、しばらくして白い大きな煙が上がり、みんなで「あれは何だろう」と話しました。まもなくして原爆ということが分かりました。自分たちが海兵団で勉強したことは極秘でしたので、羅針盤など機械や本はすべて燃やしました。そして天草の実家に帰ろうと思い、港に行き天草方面の船便を探しました。たまたま三角に行く運搬船が見つかり乗せてもらい、船底の荷と一緒に一晩中ポンポンと揺られながら戻ってきました。他にも30人ぐらいが乗っていました。

復員後半年ぐらいして、お尻の上の痛みが気になり、これは早く治した方がいいと思い町医者に行きました。そうしたら梅毒に間違われました。そのころは梅毒が流行っていたのですかね。

「606号」という梅毒特效薬の注射を打ったら、体のあちこちにパーッと斑紋が出て、病気がいっぺんに爆発したみたいでした。お医者さんが頭をひねり、「これはどうも怪しい、不審な感じがする。大学病院に行って精密検査をしてもらいなさい」と言って紹介状を書いてくれました。

4歳上の兄に連れられて熊大病院に行きました。診察が終わると、兄だけが呼ばれました。兄が変な顔をして出て来て、「お前の病気は恵楓園という所でしか治療ができんそうたい」と言いました。私はすぐ治ると思っていたので、そう言われても何とも感じませんでした。医者は私に病名を言わなかったし、兄も黙っていました。私は恵楓園のことについては全然知りませんでしたし

た。家族や身近な人にハンセン病患者はいなかったし、どうして感染したのかも全然思い当たりません。

(Pさん)

私も天草出身です。6人きょうだいで、兄、姉、私、妹が2人、弟がいます。小学2年の時、足と手に斑紋が出て、近くの皮膚科に通っていました。この時は少しの間です。終戦後、1年だけ高等科にいき、新制中学校は行っても行かんでもいいということで、進学しませんでした。それから家を出てちょっと働きました。でも、体がどうもおかしくなり、目もだんだん悪くなったので仕事を辞めて家に戻りました。当時、家で蚕を飼っていたので、親は「あなたは、そんな体だから嫁には行かれんので織物をさせる」と言っていました。

そして皮膚科と眼科の病院に通いました。お医者さんはハンセン病と知っていたと思います。病院の薬が、恵楓園で使っていた薬と同じ大風子油でした。しかし、当時の私は「らい」という名前すら知りませんでした。

死ぬことばかり考え苦悩の末に

(Oさん)

1946(昭和21)年7月12日、兄と恵楓園に来ました。そこで診察を受け、「あなたは症状が軽いから、2カ月で治るよ」と言われ、一度天草に帰って準備をして入所することになりました。

“2カ月も入院しなければならんとか”と気が重くなりました。

3日後、入所の準備をして親父と一緒に恵楓園に来ました。そして寮が決まるまでの1週間ほど「新隔離」という所に入りました。診察があり、宮崎園長が羽根を使って感覚があるかどうかを、私を裸にして全身調べたりしました。この時に初めて両足が無く義足をした人や手がグチャグチャの人を見て、“なんだこれは”と驚きました。そして、“自分もこうなるのだろうか。これは死ぬまで出られない。もう死ぬしかないな”と思いました。

それから9号寮に入りました。30畳ぐらいに14、5人いました。皆おしゃべりしてニコニコしているの“何でだろうか”と不思議でした。私は死ぬことばかり考えていました。昔は近くにヒノキ山があり、大きなヒノキが今の公会堂付近までずらっと並んでいました。その中を、私は首を吊るための枝を探し回りました。しかし、首を吊ることはできませんでした。入所して1カ月は死ぬことばかり考え、泣いてばかりいました。それでも先輩が言うには「あんたは立ち直りが早かった」ということでした。

寮には〇〇さんという両義足の人がありました。その人は義足を自分で作って履いていました。その義足をポツと引き抜いて、枕にして寝ていたことがありました。それを見て、〇〇さんという若い人が「義足枕の昼寝かな」という句を詠みました。私はそれを聞いて、“面白いな”と思って笑いました。寮の人たちが面白いことばかり言っていたので立ち直れたのでしょうか。私は強制収容されたのではないけれども、ここに入るまで病名はもちろん、恵楓園がどういう所か

も知らされなかったのは事実です。

(Pさん)

1950(昭和25)年だったと思います。治療を受けていた皮膚科のお医者さんが病名を教えてくださいないので、私から病名を聞きました。ところが、「親を連れて来い」と言われました。これは何か悪い病気だと思い、親には黙っていました。目も悪くなっていたので、眼科にも通っていました。皮膚科か眼科のどちらかの病院から連絡が行ったのだと思います。そのうち、村の保健所の人だったと思いますが、家に来られました。

その時、『菊池野』だったのか何だったのかよく覚えていませんが、恵楓園の様子を書いた冊子を置いて帰られました。親は読んだと思います。私は見たのは見たけど、どんな内容だったのか覚えていません。私は自分から恵楓園に行くと言いました。当時、天草のいろんな所から患者が集められて一緒に恵楓園に連れて行かれていました。そういうことを聞かされたのだと思います。私は一緒に連れて行かれるのが嫌だったので、「自分で行く」と言ったのだと思います。

家を出る前、両親に面と向かって別れを言えないので、別れの手紙を書いて仏壇に置きました。それを見た母親が私の名前を叫びながら、私を探し回りました。そして私の顔を見たら何も言いませんでした。その時は、どうして母親がそんなことをするのか分かりませんでした。恵楓園に入った後で“あの時母は私が自殺すると思ったのだな”と思いました。私は自殺する気はさらさらありませんでした。その時自分がハンセン病ということは知りませんでしたし、恵楓園がどういう所なのかもよく知りませんでした。自分が良くない病気になったことは分かっていました。治らない病気ということでしたが、恵楓園で治療すれば治るだろうと期待していました。

恵楓園には父親と2人で来ました。本渡の旅館に泊まり、船で三角まで行き、そこから車で熊本まで、そして藤崎宮からは電車に乗りました。入所してからも、早く帰れると思っていました。ところが親しくなった人に、「おばちゃん、ここに何年いるの」と聞いたら、「13年よ」と返事された時は、「そんなにいるの」と、それはもう驚きでした。

入所して何カ月かして、田舎の村の衛生課から恵楓園に私を訪ねて来られました。私がちゃんと恵楓園にいることを確認してすぐ帰られました。1分もおられません。わざわざ天草から出て来たのに、私の顔を見て名前を確認しただけですぐ帰られたことがいつまでも記憶に残っています。

今では恵楓園が故郷のような存在に

(Oさん)

私の場合、恵楓園に直接来たので、私が病気ということは誰も知らないと思っていました。だから、このまま誰にも知られたくないという思いが強かったですね。

こういうこともありました。油絵を描くようになって、県美展に冷やかし半分で出品したら入選してしまいました。ところが、入選者の名前が新聞に出たので、“俺は行方不明になっている

ので、これはまずい”と、それから絵を出す時は名前を変えるようにしました。

しかし、風のうわさでしょうか、私が病気になって恵楓園にいたことが故郷の人たちに広まってしまいました。そのため、「こんな病気になっても崩れとらんぞ。元気ぞ」ということを見せないといけないという気持ちで、恵楓園を抜け出して天草に帰っていました。親父たちも「帰ってこい。帰ってこい」と言っていました。顔を見せないと、病気がひどくなって見苦しくなったと思われるからですね。お祝い事には行きませんでした。葬式とか法事には顔を見せに行きました。

そのころは病気も落ち着き、外見では病気と分からないので、田舎に帰っても特別扱いされることはありませんでした。ただ、あんなに仲良かった友達に敬遠された時は、“嫌われる病気になったんだから仕方がないな。どうしようもないな”と思い辛かったですね。それから、私の方から遠ざかるようになりました。故郷に帰りたい気持ちはいっぱいありました。しかし、今では恵楓園が故郷みたいになってしまいました。

(Pさん)

以前、外に出る時はビクビクしていましたが、最近はどうも平気になりました。バスにも電車にも乗れるようになりました。人の目も感じないで乗れます。昔は、恵楓園（の入所者）と分かるとバスや電車から降ろされたそうですが、私はその経験はありません。もっとも降ろされるほど、バスや電車に乗ったこともありませんが…。

実家には時々帰りましたが、人が集まらない普通の日でした。田舎は誰か一人が知れば皆知りますからね。ある時私の家の者に、「同じ地区の人が恵楓園に入っているだろう」と聞かれたことがあります。私はその人が恵楓園にいることは知らなかったもので、「そんな人はいない。病気と違うとよ」と返事しました。ところが、数日後、その人に園内でばったり会ってしまいました。その人は私を避けていました。恵楓園にいることを知られたくなかったのです。しかし、恵楓園に住んでいる私でさえ、その人が恵楓園に来たとは知らなかったのに、田舎の人たちはもう知っていたのです。

私は恵楓園に入ったのは不幸ではないと思っています。社会に出たら、もっと辛いことがあったでしょうし、もっと辛い思いをしたと思います。外にいたら目も見えなくなっていたらうし、もう生きてもないだろうし…。ここで治療していただいたので、こんなに長生きさせていただきました。それは、もう感謝ですね。

ただ家族は辛かったらうと思います。家族から辛い目に遭ったことを聞いたことはありませんが、家族はいろいろ言われているはず。姉が離婚しかけた時に、何か言われたみたい。何かがあると出てくるのです。父親は1回恵楓園に来たことがあります。母は1度も来てくれませんでした。

絵筆を持つことで生きがいを見出す

(O さん)

せっかく海軍で軍艦の仕事をしていたので、終戦後は、その経験を生かして外国航路の船員になりたいと考えていました。そのためには商船学校に入学しなければと思っていた時に、恵楓園に入れられました。

立ち直ってからはすぐに仕事に就きました。手足が良かったので印刷がいいだろうということで、印刷所で働きました。仕事は午前中で終わるので、何か趣味を持たなければとても生きていけないと思いました。そこで思い出したのは、子どものころ、ガキ大将から「絵を書け」と言われていたことです。ガキ大将から、絵がうまいと認められていたのでしょうか。絵が得意だったことを思い出し、仕事が終わったら鉛筆画を書いていた。しばらくして油絵を描くようになり、現在も県美展の出品を目的にして続けています。

1953（昭和 28）年に結婚しました。妻の両親に結婚を許してもらう手紙を書き、親父と 2 人でご両親に挨拶に行きました。“結婚して妊娠したら中絶するもの”と思っていました。園内では妊娠したら中絶するのが当たり前でした。しかし妻が妊娠した時は、生まれてくる子どもを兄貴に見てもらおうと思ったこともあります。しかしそれは無理なことでした。

入所して 2 年間はプロミンを打っていましたが、吐き気がしてやめました。それきり治療はしませんでした。30 歳過ぎてから「あなたは治りました。帰っていいですよ」と言われましたが、今さら帰れと言われても帰るところはありませんでした。田舎に帰る気もなかったし、受け入れもできない。今だったら分かりませんが、当時はそうでした。というわけで誰も私のことを知らない、大阪かどこかで社会復帰しようと考えました。タクシーの運転手なら自分にもできるのではないかと思いました。

1963（昭和 38）年、恵楓園で自動車運転の練習をして松橋の自動車学校で試験を受けて免許を取りました。そして 1964（昭和 39）年から 3 年ぐらい自治会の自家用車の運転手の仕事をしました。入所者の希望で、別府とか長崎とかに観光に連れて行っていました。九州はほとんど回りました。運転手は 2 人いて、交代でやっていました。毎日仕事がありました。時には、入所者に故郷の家を見に行きたいと頼まれて、自動車で家の前を通り過ぎたりすることもありました。

恵楓園で治療したいという人を神戸まで迎えに行ったこともあります。その人は両足が無く汽車に乗って来ることができないので、治療の希望をかなえてやろうということでした。その人はいつか恵楓園で治療を受けて、また神戸まで私が連れて帰りました。

その後、私はこの方の娘さんの旦那さんの紹介で、神戸にある印刷所に就職しました。仕事に慣れて落ち着いたら、妻を呼び寄せるつもりでした。しかし、3 日で戻って来ました。恵楓園の印刷所では活版機の仕事をうまいことこなして結構認められていたので自信を持って神戸に行ったのですが、向こうでその技術はまったく通用しませんでした。

印刷の仕事がまったくものにならなかったで、タクシーの運転手ならできるだろうと思い、2 種免許を取りました。7 回受験してやっと合格し、職を探しに大阪の職業安定所に行きました。タクシー会社の人待ち受けていたので、「2 種免許を取ったばかりです。熊本の恵楓園という所にいます」と言ったら、「そういう人がいい。退院してぜひ来て下さい」ということになりま

した。しかし私は、仕事があまくいくまでは恵楓園に籍を置いたままにしたいと考えていました。何かあった時帰る場所がないのは不安でしたから。その時の私にはいきなり外の社会に飛び込んでいく勇気がありませんでした。恵楓園で長く生活していると、社会慣れをしていないので勇気が出なかったのです。今思うと、どちらの選択が良かったかは分からないですね。社会復帰をあきらめて、また恵楓園の印刷所に戻り、印刷所が閉鎖されるまで勤めました。

恵楓園では確かに自由にならなかったことはあります。今でも、その気持ちが自分の心を締め付けています。昨日も、フードパルの事務局長さんに絵のことで挨拶に行き、「お住まいはどちらですか？」と聞かれた時、「恵楓園です」と言えずに、「合志市です」と答えたのが自分でも残念だったですね。できれば「恵楓園です」と言いたかったのですが、即答できないところに、“私の心の中にはまだ後ろめたいところがあるんだな”とあってですね。まだ、恵楓園ということに隠したいという思いがあります。早くこれを解きほぐしてくれるものが、自分にできたらいいですけどね。すぐに「恵楓園です」と言えなかったことを悔やんでいます。できれば恵楓園とは知られたくないのですよ。今までの何十年もの恵楓園生活が、そういうふうらせているのかもしれない。

最近恵楓園もずいぶん変わりましたが、昔は外から人が恵楓園に来て、家に上がるようなことは絶対に考えられませんでした。昔なら、土足のままに上がってこられるかもしれないので、ゴザを敷いて待っていなければならなかったでしょうね。以前だと、往診のお医者さんは長靴をはいたまま家に上がり、看護婦さんは白衣と大きなマスクで完全防備でした。何か怖いもの扱いされているみたいで、“俺はこんな怖い病気になったのか”と自分でも嫌になりました。そういうのが体にしみ込んでいます。あれだけ虐げられたのだからそう簡単に変わらないのも当然と思うところはあります。

(Pさん)

1953（昭和28）年1月8日に結婚式を挙げました。戸籍上の結婚はもっとずいぶん経ってからです。主人は23歳、私は19歳でした。主人の顔は知っていましたが、天草出身の人にくっつけられました。

結婚式は園内の畳の部屋で、寮の人たちの前で行いました。主人の両親が恵楓園に来られましたが、結婚式には出席されませんでした。どうしてなのかは覚えていません。昔は結婚することを「ぜんざい」と呼んでいました。ぜんざいが結婚式のごちそうだったのですかね。私たちの時は、25円のまんじゅうを一人2個ずつ出しました。ここでは結婚したら、どんなに若い夫婦でも「じいさん」「ばあさん」と周りは呼びました。不思議な感じがしました。別世界ですよ。そういう言い方もだんだんなくなりました。

結婚した当初は雑居部屋の15畳ぐらいに夫婦3組が住んでいました。カーテンみたいなもので仕切っていたような気がします。半年ぐらいして夫婦舎を頂きました。自分たちの時はまだ良かったです。主人の先輩たちは、結婚したら夜になると女部屋に泊まりに行っていたそうです。

翌年、妊娠しましたが、すぐに墮ろしました。皆妊娠したら墮ろしていたので、結婚して妊娠

したら墮ろさなければいけないと思っていました。生まれても自分で育てられませんし…。

私の知り合いが墮ろす時に、立ち会いをさせられたことがあります。だんなさんは入れなかったのに、なんで私が立ち会わされたのかが分かりません。ずいぶんお腹が大きかったので、墮ろす時に赤ちゃんの泣き声でしたんですよ。そのことは忘れられません。



## 聞き取り⑩

Qさん（80歳、男性、昭和29年6月10日入所、入所時23歳）

聞き取り日時／2011（平成23）年7月11日

聞き取り場所／菊池恵楓園自室

### 人一倍健康だった少年時代

私は17～18歳ごろまでは人一倍健康で、小学校6年生までは無欠席で表彰をされたほどでした。高等科（現在の中学1年）のころは戦時中で、学業よりもさまざまな奉仕作業を行っていました。実家の近くには海があり、海でもよく遊びました。母親の実家が漁業関係の仕事をしていて、後年、いとこやおじが水俣病になりました。

終戦の年、1945（昭和20）年9月ごろでしたか、私の住んでいた地区で赤痢が大流行、住民の約3分の1が罹患しました。当時、私の家族は親子8人（両親と子ども6人）でしたが、どういうわけか私だけが赤痢にかかりました。後になって両親は「何で、お前は人に嫌われる病気ばかりするのだろうか」と言っていたことを覚えています。私も、赤痢にかかったことやその後ハンセン病になったことで、“何と不幸な道ばかり歩くのだろうか”という気持ちになりました。

発病が分かったのは私が19歳のころ。17、18歳から、実家の農業を手伝いながら農閑期には水俣のチッソ関連の事業所に臨時で4年ほど勤めていました。ある日、友人と汽車の待ち時間を利用してパチンコをしていた時、友人から「お前はこのごろ、顔が赤くなったね。お酒を飲んでいるのか」と言われました。ちょうどそのころから、自分でも体調の異変を感じるようになっていました。1949（昭和24）年か1950（昭和25）年の7月か8月だったと思います。そのころ、皮膚に赤く斑紋が出たりすることを「斑紋らい」、ぶつぶつが出ることを「結節らい」、顔の中でも口が歪んでくることを「神経らい」などと呼んでいたそうです。私の場合は「斑紋らい」の症状でした。

町の病院に行くと、診察で針で突いたりする検査があり、「痛いか」と問われました。私は「そこを触られたのは分かるけど、あんまり痛くないです」とか、「そこは痛いです」など答えました。医師はカルテにドイツ語で何かを書くと、「熊大附属病院に診察に行きなさい」と言いました。母とおばに連れられて熊大附属病院に行くと今度は、「菊池の方に専門の病院があるから、そちらに行きなさい」と言われました。それでまた、その2、3日後に菊池恵楓園に行きました。たぶん、昭和25年の7月か8月ごろです。いちばん暑い時でしたから。

### 診察後いったん帰宅、5年後に入所

菊池恵楓園での診察後、はっきりと病名を告げられました。それまで健康には自信があっただけに、大変ショックを受けました。

当時、菊池恵楓園には夫婦舎や新しい建物が続々建設されていたころで、診察後、〇〇さんと

いう年配の係の人から、「今すぐ菊池恵楓園に入所してもらってもいいが、施設にはまだ十分な収容能力がない。それに、あなたの家庭の都合もあるだろうから、いったん自宅に帰って体を大事にしてください。特に力仕事は病気のためにしない方がいい」と、優しく言われました。その優しい言葉がうれしかった半面、変に自分の感情が高ぶってしまい、私は〇〇さんを投げ飛ばしてしまいました。すると、巡視が笛をピーピー鳴らしてやって来たので、私は本館近くのうっそうとした木立の中へと逃げました。結局捕まって、羽交い締めになされて動けなくなり、“自分は何でこんなことをしたのだろうか”と思いました。今でも〇〇さんには大変申しわけなく思っています。

実家に帰り、その後、足掛け5年ほどが過ぎて、1954（昭和29）年6月10日、菊池恵楓園に入所、23歳の時でした。そのころには顔が腫れて眉毛も薄くなっており、近所でも噂になっていたと思います。親も親戚からも「早く入院させた方がよい」と言われ、実家の田植えの準備が済んだのと同時に、逃げるようにして入所しました。

再会した〇〇さんは、「あの時は健康だったけどね…」と私の病気のことを気遣ってくれました。私は涙が出てきて、〇〇さんに「あの時は申しわけありませんでした」と詫言いました。

入所後はプロミン注射を続けました。最初、体を慣らすために少量しか投与されませんでした。私は早く病気を治したい一心で看護婦さんをお願いして5mgを打ってもらいました。そして、また違う看護婦さんにも同じように（内緒で）お願いして、1日に2回5mgのプロミン注射をしてもらいました。そうしたら2～3カ月の間で急激に体が痩せ細ってしまいました。そして10月ごろからハンセン病特有の神経痛が起きてしまったので、12月ごろから2カ月ほど入院しました。結節らいと神経らいが一緒になった、質の悪い「混合らい」ということでした。さらに40度近い熱が出て、熱こぶの症状も出ました。

#### 立場の違いを考慮すべき

入所すると患者作業が待っていました。私は不自由舎棟「西15寮」の患者付き添いを担当しました。そこには不自由度の高い患者が1部屋に5人ほどおられ、付き添い者2人が24時間世話をしました。患者作業を行う以前は、友人や入居者とトラブルを起こしたり、寂しくなると1人でギターを弾いて気持ちを紛らわせたり、園東側の野原で寝そべったりしていました。病気が治らないと思い、やけくそになっていましたから。

そんなころ、同じ寮で生活していた人が、私に生まれ変わってほしいという気持ちを込めた名前を付けてくれました。その後、不自由舎棟で世話や手伝いをしているうちに、少しずつ気持ちも落ち着いてきて園生活にも慣れていきました。

そのころ、妻に出会いました。彼女は不自由舎棟の隣室に親子で入所していました。私が27～28歳、妻が19歳だったと思います。

私はここ3～4年、夫婦であることのありがたさを感じています。若いころ、神経痛で動けなくなった時妻が一生懸命介護してくれたので、今はその恩返しとして脳梗塞になった妻を看てあ

げなければならないと思っています。

菊池恵楓園では、手術などよほどの場合以外、園の病院に入院しても寮での生活と同じ日常が送れるように運営されています。そういう面では入所生活で救われています。

2005（平成 17）年 7 月、熊本再春荘病院で胃がんの手術をし、また昨年も 1 カ月近く入院していましたが、部屋（自室）から病棟まで通う際に看護師さんたちに大変お世話になりました。苦しまぎれに自分がカッとなったことや、わがままだったことなどで職員さんらに嫌な思いをさせたことがあったろうと、反省しています。

無らい県運動によって強制的に収容された人と、私のように自ら「助けてください」と、園にやって来た者とは立場の違いがあります。自ら入所した者は、腹の中で本当に思っていることが言えないのです。多少のことは言うべきではないという思いがあります。また県内から入所している人と、県外から入所している人も、立場に違いがあるのではないかと思います。しかし、水俣病の被害者に比べれば私達は恵まれ過ぎています。私は申しわけないという気持ちを持っています。

聞き取り⑰

「虹波」聞き取り

Rさん（79歳、昭和17年9月26日入所、入所時11歳）

Sさん（83歳、昭和18年8月13日入所、入所時18歳）

聞き取り日時／2011（平成23）年12月22日

聞き取り場所／菊池恵楓園自治会交流室

聞き取り担当者／小松裕（熊本大学教授）

一無らい県運動検証委員会報告書の中で「医学者の責任」の項を執筆する小松でございます。本日は聞き取り調査にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。本日は、戦中戦後の菊池恵楓園において宮崎松記を中心に研究されていた「虹波」について、お二方にお話を聞かせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

まずSさんからお聞きします。菊池恵楓園に入所された年をお聞かせください。

（Sさん）

私は1943（昭和18）年8月13日、菊池恵楓園に入所しました。

一というと、ちょうど虹波の研究が始まったころですね。Sさんは入所してすぐ虹波の対象になったのですか。

（Sさん）

8月入所で9月には受け始めたからすぐでしたね。私が入所したころは宮崎園長独裁でしたから、（虹波の治験を受けるにあたって）異論は差し挟めない時代でした。新患だった私は、まず園長室に呼ばれて身体検査や家族構成、家族の病歴などさまざまな調査を受けました。そして、「新薬があるからそれを試してみよう」ということで虹波を受けることになりました。

その当時のハンセン病の治療薬には、大風子油の筋肉注射と丸薬の2種類ありました。お金を持っている人は、ヒドノコールという大風子油を精製した薬剤を筋肉注射していました。伝手を持っていた人はそのような治療をしていましたが、ハンセン病の治療をまったくしたことがなかった私は、いきなり園長から新薬を試すと言われました。「虹波」という名前は聞いたこともありませんでした。

当時、定員20人の36畳敷の和室に園内作業者を除く12、3人が共同生活をしていましたが、その部屋に戻った私が「虹波という新薬を使うことになりました」と伝えると、長老から「研究にかかったか」と、喜びともつかない、悲しみともつかない、なんとも言えない表情で言われました。

虹波の投与は1日3錠から始まりました。園長の目の前で服用しなければならず、自室に持って帰ることはできませんでした。だから、体調が悪いから捨てるということではできなかったわけです。私はわりと栄養状態が良かったのですが、当時はどの人も皆痩せていました。そのような状態で虹波を毎日3錠ずつ飲まされているうちに、投与開始から1カ月するかしないかぐらいに胃けいれんを起こしました。とにかく胃がでんぐり返って、痛くてたまりませんでした。この痛みが20日か1カ月に1回起きていました。この痛みが来ると、当時の貧しい給食でさえいただくのをほどほどにして、おかゆなどを食べていました。内科の診察を受けると、ぶどう酒のような酸っぱい栄養剤が薬瓶に出ていましたので、それを食事前に飲み、食事はほどほどにしていました。胃けいれんの原因が虹波であると分かっていたら、園長に投薬をやめるように言えましたが、分からないものですから、1945（昭和20）年の終戦まで服用を続けてしまいました。服用する量もだんだん増えてきて、最後は最高で1日30錠飲んでいました。それでなおさら胃けいれんが起きて、寮の部屋長さんが心配していろいろ言っていました。宮崎園長独裁の時代だったから入所者がもの申すことはなかなか難しかったですね。

私が入所した1943（昭和18）年の自治会会長に入所者数を聞いたところ、1150人ぐらいのことでした。そして1年で115人前後の方が亡くなっていたと記憶しています。誤差はあるでしょうけれど、1年で入所者の1割以上が亡くなっていたわけです。

私が住んでいたのが中18寮、そのななめ前の中16寮が夜伽場、火葬場が檜山の角にありました。亡くなった人は大八車でそこに運ばれていました。そして黒い布をかぶせて、檜山の中のけもの道を通って火葬場に行っていました。

虹波の投薬が行われていた方のお骨は青色になっていました。私なぜ亡くなった方のお骨を見ることができていたかという、私の故郷は浄土真宗を信仰していて、お寺さんと仲が良く、日曜のたびにお寺さんに行って和尚さんの説教を聞いたりしていました。そのような関係もあり、17、8歳ぐらいから以前恵楓園内にあった礼拝堂にお参りしていました。周囲からは、「お寺の子みたいだね」と言われていましたね。その後、真宗の世話人になり、真宗の門徒が亡くなると野辺の送りについていってお骨を拾ったりするようになりました。そのような機会があったために、虹波の投薬を受けた人のお骨が青くなるということも早くに知ったわけです。一般の人はその話を噂としては聞いていたかもしれませんが、私はその現物を若い時分に実際見たわけですから。それだけ体にこたえる強力な薬だったんだろうなと思います。

虹波の投薬は終戦後中止になりました。昭和20年の東京大空襲で厚生省の材料所が全部やられて、大風子油などの衛生材料の在庫が尽きてしまいました。そのため、戦後の大風子油による治療は恵楓園の在庫でまかなっていたのですが、それも底をつき、戦後しばらくは治らい薬による治療を受けられませんでした。

その後、1948（昭和23）年に登場したのがプロミンです。神経型、結節型、斑紋型からそれぞれ選ばれた患者が投薬治療を始めました。私は翌年の1949（昭和24）年からプロミンによる治療を始めました。プロミンは結節型と斑紋型の患者に著しく効果があり、全身に潰瘍ができていた人でも半年ぐらいで潰瘍が乾いて良くなっていきました。私は5gずつ静脈注射を打ってい

ました。しかし、栄養失調の影響があったのかもしれませんが、プロミンを打ったために神経痛を引き起こして手足が下垂してしまいました。神経痛にも、キリキリと錐をもむような神経痛と、夜になっても手足がだらしくて一時もじっとしてられないような“だら神経痛”の2種類があります。私は、幸か不幸かだらしい方の神経痛でした。キリキリ痛む神経痛の患者の中には神経痛の症状が治まると手足の下垂が戻る人もいます。私の場合は右手と足がすでに下垂で左手だけはまだその症状は出ていなかったものの、プロミンを打ったために左手も下垂になってしまいました。

今思えば、プロミンを打たなければ自然治癒していたのかもしれませんが。私の記憶によると、おそらく入所者の10~15パーセントは自然治癒していたと思います。片手の下垂や口唇の下垂など体の1カ所に障害が出ているのみで本病は動かないような入所者がたくさんいますから。プロミンなどを受けたことで、かえって体調を悪くしたといった具合です。

虹波の話に戻りますが、私は飲み薬を使っていた、Rさんは塗り薬を使っていましたね。他に筋肉注射、静脈注射、のどからの吸入、尿道チューブにより膀胱への注入、肛門からの注入、脊髄注射、女性の場合は膣口からの注入など、体内に入りさえすればどこからでも薬剤を入れていました。また、何週間かに1回、園長診察があり虹波の効果を確かめていました。私は神経型だったため、投薬初期には何の反応もありませんでした。そのことを園長にずっと伝えていましたが、たまには「麻痺が少し消えてきたような気がします」などとウソをついていました。園長はそれに喜んでいましたね。

—Sさんは錠剤を使われていたのですか。

(Sさん)

ずっと錠剤でしたね。「わかもと」よりやや小さめの錠剤で、うろ覚えですが、色はブルーだったように思います。

—入所されたのは18歳ということでしたね。

(Sさん)

私は1927(昭和2)年4月3日生まれです。1940(昭和15)年に旧制中学に入学して、当時5年制だったのですが、戦時中のため1年早く4年で繰り上げ卒業しました。1943(昭和18)年4月には学徒動員があったので、あまり勉強はできず農作業などをやっていました。

本病で初めて病院の診察を受けたのは、光田健輔の出身地である山口県防府市の中央病院で、麻痺した部分や皮膚の冷たい部分を温かい試験管や針、筆などを使って調べられました。当時、ハンセン病と結核に関しては軍医が最も診断力があったのですが、ここでは病名を宣告されませんでした。そのため、山口の日赤病院に行きました。そこでも「これは梅毒ではなさそうだ」とは言われましたが、病名の宣告は受けずじまい。その後、門司の鉄道病院で診察を受けました。

ここでは全身裸になって足の斑紋の皮を剥がされましたが、自分ではそれに全く気付きませんでした。最後に九州大学の皮膚科を受診して、ハンセン病という宣告を受けました。そのまま帰らずに菊池恵楓園に来ました。

病院がハンセン病の宣告を渋る理由はというと、当時のハンセン病行政は内務省管轄で、警察が剣を掲げて家庭調査に来ていた時代でしたから、病院でハンセン病の診断を下すと、その後の手続きが大変だったわけです。警察も医者もらい予防法がどのようなものかということには分かっていますから、大学病院で宣告させる手はずだったのではないのでしょうか。診断後、ハンセン病であると分かった場合は1週間以内に県に報告して、内務省から警察が来て消毒等をしていました。

山口県は長島愛生園の管轄でした。そこで、父方と母方の親類が長島愛生園と菊池恵楓園を訪問して、どのようなところか調べてきてくれました。長島は島だからかわいそうという意見があり、また当時の菊池恵楓園の宮崎園長がクリスチャンだったため、“殺されることはないだろう”ということで、菊池恵楓園に連れてこられたわけです。

入所前、熊本市の銀丁百貨店で最後の晚餐ということでサンドイッチをいただき、恵楓園に連れてこられました。園にやって来てすぐ、解剖承諾書に印鑑を押すように言われました。

—「解剖願」という名称で、まるで患者さん側からお願いするような書式になっていますね。

(Sさん)

解剖されるのに、お願いまでしなくてもいいですよ。

—戦後、虹波の治療は受けていないというお話ですが、文献によると、宮崎松記は戦後もこだわって虹波の研究を続けているんですよ。1947（昭和22）年10月10日に、「プロミンは一般に言われているほど効果があるとは思っていない。むしろ虹波の方がハンセン病には効く」と文章に残しています。

(Sさん)

妄想ですね。

—また、1949（昭和24）年12月に、当時『感光色素』という雑誌が京都大学から出ていました。そこに、光田健輔が志賀と連名で論文を載せています。そこには、恵楓園で虹波の治療を始めた経緯が書かれています。ですから、虹波の治療は戦後も行われていたということになります。プロミンよりも虹波の方が効くという認識であったわけですね。

(Sさん)

入所者がお世辞で言ったのを本気に受け取っていたのでしょうか。結節型の場合、結節が急には

びこって全身に潰瘍ができるという患者が多くなりました。その症状を見て「らい菌が外に出ているのだからいい」という診断にするのであれば、薬の効果があるということになるのでしょうかね。体が衰弱して死んでしまったら、病気が治ってもですね。間違いもいいところですよ。

—虹波の治験に関する陸軍への最初の報告書である 1943（昭和 18）年 10 月 10 日の「虹波のらいに対する効果試験報告第一報」に、「昭和 17 年 12 月 9 日から治験を始めて本年 10 月に至るまで約 10 カ月間、371 例の実験成績」という記述があり、そこには信じられないことが書いてあります。「虹波のらいに対する効果 有効／81.9 パーセント、無効／16.4 パーセント、憎悪／1.6 パーセント」という報告を行っているんですね。

（S さん）

虹波で良くなった人はいないと思いますよ。

—その一方で、戦後、「最初全収容患者一千名の熱烈な支持協力を受けていた本研究も遂に昭和 18 年 11 月以降は治療を拒否する患者続出」という話が出てきています。

（S さん）

病気の症状が進んで、命にかかわることになるからやめるという人が出てきたわけですね。私はハンセン病の治療をしたことのない新入患者だったから、もっけの幸いで喜ばれたのでしょうか。

—ウソをついて麻痺が治ったという話をまともに受けて、効果があった方に加えて報告をした直後に、患者たちは病状がひどくなったということを正直に言い始めたんでしょうね。

（R さん）

虹波に限らず、薬は体に何かしらの反応が出ますよね。医者はそれを良い兆候として捉えるんですよ。

（S さん）

そう、熱こぶが出たら薬が効いていると解釈するから。

（R さん）

とにかく熱は出るわ、眼球などにいろんな症状が出るわけで、しょっちゅう医者にかかっていました。すると、「それは薬の効果だ」とか「これから良くなるのだから」とかですずっと薬を続けるわけです。

（S さん）



病気が動くと言われていると解釈したのですね。

(Rさん)

薬に関してはそういう捉え方がありますよ。それが良い反応なのか悪い反応なのか、医者は良い反応というふうに捉えがちなんですよ。

—自分に都合が良いように捉えたということですね。

(Rさん)

そうですね。良くなったのが81.9パーセントということであれば、そういう解釈以外には考えられませんね。まったくもって主観的ですよ。

(Sさん)

最も苦労したのは、熱こぶと言って40度近い熱が出るわけですよ。その熱こぶにプレドニンやサリドマイドが100パーセント効くということで、これらの薬が使われるようになってから熱こぶに苦しむ人はいなくなりました。同じ寮の中にも熱こぶに苦しむ人がいましたよ。布団を敷いて寝ていると、かいた汗が畳にまでしみていましたから。畳にカビが生えるぐらいでした。

—虹波の副作用がひどかったのでしょうか。1944（昭和19）年5月20日に出た「虹波のらいに對する効果試験報告第二報」（国立療養所菊池恵楓園所蔵）は「虹波の副作用について」という副作用専門の報告書になっています。ですから最初のころは、体に反応があると良い兆候だと見ていたのが、だんだんとそれでは済まなくなったということでしょう。さきほど、「最後は30錠服用していた」という話がありましたが、薬が効かないと量をどんどん増やしていったのでしょうかね。

(Sさん)

当時の教育は天皇中心で奉安殿を拝むという時代、上に対してものを言える雰囲気ではなかったのですからね。だから、朝からそんなに薬を飲まされても何も言えなかった。今思えば、よく生きていましたよね。

—胃けいれんはやはり薬の副作用と思いますか。

(Sさん)

そう思います。それこそ七転八倒の苦しみでした。お茶も水も飲めないほど胃が痛みました。

—報告書にも、副作用の症状に「全身がけいれんした」とありますからね。

(R さん)

恵楓園での虹波の治験者が 170 人もいたというのは知らなかったですね。

—こちらはもっと多いですよ。「一年間で三百何十例」とありますから。

(S さん)

そういう人の中から治験を拒否する人が出てきたり亡くなったりで、治験者が少しずつ減っていったんでしょうね。

—だから最初は入所者の 3、4 割を治験の対象にしていたということですね。

(R さん)

(病気を治したい一心で) 患者は藁をもすがるといふ思いなんです。大風子油の他に何もないでしょ。新薬と言えば皆飛びついていました。今思えば、私も始めた当初は誇らしげにしていましたから。

—R さんの生年月日と入所日を教えてくださいませんか。

(R さん)

1931 (昭和 6) 年 3 月 11 日生まれで、菊池恵楓園に入所したのは 1942 (昭和 17) 年 9 月 26 日です。虹波の治療を始めた時期は覚えていませんが、陸軍から菊池恵楓園に虹波の治験依頼が 1942 年ということですから、それぐらいからでしょうね。私の場合、塗布での治療でしたから、影響が少なかったのでしょうか。幸い、今まで命を長らえていると思います。

—入所されて 3 カ月ぐらいして治療を始められたんでしょうね。

(R さん)

当時は少年舎に住んでいましたが、治療は治療棟の園長室で行われていました。一人一人園長室に呼ばれて治療を受けていたので、他の人がどのような方法で治療をしていたのか見ることはできませんでした。私の場合は塗り薬でした。本当に緑色の薬でしたよ。虹波の治療を受けた方の遺骨を見たことはありませんが、骨に色が付いていたということは、並大抵のことではないと思いますよ。ところで、陸軍の第 7 研究所というのはどういう組織だったのですか。

—この研究所は、実は原子爆弾を開発するところだったようです。

(R さん)

それは聞いたことがありますね。そしてこの虹波が原爆症の治療薬だったのではないかという話も聞いたことがあります。

—「物理兵器として原子爆弾を担当」、それから「兵器に対する化学的諸作用の生理学的研究」とありますね。この生理学的研究という点で、熊本医科大学の波多野教授が感光色素に着目し研究が始まったんですね。「熊本医科大学の波多野、今永という 2 人の教授と恵楓園の宮崎園長と志賀医務課長が研究を進めていった」ということですね。

(R さん)

だから、「虹波」という薬剤名を書いていなかったんでしょうね。陸軍の機密扱いだったから。

—現在、恵楓園に残っている資料もほとんどが機密扱いだったんでしょうね、報告書の宛名が「第 7 陸軍技術研究所」になっていますから。R さんは塗布の治療を終戦までされていたんですか。

(R さん)

そうですね。終戦後は陸軍自体が無くなったわけですから。ただ、先ほどの文献によると 1949 (昭和 24) 年まで治験が行われていたということなので、その一部の組織だけは生き残っていたんでしょうね。菊池恵楓園では 1948 (昭和 23) 年 11 月からプロミンによる治療が始まっていますから、虹波での治療と期間が重なっていますよね。私はその後、プロミン治療を始めたから。プロミン治療の希望者 130 人のうち実際に治療する 31 人に選ばれたのは、虹波の治験者であったことも大きかったのではないのでしょうか。私の場合 L 型ですが、同じ症状でも治験に選ばれなかった人もいますから。私は虹波の治験も忠実に受けていたから、プロミンもまた試してみようという気があったのではないのでしょうか。さきほどの報告書の文面では、宮崎園長はプロミンよりも虹波の方が効くという考えだったようですから、実際にプロミンと虹波、どちらが効くか試されていたのではないのでしょうか。最近、そのようなことをふと考えたことがあります。

(S さん)

宮崎園長と志賀園長は戦後、虹波を利用して進駐軍にも食い込んで入所者の食糧や医療材料などの物資を調達したんですよ。だから、宮崎園長が 100 パーセント悪とは言いきれない部分がありますね。犠牲者を出しながらも、全体を助けていこうという政治的な判断があったのかもしれない。

(R さん)

宮崎園長はプロミンよりも虹波の方が効くという考えでしたが、光田健輔も昭和 20 年代はプロミンよりも大風子油の方が効く、プロミンはあてにはならないと言っていましたから。やはり

古いお医者さんの中にはそのような風潮があったのではないのでしょうか。プロミンによる劇的な治癒の仕方を目の当たりにしたら、効果を認めないということは到底考えられませんよ。それでも大風子油の方が良いという考えですから。今どき出てきた薬はあてにならないということをずっと言っているわけですから。そう考えると怖いですよ。

—彼らが三園長証言を行っていますね。

(Rさん)

そうですね、あの証言は治るということを前提にはしていなかったから。

(Sさん)

プロミンによる初めての治癒退所者が昭和 26 年に出ていますが、それでもそれ以降の退所者は出していないからですね。

—戦前と同じ発想で戦後のある時期までハンセン病対策を行っていたわけですね。

(Rさん)

そうですね。彼らが頭の中を切り替えられなかった間に亡くなった人もいるわけですから。

—虹波を打たれて亡くなった人がだいぶんいらっしゃるという話をお聞きしましたが。

(Rさん)

私たちと同じ年代で虹波の治験を受けた人間が他にも元気です。彼らが飲み薬あるいは注射を受けていて今まで命を長らえていたとしたら大したもんだけど、（飲み薬や注射により治験を受けた人で現在生きている人は）ほとんどいないですよ。

—ちなみに、「虹波」と命名したのは、第 7 陸軍技術研究所の長沢重五中将です。また、「波」の字は、熊本医科大学の波多野教授の名字の一字から取ったということなんですね。虹波を題材にした映画が作られたということはお存じですか。

(Sさん)

それは知らないですね。写真などをよく撮っていたことは覚えていますがね。

—私も映画があったという話を知ったのは、ネットでたまたま調べものをしていた時なんですよ。今はそのサイトがなくなってしまったので恵楓園の資料で探してみたところ、その映画に関する資料が見つかりました。表題に第 7 陸軍技術研究所、監督は宮崎松記になっています。撮影がイ

シハラケンイチ、字幕がマツダモリキチです。だから、映画が作られていたことは間違いないですね。題名は「虹波のらいに対する効果」です。「陸軍兵器行政本部第7陸軍技術研究所は国立らい療養所菊池恵楓園に委嘱して虹波のらいに対する効果試験を実施せり」という前置きのようなくだりがあります。「第7陸軍技術研究所 長沢重五」と「第5課長 陸軍軍医 大佐 松崎陽」という名前が最後に出てきます。この映画を見た人の回想が残ってしまっていて、その中に、それまで歩けなかった人が虹波を注射した途端に歩き出した、劇的に効いたようだと記述されていたんですね。それは本当なのかなと、あまりの痛さに堪えかねて歩き出したんじゃないかと思うんですよね。すごく効いたと宣伝しているんですよ。

(Sさん)

虹波で痛めて神経痛で立てなかった人が、虹波をやめたら良くなったという人はいますよ。

(Rさん)

インターネットにそのようなサイトがあったということは、わりと新しいですね。

—これは志村さんから虹波の話を最初に聞いた時に調べたので、今から3~4年前のことです。東京の方でしたので、第7研究所で上映会があって、それをご覧になった方ではないかと思えます。お二人がご存じないということは、恵楓園での上映はなかったということでしょうね。

(Rさん)

見たことはないですね。

—やはりこの映画も機密扱いですから。だから、8ミリなどに映像を残しておいたとしても軍がボツにしたんでしょう。

(Rさん)

このイシハラさんは恵楓園のレントゲン技師で、この方がカメラ専門だったんですよ。だからイシハラさんが撮ったフィルムが山のようにあるはずなんですけど、それがありませんよ。例えば炭焼きや葦北での塩作りなど患者作業の写真をたくさん撮っており、その上映会はありました。しかし、この虹波の映画は見ていないですね。

—効くか効かないか分からない薬をあらゆる濃度で注射していたという話も聞きましたが。

(Sさん)

そうですね。濃くしたり薄くしたり、量も変えていました。

(R さん)

(この薬は効くはずという) 確信を持っているところが怖いですよ。

(S さん)

結節型の患者は見る見るうちに悪化していきましたから。

—1942 (昭和 17) 年 12 月から戦後の 7、8 年は虹波の研究を続けていたんでしょうね。実はこの虹波、今でもあるんです。「ルミン」という薬で、体質改善のために使われています。だから、虹波はまだ生き残っているんですよ。

(R さん)

それはさもありだな。体質が変わって病状が悪くなるわけだから。

—戦時中、陸軍から委託を受けて虹波を作っていたのは現在の佐藤製薬です。

(R さん)

そのあたりには映画のフィルムも残っているんじゃないですか。この虹波も含めて、ハンセン病に効く新薬が出たとして何度か新聞紙上をにぎわせたことがあります。患者はその都度喜んでいましたよ。

(S さん)

そうそう。そういうことを何度か繰り返していくうちに、私のように「研究にかかったか」と言われるようになったんですよ。

(R さん)

プロミンを希望した時も実は半ばやけっぱちで、“どうせ今回もダメだろう、また今度も騙されるか” と思っていました。だから、当時入所者は 1500 人ほどいましたが、130 人しか希望の付け出しがなかったわけです。みんな疑心暗鬼で耐えていました。

(S さん)

騙されて痛めつけられてきた経過があるからですね。

—戦後の 1947 (昭和 22) 年か 1949 (昭和 24) 年の熊日に、虹波を畑の大根に使ったという記事が出ていますよ。要するに体質改善ですから野菜にも効くのではないかということで、品種改良の実験をしたようです。

(R さん)

化学者の間違いというのは本当に恐ろしいですね。

—それを、信念を持って進められたのだから、治験の対象にさせられた人たちはたまらないですよね。

(S さん)

我ながらよく生き延びたと思います。

(R さん)

今になってみるとそう思いますよ。さきほどの製薬会社が虹波を長島愛生園でも使用するよう  
に依頼したと文献に書いてありますね。

—実は、第7陸軍技術研究所の中でも、理化学研究所の尾形輝太郎と東京大学の落合英二の2人  
が中心になって開発チームができるんです。こちらでは宮崎松記たちが開発したものとは別の感  
光色素を開発しました。

(R さん)

リファンピシンも菊池恵楓園の入所者の中から10人ほど選ばれて、何カ月間か治験をしまし  
たよ。その結果を本省に上げていたようですが、恵楓園では成績が良かったみたいですよ。しか  
し、この薬で悪くなった人もいるし、実際うちの妻はすごい熱が出たんですよ。しかし、それを  
医者からは好転反応と言われました。その後、リファンピシンをやめてから良くなったのですが、  
それは薬が効いたからと言われましてね。医者から好転反応と言われると、素人は“そうかな”  
と思いますよ。患者はその薬に一生懸命すがっているわけだから。リファンピシンの場合も、妻  
は毎日、注射場に行って看護婦さんの目の前でちゃんと飲んでいました。

(S さん)

恵楓園ではいろんな治験がありましたよ。注射をされて熱が出て寝込んだこともあります。そ  
んな時は砂糖をいっぱい入れた粉ミルクを1杯ごちそうされていました。

(R さん)

プロミンも初めのうちは午前と午後に2g ぐらいずつ受けていて、取り扱いが慎重でした。し  
かし後ではいい加減になっていたようです。

(S さん)

栄養失調の時に5g も打ったらきついはずですよ。今はもう慎重に扱うけれどね。

(Rさん)

さきほどSさんもおっしゃったけれど、プロミンは私のようなL型の患者にはよく効きましたが、T型と呼ばれる患者はたいがい神経痛を起こしていましたね。それこそ、プロミン治療を行う以前は健常者よりも元気だった人の病状が悪化してね。どんな薬でもそうですよね、体にとって薬は異物なのだから。

—Sさんは虹波でもプロミンでも苦しめられて大変だったですね。

(Sさん)

治療という治療はしたことがないから、療養所に入らない方がかえって良かったのかもしれないですね。



聞き取り⑱

Tさん（元熊本県職員）

（Tさん）

県庁には1945（昭和20）年に入ったのですが、ずっと土木課にいました。1958（昭和33）年4月に予防課に転勤で来たわけです。

—当時のことを率直なところのご感想をですね…。ハンセン病隔離政策、国の法律に則って、県はそれを執行する機関であったのですが、国の隔離政策の文書がどういう観点で国から流れてきたのかどうか、国の指示があったのかどうか、そういった指示を受けて、県としてどういう判断の下に隔離政策にかかわっていったのか。

（Tさん）

一番はじめにハンセン病患者の人は本妙寺に、私の子どものころですよ、相当おられました。そして線香を売って、手が曲がらないで、だんごを作って売ったりしていたわけです。それが、いつごろ法律ができて、「それを全部収容しろ」というのが何年だったのか、私が予防課に来たのが1958（昭和33）年なので、それがはっきりしません。厚生省の命令によって相当出て行って、ハンセン病患者はほとんど本妙寺だけだったのですね。

—本妙寺事件は1940（昭和15）年でしたけれども、戦後も本妙寺にたくさんいらっしゃったのですね。

（Tさん）

あー、そうです、そうです。それは強制収容だったらいいです。私が知っているのはその後のことです。ハンセン病患者が田舎におられるわけですね、郡部に。そこにおられると通報を受けたら、お医者さんと一緒に説得しに行っていたわけです。説得して納得された方を「恵楓園の方がいいですよ」と。地元におられる方は、みんな村で（仲間）はずれになってしまっているわけですね。人の目立たないような所に住んだり、そういうことをなされていた。

私が3回も4回も主査と一緒に勧誘に行っていたのが1958（昭和33）年、1959（昭和34）年、1960（昭和35）年です。勧誘についていき、お年寄りの家に行った時など、ばあちゃんが「恵楓園に行くより、私はハンセン病がうつってもけっこうです。こんまま家におりますから、もう来んでください」と言ってですね。顔にちょっと出ていたですね。

もう一つはこういうこともありましたね。若夫婦に、赤ちゃんがまだ2つか3つぐらいの時、奥さんに出たんですよ、顔ではなくて。そういうのがあったので行ってですね。「恵楓園に行くなら病気がよくなるよ」と言ってですね。

当時、ハンセン病はよくなっていたのです。私たちのころはハンセン病はうつらない、接触以

外はですね。傷に接触したらうつるけれども、話したりしてもうつらないということで、私たちはそういうことで話に行っていました。ですから、恵楓園の人たちと予防課とで野球をしていました。うつらんということがあってですね。恵楓園の患者さんも入られて、職員の人と一緒にですね。

恵楓園の中は私も 2、3 回行きましたが、楽しい雰囲気だったと思いますがね。そこを、いじめたとか何とか、と出てくるので、私たちもそんな馬鹿なことがあるもんかと…。相当いろいろ世話をしていたのですよ。

夫婦住まいの家と個人の家が分かれていて、あそこで結婚をする人もいるわけですね。あその結婚は届けとか何とかではなくて、あその独自でですね。でけたなら夫婦部屋に入れるということになっていたわけですね。後から夫婦部屋が、一軒建てが少なくなったからと広い部屋にカーテンを張って、そこに住まわせていた。そこを私も見に行ったことがあります。

一話は戻りますが、二人暮らしのお年寄りのように、「恵楓園に行かなくてもいい」と言って行かなかった人は、どうになりましたか。

(T さん)

予防課で、私の隣の席にいた無らいの担当は…、その他にどのくらいおりましたかね。20 かそのくらいいたのではないのでしょうか。月に 1 回、県から医者も一緒に行って、薬なんかを持って行っていました。診察のためにです。家族も全部です。生活保護を受けている人もいたので、医療補助金ですか、そういうものを持って行っていた。私は持って行っていかなかったけれども、ハンセン病の担当がですね。ハンセン病の担当とは席が隣同士なものですからね。家も隣同士でした。

私はそのころは結核の方で…、結核も強制収容をしていました。結核を 2 年して、精神病を担当していました。そっちの方をしていたので、ハンセン病の方はですね、そういうことで…。みんな訪ねて、毎月行っていました。恵楓園に入らないからと、無理やり引っぱってきて入れるということはなかったです。全然、その後はしていませんね。

一葉を届けて、それで治った人もいるのですか。

(T さん)

ほとんど治ってですね。恵楓園の横を走る電車で、ハンセン病患者の人が乗っているわけです。タオルかなんかを被って。その人たちはうつらないと先生から診断を受けて、外出も認めてあったわけです。そういう患者さんたちは電車に乗って行かれていたわけです。「タオルを被っている…、らい病患者がおるぞ」という話をしていました。

有名な黒髪小学校問題はご存じですか。黒髪小学校に子どもを入れると言ったところ、家族がみんな反対しましてね。しかし、最後はどうなったんですかね。最後までは知りませんが、ハ

ンセン病患者の子どもさんが入ったのではないのでしょうかね。全然うつらないということですね。

恵楓園の中にハンセン病の医療刑務支所がありました。私たちが刑を終えた人を、厚生省が言ったところに、車を貸し切って、半分が郵便車になった客車をですね、その時は「阿蘇号」と急行「霧島」とか、それに1台連結してもらって、私たちが3人で行き、弁当なんか全部買って、金は一切使わせないで、決まったところの東京の多磨全生園とか青森の、名前は忘れましたが、それと温泉のあるところとか、長島愛生園ですね、それと鹿屋に、刑を終えた人を送って行っていました。送っていくと、先方の園が受け取らないのですね。犯罪者なものだから。「厚生省から言っているはずですよ」と言っても、「聞いていません」と言ってですね。連れて戻れないので、置いて帰っていました。費用は県費ではなくて国費でしたよ。送っていくのは3人なので、違う係の者も手伝っていました。「若手が行け」ということで、私は相当送って行きました。

—若夫婦で奥さんにハンセン病が出たということですが、その方は治ったのですか。

(Tさん)

それがですね。「恵楓園に行くよ」と言っていて、奥さんだけが恵楓園に行ったわけですね。奥さんが若いものだからいろいろ男性との関係があるものだから、ご主人が恵楓園から引き取ると言っていて、その時は強引に連れて帰られたそうです。その時完全に治っていたかどうか分かりません。おそらく良くなっていたと思います。

—その後、再入所されたのですか。

(Tさん)

再入所はされていないらしいです。薬もやらないでいいようになり、そこの家には薬も持って行っていません。治ったという扱いだっただけです。そういうところが、担当者でないとはっきり分からないです。

—通報があり訪問されて、入所を勧められたのですか。

(Tさん)

だいぶん勧めに行っていました。入られた人はどのくらいですかね。薬を持って行っていたので、それが人吉とかの山奥、天草なんか人もいないような所でした。私たちが訪ねて歩いていくのに、自転車でもいけないようなところでした。皆さんと一緒にいた人もいましたよ。みんなの人が嫌われているということでもなかったですね。

—その当時、プロミンは園の中でしか使えない薬だったのですけれども、それを持って行くこと

ができたのですか。

(Tさん)

先生と一緒に行っていました。

—それは恵楓園の先生ですね。

(Tさん)

いいえ、先生は県の方からです。

—県の先生がプロミンを手に入れることができたのですか。

(Tさん)

さあ、そこまでは…。そういうところは、私は詳しい内容は分かりません。

—県の医師はハンセン病の専門でしたか。

(Tさん)

専門ではなかったですね。

—皮膚科の医師ですか。

(Tさん)

何の専門かはよくは知りませんでした。

—持っていった薬はプロミンだったのですか、それとも一般的な薬だったのですか。

(Tさん)

その点は分かりません。持っていったのはお金が中心だったと思います。お医者さんが行くのは最初の1回だけでした。

—お金の名目は何でしたか。

(Tさん)

生活保護費だったと思います。たいてい何も仕事をしていない人が多かったからですね。

—らい予防法の中にある家族の援護とかそういう名目の費用なのか、それとも純然たる生活保護費だったのか、どちらですか。

(Tさん)

それがどちらだったのか、何も聞いていなかったなので、私も疑問に思っています。確か県費でなくて国費だったと思います。国の全額補助でした。県の持ち出しはありませんでした。担当者がお金を送ろうとしたら、課長に「送金したら駄目。持って行かんといかん」と怒られていたのを知っています。担当者がやっていたので、私がお金を持っていくことはなかったですね。その時の担当者は亡くなっています。生きとられたら90歳ぐらいになっておられるでしょう。

—1958（昭和33）年に予防課になられた時、ハンセン病のことやらい予防法のことについて研修はありましたか。

(Tさん)

研修などは受けたことはありません。私が担当していた精神と結核はものすごく忙しく、結核は強制収容が多かったです。精神では家で暴れている人を連れて行く、そういう仕事をしていましたからね。予防課に医師志望で医者になれなかった人がいて、この人がしていたけれども、ハンセン病の方は全然この人はしなかったですね。

—仕事をしながら覚えていったということですか。

(Tさん)

そうです。そんなに詳しくは知らないで、話を聞くぐらいだったですね。

—お仕事は、患者さんがいるという通報を受けて、恵楓園の入所を説得に行くことだったのですね。

(Tさん)

そうです。私が実際に担当者について行ったのは2件だけです。老夫婦と若夫婦の2件とも1959（昭和34）年です。

—予防課におられた5年間で2件だけだったのですか。

(Tさん)

私が行ったのは最初のうちだけです。その後は結核と精神病が忙しくなってきました。医療刑務支所からの移送はやりました。

—担当者の方は年間何件ぐらい説得に行かれていましたか。

(Tさん)

担当者はほとんど出張ばかりでした。部屋にいることはほとんどありませんでした。1回行くのに2泊3日はかかっていたでしょうね。バスが通らないような所が多かったからですね。ハンセン病の仕事は医療費を持って行くだけです。後は別に何もなかったからですね。入所の説得は、係長が時々一緒に行っていました。係長は結核が専門の医者でした。入所の説得には、通知があったらすぐ行っていました。ちょっとでも見たら、電話がかかってきます。みんな行っていたかどうか…。電話してきた人とワーワー言って、けんかなんかもしていたようなことを聞いたこともありますからね。

—住民から「うちの近くにハンセン病らしい人がいます」と直接予防課に電話があったのですか。

(Tさん)

ありました。恵楓園にも電話があったのでしょうか。そのへんはどうでしょうかね。恵楓園に電話がかかったら、恵楓園から予防課にあったのではないのでしょうか。恵楓園が直接は勧誘などに行っていないからですね。勧誘は県が全部やっていたので、恵楓園が行くことはなかったですね。

—町村役場や警察などからも連絡が来ることはありましたか。

(Tさん)

警察もあったと思います。役場からが一番多かったです。ほとんどが役場です。しょっちゅうガミガミやっていたから。役場が言っても聞かんから、ということでしょうね。役場には本人ではなくて、近所の人が電話しているのかもしれませんが。役場から電話があつて行ってみると、「私はハンセン病ではありません」と言われるわけです。

—勧誘に関係することで、菊池事件について聞いたことがありますか。

(Tさん)

私は聞いたことがないですね。熊本ではなかったと思いますね。私が5年間予防課にいる間は、1回も経験していません。

—予防課のハンセン病の担当者が、恵楓園の医師と一緒に行って診断することはありませんでしたか。

(Tさん)

恵楓園の先生とは…。恵楓園の職員とは飲み方とかやっていましたし、そういうことはあったのではないのでしょうか。恵楓園とはちよくちよく打ち合わせなどもしていましたから。

—恵楓園の医師と一緒に訪問していたのですね。

(Tさん)

いや、それはなかったです。

—恵楓園とは何の打ち合わせをしていたのですか。

(Tさん)

医療刑務支所からの移送の打ち合わせが多かったと思います。そういうことで飲み方がありました。

—ハンセン病の人の診断書が回ってくることはありませんでしたか。

(Tさん)

予防課で診断書を見たことはありません。

—電話の情報だけで、行かれていたのですか。

(Tさん)

そうです。役場の人は説得にはついて来ていました。警察は来ていなかったですね。

—戦後は保健所がハンセン病の担当でしたが。

(Tさん)

保健所はハンセン病については何もしていませんでした。保健所はハンセン病には立ち合っていないかったですね。ハンセン病の方は、ほんとに予防課のハンセン病の担当者が一人でやっていました。

—県庁の職員は、予防課がハンセン病に従事していることはみんな知っていましたか。ご家族もご存じでしたか。近所の人はどうですか。

(Tさん)

車で送って行くもので、そのことで県庁のみんなは知っていました。家族も知っていました。近所の人たちから、仕事に関して何か言われるようなことは全然ありませんでした。

— 恵楓園の職員には危険手当があったのですけれども、何か手当はありましたか。

(Tさん)

そういうものは何もあります。結核、精神病も何も手当はありませんでした。

本妙寺の時は、どうやって入れたのでしょうか。あの時はおそらく…。しっかり覚えています、私たちが子どもころ、線香を売ったり、ダンゴを作っていました。私たちはそれを買って食べていましたからね。ハンセン病なんてことを知らないのですよね。子どもの時正月やなんかで行っていました。ハンセン病ということを知らなかったのですね。顔がぐしゃぐしゃしていた人なんかはあんまり見ていなかったと思います。手が曲がった人などはおられましたね。

— 説得はどのようにしていたのですか。

(Tさん)

「恵楓園に行くと、施設は立派だし、そこで治療すればよくなりますよ」と言って説得に行っていました。施設もいいし、あそこの中は教会もあったし、お寺もあったし、そういうやつが全部ありました。きれいにしてあるしですね。恵楓園に入ったら、おそらくもう…。今でもまだ入って出ない人がいっぱいいるでしょう、それは立派なものですよ。今はどうか知らないけれども、昔もそんなに悪い建物ではなかったですよ。部屋をのぞくと、きれいにしてあり、庭の木なども患者さんがしてですね。ですから、あそこに入った人は…。何人入ったかというのは、私がちょっとそこまでがつかみきれないのです。その後、何人が恵楓園に行かれたのかは、当時の担当者でないと分かりません。

— 説得に行かれた時は、恵楓園の説明は口頭でされたのですか。案内のパンフレットなどはなかったのですか。

(Tさん)

そういうのは何もあります。全部口頭です。写真なんかもありませんでした。

— 入所することを断った人に、その後また何回か通って説得し続けることはなかったのですか。

(Tさん)

医療費を持って行って、「ここにいるよりも恵楓園に…」と、お茶を飲んで話してきた、と担



当者は言っていました。

一通報したのが近所の人とするなら、「患者さんがいるから、早く連れて行ってほしい」というような雰囲気が出たのでしょうか。

(Tさん)

あったのではないですかね。だから一軒家に離れていて、その人は長屋などには住んでいませんでした。

一時々苦情の電話があったのは、近所の人が役所に対して、「どうしてあの人を放っておくのか」ということがあったのですか。

(Tさん)

あったのではないのでしょうか。まだ、ハンセン病はうつると思っていましたからね。当時、ハンセン病になったら、手でも何でもなくなってしまう。ハンセン病は恐ろしい病気ということになっていましたからね。だから私たちがそれを取り消すために、「ハンセン病はそうでもない。接触さえしなければ…」と。ですから「お産しても傷とかなければ、ハンセン病は遺伝はしません」ということなども、私はそう聞いたので、そういう話をしていました。しかし、なかなか信用してくれないのです。

一実際に、近所の人から苦情の電話があったり、話を聞かれたりしたことはありますか。

(Tさん)

それは、私はないですね。「おそろしいから連れて行け」とかはないですね。担当者が電話でワーワーやり合っていたのは、地元の方から言われたからでしょうね。「けしからん」と、時々腹を立てていました。電話でワーワーやっていたことが何回かありました。しょっちゅうではなかったですよ。そういうことは1、2回あったですね。

一恵楓園で治療するのが一番と思って行く人もいれば、近所からやーやー言われてしょうがなく行く人もいた、ということですか。

(Tさん)

近所からやーやー言われてというより、もう離れているから、全然うちあわないのですね。結核患者がそうですよ。結核患者が寝ていたら、全然うちあわんで離れているでしょう。あれより、もっとひどいのですよ。その人がいるから困るということは…、ハンセン病と分かっているのに、離れてしまっているわけですよ。家を訪ねていくと、一軒家にいることが多かったですね、多

かったそうです。

—すでに通報があった時点で、もう社会から隔離されているような状態ですか。

(Tさん)

そうですね。

—役場にもハンセン病を担当する人はいたのですか。

(Tさん)

役場はしょっちゅう代わりますからね。この前はこの人だった、次はこの人だったというふうで…。お医者なんかも役場には当時いなかったですしね。保健婦さんも全然いなかったし、当時の役場は何でも屋ですよ。職員も少なかったしですね。町村合併の前ですから 90 いくつあったし、役場も狭かったです。

—説得されて恵楓園に入ることになった人は、恵楓園から迎えに行っていたのですか。

(Tさん)

私たちが迎えに行ったことはありません。おそらく恵楓園が車で迎えに行っていたのではないのでしょうか。県から…。私は 1 回も迎えに行ったことはありません。県にはそういう車はありませんしね。説得して「恵楓園に入る」と言われたら、恵楓園に連絡していました。

—残された家族に生活費のようなお金を持っていくようなことはありましたか。

(Tさん)

本人以外には、本人が恵楓園に入っておられれば、家族には持って行っていません。

—恵楓園から出られた人を訪ねることはあったのですか。

(Tさん)

そこまでは分かりません。何しろですね、サービスはものすごくいいから、あそこから逃げ出したという話は、私たちが聞いたことがなかったですね。塀もありませんし隔離のあれもありませんからね。全部塀で仕切ったということではないですから、自由に出入りできるし…。最初に入れた時はどうだったのか、それは私も一番知りたいところです。

—熊本県全体を予防課の 5 人ぐらいで担当していたのですか。

(Tさん)

説得に行っていたのは、私と担当者の2人だけです。

医療刑務支所の移送は3人で行っていました。私たちも予防着を着て、消毒を持って行ってですね。あのころは、特急はなかったですね。汽車で連れて行く時は、一両借りると高いので、半分が郵便車で半分が客車の車両で行きました。刑を終えた人と一緒に座り、「園の中はどうでしたか」など聞いていました。「恵楓園の中は楽しかったよ」など雑談をしながらですね。医療刑務支所は、刑務所のようにではなかったようですよ。作業もなかったですからね。

—医療刑務支所に入ったことはありますか。

(Tさん)

ありません。恵楓園が熊本駅の改札口の手前まで連れてきていました。そこで私たちが引き継いで汽車で連れて行って行っていました。

—何人ぐらい連れていかれたのですか。

(Tさん)

20人は連れて行ったでしょうね。長島愛生園が多かったです。医療刑務支所はなくなって、どのくらいになりますかね。いつなくなったのですかね。医療刑務支所に入っている人が1人になってから…、終わってしまってから、と私は聞いたですけどね。もう伝染病でないということが分かったですから、普通の刑務所でよくなったでしょうからね。

あれはいつからですか、ハンセン病が解除になったのは？

—予防課で直接仕事を担当している人のハンセン病に対する見方と、住民の方の見方とはだいぶズレがあったみたいですね。

(Tさん)

そうですね。薬ができて、ほとんどが伝染しない人で、伝染する人はピシッと入れていました。たいがい伝染はしないと聞いていました。私たちは「いや大丈夫ですよ」と言っていました。菊池電車には解除になる前から乗って行かれていました。

黒髪小学校の問題もその前でしょうからね。薬で良くなっていたのですかね？ いい薬が出たわけですね？

—黒髪小学校の事件で騒いでいたことについては、あんなに騒がなくてもいいのにね、という感じでしたか。

(Tさん)

そうです。「なんで、あんなに騒ぐのだろう。しかしなあー、親ならそういう感じもするだろうな」とは思っていました。別にうつらないならですね。学校の先生が嫌いだったそうですね。

一県庁の他の部署の人たちは、ハンセン病についてどうでしたか。予防課と同じような知識や認識を持っていましたか。

(Tさん)

私たちはあちこち転勤するでしょう。「前はらい病をしていました。今のらい病は心配いらないよ」と話して聞かせました。なので、職員は伝染病ではないことを、ある程度知っていたと思います。しかし、直接接触するのはやっぱりいやだったでしょうね。

一町村役場の人はどうでしたか。

(Tさん)

役場の人たちには、「全然うつらないので心配しないで、勧誘に行ってください」と私たちが言っていました。「今いる人は、ハンセン病が伝染するかもしれない」と…。役場の人たちは患者さんのところに行くとうつると…。だから私たちは言っていました。「手に傷とかない限りは、握手しても大丈夫ですよ」ということは一生懸命に役場などで話して聞かせていました。「伝染病ではないですよ。いい薬が出ているので、ほとんど治りますよ」ということを、行くたびに話して聞かせていました。

一らい予防法廃止の後、入所者の人たちが熊本地方裁判所に裁判を起こしました。そういうのを聞かれた時に、裁判の内容と実際にご自分で経験して感じられたことが違ったのではないですか。

(Tさん)

裁判であんなことを言うでしょう。それに対して「なんちゅうことを…、裁判所はそういうことも知らんとか」と私はしっかり腹が立ちましたね。そのころは、県庁を退職して会社勤めでした。

原爆も水俣病も衛生部の時に担当していました。水俣病も徹底的にやっているものだから、私たちはもう終わってしまっていると思っていました。一人残らずみんなやったのですから。原爆の時も 3km 以内の人たちは、みんな全国に知らせてやっているのですから。それが漏れているというのはどうしてだろうか、と思うのですよね。それを担当していた職員は「何ということをしているのだろうか」と思うのですよね。県の職員はまじめですよ、私に言わせればですね。一生懸命にみんなやってですね。それを言われると、職員は腹が立つと思いますよね。

—2001（平成13）年の裁判判決の時は、当時の担当者の方をご存命でしたか。

（Tさん）

お一人は亡くなっておられました。もう一人の方はいらっしゃいました。裁判について、その方と話したという記憶はないですね。そのころは、私は自治会や老人会などで忙しくて…。平成13年の裁判は新聞で見て、「何ちゅうこつばするか」と言ったことがあります。「なんで今さら、ああいうことを言うかな」と思っていますね。「こらちいーと厚生省あたりが弱すぎるんじゃないか」と思って腹が立っていますね。

—当時から隔離という気持ちではなくて、「恵楓園に行くと病気が治りますよ」という説得だったわけですね。

（Tさん）

恵楓園に行っていてですね、今でも証拠が、誰も出ないでしょう。あそこに「まだ居らせてくれ」と言って、ずっとあそこに居た人は出ないでしょう。そんなに良かつですよ。悪いなら、みんな出てしまうですよ、あそこの恵楓園から。今はハンセン病のあれがなくなっても、みんな居られるでしょう。

—恵楓園は病気を治すところとか、みんな安心して生活できるところとか、というふうに思っていますね。

（Tさん）

そうです。見ているでしょう。他の全部に行きましたからね、多磨とか何とか、送って行っているでしょう。送っていったら、その療養所に泊まるでしょう。夕食などごちそうになるでしょう。見ているので、療養所が患者に対して圧迫を加えたとか何とか、そういうことは絶対にありはしない、と言いたいですね。私が、このことについて一言言いたいというのはそこなんです。こんなに優しく、至れり尽くせりやっているのに。そして、あの山を歩いて行ってですね。私は野球をやっていたからよかったけど、あれは相当に田舎ですよ。

—隔離という認識はまったくなかったということですね。

（Tさん）

隔離というのが、法律ができてからすぐ、無理やり引っ張っていったのではないだろうかな、とその点が私には分からないものですから。そのことを言う人はもういないのじゃないですか。

—入所者の方に「療養所に入られてどうでしたか」と質問すると、半分ぐらいの方は天国だったとおっしゃいます。半分ぐらいは地獄だったとおっしゃいます。

(Tさん)

良かったと言う人も耳にします。部屋がないものだから、カーテンで仕切って夫婦寮の中に入れて、隣同士のもめごとが相当あったという話は聞いていました。

—勧誘に行かれた時は、みんな社会的に隔離されていて、かなりひどい生活をしていたという認識でしたか。

(Tさん)

やはりぎりぎりの生活ですよ。若夫婦は畑をしていました。食べてはいけると言っていました。勤めているわけではないですから。お年寄り夫婦は軍人恩給があるとか言っていました。近所付き合いはほとんどなく、みんな離れていました。もう居られないのでしょうかね。そういう苦しい生活より、「恵楓園に行くのと楽にできますよ」と話をしていました。その恵楓園を悪いと言う人がいるとは、ほんとにもう…。それは一人二人はいるかもしれませんがね。今の町内でも、「ここはつまらん」と言う人がいるのと同じで。完全にするということはできないでしょうからね、どこに行っても。

—恵楓園がひどいという話を、入所者から聞いたことはなかったのですね。

(Tさん)

なかったですね。医療刑務支所から送っていく時に、その人から話を聞くと…、いやな思いをしたという人は中にはいました。その時は「それは、あんたが悪い」と私が逆に説教していました。

—当時、らい予防法は意味がないのではないかとか、有名無実ではないかとか、そういう感じ方をされた時はありませんか。

(Tさん)

私が予防課にいる間はなかったですね。これがあるから、ずっと…その仕事で送って行っているでしょう。らい予防法があるから、どうだこうだというのは、これがあるから…、その事業をしているからですね。

—結核の患者とハンセン病の患者とのやり方は違っていましたか。

(Tさん)

はい。結核はもう身近ですから、すぐ身近にありますから。結核になったらすぐ出て行って、入院で隔離させんとですね。だから行く時に先生が脅しました。「3m離れとけ、患者は座らせろ、お茶は決して飲むな」。先生も「一番恐ろしいのは結核だ」と言っていました。当時、死んでいたのは結核患者ばかりでした。ハンセン病は、熊本にはそんなになかったでしょう。本妙寺にあればいて、あの人たちからハンセン病がうつるなんてことは、私たちが子どもの時ですけれども、そういうことを思ったことはありませんでした。

—当時、ハンセン病に対する偏見や差別について取りざたされることはありましたか。

(Tさん)

ハンセン病患者に差別というのは、その地区にはあったと思います。だから、隔離しているでしょう。ハンセン病がいるところには確かにあったと思います。別生活ですからね。みんな伝染病と思っていますからね。行ったら、すぐうつると思っているのですから、田舎の人はですね。だから離れているわけです。だから、私たちは「接触して、こうせんと、大丈夫ですよ」と一生懸命に話して聞かせていました。先生たちから、それを言え、ということでした。そういうことで説得しろ、と。私たちもはじめは「それは本当ですか？」と尋ねていました。空気でうつると思っているのですよね、誰でも伝染病という。接触したら、話したら、うつると思っていました。結核と同じぐらいにしか思っていなかったですからね。

—行政として、偏見・差別をしたらいけません、というような風潮はなかったのですか。

(Tさん)

その当時は、差別とか偏見とかいうのは、あまりなかったのですよ。

—行政として、そういうことをアナウンスする立場になかったわけですね。

(Tさん)

そうです。啓蒙運動とかはなかったですね。ハンセン病は1人でやっていたのですからね。

—ハンセン病を予防するために民間に予防協会ができていました。その後の藤楓協会ですけれども、そういうところと仕事の付き合いはありましたか。

(Tさん)

それはないですね。いつごろできたのですか？ そういうのがあったということは全然知りま

せんね。

—繰り返しですけれども、そういうふうにやったら、あの裁判はおかしい、という感じですね。

(Tさん)

そうです。

—断種とか墮胎とか、恵楓園であったとかいう話は県庁には伝わってきていましたか。

(Tさん)

ハンセン病患者が恵楓園に行ったら、優生手術はみんなさせよったです。優生手術はみんなやっていたそうです。

—ハンセン病が子どもに遺伝することはないという認識はあったのですか。

(Tさん)

それはありましたけれども、お産の時に傷つけばうつるとかするでしょう。お産の時間がいろいろあるでしょうからね。優生手術に別に反対するような話はあまり聞かなかったですね。

—恵楓園の園長とかハンセン病の専門の医師とか話す機会がありましたか。

(Tさん)

私はありません。あいさつしたぐらいです。課長などは話していたでしょうけど、私はまだ役職でもなんでもなかったからですね。



聞き取り⑱

Uさん（元熊本県職員）

（Uさん）

私が県の保健予防課に異動したのは、1965（昭和40）年8月1日です。それまでは保健所にいましたが、無らい県運動に関する業務は一切なかったですね。予防課の基核は伝染病対策で、防疫係の他に予防係、結核予防係、性病係と4つの係がありました。

1950（昭和25）年当時の名簿を見てみると、西村さんがハンセン病関係の業務を1人でされていたようですね。私が予防課長時代だったころも含めて1970（昭和45）年に医務課に異動するまで、ハンセン病の関連業務は全部西村さんが担当されていました。昭和20年代は進駐軍が駐屯していました。彼らが最も恐れていたのが伝染病と性病でしたから、当時の予防課の主業務は性病の予防対策でした。

—西村さん以外にハンセン病行政に関わった方で現在ご存命の方はいらっしゃいますか。

（Uさん）

いらっしゃらないですね。その後、西村さんも土木の方に異動されていますし。だから、そのころ、他に関わっていた人となると、すでに亡くなった係長ぐらいですね。係長と西村さんが患者さんの収容と家族の保護に関わっていらっしゃいました。家族の生活保護の手続きも予防課で行っていました。

—ハンセン病患者の届け出は、患者ご本人から出されていたのですか。

（Uさん）

届け出は医師を経由して行われていました。あの時代、本人は病気を隠そうとしていたわけですから。それに、発病初期であまり症状が出ていない患者は我々が見ても分かりませんでした。そのため、専門家の判断を仰ぐという形を採り入れていたのです。患者の届け出があった場合、予防係の担当者が恵楓園の医師と一緒に患者を訪ねて行っていました。私も一度患者らしき人を見かけたことがあるのですが、患者かどうかの判断は難しいですよ。だから、ハンセン病の専門である恵楓園の医師に判断してもらった方がいいのではないかということでした。恵楓園の医師によってハンセン病の診断が下りなければ、恵楓園に入所することはできませんでした。

—恵楓園の医師が地元の診療所などに足を運んでいたのですか。それとも、患者さんが恵楓園に行っていたのですか。

（Uさん）

はじめ、患者さん本人が、何かしら具合が悪いということで地元の診療所に行くわけですよね。本人はその時点ではハンセン病に罹患しているという意識がなく、背中にちょっとした斑点や斑紋があるだけ、しかも小さいと分かりませんから。そこの医師が診察してハンセン病の疑いがあった場合、まず県に連絡が入って、県から恵楓園に報告していました。ただ、届け出の書類などを見たことはありません。伝染病の届け出書類はありましたが、ハンセン病の書類を見た記憶はないですね。

その後、恵楓園の医師が、ハンセン病の疑いがある人の診察に派遣されていました。自宅まで行って見ていたかどうか、私では分かりません。恵楓園の医師がハンセン病と診断した場合、収容ということになっていました。

—収容時には、強制的な連行を行っていたのですか、あるいは入所勧奨という形を採っていたのですか。

(Uさん)

私が予防課在籍中、患者さんを強制的に連れて行ったという話を聞いた覚えはありません。話をして連れて行ったのでしょうか、「連れて行くのに困りました」という話は一度も聞いたことはありません。

—1951（昭和26）年に菊池事件が起きているのですが、この事件に関する記憶はありますか。

(Uさん)

記憶はないですね。1951（昭和26）年でしたらまだ県庁にいたはずですが、記憶はありません。

—この事件は、県の嘱託職員が、調査でこの事件の容疑者をハンセン病であると報告したことで容疑者が恵楓園に収容され、その後逆恨みした容疑者が脱走して職員の自宅にダイナマイトを投げ入れるなどして殺害したとされるものです。

(Uさん)

覚えていませんね。

—その当時はさほど取り沙汰されてはいなかったのでしょうか。後になって、この事件の検証が進んでクローズアップされたのでしょうか。

(Uさん)

当時は、確かに役場から県に患者さんを届け出ることもありましたね。でも、事件そのものは

話題には上りませんでした。未就学児童問題、黒髪校事件の方が記憶にあります。その他だと本妙寺事件ですね。菊池事件は全然記憶にありません。

—無らい県運動によって引き起こされた悲惨な事件の象徴になっているのですよ。

(Uさん)

当時は大きな事件として取り上げられなかったということでしょう。県当局としては望ましい事件ではなかったわけだから。

—患者さんを恵楓園に連れていかれる際、警察が協力したという記憶はありますか。

(Uさん)

そのような話も聞いたことはないですね。警察が関係したという点では、第二次無らい県運動のころ菊池恵楓園内に出来た医療刑務支所ですね。全国のハンセン病療養所で罪を犯した入所者の中で、拘置が必要な者がここに来ていました。

—ハンセン病療養所内で事件を起こした入所者が、その医療刑務支所に入っていたのですね。

(Uさん)

そうです。療養所内でトラブルが起きるでしょ。その後、犯罪が起きたら裁判しますよね。しかし、ハンセン病患者の場合、刑が科せられても普通の刑務所に入れられなかったので、戦後、菊池恵楓園に医療刑務支所ができたわけです。熊本県には、この刑務支所からの釈放時点でハンセン病が治っていない場合、すぐまた元の療養所に連れていくという任務がありました。県の取り決めでそうなっていました。

—県職員が元の療養所に連れて行っていたのですね。

(Uさん)

そう、県の担当者が連れて行っていました。菊池恵楓園以外の療養所から菊池医療刑務支所に収容された人をまた元の療養所に送り届けていました。本人が以前いた療養所に戻ることを希望しない場合、他のどの療養所に連れていくかは恵楓園側が交渉していました。そして送っていくのは熊本県の担当者。一人では不安な時には「二人で行かせてください」と申請していました。その際の自動車は貸し切りでした。

—貸し切りというと、自動車の車両に2人しかいないという感じですね。

(Uさん)

後で聞いた話によると、車を貸し切の場合は、鉄道郵便など半分客車になっている車両を借り、定員の半分の運賃を払っていたそうです。

—その費用は県が負担していたのですか。

(Uさん)

おそらくそうでしょうね。ハンセン病の予防費の中に予算が計上してあったのでしょうか。でも、菊池事件に関しては記憶がないですね。

—殺人を犯した人が菊池刑務支所において、刑期が終わってまた連れて帰るという業務は恐ろしかったでしょうね。

(Uさん)

だから誰も進んで行こうとはしませんでした。そして結局は、刑期あけなのだからと…。

—もう自分で帰ってくれという感じですか。

(Uさん)

ある程度のお金を渡して、「これでどこにでも行きなさい」という感じでした。誰もが喜んでするような良い仕事ではなかったのですよ。

—菊池事件が起きたころ、世の中はまだ戦争の混乱が収まっていない時期だったのでしょうか。マスコミ等で事件があまり取り上げられなかったのは、そのような当時の世情も影響していたのかもしれないですね。当局を批判するような記事は、昔はあまりなかったのでしょうか。

(Uさん)

園から街に遊びに来ていた患者さんに対しての文句や批判はありました。今は「差別したらけしからん」だけど、昔は「恵楓園から抜け出してこっちに来るのはけしからん、きちっと管理しろ」という論調でした。昭和 20 年代でも、パチンコをするため街に出たりなどは行われていたようです。園は塀に囲まれていたけれど、外に出られないことはありませんでしたから。ただ、脱走してそのままいなくなった、ということはなかったと思います。

—脱走しても、どこかで自立した生活を営めるような状態ではなかったのではないのでしょうか。一度療養所に入ったら外じゃ生きていけないような。

(Uさん)

脱走は多かったのでしょうか、そのころは療養所を出たからといってどこかで楽に生きていけるという保証はなかったわけでしょうから。やっぱりお金を得るためにいろいろトラブルが起こったかもしれない。大阪の担当で患者に殺された人もいますよ。その方は「(患者が)いつ自分の前に現れるか分からないから、毎日が恐ろしい」と言っていたそうです。

一実は手元の資料をめくって見つけたのですが、ちょうど西村さんが載っていらっしゃるんですよ。「熊本県の西村、長崎の〇〇〇の両衛生係がよく遂行していた」、ここの一文ですね。だからよく働かれていたんですね。

(Uさん)

そりゃあ一生懸命なさっていました。彼と恵楓園の医師とで患者さんを連れに行って、恵楓園に収容されていました。患者さんが暴れたという話は聞かなかったですね。

一連れて行かれる人は“これで人生は終わり”と思って、何がしか抵抗されたのかなと想像しますが…。

(Uさん)

もう顔が変形していたりすれば、近所からものけ者にされていたでしょうから、家族もホッとするところがあったのではないのでしょうか。

一治療薬のプロミンの話をお聞かせ下さい。戦後、プロミンにより病気が治る人が増えてきた、という記録が残っていますね。そのプロミンができてからも、ハンセン病が治る病気であるという認識はなかったのですか。

(Uさん)

プロミンは特効薬と言われたけれど、私共は自分では使わないものだから、確信はなかったですね。しかし、その当時の厚生省の職員でのちに医務局長になった方が、「ハンセン病は感染しない。だから予防法は廃止していい」と明言されていました。熊本にもよく来て、そのようにおっしゃっていましたよ。

酷い話と言えば、本妙寺周辺から患者さんを収容する時、周辺からかなり抵抗があったのでしょね、消防の水で追い払ったという話は聞いたことがあります。

一患者収容の際の放水は戦後も行われていたのですか。

(Uさん)

戦後はありませんでした。あれは警察がしたんじゃないかな。

—確かに当時、主体の一部として警察と消防がハンセン病の患者さんの収容に携わったという記述がありますが、現在、お話を聞いているかぎりでは県庁の予防課なり県庁本庁が主体になってハンセン病行政に携わっていたということです。例えば、ハンセン病に関する業務が警察から県庁に移行した時期があると考えられますか。

(Uさん)

大体ですね、この衛生行政というのは当時の内務省、つまり警察が行っていたのです。内務省から県に移行されたのは戦後、それ以前は警察行政だったんですよ。私が入庁したころ衛生行政を司っていたのは内務部警察課でした。衛生部になったのは1964（昭和22）年でした。

—昭和22年から衛生部になって、警察と完全に別組織になったということですね。

(Uさん)

そうです。

—戦後、ハンセン病行政を進めていくにあたり、衛生教育を行う意識であるとか、あるいはそのカリキュラム、実際そのような業務は衛生部にあったのですか。

(Uさん)

衛生教育係だったかな、そういう係がありました。保健所の業務にも衛生教育はありました。

—保健所ですか。幻灯機を担いで行ったりとか。

(Uさん)

はい、幻灯機とか紙芝居を担いで回っていました。

—それは保健所の仕事だったのですか。

(Uさん)

保健所創設後は保健所の仕事になりましたね。

—本庁の仕事ではなかったということですか。

(Uさん)

大きな会合は県庁本庁が行っていましたが、地区単位の衛生教育は保健所が行っていました。ただし、その教育の中にハンセン病に関するものはなかったですね。聞かれば答えたかもしれませんが、聞く人はいませんでした。だから、私が保健所にいた当時、県の予防係からハンセン病の啓蒙活動の要請はあまりなかったですよ。

— 家族の援護、家族を助けるという業務はありましたか。

(Uさん)

それは県の予防係が行っていました。

— 患者さんを収容するだけじゃなくて、患者さんの家族に対する援護ということですね。それには生活保護の適用以外にもいろいろ種類があったのですか。例えば、何か困った時に相談を受けるとか。

(Uさん)

そこまでは手が回らなかったでしょうね。

— 患者さんが収容された後に自宅などに消毒を行ったということを聞いたことがあるのですが、そのことはご存じですか。

(Uさん)

いいえ、それは知りません。消毒をしたという話は聞いていませんね。

— その当時の風潮で、ハンセン病患者の人権が取り沙汰されることはまずなかったんですよね。

(Uさん)

当時、人権を問題にしていたのは一部の有識者などでした。例えば、黒髪校事件でもそうですよね。そういう事件が起きても、県にはなんの呼びかけもなかった気がします。私たちから見たら、勝手にやっている印象しかありませんでした。我々も呼んでくれればいいのにと、こちらが思うくらいでした。

— 結局ハンセン病の性質をかなり研究している人は「隔離は必要ない」と言っていたけれど、一般的には「ハンセン病は感染するから隔離しなければいけない」というのが、その当時の共通認識であったということですか。また当時、遺伝病という考えもあったのでしょうか。

(Uさん)

やっぱりありましたね。感染する、遺伝する、ですね。だから、恵楓園でも墮胎手術が行われていたでしょ。

— 恵楓園で墮胎したという記録はないというのが公式見解なのですが、やっぱり行われていたということですかね。

(Uさん)

行われていたであろうと思いますが、その事実はないと言っているならしょうがないですね。

— まあ、行われていたと言うと恵楓園がひっくり返りますから。当時、「隔離政策はけしからん」という社会通念はまったくなかったということですね。ただ、国賠訴訟では隔離政策を放置した責任は国にあるとして賠償責任の対象になりました。県に直接的な賠償責任はありませんが、国のハンセン病隔離政策の一翼を担ったということで、今後どう反省するかというのが私共の課題なのです。

(Uさん)

「ハンセン病は感染しません。治る病気です」という啓発を徹底すればいいのではないのでしょうか。

— そうですね。今までそのような啓蒙、啓発の機運はありませんでしたね。県に求められていたのは、この病気をいかに予防するかということでしたから。

(Uさん)

「らい予防法」というけれど、国の政策自体も、ハンセン病患者を隔離して感染源をなくすことが主な目的だったのですよ。患者を完全に隔離してしまえば、もう感染源がなくなる、だから全国に療養所を作って隔離政策を遂行していったわけですからね。

— 本日はありがとうございました。



聞き取り⑳

潮谷義子前熊本県知事

聞き取り日時／2012（平成24）年12月26日 午前10時～正午

聞き取り場所／熊本県庁本館13階展望会議室

聞き取り担当者／遠藤隆久委員

出席者／潮谷義子前熊本県知事

遠藤隆久委員

佐藤克之／熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課課長

柳田篤伺／熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課疾病対策班参事

―黒川温泉宿泊拒否問題について、事実経過の質問とその当時の知事としての思いをお聞かせいただきたいと思います。まず事実経過について。11月13日にホテル側が宿泊拒否を伝えてきていますが、知事がそのことを知ったのはいつでしたか。

（潮谷前知事）

当日のことです。

（柳田参事）

資料によると、11月13日に知事をはじめ三役と部長、健康づくり推進課と人権同和対策課、観光物産総室の3課に経緯と報告をしていることになっています。

―13日には、この件について事務局との間で何らかの擦り合わせや込み入った意見交換はありましたか。

（潮谷前知事）

13日は報告という形で、そこまで込み入った話はしなかったですね。

（柳田参事）

翌日14日の申し入れ書の時に、その後のやりとりを行ったことになっているようです。

（潮谷前知事）

国賠訴訟が終わった後、県と恵楓園自治会の皆さんとの信頼関係を構築したいということが私の中で大きかったです。県と自治会との間で、表だって争いごとがあったというわけではなかったのですが、無らい県運動の影響等もあって行政に対する不信感というのは、大きなものがあるんじゃないかという思いでした。

実は国賠訴訟が終わった後、アンケート調査等の際にも相当慎重に自治会と関わりを持ちました。そういった中でこの問題が起き、やはり人権侵害の障壁が存在することを実感させられましたね。県が国賠訴訟以後、いろんなアピールをしてきたのにもかかわらず、このような事件が起きたことがショックで、怒りがあったことは事実です。

県職員の対応については全幅の信頼を持っていましたが、（ホテル側の対応は）“なんと理不尽な”という思いはありました。そこで、公文書でホテル側に申し入れを行うことによって、“これまで人権侵害をやったのだから、どこかで意思を翻されるのではないか”という期待感があったことは事実です。

—それに関わる質問ですが、11月14日に県知事名で出された申し入れ書について伝え聞いたところによると、「今回の貴ホテルの対応は、偏見と差別に基づいたものとしか考えられない。このような正当な理由のない宿泊拒否は、人権侵害として極めて遺憾である」という文面が入っていて、かなり厳しいものです。この文面を出された際、知事には“ホテル側の態度は変わることはない”という予感あるいは認識があって、そこまで踏み込んで言われたのでしょうか。

（潮谷前知事）

ホテル側が相当強硬であるということは、それまでやりとりをしていた担当職員の状況から推察できました。職員はホテル側と何度もやりとりをしてくれて、「宿泊によって他の宿泊者に迷惑をかけるようなことはありません」と言っているわけですが、ホテル側は「とにかく宿泊を遠慮してもらったら（問題は）解決する」という雰囲気でした。私は“これだけちゃんと対応しているのにもかかわらず…”という思いがあって、どこかで“もう1回これだけ強く言えば翻って考えてくださるのではないのか”と思っていました。ホテル側も強硬だけど私たちもこれだけ強硬に言っているのだからと。

—新聞などは「最後通牒に近い内容の文書だった」と評価しています。実際に申し入れ書を持っていた職員の方は「もう一日再考してほしい」と粘られています。この文書自体が最後通牒的な要素を持っていると、ホテル側は場合によっては応じないのではないかという一つの腹づもりでおられたのですか。

（潮谷前知事）

もしかしたら拒否するのではないかという予感はあるつつも、最終的には、これだけ口頭で説明した後この文書を出しているのだから、どこかで大元の代表取締役が直に出てきて話に応じて何らかの動きがあるのではないかというわずかな期待感がありました。「もう決裂ですよ」という意味合いは最初からはなくて、一縷の理解を求めていました。これを拒否されるということは、旅行を希望されている自治会の皆さんにとって本当に大きなショックなことですから。

国賠訴訟以後、「自分たちは理解されている」、「理解され始めている」という状況の中で起

こった事件ですから、「県が頑張らないとダメージが大きいのではないか」という思いが、私の中でもものすごく大きかったですね。行ってくれた職員も私の気持ちを汲んでいたということで、「極めて遺憾です」ということは伝えなければならないと思いました。文書できちんと立場を明らかにしつつ、それでもまだ折り合っていけるのではないかという気持ちはありました。

—マスコミでは「最後通牒」という見出しだけが踊っていましたが、そうではなくて、「ふるさと訪問事業」に出掛けようとしている方の思いを背負って、とにかく実現したいという一心でこれを書かれたのです。だから、むしろ最後通牒という意味ではなくて、なんとか実現に向けての強い思いを語られたということなのではないでしょうか。

(潮谷前知事)

マスコミが言うように、「これ以上やるか」とか「これでダメだったらもう終わりだ」という、これまでやってみてダメだったら最終的には可能性はないという思いがあった上で（申し入れ書）を持って行っています。なので、最後通牒という意味合いは事実認識としてはありました。

—アイスター本社に申し入れ書を持って行かれましたが、それでもけんもほろろでした。しかし、（交渉を担当した）東さんが「もう一日もう一日」とがんばられました。

(潮谷前知事)

職員の中にも「これで最後」と結論を出す意志はありませんでした。やはり私と同じように、今まで自分たちが、いろいろ説明もしてきたし、県がそれまでやってきたアピールの中身も相手側にも伝えてきているし、（ハンセン病は）インフルエンザウイルスよりも感染力が弱いということも伝えていました。粘って粘って翻意してほしいと思っていましたね。

—事務局の皆さんと知事との思いにズレはなかったのでしょうか。

(潮谷前知事)

ズレはありませんでした。東さん（当時：健康づくり推進課長）はドクターでもあったし、職員の皆さんも誠実に対応してくれました。行政的とか事務的とか役割分担的な意識ではなくて、心を込めて自治会の皆さんたちを理解してほしいという思いがありました。

—次に11月17日夜、自治会の太田会長に知事の方から電話をされています。自治会とホテル側のやりとりの結果について報告を受けた後で電話をされたのですか。

(潮谷前知事)

いいえ、そうではなかったのではないのでしょうか。

(柳田参事)

当日 17 日付の文書で、「情報提供」ということで自治会とホテル側のやりとりの説明が  
ています。

(潮谷前知事)

どんな中身になっていますか。

(柳田参事)

自治会がホテル側に、なぜ宿泊を断ったのか、ハンセン病に対する理解はあるのか、宿泊を断  
わるにあたってアイスター本社に相談をしたのかといった、両者のやりとりを報告しています。

(潮谷前知事)

もしかしたら報告を受けたのかもしれませんが、あまり印象がありません。自治会とアイスタ  
ーのやりとりがどうであったにせよ、県が受け取ったのは「黒川ではふるさと事業はやれない」  
ということ。私の中では、“この最たる人権侵害が、ずっとこのままでいいのか”という思いが  
渦巻いていました。

—そのあたりは後日、太田さんにもしっかとお伺いしたいと思っています。アイスター側のけん  
もほろろな態度もあり、後日、知事が太田さんと話し合った時に「この問題を公に問いたい」と  
強くおっしゃいました。自治会とホテル側の対応を見て、太田さんたちはお怒りになっているは  
ずという思いが知事の考え方に影響を与えたのではないのでしょうか。

(潮谷前知事)

太田さんとアイスターとのやりとりからの影響よりも、園の皆さんのニーズに基づいた啓発活  
動を県はやってこなかったのではないかという思いがあり、それが今回のような無理解な状況を  
生んだのではないのでしょうか。そして県はそのような前提の中で、何回もやりとりをさせていた  
だいたのにもかかわらず拒否をされた。私としては、一つは県側の姿勢が不十分だったのではな  
いかという思いと、国賠訴訟で地裁判決が出たのにもかかわらず、そしてその事実をアイスター  
に伝えているのにもかかわらず、なおかつこのような拒否があったということで、これはやはり  
公にすべきではないかと思ひ至りました。

国賠訴訟に至るハンセン病元患者の思いは、人権差別に対する怒りでもありました。私たちが  
受け止めていることとは違って当事者としての思いがあるだろう、太田さんは自治会会長として  
相当深い思いで受け止めていらっしゃるだろうと。だから電話をかけた時に、太田さんは当然賛  
意のお言葉を出されるであろうと思っていました。ところが、太田さんはとても冷静で、「知事  
がそのようにお考えになることに対してとやかく言いませんけれど、どんなリアクションが来る

でしょうかね」というような、何かすっきりとしないやりとりでしたね。

“私はこんなに人権侵害の事実を重く見ているのに、どうして太田さんは「どうぞよろしく県の方でやってください」とはっきり言われぬのかな”と思っていました。しかし、それほど彼らは差別を受けてきた、その重さを私が分かっていなかったことを後で感じました。皆さんたちと私とのハンセン病という出来事を通しての距離、心情的な部分、多分、太田さんも理屈や理論としては、私の言う「マスコミに公にすべきではないか」ということは分かっていたらと思います。しかし、心情的に、もしそうしたら、その後どういうリアクションが出てくるかということ、彼は感じていらしたのではないのでしょうか。太田さんはその後のいろいろな状況の中で「やっぱりこうだったでしょ。だから私は恐れたんですよ」とは一言もおっしゃらなかったのですが、私の中では“かくもひどいものか”と打ちのめされたような気持ちでした。

その時に太田さんと話をして私が引込んだかといえば、引込まなかったと思います。彼が私にその後に出てくるさまざまなことについて、「こういうことも出てくるかもしれません。ああいうことも出てくるかもしれません」と言ったとしても、私はそれでも「ここは乗り越えなければならぬ」とマスコミに伝えたと思います。ただ、県職員の皆さんに対して、この件を記者会見の中で言うことは事前に伝えませんでした。記者会見が終わる時に「私の方からもっと重要なことがあります」と切り出しました。（その時点では）事後に起きた出来事は全然想像できませんでしたが、アイスターという社名を出すし、黒川という名前も出さざるを得ないといった時に、そういった意味合いでの反響はとて大きなものが出てくるのではないかと思っていました。だから、そういったことに対する責任は私にあると。職員では絶対にはないわけであるし、その責任は私が負わなければならないと思っていました。記者会見でそのことを言うかどうかという事前相談や、あるいは「言います」ということは担当者には言っていないし、広報課にも言っていない。

一知事のぶれない姿勢はとて良かったと思います。その一方で、その時は太田さんが躊躇する気持ちが分かりませんでした。これが公になってきた時に、“そうか、当事者はこういう結果になることに気が付いていたんだ”という思いを抱かれましたか。

（潮谷前知事）

本当におっしゃるとおりで、私の中で理屈とか理論とかで整理していたものが、入所者の皆さんはもっと生々しい差別の歴史の実態を心の中に刻んでいらした。だから、公表することによって出てくるであろうさまざまな出来事を予感されていたのでしょうか。具体的なことではないけれど、漠然とした中では予感していらしたから、それを菊池恵楓園としてどう受け止めていこうとしたのか、そのあたりのことは太田さんにもお聞きになっていただきたい。

これは想像ですが、太田さんは、“記者会見で公表することによって、菊池恵楓園はどうなるだろう”という思いを持たれていたのではないのでしょうか。だから、「ぜひおやりください」とおっしゃらなかったのではないのでしょうか。

私は太田さんから「ぜひおやりください」、「われわれも同感です」という言葉を期待していました。だから電話をかけた時の歯切れの悪さに、“自治会長なのにどうして”と思いました。逆に自治会長だったからこそ、全体に及ぶであろう影響を彼は冷静に見極めていらした。そういう意味では心情的なズレがあったと後で気付きました。でも、もしそう思った時に立ち止まって“じゃあやめとこう”と思ったかといえ、やめなかったでしょうね。私の中で次元が違っていたからです。

一熊日が後でまとめた書籍によると、太田さんは、できれば知事にやめてほしいというニュアンスをなんとか伝えたかったそうです。自治会の方たちはアイレディースに行かれてハンセン病に関する知識をお聞きになったり、恵楓園に一度来てほしいなど一生懸命お願いされましたが、相手方の対応はゼロ回答でした。そのようなことを第三者から見ると、今までの経験上、決して怒りだけではなく、“やっぱりそうか”とあきらめに近いものも持ちながら帰ってこられたのではないのでしょうか。それは後で聞いてみたいと思います。

(潮谷前知事)

この問題は月日を経るごとに切なさを覚えます。怒って当然のようなことに対してでさえも慮らなければならないということが長い間に蓄積されてきたかと思うと、本当に切ない。そういうふうに思ってしまうことが切ない。だからといって、菊池恵楓園の皆さんたちに「もっと強くなりなさい」などとは言えません。改めてハンセン病の人権侵害の歴史の長さや深さ、重さを感じさせられて、切なくなってしまう。今、一連の出来事を振り返って考えた時に切なさがこみ上げますが、途中は“なぜ怒らないの？”とっていました。

一恵楓園でのお話には、知事の人間としての率直な吐露があった。知事がこの問題に必死に取り組まれていた中で、「人権」という言葉だけではなく、その裏側にあるさまざまな葛藤を学び、事件に真剣に前向きに取り組んでいく過程で、知事としての成長があったと思うし、考え方の広がりを感じられたと思います。

(潮谷前知事)

まさにおっしゃるように、留まっていなくて私の中にも学ぶものがあったと思います。表面的な部分ではなくて、皆さんの重さに思い至る点が非常にありました。

一他の知事と比べて潮谷先生はそれまでの経歴上、人権を学んでこられました。その知事が人権という問題に実際に取り組まれて、この経験を通じてきちんと成長されていく姿を、私は報告書に書いてみたいと思います。

(潮谷前知事)

この事件を通して思ったのは、法律であるとか施策であるとか、そしてまた裁判だとかが、人権を回復させるということでは決してないこと、国賠訴訟で勝訴された方々は「人間回復」とおっしゃったけれど、本当の意味での「人間回復」は、一人ひとりが変わっていかない限り、そういった流れの中で解決されていくものではないというのをものすごく感じさせられました。県が行う啓発活動の大切さ、菊池恵楓園と交流していく中で理解していくということが大事であると。人権学習の中で、生まれた時から人権教育をしていかなければならないことを本当に感じさせられました。

—ただ杓子定規で人権啓発をやっているのではないという知事の思いを私たちが継承できたら、健康づくり推進課の仕事の仕方にも大きな柱というか羅針盤のようなものができます。啓発を行う側が“まず啓発とは何だろう”と自ら問題意識を持って行わないと、活動自体がとてもルーティンなものになってしまう。

(潮谷前知事)

私がこの問題に関わる以前、国賠訴訟が終わった時に、県が行った啓発活動が形骸化しているのではないかと思っていました。だから、菊池恵楓園にどのような啓発活動を行ったらよいか、県にどのような施策を求められるかというアンケート調査を行いたいと伝えたのです。

やり方次第では非常に“上から目線”になってしまうので、アンケート調査のために園に入る全職員を呼び、インタビューのテクニックのレクチャーから入りました。「『何年に生まれましたか?』といったところから入ったらダメ、人間関係を構築することから始める方法論を勉強してください」といった研修から入ったので、最初は保健師や担当課の人たちの中に、“なんということを我々にやらせるのか”という雰囲気がありました。でも、その研修を通しながら現地に入っていたため、アンケートの後にも職員は入所者の方たちと良い人間関係でつながっています。そういった雰囲気が(宿泊問題発生時に)課の方に残っていたと思います。啓発に対しても広がりがあったし、県のハンセン病に関わるあり方が、質的にも良くなったのではないのでしょうか。

—余談で恐縮ですが、国賠訴訟後にうちの大学(熊本学園大学)で「(裁判が終わると形骸化してしまうので)ハンセン病講座をやってもらえないか」と依頼を受けました。私は正直言って“自分の学生の教育のために使える”という教師根性があったのです。ただ、やっぱり講師をお願いする時に、「そういう教師根性でやっていたら、絶対に相手の方に『これは何のためにやっているのか』と見抜かれてしまう」、「踏み込んできちんと取り組むんだという自分の姿勢を出して初めて対等になれる」と言われました。自分のやっつけ仕事のような感じでやったら絶対にうまくいかない実感して、それから自分の姿勢がいつも問われていると思いながらやりました。

学園大では3年やったのですが、その後は学内事情で講座から外されてしまい、うちの家内からは「あなたは3年必死でやったから、もうやらないで済みますよね」と言われました。開講当

初、全療協の神さん、今の会長から「ハンセン病をやったら命を取られるよ」と言われ、最初はそれがどういう意味か分かりませんでした。人間として（ハンセン病と）付き合った以上、3年やってみて「はい、じゃあ仕事が終わったので私はここで失礼します」というわけにはいきませんでした。それで、その後、ハンセン病市民学会を立ち上げるようになったので、今はその思いが分かります。

次に、事実経過について。11月21日に熊本地方法務局と県が旅館業法違反の容疑でホテルを告発しました。18日に知事が東京の法務省人権擁護局に行かれて相談をなされた結果ではないかと思うのですが、熊本地方法務局と県とで検察に告発することを検討された際、旅館業法違反以外での告発の方法があるか否かということについて検討されたのでしょうか。

（潮谷前知事）

検討しました。私自身模索しましたが、私の知恵だけではダメだったので、当時、国から出向してきていた副知事が法律にもものすごく詳しくあったため、彼に（他の方法がないかと）尋ねました。熊本県の人権擁護局にも告発して、そこからすぐ検察庁に動いてくれましたが、検察庁と国との連携の中で出てきたのが、実は人権侵害に関わる罰則規定がないということでした。そのことは、私自身、人権擁護委員をしていたし、しかも同和問題に関わっていて、この方々が人権問題に関わる法律の整備、人権救済法の制定をおっしゃっていたことも知っていたのですが、そこは私の中で全然つながりませんでした。人権に対して何か法律があるはずという思いがすごくあったので、ないという現実をこの時に嫌というほど突きつけられました。

旅館業法の範囲では（営業停止が）最大5日間。それでも、私はなんとかならないかとあがきました。こういうことにこそ罰則をもってやっていいという怒りがあったんですね。しかし、現実には営業停止3日だけ。私は5日と主張しましたが、やはり法律論の中で考えると、5日間の営業停止を決定するには伝染病が出てすごい状況になったとか客観的なものがないといけません。それで最終的に私が引っ込んだわけです。本当になんとかならないものだろうかと思いました。

—旅館業法違反というのはひっかけているだけの法律だから。

（潮谷前知事）

刺青とかの類ではないだろうという感じで。

—知事が告発したいと考えた時、おそらく知事の中でこれは絶対に納得できないという思いがあったのでは。

（潮谷前知事）

とにかく多面的に検討して、何か他にないかとあがきました。



一法律の不備、法律の壁とでも言うのでしょうか。

(潮谷前知事)

あらためて人権救済法が日本にはないという現実にぶつかったし、いまだに整備されていないのですね。これは問題だと思うし、世界的に見ても恥ずかしいことだと思います。では、どう整備していくのかと問われると難しい問題がたくさんあるとは思いますが。

一志村さんが言われるように、「法律は人権侵害を何ら保障しない」と。だから、ご存じかと思いますが、何十通もの差別文書を送った人間も、長い文書の中で、「笛吹川に落とすぞ」というのと、あと一つのたった二つの文章が「これは脅迫だ」ということで逮捕されました。あの文章がなかったら捕まえられませんでした。

(潮谷前知事)

差別文書であっても、「殺すぞ」とかそういった言葉がない限りどうしようもない。本当に人権侵害に関わる法律や救済法がないというのを嫌というほど味わいましたね。

一捕まった人間は「人権侵害はやったかもしれないけれど、犯罪を行ったつもりはない」と言いました。

(潮谷前知事)

この問題が起きた時、県の法務局と警察、国の人権擁護局が敏速な動きをしてくださったのには感謝しています。後で聞いてみたら、やはり文書を整えて国に出すまで、地元の法務局はものすごいエネルギーを割いてやってくださったということでした。そういった意味では、自治会の皆さんたちもとても信頼を持たれたのではないのでしょうか。

一次に、26日に抗議をしたことと合わせて、自治会も文書を出されています。これは同時期にされているので、自治会はその行為について県と打ち合わせをされたのでしょうか。

(潮谷前知事)

私の方には自治会から相談があったという話はありません。ただ、南小国町長と黒川温泉には、私の方からご迷惑をかけたことへのお詫びと、なぜ明確に地名を言ったかという理由を申し上げました。「某温泉地」と言った時に熊本県全体の温泉地が疑われる可能性があったので、むしろ明確に出すことによって、県としても場所の信ぴょう性を出すことにつながったのです。それに対して南小国町長は、とても理解があり共感していただきました。そういった流れの中で(自治会の)抗議につながったのではないのでしょうか。

—今までの自治会の姿勢からすると、抗議という形で意思表示するという事で、気持ちの整理がついたのではないのかと思います。

(潮谷前知事)

自治会の方々は冷静で、いろんなことを経験していらっしゃるの、ここで何をやらなければならないか鍛えられていらっしゃるのではないのでしょうか。初めて経験して右往左往するという事ではないし、怒りに任せて行動するという事でもない。怒りは怒りとして内側に秘めながら、むしろ冷静に自分たちはここで何をすべきかという知性を持った行動だったと思います。

—県や知事の方から依頼したのではなく、県が法務局などと一緒にやっていくことに対して背中を押した方がいいという、自治会なりの冷静な判断があったのでしょうかね。

(潮谷前知事)

県をバックアップするという事ではなく、自治会は自治会として、県は県としてという状態だったと私は思っています。

—今度は知事の思いについての感想を伺いたいと思います。11月17日に自治会とホテル側のやりとりの結果報告があったということですが、その時のけんもほろろなホテル側の対応についてのどのような思いを持たれたのでしょうか。そして、そのことが公式の記者会見の表明に結びついていたのでしょいか。

(潮谷前知事)

それはなかったですね。私の中であったのは、県が行うふるさと訪問事業に対してアイスター側が取った行動への思いだったので、やりとりの経過を聞いたからといってそこに傾聴はなく、むしろ県として受け止めた流れの中で私自身は行動していきました。

—新聞記事に、「太田会長は潮谷知事の決意に『そうすると大変なことになりますよ。黒川温泉は県観光のドル箱でしょう。影響が強すぎるから公表は控えた方がいい』と、公表に反対であることを示唆する発言をした」とありますが、知事と太田会長の思いの違いについて、その時はどのように感じられたのでしょうか。

(潮谷前知事)

これは先ほどと一緒にになりますが、私とのやりとりの中で、太田さんはこんなに明確にはおっしゃっていません。公表については「県がおやりになるならば自分としてはとやかく言わないが、結果はどうでしょうかね」というような歯切れの悪い回答でした。

—太田さんが後でインタビューを受ける時に、太田さんの中で（当時を回想し）このような形で心の整理をつけたということですか。

（潮谷前知事）

そのように思います。その時はそんなに明確ではなかったのですから。

—宿泊拒否した温泉に対して、旅館業法違反でしか告発できなかったのですが、潮谷知事は差別問題に対して法制度が存在しないことについて、どのような思いを持たれましたか。また、熊本県の行政処分についてもどのようにお考えでしたか。

（潮谷前知事）

先ほど申し上げたように愕然としましたし、その3日間をめぐっても担当者と副知事を入れて相当やりとりをしました。あの時のことを思うと、副知事がとても冷静に対応していたので、これはどうしようもない、肩すかしを食ったという感じでした。“（営業停止が）たった3日間か”と。

—実際に問われているのは、人権差別ではなくて一般の客を断つてはいけないということに対してだけでした。これが警察を含め国には、この差別事件を処罰する仕組みがないという現実でした。

（潮谷前知事）

嫌というほど煮え湯を飲まされました。私は今度、国の人権教育啓発センターの評議員を引き受けましたが、日本の人権は国際的に見ても整備されなければならないことがたくさんあります。

—余談ですが、菊池恵楓園の将来構想についての骨子をまとめていく時に、私は志村さんと話し合ったことがあります。そこで、例えば、今まで園の外側でいろんなことを言ってきた人が中に住居を構えて、そこで差別が起きた時、差別に対する何の規制もなく言われっぱなしのままいいのだろうかということをお話しました。そういった人間に対処するためのルールをきちんと作っておかないと。今までだと、外から電話やファクスが来ていたとしても、これからは中から入ってくるわけだから。中にいる人間がそれをやりだしたらもっと打撃が大きいのではないかと。この問題については基本法をつくる時にそのような強制手段を設ける必要がないのかと、ずいぶん考えました。

（潮谷前知事）

地域交流が進んで行けばいくほど、そういった問題が今後出てくる可能性はあると思います。

今までいた方々以上の方が居住する可能性が今後出てくるわけだから。

—そういった場合の刑罰であるとか、なんらかの法的な整備が必要だと思いますが。

(潮谷前知事)

整備する必要はあるけれど、成立はなかなか難しいと思います。それは中にいる人の問題でもあるので、まずは中側のコンセンサスを得られるのかどうかということと、全国の療養所の方々も一緒になって考えなければならぬ課題であるので、そう簡単には成立しないのではないのでしょうか。やらなければいけないという課題は私も分かりますが、これが成立するまでというのはたやすくはない。おそらく善意で“そんなこと（差別）があるわけじゃないの”と思う方がいらっしゃるはず。

—そういったことに立ち向かうことに対して手足が十分に存在していなかったことに、じくじたる思いがあったと思います。

次に、アイスター社は12月20日に恵楓園を訪れ、宿泊拒否について初めて謝罪しましたが、その責任は県にあるという姿勢は最後まで変わりませんでした。アイスターの謝罪と県に対する責任転嫁とは、どのように結びついているとお考えですか。また、アイスター側の県に対する見解については、どのようにお考えですか。

アイスター側は、宿泊拒否したことに対して明確に謝罪したことはありません。そこがカギです。県側が（宿泊するのが菊池恵楓園入所者であることを）言わなかったことをあたかも免罪符のように語っています。それを言おうが言いまいが、泊めなかったことについて全面的に謝罪すべきなのに、そこに条件をつけて謝罪することは理屈に合わないと思います。

(潮谷前知事)

私もまったく同感です。結局、謝罪に名を借りて弁明に行ったのかという感じでした。「県がちゃんと伝えていれば、我々はこのような状態にはならなかった」と。「結果については謝るが、その原因は県にある」という弁明に終始されたと思います。謝罪を目的にしたのではなく「そこまでに至るまではこうでした」という立場の説明に行ったようでした。県としては、「また一から言わせるの？」という感じでしたね。

—私などは、彼らが県が言わなかったことを金科玉条のごとく、常に自分には非がないという理屈づけに使っているだけだと思ってしまいます。

(潮谷前知事)

いろんなところで聞かれた時に話したことですが、たとえば「私はしばらく前に風邪にかかっていました」と申告して温泉地に行くのかと。それから、「私はこういう痕跡がありますけど、

かつて皮膚病にかかっていました」と申告するのかと。治癒した人たちが行くのに、「(かつて)自分はこうでした」と申告はしないでしょと。そういう常識にのっとった上でのふるさと訪問事業であると、何回も何回も言っていました。にもかかわらず、「最初の段階で(宿泊する人が)ハンセン病元患者だと言わなかった」と繰り返すのは、やはりハンセン病そのものに対して理解がないということ。人権差別の根底に、医学的かつ病理的に理解していない無知さがあるということ。これは、宇野先生なども「医学者としてきちっと理解を促していくことが必要とされている」と言われます。単に人権侵害という言葉だけではなくて、ハンセン病そのものに対しての理解を促すという啓発が必要ということを教えてくださいました。

一恵楓園に総支配人が初めて来られた時の謝罪、これは宿泊拒否に対する謝罪ではなくて、世間を騒がせたことに対する謝罪でした。2度目は宿泊拒否したことに対する謝罪でしたが、「(県が)言った、言わない」がくっついてくると、この2回の謝罪は、本当に謝罪として評価できるのでしょうか。マスコミが謝罪の意味を検証せずに、その場の映像と共に「謝罪」という言葉を非常に軽く使って報道したことが、差別文書の背景にあるのではないかと思います。

(潮谷前知事)

私も同感です。あの時のマスコミの対応に、“やはり表面的にしか捉えてくださってないんだな”と思いました。中には、「(ホテルの)営業もダメになるような状態だから」という、相手側(の行動の趣旨)をきちんと理解して発言しているのかなと思われるような記者もいました。

—12月20日の謝罪も、知事は謝罪として受け止める意志はなかったのですか。

(潮谷前知事)

なかったですね。

一この問題からずれるかもしれませんが、政治家が何らかの形で大臣を辞める事態になった際、やった行為に対して謝罪をしたことはなく、世間を騒がせたことへの謝罪になっていますね。「謝罪」という言葉が便宜的に使われていて、謝罪をしたのなら中身を問わずに、すべて解消(ご破算に)してしまおうという市民感情があります。だから、恵楓園の自治会にとっては謝罪の意味を問うための会見だったのに、自治会が謝罪を断ったという誤解を生んでしまいました。

(潮谷前知事)

恵楓園の皆さんが謝罪を断ったということで、報道の中にも「謝罪をしているのに恵楓園の皆さんは許してないじゃないか」というような雰囲気がありました。“もう許してやっていいじゃないか”というニュアンスが見え隠れする感もありました。私は「謝罪になっていない」ということを(マスコミには)きちんと表してほしいと思っていました。

―謝罪には心からの謝罪と、謝罪というものを通した自己弁明があります。どうもここで行われたのは後者でしたね。

(潮谷前知事)

「自分たち（アイスター側）からすれば、出て来た現象は他罰的なものだけけれども、これだけ騒がれていますので謝ります」というような流れでした。そのような傾向は、政治家の方々を含めて非常に多いですね。

―今回は「謝罪」という言葉が大きなキーワードになっていて、自治会の皆さんも知事もこの言葉に翻弄されたというか、言葉の意味をちゃんと問うてほしいと思いました。

(潮谷前知事)

そう思います。

―最後に、11月20日にホテル総支配人が恵楓園を訪れ、話し合いが自治会の納得する内容（宿泊拒否について謝罪しなかった）にならなかったため謝罪を拒否したことが報道された後、自治会や県の姿勢に対する誹謗中傷の手紙・電話が自治会事務所、県庁、潮谷前知事宛てに届くようになりました。この社会の反応の変化の原因をどのようにお考えですか。恵楓園で開かれたボランティアガイド講座の特別講座でお話しいただいた時には、人権意識のない哀れみ、あるいは上下関係、それが背景にあったのではないかとお話しされましたが、「共感性」が大切とも言われていました。これらの点についてもう少し詳しくお話を頂きたい。

さらに、ガイド講座の中で、「ハンセン病のことを知識として知っていることが差別を解消することには直ちに結びつかない」という大事な指摘もされていました。この理解は、国や県の行う啓発活動について示唆を含んだ言葉だと思いますが、黒川温泉宿泊拒否事件を自ら経験されて、潮谷前知事の中では啓発活動のあり方についてどのような点で気付きがあり、どのような点で認識が深まったのでしょうか。

(潮谷前知事)

誹謗中傷については、私のところにもハガキが届きました。どうして私の住所を知っているのか、しかも同じ筆跡で毎日送られてきていました。この時、知事にプライバシーはないということを実感しましたね。また、毎日送られてくるものだから、（一緒に住んでいた）孫の目に触ったら良くないと思い、郵便局にお願いしてしばらくの間、私の住所だけを別のところに移したくらいです。

もう一つは、弱い立場の人がいる時に、その方々に対して哀れみや同情は人間にとって心地よいもの、自分より弱い人がいる、その人に自分は何かしてあげている、あるいは同情している、

理解しているというメッセージを届けるのは上下関係でしかないと思います。

私たちが当事者になることはできません。ただ、痛みに対して「辛かったですよね」と人間的な共感をどのように表現すればいいのかわからないけれど、それはきっと相手の心に届くものだと思います。そういったことが大事だし、共感したら、次のステップとしてその差別に対して“私に何かできることはないか”と考えることが本当の理解です。しかし、同等でないところでは「大変だね」と言うにとどまっています。そこには距離があって他人事。共感性が欲しいというのは、共感したら自分がどんな行動をすればいいか、そのための役割をどう担っていくのか考えるということです。もし行動にまで至らないとしても、自分の中に何か変化が起きてくる、こういう共感が欲しいですね。

また知識面について。どんなに私たちが「らい菌は感染力が弱い」と言っても、神経が侵されていくし、外側から見える形で顔貌に変化が起きてくることで、恐怖感を募らせるという歴史があまりにも長い。国連でもハンセン病に対する理解が訴えられたのは、ごくごく最近のことです。そのようなことを考えると、差別解消には直ちに結びつかないのではないのでしょうか。法律が定められた歴史よりも差別の歴史がずっと長いので、私たちは差別解消に対して、もっともっと啓発のあり方を考えていかなければならないと思っています。

それと、ハンセン病そのものが、いったいどんな差別を受けてきたのかという個別課題をきちんと検証していくこと。これは内田先生にも申し上げたいのですが、ハンセン病問題は水俣病と同じように多様な姿を持っていると私は思っています。たとえば就学権の問題、教育権の問題、居住権の問題、戸籍法上の問題、出生に関わるアイデンティティーの問題、今回の検証はあらゆる形でやってほしい。それがきちんとなされないと、本当の意味での啓発に結びついていかないという思いを私は持っています。

—その発言は私たちに与えられた課題ですね。

これまでの聞き取りの中でおっしゃったことは、潮谷前知事の人間形成の中に脈々として息づいていたものだと思います。最初の太田さんとの電話でのやりとりの際には、太田さんの気持ちと齟齬がありました。ですが、ずっと話をされて差別問題について相当深く考えられた時に、潮谷さんの中で持っておられた経験がうまく融合して、今おっしゃったような差別する側と差別される側との人間関係に関する考え方の整理が付き、ものの伝え方が出来上がってきたと思います。

(潮谷前知事)

おっしゃるとおり。この問題は“(自分は)表しか理解していなかったのではないか”という疑問を突きつけられました。実は、養護施設の子どもの問題も水俣の問題も共通しているところがあります。それは何かというと、「ふるさとが語れない」ということ。このハンセン病問題を通して、他の偏見や差別に思いを馳せて共通点の深さを知りました。個別では養護施設の子どもの思い、水俣を思いしていましたが、実は人権差別は(根底に)共通しているものがあるということに愕然としました。

—知事在任中、ハンセン病問題はどれぐらいのウェイトを占めていたのでしょうか。

(潮谷前知事)

私の中ではものすごく大きなウェイトを占めていました。というのは、夫の父がご承知のとおりずっと（ハンセン病問題に）関わっていたということと、潮谷自身が実は黒髪校事件の時に内田守先生などと話をし、未感染の子どもを慈愛園に連れて来ています。その時に父は、他の子どもと一緒に寝起きをさせられないということで、潮谷と一緒に寝起きをさせました。だから非常に身近にあったのですが、差別という気持ちは自分の中にはなかったため、この問題は差別のすさまじい現実を見せつけられました。

免田事件の時も、免田さんが「法律では無罪と言われたが、人々は無罪にしてくれない」とよく言っていたら、その時は“そういうものかな”と思っていましたが、今回は実体験として感じさせられました。おそらくこの問題は、これからもずっと私の課題であると思います。同じように水俣の問題も川辺川の問題も。

—ハンセン病市民学会が今年、青森で開催されました。その時に東日本大震災をどこかでベースにしようということになりましたが、ただ被災者に来てもらって話をしてもらうのはあまりに僭越だろう、語りたくないものを語ってもらうこともないだろうということを話し合いました。その時に、深刻な被害を受けられた方たちは言葉を持たない、「がんばろう」とか「絆」とか、被災していない人間が被災した人たちに多分通じるだろうと思って語った言葉が、被災者にとって何の共感も持ちえない、むしろ拒否するような言葉であるということを知りました。同情や共感を寄せて軽々な言葉をいろいろ作っていったのですが、その言葉一つひとつが相手に伝わらなかったのですね。

(潮谷前知事)

そこから何を受け止めて次につなげていくのか、これが「学ぶ」ということだと思います。それがなかなか…。水俣病で初期検証をきちんと確立していれば、福島原発事故も（放射能汚染が）拡散してしまわないうちに、初期調査のやり方が定着していったのではないのでしょうか。それをもっとたどっていくと、長崎と広島に原爆が落ちた時に、投下後の1週間の間に科学者たちがどう動いていたのかということが問われるのではないのでしょうか。

今回、長崎大学は、事故状況がまだまだ収まらない中で船を出し、待機しつつ福島の方へ向かっていきました。あのようなことが大事ではないのでしょうか。初期にどう対応するか。誤解を恐れずに言うと、原発をやめるとかやめないとか、それは個人個人の主張であると思いますが、日本として福島の原発をどう考えるかという時には徹底して科学的領域の中で追究していく、そこを教育者たちが声を上げないといけないのではないのでしょうか。な残留放射線の問題、廃棄物の問題、今なお家屋の中から出ているさまざまな問題を研究しないと。埋め込んでしまったからとい



って終わりじゃないと思います。今こそ本当の意味での原子力の研究体制が日本で充実されないといけない。日本が被爆国であること、そして今回の事故と、そこに課題があるわけだから、学術会議はそんな声を上げるべきだと思います。

—私は今でも福島民友新聞を毎日取っていますが、熊日や全国紙にはまったく出てこないような話、今でもどんなに困っているか、今、仮設自治体というのをあちこちでつくっていますが、それがうまくいっていない。

(潮谷前知事)

その一つひとつが大事な人生だから。

—私はずっと県の方々に「『ハンセン病は感染する病気ではない』というチラシをいくらまいても、知っているという人間にいくらまいても彼らの意識は何も変わらない」と言っています。「うつらない病気ですよ」というパンフをまくことに、啓発の効果があるとは私は思っていません。なぜうつらない病気なのにうつる病気だという誤解を招いてしまったのかということに切り込まないと意味がないのではないのでしょうか。

(潮谷前知事)

私も国賠訴訟後に思ったのはまさにそのことでした。遠藤先生がおっしゃるように、県は(啓発活動を)やったということで自己責任を果たしたつもりになっていたのではないかという思いがあって、もう一回アンケートをやろうということになりました。非常に高い回収率で、菊池恵楓園は84.1%、待老院が81.8%、星塚敬愛園が94.4%でした。その中で、入所者が園にずっと住みたいという思いの強さや、入所者がいったん社会に出ようと思っても戻れる場所がないという危機感が浮かんできました。その方たちのニーズに一つずつ応えていくというのが県の役割ではないのでしょうか。

—来年(2013年)のハンセン病市民学会は熊本で開催されます。そういったテーマの分化会を開き、健康づくり推進課のどなたかにも出席していただきたいと思っています。今回は、後藤さんという東京在住の肥後琵琶の名手がいらっしゃいます。潮谷さんが書かれた童話を大変気に入られていて、あれを説教節にして、オープニングに30分流し、全体として我々は何をすべきかというメッセージを発信する企画が進んでいますね。

(潮谷前知事)

—そういうのは大事だと思いますね。「天井の底が抜けたんです」という一人芝居もとても説得力があるし、水俣病では砂田明さんの一人芝居を東京で受け継いだ人がいて、分かりやすく生々しい。また、これはよく驚かれることですが、「(らい予防法は)改められても退所規定が入ら

ないという法律である」と話すとびっくりされるんです。「隔離がこの予防法の主体である」という話を日本社会事業大学でしていただいたら、先生たちが「初めて聞きました」「驚きました」と言います。だから、こういった啓発活動は繰り返し繰り返しやらないといけないと思いますね。

一本日は貴重なお話をお聞かせていただきまして、ありがとうございました。

聞き取り⑪

潮谷義子前熊本県知事

聞き取り日時／2012（平成24）年12月26日 午後2時～午後4時

聞き取り場所／熊本県庁本館13階展望会議室

聞き取り担当者／内田博文委員長

出席者 潮谷義子前熊本県知事

佐藤克之／熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課課長

柳田篤伺／熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課疾病対策班参事

一熊本県の福祉界は日本全体の福祉界と同様、善意でハンセン病患者とその家族のためによかれとあれこれ尽力することに全精力を傾けましたが、ハンセン病医学についての正しい理解、あるいはハンセン病問題の世界的な動向についての視野を欠きました。そのため、客観的には、国の誤った強制隔離政策に加担する、あるいはこれを傍観するという過ちを犯したという構図が当てはまるように思われますが、この点について御見解をお聞かせいただきたい。

（潮谷前知事）

一私の舅（潮谷総一郎氏）が（ハンセン病問題と）関わりを持っていたということで、県が無らい県運動の当事者であったという事の重大さは分かっていたつもりでしたが、私が知事になった時には既に国賠訴訟がなされていて、後に判決で県が責任を問われた時、改めてその実感を持ちました。正直に申し上げると、無らい県運動に県が関わったという事実認識はあっても、私自身が当事者の一人だったという認識はありませんでした。それで、無らい県運動を含めて国賠訴訟後に菊池恵楓園に謝罪に行くべきではないかというマスコミからの指摘を受けた時、私は初めて愕然とし、“なんと不条理な立場に私はいるのだろう”という思いを抱きました。それから無らい県運動と潮谷総一郎との関係を客観的に見始めたのです。

無らい県運動は、ご承知のとおり1920年代後半ぐらいから言葉としては登場していましたが、1930年以降になると全国的に展開されていきました。その最も大きい原因の一つが、1931年のらい予防法の改正です。そういったことから考えていくと、国賠訴訟で原告側が勝訴した意味はものすごく大きいし、やはり無らい県運動の検証は本来、県の責任においてされなければならなかったという、じくじたる思いがあります。

先ほども申し上げたように、私の気持ちの中には当事者意識がとても薄かったというのが正直なところです。それは私自身、折に触れて菊池恵楓園に行って入所者の皆さんたちと一緒に喜んでいた経緯があったので、入所者との距離がまったくありませんでした。そういった意味では、県が率先して無らい県運動を検証しなかったということは、先ほども申し上げたようにじくじたる思いがあります。

とても巧妙だったと思えるのは、皇室の恩を前面に出して日本人の心情を煽りながら無らい県運動を進めていったという点ですね。無らい県運動に協力した方たちの中には、国から宣伝され

た「ハンセン病療養施設は夢のような殿堂である」という言葉を、額面どおりに受け止めた方もいたのではないのでしょうか。福祉界の皆さんたちがそうだったのかというと、それを推し量る記録がないので何とも言えませんが、MTL（救らい協会）に関する資料を見てみると、「施設に入ることによって治療が受けられる」という宣伝をしているし、設立にあたっては賀川豊彦が協力推進部隊になっているということと、海外の方々もこれに関わりを持ってきている状況を考えると、結果的には利用されたんだろうと思います。日本 MTL、それから浄土真宗大谷派の光明会といった宗教団体も参加していますが、従来行われていたような、隣人が患者を密告して医師や警察が来るといようなストレートな密告というよりも、きちんとした食べ物と治療と住居が与えられるという宣伝をしたという意味で、関わりがあったのではないのでしょうか。しかし、それを結果的に検証した時に、福祉界も利用され加担した。これは歴史的に納得せざるを得ないですね。

もう一つは、戦後の無らい県運動の中で宮崎松記さんが果たした役割を考えていくと、これは私の想像ですが、熊本は他県に比べ相当運動が徹底していたのではないのでしょうか。そういう中で MTL の役割があったと思っています。潮谷総一郎の場合は、ボランティア活動で食べ物を届けたりしていたため、どこに誰がいるということを中心にきちんと把握していました。それで、宮崎松記さんに、「その人たちがちゃんとした（住む）場所を得られる。必ず治療するから住所を教えてください」と言われて（リストを）渡しています。摘発のような形で患者の住所を教えたということではないと思っています。

また、福祉界全体がどうだったかということを考えることは、なかなか難しいですね。今回発見された無らい県運動の資料の中には他の施設等の問題等々も出て来たのでしょうか。

（柳田参事）

今回の文書に記載はありませんでした。患者台帳など患者に関する文書が発見されましたが、他団体や他施設の関わりが記載されている文書はありませんでした。

（潮谷前知事）

1947年5月27日に宮崎松記さんが「らいの調査収容に関する意見」というものを出しています。その中で「らい患者の存在を知った者は無記名をもって、その居場所を保健所または県市町村の衛生当局に申告投書せしめる」ことを求め、戦前と同様に隣人の患者密告を奨励しています。本当に（患者を）刈り取るような形で無らい県運動を進めていったのではないのでしょうか。それと、2000人収容のための拡張をやっていることから推察すると、まさに無らい県運動を徹底して継続していったのではないかと。宮崎松記さんは、戦前の無らい県運動に関しては批判していますが、その理由は患者を摘発して徹底して外に出さないという施策の鈍さに対してです。だから、彼は戦後になってからおそらくそこを徹底したのでしょう。

—私は現時点での理解として、戦前と戦後とでは無らい県運動のやり方に少し変化が起きている

と考えています。戦後の無らい県運動では、地域住民が運動に積極的に参加する形で進められました。戦後は戦前以上に地域住民や各界が無らい県運動の担い手として登場してくるのが戦前との違いであると思います。

(潮谷前知事)

戦前の県衛生局の姿勢は、「自分のところに患者はいないんだ」ということを表現するために帳簿上にも数を抑えて記載する傾向がありました。しかし、戦後は患者を住んでいるところから療養所まで送ることまで徹底したので、台帳上抑えることよりむしろ実績を上げる方向へ転換しました。このように県の行政のあり方も変わりました。これは大阪の堺市などの文献の中で見ましたが、「どこどこに（患者）らしき者がいる」というすさまじい内容の投書が残っています。摘発に行った人は、道から家から、そこに住んでいた方に対して見栄のごとく消毒をやっています。一方で恐怖を煽り、一方で住民を巻き込むという巧妙な形ですね。MTL に関して、宮崎さんの文書の中では「MTL が協力を希望しているからである」というような言い方をしています。自分たちが MTL を利用したのではなくて、向こう（MTL）が無らい県運動に協力しているという表現をしていて、戦前と戦後の差がはっきり分かります。

一戦前以上に戦後は住民と各界が無らい県運動に参加していくわけですが、そこには二つのグループがあるように思われます。一つは、ハンセン病は非常に怖い病気で感染する恐れがあるという観点を持つグループ。こちらはハンセン病患者に対して非常に厳しい対応を取りました。もう一つは、ハンセン病患者は気の毒な方たちで社会の迫害にさらされ生活も大変なので、その方たちに対して何かしてあげなければならないという考えのグループ。竜田寮の通学拒否の時に通学反対派と賛成派に分かれましたが、あれが典型的な例です。どちらにしる全体としては無らい県運動を構成したわけですが、両者にはかなりのニュアンスの違いがあると言えるのではないのでしょうか。

(潮谷前知事)

私もおっしゃるとおりだと思います。結果的には無らい県運動の徹底に加担した形になってしまっているけれど、心情的に見ていくと同質ではありません。

舅が活着している時に聞けばよかったと思ったのですが、姑によると、舅は戦争に出征する時に、自分が住所を明かしたために療養所に収容された本妙寺周辺の患者の名前を自分の腹巻に書いて行っています。そのことについて夫と話したことがありますが、父は（自分が住所を明かしたために）療養所に送られてしまったという贖罪感で腹巻に名前を書いたのであろうか、それとも、ハンセン病故に、当時戦争に参加するという当たり前のことができなかつた人たちを慮る、言うなれば「あなたたちは戦争に行くことができないで無念かもしれないけれど、あなたたちの思いも私が一緒に持っていくます」という意味合いだったのか、そこは私たちにも分かりません。

また、菊池恵楓園に送った患者の方たちが草津の重監房に入れられたことを、父は後で知りま

した。そこで、父は重監房まで行って抗議をしています。自分が意図した救済ではなかったということ、身をもって知ったのではないのでしょうか。父が抗議した後、重監房の患者の方は解放されましたが、それから間もなく父は召集されています。これは私たち内輪の話ですが、あの当時だから、徴兵には国の施策に抗ったことに対する措置の意味もあったのではないだろうか。もしくは、あの当時、車が運転できる数少ない人材だったので技術者として徴兵されたのか、私たちの中では徴兵の意味も疑問の一つです。

父には“こんなはずではなかった”という思いがあったのではないのでしょうか。福祉的な心があったりキリスト教的な気持ちを持っていた方たちの中には、（求めているものは）こうではなかったという思いを抱いた方々がいらしたのではないのでしょうか。そして、残されている当時の書類の中で、「むしろ（自分たちが）協力を申し出た」という位置づけをされているということは、いかなるものかと。でも、それに反論するだけの資料や文献が残されていないので、とても残念に思います。

一熊本県の福祉界のハンセン病患者とその家族への対応は、日本全体のそれとは違う独自性があったのか、あったとすればどのような点で見られましたか。

（潮谷前知事）

これは想像でしかないのですが、厚生省の通達の中で「らい患者の一斉検診は昭和 15 年以來久しく行われていない。らい予防対策、増床計画を考慮するために再び一斉の検診を行う」ということで、一斉でやっていく過程で菊池恵楓園が果たした役割は相当厳しいものがあります。この一斉調査に関わる意見等々の中で、当時の菊池恵楓園園長だった宮崎松記さんは「患者台帳をきちんと整備すべき」とか、「（ハンセン病の）医療施設と一般の医療施設との直結をきちんと認識していくべき」といったことに触れています。もう一点、「患者を鉄道で輸送するためにも手続きを簡素化して、できるだけ早く収容すべきである」と言っているところを見ると、熊本県の無らい県運動は相当隅々まで浸透していたのではないのでしょうか。「ラジオ、新聞、その他報道機関を利用して趣旨の徹底を図ること」と言っているぐらいなので、相当徹底していたと思います。最初に無らい県運動が始まったのは熊本県ではありませんが、戦後は熊本県が結構イニシアチブを取っていたと推察できます。

一私どもの委員会でも熊本県のデータが少しずつ集まっていて、戦後については、熊本県が無らい県運動にかなり大きな役割を果たしていたという数字が出てきていますね。

（潮谷前知事）

経過は分かりませんが、姿勢を見るとそうではないのでしょうか。また黒髪校事件が起きた時、一般住民の方たちが未感染児童に対して、あれだけアレルギーを持っていたということは、無らい県運動が相当影響していたという推測も成り立ちます。戦前は、未感染児童への対応はそ

んなに厳しくはありませんでしたが、戦後のあの時期に起きた黒髪校事件がマスコミを含めてあれだけすごい状況を見せたというのは、おそらく無らい県運動の徹底と恐怖心を煽った結果ではないだろうか。だから、熊本県と他県とはそういう意味でやはり際立った違いがあると思います。

—私も同じ印象を持っています。未感染児童の通学拒否問題は、全国 13 療養所管内でもそれほど多くなく、黒髪と青森だけ。それを裏返して言えば、実は学校のクラスが、患者の情報を提供する場になっていたということもあるのかなという印象を持っています。

(潮谷前知事)

改めて検証してみると、熊本県は無らい県運動に対して当事者責任を追及していかなければいけないと思います。だから、資料がどの程度見つかったのか分かりませんが、できるだけ検証することが大事だと思います。他に資料は見つかりそうですか。

(柳田参事)

一生懸命努力して探しているところです。

(潮谷前知事)

先ほども申し上げましたが、水俣病の問題も実態や現場をきちんと捉える検証作業が大事なはずです。そのあたりがおろそかにされていることで、いまだに救われない部分があるのだから。無らい県運動もきちんと検証をやっていくことが、本当の意味での人間回復につながると思います。

—今までの質問と重複するかもしれませんが、熊本県における無らい県運動について、今までお話しくださったことに加えてご指摘があればお聞かせください。

(潮谷前知事)

無らい県運動で患者さんたちが入所したハンセン病療養所は、再び社会とつながりを持たせるというようなところではありませんでした。だから、無らい県運動は、地域社会との断絶と本人の生きていく意欲を同時になくさせた運動だったと思います。「らい」を外側に出さないという隔離政策は、予防法が改正されても残されました。熊本県は今回の検証の中で、無らい県運動を一つの現象として考えるのではなくて、それがらい予防法とどのように重なってきたのかという点を考えていくべきです。それが子どもたちの教育権にも及んでいくということを含めて、裾野を広げた検証がされるといいと思います。

—私も同じ印象を持っています。無らい県運動は地域社会で居場所がなくなるというか、居場所

をなくさせる運動という印象を持っています。

(潮谷前知事)

明治期ごろは、発症しても家族の中で看る人がいたら家族で見てあげてくださいという緩やかさでしたが、らい予防法により（患者を取り巻く環境が）どんどん変わっていきました。そして、無らい県運動は、まさに地域社会との断絶、退所規定をつくらないという改正、いや、むしろ改悪がずっと持続していきました。だから、「ふるさとを語れない」という、何歳で入っても自分のふるさとを語ることがふるさとに迷惑をかけるという思いを一方で形成させていった。それから「本名を名乗りますか？ それとも園での名前を考えますか？」という選択は、入所者のアイデンティティーをなくさせたと思います。本当に重いことを施策の中で進めていったと思いますね。

一家族を崩壊させるという面も、無らい県運動の大きな特徴です。家族は肉親を取るのか、あるいは自分自身が社会からの迫害にさらされないため、また地域社会での居場所を守るために肉親を犠牲にするか、二者択一を迫られる。どちらを選択しても家族は崩壊していく。

(潮谷前知事)

最近は盛んに「絆」という言葉を聞きますが、無らい県運動は、まさにこの絆を絶っていったのです。人間は不思議なもので、つながりが絶たれていくと性格も変わってしまいます。そういう意味では、（無らい県運動は）人間性も同時に傷つけていった、破壊された人もいたでしょう。

一私どもはただ今熊本県の無らい県運動を検証しています。検証にあたって注意すべき点がありますか。

(潮谷前知事)

私が言うのはおこがましいのですが、午前中にも遠藤委員と少しお話したことがあります。この検証は、無らい県運動にどのような問題点があったのかということを経験だけでは捉えないでほしい。本人の教育権が侵される、子どもの教育権が侵される、社会性も奪われる、経済的な意味で言えば、入所すると施設内でしか通用しない貨幣があったため流通も歪められている、それから集団という意味で考えた場合に夫婦のあり方も歪められている、命の継承の点でも歪められているということで、ハンセン病が引きずっている問題の多様性を検証してほしい。入所者自身にも心の傷害もあるし身体的な障害もあります。また、医学的処置を受けられなかったという障害もあるので、ハンセン病という一つの病の中にどれくらいの病理があるかということ、私はぜひ検証委員会の皆さま方に総論の中で浮かび上がらせていただいて、個別論に入っていただきたいと思います。



また、医療界の責任、行政の責任、マスコミの責任といった、各界の個別の責任が存在するでしょう。そのあたりも検証の課題として捉えてほしい。単に検証するだけではなく、次世代に何を残していくための検証なのかを再考し、次世代の道しるべと言うのか、人権差別をなくすために、私たちは次の世代に何を啓発していくか明確に出していただきたい。出されたものに対してはおそらく批判や非難が出てくるでしょうが、それはそれで次の作業の中で克服してほしい。検証報告書が出されたらそれで終わりではなくて、継続して検証がなされていくことがとても大事であると思います。これは司法も含めて考えていかなければいけない。それは、ハンセン病患者の方々にとってとても大事な人権回復の素材になっていくと思います。

—今おっしゃった部分と重なるものがありますが、再発防止についてこういうことも重要ではないかという点があればお聞かせいただきたい。検証というのは、事柄をただ明らかにすることでなくて、再発防止について検証を繰り返し行っていくことが必要であるなどといった具体的な提言をいただきましたが、もう少しそのあたりをお話してください。

(潮谷前知事)

人権擁護委員としてずっと関わりを持ってきたことも含めて考えると、人権問題は生まれた時から認識していくという風土づくりが大事ではないかと思います。今、目の前にある男女協同参画問題や高齢者虐待問題、そして性差の問題等々、実はそういった一つひとつがより良い形で人権と平等と自己実現が図られる社会形成を図ることにつながっていきます。ただ、ハンセン病だけが問題ではなくて、むしろ今日の社会では性差、年齢差、障害、あるいは国籍など、いわば人権全般のことを、小さい時からきちんと教えて経験させる土台づくりが重要になっていくのではないのでしょうか。単にハンセン病の歴史の中であった人権侵害を繰り返さないということではありません。水俣病に関する差別問題への取り組みを県は積極的に行っていかなければならないと思います。とにかく、人権感覚は小さい時から取り組まなければ体になじまないのです。私たちはよく「感性豊かな子どもたちを育てる」と口にしますが、では「感性」とは何か、それは価値認識に伴うところです。「感性」とは、一つは感情、一つは感覚、一つは感受性、この三つが価値認識に関わっていく部分です。そうすると、生まれた時から、やはり親と子との間で愛着関係が結んでいけるように、周辺環境がどのように整えられていくのか、あるいは子どもたちが発達に向かっていく時に、子どもたちの仲間だとか時間だとか空間だとかをどのように保障していくかにかかってくると思います。感受性というのは経験していった育つ部分があります。現代のように偏差値だけで人間の価値を決めていくような、そんな人間の価値判断は単純ではないということを学校教育も含めてやっていくところから整理することが、人権侵害の再発を防ぐことにつながるのではないのでしょうか。子どもの成長と発育に合わせて、私たちが人権と平等を一つひとつ認識していかなければいけないのではないかと思います。

—国連がハンセン病差別撲滅決議を挙げました。これには日本が非常に大きな役割を果たしてい

るわけですが、今後の世界のハンセン病差別とか医療に基づく差別をなくしていく上で、日本は自分たちが今までやってきたことを踏まえながら大きなリーダーシップを発揮していく、そのためにいろんなものを提供していくことが必要だし、世界の人たちを受け入れて、その方たちに対して学ぶ場所を提供することが必要でしょう。熊本は無らい県運動で非常に大きな役割を果たしたということを踏まえて、世界に対して熊本のメッセージをアピールし、世界的に貢献していくことが大事だと思いますが、いかがでしょうか。

(潮谷前知事)

私も同感です。国連は 2002 (平成 14) 年にハンセン病問題を人権課題として取り上げました。国連としては後も後になったのですが、いったん取り上げるとなったら非常に力を持っているので、私は今後も国連に期待したいと思います。それと、各県がハンセン病に対してどのような状況であったか認識して繰り返し啓発を重ねないといけないですね。いつの間にか一件落着きたいな、宿泊拒否問題も風化されつつあるのかなという感じを抱いています。

この前、客員教授をしている県立大学で、宿泊拒否問題をメインテーマにして学生たちに討論させました。問題に対して人権のフェアさを求めるだけではなく、人権がフェアな感覚でどのような時も理解されていく、そういうことをやはり日本の責任として、また熊本の責任としてやっていかなければと思います。

—先般、久しぶりにリデル・ライト両女子記念館にお伺いして、初訪問の方をご案内しました。最初に、テレビでライトさんたちの業績などをコンパクトにまとめて解説していただきました。それはそれですばらしいことで、ライトさんの業績の紹介も我々にとってはありがたいことであるし、評価すべきことだと思います。ただ、残念なことにそれで終わってしまって、その後の違憲の話とか国賠訴訟の話とか宿泊拒否事件といったことについて質問しても、あまりご存じないような印象でした。リデル・ライト両女史記念館は民間施設ですが、ハンセン病の歴史においては、ある意味、熊本県を代表するような施設です。そこに県外から来た方が、そのようなお話を聞いて“ちょっと違うのではないか”という印象を持ったまま帰られます。これは、熊本県がされていることと少し距離があるように思えました。

(潮谷前知事)

リデルさんたちがなされたことは、ものすごく大事だと思いますが、それが今日どのような問題をはらんでいるか、そこがむしろ語られることが、お二人がなされた仕事を検証することにつながると思います。ぜひ、そのような点をしっかり伝えていただきたい。社会福祉関係の方も熊本においでになると、あそこに行くと言って時間をつくって行っていらっしゃるから、そういったことでも違うと思います。

もう一つ、やはり宿泊拒否問題で浮かび上がってきた、人権救済法がないという空しさですね。そういったことも、退所規定がないというのと同じ意味合いがあります。

—最後に、今まで質問させていただいたこと以外で何かお話しされたいことはありますか。

(潮谷前知事)

検証報告の完成時期と、完成後は出版されるのですか。

—報告書を出すということで現在検討しています。

(潮谷前知事)

それは検証委員会として報告書を出されるのでしょうか。また、この報告書は法務省に対して出されるのですか。

—熊本県知事から委託を受けて検証作業を行っているので、知事に提出します。

(潮谷前知事)

知事の反応はいかがですか。

(柳田参事)

「しっかり検証するように」とその都度話が来ています。よく進捗状況を聞かれるので、随時報告させていただいています。

(潮谷前知事)

報告書を受け取った後、熊本県としてどうあるべきか、どうすべきか、ぜひ、知事にはそこまで踏み込んでもらいたいですね。多分この報告書は専門領域の方たちに読まれることになると思いますが、できれば一般県民に対しても、新聞紙上等マスコミの力を借りながら広報していただきたいと思います。

また、やはり日本の場合、全国的な話題になり難いというところがあります。ハンセン病療養所があるところでは（議論が）深まっていくけれど、ないところではそうでもない。人権というものは本来、普遍のものです。知事会か何かでぜひ発言していただいて、全国的に普遍化するためのステップにし、理解を深めていただけたらと思います。

—熊本の子どもたちがハンセン病を取り上げた作文と福岡の子どもたちのそれとでは、だいぶ違ってきます。熊本の子どもたちは表面的ではなく根っこのところでハンセン病を捉えていて、自分の生き方にするという作文が多い。それに対して福岡の場合、療養所がないということもあるかもしれませんが、かなり現象的な部分を書いています。これは今後の課題と思います。

(潮谷前知事)

私はしばらく長崎の大学に学長として赴いていましたが、長崎の方と話していると原爆に対して私が捉えている感覚と本当に違います。また、原爆について小学生に至るまできちんと受け止めている点で、やっぱり熊本とは違うと思いました。言葉は悪いけれど、原爆が自分たちの住んでいる場所でかつてあった出来事として、“ポピュラー”に受け止めています。だから、今おっしゃったように意味がよく分かります。

先ほど少し言いましたが、私（が知事在任中）の時に、小学5年の生徒さんたちは水俣病の現地に必ず行くことになりました。現地に行った感想文を見ましたが、それと同じように、菊池の園周辺の小学校の生徒さんたちだけでもいいから菊池恵楓園に行って、語り部の言葉に耳を傾けて交流することを教育委員会が義務付け、予算付けしてくれるとまた違ってくるのではないかと思います。それが熊本県における人権教育の一つの目玉にもなっていきます。水俣病の場合は2年かけて全カリキュラムを終わらせるという教育システムを採りました。最後はゴミの分別までたどり着くように企画してやっていますが、行った先生（の意識）が変わってくるという経験もあります。そうすると、また他の学年を担当されても違ってくると思います。

また、県でもハンセン病に関わる課だけではなく、教育委員会とつなげていくなど、いろんな部署とコラボレートしてやっていくことも大事ではないでしょうか。水俣病の語り部を県庁に呼んで研修しますが、あれと同じように繰り返し繰り返しやっていくことが必要だと思います。

一次につなげるような検証をしていきたいと思います。

(潮谷前知事)

この検証作業は大変だと思います。おそらく、いろんな文書が出てきていないのではないかと思います。

一やはりデータで裏付けていくということが必要。“こうかな”と思っても、直接のデータがないとなかなか進まないですね。

(潮谷前知事)

うちの大学で「どどこに誰々がいます」という投書が掲載された資料を3点見つけました。一つはアメリカ軍政下の沖縄のハンセン病患者取り締まりの資料で、それを見て、“こんな中で強制的にやっていたんだな”と思いました。もう一つは、長野県知事が無らい県運動の具体策として、患者家族に対し健康診断等を行い、無らい県運動に巻き込んでいたということが分かり、驚いてしまいました。予防接種や他の病気の集団検診の場を、実はひそかにハンセン病患者の発見の場にし、とても巧妙にやっているということを文献で発見してびっくりしました。ハンセン病患者の強制隔離政策において、「隔離は公共の福祉である」と宣伝されているのです。こんなものが公共の福祉と言われたらたまらないですね。

これだけ長い間恐怖心を煽ってきた責任は大きいです。

—通常の啓発ではなかなか距離は埋まらないと思います。これほどの恐怖心や差別を植え付けたのだから、それを上回る努力をしないとなかなか差別は解消しないのではないかと。

(潮谷前知事)

私もそう思います。小さい子どもの時からの教育が必要ですね。養護施設の子どもの、父親が刑務所から出て面会に来た、そしたら子どもが抱かれながらお父さんの手を見て、「お父さんの手にはどうして指がないの」と言って指の数を平然と数えている。触れることによって素直に表現できるし、そこには恐怖心がまったくないのです。らい菌によって神経がだめになって顔や手が変形していても、交流するから平気になっていく。何度も申し上げますが、小さいころから何度も園に行っていれば、それが当たり前になっていくので、ぜひやっていただきたいですね。恵楓園に保育所ができたのはとても良いことだと思います。その子たちが「病気でこうなったんだ」と、それが当たり前という捉え方をしていくことにつながると思います。それが私の希望です。

—差別の連鎖の問題で言えば、ハンセン病問題がたとえば放射能問題に連鎖していくとか、あるいは親の世代の差別が子ども世代に連鎖していくといった、いろんな連鎖があると思います。ハンセン病はハンセン病だけとして限定的にどうこう語るのではなく、連鎖を視野に入れて取り組んでいかなければいけないと思います。本日はありがとうございました。